優生保護法（優生思想）の地域浸透に関する研究

―宮城県―

船橋　秀彦

2024 年 1 月

全国障害者問題研究会茨城支部出版

優生保護法（優生思想）の地域浸透に関する研究―宮城県―

目　　次

発刊にあたって　(8)　( )は頁

Ⅰ　はじめに－研究の目的・方法と先行研究　(11)

1　研究の目的と方法

2　先行研究に学ぶ

3　日本と宮城県の優生保護法の地域浸透に関わる通史

4　開示資料一覧

Ⅱ　宮城県の優生保護法の具体化の展開過程―全般的状況－　(45)

1　優生保護法下の知事

2　優生手術者数の推移の全体像

Ⅲ　第 1 期　1948 年～1955 年　(54)

1　第 1 期（1948 年～1955 年）の主な優生手術関係事項　(55)

2　1952（昭和 27）年以前の状況　(55)

2・1　全国精神薄弱児施設幹部職員相互研究会（1951 年 10 月）の議論から

3　「都道府県衛生部長会議資料」の分析　(57)

補足　初期優生手術への取り組みとその後の関係について　(59)

4　1952（昭和 27）年度の優生手術　(63)

4・1　起案文書からわかること－1952（昭和 27）年度の優生手術の実態

4・2　「医師への委託書」と「医師からの請書」からわかること

4・3　他の資料との関係

5　1953（昭和 28）年度の優生手術　(74)

5・1　7 月 18 日の優生保護法審査会について

5・1・1　優生手術の委託

5・2　8 月 18 日の優生保護審査会について

5・3　9 月 21 日の優生保護審査会について

5・4　精神薄弱児施設亀亭園（施設長　山本武良）と優生手術

補論　親たちと優生手術　(88)

5・5　10 月 21 日の優生保護審査会について

5・6　12 月 17 日の優生保護審査会について

5・6・1　優生手術の委託

5・7　1954（昭和 29）年 1 月 25 日の優生保護審査会について

5・8　2 月 26 日の優生保護審査会について

5・9　3 月 25 日の優生保護審査会について

5・10　1953（昭和 28）年度の優生手術
5・10・1　優生手術の申請
5・10・2　優生手術実者の実態
6　1954（昭和 29）年度の優生手術　（114）
6・1　5 月 31 日の優生保護審査会について
6・1・1　優生手術の申請
6・1・2　優生保護審査会議事録
6・1・3　優生手術の委託
6・2　7月１９日の優生保護審査会について
6・2・1　優生手術の申請
6・2・2　優生保護審査会議事録
6・2・3　優生手術の委託
6・2・4　「再調査」となった対象者の検討
6・3　8月３０日の優生保護審査会について
6・3・1　優生手術の申請
6・3・2　優生保護審査会議事録
6・3・3　優生手術の委託
6・4　１１月１日の優生保護審査会について
6・4・1　優生手術の申請
6・4・2　優生保護審査会の議事録
6・4・3　優生手術の委託
6・5　１２月２３日の優生保護審査会について
6・5・1　優生手術の申請
6・5・2　優生保護審査会議事録
6・5・3　優生手術の委託
6・6　1955（昭和 30）年 3 月 15 日の優生保護審査会について
6・6・1　優生手術の申請
6・6・2　優生保護審査会議事録
6・6・3　優生手術の委託
6・7　1954 年度の優生手術の実態
Ⅳ　第 2 期　1956（昭和 31）年度～1961（昭和 36）年度　（142）
強制優生手術者数が減少し、再び増加に向かう時期
1　1956（亀亭園の火災）～1961（愛宕診療所の開設）の特徴　（143）
2・1　1957（昭和 32）年度の優生手術　（144）
2・1・1　審査会にかかわる資料

2・1・2　7月22日の優生保護審査会について
2・1・3　優生手術の委託
2・2　10月14日の優生保護審査会について
2・2・1　優生手術の申請
2・2・2　優生保護審査会議事録
2・2・3　優生手術の委託
2・3　12月24日の優生保護審査会について
2・3・1　審査会にかかわる資料
2・3・2　優生手術の申請
2・3・3　優生手術の委託
2・4　1958（昭和33）年3月10日の優生保護審査会について
2・4・1　審査会にかかわる資料
2・4・2　優生手術の申請
2・4・3　優生手術者の実態
2・4・4　一つの矛盾
2・4・5　優生保護審査会議事録
2・4・6　優生手術の委託
2・4・7　指定医師の変更
2・5　1957（昭和32）年度の優生手術の実態
3　1958（昭和33）年度の優生手術　(190)
3・1　優生手術の申請
3・2　12月28日の優生保護審査会について
3・2・1　優生保護審査会議事録
3・3　1959（昭和34）年3月4日の優生保護審査会について
3・3・1　優生保護審査会議事録
3・3・2　一つの矛盾
3・4　1958（昭和33）年度の優生手術の実態
4　1959（昭和34）年度の優生手術　(203)
4・1　分析資料の位置付け
4・2　優生手術実施医師の再指定
4・3　優生保護審査会の委員（1960年1月現在）
5　1960（昭和35）年度の優生手術　(208)
5・1　審査会にかかわる資料
5・2　4月12日の優生保護審査会について
5・2・1　優生手術の委託

５・３　6 月 23 日の優生保護審査会について
５・３・１　優生手術の委託
５・４　8 月 16 日の優生保護審査会について
５・４・１　審査会にかかわる資料
５・４・２　優生手術の申請
５・４・３　優生手術の委託
補　「名病」について　(221)
５・５　優生手術の実施の確認について
５・６　11 月 11 日の優生保護審査会について
５・６・１　優生手術の申請
５・６・２　優生手術の委託
５・７　1961（昭和 36）年 2 月 15 日の優生保護審査会について
５・７・１　優生手術の申請
５・７・２　優生手術の委託
５・７・３　優生手術の確認
５・８　3 月 27 日の優生保護審査会について
５・８・１　優生手術の申請
５・８・２　優生手術の委託
５・９　1960（昭和 35）年度の優生手術の実態
５・９・１　優生保護審査会と「請書」について
５・９・２　1960(昭和 35)年度の優生手術の実態
Ⅴ　第 3 期　1961 年度～1972 年度優生手術者数が全国 1 位の時期　(238)
１　宮城県の強制優生手術者数が全国 1 位を続ける時期　(239)
補　中央優生保護相談所　(240)
２　1961（昭和 36）年度の優生手術　(241)
２・１　審査会にかかわる資料
２・２　6 月 6 日の優生保護審査会について
２・２・１　優生手術の申請
２・２・２　優生手術の委託
２・２・３　請書について
２・３　入院期間への厚生省からの問い合わせへの回答
２・４　8 月 28 日の優生保護審査会について
２・４・１　優生手術の申請
２・５　11 月 28 日の優生保護審査会について
２・５・１　審査会にかかわる資料

2・5・2　優生手術の委託
補　優生手術実施に伴う注射料の問合せ　(254)
2・6　優生手術の実施の確認
2・7　1962（昭和 37）年 3 月 1 日の優生保護審査会について
2・7・1　審査会にかかわる資料
2・7・2　優生手術の申請
2・7・3　請書について
2・7・4　指定医師の変更について
2・8　1961(昭和 36)年度の優生手術の実態
3　1963（昭和 38）年度から 1986（昭和 61）年度の分析　(269)
3・1　先行研究－「調査報告書」の紹介
3・2　調査報告書からわかること
4　1963 年度～1986 年度の優生手術個人別明細書　(274)
4・1　1963（昭和 38）年度の優生手術個人別明細書の分析
4・2　1964（昭和 39）年度の優生手術個人別明細書の分析
4・3　1965（昭和 40）年度の優生手術個人別明細書の分析
補足　職親制度と優生手術　(284)
4・4　中央優生保護相談所附属病院（通称　愛宕病院）について
4・5　1966 年度の優生手術個人別明細書の分析
4・6　1967（昭和 42）年度の優生手術個人別明細書の分析
4・7　1968（昭和 43）年度の優生手術個人別明細書の分析
4・8　1969（昭和 44）年度の優生手術個人別明細書の分析
4・9　1970（昭和 45）年度の優生手術個人別明細書の分析
4・10　1971（昭和 46）年度の優生手術個人別明細書の分析
4・11　1972（昭和 47）年度の優生手術
4・11・1　優生手術個人別明細書の分析
4・11・2　優生保護審査会
Ⅵ　第 4 期　1973（昭和 48）～1996 年（平成年）
優生手術者数が減少から 0 になる時期　(323)
1　『衛生年報』に見る優生手術者数の変化　(324)
2　遺伝性への疑義　(327)
3　1973（昭和 48）年度の優生手術　(328)
3・1　優生手術個人別明細書
3・2　優生保護審査会
4　1974（昭和 49）年度の優生手術　(333)

4・1　優生手術個人別明細書
4・2　優生保護審査会
5　1975（昭和 50）年度の優生手術　(338)
5・1　優生手術個人別明細書
5・2　優生保護審査会
6　1976（昭和 51）年度～1986（昭和 61）の優生手術個人別台帳　(339)
6・1　1976（昭和 51）年度の優生手術
6・2　1977（昭和 52）年度の優生手術
6・3　1978（昭和 53）年度の優生手術
6・3・1　優生手術個人別明細書
6・3・2　優生保護審査会
6・4　1979（昭和 54）年度の優生手術
6・5　1981（昭和 56）年度の優生手術
6・6　1986（昭和 61）年度の優生手術
Ⅶ　資料「優生手術個人別台帳一覧－1963 年度～1981 年度－」　(345)
Ⅷ　優生保護審査会　(370)
1　優生保護審査会
2　優生保護審査会の構成員
Ⅸ　補足資料（論文等）　(379)
1　優生保護法下における去勢手術をめぐって
2　優生保護法の地域実態に関する研究―宮城県・1953 年度の強制優生手術の実態―
終りに　(386)

注　本稿は歴史研究の発表のため、「精神薄弱」「精神分裂病」等、今日では使用することが不適切と判断されている用語についても、当時の歴史的背景を明確にするためにそのまま歴史的用語として使用している。

発刊にあたって

優生保護法は，戦後 1948（昭和 23）年に成立（第 2 回国会，1996〈平成 8〉年廃止）し，法の目的には「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」とあった。その後 1949（昭和 24）年 5 月，1952（昭和 27）年 3 月等に「改正」され，強制優生手術の申請が医師の任意的判断から「申請しなければならない」と義務付けられた。また優生手術の対象を拡大し，遺伝性疾患（第 4 条）だけでなく，ハンセン氏病や「遺伝性以外の精神病，精神薄弱」（第 12 条）者にまで拡大した[1)]。衛生年報等の統計によれば，「遺伝性疾患」を根拠とする強制優生手術の件数は 1955（昭和 30）年の 1260 人，「非遺伝性精神疾患」を根拠とした件数は 1954（昭和 29）年の 160 人を最高にその後漸減するが 1989（平成元）年まで続いていた。

優生保護法によって，強制不妊手術を強いられた障害者が，国を相手に裁判を起こした。2019（令和元）年 5 月に仙台地裁で裁判の判決があり，優生保護法は個人の尊厳を踏みにじるものであって，憲法第 13 条の幸福追求権に違反し無効であるとしながらも，原告の請求を棄却するものであった。その後の判決でも「除斥期間」を根拠としながら，請求を棄却するとの判決が続き，原告は不当判決として控訴し裁判は続いていたが、2022（令和 4）年 2 月の大阪高等裁判所の控訴審判決においては，除斥期間（提訴できる期間を 20 年間とする）について「人権侵害が強度であり･･･国が，優生保護法・施策によって障害者等に対する差別・偏見を正当化・固定化，さらに助長してきたとみられ･･･」「除斥期間の適用をそのまま認めることは，著しく正義・公平の理念に反する」として逆転勝訴の判決を出した。続く 2022（令和 4）年 3 月東京高等裁判所の高裁判決でも「著しく正義公平の理念に反する」「国の最高法規である憲法に違反する法律に基づく施策によって生じた被害の救済を，憲法より下位規範である民法 724 条後段（注，除斥期間）を無条件に適用すること」は「慎重であるべき」として逆転勝訴した。その後、除斥期間の適用を制限し被害者救済の判決が続いたが、2023（令和 5）年 6 月の仙台高裁の判決において再び除斥期間の適用を認めた、いわば司法判断の流れにブレーキをかけた。

そのような状況下であるが，障害者への優生手術の事実の検証は十分にされているとはいいがたい。この様な状況にかんがみ，戦後成立した優生保護法の下，障害者への優生手術がどのように行われてきたのかを，地域（都道府県）に視点を当てて明らかにすることを目的に，全障研茨城支部では，研究プロジェクトチームを編成し研究を進め，優生

1 冊 1200 円，送料込みで 1500 円で，お分けしています。ご希望の方は，下記のメールアドレスに，氏名と住所，電話番号をご連絡ください。
船橋秀彦 funabashi@msi.biglobe.ne.jp

保護法の地域実態研究交流会（2019〈令和元〉年 6 月 1 日～2 日，於土浦市）の開催をはじめ各種研究会等で成果の一部を報告してきた[2)]。そして，『茨城の障害者問題研究　第 16 号－特集　優生保護法下の優生手術の地域実態に関する研究』（2020 年 2 月，全障研茨城支部）として，それまでの研究成果をまとめ発刊した。こうした一連の研究に続き，神奈川県の地域実態を明らかにした研究成果のまとめを、2021（令和 3）年 11 月 26 日に，全国障害者問題研究会茨城支部のホームページ（茨障研と検索）に『優生保護法（優生思想）の地域浸透に関する研究　－神奈川県－』（全 174 ページ）としてアップした。
http://kareido-on-web.la.coocan.jp/ibashouken/yusei_kanagawa.pdf

また同様に、2023 年 1 月 7 日に京都府の実態の分析を『優生保護法（優生思想）の地域浸透に関する研究－京都府－』（全 127 ページ）として、茨障研のホームページにアップした。
http://kareido-on-web.la.coocan.jp/ibashouken/yusei_kyoto.pdf

また，研究仲間である小森淳子さん（全障研岐阜支部）は「岐阜県における障害のある人に対する強制不妊手術に関する一考察－岐阜県優生保護審査会議事録から見えてくること－」（『岐阜協立大学論集』第 54 巻第 2 号，2020 年 12 月），船橋は「子どもを作る権利を奪われた人たち―優生保護法下，強制優生手術をされた人たちの実像―」（『季刊セクシュアリティ―』No.90，2019 年 4 月）等，公表してきた。本報告は，これらに続く研究で全国第 2 位と強制優生手術者が多かった宮城県における優生保護法の具体化過程を明らかにしようとしたものである。

ここで少し，研究方法に関わり，われわれが"地域"にこだわる理由について補足しておきたい。優生保護法との関係でいえば，優生保護法と言う法律が各地域で具体化されること，それは「地域的な特殊性をもって地域的変様態として，現象する」のである。具体的・個別的な地域の特殊性の中に，日本と言う一般性や普遍性が含まれている。だから，地域（特殊性）に着目し，分析することは同時に宿っている一般性や普遍性をも明らかにすることになる[3)]。

本研究のもう一つの特徴は，資料の収集方法にある。優生保護法下での優生手術の実態にかかわる資料は，歴史の負の側面ということもあり，一般にも，公的にもほとんど見かけることはない。収集できないのである。そこで筆者らは，行政文書公開請求との方法をとり，それによって開示された資料に基づいて研究を進めることとした。この方法は，旧優生保護法問題に先駆的に取り組んでいた毎日新聞社の取り組みから学んだものである。しかし開示されても，多くの資料は，黒塗りで分析の仕様がない場合もある。東京都の開示文書は，ほとんどが黒塗りである。そこで，全国の都道府県の開示請求に先駆的に取り組んだ毎日新聞社の経験をまとめた『強制不妊－旧優生保護法を問う』（毎日新聞取材班，2019 年 3 月）の巻末資料の「34 道府県の開示資料から」を手がかりに，資料の存在と開示状況を踏まえて，資料のある神奈川県・京都府から資料を得ることとした。

ただ今回は、そうした資料の開示条件を除いて、強制優生手術者の多い地域（都道府県）である宮城県を対象とすることとした。最も優生手術者の多い北海道ではなく、宮城県にしたかというと、2023 年 3 月の全国障害者問題研究会主催の発達保障研究集会で、最初に裁判を起こした宮城県の佐藤路子さん（仮名）のお話を聞く機会を持ったからである。

なお，最後になるが，「地域に依拠して研究を進める」と言い，本冊子では宮城県をとりあげるのだが，筆者は茨城県（笠間市）に住んでいて，宮城県の地理や歴史などまったくわからない。そのような弱点があるため，宮城県に住む人たちにとっては自明な，あるいは明らかにできることでも，筆者には困難なことがある。どうぞ，宮城県に詳しい皆さんが，この拙論を宮城県という地域にもとづいて深めて下されば幸いです。

1）石井美智子「優生保護法による堕胎合法化の問題点」（『社会科学研究』34 巻 4 号，1982 年）。

2）日本特別ニーズ教育学会では，船橋秀彦「優生保護法の地域浸透に関する研究（2）―茨城県における優生保護法の具体化過程の解明，1955 年資料を手掛かりに―」（2020 年 10 月・オンライン開催），同「優生保護法の地域実態の研究－神奈川県・1962 年度－」（2021 年 10 月・オンライン開催）で継続研究の報告（自由研究）をした。学習会では，全障研神奈川支部（2019 年 7 月），全障研青森支部（2019 年 11 月），きょうされん優生裁判情報交流会（2021 年 12 月 16 日），全障研千葉支部（2022 年 2 月 20 日），きょうされんに茨城支部（2022 年 9 月 3 日）で成果の一部を報告（船橋が講演）した。

3）船橋秀彦「第二次世界大戦前の地域障害児教育史－地域障害児教育史の茨城県における展開」（『障害者問題史研究紀要』第 32 号，1989 年 4 月）。なお，このような地域観や「地域的変様態」との用語は，今橋盛勝「杉本判決と教師の専門性－教育運動と教育理論」（『茨城大学政経学会雑誌』第 28 号，別冊，1971 年 3 月）から学んだ。

Ⅰ　はじめに－研究の目的・方法と先行研究

1　研究の目的と方法

優生保護法（1948〈昭和 23〉年 6 月制定，7 月 13 日公布，9 月 11 日施行）による優生手術の実態を，地域に視点を当てて明らかにする。筆者は既に茨城県、神奈川県、京都府の事例をまとめているが，本報告の分析資料は，2023（令和 5）年 1 月 5 日付，宮城県知事宛てに「優生保護法（優生手術）の地域実態に関する研究」を目的に「行政文書の開示」（インターネットより）を申請して得た資料に基づくものである。入手した資料は，「表 4－1　宮城県所蔵の優生保護関連資料一覧表」の資料（計 1527 枚，白黒，A3 版）である。宮城県の 1953（昭和 28）年から 1996（平成 8）年までの優生手術に関する資料である。この資料から宮城県を事例に，優生保護法がどのように地域で具体化・展開されたかを明らかにすることを目的にする。

なお本稿では，現在では偏見的で差別的用語として用いられていない「精神薄弱」「精神分裂病」「精神病院」等の用語を歴史的用語として使用する。

2　先行研究に学ぶ

先行研究には以下がある。

■利光恵子のまとめたもの

・利光恵子「優生思想・政策の歴史－特に強制不妊手術の概況」（障害学会 2018　シンポジウム　旧優生保護法訴訟から考える障害者の生、2018 年 11 月。
・利光恵子「優生保護法のもとでの強制不妊手術と公文書」『立命館生存学研究』vol. 3。
・利光恵子「優生保護法のもとでの強制不妊手術と公文書」（パワーポイント資料）2018 年 12 月 1 日。
・利光恵子「旧優生保護法の運用実態と優生手術の様相―1950～60 年代の公文書から」不明。
・利光恵子「優生思想のこれまでとこれから－優生手術の実態と人権回復に向けて」2023 年 1 月 14 日、パワーポイント資料。
・利光恵子「強制不妊が奪ったもの―宮城県における優生手術被害者の証言とその背景から考える」『賃金と社会保障』第 1831・1832（8 月合併号）、2023 年 8 月。

利光は、優生裁判の原告の一人、「飯塚淳子さん（仮名）の場合」を次のように記している。

「飯塚さんは、宮城県の山村に、7 人兄弟の長女として生まれました。家庭は貧しく、生活保護を受けていました。父親は病弱で働けず、母親が行商などの仕事をして家計を支えていたため、飯塚さんもその手伝いのために、学校を休むことも多かったといいます。1960 年、中学 3 年生の時に、民生委員からの通告をきっかけに、軽度知的障害児入所施設（注・船橋、小松島学園）に入所します。中学卒業後、施設側の意向で職親に預けられ、住み込みで働くことになります。職親というのは、知的障害者を預かって社会適応できるよう職業訓練等をする人ですが、飯塚さんは、その職親からひどい虐待を受けられたんですね。1962 年 12 月に、職親からの働きかけを受けて、社会福祉事務所から宮城県精神薄弱者更生相談所に知能検査などの判定の依頼がなされます。1963 年 1 月、彼女が 16 歳の

時に、更生相談所で「精神薄弱者、優生手術の必要を認められる」と判定され、その 1〜2 か月後に、宮城県中央優生保護相談所附属診療所で不妊手術を受けさせられました。この附属診療所というのは、一般外来は行わず、4 条、12 条による強制不妊手術のみを行う医療機関でした。」

また、利光はパワーポイントで宮城県の優生保護法にかかわる紹介をしている。紹介では、強制優生手術の推移、優生保護審査会、愛の十万人運動、中央優生保護相談所附属診療所、県立亀亭園園長の山本武良の言説、優生手術個人別明細書から優生手術者にかかわる一覧について報告している。

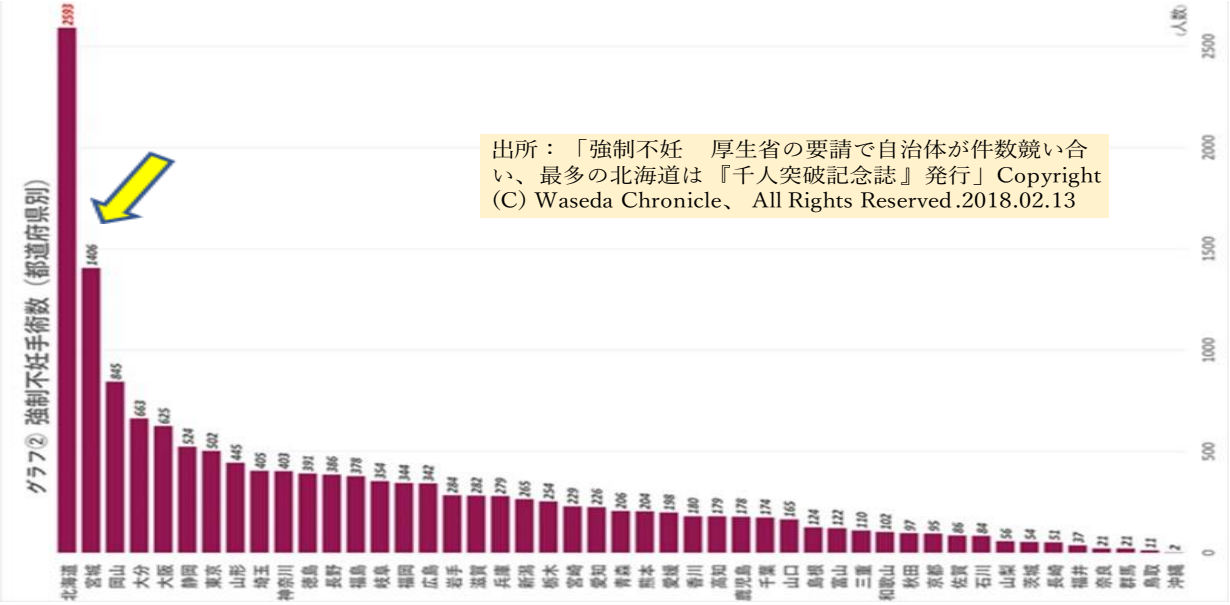

出所：「強制不妊　厚生省の要請で自治体が件数競い合い、最多の北海道は『千人突破記念誌』発行」Copyright (C) Waseda Chronicle、 All Rights Reserved .2018.02.13

≪宮城県の優生保護審査会・1960（昭和35）年度≫

利光恵子「旧優生保護法の運用実態と優生手術の様相―1950～60年代の公文書から」から引用・作成

構成区分	委　員
医師	委員長　東北大学医学部精神科教授
	東北大学医学部産婦人科教授
裁判官	地方裁判所長
検察官	地方検察庁検事正
学識経験者	県医師会長
	県議会議員
	県助産婦会長
民生委員	
行政庁官吏	副知事
	県衛生部長
計	9人

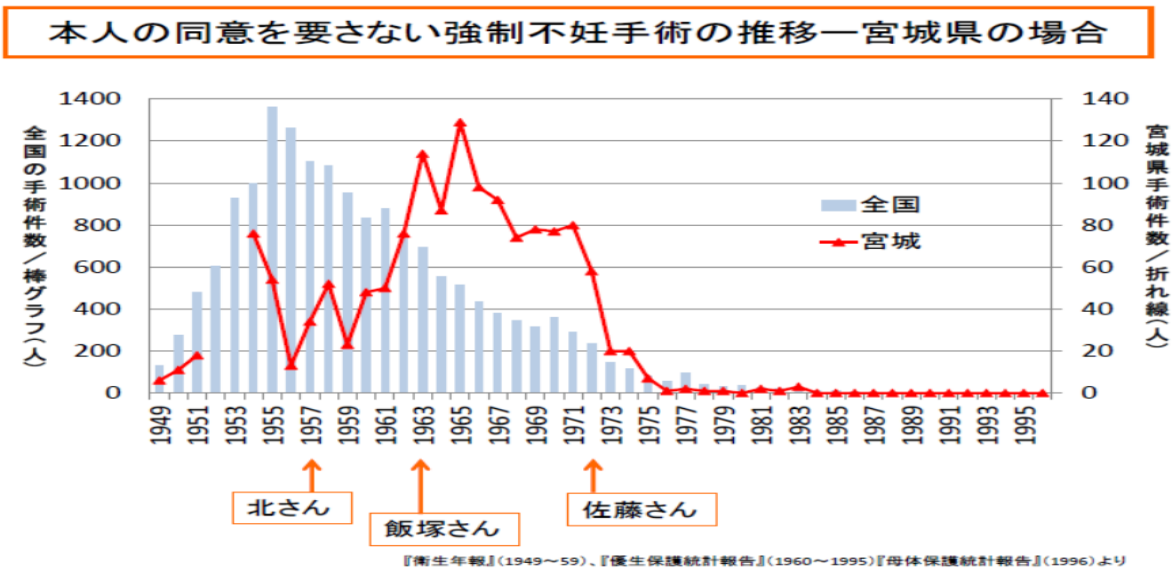

宮城県における「愛の十万人運動」と強制不妊手術

- 1956　県内唯一の精神薄弱児施設「亀亭園」焼失
- 1957　「宮城県精神薄弱児福祉協会」設立
  ➡官民あげての「愛の十万人　県民運動」

➢ 福祉協会のしごと
（1）県民のなかに精神薄弱児をしあわせにする考えを広める
（2）精神薄弱児のいろいろな施設を整備してやる
（3）特殊教育をもりあげる
（4）優生保護の思想をひろめ、県民の資質をたかめる
「遺伝性の精神薄弱児をふやさないという優生手術の徹底」
「（産児制限の普及により人口増加は抑制。だが）精薄の家庭は全然減っていない。悪貨が良貨を駆している」
（『趣意書―ちえおくれの子をしあわせにするしごとのかんがえ』
宮城県精神薄弱児福祉協会発行）

17

- 1960　寄付金により、知的障害児施設「小松島学園」を設立

宮城県中央優生保護相談所附属診療所の概要（1）

- 1950　宮城県が愛宕病院開設（性病科、皮膚泌尿器科、婦人科）
- 1954　優生保護相談所を附設

- 1962年6月　宮城県中央優生保護相談所附属診療所として開設
  廃止：1972年10月
  開設者：宮城県知事　　管轄：仙台市南保健所（当時）
- 診療科目：産婦人科・泌尿器科
  （「優生保護法第4条と12条による手術のみ、一般外来は行わない」）
- 管理者：長瀬秀雄
  スタッフ（開設当時）：医師1人、看護婦2人、助産婦1人
- 建物：木造モルタル厚型スレート平屋建て、病室：2室、7床
- 1964年に手術室および準備室の改造工事（在来診療室を手術室及び準備室に改造）

18

（「宮城県中央優生保護相談所附属診療所開設許可書」、「宮城県中央優生保護相談所手術室及び準備室改造工事関係書類綴り）

宮城県中央優生保護相談所附属診療所の概要（2）

	附属診療所関係	
	入所人数	入院延日数
1962年度	76	630
1963年度	97	719
1964年度	95	747
1965年度	100	835

『昭和40年衛生統計年報』（宮城県衛生部編集、1967年発行）

19

宮城県の場合――1960年代

- 長瀬秀雄医師（中央優生保護相談所長／附属診療所長）の第9回家族計画普及全国大会（1964.11.5～6）での発言

「宮城県における家族計画普及事業は、特に人口資質の向上の問題についても取り組んでおります。その対策として・・・、人口資質の劣悪化を防ぐため精薄者を主な対象とした優生手術を強力に進めております・・・
この実践機関として、昭和37年5月、県立中央優生保護相談所同附属診療所が設置され、保健所併設の優生保護相談所、福祉事務所、市町村、地区組織と提携して事業を進めております」

（長瀬秀雄、1964、「宮城県における家族計画事業」『第9回家族計画普及全国大会資料』）

当時、知的障害者を対象とした優生手術が、地域ぐるみで精力的に行われていた

宮城県での知的障害児への優生手術（1）

- 1950.5.宮城県立精神薄弱児入所施設「亀亭園」開設。
山本武良医師（東北大学医学部精神科出身）が、1979年に急逝するまで園長を務めた。
県精神衛生協会評議員、県精神薄弱者愛護協会長、船形コロニー所長兼務など医療・福祉界に影響力大。

私は病院にいた時から優生手術をやっていた。・・・その頃、亀亭園というと、ずるいところで、居る子供達、片っ端から優生手術をやって、苦労しないようにしている、なんて悪口言われたこともありましたけどね。
・・・優生手術なんかもやってきましたけど、中には失敗したのもありましてね。だいたい遺伝性をみてやってはいたんです。ところが結婚したのもいるわけですよ。「先生、子どもをつくるように直してよこせ」って電話かけてよこして、頭いたくなって「お前、子供をつくると、これこれこういう風な子供出来る可能性が多分にあるから、つくらない方がいいんだぞ」なんて言ってやったりした。

（山本武良、1975,「東北地区における精神薄弱福祉の回顧と展望」『30年のあゆみ　宮城県亀亭園開園30周年記念誌』:110-117.〈昭和50年度（1975）第12回東北地区精神薄弱者施設職員研究協議会福島大会での講演より〉

宮城県での知的障害児への優生手術（2）

- 「10年前、私がこの施設で初めて、申請した児童の一人は、正直に云うと、遺伝性の精神病ではない。私がこの児について最初に考えたのは、この児が大人になった時、果たして社会的に性的な問題を起こさずにすむかどうかと云う事であった。・・・もし万一のことがあっても出来るだけ問題を小さくする為には、せめて子供だけでも生まないようにしてやるべきではないだろうか。」（山本　1981:211-212）
- 「優生保護法を読んでみると、よく考えて作ってあるように思われるも、悪用されない様、弊害がおこらないように注意してある。しかし私達はこう考えるのである。子供を育てる能力のないものに子供を産ませてどうなるのだろうか。・・・私達は精薄者の場合は遺伝性でなくとも優生保護をうけられるように、法の枠を広げてほしいものと望んでいる。」（山本　1981:213）

山本武良、1981,「精神薄弱児その諸相―講義のための下書きから」『山本武良遺稿集』

宮城県での知的障害児への優生手術（3）

- 実を云うと、優生手術は、法律で遺伝性のものだけに定められているのである。法で定められてる範囲のものは無論問題ないのだが法の適用をうけないものはどうしたらいいだろうか。私は何とかやってきた。が、どのようにやって来たかは残念乍ら公表できない。・・・優生手術だけですむなら、実は未だいいのである。重症の児童が増えるにつれて、問題の様相はさらに変化してきた。男の児は問題でないが女児が問題なのである。今や、性ー性欲ー性行為の問題から離れてしまってきているのである。重症痴愚～白痴の女の児達でも大抵何時かは、月経がやってくる。子供たちにとっては□□□□□。しかしそれは避けられない生理である。彼女達には、それを、自分で始末する事が出来ない。施設にとってもであるが、将来家庭に帰された場合、親達にとっては深刻な問題である。
- 「月経がなくなる様に出来ないでしょうか」「出来ないことはないんですが、色気はどうしますか」「色気も序々になくしてしまいたいんですか」私の施設内の経験では、この様な児童の、殆ど全部の親たちのせりふであった。色気だけは残しておいて下さい、という人に私はまだぶつかっていない。そのような子供たちにどのような方法をとったかは、矢張り公表出来ない。が、親達の希望は、出来るだけかなえるようにしてきてはいる。」（山本　1981：212-213）

（山本武良、1981,「精神薄弱児その諸相ー講義のための下書きから」『山本武良遺稿集』）

37

宮城県の場合ー優生手術の性別・年齢別件数(1963～86)

優生手術台帳(「優生手術個人別明細書」1963～86. 公衆衛生課)より作成

西暦	昭和	手術を受けた人数				最低年齢		最高年齢		年齢別(男)						年齢別(女)					
		計	男	女	不明	男	女	男	女	0～9	10～19	20～29	30～39	40～	不明	0～9	10～19	20～29	30～39	40～	不明
1963	38	14	4	10		13	9	29	37		2	2				1	3	4	4		
1964	39	40	8	32		15	11	35	40		4	3	1				14	11	6	1	
1965	40	127	61	66		10	10	40	43		26	27	7	1			42	13	9	2	
1966	41	106	48	58		12	11	36	46		27	12	5		4		29	11	12	5	1
1967	42	90	38	52		10	11	35	39		22	11	5				34	6	12		
1968	43	84	34	50		13	11	38	42		25	6	3				22	12	14	2	
1969	44	88	27	61		11	11	41	38		19	4	3	1			22	24	15		
1970	45	95	33	62		11	10	51	41		21	9	2	1			26	22	13	1	
1971	46	79	28	51		11	10	37	42		19	5	4				26	13	10	2	
1972	47	61	22	39		11	10	50	45		13	4	3	2			15	8	15	1	
1973	48	33	9	24		12	11	43	38		6	2		1			9	9	6		
1974	49	22	4	18		15	9	38	34		2	1	1			1	7	7	3		
1975	50	8	3	5		27	14	44	36			1		2			1	3	1		
1976	51	1	1												1						
1977	52	1		1																	1
1978	53	5	1	4		19	14		18		1						4				
1979	54	1			1																
1980	55	0																			
1981	56	1			1																
1982	57	0																			
1983	58	0																			
1984	59	0																			
1985	60	0																			
1986	61	0																			
計		856	321	533	2																

優生手術（第4条と第12条）の件数ー宮城県が保有する個人が特定できる記録から（宮城県保健福祉委員会配布資料2018.7.2.より）

昭和	西暦	優生保護統計（第4条＋12条）	手術を受けた人数			最低年齢	最高年齢	疾患名					
			計	男	女			遺伝性精神薄弱	遺伝性精薄・てんかん	てんかん	精神分裂病	その他身体障害など	未記入
24	1949	6											
25	1950	11											
26	1951	18											
27	1952	/											
28	1953	/	8	6	2	12	18	2				3	3
29	1954	76											
30	1955	54											
31	1956	13											
32	1957	34											
33	1958	52											
34	1959	23											
35	1960	48	26	6	20	9	39						26
36	1961	50	45	12	33	12	38						45
37	1962	76											
38	1963	114	14	4	10	12	37	13				1	
39	1964	87	39	8	31	11	40	37			2		
40	1965	129	93	46	47	10	43	88	2		3		
41	1966	98	107	48	59	11	46	101				1	5
42	1967	92	90	38	52	10	39	78		3	8	1	
43	1968	74	84	34	50	11	42	79			3	2	
44	1969	78	88	27	61	11	41	85			3		
45	1970	77	94	33	61	10	51	79	1	4	6	3	1
46	1971	80	79	28	51	10	42	59	6	2	4		8
47	1972	58	61	22	39	10	50	53	1		3	4	
48	1973	20	33	9	24	11	43	23	4	2	2	2	
49	1974	20	22	4	18	9	38	12	6	2	2		
50	1975	7	8	3	5	14	44	4	1	1	2		
51	1976	1	1					1					
52	1977	2	1					1					
53	1978	1	5	1	4	14	19	3	2				
54	1979	1	1						1				
55	1980	0	0										
56	1981	2	1							1			
57	1982	1	0										
58	1983	3	0										
計		1406	900	329	567			718	24	15	38	17	88

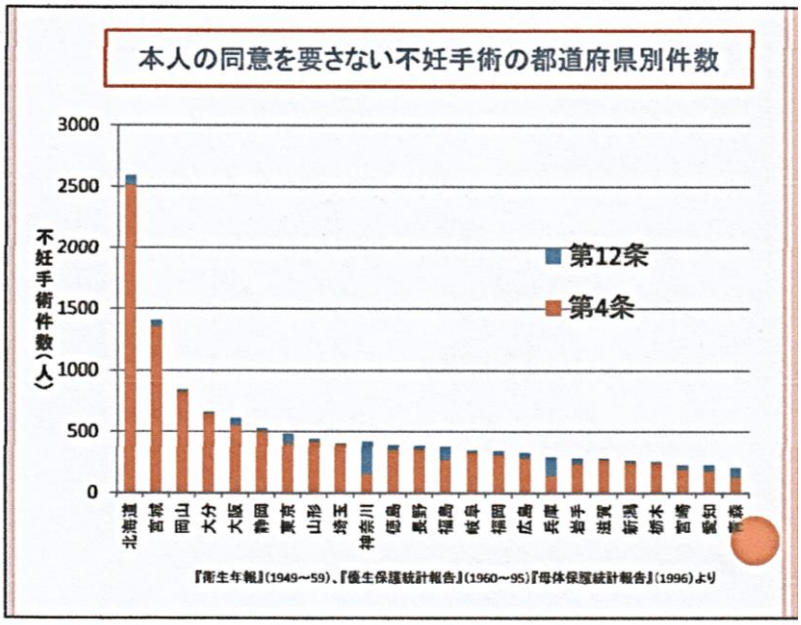

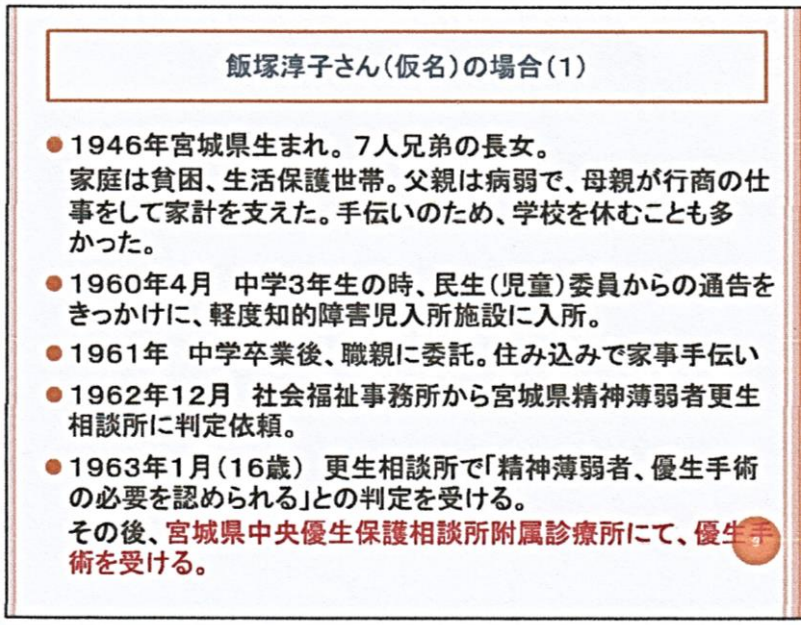

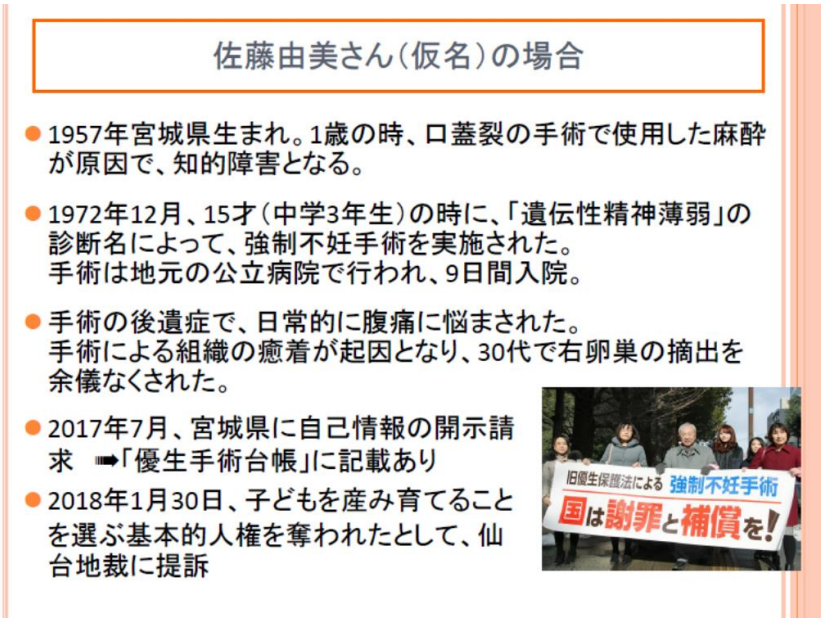

利光は、優生裁判の原告を歴史的に位置付けている。飯塚淳子さん（仮名）、佐藤由美さん（仮名）である。

■加地紗弥香「強制不妊　連載レポート」がインターネット上で見ることができる。

①強制不妊　愛宕橋を渡ると　連載レポート(1)　https://tansajp.org/investigativejournal/706/

優生裁判の原告飯塚淳子さんについての記載がある。中央優生保護相談所手術室及準備室改造工事設計図について記されている。

＊時期は 1963 年の 1 月-3 月頃と推定できる。1963 年 1 月の「相談判定記録票」には、飯塚淳子に対して「優生手術の必要」と記述されている。宮城県は 1963 年度以降の「優生手術台帳」しか残っていないといい、それらには淳子の記録はない。このため、淳子は 1962 年度に強制不妊手術を受けたとみられる。出典：宮城県精神薄弱者更生相談所「相談判定記録票」1963 年 1 月 11 日。

＊宮城県土木部建築課「宮城県中央優生保護相談所手術室及準備室改造工事設計図」1964 年度。

②強制不妊　告白　連載レポート(2)https://tansajp.org/investigativejournal/814/

飯塚淳子の記載あり。

③強制不妊　福祉事務所の報告　連載レポート(3)https://tansajp.org/investigativejournal/820/

④強制不妊　「精神薄弱児」施設の火災　連載レポート(4)

https://tansajp.org/investigativejournal/1183/

飯塚淳子は 14 歳の秋、宮城県石巻福祉事務所により「家庭指導困難な児童」として県の中央児童相談所あての報告書をつくられた。報告書にはこうある。「盗みの嫌疑が再三かけられ、集落でも学校でも素行が悪くなった」*1

淳子にとってまったく心当たりのないものだった。

その報告書から 5 ヶ月、1960 年 4 月に淳子は親元から離され、仙台市にできたばかりの小松島学園に入所させられることになった。

小松島学園は、宮城県内の「精神薄弱児」を入所させるための施設で、この年に開所したばかり。淳子は 1 期生だった。

1956 年 12 月 11 日午前 3 時頃、仙台市長町越路にある亀亭園で火災が発生した。この火事から 3 ヶ月後の 1957 年 2 月 12 日。仙台市にある旅館の白萩荘に、宮城県内から教育・福祉関係者ら 200 人あまりが集まった。精神薄弱児福祉協会の設立総会に参加するためだった。

＊1 福祉事務所が作成した「児童記録票」の添付資料。「児童記録票」には様々な添付資料が含まれ、1959 年 9 月から同年 10 月にかけて作成された。

⑤強制不妊　オール宮城で「優生手術の徹底」、NHK・河北新報の幹部も顧問に　連載レポート(5)　https://tansajp.org/investigativejournal/1188/

宮城県精神薄弱児福祉協会の設立総会だった。焼失した亀亭園は宮城県や国の予算で再建されることになっていた。だが精神薄弱児福祉協会は、県民から寄付を募って新たな「精神薄弱児」の入所施設を作ることを目的としていた。協会は後に小松島学園を作り、運営者にもなる。

（略）1957 年 4 月 15 日現在の「宮城県精神薄弱児福祉協会役員名簿」には、役員の氏名と肩書きの記載がある。役員名簿は、1957 年度の「事業報告書」に収録されている。

会長　内ヶ崎贇五郎(東北電力社長)／**副会長**　岩本正樹(肢体不自由児協会長)、薄田清(地域婦人団体連絡協議会長)、佐藤惣治(宮城県教職員組合委員長)／**理事**　八木洋太郎(宮城県 PTA 連合会会長)、金子太郎(高校 PTA 連合会会長)、皇晃之(宮城県特殊教育研究会会長)、清野吉四郎(宮城県小学校長会長)、大坂鷹司(宮城県社会福祉協議会理事)、野路清蔵(宮城県手をつなぐ親の会会長)、阿部哲雄(宮城県医師会会長)、大窪熊治(宮城県社会福祉協議会事務局長)、正宗千香子(地域婦人団体連絡協議会役員)、芳賀直義(宮城県教職員組合教文部長)／**顧問**　県政、財界、医学界、メディアなどから 29 人が就任（一部略)。宮城県知事　大沼康、宮城県民生労働部長　鈴木茂雄、参議院議員　吉野信次ら 2 人、衆議院議員　菊地養之輔ら 9 人、宮城県議会議長　鮎貝盛益、宮城県精神障害者救護会理事長　松川金七、仙台市長　岡崎栄松、河北新報会長　一力次郎、仙台中央放送局長　浅沼博、宮城県社会

福祉協議会会長　中川善之助、宮城県教育委員会委員長　山田勇太郎、宮城県教育委員会教育長　山下忠、東北大学医学部教授　石橋俊美

注・船橋：阿部哲雄(宮城県医師会会長)、正宗千香子(地域婦人団体連絡協議会役員)、松川金七（宮城県精神障害者救護会理事長)、石橋俊美（東北大学医学部教授）は、宮城県優生保護審査会審査委員となっている。

□宮城県精神薄弱児福祉協会趣意書ーちえおくれの子をしあわせにするしごとのかんがえー」宮城県公文書館所蔵

・「遺伝性の精神薄弱児をふやさないという優生手術の徹底」

・「優生手術を徹底」「しかし、へたをすると、これは人権の侵害になります。ですから、これをやるためには精神薄弱児に対する愛の思想が県民のなかにもり上って、人間が人間を愛していくというヒューマニズムの土台の上で、この仕事が行なわれなければなりません」「この仕事はいま、どこの県でも手をつけようと考えながら、前に申したようなさまたげがあって徹底的にやることができないでいるのです。宮城県百年の大計として、民族の再建を考えるなら、どうしてもやらなければならない仕事です」

・民族を再建するため、「宮城県百年の大計」として、強制不妊手術を徹底的に行う必要があるから、宮城県内の有力者が集結して協会を作ったということだ。

⑥強制不妊　NHK 経営委員と「優生手術の徹底」　連載レポート(6)

https://tansajp.org/investigativejournal/1300/

⑦強制不妊　善人たちが信じたもの　連載レポート(7)

https://tansajp.org/investigativejournal/1335/

⑧強制不妊　一口 100 円、「愛の十万人運動」連載レポート(8)

https://tansajp.org/investigativejournal/1366/

・福祉協会は、「愛の十万人運動」を通じて、強制不妊手術の「徹底」と、「精神薄弱児」の収容施設の建設を柱にすえた*4。…

「遺伝性精薄児はなくなります」

県民向けに作成された趣意書にはそんな項目も掲げられていた。

「遺伝性精薄児への愛」を訴えながら、強制不妊手術の推進への賛同を求めている。「みんなの愛情のなかで精薄児がなくなる工夫」として掲げられたのが、強制不妊手術の「徹底」だった。

「県民のなかに、この問題に対する理解と愛情のなかで優生手術を徹底することができますから、遺伝性精薄児は生れてこないことになります」

「そうなれば、生活扶助の必要もなくなりますからこの方面にそそがれた税金は、国民全体のしあわせのために使われることになりましょう」

「ライ病という病気や、肺病という病気は、国民のみんながいやがった病気でした。しかし、国民の衛生思想のもり上りで、こういう病気は一年いちねん少くなってきました」

「わたくしたちも、馬鹿が、馬鹿がと、ケイベツしたり、あざけったりすることをしないで、みんなの愛情のなかで、この精薄児のなくなる工夫をしなければなりません」

*4 「愛の十万人運動」が掲げた項目は四つあり、強制不妊手術の「徹底」は「優生思想の普及」の項目

の中に盛り込まれている。他には、「特殊学級(現在の特別支援学級)の増設」も項目にすえられた。

⑨強制不妊　張り巡らされた「愛」の行方　連載レポート(9)

https://tansajp.org/investigativejournal/1384/

・1960 年 4 月 1 日、「精神薄弱児」の収容施設が開所した。それは小松島学園と名付けられ、「愛の結晶」と呼ばれた。その小松島学園の一期生として、飯塚淳子が送り込まれた。

⑩強制不妊　マスコミは「味方」だったのか　連載レポート(10)

https://tansajp.org/investigativejournal/1413/

⑪強制不妊　新聞記事で「精薄児を徹底的に絶やす」　連載レポート(11)

https://tansajp.org/investigativejournal/1437/

・宮城県精神薄弱児福祉協会の設立を報じる 1957 年 2 月 13 日付の読売新聞宮城県版の記事。「精薄児を徹底的に絶やすために遺伝性精薄児の断種も行われねばならない」と書かれていた。

・福祉協会が発足した翌日の 1957 年 2 月 13 日、読売新聞の宮城県版に、「精薄児をしあわせに　実情訴え施設整備　愛の運動　ことし五百万円目標」という記事が出た。

・記事は、「精薄犯罪児」が収容される少年刑務所が年間 1 人あたり 30 万円かかることや「精薄児のいる困窮家庭」には生活保護費がかかることなどを指摘。「精薄児」を絶やすために、県民運動による強制不妊手術の「徹底」を次のように訴えた。

「精薄児を徹底的に絶やすために遺伝性精薄児の断種も行われねばならない。これをヒューマニズムの土台の上にやり遂げたいという悲願を持っているのがこの”愛の十万人県民運動”である」

⑫強制不妊　県が選別した「精薄児」　連載レポート(12)

https://tansajp.org/investigativejournal/1587/

・1959 年 11 月、福祉事務所は「家庭指導困難な状態にある」として、淳子の一時保護を要請した。その要請先は宮城県中央児童相談所だった。

・この中央児童相談所の所長は小川芳雄という人物だ。東北大医学部の精神科医で、1948 年に中央児童相談所の初代所長に就任した。小松島学園を運営する福祉協会が 1957 年にできてからは、福祉協会の参与と幹事を兼ねた。

・小川は、福祉協会長の内ヶ崎贇五郎(当時、東北電力社長)に文書を送付した。タイトルは「小松島学園入所予定児童名簿の送付について」。福祉協会は 1960 年 2 月 3 日に受け取る。

⑬強制不妊　ふるさとを追われて　連載レポート(13)

https://tansajp.org/investigativejournal/1596/

・近所の民生委員が石巻福祉事務所に相談を上げたのは、1959 年 9 月 15 日。宮城県中央児童相談所長の小川芳雄が、小松島学園への淳子の入所内定を、宮城県精神薄弱児福祉協会に報告したのは 1960 年 2 月 3 日だ。小松島学園を運営するのがこの福祉協会だ。

・「民生委員→石巻福祉事務所→宮城県中央児童相談所→宮城県精神薄弱児福祉協会」という流れがあった。

⑭強制不妊　「貧しさ」が狙われた　連載レポート(14)

https://tansajp.org/investigativejournal/1603/

・飯塚淳子は 1960 年 4 月、仙台市の小松島学園に入所した。14 歳の時だ。

・福祉協会の趣意書でも「優生手術の徹底」を掲げた章で貧しい家庭について触れている。

・「精神薄弱児がいる家庭の大部分は国民の税金のやっかいになっている」「精薄の家庭は減っておらず、悪貨が良貨を駆逐している」と主張し、こう結論づけている。

「子どもが生まれないような優生手術をする必要があります。それが、その親と子どものしあわせです」
＊宮城県精神薄弱児福祉協会「児童福祉施設小松島学園について」作成年不明。

⑮強制不妊　「おとぎの国」の少女たちの行方　連載レポート(15)
https://tansajp.org/investigativejournal/1616/

⑯強制不妊　民生委員の来訪　連載レポート(16) https://tansajp.org/investigativejournal/1769/

⑰強制不妊　逃げても、逃げても　連載レポート(17)
https://tansajp.org/investigativejournal/1824/

⑱強制不妊　運命の判定　連載レポート(18) https://tansajp.org/investigativejournal/1790/

・飯塚淳子への不妊手術の必要性を認めた宮城県精神薄弱者更生相談所の文書

・1962 年 12 月 24 日、仙台市北社会福祉事務所長の庄司重二郎が、淳子に関する二つの文書を出した。それを淳子は情報開示請求で入手した。一つは、宮城県精神薄弱者更生相談所長に宛てた「判定依頼書」。そこでは淳子を「精神薄弱者」とし「総合判定を依頼します」とある。もう一つは、淳子を連れて宮城県精神薄弱者更生相談所に出向くよう、保護者に要請した通知書だ。開示された文書では、保護者の名前は黒塗りにされている。しかし他の文書との関連から、淳子の実親ではなく、住み込み先の保護者であるとみられる。通知書にはこう書いてあった。

「飯塚淳子(本文は実名)殿について専門的判定を受けて頂きたいので昭和 38 年(1963 年)1 月 11 日宮城県精神薄弱者更生相談所に出向いて本書を提出し判定をうけて下さい」

淳子が住み込み先の奥さんと宮城県精神薄弱児者更生相談所に出向いたのは、年が明けた 1963 年 1 月 11 日のことだった。相談所では、淳子への面接と知能検査が行われた。判定書は要約すると以下のようなものだった。

▽性格其の他　「礼儀、対人態度良好」

▽総合判定　「精神薄弱者、軽症魯鈍、内因性」「職親委託適当と認む」「優生手術の必要を認められる」

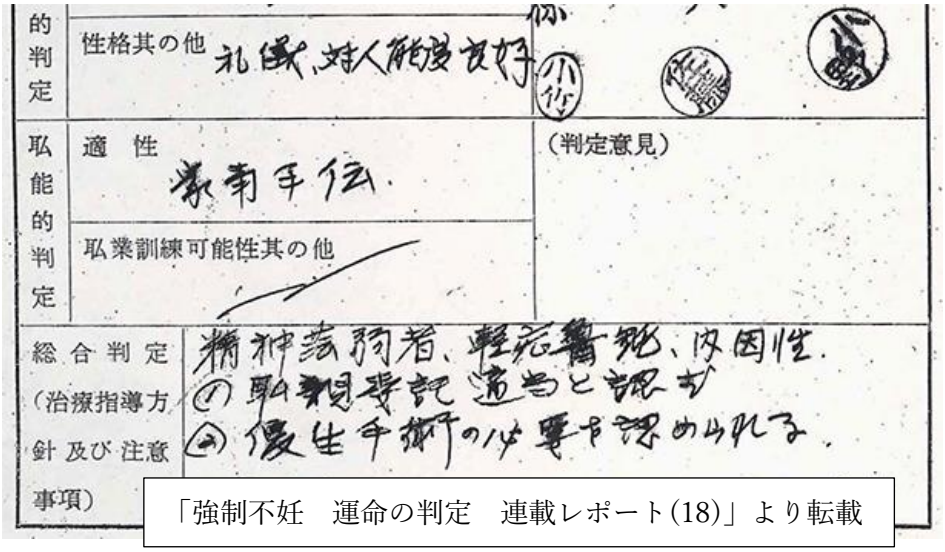

「強制不妊　運命の判定　連載レポート(18)」より転載

⑲強制不妊　半世紀後の新証言　連載レポート(19) https://tansajp.org/investigativejournal/2106

⑳強制不妊　父からの手紙　連載レポート(20) https://tansajp.org/investigativejournal/2116/

㉑強制不妊　「近づいてはいけない病院」連載レポート(21)
https://tansajp.org/investigativejournal/2356/

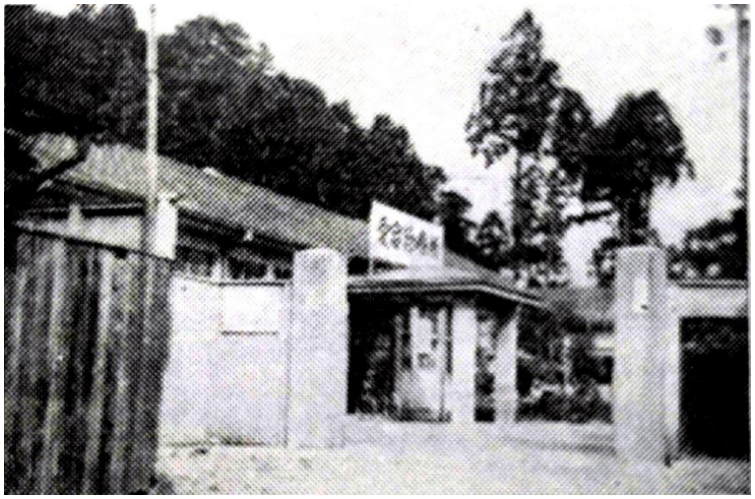

愛宕診療所：強制不妊　「近づいてはいけない病院」連載レポート(21)より転載。出典は『仙台市史』。

・この病院は、1950 年に宮城県が設置した。1962 年までは違う役割を担っていた。進駐軍の米兵たちを相手に売春をしている女性たちを対象に、性病予防法に基づいて性病の治療をする病院だった。宮城県が「愛宕病院」として運営していた。日米安保条約の締結を根拠に駐留を続けた米軍は 1957 年 11 月、仙台から完全に引き揚げた。米兵相手に売春をする女性もいなくなり、愛宕病院の当初の役割は終わった。しかし、宮城県は病院を診療所に縮小して存続させた。宮城県は強制不妊手術を徹底するためにアクセルを踏んでいく。

㉒強制不妊　宮城県が作った強制不妊手術の「推進装置」　連載レポート(22)

https://tansajp.org/investigativejournal/2380/

・宮城県が強制不妊手術の徹底に向けてアクセルを踏み込んだのは、1957 年だ。「オール宮城」で動きだしていた。全国で最も強制不妊手術の件数が多いのは、北海道の 279 件。宮城県は 34 件だった。この年の 4 月、厚生省(当時)の公衆衛生局精神衛生課長で医系技官(医師)の大橋六郎は都道府県の衛生主管部宛てに次のような書簡を出した。

「各府県別に実施件数を比較してみますと極めて不均衡でありまして、これは手術対象者が存在しないということではなく、関係者に対する啓蒙活動と貴職の御努力により相当程度成績を向上せしめ得られるものと存ずる次第であります」

・1957 年 2 月 12 日、宮城県精神薄弱児福祉協会が結成された。福祉協会は「優生手術の徹底」を掲げて「小松島学園」の設立に乗り出す（注、宮城県精神薄弱児福祉協会の設立趣意書、船橋は未見)。

・1962 年（6 月 5 日開設)、強制不妊手術を推進するための「装置」を作り出す。「宮城県中央優生保護相談所附属診療所」（注、所長は長瀬秀雄※、医師は長瀬一人)。

※長瀬は、宮城県中央優生保護相談所附設附属診療所の前身である愛宕病院の時代から院長を務めていた。愛宕病院は、米兵相手に売春をしていた女性を対象に性病の検査や治療をする病院だった。

・診療所の解説許可書の「診療科目」の欄には…「優生保護法第 4 条と 12 条による手術のみ。一般外来は行なはない」

・宮城県議会　1962 年 9 月定例会

県議の質問：斎藤荘次郎、1962 年 10 月 3 日「優生保護診療所の仕事を、宮城県には優生保護を受ける人は 2 万人もあるといいますが、そういう大変な仕事があるのでありますが、現在のようなわずかな人で、本当にこの優生保護施設の仕事ができるのかどうか」

県議の質問：高橋富士男「社会を明るくするためにも、民族素質の劣悪化防止の立場からも、優生保護法の立法の趣旨から考えましても、愛宕診療所を形だけ整えるというだけではなしに、これを強化し

ていただきたいのでございます。一体宮城県内における遺伝性の精神病患者、白痴、そういった優生保護の対象となるものは最低で県内人口の 1.5%から 2%であると専門家は申しておりますから、2 万 4 千人から 3 万 6 千人くらいいるのでございます。ところが診療所で今手術をする者は年間に 70 名でございます。ですから、10 年間かかって 700 人、50 年間かかって 3500 名しかできないのでございます。」（下線は船橋）

宮城県衛生部長　伊吹皎三の回答、1962 年 10 月 4 日：一方優生手術が、先ほどのお話のように非常に重大化しております。県内で年間大体百名近くの優生手術が行なわれますが、このうちの八割くらいが愛宕診療所で行なわれております。私らは今後ともこの優生問題に重点を置きまして、同病院の機能も発揮させ、またそれに対するいろいろな措置を講じまして、十分使命を果たしたいと、このように考えておりますので、何分よろしくご了承願いたいと思います。（下線は船橋）

・開院した翌年の 1963 年、宮城県の強制不妊手術の件数は 114 件となり、全国 1 位となった。…この年から 10 年間、宮城県は強制不妊手術の件数、「全国 1 位」の座を維持し続けた。

・1964 年 11 月初旬、宮城県のある医師（注、長瀬秀雄）が静岡市公会堂で開催された「第 9 回家族計画普及全国大会」（厚生省・静岡県ほか「『第 9 回家族計画普及全国大会』大会資料 1964 年」）で発言、…「人口資質の劣悪化を防ぐため、精薄者を主な対象とした優生手術を強力に進めております」

㉓強制不妊　宮城県が与えた「使命」　連載レポート(23)

https://tansajp.org/investigativejournal/2437/

・「精薄は、現在の医学では不治の病とみなした方がよく、発生頻度も高く、かつ、この人々の多くは自活、育児能力が十分でないばかりか、社会から庇護を受けなければならないのであります」*。

＊出典：厚生省・静岡県ほか「『第 9 回家族計画普及全国大会』大会資料」1964 年。

*1 宮城県議会議事録、1962 年 9 月定例会(第 103 回) 10 月 3 日、37 頁。出典：「会議録の検索・閲覧」、宮城県議会ウェブページ、http://www.kaigiroku.net/kensaku/cgi-bin/WWWframeNittei.exe?USR=mygmygk&PWD=&A=frameNittei&XM=000100000000000&L=1&S=7&Y=%8f%ba%98%6137%94%4e&B=255&T=0&T0=70&O=1&P1=&P2=&P3=&P=1&K=103&N=626&W1=%97%44%90%b6%95%db%8c%ec%90%66%97%c3%8f%8a%82%cc%8e%64%8e%96%82%f0%81%41%8b%7b%8f%e9%8c%a7%82%c9%82%cd%97%44%90%b6%95%db%8c%ec%82%f0%8e%f3%82%af%82%e9%90%6c%82%cd%93%f1%96%9c%90%6c%82%e0%82%a0%82%e9%82%c6%82%a2%82%a2%82%dc%82%b7%82%aa%81%41%82%bb%82%a4%82%a2%82%a4%91%e5%82%d6%82%f1%82%c8%8e%64%8e%96%82%aa%82%a0%82%e9%82%cc%82%c5%82%a0%82%e8%82%dc%82%b7%82%aa%81%41%8c%bb%8d%dd%82%cc&W2=&W3=&W4=)。

*2 宮城県議会議議事録、1962 年 9 月定例会(第 103 回)10 月 4 日、85 頁。出典：「会議録の検索・閲覧」、宮城県議会ウェブページ、http://www.kaigiroku.net/kensaku/cgi-bin/WWWframeNittei.exe?USR=mygmygk&PWD=&A=frameNittei&XM=000100000000000&L=1&S=7&Y=%8f%ba%98%6137%94%4e&B=255&T=0&T0=70&O=1&P1=&P2=&P3=&P=1&K=103&N=627&W1=%8e%d0%89%ef%82%f0%96%be%82%e9%82%ad%82%b7%82%e9%82%bd%82%df%82%c9%82%e0%81%41%96%af%91%b0%91%66%8e%bf%82%cc%97%f2%88%ab%89%bb%96%68%8e%7e%82%cc%97%a7%8f%ea%82%a9%82%e7%82%e0%81%41%97%44%90%b6%95%db%8c%ec%96%40%82%cc%97%a7%96%40%82%cc%8e%ef%8e%7c%82%a9%82%e7%8d%6c%82%a6%82%dc%82%b5%82%c4%82%e0%81%41%88%a4%93%86%90%66%97%c3%8f%8a%82%f0%8c%60%82%be%82%af%90%ae%82%a6%82%e9%82%c6%82%a2&W2=&W3=&W4=)。

*3 宮城県議会議事録、1962 年 9 月定例会(第 103 回)10 月 4 日、93 頁。出典：「会議録の検索・閲覧」、

http://www.kaigiroku.net/kensaku/cgi-bin/WWWframeNittei.exe?USR=mygmygk&PWD=&A=frameNittei&XM=000100000000000&L=1&S=7&Y=%8f%ba%98%6137%94%4e&B=255&T=0&T0=70&O=1&P1=&P2=&P3=&P=1&K=103&N=627&W1=%8f%5c%95%aa%8e%67%96%bd%82%f0%89%ca%82%bd%82%b5%82%bd%82%a2&W2=&W3=&W4=)。

*4 1964 年に静岡市で当時の厚生省などが主催した「家族計画普及全国大会」で、長瀬秀夫は「人口資質の劣悪化を防ぐため精薄者を主な対象とした優生手術を強力に進めております」と述べた。

○強制不妊　【受賞報告】ワセダクロニクルの特集「強制不妊」が貧困ジャーナリズム大賞を受賞、「一連の報道に先鞭」と評価　https://tansajp.org/investigativejournal/2460/

⑭強制不妊 赤ちゃんの写真を贈る医師　連載レポート(24)

https://tansajp.org/investigativejournal/2495/

○強制不妊　強制不妊被害者への補償法が成立、安倍首相「心から深くお詫び」/ 一時金は 320 万円　https://tansajp.org/investigativejournal/3463/

○強制不妊　強制不妊の国賠訴訟棄却/原告男性「他の被害者のためにも死ぬまで闘う」

https://tansajp.org/investigativejournal/6712/

■宮城県がホームページで公表している資料がある。

①宮城県・保健福祉委員会配布資料、2018（平成 30）年 3 月 14 日、保健福祉部「旧優生保護法に基づく優生手術について」に以下のようにある

・昭和 23（1948）年　旧優生保護法が施行

・昭和 37（1962）年　宮城県中央優生保護相談所附属診療所（愛宕診療所）が開設

・昭和 47 年（1972）年　愛宕診療所が廃止

県のかかわり

・優生保護相談所を設置して優生保護に関する相談、普及向上等に当たった。相談所は、中央優生保護相談所（昭和 37 年度～51 年度）のほか、各保健所に平成 8 年度まで附置されていた。

・優生保護審査会を設置して手術の適否を審査した。審査会は医師、民生委員、裁判官、検察官、関係行政庁の吏員、その他学識経験者の中から知事が任命した 10 名以内で構成。

・中央優生保護相談所に附属診療所（通称「愛宕診療所」）を設置して優生手術の実施に当たった。

・優生手術に関する費用は、国庫負担の下で、県予算に計上して支弁した。

②宮城県・保健福祉委員会配布資料、2018（平成 30）年 4 月 20 日、保健福祉部「旧優生保護法に基づく優生手術の状況について」、2018（平成 30）年 7 月 2 日付「旧優生保護法に関連した資料等の保管状況等調査結果の概要について」

〔調査2〕優生手術関連の件数、個人が特定できる情報の調査（国様式2－1の概要）

件数（人数）

年	条	①申請数				②審査結果												③手術を受けた者			
						(1)適				(2)否				(3)不明							
		男	女	不明	計	男	女	不明	計	男	女	不明	計	男	女	不明	計	男	女	不明	合計
昭和27年	第4条	26	31		57	26	31		57				0				0				0
	第12条				0				0				0				0				0
	不明				0				0				0				0				0
昭和28年	第4条	33	30		63	33	30		63				0				0	6	2		8
	第12条				0				0				0				0				0
	不明				0				0				0				0				0
昭和29年	第4条	31	33		64	31	33		64				0				0				0
	第12条				0				0				0				0				0
	不明				0				0				0				0				0
昭和32年	第4条	22	41		63	21	40		61	1			1		1		1				0
	第12条				0				0				0				0				0
	不明				0				0				0				0				0
昭和33年	第4条	21	33		54	8	7		15		1		1	13	25		38				0
	第12条				0				0				0				0				0
	不明				0				0				0				0				0
昭和35年	第4条	25	94		119	25	94		119				0				0	6	20		26
	第12条				0				0				0				0				0
	不明				0				0				0				0				0
昭和36年	第4条	34	78		112	34	76		110				0		2		2	12	33		45
	第12条				0				0				0				0				0
	不明				0				0				0				0				0
昭和38年	第4条				0				0				0				0				0
	第12条				0				0				0				0				0
	不明	4	10		14	4	10		14				0				0	4	10		14
昭和39年	第4条				0				0				0				0				0
	第12条				0				0				0				0				0
	不明	8	31		39	8	31		39				0				0	8	31		39
昭和40年	第4条				0				0				0				0				0
	第12条				0				0				0				0				0
	不明	46	47		93	46	47		93				0				0	46	47		93
昭和41年	第4条				0				0				0				0				0
	第12条				0				0				0				0				0
	不明	48	59		107	48	59		107				0				0	48	59		107
昭和42年	第4条				0				0				0				0				0
	第12条				0				0				0				0				0
	不明	38	52		90	38	52		90				0				0	38	52		90
昭和43年	第4条				0				0				0				0				0
	第12条				0				0				0				0				0
	不明	34	50		84	34	50		84				0				0	34	50		84

別紙2

年	条	①申請数				②審査結果												③手術を受けた者			
						(1)適				(2)否				(3)不明							
		男	女	不明	計	男	女	不明	計	男	女	不明	計	男	女	不明	計	男	女	不明	合計
昭和44年	第4条				0				0				0				0				0
	第12条				0				0				0				0				0
	不明	27	61		88	27	61		88				0				0	27	61		88
昭和45年	第4条				0				0				0				0				0
	第12条				0				0				0				0				0
	不明	33	62		95	33	61		94				0		1		1	33	61		94
昭和46年	第4条				0				0				0				0				0
	第12条				0				0				0				0				0
	不明	28	51		79	28	51		79				0				0	28	51		79
昭和47年	第4条				0				0				0				0				0
	第12条				0				0				0				0				0
	不明	25	48		73	22	39		61				0	3	9		12	22	39		61
昭和48年	第4条				0				0				0				0				0
	第12条				0				0				0				0				0
	不明	11	28		39	11	28		39				0				0	9	24		33
昭和49年	第4条				0				0				0				0				0
	第12条	1			1	1			1				0				0				0
	不明	4	18		22	4	18		22				0				0	4	18		22
昭和50年	第4条				0				0				0				0				0
	第12条		1		1		1		1				0				0				0
	不明	3	5		8	3	5		8				0				0	3	5		8
昭和51年	第4条				0				0				0				0				0
	第12条				0				0				0				0				0
	不明				1				1				0				0				1
昭和52年	第4条				0				0				0				0				0
	第12条				0				0				0				0				0
	不明				1				1				0				0				1
昭和53年	第4条				0				0				0				0				0
	第12条		1		1		1		1				0				0				0
	不明	1	4		5	1	4		5				0				0	1	4		5
昭和54年	第4条				1				1				0				0				1
	第12条				0				0				0				0				0
	不明				0				0				0				0				0
昭和56年	第4条				0				0				0				0				0
	第12条				1				1				0				0				1
	不明				0				0				0				0				0
昭和61年	第4条				0				0				0				0				0
	第12条				1				0				1				0				0
	不明				0				0				0				0				0
合計	第4条	192	340	0	533	178	311	0	490	1	1	0	2	13	28	0	41	24	55	0	80
	第12条	1	2	0	5	1	2	0	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	不明	310	526	0	838	307	516	0	825	0	0	0	0	3	10	0	13	305	512	0	819
4条・12条・不明 計		503	868	0	1376	486	829	0	1319	1	1	0	3	16	38	0	54	329	567	0	900

※網掛け部分は人数が「1人」の年度であり，本人の特定につながるおそれがあるため，性別は記載していない。合計欄にのみ計上するため、男女別の合計とは合わない。
※なお、国様式2－2（法第3条関係：本人並びに配偶者の同意による優生手術）については、該当なし。

別紙1

優生手術等の件数(昭和27年度～36年度)

区分	掲載人数(計)			① 申請書										② 委託調書										③ 手術実施報告									
				年齢別(男)					年齢別(女)					年齢別(男)					年齢別(女)					年齢別(男)					年齢別(女)				
	計	男	女	0～19	20～29	30～39	40～	不明	0～19	20～29	30～39	40～	不明	0～19	20～29	30～39	40～	不明	0～19	20～29	30～39	40～	不明	0～19	20～29	30～39	40～	不明	0～19	20～29	30～39	40～	不明
S27年度	57	25	32															25					32										
S28年度	63	33	30	8	9	5		4	5	8	3		4	5		1		1	2	5	2		1										
S29年度	64	31	33	6	16	7	2		9	12	10	2																					
S32年度	63	22	41		1									6	12	2	1		9	18	12	1	1										
S33年度	54	21	33	10	7	3	1		10	10	11	2																					
S35年度	119	25	94															19		1			73	2	2			2	7	6	6		1
S36年度	112	34	78					4			1		9	1	1			18	1				33	8		2			9	20	5		
計	532	191	341	83					96					92					191					16					54				
合計				179										283										70									

凡例: ① 申請書　　:優生保護審査会に手術の実施を申請された方の人数
② 委託調書　　:優生保護審査会において手術が「適」とされた方で，手術委託手続の対象となった方の人数
③ 手術実施報告 :優生手術を実施した方の人数

⇓

「手術実施報告」の件数(70件)について，「優生手術台帳」に関する全体表に整理(別紙2へ)

別紙２

優生手術の件数（昭和27年度～昭和61年度）

（単位：人，年齢のみ歳）

	手術を受けた人数			年齢別（男）						年齢別（女）						最低年齢／歳	最高年齢／歳	疾患名					
	計	男	女	0～19	20～29	30～39	40～	不明		0～19	20～29	30～39	40～	不明				①遺伝性精神薄弱	②遺伝性精薄・てんかん	③てんかん	④精神分裂病	⑤その他身体障害等	未記入
S27年度	0																						
S28年度	0																						
S29年度	0																						
S32年度	0																						
S33年度	0																						
S35年度	26	6	20	2	2				2	7	6	6		1	9	39							26
S36年度	44	10	34	8		2				9	20	5			12	38							44
小計	70	16	54	10	2	2	0	2		16	26	11	0	1	–	–		0	0	0	0	0	70
S38年度	16	4	12	2	2					4	4	4			9	37		15				1	
S39年度	40	8	32	4	3	1				14	11	6	1		11	40		38			2		
S40年度	127	61	66	26	27	7	1			42	13	9	2		10	43		122	2		3		
S41年度	108	48	60	31	12	5				31	12	12	5		11	46		103				1	4
S42年度	90	38	52	22	11	5				34	6	12			10	39		78		3	8	1	
S43年度	84	34	50	25	6	3				22	12	14	2		11	42		75			4	2	3
S44年度	88	27	61	19	4	3	1			22	24	15			11	41		85			3		
S45年度	94	33	61	21	9	2	1			25	22	13	1		10	51		79	2	4	6	3	
S46年度	79	28	51	19	5	4				26	13	10	2		11	42		59	6	2	4		8
S47年度	61	22	39	13	4	3	2			15	7	16	1		11	50		47	2		3	4	5
S48年度	33	9	24	6	2		1			9	9	6			11	43		23	4	2	2	2	
S49年度	22	4	18	2	1	1				8	7	3			9	38		12	6	2	2		
S50年度	8	3	5		1		2			1	3	1			14	44		4	1	1	2		
S51年度	1																	1					
S52年度	1																	1					
S53年度	5	1	4	1						4					14	18		3	2				
S54年度	1																		1				
S56年度	1																			1			
S61年度	0																						
小計	859	320	535	191	87	34	8	0		257	143	121	14	0	–	–		745	26	15	39	14	20
合計	929	336	589	201	89	36	8	2		273	169	132	14	1	–	–		745	26	15	39	14	90

※手術を受けた人数が「1人」の年度については，本人の特定につながるおそれがあるため，性別，年齢は記載していない。よって，各区分の合計にも含めていない。

③宮城県・保健福祉委員会配布資料、2018（平成 30）年 11 月 21 日、保健福祉部「医療機関、福祉施設等における優生手術に関する個人記録の保有状況調査結果（追加分）の概要について」、同 2018 年 10 月 10 日付「市町村、医療機関、福祉施設等における優生手術に関する個人記録の保有状況調査結果の概要等について」、同 2018 年 9 月 25 日付「同」資料。

調査結果：旧優生保護法（以下「旧法」という。）に基かない個人相談記録等の中に、旧法に関連する記載が確認されたもの。（既に県で把握している方との重複を除く。）

・記載内容別内訳

	(a) 手術実施済	(b)優生手術適	(c)優生手術相談等	(d)未実施等	合計
前回※	137	38	137	90	402
今回	154	38	138	90	420

※2018（平成 30）年 7 月 2 日「旧優生保護法に関連した資料等の保管状況調査結果の概要について」

凡例 (a) 手術実施済：旧法に基づかない、ケース記録、相談記録、判定記録、保険や手当の申請書等に手術実施済である旨記載があったもの。

(b)優生手術適：旧法に基づかない、判定書、優生手術依頼書、優生手術の適否決定委通知書等に優生手術が適と認められる旨記載があったもの。

(c) 優生手術相談等：旧法に基づかない、ケース記録、相談記録、メモ、判定記録等に、本人やその家族から聞き取った。優生手術等に関する相談等の記載があったもの。

(d)未実施等：旧法に基づかない、ケース記録、相談記録、メモ、判定記録等に、実施していない旨の記載があったもの。または優生手術の項目欄があるが、記載がないもの。

■『旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律第 21 条に基づく調査報告書』2023 年 6 月に宮城県に関する記述がある。以下抜粋である。

(2) 宮城県（昭和 38 年度～61 年度）

宮城県から提供された昭和 38 年度から 61 年度まで [102] の「優生手術個人別明細書」には、被申請者 843 名分の氏名、年齢、疾患名、手術実施病院名、手術術式、手術年月日、入院日数、手術料、入院料、注射料、処置料等の情報が記載されていた。これらについて項目別に集計を行った。

資料の年代別 [103] では、昭和 38～39 年度が 53 件（6.3%）、昭和 40～49 年度が 770 件（91.3%）、昭和 50～59 年度が 19 件（2.3%）、昭和 60～61 年度が 1 件（0.1%）であった。男女別 104 では、男性が 290 件（34.4%）、女性が 492 件（58.4%）、不明が 61 件（7.2%）であった。年齢階級別では、10 歳未満が 1 件（0.1%）、10～19 歳が 428 件（50.8%）、20～29 歳が 228 件（27.0%）、30～39 歳が 156 件（18.5%）、40～49 歳が 21 件（2.5%）、50～59 歳が 4 件（0.5%）、不明が 5 件（0.6%）であった。病名別 105 では、精神病・精神病質が 56 件（6.6%）、精神薄弱（知的障害）が 728 件（86.4%）、身体疾患等が 10 件（1.2%）、重複が 35 件（4.2%）、その他が 1 件（0.1%）、不明が 13 件（1.5%）であった。男女別・年齢階級別では、男女とも 10～19 歳が最も多く、男性の場合は 178 件（61.4%）、女性の場合は 232 件（47.2%）であった。〔表 66 参照〕

102 提供された資料には、昭和 55、57、58、59、60 年度の優生手術個人別明細書がなく、元々存在しないのか欠損な のかは不明である。なお、厚生省の優生保護統計によれば、宮城県の第 4 条及び第 12 条の規定に基づく優生手術件数は、55、59、60 年は各 0 件、57 年は 1 件、58 年は 3 件である。また、優生手術個人別明細書と併せて「委託料請求一覧表」、「扶助費一覧表」、「被手術者名簿」が提供された年度があり、これらに掲載されていた情報も必要に応じて集計に使用した。

103 原則として、資料の綴りの表紙に記載されている年度に基づいている。例えば、「昭和 41 年度」と綴りの表紙に 記載されている場合、「昭和 40～49 年度」に分類した。

104 優生手術個人別明細書に性別の記載がないもので、術式から性別が明らかであるものについては、その性別を用いて集計を行った。例えば、術式に「卵管結紮」と記載されていたものは「女性」に分類し集計を行った。

105 前掲注(95)・(96)。「その他」1 件は法別表（本編 3 頁）に記載のない「慢性腎炎」1 件。

表 66 男女別・年齢階級別 優生手術個人別明細書記載者数（宮城県）　黄色塗りは船橋

	10 歳未満	10~19 歳	20～29 歳	30~39 歳	40~49 歳	50~59 歳	不明	合計
男性	0 (0.0%)	178 (61.4%)	73 (25.2%)	30 (10.3%)	6 (2.1%)	3 (1.0%)	0 (0.0%)	290 (100.0%)
女性	1 (0.2%)	232 (47.2%)	135 (27.4%)	111 (22.6%)	12 (2.4%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	492 (100.0%)
不明	0 (0.0%)	18 (29.5%)	20 (32.8%)	15 (24.6%)	3 (4.9%)	1 (1.6%)	4 (6.6%)	61 (100.0%)
合計	1 (0.1%)	428 (50.8%)	228 (27.0%)	156 (18.5%)	21 (2.5%)	4 (0.5%)	5 (0.6%)	843 (100.0%)

（注）優生手術個人別明細書に性別の記載がないもので、術式から性別が明らかであるものについては、その性別を用いて集計を行った。

男女別・病名別では、男女ともに精神薄弱（知的障害）が最も多く、男性の場合は 257 件（88.6%）、女性の場合は 417 件（84.8%）であった。〔表 67 参照〕

表 67 男女別・病名別 優生手術個人別明細書記載者数（宮城県）

	精神病・精神病質	精神薄弱（知的障害）	身体疾患等	重複	その他	不明	合計
男性	11 (3.8%)	257 (88.6%)	2 (0.7%)	9 (3.1%)	0 (0.0%)	11 (3.8%)	290 (100.0%)
女性	41 (8.3%)	417 (84.8%)	8 (1.6%)	24 (4.9%)	0 (0.0%)	2 (0.4%)	492 (100.0%)
不明	4 (6.6%)	54 (88.5%)	0 (0.0%)	2 (3.3%)	1 (1.6%)	0 (0.0%)	61 (100.0%)
合計	56 (6.6%)	728 (86.4%)	10 (1.2%)	35 (4.2%)	1 (0.1%)	13 (1.5%)	843 (100.0%)

（注 1）表 62 の（注 1）に同じ。
（注 2）表 62 の（注 2）に同じ。
（注 3）表 66 の（注）に同じ。
（注 4）「その他」1 件は法別表（本編 3 頁）に記載のない「慢性腎炎」1 件。

年齢階級別・病名別では、10～59 歳の各階級において精神薄弱（知的障害）が 7 割超を占め、 最も多かった。〔表 68 参照

表 68 年齢階級別・病名別 被審査者数（宮城県）

	精神病・精神病質	精神薄弱（知的障害）	身体疾患等	重複	その他	不明	合計
10 歳未満	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)
10～19 歳	5 (1.2%)	390 (91.1%)	1 (0.2%)	26 (6.1%)	0 (0.0%)	6 (1.4%)	428 (100.0%)
20～29 歳	19 (8.3%)	193 (84.6%)	5 (2.2%)	7 (3.1%)	0 (0.0%)	4 (1.8%)	228 (100.0%)
30～39 歳	28 (17.9%)	121 (77.6%)	4 (2.6%)	0 (0.0%)	1 (0.6%)	2 (1.3%)	156 (100.0%)
40～49 歳	3 (14.3%)	17 (81.0%)	0 (0.0%)	1 (4.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	21 (100.0%)
50～59 歳	0 (0.0%)	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (100.0%)
不明	1 (20.0%)	3 (60.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (20.0%)	5 (100.0%)
合計	56 (6.6%)	728 (86.4%)	10 (1.2%)	35 (4.2%)	1 (0.1%)	13 (1.5%)	843 (100.0%)

（注 1）表 62 の（注 1）に同じ。 （注 2）表 62 の（注 2）に同じ。 （注 3）「その他」1 件は法別表（本編 3 頁）に記載のない「慢性腎炎」1 件。

（ii）宮城県

宮城県では、昭和 31 年に県内で唯一の知的障害児施設「亀亭園」が火事で焼失したことが契機となり、昭和 32 年 2 月、県内の PTA、婦人会、教職員組合、社会福祉協議会、公民館、医師会等の諸団体が一致協力して「宮城県精神薄弱児福祉協会」（以下本章において「福祉協会」と いう。）が設立されていた[146]。

福祉協会の「趣意書」によると、「会のしごとについて」は、「1 県民のなかに精神薄弱児を しあわせにする考えをひろめる。2 精神薄弱児のいろいろな施設を整備してやる。3 特殊教育をもりあげる。4 優生保護の思想をひろめ、県民の素質をたかめる。」こととされていた。（下線は筆者）

また、福祉協会の規約では、「知恵のおくれた子どもを幸せにしてやることは、人間愛にもとずく県民の気高く深い願いである。この考えをひろめて、この子らの施設をととのえ、特殊教育をもり上げ、優生保護の思想を徹底させるために」福祉協会をつくって愛の運動を推し進めるとし、具体的には、「愛の 10 万人県民運動」をスローガンに掲げた運動を展開して必要な資金を県民から広く募る活動を行っていた。

知的障害児施設「小松島学園」の資料[147]によると、「愛の 10 万人県民運動」は、昭和 38 年度をもって 1,000 万円の会費目標を概ね達成した。この運動による資金は、昭和 35 年に設立された小松島学園の建設費などに充当された。小松島学園は「建設当初から精神薄弱児の中でも比較的知能の高いろどん

級を収容の上、その効果を期待しようと企画されたものである。」とされていた。前述の「趣意書」では、知的障害のある児童については、知能指数に応じた施設が必要とし、「ろ鈍級の子どもの施設」ができれば生活技術や職業訓練を身に付けさせることができるとその意義を強調していた。

一方で、福祉協会の「趣意書」には「受胎調節や家族計画の思想が普及して、県の人口はだんだん増加の速度を落しております。それなのに精薄の家庭は全然へっておりません。悪貨が良貨を駆しておるのです。このままで過ぎていたら宮城県民の質はだんだん低下していくでしょう。」との懸念が示され、「遺伝性の場合は、その両親と子ども、後天性の場合はその精薄の子どもに対して、子どもが生れないような優生手術をする必要があります。それが、その親と子どものしあわせです。」と記載されていた。

146 宮城県精神薄弱児福祉協会規約では「事務所を県社会福祉協議会におく」としていた。また、福祉協会の入会系統図には、事務局から「宮城県母子課」及び「教育委員会」に矢印が付けられた図表が掲載されていた。

147 「閉園報告書あおいやねのきろく」（宮城県小松島学園 平成 5 年 9 月発行）

宮城県精神薄弱児福祉協会趣意書（抜粋）

優生保護の思想をひろめて県民の素質をたかめる。

そこでいよいよ最後の仕事にきました。それに遺伝性の精神薄弱児をふやさないという優生手術の徹底です。どこの町でも、村でも、親のどちらかが、あるいは両方が精神薄弱で、しかも 6 人も 7 人もある子どもがみな精薄であって、生活扶助のやつかいになっている家庭があります。知恵がおくれているのですから、満足な生活技術をもっておりません。けっきょく国民の税金で生活を保護してやるほかはありません。 周知のように、受胎調節や家族計画の思想が普及して、県の人口はだんだん増加の速度を落しておりま す。それなのに精薄の家庭は全然へっておりません。悪貨が良貨を駆しておるのです。このままで過ぎていたら宮城県民の質はだんだん低下していくでしょう。

県内の精薄児童 3 万、その原因のうち、日本、特に東北では、7 割が遺伝性のものに考えられます。先進国の場合では、相当な手がうたれていますから、遺伝性精神薄弱は約 3 割とみられています。

ですから、県内でみても、遺伝性精薄児童は、約 2 万 1 千、平均 3 人の子どもが一家族にあるとすれば、7 千家族、この大部分は生活扶助家庭とみられます。

こう考えますと、遺伝性の場合は、その両親と子ども、後天性の場合はその精薄の子どもに対して、子どもが生れないような優生手術をする必要があります。それが、その親と子どものしあわせです。 しかし、へたをすると、これは人権の侵害になります。ですから、これをやるためには精神薄弱児に対する愛の思想が県民のなかにもり上って、人間が人間を愛していくというヒューマニズムの土台の上で、この仕事が行なわれなければなりません。

この仕事はいま、どこの県でも手をつけようと考えながら、前に申したようなさまたげがあって徹底的にやることができないでいるのです。宮城県 100 年の大計として、民族の再建を考えるなら、どうしてもやらなければならない仕事です。

私たちの心からのねがいは、4 つの仕事を、県民の下からもり上った愛の運動として、純然たる民間の協力でやりとげたいと思うのです。 10 万人のお父さま、お母さま方が、小さい浄財を出し合って、この「宮城県精神薄弱児福祉協会」の会員になって下さるならば、たやすくできる仕事なのです。そしてこれは、日本でも最初の、人間愛にもとずく県民の大きな運動であります。

なお、厚生省の優生保護統計等によると、宮城県の優生手術の実施件数の累計は、1,744 件で 北海道

に次いで第 2 位であった。また、年間の実施件数の推移を見ると、昭和 20 年代の増加傾向が昭和 29 年の 88 件を境に減少に転じて昭和 31 年には 26 件まで低下したが、その後増減を 繰り返しながら、昭和 40 年に最多の 134 件に達した[148]。

148 本編 34 頁 表 7 及び本編 35 頁 表 8 参照

■清水貞夫の論稿がある。

①『強制断種・不妊、障害者の『安楽死』と優生思想－強制不妊手術　国家賠償請求訴訟と津久井やまゆり園事件』2018 年

・「CHAPTER3 宮城県の『愛の十万人運動』と優生思想」として「1 強制断種に対する国家賠償訴訟／2 宮城県『愛の十万人（県民）運動』のはじまり／3「愛の十万人（県民）運動の実際／4 亀亭園の再建から新しい入所施設の開設／5 国の優性（ママ）政策と「愛の十万人（県民運動）の関係性」の項目である。

・1「県民運動」は、障害児施設の開設や特殊教育の整備を求める障害児を抱えた親たちの運動が、優生政策にからみとられて一体化される過程の運動であった。

・2 亀亭園は 1950 年 4 月 30 日に開設した。施設長は、東北大学医学部精神科から赴任した山本武良であった。…1956 年 12 月 11 日、全焼したのである。一部児童を親元に戻し、38 名を教護院・修養学園と園長官舎に収容する。

・2 宮城県精神薄弱児福祉協会が「愛の十万人（県民）運動」と呼ばれる運動団体…。

②清水貞夫・相澤雅文「宮城県における精神薄弱児施設の誕生と分類収容－亀亭園・『愛の十万人（県民）運動』、そして小松島学園・ほたる学園－」『特別支援教育臨床実践センター年報』第 8 号、2018

亀亭園の入所児の障害程度の変化　※清水・相澤論稿には「表 1」とあり表題はついていない。

	昭和 25	昭和 26	昭和 27	昭和 28	昭和 29	昭和 30	昭和 31	昭和 32	昭和 33	昭和 34
経度	9	10	13	12	11	12	12	10	13＋1	15＋1
中度	3	6	8	12	14	15	13	11＋1	17＋1	16
重度	8	14	19	19	19	16＋1	15＋2	14＋3	12＋2	11＋2
最重度	3	7	15	17	15	15＋1	10＋1	9＋1	13＋2	12＋3
計	23	37	55	60	59	58＋2	50＋3	44＋5	55＋6	54＋6
定員	(30)		(60)							
	昭和 35	昭和 36	昭和 37	昭和 38	昭和 39	昭和 40	昭和 41	昭和 42	昭和 43	昭和 44
経度	2+1	3+1	1+1	2+1	0	0	0	0	0	0
中度	17	18	18	16+1	6+1	2+1	1+1	+1	+1	0
重度	11+2	11+2	17	16	16	19	27	25	22	23+1
最重度	19+3	26+3	20	22+1	22+1	28+1	49+1	57	55+3	52+3
計	49+6	58+6	56+1	56+3	44+2	49+2	77+2	82+1	77+4	75+4
定員	(60)						(100)			

+は加年齢者、(数字）は定員　　『30 年の歩み』より
黄色枠は船橋。

③清水貞夫「『愛の 10 万人運動』と旧優生保護法下の優生手術－宮城県における強制不妊手術－」『人権と部落問題』2023 年 12 月号。

3　日本と宮城県の優生保護法の地域浸透に関わる通史

宮城県の優生保護法の浸透過程、それは優生手術の具体化過程であるが、それを明らかにする前に、歴史的状況について箇条書き的に概観する。

優生保護法は、1948（昭和 23）年に成立し改正を重ね、特に 1952（昭和 27）年 5 月の改正で、第 12 条で遺伝性以外の精神病、精神薄弱も優生手術の対象とした。優生保護法は、このように、精神障害者や知的障害者を主な対象にしながら、優生手術を実行していくわけだが、具体化するにあたっては、精神科病院と精神薄弱児施設が深く関与していた。

戦後の精神障害者の保護は、1950（昭和 25）年の精神衛生法に始まる。その 1 年前の 1949（昭和 24）年に日本精神病院協会が設立され、宮城県の会員は、東北脳病院、春日療養園だった。1952（昭和 27）年時点での宮城県内の精神科病院の数は 3 病院で、精神科・神経科の医師は 11 人だった。1953（昭和 28）年には、日本精神病院協会理事長と日本精神衛生会理事長の連名で厚生省に陳情をし、そこに「精神障害者の遺伝を防止するため優生手術の実施を促進せしむる財政措置を講ずること」の項目があった。

一方知的障害児・者の保護は、1947（昭和 22）年の児童福祉法に「精神薄弱児施設の設置」（40 条）が規定され、宮城県では、1950（昭和 25）年に精神薄弱児施設である宮城県立亀亭園（仙台市）が設立されたが、1956 年に焼失している。亀亭園の焼失を契機に、1957（昭和 32）年に宮城県精神薄弱児福祉協会が結成され、「愛の十万人運動」（優生思想を含んだ）が展開された。その後、1960（昭和 35）年に精神薄弱児施設・小松島学園、1961（昭和 36）年に精神薄弱児を対象とする光明養護学校が開校している。そして、1964（昭和 39）年に精神薄弱児施設ほたる学園が開設される。精神薄弱児通園施設として 1959（昭和 34）年に「市立仙台市なかよし学園」が設立している。厚生省児童局では、1953（昭和 28）年に『精神薄弱児施設運営要領』を編纂するが、そこには「精神薄弱児は･･･優生手術が望まれる」とあった。

1962（昭和 37）年 6 月に、宮城県では、一般外来は行わず、優生保護法第 4 条・第 12 条による手術のみを実施する病院として、愛宕病院を新たに宮城県中央優生保護相談所附属診療所として開設した。その意義について同年の 10 月の宮城県議会で取り上げられている。廃止されるのは 1972 年 10 月である。

教護院の修養学園は、1900 年初頭（明治末期）から開設され、設置位置は亀亭園の隣接地であった。優生保護法裁判の原告には、修養学園の入園者だった者がいる。養護施設も明治末期から開設されていた。

日本と宮城県の優生保護法の地域浸透に関わる通史と時期区分

・1906（明治 39）年 2 月　養護施設として仙台基督教育児院（仙台市原町、施設長　大坂鷹司）の設立。
・1908（明治 41）年 9 月　教護院として宮城県立修養学園（仙台市長町、施設長　赤間孝一）設立。
・1933（昭和 8）年 4 月　養護施設として仙台天使園（仙台市北五十人町、施設長　マリ・アノエス・デザンジェ）設立。
・1947（昭和 22）年　児童福祉法の公布。同法 40 条に「精神薄弱児施設の設置」規定

第 1 期　1948 年～1955 年

・1948（昭和 23）年 7 月　優生保護法の成立
・1948（昭和 23）年 11 月　養護施設として光ケ丘天使園（仙台市原町、施設長　ジョセフ・ユーゼン・クリッシュ）設立。
・1949（昭和 24）年 4 月　養護施設として旭ヶ丘学園（気仙沼市、施設長　鮎貝真観）設

立。
・1949（昭和 24）年 10 月　日本精神病院協会の設立。宮城県では、会員に東北脳病院、春日療養園からいた。（『社団法人日本精神病院協会 30 年史』より）
・1949（昭和 24）年 6 月　優生保護法の改正。強制優生手術の申請が医師に義務付け。
・1950（昭和 25）年 1 月　養護施設として小百合園（仙台市原町、施設長　スール・マリー・ルジェ）設立。
・1950（昭和 25）年 6 月　県立の精神薄弱児施設「宮城県亀亭園」（仙台市長町、施設長　山本武良）設立。
・1950（昭和 25）年 5 月　精神衛生法（法律第 123 号）。精神病院の設置を都道府県の義務、精神障害発生の予防。
・1950（昭和 25）年　宮城県が愛宕病院開設（性病科、皮膚泌尿器科、婦人科）
・1952（昭和 27）年 4 月　平和条約発効　ここまで連合国占領下。
・1952（昭和 27）年 5 月　優生保護法の改正　法第 12 条で遺伝性以外の精神病、精神薄弱も優生手術の対象とした
・1952（昭和 27）年 12 月　宮城県の精神科・神経科病院数　3 病院（国立 1 、私立 2 : 国立東北大学附属病院（病院長　篠田糺）、私立東北脳病院（病院長　鈴木秀）、私立春日療養所（病院長　吉田重三郎））、精神科医師数 I 0 人、神経科医師数 1 人（国立精神衛生研究所『精神衛生資料』第 2 号、1954 年より）
・1953（昭和 28）年 3 月　厚生省児童局編『精神薄弱児施設運営要領』日本少年教護協会「精神薄弱児は･･･優生手術が望まれる」
・1953 年 6 月 12 日付，厚生事務次官から各都道府県知事宛「優生保護法の施行について」（厚生省発衛第 150 号）:「当省から示達した通知は，相当多数に上るが･･･数次の法令改正に伴い，すでに実質的には失効し無意義となっているものもあって，施行上混乱を生じ不便も少なくない」として 10 の通知の廃止。
・1953（昭和 28）年 7 月、日本精神病院協会理事長・金子準二と日本精神衛生会理事長・内村祐之の連名で、厚生省に精神衛生行政の強化を訴える陳情。「精神障害者の遺伝を防止するため優生手術の実施を促進せしむる財政措置を講ずること」の項目（日本精神衛生協会発行『20 年』）。
・1954（昭和 29）年　精神衛生法の一部改正　急速に精神科病床が増加
・1954（昭和 29）年　愛宕病院に優生保護相談所を附設。
・1954（昭和 29）年 12 月　厚生省公衆衛生局庶務課長から各都道府県衛生部長宛で「審査を要件とする優生手術の実施の推進について」（衛庶第 119 号）。強制優生手術の一層の努力を促す。「標記については、毎年御配慮を頂いている処であるが、本年度における 11 月迄の実施状況をみるに、本年 4 月 3 日衛庶第 27 号（昭和 29 年度優生保護関係事業計画について）及び 10 月 6 日厚生省発衛第 302 号（昭和 29 年度強制優生手術費の国庫負担について）により提出願った実施計画を相当に下廻る現状にあるので、なお一層の御努力を頂き、計画通り実施するように願いたい。」（千葉県公文書館所蔵、利光恵子の指摘より）
・1955 年（昭和 30）年 9 月　肢体不自由児施設・宮城県整肢拓桃園（名取郡秋保村、施設長　高橋孝文）設立。
・1956（昭和 31）年　児童福祉法の改正。精神薄弱児通園施設

第 2 期　1956（亀亭園の火災）～1961（愛宕診療所の開設）
一時的だが強制優生手術者数が減少し、再び増加に向かう時期

・1956（昭和 31）年 11 月　県立亀亭園が火災で焼失。修養学園（教護院）を 2 年 3 カ月借用。愛の 10 万人運動の始まりの契機。

・1957（昭和 32）年 2 月　宮城県精神薄弱児福祉協会の結成。「愛の十万人運動」を展開。
・1957（昭和 32）年 4 月 27 日付、厚生省公衆衛生局精神衛生部長から各都道府県衛生部（局）長宛文書。「優生手術者は前年度（注、昭和 31 年度と推定）1350 人に対し、1800 人（注、今年度）と大幅に増加」し、「遂年増加の途を辿っているとはいえ予算上の件数を下回っている実情がある」「各都道府県別に実施件数を比較し」、表「優生保護法第 4 条該当優生手術実施件数（昭和 31 年分）」を添付。「極めて不均衡」として、「優生手術対象者が存在しないということではな」いとして、「啓蒙活動」と「貴職の御努力」によって「相当程度成績を向上せしめ得る」とある。
・1959（昭和 34）年 2 月　中央優生保護審査会委員に、日本精神病院協会関係で、金子順二（理事長）、式場隆三郎（理事）が委嘱される。
・1959（昭和 34）年 8 月　精神薄弱児通園施設「市立仙台市なかよし学園」（仙台市田子、施設長　山内和雄）設立。
・1960（昭和 35）年 3 月　精神薄弱者福祉法制定（法律第三十七号、昭 35・3・31）。第 18 条 精神薄弱者援護施設は、18 歳以上の精神薄弱者を入所
・1960（昭和 35）年 4 月　精神薄弱児施設・小松島学園（仙台市原町、施設長　大阪鷹司）設立。愛の 10 万人運動の資金。
・1961（昭和 36）年 4 月　県立精神薄弱養護学校として光明養護学校（校長　内海正）の開校。

第 3 期　1962 年（愛宕診療所の開設）～1972 年（愛宕診療所の閉所）
強制優生手術者数が全国 1 位となる

・1962（昭和 37）年 6 月　愛宕病院を新たに、宮城県中央優生保護相談所附属診療所として開設。一般外来は行わず、優生保護法第 4 条・第 12 条による手術のみ実施。廃止は 1972 年 10 月。
・1962 年 10 月　宮城県議会（9 月定例会・第 103 回）で優生保護問題（愛宕病院など）がとり上げられる。
・1964（昭和 39）年 3 月　ライシャワー駐日米国大使刺傷事件　精神障害者に対する精神医療の在り方が社会問題となる。
・1964（昭和 39）年 9 月　精神薄弱児施設ほたる学園開設。
・1965（昭和 40）年　精神衛生法の改正。精神障害者の医療と保護の充実が図られる。

※教護院、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、養護施設、肢体不自由児施設の設立に関する要点は厚生省児童局監修『児童福祉施設一覧－昭和 38 年 7 月 1 日現在－』（1963 年 9 月、日本児童福祉協会発行）による。

第 4 期　1973 年～1996 年　優生手術の実施数が減少し、0 となる

4　開示資料一覧

本稿では、開示資料に基づいて、宮城県の優生保護法の地域浸透過程について明らかにする。開示された神奈川県の優生保護法、優生保護審査会、優生手術にかかわる資料の一覧を掲載する。全体としては、183 資料で 1431 ページ分である。資料作成の時期で見ると 1953 年（昭和 28）年から 1962（昭和 37）年までのものである。

表 4 －1　宮城県所蔵の優生保護関連資料で入手した資料の一覧表

注、「No」は船橋が通し番号として付けた。「番号」は開示資料に付けられていた番号。番号 33 からになっている。1～32 の内容は未見である。ページ数は開示文書に付けられていた。

No	番号	年月日	文書名	ページ数
1	33	昭和 29 年 6 月 16 日	優生手術の委託について（起案）	1~5
2	34	昭和 29 年 5 月 26 日	昭和 29 年度第 1 回優生保護審査会開催について	6~6
3	35		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	7~12
4	36	昭和 29 年 7 月 22 日	優生手術の委託について（起案）	13~15
5	37	昭和 29 年 7 月 15 日	昭和 29 年度第 2 回優生保護審査会開催について	16~16
6	38		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	17~32
7	39	昭和 29 年 8 月 30 日	優生手術の委託について（起案）	33~35
8	40		昭和29年度第3 回優生保護審査会開催について	36~36
9	41		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	37~50
10	42	昭和 29 年 11 月 4 日	優生手術の委託について（伺）（起案）	51~55
11	43	昭和 29 年 10 月 25 日	昭和 29 年度第 4 回優生保護審査会開催について	56~56
12	44		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	57~66
13	45	昭和 29 年 12 月 13 日	優生手術の委託について（起案）	67~70
14	46	昭和 29 年 12 月 15 日	昭和 29 年度第 5 回優生保護審査会開催について	71~71
15	47		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	72~83
16	48	昭和 30 年 3 月 16 日	優生手術の委託について（起案）	84~87
17	49	昭和 30 年 3 月 11 日	昭和 29 年度第 6 回優生保護審査会開催について	88~88
18	50		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	89~126
19	51	昭和 29 年 5 月 31 日	昭和 29 年度第 1 回優生保護審査会議事録	127~129
20	52	昭和 29 年 5 月 26 日	昭和 29 年度第 1 回優生保護審査会開催について	130~130
21	53		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	131~136
22	54	昭和 29 年 7 月 19 日	昭和 29 年度第 2 回優生保護審査会議事録	137~139
23	55		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	140~154
24	56	昭和 29 年 8 月 30 日	昭和 29 年度第 3 回優生保護審査会議事録	155~157
25	57	昭和 29 年 8 月 25 日	昭和 29 年度第 3 回優生保護審査会開催について	158~158
26	58		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	159~172
27	59	昭和 29 年 11 月 1 日	昭和 29 年度第 4 回優生保護審査会議事録	173~175
28	60	昭和 29 年 10 月 25 日	昭和 29 年度第 4 回優生保護審査会開催について	176~176
29	61		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	177~186
30	62	昭和 29 年 12 月 23 日	昭和 29 年度第 5 回優生保護審査会議事録	187~189
31	63	昭和 29 年 12 月 15 日	昭和 29 年度第 5 回優生保護審査会開催について	190~190
32	64		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	191~202
33	65	昭和 30 年 3 月 15 日	昭和 29 年度第 6 回優生保護審査会議事録	203~206
34	66	昭和 30 年 3 月 11 日	昭和 29 年度第 6 回優生保護審査会開催について	207~207
35	67		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	208~245
36	68	昭和 28 年 7 月 17 日	優生手術の委託について（通知）（起案）	246~250
37	69	昭和 28 年 7 月 21 日	優生手術の委託について（起案）	251~254

38	70	昭和 28 年 7 月 17 日	優生手術の委託について（起案）	255~258
39	71	昭和 28 年 5 月 19 日	優生手術交付金について（参考）	259~259
40	72	昭和 28 年 7 月 24 日	優生手術の委託について	260~262
41	73	昭和 28 年 7 月 31 日	請書	263~265
42	74	昭和 28 年 8 月 25 日	優生手術委託料請求書	266~268
43	75	昭和 28 年 7 月 20 日	優生手術の委託について（起案）	269~273
44	76	昭和 28 年 7 月 30 日	優生手術の委託について	274~274
45	77	昭和 28 年 7 月 30 日	請書	275~275
46	78	昭和 28 年 9 月 26 日	優生手術の委託について（通知）（起案）	276~278
47	79	昭和 28 年 9 月 29 日	優生手術の委託について（通知）	279~280
48	80	昭和 28 年 9 月 25 日	優生手術の委託について（通知）（起案）	281~284
49	81	昭和 28 年 9 月 29 日	優生手術の委託について（通知）	285~287
50	82	昭和 28 年 9 月 15 日	昭和 28 年度第 4 回優生保護審査会開催について（通知）	288~288
51	83		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	289~297
52	84	昭和 28 年 10 月 24 日	請書	298~299
53	85	昭和 28 年　月　日	優生手術委託料請求書	300~304
54	86	昭和 28 年 10 月　日	請書	305~305
55	87	昭和 28 年 8 月 19 日	優生手術の委託について（起案）	306~311
56	88	昭和 28 年 9 月 5 日	請書	312~314
57	89	昭和 28 年 10 月 22 日	優生手術の委託について（伺）（起案）	338~344
58	90	昭和 28 年 10 月 19 日	昭和 28 年度第 5 回優生保護審査会開催について（通知）	321~322
59	91		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	323~335
60	92	昭和 28 年 11 月 3 日	請書	336~337
61	93	昭和 28 年 11 月 24 日	優生手術の委託について（伺）（起案）	338~344
62	94	昭和 28 年 11 月 6 日	昭和 28 年度第 6 回優生保護審査会開催について	345~345
63	95		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	346~350
64	96	昭和 28 年 12 月 22 日	優生手術の委託について（伺）（起案）	351~356
65	97		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	357~369
66	98	昭和 29 年 1 月 29 日	優生手術の委託について（伺）（起案）	370~373
67	99	昭和 28 年 10 月 31 日	請書	374~381
68	100	昭和 29 年 1 月 25 日	昭和 28 年度第 8 回優生保護審査会開催について	382~382
69	101		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	383~393
70	102	昭和 29 年 2 月 27 日	優生手術の委託について（伺）（起案）	394~399
71	103	昭和 29 年 2 月 20 日	昭和 28 年度第 9 回優生保護審査会開催について	400~400
72	104		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	401~415
73	105	昭和 29 年 3 月 21 日	優生手術の委託について（伺）（起案）	416~417
74	106	昭和 29 年 3 月 21 日	優生手術の委託について（通知）	418~425
75	107	昭和 29 年 3 月 20 日	昭和 28 年度第 10 回優生保護審査会開催について	426~426

76	108		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	427~446
77	109	昭和 28 年 3 月 25 日	優生手術の委託について（起案）	447~452
78	110	昭和 28 年 3 月 31 日	請書	453~453
79	111	昭和 28 年 3 月 30 日	優生手術の委託について（通知）	454~454
80	112	昭和 28 年 3 月 31 日	請書	455~455
81	113	昭和 28 年 3 月 30 日	優生手術の委託について（通知）	456~457
82	114	昭和 28 年 3 月 31 日	請書	458~458
83	115	昭和 28 年 3 月 30 日	優生手術の委託について（通知）	459~460
84	116	昭和 28 年 3 月 31 日	請書	461~461
85	117	昭和 28 年 3 月 30 日	優生手術の委託について（通知）	462~463
86	118	昭和 28 年 3 月 31 日	請書	464~464
87	119	昭和 28 年 3 月 30 日	優生手術の委託について（通知）	465~466
88	120	昭和 28 年 3 月 31 日	請書	467~467
89	121	昭和 28 年 3 月 30 日	優生手術の委託について（通知）	468~468
90	122	昭和 28 年 3 月 31 日	請書	469~469
91	123	昭和 28 年 3 月 30 日	優生手術の委託について（通知）	470~471
92	124	昭和 28 年 3 月 31 日	請書	472~472
93	125	昭和 28 年 3 月 30 日	優生手術の委託について（通知）	473~474
94	126	昭和 32 年 7 月 18 日	優生保護審査会開催について（起案）	475~476
95	127	昭和 32 年 7 月 23 日	優生手術の委託について（起案）	477~482
96	128	昭和 32 年 10 月 3 日	優生保護審査会開催について（起案）	483~485
97	129	昭和 32 年 10 月 17 日	優生手術の委託について（起案）	486~491
98	130	昭和 32 年 12 月 20 日	優生保護審査会開催について（起案）	492~494
99	131	昭和 33 年 1 月 20 日	優生手術の委託について（起案）	495~498
100	132	昭和 33 年 3 月 8 日	優生保護審査会開催について（起案）	499~499
101	133	昭和 33 年 3 月　日	優生手術の委託について（起案）	500~506
102	134	昭和 33 年 10 月 3 日	優生手術の委託について（通知）（起案）	507~507
103	135	昭和 33 年 10 月 3 日	優生手術実施医師の指定替について（伺）（起案）	508~509
104	136	昭和 32 年 7 月 18 日	昭和 32 年度第 1 回優生保護審査会開催について（起案）	510~512
105	137		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	513~548
106	138	昭和 32 年 10 月 3 日	昭和 32 年度第 2 回優生保護審査会開催について（起案）	549~549
107	139		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	550~570
108	140	昭和 32 年 12 月 20 日	優生保護審査会開催について（通知）（起案）	579~580
109	141		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	581~606
110	142	昭和 33 年 3 月 10 日	優生保護審査会開催について（通知）（起案）	607~607
111	143		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	608~680
112	144	昭和 32 年 10 月 14 日	昭和 32 年度第 2 回優生保護審査会会議録	681~683
113	145	昭和 32 年 10 月 11 日	昭和 32 年度第 2 回優生保護審査会開催について（通知）	684~684

114	146		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	685~700
115	147	昭和 33 年 3 月 10 日	昭和 32 年度第 4 回優生保護審査会会議録	701~703
116	148	昭和 33 年 3 月 10 日	優生保護審査会開催について（通知）	704~704
117	149		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	705~743
118	150		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	744~783
119	151	昭和 33 年 12 月 28 日	昭和 33 年度第 3 回優生保護審査会会議録	784~787
120	152		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	788~803
121	153	昭和 34 年 3 月 4 日	会議録	804~805
122	154		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	806~839
123	155	昭和 36 年 5 月 29 日	優生保護審査会開催について（起案）	840~840
124	156	昭和 36 年 6 月 7 日	優生手術の適否決定並びに委託について（起案）	841~847
125	157	昭和 36 年 6 月 24 日	優生手術の委託請書について	848~849
126	158		優生手術委託料請書、注射処置内訳書	850~869
127	159	昭和 36 年 6 月 19 日	請書	870~870
128	160	昭和 36 年 7 月 5 日	優生手術実施に伴う入院期間について（報告）（起案）	871~874
129	161	昭和 36 年 8 月 21 日	優生保護審査会の開催について（起案）	875~875
130	162	昭和 36 年 8 月 29 日	優生手術の適否決定並びに委託について（起案）	876~885
131	163	昭和 36 年 9 月 18 日	請書	886~890
132	164		優生手術委託料請書、注射処置内訳書	891~897
133	165	昭和 37 年 1 月 24 日	優生手術実施報告について	898~902
134	166	昭和 37 年 1 月 17 日	優生手術について（報告）	903~903
135	167	昭和 36 年 12 月 21 日	優生手術実施について（通知）（起案）	904~905
136	168		優生手術実施について（回答）	906~909
137	169	昭和 36 年 11 月 20 日	優生保護審査会の開催について（起案）	910~910
138	170	昭和 36 年 12 月 19 日	請書	911~916
139	171	昭和 36 年 12 月日	昭和 35 年度優生手術実施に伴う注射料について（起案）	917~919
140	172		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	920~921
141	173	昭和 37 年 2 月 23 日	優生手術申請の受理並びに審査会開催について（通知）（起案）	922~926
142	174	昭和 36 年 12 月 2 日	優生手術の適否決定並びに委託について（起案）	927~936
143	175	昭和 37 年 3 月 2 日	優生手術の適否決定並びに委託について（起案）	937~946
144	176	昭和 37 年 2 月 20 日	優生保護審査会の開催について（起案）	947~947
145	177	昭和 37 年 3 月 16 日	請書	948~950
146	178	昭和 37 年 3 月 25 日	優生保護法指定医業務を行う場所の異動に伴う優生手術の委託医の変更について	951~951
147	179	昭和 37 年 3 月　日	請書	952~952
148	180	昭和 37 年 4 月 20 日	優生手術実施指定医師の変更について（起案）	953~957
148	181	昭和 37 年 5 月 10 日	請書	958~958
149	182	昭和 35 年 4 月 6 日	優生保護審査会の開催について（起案）	959~959

150	183	昭和 35 年 4 月 20 日	優生手術の委託について（起案）	960~963
151	184	昭和 35 年 4 月 30 日	請書	964~968
152	185	昭和 35 年　月　日	優生保護審査会開催（起案）	969~970
153	186	昭和 35 年 6 月 28 日	優生手術の委託について（起案）	971~975
154	187	昭和 35 年 7 月 12 日	請書	976~979
155	188	昭和 35 年 8 月 8 日	優生保護審査会開催について（伺）（起案）	980~981
156	189	昭和 35 年 8 月 23 日	優生手術の委託について（起案）	982~982
157	190	昭和 35 年 8 月 18 日	優生手術の委託について（起案）	983~984
158	191	昭和 34 年 8 月 19 日	優生手術申請書の受理について（通知）、優生手術適否決定通知書	985~987
159	192	昭和 34 年 9 月 8 日	優生手術の適否決定並びに優生手術実施医師指定について	988~989
160	193	昭和 34 年 9 月 8 日	優生手術の委託について（通知）	990~991
161	194	昭和 35 年 8 月 8 日	理由書	992~992
162	195	昭和　年 8 月 30 日	優生手術の適否決定並びに優生手術実施医師指定について（通知）（起案）	993~996
163	196	昭和 35 年 9 月 26 日	請書	997~1000
164	197		優生手術委託料請求書、注射処置内訳書	1001~1010
165	198	昭和 35 年 9 月 1 日	請書	1011~1014
166	199	昭和 35 年 9 月 15 日	優生手術の実施について（通知）	1015~1017
167	200	昭和 35 年 10 月 21 日	優生保護審査会開催について（起案）	1018~1019
168	201	昭和 35 年 11 月 12 日	優生手術の委託について（起案）	1020~1022
169	202	昭和 35 年 12 月 16 日	請書	1023~1025
170	203	昭和 36 年 2 月 7 日	優生保護審査会開催について（起案）	1026~1026
171	204	昭和 36 年 2 月 16 日	優生手術の委託について（起案）	1027~1032
172	205	昭和 36 年 3 月 2 日	請書	1033~1035
173	206	昭和 36 年 3 月 22 日	優生手術の連絡について	1036~1036
174	207	昭和 36 年 3 月 20 日	優生保護審査会開催について（起案）	1037~1037
175	208	昭和 36 年 3 月 29 日	優生手術の委託について（起案）	1038~1042
176	209	昭和 36 年 4 月 27 日	請書	1043~1044
177	210		優生手術委託料請求書、注射処置内訳書	1045~1052
178	211	昭和 36 年 4 月 30 日	請書	1053~1054
179	231		昭和39年度優生手術個人別明細書	1165~1170
180	232		昭和38年度優生手術個人別明細書	1171~1172
181	236	昭和 35 年 1 月 17 日	宮城県優生保護審査会委員等名簿（S 35.1.17 現在）	1176~1176
182	252	昭和 36 年 10 月 18 日	『こうみょう　研究集録』第 1 集	1265~1353
183	253	昭和 38 年 3 月 31 日	『こうみょう　研究集録』第 2 集※p69～72 欠落（原本のまま）	1354~1431

Ⅱ　宮城県の優生保護法の具体化の展開過程
―全般的状況－

1　優生保護法下の知事

優生保護法の成立した 1948（昭和 23）年から廃止された 1996（平成 8）年の間の宮城県知事は以下の通りである。

千葉 三郎　　就任期間：1947（昭和 22）年 4 月 ～ 1948（昭和 23）年 12 月
佐々木 家壽治 就任期間：1949（昭和 24）年 2 月 ～ 1952（昭和 27）年 9 月
宮城 音五郎　就任期間：1952（昭和 27）年 10 月 ～ 1956（昭和 31）年 10 月
大沼 康　　就任期間：1956（昭和 31）年 10 月 ～ 1959（昭和 34）年 1 月
三浦 義男　　就任期間：1959（昭和 34）年 3 月 ～ 1965（昭和 40）年 2 月
高橋 進太郎　就任期間：1965（昭和 40）年 3 月 ～ 1969（昭和 44）年 3 月
山本 壮一郎　就任期間：1969（昭和 44）年 3 月 ～ 2015（平成元）年 3 月

本稿で主に扱う 1952 年から 1961 年頃の時期に関わる知事は、宮城音五郎（1952 年 10 月 ～ 1956 年 10 月)、大沼康（1956 年 10 月 ～ 1959 年 1 月)、三浦義男（1959 年 3 月

優生保護法の施策に関わる行政的な担当課の推移も明らかすることは大事であるが、本報告では課題として残す。

2　優生手術者数の推移の全体像

宮城県の法第 4 条に該当する優生手術者数と法第 12 条に該当する優生手術者数をあわせた強制優生手術者数は、1948 年から 1996 年までの合計で 1406 人（図 2－ 1　強制不妊手術数〈都道府県別〉調べより）で、都道府県別でみると最も多い北海道（2593 人）に次ぐ第 2 位である。

図 2－2 は宮城県の強制優生手術者数の推移を表し、図 2－3「強制優生手術者数の年代別推移（全国と宮城県)」は全国との比較をしたものである。この両図から全国的には 1956（昭和 31）年を頂点に以降は山なりに下降を続けているのに対して、宮城県の場合は、大枠で見れば 1954（昭和 29）年と 1965（昭和 40）年を頂点に山なりに 2 つ大小の山ができていることがわかる。2 つの山と低い部分を考慮すると、強制優生手術（4 条と 12 条）の年度別人数を 4 期に分けることができる（図 4　宮城県における優生手術者数の推移と時期区分)。第 1 期は優生保護法が成立した 1948（昭和 23）年から 1955（昭和 30）年までで一つ目の山を含んでいる。第 2 期は 1956（昭和 31）年から 1961（昭和 36）年までで、相対的に手術者数が減った時期である。1956（昭和 31）年に宮城県立の精神薄弱児施設亀亭園が消失している。第 3 期は 1962（昭和 37）年から 1972（昭和 47）年までで、二つ目の山を含む時期である。1962（昭和 37）年 6 月に一般外来は行わず、優生保護法第 4 条と第 12 条の手術のみ行う中央優生保護相談所附属診療所が開設し、1972（昭和 47）年 10 月に廃止されている。宮城県で手術者数が最も多いのは、1969（昭和 44）年の 129 人（4 条

128 人、12 条 1 人）だった。第 4 期は 1972（昭和 47）年から 1996（平成 8）年の法廃止までで、手術者数が減少し、0 人となる時期である。

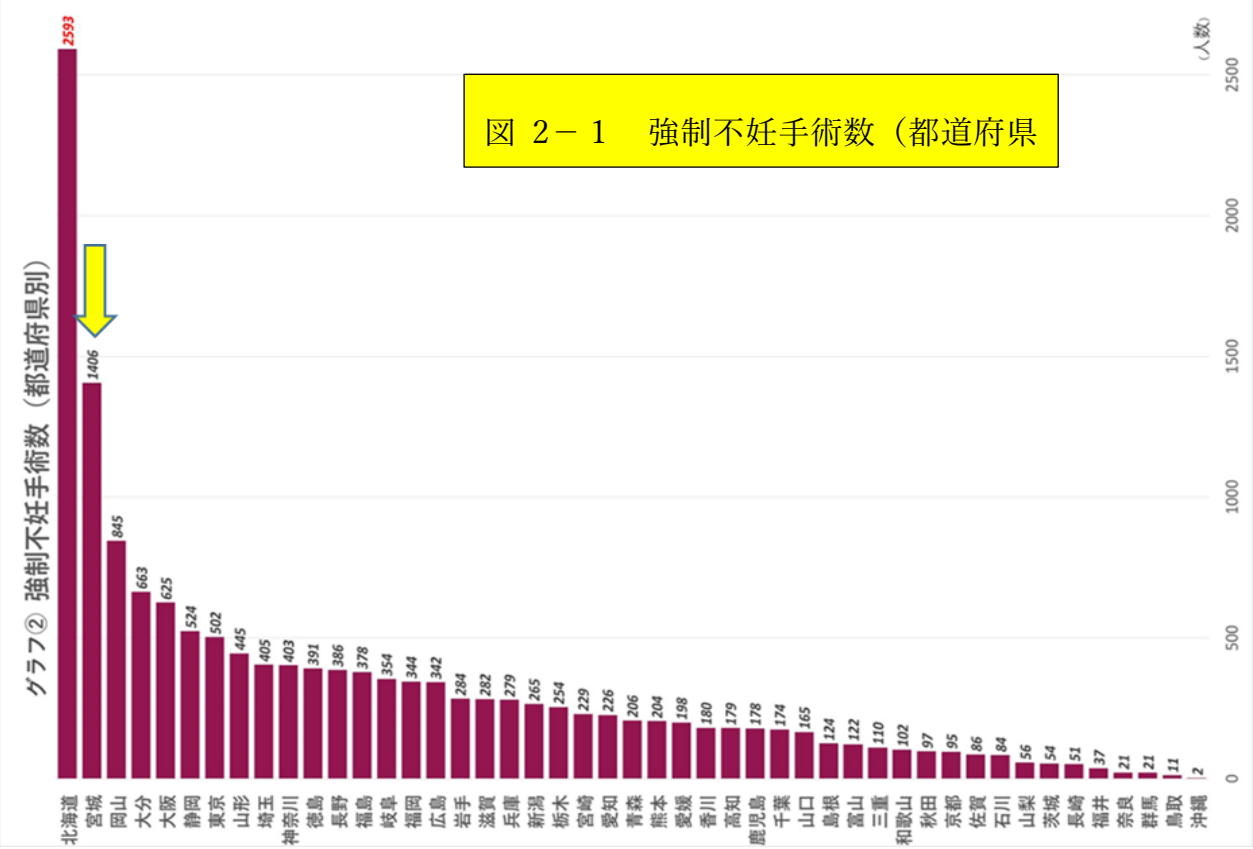

出所：「強制不妊　厚生省の要請で自治体が件数競い合い、最多の北海道は『千人突破記念誌』発行」

Copyright (C) Waseda Chronicle、 All Rights Reserved.2018.02.13

図 2－2　宮城県の強制優生優生手術者（法第 4 条、法第 12 条）数の推移

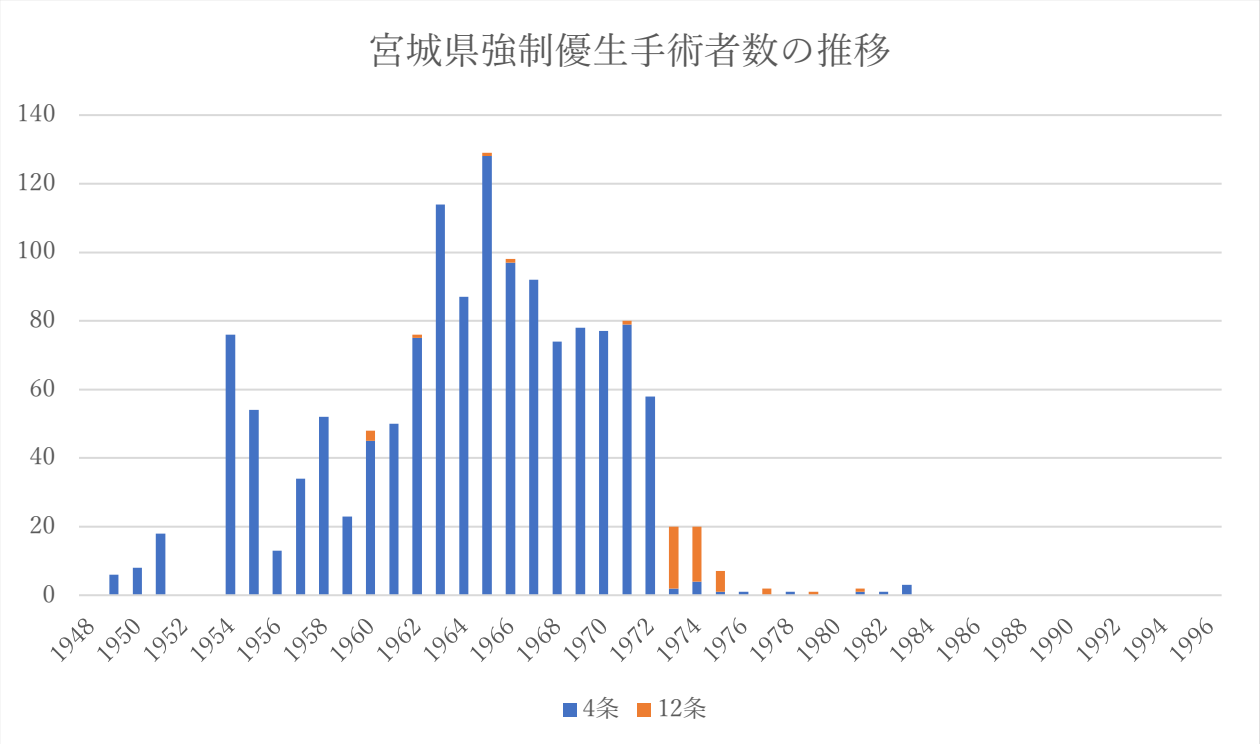

図２－３　宮城県における優生手術者数の推移－利光恵子氏の研究より

※『衛生年報』（1949～59）、『優生保護統計報告』（1960～1995）、『母体保護統計報告』（1996）より

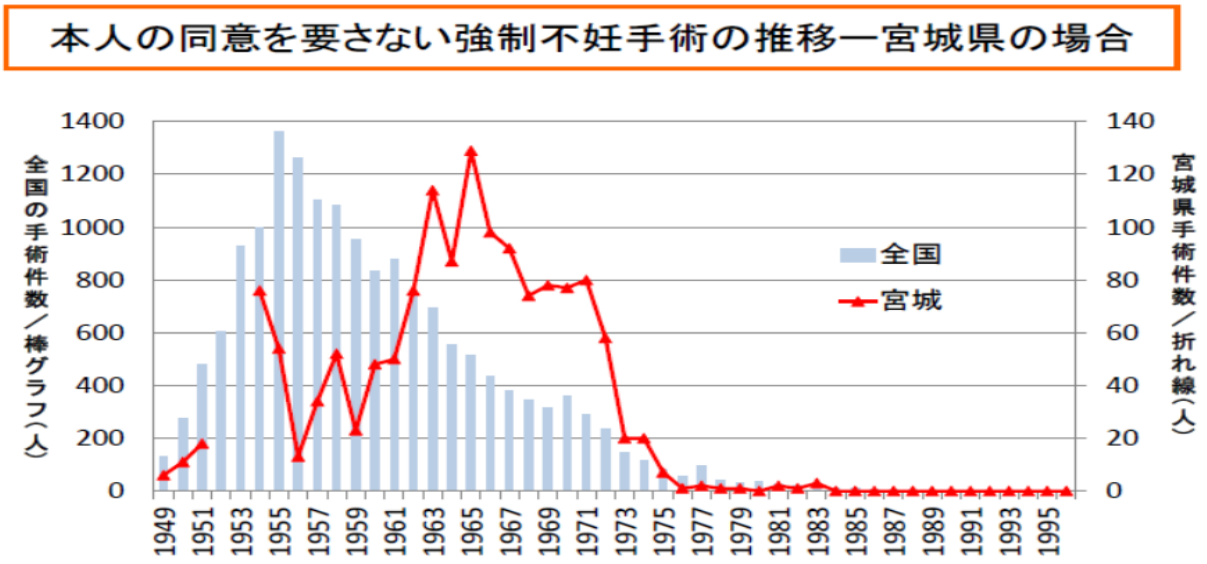

図２－４　宮城県における優生手術者数の推移と時期区分

※『衛生年報』（1949～59）、『優生保護統計報告』（1960～1995）、『母体保護統計報告』（1996）より

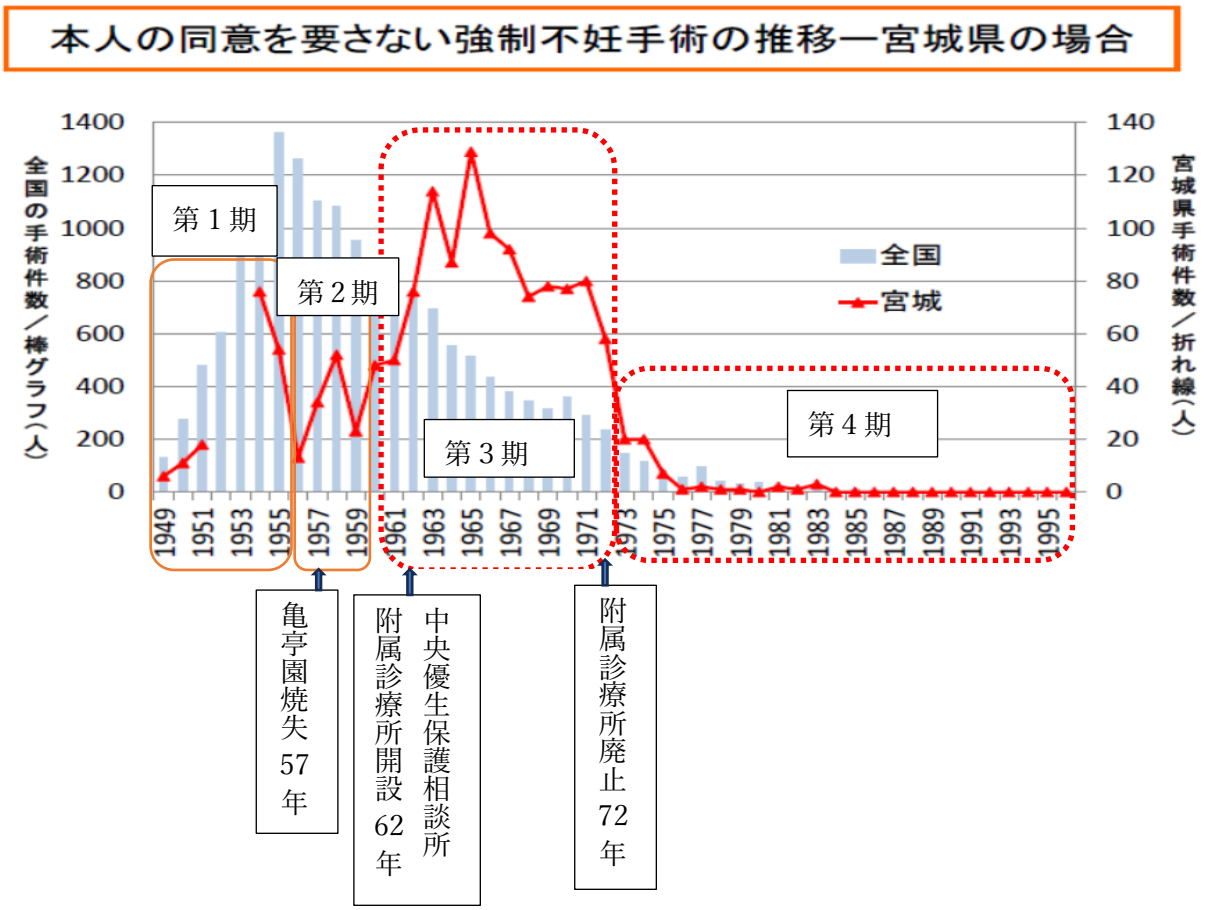

次に 1949（昭和 24）年から 1996（平成 8）年までの『衛生年報』（厚生省大臣官房統計調査部編、1947～1954 各年版）『優生保護統計報告』（厚生省大臣官房統計情報部編、1955 年以降）を手掛かりに、宮城県の優生保護法による優生手術者の実態を見る（表 2－1　宮城県における「優生保護法」による優生手術を受けた人数）。表 2－1 によれば、法第 3 条による「当事者の同意によるもの(3)」の第 1 項「当事者遺伝①」は 206 人、第 2 項の「近親遺伝②」は 65 人、第 3 項の「ハンセン病③」は 61 人で、①②③項該当者の合計は 332 人で、全体の 1.2%（332/27663）である。第 4 項の「体の生命危機④」は 15874 人で 57%(15874/27663）と圧倒的に多く、第 5 項の「母体の健康低下⑤」も 10054 人で 36% (10054/27663）と多い。いわゆる強制優生手術である「医師の申請によるもの」の内、法第 4 条の「遺伝性疾患(4)」は 1352 人で約 5% (1352/27663)、法第 12 条の「非遺伝 (12) 精神疾患」は 51 人で 0.2%（51/27663）だった。

次に項目ごとに年代の推移をみると、「当事者遺伝①」は最大値は 1973（昭和 48）年の 28 人、次いで 1960（昭和 35）年の 20 人、10 人台は 1955（昭和 30）・1961（昭和 36）・1968（昭和 33）・1977（昭和 52）年とあるが、その他は一桁台である。「近親遺伝②」は 1956（昭和 31）年の 11 人を最大値として、その他は一桁台である。1974（昭和 49）年からはほぼ 0 人が続いている（ただし、1979 年〈昭和 54〉2 人・1981〈昭和 56〉年 1 人・1989〈平成元〉年 1 人を例外とする)。「ハンセン病③」は、1960（昭和 35）年 17 人が最大で、次いで 1957（昭和 32）年の 15 人で、他は一桁台である。そして 1970（昭和 45）年以降は 0 人になっている。

「母体の生命危機④」と「母体の健康低下⑤」は共に 1957（昭和 32）年に最高値（④は 952 人、⑤は 634 人）を示し、その前後で高い数値を示している。「母体の生命危機④」で 900 人台が 1956（昭和 31）年（915 人）と 1958（昭和 33）年（945 人）で、800 人台が 1962（昭和 37）年（838 人）と 1959（昭和 34）年（816 人）だった。「母体の健康低下⑤」で 600 人台は 1960（昭和 35）年（603 人）で、500 人台が 1954（昭和 29）年（538 人）・1958（昭和 33）年（523 人）・1959（昭和 34）年（520 人）であった。1973（昭和 48）年からは 2 桁（減少）の数値も出始めている。

強制優生手術に当たる「医師の申請によるもの」の内、第 4 条の「遺伝性疾患(4)」は、大小二つの山、すなわち 1954（昭和 29）年の 76 人をいただきとする山（1949 年〈昭和 24〉から 1957〈昭和 35〉年ごろ）と 1965（昭和 40）年の 128 人を頂きとする山（1959〈昭和 34〉年から 1972〈昭和 47〉年まで）の二つの山が見られる。特に 1961（昭和 36）年から 1972 (昭和 47) 年までは、50 人以上の高い数値を示している。「非遺伝 (12) 精神疾患」は、全体的に低い数値だが、1973 (昭和 48) 年から 1975 (昭和 50) 年までは高い数値 (1973〈昭和 48〉年 18 人、1974〈昭和 49〉年 16 人、1975〈昭和 50〉年 6 人）を示している。そしてこの時期（1973〈昭和 48〉年から 1975〈昭和 50〉年）から第 4 条の「遺伝性疾患(4)」が急減し、1976（昭和 51）年からは第 4 条、第 12 条の両対象者が減少し。1984（昭

和 59）年からは 0 人となっている。

表 2－2 から年齢別にみると、第 3 期の 1963（昭和 38）年から 1973（昭和 48）年（第 2 期は 1972〈昭和 47〉年まで）まで、「0 ～19 歳」の優生手術者数が多いことがわかる。

表 2－ 1　宮城県における「優生保護法」による優生手術を受けた人数

	当事者の同意によるもの(3)					医師の申請によるもの		総計
理由 / 年	当事者遺伝①	近親遺伝②	ハンセン病③	母体の生命危機④	母体の健康低下⑤	遺伝性疾患(4)	非遺伝（12）精神疾患	
1947								
1948								
1949	8	1	1	112	76	6	-	204
1950	1	0	4	151	257	8	-	421
1951	1	3	2	274	254	18	-	552
1952								
1953								
1954	5	4	3	690	538	76	0	1316
1955	11	1	0	792	468	54	0	1326
1956	2	11	0	915	413	13	0	1354
1957	4	6	15	952	634	34	0	1645
1958	2	3	3	945	523	52	0	1528
1959	8	3	2	810	520	23	0	1366
1960	24	0	17	726	603	45	3	1418
1961	10	3	0	623	480	50	0	1166
1962	3	1	0	838	433	75	1	1351
1963	2	7	3	782	425	114	0	1333
1964	1	6	1	737	321	87	0	1153
1965	2	3	0	577	378	128	1	1089
1966	2	2	1	543	277	97	1	923
1967	5	2	7	504	220	92	0	830
1968	10	1	0	509	224	74	0	818
1969	7	2	2	469	225	78	0	783
1970	5	0	0	388	189	77	0	659
1971	6	1	0	368	204	79	1	659
1972	7	0	0	316	136	58	0	517
1973	28	1	0	186	74	2	18	309
1974	5	0	0	189	85	4	16	299
1975	6	0	0	183	103	1	6	299
1976	7	0	0	196	69	1	0	273
1977	10	0	0	159	87	0	2	258

1978	2	0	0	171	55	1	0	229
1979	3	2	0	139	58	0	1	203
1980	3	0	0	140	74	0	0	217
1981	0	1	0	119	88	1	1	210
1982	2	0	0	91	103	1	0	197
1983	3	0	0	94	124	3	0	224
1984	1	0	0	107	115	0	0	223
1985	0	0	0	100	81	0	0	181
1986	1	0	0	130	128	0	0	259
1987	1	0	0	99	116	0	0	216
1988	3	0	0	110	102	0	0	215
1989	1	1	0	93	124	0	0	219
1990	0	0	0	110	98	0	0	208
1991	1	0	0	112	77	0	0	190
1992	0	0	0	89	91	0	0	180
1993	1	0	0	81	85	0	0	167
1994	1	0	0	59	103	0	0	163
1995	0	0	0	52	112	0	0	164
1996	1	0	0	44	104	0	0	149
計	206	65	61	15874	10054	1352	51	27663

註：各年の『衛生年報』『優生保護統計報告』より作成

表２－２　年齢別・年代別の優生手術の件数

	年令別優生手術の件数				
	0~19 歳	20~29 歳	30~39 歳	40~歳	不明
1952					
1953	5				3
1954					
1955					
1956					
1957					
1958					
1959					
1960	9	8	6		3
1961	18	20	7		
1962					
1963	5	5	4		
1964	17	14	7	1	
1965	46	32	12	3	

1966	62	23	17	5	
1967	56	17	17		
1968	47	18	17	2	
1969	41	28	18	1	
1970	45	31	15	2	1
1971	45	18	14	2	
1972	28	11	19	3	
1973	15	11	6	1	
1974	10	8	4		
1975	1	4	1	2	
1976					
1977					
1978	5				
1979					

※手術を受けた人数が「1人」の年度については、本人の特定につながるおそれがあるため、性別・年齢は記載していない。よって各区分の合計にも含めていない、との注の記載あり。

注
宮城県保健福祉委員会配布資料、平成30年7月2日、保健福祉部「旧優生保護法に関連した資料等の保管状況等調査結果の概要について」中の「参考資料優生手術の件数（昭和27年度～昭和61年度）」から船橋作成

図２－５　宮城県の強制優生手術者数の年齢別推移　単位（人）

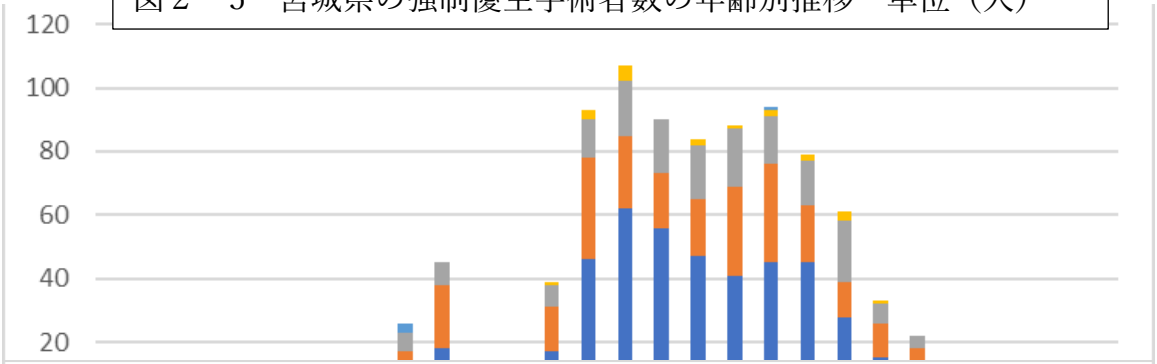

図 ２－６　宮城県の強制優生手術者数の年齢別構成の推移　単位

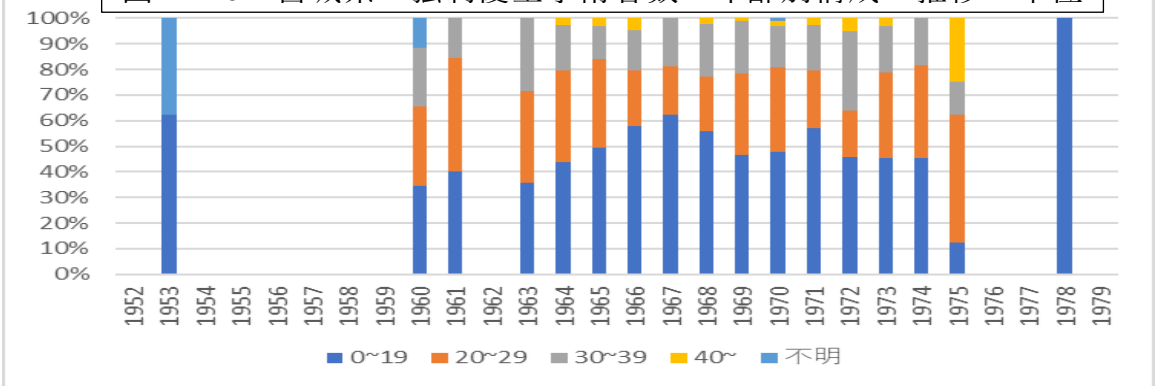

表 2－3　宮城県における強制優生手術（第 4 条、第 12 条）者数と全国順位（船橋作成）		
	人数	順位
1948		
1949	6	6
1950	0	〈10
1951	18	4
1952		
1953		
1954	76	2
1955	54	5
1956	12*	〈10
1957	34	8
1958	13	〈10
1959	23	〈10
1960	48	3
1961	50	4
1962	76	2
1963	114	1
1964	87	1
1965	129	1
1966	98	1
1967	92	1
1968	74	1
1969	78	1
1970	77	1
1971	80	1
1972	58	1
1973	20	2
1974	20	1
1975	7	3
1976	1	〈10
1977	2	8
1978	1	9
1979	1	8
1980	0	〈10
	*不鮮明	
注　〈10:10位以下を示す		

Ⅲ　第１期　1948 年～1955 年

1　第 1 期（1948 年～1955 年）の主な優生手術関係事項

・1948（昭和 23）年 7 月　優生保護法の成立
・1949（昭和 24）年 10 月　日本精神病院協会の設立。宮城県では、東北脳病院、春日療養園に会員がいた。（『社団法人日本精神病院協会 30 年史』より）
・1949（昭和 24）年 6 月　優生保護法の改正。強制優生手術の申請が医師に義務付け。
・1950（昭和 25）年 6 月　県立の精神薄弱児施設「宮城県亀亭園」（仙台市長町、施設長山本武良）設立。
・1950（昭和 25）年 5 月　精神衛生法（法律第 123 号)。精神病院の設置を都道府県の義務、精神障害発生の予防。
・1950（昭和 25）年　宮城県が愛宕病院開設（性病科、皮膚泌尿器科、婦人科）
・1952（昭和 27）年 4 月　平和条約発効　ここまで連合国占領下。
・1952（昭和 27）年 5 月　優生保護法の改正　法第 12 条で遺伝性以外の精神病、精神薄弱も優生手術の対象とした
・1952（昭和 27）年 12 月　宮城県の精神科・神経科病院数　3 病院（国立１、私立 2：国立東北大学附属病院（病院長　篠田糺）、私立東北脳病院（病院長　鈴木秀）、私立春日療養所（病院長　吉田重三郎））、精神科医師数Ｉ０人、神経科医師数１人（国立精神衛生研究所『精神衛生資料』第 2 号、1954 年より）
・1953（昭和 28）年 3 月　厚生省児童局編『精神薄弱児施設運営要領』日本少年教護協会「精神薄弱児は･･･優生手術が望まれる」
・1953（昭和 28）年 7 月、日本精神病院協会理事長・金子準二と日本精神衛生会理事長・内村祐之の連名で、厚生省に精神衛生行政の強化を訴える陳情。「精神障害者の遺伝を防止するため優生手術の実施を促進せしむる財政措置を講ずること」の項目（日本精神衛生協会発行『20 年』)。
・1954（昭和 29）年　精神衛生法の一部改正　急速に精神科病床が増加
・1954（昭和 29）年　愛宕病院に優生保護相談所を附設。
・1954（昭和 29）年 12 月　厚生省公衆衛生局庶務課長から各都道府県衛生部長宛で「審査を要件とする優生手術の実施の推進について」。強制優生手術の一層の努力を促す。
・1955 年（昭和 30）年 9 月　肢体不自由児施設・宮城県整肢拓桃園（名取郡秋保村、施設長　高橋孝文）設立。

表 1－1　強制優生手術者数の人数（1948 年年度～1955 年年度）

	48 年度	49	50	51	52	53	54	55
4 条		6 人	8 人	18 人			76 人	54 人
12 条		-	-	-			0	0

2　1952（昭和 27）年以前の状況

2・1　全国精神薄弱児施設幹部職員相互研究会（1951 年 10 月）の議論から

1951（昭和 26）年 10 月 29 日～30 日に厚生省主催で「精神薄弱児施設運営上の各種問題中最も主要な事項について自由活発なる相互研究を行い、以て今後の精神薄弱児保護事業の向上を図る」との趣旨で、厚生省 5 階講堂において全国精神薄弱児施設幹部職員相互研究会が開催された。宮城県からは、県立亀亭園の「主事（代）近藤孝一」が参加していた。この会議で、優生保護法にかかわる議論がされた。亀亭園から 3 回の発言があった。

「亀学園　この問題（注・船橋、思春期の精薄児の問題）について後程厚生省に対する要望事項と致したいと思っているが、亀亭園では最近4名の子供について優生手術の申請をした所、宮城県の公衆衛生課から『単なる精薄では審査委員会は通過しない。遺伝的精薄であることが必要である。法の条項に該当する者でなければならぬ』と言われたが4名中親が不明の為遺伝性が判らぬ者が大半であり、A児はサーカスに売られていない者、B児は18歳で父なく遺伝性が確認できない者である。而しこれは自分の生活さえできない者が自分の子供を養育できるはずがないと思われるので、優生保護法を改正して精薄者の生んだ子供、精薄施設収容児童はすべて一応の対象となるように考えて戴きたい。」（下線は船橋）

「亀亭園　遺伝性でなければ優生手術ができないことは県でも言っているが問題の子供は孤児であり遺伝の事実は判らない又石川の愛育学園長※は法規の他の条項の著しい性欲異常者とすれば申請が通るのではないかと言われたが、実際はその条項に該当しない子供ではあるがそれを適用して行いたい。人口問題から考えて妥当ではないか。」（下線は船橋）

※愛育学園（石川県）の参加者は園長の松原太郎。発言は以下の通り。

「愛育学園　私は現在石川県の優生保護委員会の委員をしているから本問題について若干意見を述べ参考に致したい。優生保護法においては成程〝遺伝性〟の言葉があるが要は運用の問題である。私の取扱ったケースを申し上げると刑務所に性欲の強い累犯者がいたが遺伝性が証明されなかった。しかし同法の『著しい性欲異常ある者』の条項を引用して両睾丸を摘出した。（以下略）」　※船橋：「遺伝性が証明されていない」「両睾丸摘出」は違法である。

「亀亭園　遺伝性が確認できない場合の取扱方法について伺いたい。」

以上、亀亭園で1951（昭和26）年当時、①優生手術の申請をした事実があること、②宮城県（公衆衛生課）から「単なる精薄では審査委員会は通過しない」と言われたこと、③「自分の生活さえできない者が自分の子供を養育できるはずがない」ので、優生保護法を改正して精薄施設収容児童はすべて一応の優生手術の対象と考えていたこと、④遺伝性が証明できない子どもには、他の条項（著しい性欲異常ある者など）を適用して行いたい、としていたことがわかる。

亀亭園の園長　山本武良は、『山本武良遺稿集』1981の中で「10年前、私がこの施設（船橋注、亀亭園）で初めて、申請した児童の一人は、正直に言うと、遺伝性の精神病ではない。私がこの児について最初に考えたのは、この児が大人になった時、果たして社会的に性的な問題を起こさずにすむかどうかと言う事であった。起こさずにすむと言う自信はない。だが、もし万一の事があっても出来るだけ問題を小さくする為には、せめて子供だけでも生まないようにしてやるべきではないだろうか。」＊（「精神薄弱児その諸相－講義のための下書きから」『山本武良遺稿集』p.207、指摘箇所の存在は利光恵子の研究に学んだ）と、遺伝

性でない児童に優生手術の申請をしたことを述べている。また、「実を言うと、優生手術は、法律で遺伝性のものだけに定められているのである。法で定められている範囲のものは無論問題はないのだが法の適用をうけないものはどうしたらいいだろうか。私はなんとかやってきた。が、どのようにやって来たかは残念乍ら公表できない。」(「精神薄弱児その諸相－講義のための下書きから」『山本武良遺稿集』p.212）と述べている。こうした考えの背景には「子供を育てる能力のないものに子供を産ませてどうなるのだろうか。…私達は精薄者の場合は遺伝性でなくとも優生保護をうけられるように法の枠を広げてほしいものと望んでいる」(同上 p.213）との考えがあった。

※この文に続いて山本は次のように、親たちの反対にあったことを記している。

「早速、家庭に連絡すると母親がやって来た。母親の意見は真向から反対であった。『子供は結婚させ度い。孫を産ませ度い』男の児、女の児に別なく、この様な考え方、或は感情を持っている親達に、私はその後も、何度もぶつかっている。『人並みの結婚をさせ度い。子供（孫）は自分達が育てます。』親の気持は、そのようなものであるかもしれない。しかし、私には、それがうまく行くとはどうしても考えられない。」

3　「都道府県衛生部長会議資料」の分析

1953（昭和 28）年 2 月「都道府県衛生部長会議資料」公衆衛生局庶務課（厚生省ホームページ資料⑥-5 に所収）によれば、宮城県の優生手術（4 条）実施数（「優生手術実施数及対人口比調」より）は、

・1951（昭和 26）年　18 人（女性 10 人）
・1952（昭和 27）年（1～6 月）27 人（女性 17 人）
・1950 年（昭和 25）1 月～1952（昭和 27）年 3 月　53 人

となっている。「1950 年（昭和 25）1 月～1952（昭和 27）年 3 月」の優生手術者数 53 人を各都道府県と比べると、多い順位に　北海道（183 人)、大阪（170 人)、宮城（53 人）の順となり、全国 3 位であった。

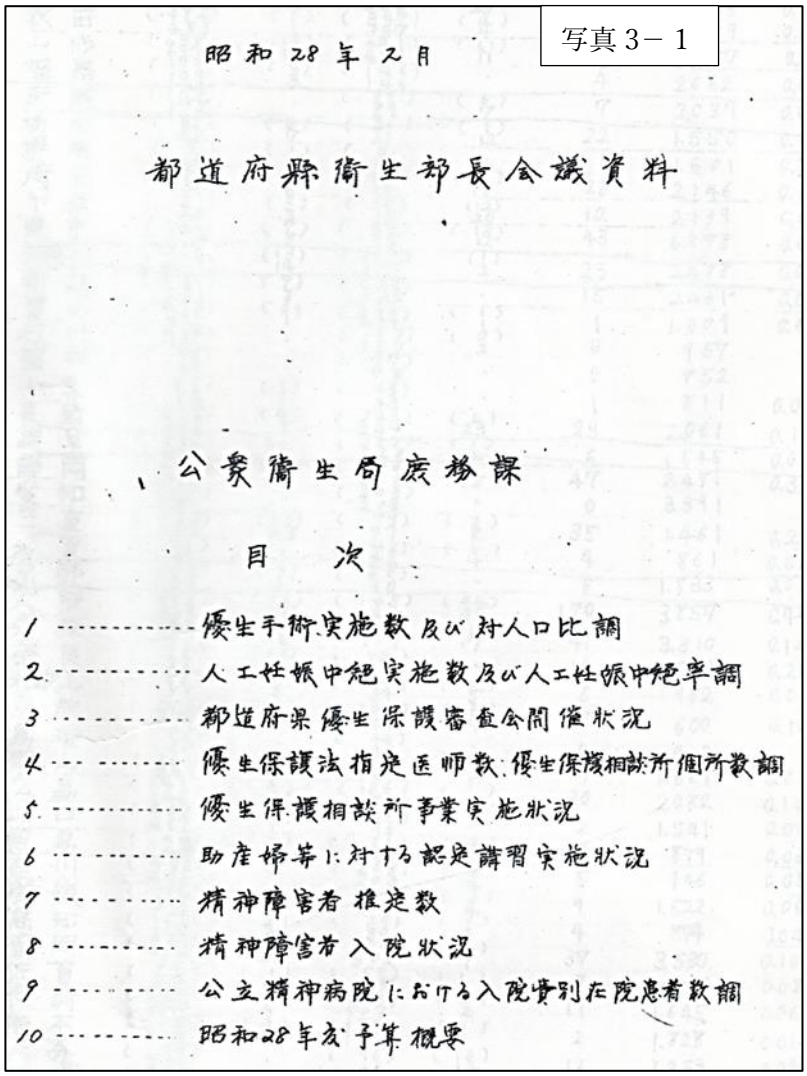
昭和28年2月

都道府県衛生部長会議資料

公衆衛生局庶務課

目　次

1 ……優生手術実施数及び対人口比調
2 ……人工妊娠中絶実施数及び人工妊娠中絶率調
3 ……都道府県優生保護審査会開催状況
4 ……優生保護法指定医師数、優生保護相談所個所数調
5 ……優生保護相談所事業実施状況
6 ……助産婦等に対する認定講習実施状況
7 ……精神障害者推定数
8 ……精神障害者入院状況
9 ……公立精神病院における入院費別在院患者数調
10 ……昭和28年度予算概要

写真3－1

同様に「都道府県優生保護審査会開催状況調」（写真3－1、表3－1）によれば、宮城県の「1951（昭和26）年度」及び「1952（昭和27）年度（4月～9月）」の優生保護審査会開催回数は、次の通りである。参考までに北海道と大阪府の数値も掲載した。表3－1によれば、宮城県の1951年度の優生保護審査会の回数は23回と都道府県の中で最も多かった。

また「精神障害者入院状況」（1952年10月末付）によれば、宮城県の入院患者は371人であった。

表3－1　優生保護審査会開催状況

	1951(昭和26)年度			1952(昭和27)年度(4月～9月)		
	開催回数	審査人員	適と決定された者	開催回数	審査人員	適と決定された者
宮城県	23	45	45	3	10	10
北海道	7	101	94	4	70	61
大阪府	15	123	123	6	55	55

また、1953（昭和28）年2月「都道府県衛生部長会議資料」によれば、宮城県内の優生保護相談所は県立で保健所附設が12カ所、政令市立（仙台市立）の保健所附設が1か所だった。厚生省公衆衛生局庶務課『全国優生保護相談所一覧』（京都・歴彩館所蔵）によれば、1953（昭和28）年12月末現在で、宮城県内に優生保護相談所は次の通りあった。

1)宮城県白石優生保護相談所　刈田郡白石町　白石保健所内　1950年4月10日設置
2)〃　角田　〃　伊奈郡角田町　角田　〃　1948年8月
3)　大河原　〃　柴田郡大河原　大河原　〃　1950年4月7日

4)宮城県岩沼　〃　名取郡岩沼町　岩沼　〃　1950 年 3 月 10 日
5)　〃　塩釜　〃　塩釜市花立 36－1　塩釜　〃　〃
6)　宮黒　〃　仙台市堤通東 2－26　宮黒　〃　〃
7)宮城県石巻　〃　石巻市鋳銭場　石巻　〃　〃
8)　古川　〃　古川市大柿字東浦　古川　〃　〃
9)　岩出山　〃　玉造郡岩出山町　岩出山　〃　1950 年 4 月 10 日
10)　登米　〃　登米郡登米町　登米　〃　1950 年 5 月 10 日
11)　吉神　〃　栗原郡吉神町　吉神　〃　1952 年 5 月 27 日
12）不明（解読困難）
13)仙台市優生保護相談所　仙台市東 3 番丁　仙台市中央保健所内　1950 年 5 月 17 日

補足　初期優生手術への取り組みとその後の関係について

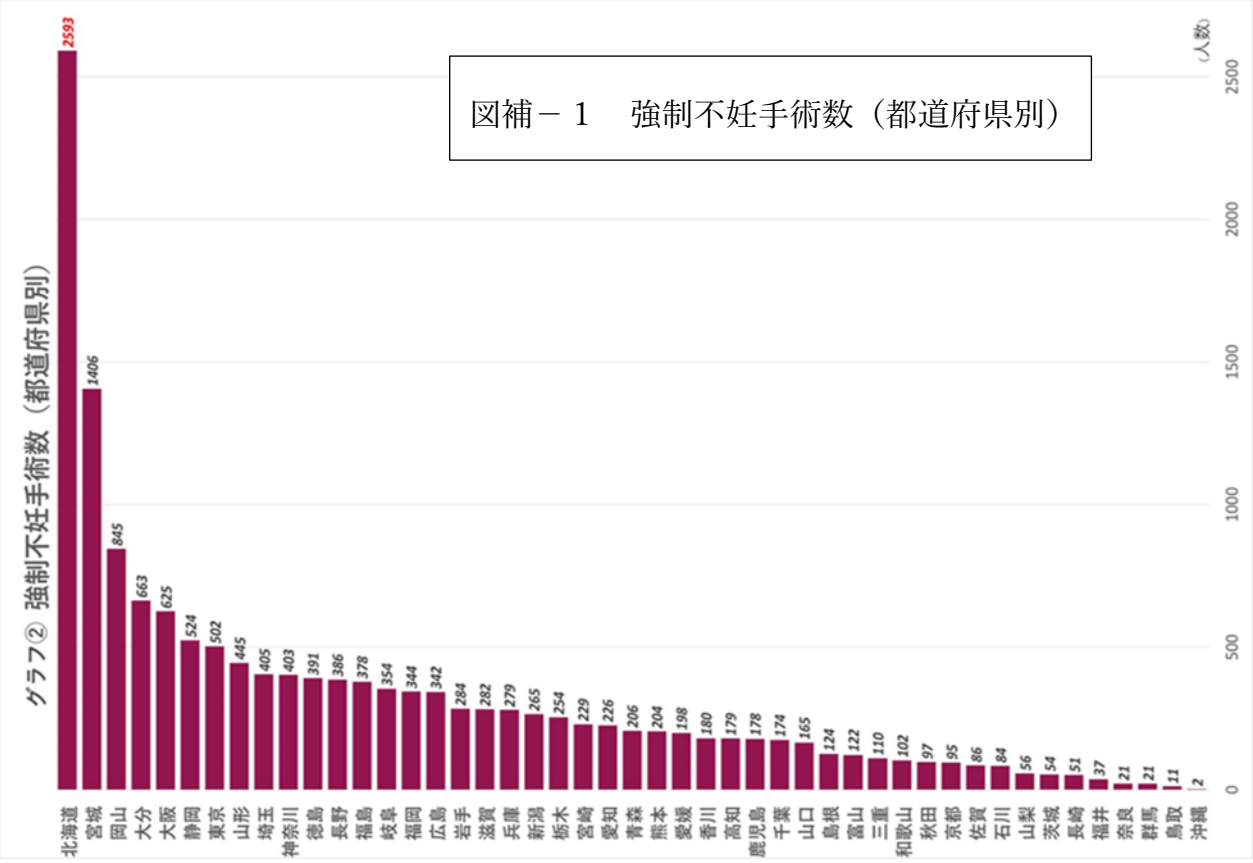

出所：「強制不妊　厚生省の要請で自治体が件数競い合い、最多の北海道は『千人突破記念誌』発行」
Copyright (C) Waseda Chronicle、 All Rights Reserved.2018.02.13

上記の図補－1 は、衛生年報等から得た 1948（昭和 23）～1996（平成 8）年の強制優生手術者数である。上位 10 都道府県を見ると、北海道、宮城、岡山、大分、大阪、静岡、東京、山形、埼玉、神奈川である。次に下記の写真補―1 から優生保護法が施行された初期（1950 年～1952 年 3 月）の数値を見て多い順（10 位まで）に並べると北海道 183 人、大

阪 170 人、宮城 53 人、宮崎 49 人、静岡 47 人、兵庫 47 人、東京 43 人、山形 37 人、福岡 37 人、三重 35 人となっている。図補－1 と写真補―1 に共通して上位なのは、青字の北海道、大阪、宮城、静岡、東京、山形の 6 都道府県である。これらの自治体は、共に上位であることから、優生保護法施行の初期から積極的に取り組んでいた地域であると言える。初期の段階には上位であったが、図補－1 で全体の 10 位に入っていなかった県は、宮崎（4 位⇒22 位）、兵庫（5 位⇒19 位）、福岡（9 位⇒15 位）、三重（10 位⇒32 位）である。特に宮崎・三重の変化が大きい。逆に全体で 10 位に入っていて、初期には 10 位に入っていないで自治体は岡山、大分、埼玉、神奈川である。これらの自治体は、その後の時期に何らかの取り組みがあった可能性がある。私（船橋）の先行研究＊では、神奈川は法第 12 条の強制優生手術への補助を出している。

＊拙論「優生保護法（優生思想）の地域浸透に関する研究―神奈川県―」（2021 年 11 月、Pp.174）全国障害者問題研究会茨城支部、この論稿は、茨障研ホームページに掲載していて、次のＵＲＬから見ることができる。
http://kareido-on-web.la.coocan.jp/ibashouken/yusei_kanagawa.pdf

写真補-1 優生手術実施数及対人口比調

優生手術実施数及対人口比調

28.1.27 公衆衛生局庶務課

区分 都道府県別	優生手術実施数 26年 3条	26年 十条	27年(1～6月) 3条	27年(1～6月) 十条	優生手術(4条)実施数対人口比 25.1～27.12月実施数	人口(千人)	比率 人口10000対
北海道	(2386) 2390	(80) 166	(1736) 1737	(13) 29	183	4.296	0.425
青森	(389) 387	.	(195) 198	.	7	1.283	0.054
岩手	(654) 654	(15) 15	(445) 445	(4) 4	21	1.347	0.155
宮城	(632) 637	(18) 18	(327) 326	(17) 27	53	1.663	0.318
秋田	(482) 483	(1) 1	(347) 347	(4) 4	5	1.309	0.038
山形	(837) 837	(13) 13	(491) 491	(11) 11	37	1.357	0.272
福島	(193) 193	(3) 3	(146) 146	.	4	2.062	0.019
茨城	(178) 178	.	(34) 34	(6) 7	7	2.039	0.034
栃木	(53) 63	(3) 7	(21) 21	(1) 12	22	1.550	0.141
群馬	(7) 6	(1) 1	(5) 10	.	1	1.601	0.062
埼玉	(24) 24	(6) 6	(18) 18	(1) 18	28	2.146	0.130
千葉	(22) 22	(3) 3	(15) 15	(12) 20	12	2.139	0.056
東京	(154) 154	(8) 8	(85) 85	(12) 12	43	6.278	0.068
神奈川	(218) 219	(14) 14	(177) 177	(1) 2	23	2.488	0.092
新潟	(420) 421	(4) 4	(625) 625	.	15	2.461	0.061
富山	(443) 443	(1) 1	(322) 322	(1) 1	1	1.009	0.010
石川	(464) 464	.	(127) 127	(2) 2	0	957	0
福井	(79) 79	.	(77) 78	、	0	752	0
山梨	(60) 60	(1) 1	(43) 45	、	1	811	0.011
長野	(218) 218	(4) 5	(244) 244	(6) 23	29	2.061	0.110
岐阜	(302) 302	(2) 2	(222) 228	(1) 1	6	1.545	0.037
静岡	(455) 455	(9) 10	(336) 336	(6) 15	47	2.471	0.378
愛知	(536) 637	、	(2.068) 2.068	、	0	3.391	0
三重	(132) 132	(13) 23	(77) 77	(3) 3	35	1.461	0.239
滋賀	(69) 69	、	(56) 56	(4) 4	4	861	0.046
京都	(135) 135	(3) 3	(60) 60	、	6	1.833	0.032
大阪	(247) 249	(36) 52	(143) 144	(44) 45	170	3.857	0.440
兵庫	(343) 350	(2) 6	(177) 177	(6) 7	47	3.310	0.142
奈良	(38) 38	(11) 11	(22) 22	、	16	764	0.210
和歌山	(56) 56	(3) 3	(34) 34	(5) 5	8	982	0.081
鳥取	(27) 27	(3) 3	(105) 105	(3) 4	7	600	0.116
島根	(80) 80	、	(46) 46	.	0	913	0
岡山	(361) 361	(4) 4	(122) 122	(3) 3	14	1.661	0.084
広島	(142) 146	(9) 13	(186) 186	(1) 1	30	2.082	0.144
山口	(467) 467	(1) 1	(46) 46	、	2	1.541	0.013
徳島	(44) 44	(1) 1	(21) 21	(2) 2	3	879	0.034
香川	(402) 402	、	(203) 203	(2) 4	5	946	0.053
愛媛	(385) 386	、	(217) 218	(2) 4	9	1.522	0.060
高知	(155) 155	(3) 3	(24) 24	(1) 1	4	774	0.045
福岡	(961) 964	(17) 21	(500) 502	(3) 7	37	3.530	0.104
佐賀	(84) 85	(1) 1	(55) 55	(1) 1	8	945	0.084
長崎	(229) 229	(2) 4	(105) 107	(2) 2	11	1.645	0.066
熊本	(304) 314	(1) 1	(183) 185	(1) 1	2	1.828	0.011
大分	(239) 239	、	(96) 96	(12) 12	12	1.253	0.095
宮崎	(912) 917	(35) 36	(546) 548	(12) 12	49	1.091	0.440
鹿児島	(65) 66	、	(54) 58	、	0	1.804	0
計	(15.584) 15.753	(310) 480	(9.603) 9.648	(210) 370	1.018	83.200	平均 0.122

( )は女、其他

27年実施数のうち 群馬(6月分) 富山(6月分) 熊本(4.5.6月分)を除く

強制優生手術者数の年代別推移－全国一

表補－2

年	強制優生手術者数			計
1948				7469
1949	130			
1950	273			
1951	480			
1952				
1953				
1954	1000			
1955	1362			
1956	1264			
1957	1104			
1958	1081			
1959	955			
1960	835	1979	31	7291
1961	880	1980	37	
1962	746	1981	26	
1963	693	1982	19	
1964	555	1983	20	
1965	513	1984	11	
1966	433	1985	11	
1967	382	1986	5	
1968	343	1987	5	
1969	317	1988	4	
1970	360	1989	3	
1971	291	1990	0	
1972	237	1991	0	
1973	146	1992	1	
1974	114	1993	0	
1975	82	1994	0	
1976	58	1995		
1977	94	1996		
1978	39			
計	14940			

注、数値は、医師の申請による遺伝性疾患(第4条)と非遺伝性疾患(第12条)を合わせた数を示す。

次に全国の強制優生手術者数の年度別推移（表補－2）をみると、1948（昭和 23）年から 1996（平成 8）年までで総人数は 14940 人となる。その半分となる数値は 7470 人で、1948（昭和 23）年から 1959（昭和 34）年までの 11 年間の合計で 7469 人となり（1960〈昭和 35〉年から 1996〈平成 8〉年までの 36 年間で 7291 人)、優生手術者数の半数は 1959〈昭和 34〉年までに実施されていることになる。それは、各自治体の「初期の取り組み」（ここでは 1959〈昭和 34〉年まで）が、優生保護法施行期間（1948〈昭和 23〉年～1996〈平成 8〉年）全体の優生手術者数の多さをある程度決定していることを示している。

4　1952（昭和 27）年度の優生手術

1952（昭和 27）年度に関する開示資料は、以下の表 4－1 の通りである。表 4－1 は、開示資料を年月日順に並べ直し、1952（昭和 27）年度分（昭和 27 年 4 月～昭和 28 年 3 月 31 日）として、1953（昭和 28）年 3 月 25 日から 3 月 31 日までの資料を一覧にしたものである。

表 4－1　1952（昭和 27）年度の開示資料（年月日順）

No	番号	年月日	文書名	ページ数
77	109	昭和 28 年 3 月 25 日	優生手術の委託について（起案）	447~452
79	111	昭和 28 年 3 月 30 日	優生手術の委託について（通知）	454~454
81	113	昭和 28 年 3 月 30 日	優生手術の委託について（通知）	456~457
83	115	昭和 28 年 3 月 30 日	優生手術の委託について（通知）	459~460
85	117	昭和 28 年 3 月 30 日	優生手術の委託について（通知）	462~463
87	119	昭和 28 年 3 月 30 日	優生手術の委託について（通知）	465~466
89	121	昭和 28 年 3 月 30 日	優生手術の委託について（通知）	468~468
91	123	昭和 28 年 3 月 30 日	優生手術の委託について（通知）	470~471
93	125	昭和 28 年 3 月 30 日	優生手術の委託について（通知）	473~474
78	110	昭和 28 年 3 月 31 日	請書	453~453
80	112	昭和 28 年 3 月 31 日	請書	455~455
82	114	昭和 28 年 3 月 31 日	請書	458~458
84	116	昭和 28 年 3 月 31 日	請書	461~461
86	118	昭和 28 年 3 月 31 日	請書	464~464
88	120	昭和 28 年 3 月 31 日	請書	467~467
90	122	昭和 28 年 3 月 31 日	請書	469~469
92	124	昭和 28 年 3 月 31 日	請書	472~472

※開示資料を年月日順に並べ直し、1952 年度分を一覧にした。

この資料は、基本的に「昭和 28 年 3 月 25 日発議」（第 272 号）された「優生手術の委

託」（次頁写真４－１）に関する資料である。発議者は「公衆衛生課　西宮主事」となっているから、担当課が「公衆衛生課」であったことがわかる。また、「決裁済　宮城県」の押

写真４－１　優生手術の委託について

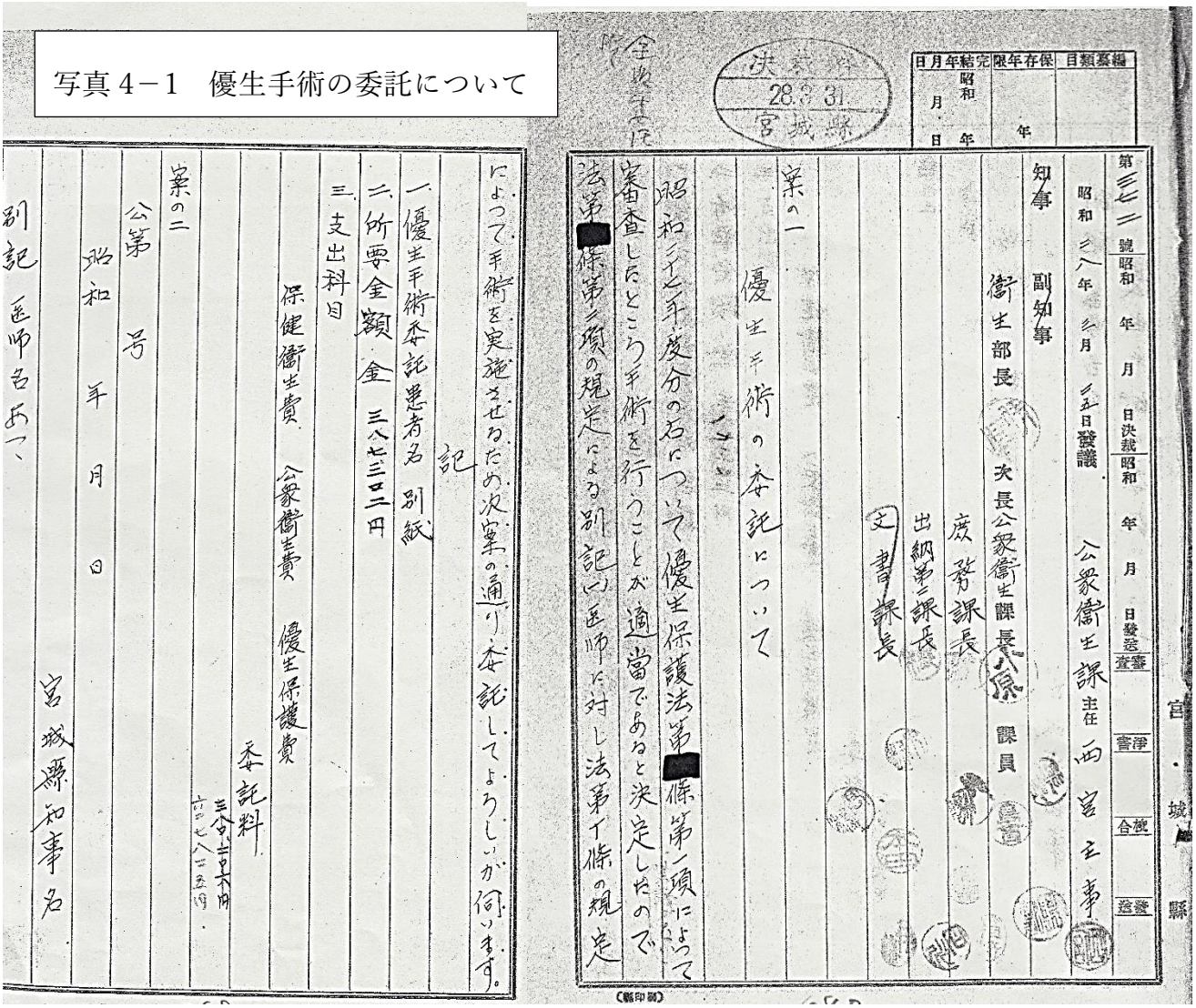

印があり日付は「28.3.31」となっている。全体は「案の１　優生手術の委託について」、「案の２　別記　（注、船橋　宮城県知事から）医師名宛　優生手術の委託について」「案の３　請書（注、船橋　委託された医師から宮城県知事あて)」「別記（1）手術指定医師別委託患者数及び医師別委託金額」「別記（1）の医師別内訳」「別記（2）強制優生手術費用（一人当）明細書　公衆衛生局庶務課」「別紙（3）（注、紙はママ）優生保護法施行細則第２条様式第１号の様式　優生手術委託料請求書」との構成となっている。

「案の１　優生手術の委託について」に「昭和27年度分の右について優生保護法第■条第一項によって審査したところ手術を行なうことが適当であると決定したので法第■条第2項の規定による別記（1）医師に対し法第10条の規定によって手術を実施させるため次案の通り委託してよろしいか伺います」とある。従って、全体は1952（昭和27）年度分の優生保護審査会で「手術を行なうことが適」と決定された者に対して、優生手術を実施させるための医師への委託書と委託金額に関する資料である。

「案の 1」には、「1.優生手術委託患者名　別紙」が別記で掲載されている。また「2.所要金額　金 387302 円」とあり、「３.支出科目　保健衛生費　公衆衛生費　優生保護費　委託料 ~~380206~~ 円　627825 円」とある。380206 円が線で消され 627825 円となっている。

資料としては、この起案書に続いて 1953（昭和 28）年 3 月 30 日付の医師への「優生手術の委託について（通知)」が 8 人分、そして 3 月 31 日付で医師からの「請書」各医師（8 人）から宮城県知事あての文書がある。「請書」には「…通知された優生保護法に基づく優生手術患者委託につき通知された条件をもってお請けします」とあった。

４・１　起案文書からわかること－1952（昭和 27）年度の優生手術の実態

起案文書に別記された「手術指定医師別委託患者数及び医師別委託金額」と「医師別内訳」から、優生手術の実態を明らかにする。

表４・１−１　手術指定医師別委託患者数及び医師別委託金額

※黄色は、開示資料の黒塗り部分

別記（1）手術指定医師別委託患者数及び医師別委託金額

法第5条による委託医師氏名	全上氏名	委託員数	全上性別数	全上一人当単価	委託金額
	A	8	女 8	12905	103240
	B	6	男 4　女 2	7046　12905	28184　25810　（53994）
	C	8	男 8	7046	56368
	D	2	女 2	12905	25810
〃	E	2	男 2	7046	14092
	F	7	女 5　男 2	12905　7046（　）	64525　14092　（78617）
	G	6	男 6	7046	42276
	H	1	女 I	12905	12905
計					387302

船橋注　漢数字（一、二、・・・）は算用数字に替えた。

表4・1-2 別記（1）の医師別内訳

別記（1）の医師別内訳				
法第5条第2項による指定医師住所氏名	被手術者名	住所	法第4条による申請医師	病院施設名
A	①			■ ■ 精神科
〃	②			
〃	③		〃	〃
〃	④		〃	〃
〃	⑤		〃	〃
〃	⑥		〃	〃
〃	⑦		〃	
〃	⑧			■ ■ 精神科
B	⑨			
〃	⑩		〃	〃
〃	⑪		〃	〃
〃	⑫		〃	〃
〃	⑬		〃	〃
〃	⑭		〃	〃
C	⑮			■ ■ 精神科
〃	⑯			
〃	⑰			〃
〃	⑱			〃
〃	⑲			〃
〃	⑳			■ ■ 精神科
〃	㉑			〃
〃	㉒			〃
D	㉓			
〃	㉔		〃	〃
E	㉕		〃	〃
〃	㉖		〃	〃
F	㉗			
〃	㉘		〃	〃
〃	㉙		〃	〃
〃	㉚		〃	〃
〃	㉛		〃	〃
〃	㉜		〃	〃
〃	㉝		〃	〃
G	㉞			
〃	㉟		〃	〃
〃	㊱		〃	〃
〃	㊲		〃	〃
〃	㊳			
〃	㊴			
H	㊵			

表4・1−1から次のことがわかる。委託医師は8人で、優生手術対象者は40人（男22人、女18人）だった。なお、表4・1−2の項目に「法第4条による申請医師」とあるから「法第4条」の対象であったことがわかる。

医師8人を仮に、A～Hと表記すると、Aには優生手術者8人（女8人）、Bには6人（男4、女2）、Cには8人（男8）、Dには2人（女2）、Eには2人（男2）、Fには7人（男2、女5）、Gには6人（男6）、Hには1人（女1）が委託されていて、多い順に8人（A医師、C医師）、7人（F医師）、6人（B医師、G医師）と続いた。

表中の「病院施設名」は手術実施病院か、申請医師の所属病院か確定できないため判断から抜くが、表4・1−2から次のことがわかる。

A医師の8人（①～⑧）は3人の医師により申請された。うち1人の医師は6人を申請している。

B医師の6人（⑨～⑭）は1人の医師により申請された。

C医師の8人（⑮～㉒）は、異なる医師から申請された。

D医師の2人（㉓㉔）とE医師の2人（㉕㉖）は同じ申請医師だった。

F医師により7人（㉗～㉝）は、同じ医師に申請された。

G医師の6人（㉞～㊴）は、4人が同一医医師から申請され、2人が別々の医師から申請された。計3人の医師からの申請だった。

H医師の1人（女Ⅰ、㊵）は、1人の

医師から申請された。

４・２　「医師への委託書」と「医師からの請書」からわかること

開示資料には、起案文書に続いて、8 人の医師への「委託書」と 8 人の医師からの「請書」があった。起案文書を受けて、8 人の医師へ宮城県知事から「委託書」を出し、8 人の医師からそれを受けた形で「請書」が宮城県知事へ返信されたとの一連の流れを示している。ただ、一つ疑問がある。それは、起案文書の発議期日が、「昭和 28 年 3 月 25 日」で「決裁済　宮城県」の押印が「28.3.31」になっていて、8 人の「委託書」が「昭和 28 年 3 月 30 日」付で、「請書」が「3 月 31 日」付と、いずれもなっていることである。仮に、3 月 30 日付で「委託書」を出して「3 月 31 日」付で「請書」が、1 日で届くものだろうか。しかもみな「請書」の発信日が同一日である。年度内（3 月 31 日まで）の期日にしようとの意図も感じるが、理由の解明は今後の課題である。

表 4・2－1　別記 2 強制優生手術費用（1 人当）明細書　公衆衛生局庶務課

女	男	性別			強制優生手術費用（一人当）明細書　公衆衛生局庶務課
260	150	点数	手術料	手術及び治療費	
3076	1775	金額			
375	125	点数	入院料		
4436	1478	金額			
1日25点 15日分	1日25点 5日分	備考			
40	40	点数	注処射置料		
473	473	金額			
7985	3726	計			
200	200	鉄道賃	患者	患者及び付添人旅費	
2400	800	日当			
2600	1000	計			
400	400	鉄道賃	付添人		
640	640	日当			
1280	1280	宿泊料			
2320	2320	計			
4920	3320	計			
12905	7046	合計			

その上で、資料に基づいて優生手術者の実態を見てみる。8 人の医師への「優生手術の委託について（通知)」の「委託金額」から男女別の優生手術者の人数を、前述の表 4・1－1 と表 4・Ｉ－2 に加え、表 4・2－1「別記 2 強制優生手術費用（1 人当）明細書　公衆衛生局庶務課」の男女別の手術費（男 7046 円、女 12905 円）を基に割り出したのを表 4・2－2 にした。

表 4・2－2 は、8 人の医師に送った「請書」なので、この表の数が実際の優生手術者数ということになる。これによると、8 人の医師に 56 人（男 26 人、女 30 人）が、優生手術の委託をされたことになる。起案文書では 40 人だったのに、8 人への委託文書では 56 人となっている。その違い（16 人分増えている）の理由は、不明である。

Ａの医師は、起案時は女 8 人だったが、10 人プラスされて 18 人が委託されている。

Ｂの医師は、起案時は男 4 人・女 2 人だったが、男 2 人、女 2 人がプラスされて 10 人が委託されている。

Gの医師は、起案時は男6人だったが、2人プラスされて8人が委託されている。

表4・2－2　8人の医師に委託された委託料と優生手術者数（男女別）				
	金額	男女別人数	積算	
A	232290円	18人（女18人）	12905×18	＊起案書の表では女8人だったが、10人プラスされている。
B	93896円	10人（男6、女4）	7046×　6　＋12905×4	＊起案書の表では男4人・女2人だったが、男2人、女2人プラスされている。
C	56368円	男8人	7046×8	
D	25840円	女2人	12905×2	
E	14092円	男2人	7046×2	
F	78617円	7人（女5、男2）	12905 × 5 ＋7046×2	
G	56368円	男8人	7046×8	＊起案書の表では男6人だったが、2人プラスされている。
H	12905円	女1人	12905×1	
計	570376円	56人（男26、女30）		

注　ＡＢＧについては、起案書の表の人数と異なっていたため、男の人数をＸ、女の人数をＹとして合計金額と男の単価7046円、女の単価12905円、そしてＸ＋Ｙ＝総合数（表から確定できる）から、ＸとＹを導いた。

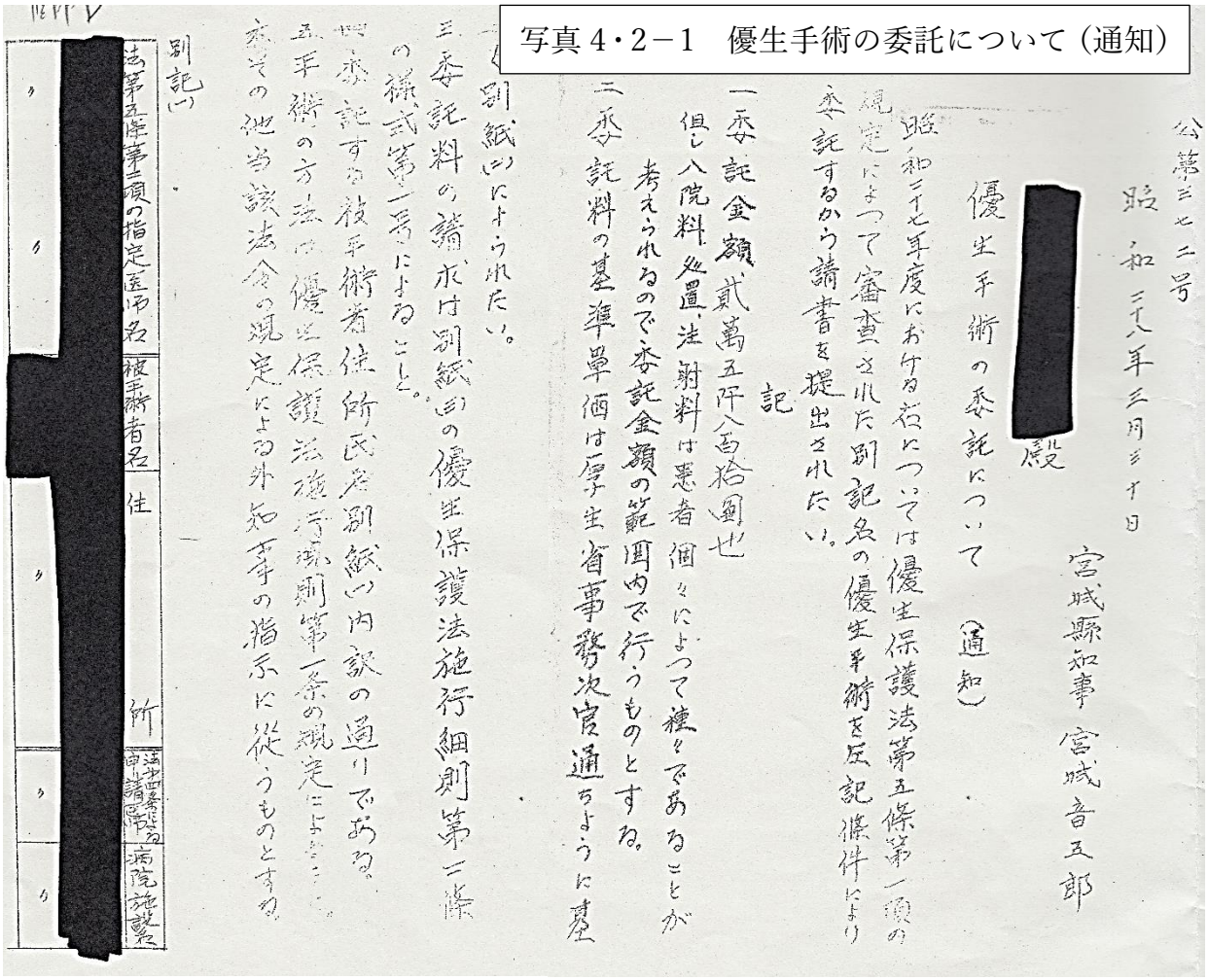

公第三七二号
昭和二十八年三月三十日
宮城縣知事 宮城音五郎
[redacted] 殿
優生手術の委託について（通知）
昭和二十七年度における右については優生保護法第五條第一項の規定によつて審査された別記名の優生手術を左記條件により委託するから請書を提出されたい。
記
一 委託金額 貳萬五千八百拾圓也
但し入院料、処置、注射料は患者個々によつて種々であることが考えられるので委託金額の範囲内で行うものとする。
二 委託料の基準単価は厚生省事務次官通ちように基
別紙(二)によられたい。
三 委託料の請求は別紙(三)の優生保護法施行細則第二條の様式第一号によること。
四 委託する被手術者住所氏名別紙(一)内訳の通りである。
五 手術の方法は優生保護法施行規則第一条の規定によること。
六 その他当該法令の規定による外知事の指示に従うものとする。
別記(一)
法第五條第二項の指定医師名
被手術者名
住所
法第四条による申請所
病院施設名

写真４・２－１　優生手術の委託について（通知）

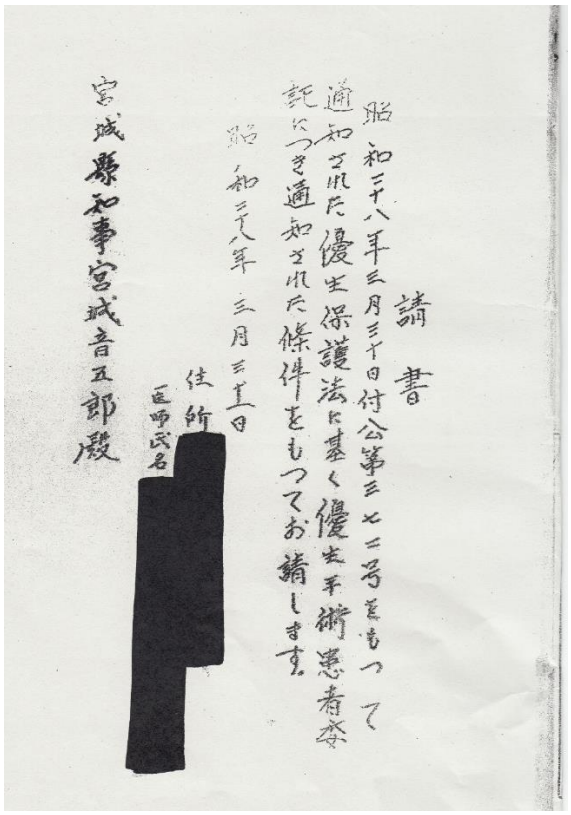

請書
昭和二十八年三月三十日付公第三七二号をもつて通知された優生保護法に基く優生手術患者委託につき通知された條件をもつてお請します。
昭和二十八年三月三十一日
住所
医師氏名
[redacted]
宮城縣知事宮城音五郎殿

写真４・２－２　請書

以上、1953（昭和 28）年 3 月の優生手術の委託・請負状況を見てきた。8 人の医師は、次に別紙 3（表 4・2－3）に示された「優生手術委託料請求書」により、宮城県知事あてに「手術料等」を請求したと推測できる。なお、請求時期は 3 月 31 日付の請負書であるから、昭和 28 年 4 月以降になる。この点にかかわり、昭和 28 年 5 月 19 日付で厚生省公衆衛生局長から宮城県知事殿として「優生手術交付金について」（衛発第 393 号）が出されている。

39	71	昭和 28 年 5 月 19 日	優生手術交付金について（参考）	259~259

そこには「昭和 28 年 4, 5 月における強制優生手術実施に必要な経費として優生手術交付金　金　　円也を交付する予定であるから別記様式により 6 月 10 日までに申請されたく通知する。／なお本交付金は優生保護法第 11 条の規定により国庫で負担する費用であることを申し添える」とあった。

別紙（3）

優生保護法施行細則第2条様式第1号の様式

表 4・2－3

優生手術委託料請求書

一金

但し　　殿に対する優生手術委託料左記（注　下記）内訳の通り

合計	付添人旅費	付添人日当	患者旅費	患者日当	処置料	注射料	入院料	手術料	種目
									回数
									1回の保険点数
									保険点数の合計
									単価
									金額
		付添人氏名				月間一日　円	手術実施年月日 手術術式	氏名 性別 年齢	備考

右（注　上）請求いたします。

昭和　　年　　月　　日

住所

医師氏名

宮城県知事　　殿

注1　原本は縦書きを、表の形式は縦書きのまま、文字は横書きにした。

注2　保険を保険と表記はママ使用

表４・２－４　優生手術交付金申請書様式（県から国への申請）

内訳	区分	優生手術交付金	優生手術交付金	手術及び治療費	患者及び付添人旅費	男	女	男	女
	員数								
	単価					3720	8340	3845	5520
	金額								

４・３　他の資料との関係

宮城県から開示された資料以外（再掲の部分あり）で、かかわる資料に「昭和 28 年 2 月都道府県衛生部長会議資料　公衆衛生局庶務課」」（厚生労働省ホームページ、資料⑥－5）がある。そこから、関係する部分を抜きだす。

・「優生手術実施数及対人口比調」には、「優生手術実施数」として、4 条の対象者が 1951（昭和 26）年で 18 人（うち女 10)、1952（昭和 27）年の 1 月から 6 月で 27 人（うち女 17 人）となっている。また、「優生手術（4 条）実施数」として「25.1～27.3」（昭和 25 年 1 月から昭和 27 年 3 月）で 53 人となっている。この 53 人という数値は、1 位の北海道（183 人)、2 位の大阪（170 人)、に続く第 3 位の数値である。

・「都道府県優生保護審査会開催状況調」（28.1.27、公衆衛生局庶務課）によると、宮城県は、1951（昭和 26）年度で優生保護審査会の開催回数 26 回で、審査対象者は 45 人で、「適と決定された者」は 45 人だった。開会回数の 26 回は、全国トップで、第 2 位は和歌山（20 回）だった。1952（昭和 27）年度の「4 月～9 月」の開催回数は 3 回で、審査対象者は 10 人で、「適と決定された者」は 10 人だった。

・「優生保護法指定医師数、優生保護相談所個所数調」（厚生省公衆衛生局庶務課、28.1.31）では、宮城県は、指定医数が 209 人（昭和 27 年 5 月 31 日現在)、県立の優生保護相談所が 12 カ所（保健所附置のもの）に、政令市立が 1 カ所（保健所附置のもの）で、あわせて 13 カ所だった。

・また、他の資料「全国優生保護相談所一覧」（昭和 28 年 12 月末日、厚生省公衆衛生局庶務課）によれば、次のような優生保護相談所があった。

表 4・3－1　宮城県内　優生保護相談所一覧

	名　称	所　在　地	設置年月日
1	宮城県白石優生保護相談所	刈田郡白石町　白石保健所内	昭和 25 年 4 月 10 日
2	〃　角田　〃	伊具郡角田町　角田　〃	昭和 23 年 8 月－
3	大河原　〃	柴田郡大河原町　大河原　〃	昭和 25 年 4 月□日
4	宮城県岩沼　〃	名取郡岩沼町　岩沼　〃	昭和 25 年 3 月 10 日
5	〃　塩釜　〃	塩釜市花立 36－1　塩釜　〃	〃
6	宮黒　〃	仙台市堤通東 2－26　宮黒　〃	〃
7	宮城県石巻　〃	石巻市鋳銭場　石ノ巻　〃	〃
8	古川　〃	古川市大神字東浦　古川　〃	〃
9	岩出山　〃	王造郡岩出山町　岩出山　〃	昭和 25 年 4 月 10 日
10	登米　〃	登米郡登米町　登米　〃	昭和 25 年 5 月 10 日
11	吉神　〃	栗原郡吉神町　吉神　〃	昭和 27 年 5 月 27 日
12	（読み取れない）		
13	仙台市優生保護相談所	仙台市東三番丁　仙台市中央保健所内	昭和 25 年 5 月 17 日

注　□は不鮮明文字

・『衛生年報』（厚生省大臣官房統計調査部）によれば、宮城県の 1955（昭和 30）年までの強制優生手術者数は以下の通りである。

昭和 24 年　計 4 人（男 1，女 3）
昭和 25 年　計 8 人（男 7、女 1）
昭和 26 年　計 18 人（男 8、女 10）
昭和 27 年　不明
昭和 28 年　不明
昭和 29 年　計 76 人　12 条－
昭和 30 年　計 54 人　12 条－

・国の優生手術費府県交付金は、1952（昭和 27）年度予算額 9857 千円、1953（昭和 28）年度予算額 15879 千円で、前年度比約 1.6 倍となり、男 450 人、女 900 人（男の倍の人数）が想定されていた。

5　1953（昭和 28）年度の優生手術

1953（昭和 28）年度の優生手術にかかわる開示資料は、下記の表 5－1 のとおりである。開示資料一覧を年代順に並び変え、当該年度のものを表記した。1953（昭和 28）年 7 月 17 日から 1954（昭和 29）年 3 月 29 日まで、40 の資料がある。

表 5－ 1　1953（昭和 28）年度の開示資料一覧

No	通番	期　　日	題　　名	ページ
1	68	昭和 28 年 7 月 17 日	優生手術の委託について（通知）（起案）	246~250
2	70	昭和 28 年 7 月 17 日	優生手術の委託について（起案）	255~258
3	75	昭和 28 年 7 月 20 日	優生手術の委託について（起案）	269~273
4	69	昭和 28 年 7 月 21 日	優生手術の委託について（起案）	251~254
5	72	昭和 28 年 7 月 24 日	優生手術の委託について	260~262
6	76	昭和 28 年 7 月 30 日	優生手術の委託について	274~274
7	77	昭和 28 年 7 月 30 日	請書	275~275
8	73	昭和 28 年 7 月 31 日	請書	263~265
9	87	昭和 28 年 8 月 19 日	優生手術の委託について（起案）	306~311
10	74	昭和 28 年 8 月 25 日	優生手術委託料請求書	266~268
11	88	昭和 28 年 9 月 5 日	請書	312~314
12	82	昭和 28 年 9 月 15 日	昭和 28 年度第 4 回優生保護審査会開催について（通知）	288~288
13	83		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	289~297
14	80	昭和 28 年 9 月 25 日	優生手術の委託について（通知）（起案）	281~284
15	78	昭和 28 年 9 月 26 日	優生手術の委託について（通知）（起案）	276~278
16	79	昭和 28 年 9 月 29 日	優生手術の委託について（通知）	279~280
17	81	昭和 28 年 9 月 29 日	優生手術の委託について（通知）	285~287
18	90	昭和 28 年 10 月 19 日	昭和 28 年度第 5 回優生保護審査会開催について（通知）	321~322
19	91		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	323~335
20	89	昭和 28 年 10 月 22 日	優生手術の委託について（伺）（起案）	338~344
21	84	昭和 28 年 10 月 24 日	請書	298~299
22	85	昭和 28 年　月　日	優生手術委託料請求書	300~304
23	86	昭和 28 年 10 月　日	請書	305~305
24	99	昭和 28 年 10 月 31 日	請書	374~381
25	92	昭和 28 年 11 月 3 日	請書	336~337
26	94	昭和 28 年 11 月 6 日	昭和 28 年度第 6 回優生保護審査会開催について	345~345
27	95		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	346~350
28	93	昭和 28 年 11 月 24 日	優生手術の委託について（伺）（起案）	338~344

29	96	昭和 28 年 12 月 22 日	優生手術の委託について（伺）（起案）	351~356
30	97		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	357~369
31	100	昭和 29 年 1 月 25 日	昭和 28 年度第 8 回優生保護審査会開催について	382~382
32	101		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	383~393
33	98	昭和 29 年 1 月 29 日	優生手術の委託について（伺）（起案）	370~373
34	103	昭和 29 年 2 月 20 日	昭和 28 年度第 9 回優生保護審査会開催について	400~400
35	104		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	401~415
36	102	昭和 29 年 2 月 27 日	優生手術の委託について（伺）（起案）	394~399
37	107	昭和 29 年 3 月 20 日	昭和 28 年度第 10 回優生保護審査会開催について	426~426
38	108		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	427~446
39	105	昭和 29 年 3 月 21 日	優生手術の委託について（伺）（起案）	416~417
40	106	昭和 29 年 3 月 21 日	優生手術の委託について（通知）	418~425

５・１　７月 18 日の優生保護法審査会について

1953（昭和 28）年 7 月 18 日の優生保護法審査会についてかかわる文書は、以下の 8 資料である。

表 5・1－1　1953（昭和 28）年 7 月 18 日の優生保護法審査会関連資料

1	68	昭和 28 年 7 月 17 日	優生手術の委託について（通知）（起案）	246~250
2	70	昭和 28 年 7 月 17 日	優生手術の委託について（起案）	255~258
3	75	昭和 28 年 7 月 20 日	優生手術の委託について（起案）	269~273
4	69	昭和 28 年 7 月 21 日	優生手術の委託について（起案）	251~254
5	72	昭和 28 年 7 月 24 日	優生手術の委託について	260~262
6	76	昭和 28 年 7 月 30 日	優生手術の委託について	274~274
7	77	昭和 28 年 7 月 30 日	請書	275~275
8	73	昭和 28 年 7 月 31 日	請書	263~265

1953(昭和 28)年 7 月 17 日付で、2 つの起案が出されている（資料 68、資料 70)。

資料 68 は、衛生部長から「■■収入官吏」（■■は病院と推定）あて「優生手術の委託について（通知)」(第 1068 号、「決裁済　28.7.21 宮城県」の押印と「発 28.7.24 済」の押印がある）で、「…昭和 28 年 7 月 24 日公第 1081 号で知事から指定医師に委託してありますが委託料の請求には左記事項に留意し萬全を期されたい」と記した上、治療費等の請求にかかわる詳細（表 5・1－2)、「委託書写」(別記医師あて「優生手術の委託について」案)、「請書」様式、「別記 1　手術指定医師別委託患者別委託金額」、「別記２　優生手術委託料請求書様式」が添付されている。その上で、資料 69 の 7 月 21 日付、宮城県衛生部長から「■■収入官

吏殿」宛で「優生手術の委託について」（公第 1068 号）が起案されている（そこに別記医師あて通知と請書が写しとして添えられている）。

表 5・1－2　委託料の請求にかかわる事項

一．委託書写（別紙）
二．　一人当基準
　男　優生手術治療費　3845-、患者及び付添人旅費　3720-、計7565-
　女　　〃　　8340-、　　〃　　5520-、計13860-
　右金額は最高基準であるからこれを超えて請求あっても打切支給とする。
三．　請求の際の種目は次の要領で取り扱われたいこと
　1. 患者日当
　　これは手術の日から治癒の日までの日数に対して支給されるものである。
　2. 患者日当額
　　（略）
　3. 付添人日当
　　（略）
　4. 宿泊料
　　（略）
　5. 患者及び付添人旅費
　　（略）
四.治療費

なお、「医師あて　優生手術の委託について」と「請書」の形式は、前項（昭和 27 年度）ですでに示した通りである。別記（1）として、「手術指定医師別委託患者別委託金額」が表記されている。

表 5・1－3　別記（1）手術指定医師別委託患者別委託金額

委託医師住所	委託医師名	仝上に委託する患者名	仝上住所	委託金額
				7565
〃				13860
〃				7565

3 名の医師により、3 人の患者、委託金額から 3 人の内訳は男 2（単価 7565）、女 1（単価 13860）であることがわかる。「委託医師の住所」が同じことの意味は、わからない（可能性としては同一病院か）。

資料 70「伺　優生手術の委託について」（第 1081 号、「決裁済 28.7.23 宮城県」の押印と「発 28.7.24 済」の押印がある）は、「昭和 28 年度の…優生保護法第 5 条第 1 項によって審査した

結果別記名の者の優生手術を行なうことが適当であると決定したので、…別記指定医師に対し、…優生手術を実施させるため事案の通り委託してよろしいか…」とある。「案の 2」として宮城県知事から「別記医師あて」の「優生手術の委託について」と、「案の 3」として「請書」の様式が添えられている。そして別記（1）として、表 5・1－2 と同じ「手術指定医師別委託患者別委託金額」が表記されている。資料 68 と資料 70 は、同一優生手術対象者に対する文書で、医師と収入官吏にあてた起案であると理解できる。

以上の起案にかかわって次の文書がある。

①資料 72：宮城県知事　宮城音五郎から「東北大学医学部附属病院産婦人科　■■殿宛」で「優生手術の委託について」（公第 1081 号、昭和 28 年 7 月 24 日付）で、委託金額は 13860 円とある。これは女性 1 人の優生手術代金に相当する。東北大学医学部附属病院産婦人科が、優生手術実施病院であることがわかる。

②資料 72：宮城県知事　宮城音五郎から「■■外科殿宛」で「優生手術の委託について」（公第 1081 号、昭和 28 年 7 月 24 日付）で、委託金額は 7565 円とある。これは男性 1 人の優生手術代金に相当する。

③資料 72：宮城県知事　宮城音五郎から「■■外科殿宛」で「優生手術の委託について」（公第 1081 号、昭和 28 年 7 月 24 日付）で、委託金額は 7565 円と記されている。これは男性 1 人の優生手術代金に相当する。

上記の 3 文書（いずれも公第 1081 号、昭和 28 年 7 月 24 日付）にかかわる優生手術患者委託の「請書」が 3 通（資料 73）あり、加えて「優生手術委託料請求書」が 3 通（資料 74）ある。

①資料 74:女、入院料 7 日、患者日当 7 日，付添人日当及び宿泊料 7 日、金額合計 12086、請求日：昭和 28 年 8 月 25 日。①の「女」は 7 日間入院し、付添人がいて、8 月 25 日前に優生手術をされたことがわかる。なお、氏名、年齢、手術実施日、手術術式は非開示（黒塗り）。

②資料 74：男（性別未記載のため、金額から推定）、入院料 4 日、患者日当 4 日、付添人日当及び宿泊料　なし、金額合計 5060、請求日：昭和 28 年 8 月 25 日。②の「男」は 4 日間入院し、8 月 25 日前に優生手術をされたことがわかる。付添人がいないことと、旅費もかかっていないことを考慮すると、手術実施病院の入院患者の可能性がある。なお、氏名、性別、年令、手術実施日、手術術式の記載がない。

③資料 74：男、入院料 4 日、患者日当 4 日、付添人日当及び宿泊料　なし、金額合計 4671（②の男との総額の差は注射料と処置料の違いに依る）、請求日：記載なし。③の「男」は 4 日間入院した。付添人がいないことと、旅費もかかっていないことを考慮すると、手術実施病院の入院患者の可能性がある。なお、氏名、年齢、手術実施日、手術術式は非開示（黒塗り）。

5・1・1　優生手術の委託

1953（昭和 28）年 7 月 20 日付で公衆衛生課主任　西宮主事から「伺　優生手術の委託について」（第 1081 号、「決裁済 28.7.25」との押印あり）が出された。そこには「昭和 28 年 7 月 18 日に審査した結果別記名の者の優生手術を行なうことが適当であると決定した…別記指定医師に対し…優生手術を実施させるため次案の通り委託してよろしいか」（下線は船橋）とある。この文から、1953（昭和 28）年 7 月 18 日に優生保護審査会が開催されたことがわかる。

7 月 18 日のという開催期日から考えて、前項の委託関連文書（7 月 17 日起案の資料 68・資料 70）も、7 月 18 日の優生保護審査会の結果を受けてのことであると推測できる。ただ、資料 68・資料 70 は、内容的には優生保護審査会の結果を受けてから出すものであるが、7 月 18 日の優生保護審査会の開催前に起案されていた。もちろん「決済」と「発」は 7 月 18 日以降になっている。

別記名（一）を見ると、委託患者住所氏名が 1 名分書かれている。氏名は黒塗りされていて、その上に「昭和 28 年 12 月□日」（優生手術費用を支払った日と推定）との印鑑が押してある。所要金額は、7565 円、委託料として予算配当額 100000 円、議決額 657120 円とある。

案の 2 として宮城県知事から「■■■■／■■外科■■」あて「優生手術の委託について」（発 28.7.□、注：□の 30 が逆さに記されている）がある。委託金額は 7565 円で、委託患者住所氏名は黒塗りである。

案の 3 は、「請書」である。

第 4 案として県衛生部長から「■■■■／収入官吏■■殿」宛「優生手術の委託について」（発　28.7.30　済）では、「申請者　■■精神科、被手術者　■■、手術指定医師　■■外科」とあるから、申請医師は精神科で、手術執刀医師は外科とわかる。

④資料 76・宮城県知事　宮城音五郎から「東北大学医学部附属病院武藤外科■■殿」宛「優生手術の委託について」（公第 1081 号、昭和 28 年 7 月 30 日付）に、委託金額 7565 円、委託患者住所氏名　■■、がある。その資料 77「請書」（昭和 28 年 7 月 30 日付）がある。「昭和 28 年 7 月 30 日公第 1081 号で通知された…優生手術患者委託につき…お請けします」とある。通知日と請書の期日が、同一日である。請書には収入印紙が貼ってある。委託金額の 7565 円は男性（①②③の次の④になる）とわかる。

以上を総合すると、1953（昭和 28）年 7 月 18 日の優生保護法審査会にかかわって、4 人（男 3、女 1）が優生手術を委託され請けていたことがわかる。また、申請者には精神科医が含まれ、手術実施病院は東北大学医学部附属病院武藤外科が含まれていたことがわかる。

５・２　８月 18 日の優生保護審査会について

1953（昭和 28）８月 18 日の優生保護審査会にかかわる資料は、以下の通りである。

表５・２－１　８月 18 日・優生保護審査会資料

1	87	昭和 28 年８月 19 日	優生手術の委託について（起案）	306~311
2	88	昭和 28 年９月５日	請書	312~314

資料 87 は、1953(昭和 28)年８月 19 日付「伺　優生手術の委託について」(第 1081 号、「決裁済 28.8.31 宮城県」「発 28.9.1 済」) で、「昭和 28 年８月 18 日審査した結果別記名の優生手術を行なうことが適当であると決定したので…別記指定医師に対し…優生手術を実施させるため…委託してよろしいか…」(下線は船橋)とある。ここから８月 18 日に優生保護審査会が開催されたことがわかる。所要金額は 35285 円で、委託料は　予算配当額 200000 円、議決額 657130 円だった。

「案の 2」として、宮城県知事から「別記（1）優生手術指定医師名あて」が、昭和 28 年８月 31 日付で出されている。

「案の 3」は「請書」の様式が示されている。

別記名（一）で、３名の優生手術対象者と３名の医師（1 名は婦人科、1 名は外科：ただし婦人科と同一病院、1 名は不明）で、個別経費から推測して男 1（単価 7565 円）、女 2（単価 13860 円）であった。割印が３あることから、３通出したことがわかる。そして婦人科と外科で手術委託された２名の「個別経費」の上に、「昭和 28 年 12 月□日」(優生手術費用を支払った日と推定）の印が押されている。

	表５・２－２　別記（1）					
	手術指定医師		被手術者			
	氏名	診療所□□住所	氏名	住所	個別経費	
割印		■■／婦人科（■■）			13860	昭和 28 年 12 月□日
割印		〃／■外科（〃）			7565	昭和 28 年 12 月□日
割印					13860	

「第４案」は、衛生部長から■■　■■あてに８月 31 日付で「優生手術の委託について」(通知）が出されている。そこには、申請者１名、被手術者２名、指定医師名２名（同一住所）が記されている。

「案の 3」は、衛生部長から８月 31 日付で「仙台市■■／■■あて」に「優生手術の委託について」（通知）が出されている。

資料 88「請書」が３枚あり、いずれも「８月 31 日公第 1081 号で通知された…優生手術患者委託…お請けします」(昭和 28 年９月５日付）とある。３通のうち、１通は「外科」、１通

は「婦人科」と住所欄に記載あり。

以上から、8 月 18 日に優生保護審査会が開催され、3 人（男 1、女 2）が対象として 3 人の医師に委託（病院は 2 か所）されたことがわかる。1 か所の病院は、外科と婦人科がある病院。

5・3　9 月 21 日の優生保護審査会について

9 月 21 日に開催された第 4 回優生保護審査会にかかわる資料は、次の通りである。

表 5・3－1　9 月 21 日・第 4 回優生保護審査会資料

50	82	昭和 28 年 9 月 15 日	昭和 28 年度第 4 回優生保護審査会開催について（通知）	288~288
51	83		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	289~297
48	80	昭和 28 年 9 月 25 日	優生手術の委託について（通知）（起案）	281~284
46	78	昭和 28 年 9 月 26 日	優生手術の委託について（通知）（起案）	276~278
47	79	昭和 28 年 9 月 29 日	優生手術の委託について（通知）	279~280
49	81	昭和 28 年 9 月 29 日	優生手術の委託について（通知）	285~287
52	84	昭和 28 年 10 月 24 日	請書	298~299
53	85	昭和 28 年　月　日	優生手術委託料請求書	300~304
54	86	昭和 28 年 10 月　日	請書	305~305
67	99	昭和 28 年 10 月 31 日	請書	374~381
60	92	昭和 28 年 11 月 3 日	請書	336~337

写真 5・3－1　優生手術申請書

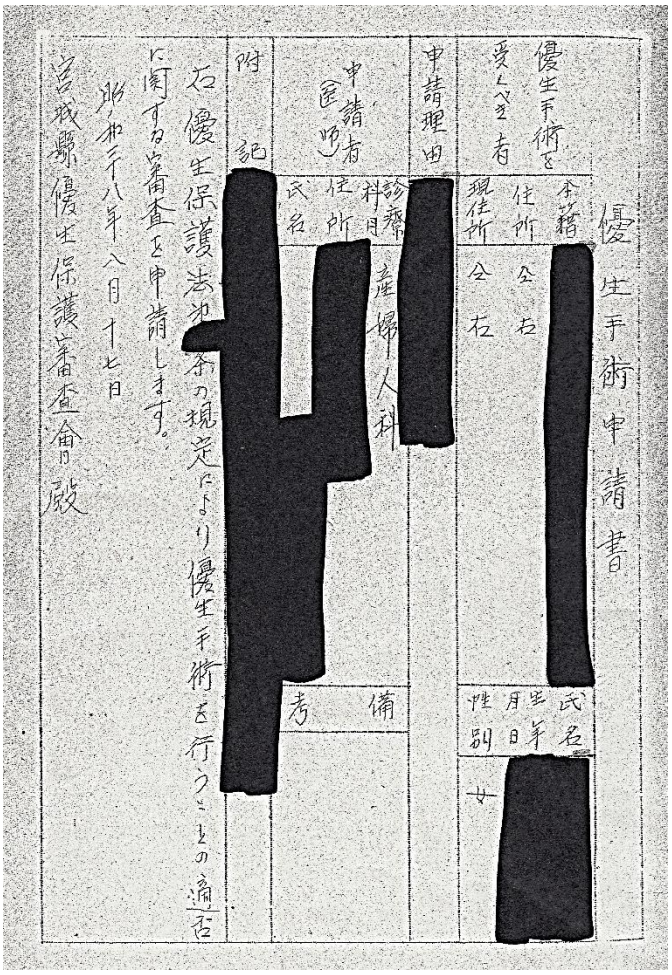
優生手術申請書

資料 82・昭和 28 年 9 月 15 日付宮城県衛生部長から各優生保護審査委員宛「昭和 28 年度第 4 回優生保護審査会開催について（通知）」（公第 1318 号）で、第 4 回の優生保護審査会の案内が出されている。

・日時　昭和 28 年 9 月 21 日　午後 1 時
・場所　衛生部長室
・議題　申請書 7 件の適否決定について

9 月 21 日の優生保護審査会が第 4 回とあるから、8 月 18 日の優生保護審査会は第 3 回、そして 7 月 18 日の優生保護審査会は第 2 回と推定できる。第 1 回の期日は資料的に不明である。また、審査対象者は 7 人（申請書 7 件との記載から）いたことがわかる。

資料 83 に申請書 7 件の「優生手術申請書」「健康診断書」「遺伝調査書」が部分開示されている。

「優生手術申請書」では、「優生手術を受くべき者」の「本籍」「住所」「現住所」が非開示（黒塗り）である。ただ、「仝右」は開示されている。ここから「本籍」に「住所」「現住所」が同じ場合は、「在宅者」と判断できる。また、「現住所」は現に住んでいる場所（病院、施設など）を書くことになっているから、現住所が黒塗りになっている場合は、「病院・施設」入所者と判断できる。

「氏名」「生年月日」は非開示（黒塗り）で、「性別」は開示されている。

「申請理由」は非開示（黒塗り）、「申請者（医師）」の「診療科目」は開示されている、「住所」「氏名」「備考」は非開示である。

「附記」は、優生手術を実施する病院の指定ができる欄だが、非開示（黒塗り）となっている。

優生保護法の何条（4 条か 12 条）によって申請されたのかがわかる部分は、非開示（黒塗り）となっている。

写真５・３－２　健康診断書

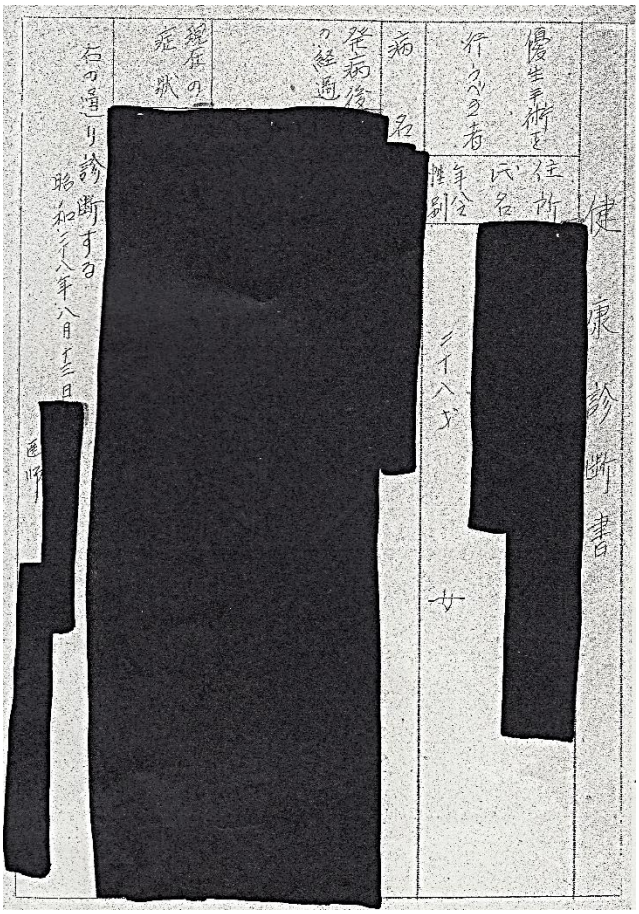

写真５・３－３　遺伝調査書

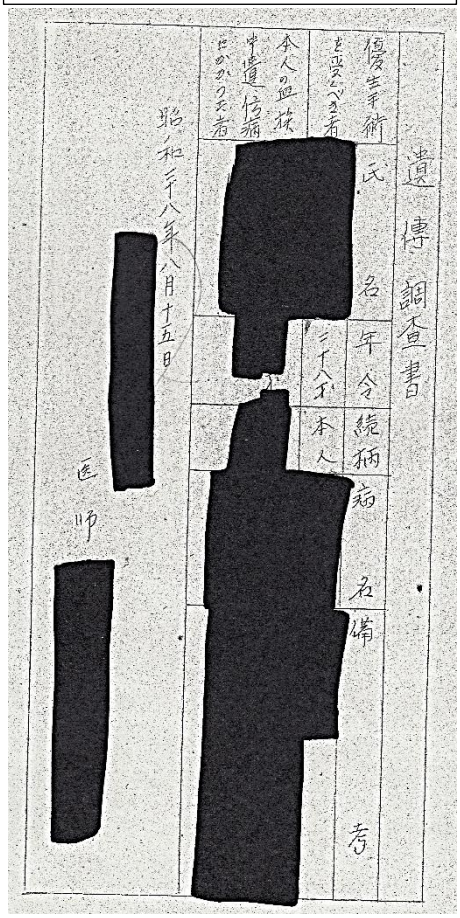

「健康診断書」の「優生手術を行なうべき者」の「住所」「氏名」は非開示（黒塗り）、「年齢」「性別」は開示されている。「病名」「発病後の経過」「現在の症状」は、非開示（黒塗り）。「医師」名は非開示（黒塗り）。

「遺伝調査書」の「優生手術を受くべき者」の「氏名」「病名」「備考」は非開示（黒塗り）、「年齢」「続柄」は開示された。「本人の血族中遺伝病にかかった者」の「氏名」「年齢」「続柄」「病名」「備考」は非開示（黒塗り）。「医師」名は、非開示（黒塗り）。

以上を前提に、開示された記載期日を手掛かりに、「優生手術申請書」と「健康診断書」「遺伝調査書」を関連付けて、下記の表５・３－2、表５・３－3 を得た。

表５・３－２　審査対象者にかかわる資料の有無一覧

対象者	優生手術申請書	健康診断書	遺伝調査書
①	有り	有り	有り※2 枚あるが、年齢から同一人物と判定
②	有り	有り	有り
③	有り	有り	有り

④	有り	有り	有り
⑤	有り	有り	有り
⑥	有り	有り	有り
⑦	有り	有り	有り

表 5・3－3　優生手術関係書類一覧（船橋作成）

	優生手術申請書					健康診断書		遺伝調査書	
	居住地	性	申請医師診療科目	付記	日付	年齢	日付	血族中遺伝病にかかった者	日付
①	在宅者	女	産婦人科	有	8.17	28 才	8.13	「ない」と記載	8.13
	※年齢が同じで「遺伝調査書」が 2 枚ある、変更したと考えられる。							あり（黒塗り）	8.15
②	在宅者	女	精神科	有	7.18	27 才	7.18	あり（黒塗り）	7.18
③	病院・施設	男	精神科	有	9.3	14 才	9.3	有（4 人）（黒塗り）	9.3
④	病院・施設	男	精神科	有	9.3	12 才	9.3	空欄	9.3
⑤	病院・施設	男	精神科	有	9.3	13 才	9.3	空欄	9.3
⑥	病院・施設	女	精神科	有	9.3	12 才	9.3	あり（黒塗り）	9.3
⑦	病院・施設	男	精神科	有	9.3	18 才	9.3	「不明」と記載	9,3

資料の存在の有無を表 5・3－2 にまとめた。結果、7 人全員の「優生手術申請書」「健康診断書」「遺伝調査書」が確認できた。表 5・3－3 から 7 人は男 4 人、女 3 人で、「申請医師の診療科目」は「精神科」6 人、「産婦人科」1 人だった。「年齢」は、10 代が 5 名（12 才・2 人、13 才、14 才、18 才）でいずれも「病院・施設」の入所者で、20 代の 2 人（27 才、28 才）は「在宅者」だった。「遺伝調査書」の「血族中遺伝病にかかった者」が「空欄」だった者が 2 名（⑤の男、⑦の男）及び「不明」だった者が 1 名いた。この 3 名は遺伝の証明はできていないことになる。

宮城県のホームページに掲載された「調査 2　優生手術関連の件数、個人が特定できる情報の調査」で 1953（昭和 28）年は「申請数　男 33、女 30、計 63」、「審査結果　男 33、女 30、計 63」とあり、全員が第 4 条となっている。すると、「遺伝調査書」の「血族中遺伝病にかかった者」が「空欄」「不明」だった者 3 名（④の男、⑤の男、⑦の男、）も「第 4 条」として「適」とされたことになる。

資料 80・昭和 28 年 9 月 25 日付「優生手術の委託について（伺い）」（第 1081 号、「決済済 28.9.29 宮城県」の押印と「発 28.9.□済」の押印あり）には「昭和 28 年 9 月 21 日に審査した結果別記名の者優生手術を行うことが適当であると決定したので、…別記指定医師に…委託してよろしいか…」（下線は船橋）とある。そこから、この資料は、9 月 21 日の優生保護審査会の結果を受けて発出された文書であることがわかる。別記指定医師は表 5・3－4 の通りである。

表 5・3－4　別記（1）

		指定医師名	仝上住所	被手術者名	仝上住所	委託金額
印	①　に該当					13860※1
印	②　に該当					13860※2
印　昭和 28 年 12 月	③　に該当					7565
昭和 28 年 12 月 21 日	④　に該当	〃	〃		〃	7565
昭和 28 年 12 月 21 日	⑥　に該当	〃	〃		〃	13860
昭和 28 年 12 月 21 日	⑤　に該当	〃	〃		〃	7565
昭和 28 年 12 月 21 日	⑦　に該当	〃	〃		〃	7565
		計				71840

※1　「昭和 28 年 12 月□日」との印あり。

※2　「昭和 28 年 12 月□1 日との印あり。

表 5・3－4 から③④⑤⑥⑦は、被手術者名の住所が同じことから同一の「病院・施設」の入所者で、同一病院で、同一の指定医師の手術が予定されていたことがわかる。③～⑦の年齢が 14 才、12 才、13 才、12 才、18 才と 18 歳以前であることから判断して、「精神薄弱児施設」の入所児の可能性が高い。①②③④⑤⑥⑦にはゴム印で「昭和 28 年 12 月 21 日」と押し、印鑑が押されている。これは、手術を実施したことの証と思われる。12 月 21 日には手術が済んでいたことになる。

資料 80 の起案文には、宮城県知事　宮城音五郎から 3 通の「優生手術の委託について（通知）」が出されている。いずれも 9 月 29 日付だが、1 通目の委託金額が 13860 円、2 通目も 13860 円で、3 通目が 44120 円（男 7565 円×4 人、女 13860 円×1 人、計 5 人分）であった。これにかかわる請書（「9 月 29 日公第 1081 号で通知された…優生手術患者委託」とある）が 3 通（資料 84、資料 85）ある。

資料 78・昭和 28 年 9 月 26 日発議、衛生部長から「■■／■■／■■出納員」（注、3 カ所、割印 3 カ所）あて「優生手術の委託について」（通知、「決済済 28.9.28 宮城県」の押印と「発 28.9.□宮城県」の押印あり）で「…昭和 28 年 9 月 29 日公第 1081 号で知事から手術指定医師に委託してありますが、委託料の請求には、左記事項に留意し万全を期されたい」とあることから、手術の指定医師の病院の出納員に出されたものである。「委託した患者」の表記を見ると、7 人でうち 5 人は同じ医師であることから判断して、前述の 7 人にかかわる通知であると言える。

資料 79・昭和 28 年 9 月 29 日付「優生手術の委託について（通知）」（公第 1410 号）で、「昭和 28 年 9 月 29 日公第 1081 号で知事から手術指定医師に委託してありますが委託料の請求には左記事項に留意し万全を期されたい」として、留意事項を上げている。

資料 81・昭和 28 年 9 月 29 日付「優生手術の委託について（通知）」（公第 1081 号）で、宮城県知事　宮城音五郎から「■■殿」（金 13860 円）、「■■殿」（金 13860 円）、「■■殿」（44120 円：男 7565 円×3 人＋女 13860 円×1 人）が起案されている。これは、前述の①、②、③～⑦（計 44120 円）に該当する。

資料 84 の「請書」は 2 枚あり、1 枚の期日は「昭和 28 年 10 月 24 日」、2 枚目が「昭和 28 年 10 月 30 日」とあるが、共に「昭和 28 年 9 月 29 日公第 1081 号で通知された…優生手術患者委託…お請けします」」とあるからこの 2 枚の「請書」は 9 月 21 日の優生保護審査会に関連するものである。また、資料 86 の「請書」の期日は「昭和 28 年 10 月□日」とあるが、「昭和 28 年 9 月 29 日公第 1081 号で通知された…優生手術患者委託…お請けします」」とあるから、この「請書」は 9 月 21 日の優生保護審査会に関連するものである。9 月 21 日に関連する「請書」は 3 通となり、「委託書」の枚数と合致する。

資料 86・昭和 28 年（月日は未記載）付「優生手術委託料請求書」は 5 枚ある。すなわち、5 人の医師から宛先は「宮城県知事　宮城音五郎殿」である。

表 5・3－5　1953（昭和 28）年（月日は未記載）の優生手術委託料請求書

	性	手術実施日	手術術式	入院料	患者日当	付添人日当及び宿泊料	合計
①	女	昭和 28 年■月■日	腹式卵管圧座結索法	11 日	11 日	11 日	11145 円
②	男	昭和 28 年■月■日	精管切除結索法	7 日	7 日	7 日	6346 円
③	男	昭和 28 年■月■日	精管切除結索法	7 日	7 日	7 日	6346 円
④	男	昭和 28 年■月■日	精管切除結索法	7 日	7 日	7 日	6346 円
⑤	男	昭和 28 年■月■日	精管切除結索法	7 日	7 日	7 日	6346 円

注　氏名、年齢、手術実施日、付添人氏名は非開示（黒塗り）、性別・手術術式等は開示

表 5・3－5 から、上記の 5 人について次のことが言える。

①女、手術実施日は昭和 28 年で月日は非開示、手術術式は腹式卵管圧座結索法、入院料 11 日、付添人あり 11 日、11145 円

②男、手術実施日は昭和 28 年で月日は非開示、手術術式は精管切除結索法、入院料 7 日、付添人あり 7 日、6346 円

③男、手術実施日は昭和 28 年で月日は非開示、手術術式は精管切除結索法、入院料 7 日、付添人あり 7 日、6346 円

④男、手術実施日は昭和 28 年で月日は非開示、手術術式は精管切除結索法、入院料 7 日、付添人あり 7 日、6346 円

⑤男、手術実施日は昭和 28 年で月日は非開示、手術術式は精管切除結索法、入院料 7 日、付添人あり 7 日、6346 円

以上が、文書の中身と日付の検討から第 4 回の優生保護審査会にかかわると思われる。

５・４　精神薄弱児施設亀亭園（施設長　山本武良）と優生手術

1953（昭和 28）年に宮城県で存在していた「精神薄弱児施設」は県立の「宮城県亀亭園」（施設長　山本武良、昭和 25 年 6 月設立、所在地は仙台市長町、収容定員 60 人、職員数 15 人）※1があった。

精神科病院は 1952（昭和 27）年 12 月末現在※2になるが、宮城県には次の 3 カ所があった。

・国立東北大学附属病院
・私立東北脳病院
・私立春日療養所

精神薄弱児施設亀亭園では、精神薄弱児の優生手術についてどう考えていたのであろうか。1951（昭和 26）年 10 月 29 日から 30 日まで、厚生省主催の全国精神薄弱児施設幹部職員相互研究会があり、その議事録※3がある。その研修会に宮城県の県立亀亭園から「主事（代）近藤孝一」が参加して、優生手術にかかわって以下の発言をしている。

「…亀亭園では最近（注、昭和 26 年か）4 名の子供について優生手術の申請をした所、宮城県の公衆衛生課から『単なる精薄では審査委員会は通過しない。遺伝的精薄であることが必要である。法の条項に該当する者でなければならぬ』と言われたが 4 名中親が不明の為遺伝性が判らない者が大半であり、A 児は売られていない者、B 児は 18 歳で父なく遺伝性が確認できない者である。蓋し自分の生活さえできない者が自分の子供を養育できるはずはないと思われるので、優生保護法を改正して精薄者の生んだ子供、精薄施設収容児童はすべて一応の対象となるように考えていただきたい。」

「遺伝性でなければ優生手術はできないことは県でも言っているが問題の子供は孤児であり遺伝の事実は判らない又石川の愛育学園長は法規の他の条項の著しい性欲異常者とすれば申請が通るのではないかと言われたが、実際はその条項に該当しない子供ではそれを適用していきたい。人口問題からも考えて妥当ではないか。」

「遺伝性が確認できない場合の取扱方法について伺いたい。」

以上、亀亭園の発言から、①1951（昭和 26）年 10 月前に、優生手術の申請（4 名）を宮城県にした、②精薄施設収容児童はすべて対象と考えたいとしていた、③遺伝性を証明できない児童は、著しい性欲異常者として申請に適用したいと話し、優生手術を積極的に進めようとしていたことがうかがえる。

また、施設長の山本武良は、東北大学医学部精神科から赴任してきて、1979（昭和 54）年に急逝するまで園長を勤めた。他に山本は、県精神衛生協会評議員、県精神薄弱者愛護協会長、船形コロニー所長を兼務するなど、医療・福祉界に影響力が大きかったと言われている※4。その山本は優生手術について、以下のように述べている。

「私は病院にいた時*から優生手術をやっていた。」[4],p.114

＊「病院にいた時」の病院とは、山本が 1950（昭和 25）年 4 月に精神薄弱児施設亀亭園（設立時

は宮城県精神薄弱収容所と呼称）の園長（所長）になる以前に勤めていた東北帝国大学医学部精神科（1945〈昭和 20〉年 4 月に勤務）のことであろう。（「年譜」『山本武良遺稿集』1981.6,PP.289－290。）なお、宮城県優生保護審査会の委員を東北大学医学部も担っていて、1960（昭和 35）年 1 月 17 日現在では、委員長に医師代表として東北大教授の石橋俊実がなり、委員に医師代表として九島勝司東北大教授がなっていた。『山本武良遺稿集』には 1967（昭和 42）年 5 月「石橋先生を囲んで　東北大学精神神経科中庭にて」との写真が掲載されている。山本と東北大学との親密な関係が伺える。

「亀亭園というと、ずるいところで、居る子供達、片っ端から優生手術をやって、苦労しないようにしている、なんて悪口言われたこともありましたけどね。」[4],p.115
「…困るのは生理の問題なのです。これが実にやっかいなんですな。自分で始末できるならばなんてことはない。教えて始末させればいい。出来ないのが困る。それで親達と相談して女の子の優生手術をせざるを得なかった。」[4],p.115
「…優生手術なんかもやってきましたけど、中には失敗したものもありましてね。だいたい遺伝性をみてやってはいたんです。ところが結婚したのもいるわけですよ。そしたら『先生、子どもをつくるようになおしてよこせ』って電話かけてよこして、頭いたくなって『お前、子どもをつくると、これこれこういう風な子供出来る可能性が多分にあるから、つくらない方がいいんだぞ』なんて言ってやりました。」[4],p.115
「10 年前、私がこの施設で初めて、申請した児童の一人は、正直に言うと、遺伝性の精神病ではない。私がこの児について最初に考えたのは、この児が大人になった時、果たして社会的に性的な問題を起こさずにすむかどうかと言う事であった。…もし万一のことがあっても出来るだけ問題を小さくする為には、せめて子供だけでも生まないようにしてやるべきではないだろうか。」[5], p.208
「実を言うと、優生手術は、法律で遺伝性のものだけに定められているのである。法で定められている範囲のものは無論問題ないのだが法の適用をうけないものはどうしたらいいだろうか。私は何とかやってきた。が、どのようにやって来たかは残念乍ら公表できない。…優生手術だけですむなら、実は未だいいのである。重症の児童が増えるにつれて、問題の様相はさらに変化してきた。男の児は問題ではないが女児が問題なのである。今や、性－性欲－性行為の問題から離れてしまってきているのである。重症痴愚～白痴の女の児達でも大抵何時かは、月経がやってくる子供たちにとっては□□□□□□□□□□□□□□□（ママ）しかしそれは避けられない生理である。彼女達には、それを、自分で始末する事が出来ない。施設にとってもであるが、将来家庭に帰された場合、親達にとっては深刻な問題である。『月経がなくなる様に出来ないでしょうか』『出来ないことはないんですが、色気はどうしますか』『色気も序々になくしてしまいたいんですが』私の施設内での経験では、この様な児童の、殆ど全部の親たちのせりふであった。色気だけは残しておいて下さい、という人に私はまだぶつかっていない。そのような子供た

ちにどのような方法をとったかは、矢張り公表出来ない。が、親達の希望は、出来るだけかなえるようにしてきてはいる。」[5],PP.212-213

「…私達はこう考えるのである。子供を育てる能力がないものに子供を産ませてどうなるのだろうか。…私達は精薄者の場合は遺伝性でなくとも優生保護をうけられるように、法の枠を広げてほしいものと望んでいる。」[5],P.213

山本は、優生手術について「病院にいた時から優生手術をやっていた」と述べているが、東北大学医学部精神科から赴任してきたことを考えると、東北大学医学部で優生手術がされていたことになる。東北大学に関連して資料を見ると、東北大学附属病院で優生手術が行われ（昭和 28 年 7 月 20 日発議「伺　優生手術の委託について」第 1081 号で委託の宛先、前述）ている。少し時期は後になる資料だが、1960（昭和 35）年 1 月 1 日現在の「宮城県優生保護審査会委員名簿」（開示文書）によれば、委員長は東北大教授・石橋俊実（医師代表）、東北大教授・九島勝司（医師代表）とあり、東北大学との関係がみられる。また「この施設（注、亀亭園）で初めて、申請した児童の一人は、正直に言うと、遺伝性の精神病ではない」と、遺伝性でない者に優生手術（注、4 条で実施）をしたことを明かしている。さらに、生理がなくなる手術を「どのような方法をとったかは…公表できない」が実施していた事実を語っている。優生保護法で決められている術式では、生理はなくならない。そして「子供を育てる能力がないものに子供を産ませてどうなるのだろうか」と「遺伝性でなくとも優生保護をうけられるように、法の枠を広げてほしい」としている。

※ 1 厚生省児童局監修『児童福祉施設一覧　昭和 38 年 7 月 1 日現在』昭和 38 年 9 月。
※ 2 国立精神衛生研究所『精神衛生資料』第 2 号、昭和 29 年。
※3「全国精神薄弱児施設幹部職員相互研究会議事録」（日本少年教護協会『児童』8、1952）
※4 山本武良、1975「東北地区における精神薄弱福祉の回顧と展望」『30 年のあゆみ　宮城県亀亭園開園 30 周年記念誌』：110-117。昭和 50 年度（1975）第 12 回東北地区精神薄弱者施設職員研究協議会福島大会での講演より。
※5 山本武良、1981、「精神薄弱児その諸相－講義のための下書きから」『山本武良遺稿集』。

補論　親たちと優生手術

山本武良は、前項で紹介したとおり、生理への対応（生理を止める）としての「優生手術」をほのめかしている。そしてその中で、親たちの声を紹介している。

「重症痴愚～白痴の女の児達でも大抵何時かは、月経がやってくる子供たちにとっては□□□□□□□□□□□□□□（ママ）しかしそれは避けられない生理である。彼女達には、それを、自分で始末する事が出来ない。施設にとってもであるが、将来家庭に帰された場合、親達にとっては深刻な問題である。『月経がなくなる様に出来ないでしょうか』『出来ないことはないんですが、色気はどうしますか』『色気も序々になくしてしまいた

いんですが』私の施設内での経験では、この様な児童の、殆ど全部の親たちのせりふであった。色気だけは残しておいて下さい、という人に私はまだぶつかっていない。そのような子供たちにどのような方法をとったかは、矢張り公表出来ない。が、親達の希望は、出来るだけかなえるようにしてきてはいる。」[5],PP.212-213,下線は船橋。

山本は、『山本武良遺稿集』の中の「精神薄弱児その諸相－講義のための下書きから」に、「私の施設内での経験では」との限定付きだが、「月経がなくなる様に出来ないでしょうか」「色気も序々になくしてしまいたいんですが」との親の声を、「殆ど全部の親たちのせりふであった。」と記している。ここだけを読むと優生手術や生理を止める手術に親達が極めて肯定的だったように受け取れるが、山本は優生手術に係る親とのやり取りを次のように記している。

「…私がこの児について最初に考えたのは、この児が大人になった時、果して社会的に性的な問題を起さずにすむかどうかと言う事であった。起さずにすむと言う自信はない。だが、もし万一の事があっても出来るだけ問題を小さくする為には、せめて子供だけでも生まないようにしてやるべきではないだろう。早速、家庭に連絡すると母親がやって来た。母親の意見は真向から反対であった。『子供は結婚させ度い。孫を生ませ度い』男の児、女の児に別なく、この様な考え方、或は感情を持っている親達に、私はその後も、何度もぶつかっている。『人なみの結婚をさせ度い。子供（孫）は自分達が育てます。』親の気持ちは、そのようなものであるかもしれない。しかし、私には、それがうまく行くとはどうしても考えられない。」『山本武良遺稿集』p.208、下線は船橋。

山本は優生手術（「せめて子供だけでも生まないようにしてやる」）を「早速、家庭に連絡する」と、「母親の意見は真向から反対」で「子供は結婚させ度い。孫を生ませ度い」「人なみの結婚をさせ度い。子供（孫）は自分達が育てます。」とのことだったことを記している。もちろん障害の程度もあるかもしれないが、少なくとも山本が優生手術の対象と考えた子どもの親が、優生手術に反対していた事実があったことを示している。その理由は、「人なみの結婚をさせ」「子供（孫）は自分達が育て」るとのことだった。素朴な主張だが、『人なみ』の平等性の、「自分たちが育てる」に共同性の端緒を見ることはできるのではないか。家族と言う共同体の中で、知的障害者の結婚と子育てが位置づいていたともいえるのではなかろうか。

また、山本は先の文章に続けて、「この人達（注船橋、知的障害児の親達）が子供の幸福を願っている事に間違いはない」としながら、いくつかの事例を紹介している。

事例1「Gの母親の考え方を聞こう。『G－は一人前にならないかもしれない。しかし幸い、家が広いから家の中の一隅ででも、何かごく簡単な仕事でもさせて、生活させる事は、出来ると思う。嫁をもらってやっておとなしく暮らさせ度い。一生面倒をみてやれると思うし、子供が大きくなったら、子供が親をみてくれるだろう。』」PP.207-208

こうした親の願いについて、山本は「だが一体どんなお嫁さんをもらってやるつもりな

のであろうか。なってくれるひとがあるだろうか。さりとて、『同じ程度の知能の嫁さんではこまる。ちゃんとやってくれる人でなくては』そんなことができるだろうか」と疑問を呈し、反論をしている。

Gさんについて、事例2，3，4，5の後に、次のように述べている。

「Gの母親は、優生手術と去勢手術とを混合して考えていた…よく説明してやると家に帰って相談してみる…。その次に来たのは父親…父親は是非やって欲しい、むしろ去勢してほしいという事だった。がそれは断った。」と述べている。そして「私共の施設内では、この児の様な事（注、優生手術への反対）最初で最後だった。入園の時に、向こうから『何とかできませんでしょうか』と言う人が多くなったが、こちらから、話し出して、反対された例はその後は一例も覚えていない」と記している。

事例2「…施設の子供ではない。娘が精薄である。店を開いているのだが、商売上、若い男の客が多い。母親の言は『若い人がくると店に出たがって困る。何とかならないだろうか』それなら、色気をなくしたいのかというとそうではない、『結婚させたい』この人の希望は、はっきり言うと、『娘も年頃になって、若い男がくると店に出たがる。親として、そんな事はさせたくない。だがまた、性をなくしてしまいたくない。性生活はさせてやり度い。それも自由な性生活ではなくて、ちゃんと結婚させたい。娘のむこさんにはちゃんとした人がほしい』」p.209

こうした知的障害の娘に、「性をなくす」のではなく、「性生活をさせてやりたい」「結婚させたい」との親の願いについて、山本は「あまりにも当然すぎる考え方である」とした上で、「だがそんな人が見つかる見込みがあるだろうか」と疑問を呈し、反論している。

事例3「…娘を持つ母親。『娘は結婚させてやろうと思う。孫は、私達が育てます。女は子供を生まなければだめなんです。』…『子供の性生活。それもちゃんとした結婚。将来は、その子供達に。』」

こうした願いに、山本は「だが、この人達は、生まれてくる、更に次の子供達の事までは考えていない」（「私達が育てます」「考えています」と言うかもしれないが）と断じ、次の例を示す。

事例4：概要を示す。母は精薄者。村で生活保護を受けて一人で暮らし。子供が7人生まれた、父親は不明。二人だけが育った。兄は普通、妹は精薄で、二人とも生まれた所、親の顔を知らない。兄は都会に就職し、母親に会い、引き取りたいとの夢を持っていた。小遣いをため休みを取って、訪ねて来たが、役場の人に「あの人がきみのお母さんだ」と言われた時、この少年は絶望してしまった。母親に話しかけもせずに彼はそのまま去ってしまった。そして二度と戻ってきていない。

この「少年の絶望」の事例から山本は「遺伝病でない限り、まともな子供が生まれるかもしれない」、そして「その子供を誰かが育てることはできるだろう」と言い、しかしと続けて「子供がまともであればある程、大きくなった時、親達に対してどんな感情を持って

くるだろうか。そこまで考えてやらなかったら生まれてくる子供たちはあまりにも可愛想（ママ　注、可哀想）ではないだろうか」としている。

事例５　概要を示す。農家の例、長男が精薄、資産があり、生活はゆたか。次男が跡を継ぐ。長男が最近、性的な問題を起こしている。資産はあるが嫁の来てがない。次男が、長男の面倒を見ると言う。何か良い方法はないかと相談を受けた。

この例について、山本は「家柄とか財産等そんな面倒な事を言わずに、長男と、似たりよったりの嫁さんを探してやったらいい。但し、子供が出来ても養育の能力はないだろうから、子供は出来ない様にしておいた方がいい。」とアドバイスし、「1 年ばかり後になってきいたら、うまくいったらしい」と記している。「田舎には、精薄の男がいて、…恰度手頃なのを探し出して、似合の夫婦を作ってやる世話役が良くある」とし、「唯、たった一つ、子供が生まれないようにしてもらいたいものである。そのあと始末を引き受けさせられるのでは、とてもかなわないのである」と記している。「そのあと始末」とは、山本の運営する精神薄弱児施設への入所を意味していると思われる。

以上、山本は知的障害がある人の結婚については、一定認めながらも、子供を生む事については、養育能力がない、生まれてくる子供の不幸（母親への絶望感）を考えて、認めていなかった。

＊以上、事例は『山本武良遺稿集』PP.208-211 に掲載されたもの。

山本は「生まれてくる子供の不幸」を言っているが、茨城県の精神薄弱児施設筑波学園の園長の中村澄夫は、次のように「精薄」の母親と子どもを描いて、むしろ優生手術への「躊躇」を示している。やや長い引用になるが、同じ精神薄弱児施設長の声として、全文に要する。

中村澄夫は、1956（昭和 31）年 5 月、精神薄弱児施設筑波学園の園長になります。中村は、県立茨城学園（教護院）を休職（療養）後、1954（昭和 29）年 11 月から筑波学園の指導員をしていました。その中村が、1959（昭和 34）年 9 月 30 日発行の「愛護」（第 24 号）に「精薄児と優生手術について」を掲載しています。

「精薄児と優生手術の関係は目新しい問題でもないが、優生手術は医師の診断によって公益上必要と認めたものに対して、医師の責任に於て優生保護審査会に手術の適否について申請されることは御存知の通りである。／私共精神薄弱児施設に働くものとしては、精薄児が将来成人した後、遺伝の関係から精薄児を生み又生ませることによって生ずる悲劇を一つでも少なくするよう常に努力しなければならないところであろう。では一体どの程度の薄弱児に対して手術を実施することが望ましいのだろうか、強度の薄弱者は性的に無能であり、遺伝の危険性も少なく、最も遺伝性の危険のあるのは鈍級、痴愚級児ということはうなずける。さて、一般的な考え方からすれば、精薄児の如き劣等分子はこの社会から淘汰することは望ましいことであろうが、またひるがえって優生手術を実施される精薄児の側に立って考えてみると精薄児も鈍級（注、軽度に相当）ともなれば或

る程度の生活能力を持ち、将来夫婦生活を営むことも出来る訳で、その際世間の人波に子供がほしいと考えることがかならずあるであろう。私は手術を受けたため一生子供は生むことは出来ないんだと、大きな悲しみに沈む時、私達はどうなぐさめたらよいのだろうか。又一方『下手な数撃ちゃ当る』という諺があたるかどうか判らないが、精薄者の生んだ子供といえども数の中には普通或いは以上の知能を持ったものがあるはずである。事実、どう見ても母親は精薄者であるが、子供の内の何人かが普通知能で親孝行しているという例が身近に沢山ある。精薄者である親にとって普通知能の親孝行の子供があるということは将来の生活の保障ということにもつながっている。／このように優生手術は人間の自由と幸福を犠牲にして行わなければならないという一面もあり、ヒューマニズム的見地からすれば、精薄児に対する手術実施について躊躇せざるを得なくなる。／公益上という漠然とした法規上の言葉の解釈もこう考えると難しくなる。／私は優生手術実施希望者の名簿提出について衛生部から連絡を受ける度に、このようなことを考えて何かやるせない思いに沈むのである」[1]

中村は、山本のいう「精薄の親を持つ子供」について、「母親は精薄者であるが、子供の内の何人かが普通知能で親孝行しているという例が身近に沢山ある」と、「親孝行している例が身近に沢山ある」と肯定的に捉えている。これは、山本の捉え方とは異なる。さらに、中村は、「精薄児も…或る程度の生活能力を持ち、将来夫婦生活を営むことも出来る」とし－事実、筑波学園の退所者には結婚している者もいた－、「優生手術を実施される精薄児の側」「ヒューマニズム的見地から」「優生手術への躊躇」を示した。なお、ヒューマニズムとの見地から、同様に（中村より以前に）優生手術に疑問を抱いていたのは滋賀県の精神薄弱児施設近江学園長の糸賀一雄である。糸賀は 1954（昭和 29）年 6 月に開催された式場隆三郎（式場病院長・医学博士）らとの座談会「ゴッホを中心としたフランス美術を語る」で、断種について「断種すべきかどうか、積極的必要にもってゆくべきかどうかとなると疑問です。」「理論的に医学では結論が出せないと思う。思想的背景から断種がいわれ、どうもヒューマニズムに反するような気がする。くらそうにも能力がないといった素質的な原因でなしに……だから社会保障的なことまで義務として浮び上がっているので○る○思います。」（「滋賀新聞」第 10121 号、1954 年 7 月 22 日付、1 面）[2]と、1954（昭和 29）年時点で優生思想に対する疑問・批判意識を有していた

1）中村澄夫「精薄児と優生手術について」（『愛護』第 24 号、1959 年 9 月）

2）平田勝政の研究報告（2019 年 10 月、日本特別ニーズ教育学会のラウンドテーブル「優生保護法下の障害者への優生手術に関する研究交流（2）」）。

5・5　10 月 21 日の優生保護審査会について

資料 90・1953（昭和 28）年 10 月 19 日付「昭和 28 年度第 5 回優生保護審査会開催について（通知）」にかかわっている資料は、次のとおり。

表 5・5－1　10 月 21 日・第 5 回優生保護審査会関係資料　日付順に記載

58	90	昭和 28 年 10 月 19 日	昭和 28 年度第 5 回優生保護審査会開催について（通知）	321~322
59	91		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	323~335
57	89	昭和 28 年 10 月 22 日	優生手術の委託について（伺）（起案）	338~344
52	84	昭和 28 年 10 月 24 日	請書	298~299
53	85	昭和 28 年　月　日	優生手術委託料請求書	300~304
54	86	昭和 28 年 10 月　日	請書	305~305
67	99	昭和 28 年 10 月 31 日	請書	374~381
60	92	昭和 28 年 11 月 3 日	請書	336~337

資料 90・昭和 28 年 10 月 19 日付宮城県衛生部長から宮城県保護審査委員宛「昭和 28 年度第 5 回優生保護審査会開催について（通知）」（公第 1318 号）で、第 5 回の優生保護審査会の案内が出されている。

・日時　昭和 28 年 10 月 21 日　午後 1 時

・場所　衛生部長室

・議題　申請書 5 件の適否決定について

5 人の申請書等の書類がある。

表 5・5－2　審査対象者にかかわる資料の有無一覧

対象者	優生手術申請書	健康診断書	遺伝調査書
⑧	有り	有り	有り
⑨	有り	有り	有り
⑩	有り	有り	有り
⑪	有り	有り	有り
⑫	有り	有り	有り

注、対象者の番号は、第 4 回の申請者（7 人）の番号に続けた。

表 5・5－ 3　優生手術書類一覧

	優生手術申請書					健康診断書		遺伝調査書	
	居住地	性	申請医師診療科目	付記	日付	年齢	日付	血族中遺伝病にかかった者	日付
⑧	病院・施設	女	精神科	有	9.28	22 才※1	9.28	「不詳」と記載	9.28
⑨	病院・施設	女	精神科	有	9.28	31 才	9.28	「不詳」と記載	9.28
⑩	病院・施設	女	精神科	有	9.28	28 才	9.28	「不詳」と記載	9.28
⑪	病院・施設	女	精神科	有　希望場所■産婦人科	10.9	30 才	10.9	有（黒塗り）	10.9

⑫	病院・施設	男	精神科	有　希望場所 ■外科	10.9	36 才	10.9	有（黒塗り）※2	9.3

※1「続柄」に「■氏長女」と記載あり。

※2「備考」欄に、「■■であったらしいというも不詳」（妻■■より聴取）との記載有り。

第 4 回優生保護審査会（10 月 21 日）には、精神科医師から 5 人申請があり、男 1 人、女 4 人で、年令は、22 才、31 才、28 才、30 才、36 才で、20 歳代と 30 歳代だった。居住地は 5 人とも「病院・施設」だった。

表 5・5－4　指定医師と被手術者一覧

	指定医師名	仝上住所	被手術者名	仝上住所	委託金額
⑧に該当					13860
⑨に該当	〃	〃		〃	13860
⑩に該当	〃	〃		〃	13860
⑪に該当		■■　■■婦人科			13860
12 に該当		〃　■■外科		〃	7565
				計	63005

資料 89・昭和 28 年 10 月 22 日付「優生手術の委託について（伺）」（第 1081 号、「決裁済 28.10.26 宮城県」「発（不鮮明）済」）の分析をする。

10 月 22 日付「優生手術の委託について（伺）」には「昭和 28 年 10 月 21 日審査した結果別記名の者優生手術を行なうことが適当であると決定したので…別記指定医師に対し…優生手術を実施させるため…委託してよろしいか…」（下線は船橋）とある。ここから 10 月 21 日の優生保護審査会の結果に対応した文書であることがわかる。別記（一）を表 5・5－4 に記した。「所要金額」は 63005 円で、「委託料」として「議決額　657,100 円、予算配当額　410,000 円、支出済額　21,817 円、差引残額　388,183 円」とある。

表 5・5－4 から次のことがわかる

・手術担当の指定医師は 3 名で、3 病院（うち 1 つは産婦人科、1 つは外科）で実施する。被手術者は 5 名で、住所から判断すると 2 か所の「病院・施設」の入院者（1 か所は 3 人、2 カ所目は 2 人）とわかる。

「案の 2」として「別記指定医師あて」で「優生手術の委託について」（公第 1081 号、昭和 28 年 10 月 31 日付、「発　28.11.2 済」）があり「委託金額」は「別記（一）の基準金額をそれぞれ記入する」とある。

「案の 3」は「請書」のひな形である。

「案の 4」は「■■出納官■■あて」で「優生手術委託について（通知）」（公第 1081 号、昭和 28 年 10 月 31 日付、「発（不鮮明）済」）があり、申請者名と被手術者 2 名（住所が申請者と同じことから、申請者の勤務する病院の入院患者と推定できる）、手術指定医師 2 名「婦人科」「■

外科」が記載されている。なお、手術指定医師 2 名は、宛先が「■■出納官■■あて」であるから、同一病院の勤務医であると推定できる。

「請書」の資料 99「10 月 31 日付」(■■外科から知事あて)、資料 92「11 月 3 日付」は、いずれも「10 月 31 日公第 1081 号で通知された」と記載があるから、10 月 21 日に開催された優生保護審査会の「適」とされた患者を対象として、2 人の医師からのものである。

5・6　12 月 17 日の優生保護審査会について

1953（昭和 28）年度第 6 回優生保護審査会にかかわる資料は、以下の 5 文書の通りである。

表 5・6－1　1953 年度第 6 回優生保護審査会（12 月 17 日）関係資料

26	94	昭和 28 年 11 月 6 日	昭和 28 年度第 6 回優生保護審査会開催について	345~345
27	95		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	346~350
28	93	昭和 28 年 11 月 24 日	優生手術の委託について（伺）（起案）	338~344
29	96	昭和 28 年 12 月 22 日	優生手術の委託について（伺）（起案）	351~356
30	97		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	357~369

資料 94・昭和 28 年 11 月 6 日付「昭和 28 年度第 6 回優生保護審査会開催について」に、下記のようにある。

・日時　昭和 28 年 11 月 17 日　午後 1 時～
・場所　衛生部長室
・議題　申請書 4 件の適否決定について

それにかかわる「優生手術申請書」「健康診断書」「遺伝調査書」がある。それを表 5・6－2、表 5・6－3 にした。それらの表から次のことがわかる。

表 5・6－2　審査対象者にかかわる資料の有無一覧

対象者	優生手術申請書	健康診断書	遺伝調査書
⑬	有り	有り	有り
⑭	有り	有り	有り
⑮	有り	有り	有り
⑯	有り	有り	有り

注、対象者の番号は、第 5 回の申請者（5 人）の番号に続けた。

表 5・6－3　優生手術書類一覧

	優生手術申請書					健康診断書		遺伝調査書	
	居住地	性	申請医師診療科目	付記	日付	年齢	日付	血族中遺伝病にかかった者	日付

⑬	在宅者	女	産　科 婦人科	「付記」と記載なし	10.21	18 才	10.1	有(黒塗り,2 人)	10.1
⑭	在宅者	女	産　科 婦人科	「付記」の欄がない	10.21	22 才	10.1	有(黒塗り,2 人)	10.1
⑮	病院・施設	男	精神科	有	10.26	19 才	10.26	「特に認められない」と記載	10.26
⑯	在宅者	女	産　科 婦人科	記載なし	11.4	24 才	10.31	有(黒塗り,3 人) ※1	10.31

※1　「■にて同病一人ありしも不詳」との記載有り。

第 6 回の対象者は 4 人（⑬～⑯）で、性別は男 1 人、女 3 人、居住地は在宅者 3 人、「病院・施設」1 人だった。「在宅者」3 人は、いずれも女性で、「産科　婦人科」医師から申請されている。年齢は、18 才、22 才、24 才である。「付記」には「手術医師の希望」が記載できるが、「記載欄がない」「項目名の記載がない」「記載がない」だった。いずれも遺伝が示されている。「病院・施設」の入院・入所患者の⑮は、男、19 歳で、「血族中遺伝病にかかった者」は「特に認められない」と記載がある。衛生年報等では、この年度に 12 条の対象者はいないので、4 条で手術されていることになる。

資料 93「昭和 28 年 11 月 24 日　優生手術の委託について（伺）(起案)」を分析する。資料 93・11 月 24 日付「優生手術の委託について（伺)」には「昭和 28 年 11 月 17 日審査した結果別記名の者優生手術を行なうことが適当であると決定したので…別記指定医師に対し…優生手術を実施させるため…委託してよろしいか…」とある。ここから 11 月 17 日の優生保護審査会の結果に対応した文書であることがわかる。別記（一）を表 5・6－4 に記した。「所要金額」は 49145 円で、「委託料」として「議決額　657,100 円、予算配当額 410,000 円、支出済額　35647 円、差引残額　374353 円」とある。
表 5・6－4 から次のことがわかる

表 5・6－4

		指定医師名	仝上住所	被手術者名	仝上住所	委託金額
	⑬に該当					13860
	⑭に該当	〃	〃		〃	13860
	⑯に該当	〃	〃			13860
	⑮に該当		■■外科			7565
		計				49145

・被手術者は 4 名、手術担当の指定医師は 2 名で、2 病院（うち 1 つは外科）で実施する。被手術者の住所から判断すると 2 人（⑬⑭）は在宅者でかつ同一の住所である。「血族中遺

伝病にかかった者」が同様に「有（黒塗り,2 人)」だから、姉妹かも知れない。

「案の 2」として「別記指定医師あて」で「優生手術の委託について」があり「委託金額」は「別記（一）の基準金額をそれぞれ記入する」とある。

「案の 3」は「請書」のひな形である。

「案の 4」は「■■「出納官吏」収入官吏■■殿」で「優生手術の委託について（通知)」（「発　28.12.4 済」）があり、申請者名（精神科）と被手術者と手術指定医師（外科）の住所が同じことから、申請者の勤務する病院の入院患者で、当該病院で手術を受けると推定できる。手術指定医師は「■外科」と記載されている。

「案の 5」は「■■あて」で「優生手術の委託について（通知)」（発 12.□.4 済）があり、「委託料基準一人当」として「女子手術治療費」のみ記載があり、男子の記載がない。これは、⑬⑭⑯に該当する医師（病院）への通知であると推測できる。

5・6・1　優生手術の委託

資料 96・昭和 28 年 12 月 22 日付「優生手術の委託について（伺)」（第 1823 号、「決裁済 28.12.26 宮城県」）の分析

資料 96・12 月 22 日付「優生手術の委託について（伺)」には「昭和 28 年 12 月 17 日に審査した別記名の優生手術を…別記指定医師に対し…実施を委託したい…」とある。ここから 12 月 17 日の優生保護審査会（順から第 7 回）の結果に対応した文書であることがわかる。別記（一）を表 5・6・1－ 1 に記した。「所要金額」は 9326500 円で、「委託料」として「議決額　657,120 円、予算配当額　410,000 円、支出済額　113533 円、差引残額　296467 円」とある。

表 5・6・1－ 1　第 7 回　優生手術決定者と指定医師の一覧

	指定医師名	仝上住所	被手術者名	仝上住所	委託金額
⑰に該当		■■婦人科			13860
㉒ に該当	〃	〃		〃	13860
㉓ に該当	〃	〃		〃	13860
㉔に該当	〃	〃			13860
㉕に該当		■■外科		〃	7565
⑱に該当					7565
⑲に該当	〃	〃		〃	7565
⑳に該当	〃	〃		〃	7565
㉑に該当	〃	〃		〃	7565
	計				93265

表 5・6・1－ 1 から次のことがわかる

・手術担当の指定医師は 3 名で、3 病院（うち 1 つは産婦人科、1 つは外科）で実施する。被手術者は 9 名（男 5 人、女 4 人）で、住所から判断すると 3 か所の「病院・施設」で、4 人の男は同一住所、3 人の女も同一住所、そして男 1 人と女 1 人が同一住所の「病院・施設」とわかる。

「第 2 案」として「別記指定医師あて」で「優生手術の委託について」があり「委託金額」は「別記（一）の基準金額をそれぞれ記入する」とある。付随して「請書様式」と「優生手術委託料請求書」がある。

「第 3 案」は「■■出納官吏　出納員あて」で「優生手術委託について（通知）」とある。

資料 97 には「優生手術申請書」「健康診断書」「遺伝調査書」がある。

表 5・6・1－2　審査対象者にかかわる資料の有無一覧

対象者	優生手術申請書	健康診断書	遺伝調査書
17	有り	有り	有り
18	有り	有り	有り
19	有り	有り	有り
20	有り	有り	有り
21	有り	有り	有り
21	有り	有り	有り
23	有り	有り	有り
24	有り	有り	有り
25	有り	有り	有り

注、対象者の番号は、第 6 回の申請者の番号に続けた。

表 5・6・1－3　第 7 回優生保護審査会の優生手術者の申請実態

	優生手術申請書					健康診断書		遺伝調査書	
	居住地	性	申請医師診療科目	付記	日付	年齢	日付	血族中遺伝病にかかった者	日付
⑰	病院・施設	女	精神科	有、■産婦人科	12.1	30 才	12.1	有（黒塗り）	12.1
⑱	病院・施設	男	精神科	有	12.14	17 才	12.14	有（黒塗り）	12.14
⑲	病院・施設	男	精神科	有	12.14	17 才	12.14	「氏名」は「不明」とあり、「続柄」「病名」は 2 人分黒塗り	12.14
⑳	病院・施設	男	精神科	有	12.14	12 才	12.14	有（黒塗り）	12.14
21	病院・施設	男	精神科	有	12.14	12 才	12.14	有（黒塗り）	12.14
22	病院・施設	女	精神科	有、■婦人科	12.12	24 才	12.12	空欄※1	12.12
23	病院・施設	女	精神科	有、■婦人科	12.12	19 才	12.12	空欄※2	12.12

24	病院・施設	女	精神科	有、■婦人科	12.15	22 才	12.15	「なし」と記載	12.12
25	病院・施設	男	精神科	有、外科	12.15	29 才	12,15	有（黒塗り）	12.15

※1　備考欄に「■なり■に■があったらしいが詳細は不明なり」と記載。

※2　備考欄に「■にも■にも■があったらしいが詳細には不明である」と記載。

第 7 回の対象者は 9 人（⑰～㉕）で、性別は男 5 人、女 4 人、居住地は 9 人全員が「病院・施設」だった。申請医師は、全員が「精神科」だった。年齢は、10 代 5 人（12 才・2 人、17 才・2 人、19 才・1 人）、20 代 3 人（22 才・1 人、24 才・1 人、29 才・1 人）、30 代 1 人（30 才・1 人）である。⑱～㉑の 4 人（男）は、同一「病院・施設」でいずれも年齢は 10 代（12 才・2 人、17 才・2 人）である。精神薄弱児施設の可能性がある。「付記」には「手術医師の希望」が記載できるが、㉒㉓㉔の 3 人（女）は、「空欄」「なし」とあった。衛生年報等では、この年度に 12 条の対象者はいなくて、4 条で手術されていることになる。

5・7　1954（昭和 29）年 1 月 25 日の優生保護審査会について

第 8 回・1954 年 1 月 25 日の優生保護審査会にかかわる資料は以下の 3 文書である。

表 5・7－1　1954 年 1 月 25 日の優生保護審査会にかかわる資料

31	100	昭和 29 年 1 月 25 日	昭和 28 年度第 8 回優生保護審査会開催について	382~382
32	101		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	383~393
33	98	昭和 29 年 1 月 29 日	優生手術の委託について（伺）（起案）	370~373

資料 100・昭和 29 年 1 月 25 日付「昭和 28 年度第 8 回優生保護審査会開催について」に、下記のようにある。

・日時　昭和 29 年 1 月 28 日　午後 1 時～

・場所　衛生部長室

・議題　申請書□件の適否決定について（注、件数の記載はない）

それにかかわる資料 101 に「優生手術申請書」「健康診断書」「遺伝調査書」がある。それを表 5・7－ 2、表 5・7－3 にした。表 5・7－3 から次のことがわかる。

表 5・7－ 2　審査対象者にかかわる資料の有無一覧

対象者	優生手術申請書	健康診断書	遺伝調査書
26	有り	有り	有り
27	有り	有り	有り
28	有り	有り	有り
29	有り	有り	有り

30	有り	有り	有り
31	有り	有り	有り

注、対象者の番号は、第 7 回の申請者の番号に続けた。

表 5・7－3　優生手術申請書一覧

	優生手術申請書					健康診断書		遺伝調査書	
	居住地	性	申請医師診療科目	付記	日付	年齢	日付	血族中遺伝病にかかった者	日付
26	在宅者	女	産　科婦人科	記載なし	12.11	17 才	12.11	有（黒塗り）	12.11
27	病院・施設	男	精神科	記載なし	1.14	32 才	1.14	記載なし※1	1.14
28	病院・施設	男	精神科	記載なし	1.14	34 才	1.14	記載なし※2	1.14
29	病院・施設	男	精神科	記載なし	1.23	23 才	1.23	記載なし※3	1.23
30	病院・施設	女	精神科	有り	1.23	36 才	1.23	記載なし	1,23
31	在宅者	女	精神科	有り	1.23	26 才	1.23	記載なし※4	1.23

※1　備考に「■の同胞二名が■であったというが詳細は不明である、との記載。

※2　備考が黒塗り。

※3　備考に「母系従兄（氏名不詳）に軍隊■となり入院中に死亡したものがあると言う、との記載。

※4　備考に「該当なし」と記載。

第 8 回の対象者は 6 人（26～31）で、性別は男 3 人、女 3 人、居住地は在宅者 2 人、「病院・施設」4 人だった。「申請医師」は、「産婦人科」1 名、「精神科」5 名だった。年齢は、10 代 1 人（17 才）、20 代・2 人（23 才、26 才）、30 代・3 人（32 才、34 才、36 才）である。「付記」には「手術医師の希望」が記載できるが、4 人（26 から 29）は「記載なし」だった。「血族中遺伝病にかかった者」は 5 人（27～31）が「記載なし」だった。衛生年報等では、この年度に 12 条の対象者はいないので、4 条で手術されていることになる。「病院・施設」4 人の年齢はいずれも 30 才台である。この点で、精神薄弱関係の施設ではまだ大人の施設はない時期だから、居住先は精神科病院と推定できる。

□資料 98「昭和 29 年 1 月 29 日　優生手術の委託について（伺）」には、「昭和 29 年 1 月 28 日に審査した別記名の者優生手術を…別記指定医師に対し…実施を委託したい…」（下線は船橋）とある。ここから 1 月 28 日の第 8 回優生保護審査会の結果に対応した文書であることがわかる。別記（一）を表 5・7－4 に記した。「所要金額」は記載がなく、「委託料」として「議決額　657,100 円、予算配当額　410,000 円、支出済額　113533 円、差引残額　296467 円」とある。

表 5・7－4 から次のことがわかる

表５・７－４　指定医師と被手術者一覧

	指定医師名	仝上住所	被手術者名	仝上住所	委託金額	
26 に該当		婦人科			13860	
27 に該当					7565	
28 に該当	〃	〃			7565	
29 に該当	〃	〃			7565	
30 に該当					13860	昭和 29 年 3 月 31 日
31 に該当					13860	
	計				64275	

・被手術者は 6 名、手術担当の指定医師は 4 名で、4 病院（うち 1 つは婦人科）で実施する。「血族中遺伝病にかかった者」で「記載なし」が 5 人いる。

「第 2 案」として「別記指定医師あて」で「優生手術の委託について（通知)」があり「委託金額」は「別記（一）の基準金額をそれぞれ記入する」とある。

「■■出納官吏あて」で「優生手術の委託について（通知)」(「発　29.2.12 済」）がある。

５・８　２月 26 日の優生保護審査会について

1954 年第 9 回優生保護審査会にかかわる資料は、以下の表 5・8－1 の通り、３文書ある。

表５・８－１　第 9 回優生保護審査会にかかわる資料

34	103	昭和 29 年 2 月 20 日	昭和 28 年度第 9 回優生保護審査会開催について	400~400
35	104		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	401~415
36	102	昭和 29 年 2 月 27 日	優生手術の委託について（伺）（起案）	394~399

資料 103・昭和 29 年 2 月 20 日付「昭和 28 年度第 9 回優生保護審査会開催について」に、下記のようにある。

・日時　昭和 29 年 2 月 26 日　午後 3 時～

・場所　宮城県衛生部長室

・議題　申請書□件の適否決定について（注、件数の記載はない）

それにかかわる資料 104「優生手術申請書」「健康診断書」「遺伝調査書」がある。それを表 5・8－２にした。優生手術対象者 11 名の「優生手術申請書」「健康診断書」「遺伝調査書」がそろっている。それらの資料から表５・8－3 を作成した。

表５・８－２　審査対象者にかかわる資料の有無一覧

対象者	優生手術申請書	健康診断書	遺伝調査書
32	有り	有り	有り
33	有り	有り	有り
34	有り	有り	有り
35	有り	有り	有り
36	有り	有り	有り
37	有り	有り	有り
38	有り	有り	有り
39	有り	有り	有り
40	有り	有り	有り
41	有り	有り	有り
42	有り	有り	有り

注、対象者の番号は、第８回の申請者の番号に続けた。

表５・８－３　優生手術関係資料一覧

	優生手術申請書					健康診断書		遺伝調査書	
	居住地	性	申請医師 診療科目	付記	日付	年齢	日付	血族中遺伝病にかかった者	日付
32	病院・施設	男	精神科	記載なし	2.16	24 才	2.16	「不詳」と記載	2.16
33	病院・施設	女	精神科	記載なし	2.4	29 才	2.4	「不詳」と記載	2.4
34	在宅者	女	産婦人科	記載なし	2.15	18 才	2.16	有（黒塗り）	2.16
35	病院・施設	男	精神科	有り	2.17	23 才	2.17	「不詳」と記載	2.17
36	病院・施設	男	精神科	有り	2.17	26 才	2.17	「不詳」と記載	2.17
37	在宅者	男	精神科	有り、４条	2.14	24 才	1.14	「不詳」と記載	1.14
38	在宅者	女	精神科	有り、４条	1.14	30 才	1.14	「不詳」と記載	1.14
39	在宅者	男	精神科	有り	2.14	23 才	2,14	「不詳」と記載	2.14
40	在宅者	女	精神科	有り	2.17	34 才	2.17	空欄※1	2.17
41	在宅者	女	精神科 内科	有り	2.14	23 才	2.14	「不詳」と記載	2.14
42	不明※2	男	精神科 内科	有り	1.14	推　定 36 才	1.14	「不詳」と記載	1.14

※1　備考に「■に強度の■にて死亡せるものありというも詳細不明、との記載。

※2　本籍、住所、現住所とも「不明」と記載。

表５・８－３から次のことがわかる。

第９回の対象者は 11 人（32～42）で、性別は男６人、女５人、居住地は「在宅者」６人、「病院・施設」４人、「不明」１人だった。「申請医師」は、「産婦人科」１名、「精神科」８

名、「精神科　内科」2 名だった。年齢は、10 代 1 人（18 才）、20 代・7 人（23 才・2 人、24 才・2 人、26 才、29 才）、30 代・1 人（30 才）、「推定 36 才」がいる。「付記」には「手術医師の希望」が記載できるが 3 人（32 から 34）は「記載なし」だった。「血族中遺伝病にかかった者」は、「不詳」の記載が 9 人で、空欄が 1 人だった。なお、37・38 には、「優生保護法第 4 条での手術」と記されていた。

資料 102 の「昭和 29 年 2 月 27 日　優生手術の委託について（伺）」には、「昭和 29 年 2 月 26 日に審査した別記名の優生手術を…別記指定医師に対し…実施を委託したい…」（下線は船橋）とある。ここから 2 月 26 日の第 9 回優生保護審査会の結果に対応した文書であることがわかる。別記（一）を表 5・8－4 に記した。「所要金額」は記載がなく、「委託料」として「議決額　657,100 円、配当額　493000 円、支出済額　113533 円、差引残額 379467 円」とある。

表 5・8－4 から次のことがわかる。指定医師は 5 人で、その内 1 人は患者 3 人（男のみ 3 人）、1 人は患者 5 人（男 3 人、女 2 人）の手術を担当する。

「第 2 案」として「別紙指定医師あて」で「優生手術の委託について（通知）」があり「委託金額」は「別記（一）該当文を記入する」とある。

「第 3 案」として「■■出納官吏／■■出納員あて」で「優生手術の委託について（通知）」がある。

表 5・8－4　指定医師と被手術者一覧

	指定医師名	仝上住所	被手術者名	仝上住所	委託金額
特定できない		■■外科			7565
	〃	〃			〃
	〃	〃			〃
		〃　婦人科			13860
					〃
					7565
	〃	〃			13860
	〃	〃			7565
	〃	〃			13860
	〃	〃			7565
					13860

5・9　3 月 25 日の優生保護審査会について

1954（昭和 29）年 3 月 25 日に開催された第 10 回優生保護審査会にかかわる資料は、表 5・9－1 の通り 4 文書がある。

表 5・9－1　第 10 回優生保護審査会関係資料

37	107	昭和 29 年 3 月 20 日	昭和 28 年度第 10 回優生保護審査会開催について	426~426
38	108		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	427~446
39	105	昭和 29 年 3 月 21 日	優生手術の委託について（伺）（起案）	416~417
40	106	昭和 29 年 3 月 21 日	優生手術の委託について（通知）	418~425

資料 107・昭和 29 年 3 月 20 日付「昭和 28 年度第 10 回優生保護審査会開催について」に、下記のようにある。

・日時　昭和 29 年 3 月 25 日　午後 1 時～

・場所　宮城県衛生部長室

・議題　申請書　14 件の適否決定について

それにかかわる資料 108「優生手術申請書」「健康診断書」「遺伝調査書」がある。それを表 5・9－ 2 にした。優生手術対象者 14 人の「優生手術申請書」「健康診断書」「遺伝調査書」がそれっている。それらから表 5・9－3 を作成した。

表 5・9－ 2　審査対象者にかかわる資料の有無一覧

対象者	優生手術申請書	健康診断書	遺伝調査書
43	有り	有り	有り
44	有り	有り	有り
45	有り	有り	有り
46	有り	有り	有り
47	有り	有り	有り
48	有り	有り	有り
49	有り	有り	有り
50	有り	有り	有り
51	有り	有り	有り
52	有り	有り	有り
53	有り	有り	有り
54	有り	有り	有り
55	有り	有り	有り
56	有り	有り	有り

注、対象者の番号は、第 9 回の申請者の番号に続けた。

表 5・9－ 3　優生手術資料一覧

	優生手術申請書					健康診断書		遺伝調査書	
	居住地	性	申請医師診療科目	付記	日付	年齢	日付	血族中遺伝病にかかった者	日付

43	病院・施設	男	内科	有り※1	3.15	15 才	3.15	有り（黒塗り、3 人）	3.15
44	病院・施設	女	精神科	有り	3.15	19 才	3.15	空欄※2	3.15
45	病院・施設	女	精神科	有り	3.15	31 才	3.15	「不詳」と記載	不明
46	病院・施設	女	精神科	有り	3.15	25 才	3.15	「不詳」と記載	3.15
47	病院・施設	男	精神科	有り	3.15	31 才	3.15	空欄※2	3.15
48	病院・施設	男	精神科	有り	3.20	32 才	3.20	「不詳」と記載	3.20
49	病院・施設	男	精神科	有り	3.12	12 才	3.12	空欄※2	3.12
50	病院・施設	男	精神科	有り	3.12	14 才	3,12	有り(黒塗り、1 名）※3	3.12
51	在宅者	女	精神科 内科	有り※4	3.15	18 才	3.15	「氏名」「年齢」は空欄、 「続柄」「病名」は黒塗り	3.15
52	在宅者	男	精神科 内科	有り※4	3.15	30 才	3.15	「不詳」と記載	3.15
53	病院・施設	男	精神科 内科	有り※4	3.15	19 才	3.15	「不詳」と記載	3.15
54	在宅者	女	精神科 内科	有り※4	3.15	21 才	3.15	「氏名」「年齢」は空欄、 「続柄」「病名」は黒塗り	3.15
55	病院・施設	男	精神科	空欄	3.18	22 才	3.18	有り（黒塗り、2 名）	3.18
56	在宅者	男	精神科	有り※4	3.23	22 才	3.23	「不詳」と記載	3.23

※1　「昭和 29 年■月下旬より■月中に実施したい。■にて実施したい。」と記載

※2　空欄で、「備考」が黒塗り。

※3　「備考」に、「■ではにかと疑われるが明確ではない。」と記載。

※4　「術者として左記医師をご指定願います。／■■」と記載。

表 5・9－3 から次のことがわかる。

第 10 回の対象者は 14 人（43～56）で、性別は男 9 人、女 5 人、居住地は在宅者 4 人、「病院・施設」10 人だった。「申請医師」は、「内科」1 名、「精神科」9 名、「精神科　内科」4 名だった。年齢は、10 代 6 人（12 才、14 才、15 才、18 才、19 才・2 人、）、20 代・4 人（21 才、22 才・2 人、25 才、）、30 代・4 人（30 才、31 才・2 人、32 才）、だった。「付記」には「手術医師の希望」が記載できるが 5 人（51、52, 53、54、56）は「術者として左記医師をご指定願います。／■■」と同様の記載だった。「血族中遺伝病にかかった者」は、「不詳」の記載が 6 人、空欄 2 人で、「有り」が 2 人だった。

資料 105 の「昭和 29 年 3 月 21 日　優生手術の委託について（伺）（起案）」には、「昭和 29 年 3 月 21 日第 10 回優生保護法審査会開催の結果別紙■外 13 名は何れも手術を行なうことが適当であると決定し異議がないので…別記指定医師に対し…手術を実施させるため…委託してよろしいか…」（下線は船橋）とある。ここから 3 月 21 日の第 10 回優生保護審査会の結果に対応した文書であり、優生手術対象者 14 人であることがわかる。別記（一）を表 5・9－4 に記した。「所要金額　137385 円」、「委託料」として「議決額　657,120

円、配当額　657120 円、支出済額　113533 円、差引残額　543587 円」とある。

「第 2 案」として「別記医師名あて」で「優生手術の委託について（通知）」があり「委託金額」は「手術指定医師別委託患者数による委託総合計金額を記入する」とある。その中に、昭和 29 年 3 月 21 日付で宮城県知事　宮城五郎から「■■殿」あてで、「優生手術の委託について（通知）」が 4 枚綴じられている。

1 通目の「■■殿」の委託金額は 41580 円で、女 3 人（13860 円×3 人）が該当する。「被手術者の住所氏名」から女 3 人は同一住所だとわかる。2 通目の「■■殿」の委託金額は 22695 円で、男 3 人（7565 円×3 人）が該当する。そのうち、男 2 人は同一住所。3 通目の「■■殿」の委託金額は 50415 円で、男 3 人（7565 円×3 人）、女 2 人（13860 円×2 人）であった。男女負わせた 5 人は、同一住所であった。4 通目の「■■殿」は 22695 円で、男 3 人（7565 円×3 人）だった。そのうち 2 人の男は同一住所だった。

表 5・9－4 より、4 人の医師によって、3 カ所の病院に手術が指定された。3 人の医師は各 3 人の手術、1 人の医師は 5 人の手術をした。「被手術者」で同一住所は 3 グループあり、2 人、4 人、5 人のグループである。申請医師は 6 人（うち 2 人は住所が同一）で、うち 3 人の医師が複数人（2 人、4 人、5 人）の申請をしている。「被手術者」ＢＣ（2 人）、ＤＥＦＧ（4 人）、ＪＫＬＭＮ（5 人）は同一住所であるから、同一の「病院・施設」である。

表 5・9－4　手術医師と被手術者一覧

	手術指定医師名	仝上病院又は住所	被手術者名	仝上住所	申請医氏名	仝上住所	委託金額
32695			A				7565
	〃	〃	B				〃
	〃	〃	C	〃	〃	〃	〃
41580			D				13860
	〃	〃	E	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	F	〃	〃	〃	〃
22695		〃	G	〃	〃	〃	7565
	〃	〃	H				〃
	〃	〃	I			〃	〃
50415			J				13860
	〃	〃	K	〃	〃	〃	7565
	〃	〃	L	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	M	〃	〃	〃	13860
	〃	〃	N	〃	〃	〃	7565

「別表 2」として「強制優生手術費用（一人当）明細書　公衆衛生局庶務課」が添付され

ている。

表５・９－５　強制優生手術費用（一人当）明細書

				男	女
強制優生手術費用（一人当）明細書　公衆衛生局庶務課	手術及び治療費	手術料	点数	150	260
			金額	1183 1775	1183 3076
		入院料	点数	125	375
			金額	1478	4436
			備考	1日25点 5日分	1日25点 15日分
		処置 注射料	点数	40	40
			金額	473	473
		計		3726	7985
	患者及び付添人旅費	患者	鉄道賃	200	200
			日当	800	2400
			計	1000	2600
		付添人	鉄道賃	400	400
			日当	640	640
			宿泊料	1280	1280
			計	2320	2320
		計		3320	4920
	合計			7565 7046	 12905

５・10　1953（昭和 28）年度の優生手術

５・10・１　優生手術の申請

1953（昭和 28）年度の優生保護審査会での強制優生手術対象者の実態を、一覧にした（表５・10・1－１）。そこから、次のことが言える。

1953（昭和28）年度宮城県優生保護審査会の強制優生手術者対象一覧　表 5・10・1－1

No		居住地	性	申請医師 診療科目	年齢	遺伝
第1回　不明						
（第2回）7月18日　4人（男3、女1）						
（第3回）8月18日　3人（男1、女2）						
第4回9月21日						
1	1	在宅	女	産婦人科	28才	有
2	2	在宅	女	精神科	27才	有
3	3	病・施	男	精神科	14才	有
4	4	病・施	男	精神科	12才	空欄
5	5	病・施	男	精神科	13才	空欄
6	6	病・施	女	精神科	12才	有
7	7	病・施	男	精神科	18才	不明
第5回10月21日						
8	1	病・施	女	精神科	22才	不詳
9	2	病・施	女	精神科	31才	不詳
10	3	病・施	女	精神科	28才	不詳
11	4	病・施	女	精神科	30才	有
12	5	病・施	男	精神科	36才	有
第6回11月17日						
13	1	在宅	女	産科婦人科	18才	有
14	2	在宅	女	産科婦人科	22才	有
15	3	病・施	男	精神科	19才	なし
16	4	在宅	女	産科婦人科	24才	有
第7回12月17日						
17	1	病・施	女	精神科	30才	有
18	2	病・施	男	精神科	17才	有
19	3	病・施	男	精神科	17才	△1
20	4	病・施	男	精神科	12才	有
21	5	病・施	男	精神科	12才	有
22	6	病・施	女	精神科	24才	空欄2
23	7	病・施	女	精神科	19才	空欄3
24	8	病・施	女	精神科	22才	なし
25	9	病・施	男	精神科	29才	有

No		居住地	性	申請医師 診療科目	年齢	遺伝
第8回・昭和29年1月28日						
26	1	在宅	女	産科婦人科	17才	有
27	2	病・施	男	精神科	32才	空欄4
28	3	病・施	男	精神科	34才	空欄5
29	4	病・施	男	精神科	23才	空欄6
30	5	病・施	女	精神科	36才	空欄
31	6	在宅	女	精神科	26才	空欄
第9回・2月26日						
32	1	病・施	男	精神科	24才	不詳
33	2	病・施	女	精神科	29才	不詳
34	3	在宅	女	産婦人科	18才	有
35	4	病・施	男	精神科	23才	不詳
36	5	病・施	男	精神科	26才	不詳
37	6	在宅	男	精神科	24才	不詳7
38	7	在宅	女	精神科	30才	不詳8
39	8	在宅	男	精神科	23才	不詳
40	9	在宅	女	精神科	34才	空欄9
41	10	在宅	女	精神科内科	23才	不詳
42	11	不明10	男	精神科内科	36才	不詳
第10回・3月25日						
43	1	病・施	男	内科	15才	有
44	2	病・施	女	精神科	19才	空欄11
45	3	病・施	女	精神科	31才	不詳
46	4	病・施	女	精神科	25才	不詳
47	5	病・施	男	精神科	31才	空欄11
48	6	病・施	男	精神科	32才	不詳
49	7	病・施	男	精神科	12才	空欄11
50	8	病・施	男	精神科	14才	有
51	9	在宅	女	精神科内科	18才	△12
52	10	在宅	男	精神科内科	30才	不詳
53	11	病・施	男	精神科内科	19才	不詳
54	12	在宅	女	精神科内科	21才	△12
55	13	病・施	男	精神科	22才	有
56	14	在宅	男	精神科	22才	不詳

※1「氏名」は「不明」とあり、「続柄」「病名」は2人分黒塗り
※2　備考欄に「■なり■に■があったらしいが詳細は不明なり」と記載。
※3　備考欄に「■にも■にも■があったらしいが詳細には不明である」と記載。
※4　備考に「■の同胞二名が■であったというが詳細は不明である、との記載。
※5　備考が黒塗り。
※6　備考に「母系従兄（氏名不詳）に軍隊■となり入院中に死亡したものがあると言う
※7　4条で手術と確認できる記載あり。
※8　4条で手術と確認できる記載あり。
※9　備考に「■に強度の■にて死亡せるものありというも詳細不明、との記載。
※10　本籍、住所、現住所とも「不明」と記載。年齢は「推定」とある。
※11　「備考」が黒塗り。
※12　「氏名」「年齢」は空欄、「続柄」「病名」は黒塗り。

・1953（昭和 28）年度の優生保護審査会は 10 回開催された。第 1 回の期日等は不明、第 2 回は 7 月 18 日で審査対象は 4 人、第 3 回は 8 月 18 日で 3 人、第 4 回は 9 月 21 日で 7 人、第 5 回は 10 月 21 日で 5 人、第 6 回は 11 月 17 日で 4 人、第 7 回は 12 月 17 日で 9 人、第 8 回は 1954（昭和 29）年 1 月 28 日で 6 人、第 9 回は 2 月 26 日で 11 人、第 10 回は 3 月 25 日で 14 人だった。計 63 人だった。第 10 回（14 人）、第 9 回（11 人）と年度末に優生手術対象者が多かった。

・当時の優生保護審査会の回数を「都道府県優生保護審査会開催状況」[1]からを見ると、1951（昭和 26）年度で宮城県は 23 回の開催（審査した対象者は 45 人、「適」と決定された者は 45 人）だった。この 23 回は全国で最も多く、次は和歌山の 20 回、大阪の 15 回だった。その時の審査対象者（宮城県、1951 年度）の 45 人（「適」と決定された者 45 人）は、北海道 141 人（「適」と決定された者 94 人）、大阪 123 人（「適」と決定された者 123 人）につぐ人数だった。ただし、「適」と決定された者の順では大阪 123 人、北海道 94 人に次ぎ宮城県 45 人となる。また同資料によれば、1952（昭和 27）年度（4 月～9 月）の宮城県の優生保護審査会の開催回数は 3 回（審査対象は 10 人、「適」と決定された者 10 人）となっている。このように見ると、宮城県の 1953（昭和 28）年度の優生保護審査会の開催数 12 回は、全国的には多いが、宮城県の 1951（昭和 26）年度との比較で言うと減っている。対象者数は、1951（昭和 26）年度の全国比較でみても多かった、その点では当初より多い人数だったことがわかる。

※ 1　公衆衛生局庶務課「昭和 28 年 2 月　都道府県衛生部長会議資料」厚生労働省ホームページ。

・審査対象者の人数は、第 2 回、第 3 回（第 1 回は不明）を含めて計 63 人で、男 33 人、女 30 人だった。男性の方が女性より少し多かった。
・「居住地」を見ると、「病院・施設」38 人、「在宅者」17 人、「不明」1 人だった。「病院・施設」で全体の 68%（38／56 人）を占めた。第 7 回（12 月 17 日）の優生保護審査会の資料によれば、被手術者の 18〜21 の 4 人（男）は、同一「病院・施設」でいずれも年齢は 10 代（12 才・2 人、17 才・2 人）であることから推測すると、精神薄弱児施設の可能性がある。また、第 8 回の対象者は 6 人で「病院・施設」4 人のうち 3 人の年齢は 30 代（32 才、34 才、36 才）である。この時期、精神薄弱者の成人施設はまだないから、居住先は精神科病院と推定できる。精神薄弱者の成人施設が制度化されるのは、1960（昭和 35）年の「精神薄弱者福祉法」（法律第三十七号、昭 35・3・31）の「第 18 条 精神薄弱者援護施設は、18 歳以上の精神薄弱者を入所」規定によって成立する。
・優生手術の「申請医師診療科目」は、「精神科」43 人、「精神科内科」6 人、「産科婦人科」4 人、「産婦人科」2 人、「内科」1 人で、大きく分けると「精神科（含精神科内科）」49 人、「産科婦人科（含産婦人科）」6 人、「内科」1 人である。優生手術申請医師の 88%（49／56 人）が精神科関係医師だった。
・優生手術対象者の年齢は、12 才から 36 才で、10 代は 20 人、20 代は 22 人、30 代は 14 人だった。20 代と 10 代で、優生手術対象者の 75%（42／56）を占めている。年齢別でみると、12 才と 22 才は 5 人、18 才・19 才・23 才・24 才・30 才は 4 人、であった。
・「遺伝調査書」の「血族中遺伝病にかかった者」について見る。この項目は、遺伝性の強制優生手術である法 4 条を適用する上で、極めて重要な項目である。「血族中遺伝病にかかった者」の「氏名」「年齢」「続柄」「病名」「備考」を記す様式である。「血族中遺伝病にかかった者」に氏名がある（有と表記）のは 19 人だった。「空欄」13 人、「不詳」17 人、「なし」2 人、「不明」1 人、計 33 人となっている。宮城県の調査結果「調査 2　優生手術関連の件数、個人が特定できる情報の調査」（宮城県ホームページより）によれば「昭和 28 年」の「第 4 条」での申請数及び「適」と決定された者は 63 人（男 33 人、女 30 人）となっている。この点から考えると、「血族中遺伝病にかかった者」の欄が、「空欄」「不詳」「なし」「不明」という遺伝性が立証されていない極めて曖昧な 33 人も法 4 条で手術されていた事になる。第 9 回優生保護審査会に諮られた No37（在宅者、男、申請医師は精神科、24 才）と No38（在宅者、女、申請医師は精神科、30 才）は、どちらも「血族中遺伝病にかかった者」の欄が「不詳」となっているが、「優生手術申請書」には「右優生保護法第 4 条の規定により優生手術を行なうことの適否に関する審査を申請します」（下線は船橋）と、法第 4 条で申請していることが明確に伺える。このように、1953（昭和 28）年度で見ると宮城県の優生保護審査会では、遺伝性の立証があいまいな者（含・ない者）も法第 4 条（遺伝性）として強制優生手術をしていた事実が明らかとなった。

５・10・２　優生手術実者の実態

優生手術を実施した医師（病院）から提出された「優生手術委託料請求書」の分析によって、被優生手術者の実態を明らかにする。表５・10・２－１は、優生手術をした後に医師（病院）から提出された「優生手術委託料請求書」である。資料 74 と資料 85 である。

表５・10・２－１　優生手術委託請求書

42	74	昭和 28 年 8 月 25 日	優生手術委託料請求書	266~268
53	85	昭和 28 年　月　日	優生手術委託料請求書	300~304

資料 74・昭和 28 年 8 月 25 日付の「優生手術委託料請求書」には 3 人の請求書が綴じられている。

①女、入院料７、患者日当７，付添人日当及び宿泊料 7、金額合計 12086 円、請求日：昭和 28 年 8 月 25 日、氏名、年齢、手術実施日は黒塗り、手術術式は記入されていない。押印がなく請求先の知事名も記されていない。ここから、「女」は 7 日間入院し、付添人がいて、8 月 25 日前に優生手術をされたことになるが、「手術術式は記入されていない」ことと「押印がなく請求先の知事名も記されていない」ことから請求前のものだと思われる。

②男（金額から推定）、入院料 4、患者日当 4、付添人日当及び宿泊料　なし、金額合計 5060 円、請求日：昭和 28 年 8 月 25 日。氏名、年齢、手術実施日、手術術式は記入されていない。押印がなく請求先の知事名も記されていない。ここから、「男」は 4 日間入院し、8 月 25 日前に優生手術をされたことになるが、請求前（前項と同じ理由）のものである。付添人がいないことと、旅費もかかっていないことを考慮すると、手術実施病院の入院患者の可能性もある。

③男、入院料 4、患者日当 4、付添人日当及び宿泊料　なし、金額合計 4671 円、付添人氏名は線で消されている、請求日：記載なし。氏名、年齢、手術実施日、手術術式は黒塗り。押印がなく請求先の知事名、請求期日も記されていない。ここから、「男」は 4 日間入院した。8 月 25 日前に優生手術をされたことになるが、請求前（前項、前前項と同じ理由）のものである。付添人がいないことと、旅費もかかっていないことを考慮すると、手術実施病院の入院患者の可能性もある。

資料 85・昭和 28 年の期日（月日）は未記載の「優生手術委託料請求書」がある。それを一覧したのが表５・10・２－２である。表５・10・２－３と表５・10・２－４を見ると、第４回優生保護審査会で審査された３番～７番と表 5・10・２－４の d・e・f・g・h と、年令、性別、居住地等が同一であることから、同一人物であることが推測できる。

表 5・10・2－2　優生手術委託料請求者一覧

日付		術式	入院期間	付添人	金額	備考
8.25	a 女	未記載	7 日	有り	12086 円	氏名,年齢,手術実施日は黒塗り,手術術式は未記載。押印なし,請求先（知事名）未記載。
8.25	b 男	未記載	4 日	なし	5060 円	氏名、年齢、手術実施日、手術術式は未記載。押印なし、請求先（知事名）未記載。
未記載	c 男	■■（黒塗り）	4 日	なし	4671 円	氏名,年齢,手術実施日,手術術式は黒塗り。押印し,請求先(知事名),請求期日も未記載。
未記載	d 女	腹式卵管圧座結索法	11 日	有り	11144.5 円	氏名、年齢、手術実施日、付添人氏名は黒塗り。請求先（知事名）記載。
未記載	e 男	精管切除結索法	7 日	有り	6345 円	氏名、年齢、手術実施日、付添人氏名は黒塗り。請求先（知事名）記載。
未記載	f 男	精管切除結索法	7 日	有り	6345 円	氏名、年齢、手術実施日、付添人氏名は黒塗り。請求先（知事名）記載。
未記載	g 男	精管切除結索法	7 日	有り	6345.5 円	氏名、年齢、手術実施日、付添人氏名は黒塗り。請求先（知事名）記載。
未記載	h 男	精管切除結索法	7 日	有り	6345.5 円	氏名、年齢、手術実施日、付添人氏名は黒塗り。請求先（知事名）記載。

表 5・10・2－3　1953 年度　優生手術者一覧

No		居住地	性	申請医師診療科目	年齢	遺伝
第1回　不明						
（第2回）7月18日　4人（男3、女1）						
（第3回）8月18日　3人（男1、女2）						
第4回9月21日						
1	1	在宅	女	産婦人科	28才	有
2	2	在宅	女	精神科	27才	有
3	3	病・施	男	精神科	14才	有
4	4	病・施	男	精神科	12才	空欄
5	5	病・施	男	精神科	13才	空欄
6	6	病・施	女	精神科	12才	有
7	7	病・施	男	精神科	18才	不明

表 5・10・2－4　資料 85 に記載された優生手術者一覧

	優生手術申請書					健康診断書		遺伝調査書	
	居住地	性	申請医師診療科目	付記	日付	年齢	日付	血族中遺伝病にかかった者	日付
d	病院・施設	女	精神科	有	9.3	12 才	9.3	あり（黒塗り）	9.3
e	病院・施設	男	精神科	有	9.3	14 才	9.3	有（4 人）（黒塗り）	9.3
f	病院・施設	男	精神科	有	9.3	12 才	9.3	空欄	9.3
g	病院・施設	男	精神科	有	9.3	13 才	9.3	空欄	9.3
h	病院・施設	男	精神科	有	9.3	18 才	9.3	「不明」と記載	9,3

表 5・10・2－ 5　資料 85 の指定医師と被手術者一覧

	指定医師名	仝上住所	被手術者名	仝上住所	委託金額
efgh のいずれか					7565
efgh のいずれか	〃	〃		〃	7565
d に該当	〃	〃		〃	13860
efgh のいずれか	〃	〃		〃	7565
efgh のいずれか	〃	〃		〃	7565

表 5・10・2－6　優生手術の件数

	手術を受けた人数			年齢別（男）		年齢別（女）		最低年齢／歳	最高年齢／歳	疾患名					
										①遺伝性精神薄弱	②遺伝性精薄・てんかん	③てんかん	④精神分裂病	⑤その他身体障害等	未記入
	計	男	女	0~19	不明	0~19	不明								
S 28 年度	8	6	2	4	2	1	1	12	18	2				3	3

＊宮城県保健福祉部、保健福祉委員会配布資料、平成 30 年 7 月 2 日付「旧優生保護法に関連した資料等の保管状況等調査結果の概要について」（宮城県ホームページ）から作成

宮城県ホームページによれば、「手術実施したことがわかる書類」として「医療機関から県への手術実施に係る件数報告、請求書」とあり、「昭和 28 年度」は「〇」（注、有り）とある。「優生手術委託料請求書」がそれにあたると考えられる。表 5・10・2－ 6 と比べると、「優生手術委託料請求書」の人数は 8 人で、男 6 人、女 2 人と合致する。年齢不明の人数（abc は優生手術申請書類がないので不明）も合う。 d・e・f・g・h の年齢も、最低 12 才から最高 18 歳で、男女別人数も合う。d・e は「血族中遺伝病にかかった者」が有（d:あり（黒塗り）、e:有（4 人）（黒塗り））とあるから「遺伝性」とされたと考えられる。それが表の「①

遺伝性精神薄弱」の 2 人であると推定できる。d・e・f・g・h は「遺伝調査書」に「病名」が記されているから、「不明」の 3 人とは考えられない。この不明は、「遺伝調査書」等がない a・b・c と考えられる。とすると、f・g・h は「疾患名」が「③その他身体障害等」として冠されている。具体的に何かは不明である。f・g・h は「遺伝調査書」の「血族中に遺伝病にかかった者」が「空欄」「空欄」「不明」とあるが、この 3 人が「③その他身体障害等」として 4 条として手術されたことになる。

6　1954（昭和 29）年度の優生手術

1954 (昭和 29) 年度の優生手術にかかわる開示資料は、下記の表 6－1 のとおりである。開示資料一覧を年代順に並び変え、当該年度のものを表記した。35 文書ある。

表 6－1　1954（昭和 29）年度の開示資料一覧

No	資料	期　　日	資　　料　　名	ページ
2	34	昭和 29 年 5 月 26 日	昭和 29 年度第 1 回優生保護審査会開催について	6~6
3	35		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	7~12
20	52	昭和 29 年 5 月 26 日	昭和 29 年度第 1 回優生保護審査会開催について	130~130
21	53		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	131~136
19	51	昭和 29 年 5 月 31 日	昭和 29 年度第 1 回優生保護審査会議事録	127~129
1	33	昭和 29 年 6 月 16 日	優生手術の委託について（起案）	1~5
5	37	昭和 29 年 7 月 15 日	昭和 29 年度第 2 回優生保護審査会開催について	16~16
6	38		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	17~32
22	54	昭和 29 年 7 月 19 日	昭和 29 年度第 2 回優生保護審査会議事録	137~139
23	55		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	140~154
4	36	昭和 29 年 7 月 22 日	優生手術の委託について（起案）	13~15
8	40		昭和 29 年度第 3 回優生保護審査会開催について	36~36
9	41		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	37~50
25	57	昭和 29 年 8 月 25 日	昭和 29 年度第 3 回優生保護審査会開催について	158~158
26	58		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	159~172
7	39	昭和 29 年 8 月 30 日	優生手術の委託について（起案）	33~35
24	56	昭和 29 年 8 月 30 日	昭和 29 年度第 3 回優生保護審査会議事録	155~157
11	43	昭和 29 年 10 月 25 日	昭和 29 年度第 4 回優生保護審査会開催について	56~56
12	44		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	57~66
28	60	昭和 29 年 10 月 25 日	昭和 29 年度第 4 回優生保護審査会開催について	176~176
29	61		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	177~186
27	59	昭和 29 年 11 月 1 日	昭和 29 年度第 4 回優生保護審査会議事録	173~175
10	42	昭和 29 年 11 月 4 日	優生手術の委託について（伺）（起案）	51~55
13	45	昭和 29 年 12 月 13 日	優生手術の委託について（起案）	67~70
14	46	昭和 29 年 12 月 15 日	昭和 29 年度第 5 回優生保護審査会開催について	71~71

15	47		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	72~83
31	63	昭和 29 年 12 月 15 日	昭和 29 年度第 5 回優生保護審査会開催について	190~190
32	64		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	191~202
30	62	昭和 29 年 12 月 23 日	昭和 29 年度第 5 回優生保護審査会議事録	187~189
17	49	昭和 30 年 3 月 11 日	昭和 29 年度第 6 回優生保護審査会開催について	88~88
18	50		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	89~126
34	66	昭和 30 年 3 月 11 日	昭和 29 年度第 6 回優生保護審査会開催について	207~207
35	67		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	208~245
33	65	昭和 30 年 3 月 15 日	昭和 29 年度第 6 回優生保護審査会議事録	203~206
16	48	昭和 30 年 3 月 16 日	優生手術の委託について（起案）	84~87

６・１　5 月 31 日の優生保護審査会

1954（昭和 29）年 5 月 26 日の第 1 回優生保護審査会に関する資料は、表 6・1－1 の 6 文書である。

表 6・1－ 1　第 1 回優生保護審査会に関する資料

2	34	昭和 29 年 5 月 26 日	昭和 29 年度第 1 回優生保護審査会開催について	6~6
3	35		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	7~12
20	52	昭和 29 年 5 月 26 日	昭和 29 年度第 1 回優生保護審査会開催について	130~130
21	53		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	131~136
19	51	昭和 29 年 5 月 31 日	昭和 29 年度第 1 回優生保護審査会議事録	127~129
1	33	昭和 29 年 6 月 16 日	優生手術の委託について（起案）	1~5

６・１・１　優生手術の申請

昭和 29 年 5 月 26 日付「昭和 29 年度第 1 回優生保護審査会開催について」にかかわる資料は、上記表 1 である。

昭和 29 年 5 月 26 日付で、宮城県優生保護審査委員長から各委員宛で「昭和 29 年度第 1 回優生保護審査会開催について」（資料 34 と資料 52 は同じのもの）で、第 1 回の優生保護審査会の案内が出されている。

・日時　昭和 29 年 5 月 31 日　午後 1 時

・場所　宮城県衛生部長室

・議題　優生手術申請書 4 件の適否決定について

4 人の申請書等（資料 35 と資料 53 は基本的に同じものである）の書類がある。4 人の資料を一覧にした（表 6・1・1－1)。4 人とも、「優生手術申請書」「健康診断書」「遺伝調査書」が揃っている。「表 6・1・1－2　優生手術申請に関する事項一覧」を表 6・1・1－1 を元に作成した。

表６・１・１−１　審査対象者にかかわる資料の有無一覧

対象者	優生手術申請書	健康診断書	遺伝調査書
1	有り	有り	有り
2	有り	有り	有り
3	有り	有り	有り
4	有り	有り	有り

表６・１・１−２　優生手術申請に関する事項一覧

	優生手術申請書					健康診断書		遺伝調査書	
	居住地	性	申請医師診療科目	付記	日付	年齢	日付	血族中遺伝病にかかった者	日付
1	在宅者	女	産婦人科	有■産婦人科※1	4.25	27 才※1	4.15 ※2	有	4.15
2	病院・施設	男	精神科	有■外科	5.14	28 才※2	5.14	空欄	5.14
3	在宅者	女	精神科	有	4.20	31 才	4.20	「不詳」と記載※3	4.20
4	病院・施設	女	精神科	なし	4.24	24 才※4	4.24	空欄	4.24

※1　資料３に手書きで「■産婦人科」と記載あり、ただし同じ書類の資料 21 は「空欄」。

※2　「健康診断書」の署名は■精神科とある。申請者は産婦人科で、異なっている。

※1「遺伝調査書」の「備考」に「未婚」と記載あり。

※2「遺伝調査書」の「備考」に「未婚」と記載あり。

※3「遺伝調査書」の備考に「本人の■にも■あった（本人の夫の言）現在子供１人男満■才」と記載あり。

※4「遺伝調査書」の「備考」に「未婚」と記載あり。

6・1・2　優生保護審査会議事録

「昭和 29 年度第 1 回優生保護審査会議事録」（資料 51）がある。

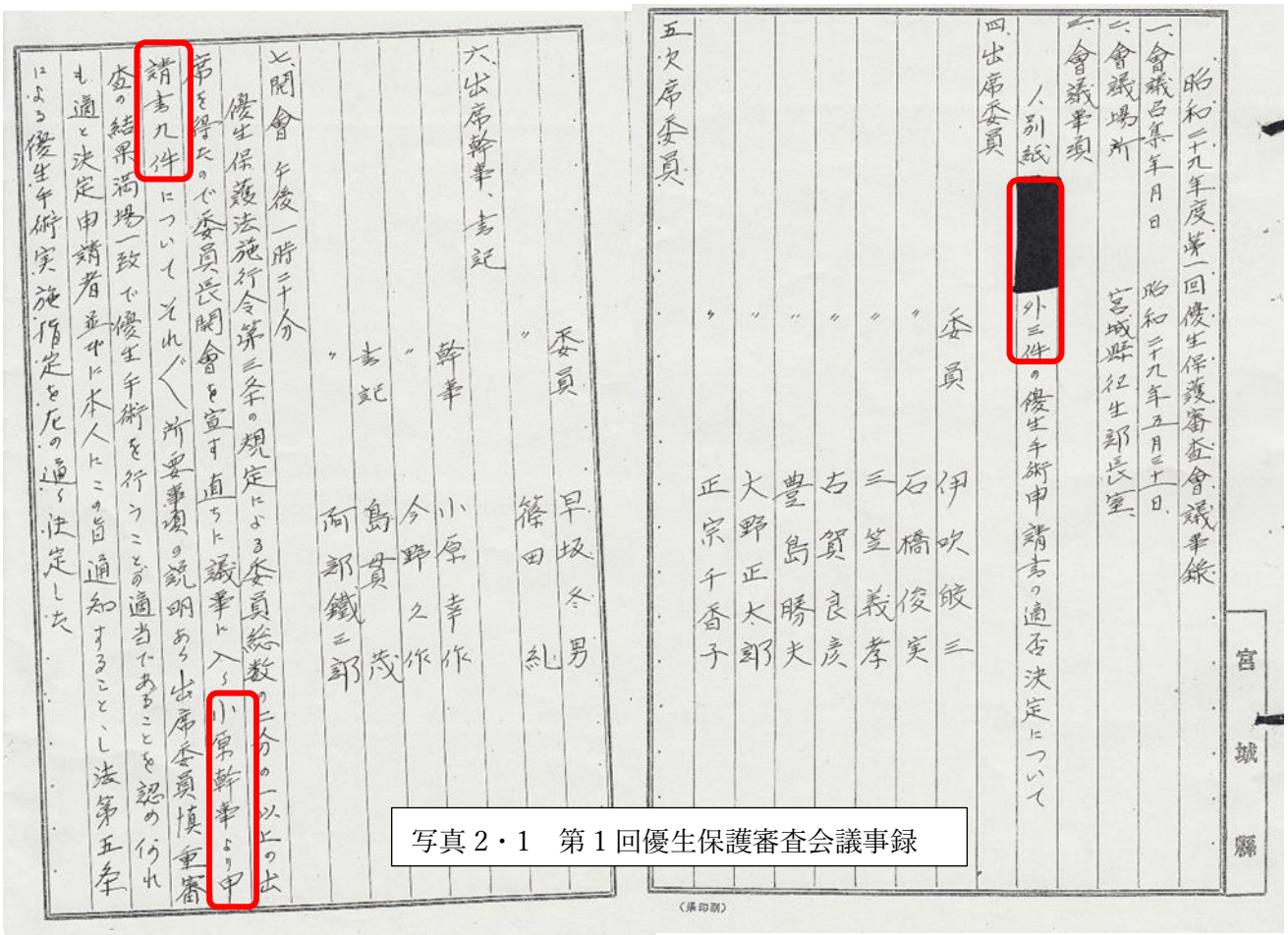

写真 2・1　第 1 回優生保護審査会議事録

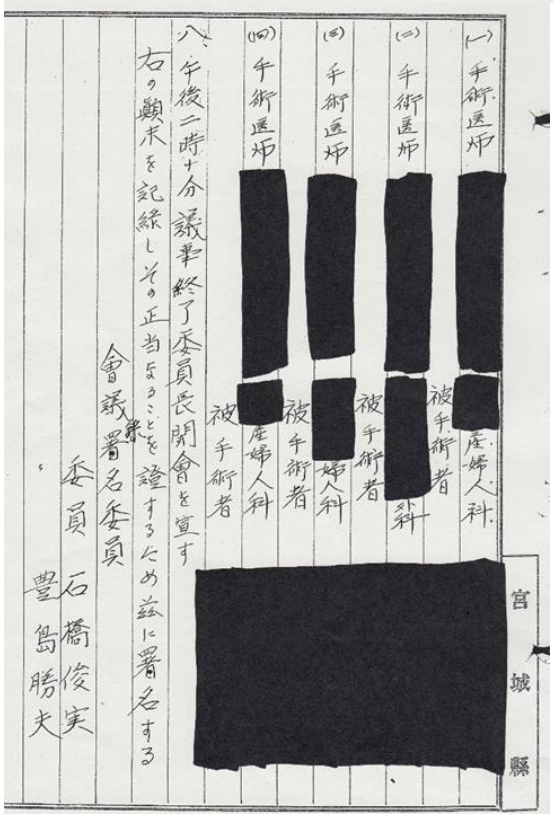

中身は次の通り。

・会議招集年月日　昭和 29 年 5 月 31 日

・会議事項　1. 別紙■外 3 件の優生手術申請書の適否決定について

・出席委員　委員　伊吹皎三、同　石橋俊実、同　三笠義孝、同　古賀良彦、同　豊島勝夫、同　大野正太郎、同　正宗千香子

※昭和 35 年 1 月 17 日現在の「宮城県優生保護審査会委員名簿」によれば石橋俊実は東北大教授で昭和 35 年時の委員長、伊吹皎三は行政機関の職員、とある。

・欠席委員　委員　早坂冬男、同　篠田糺

・出席幹事・書記　幹事　小原幸作、同　今野久作、書記　島貫茂、同　阿部鐵三郎

・開会　午後 1 時 20 分、閉会 2 時 10 分

・優生保護法…規定による委員総数 2 分の 1（※注、出席委員 7 名、欠席委員 2 名、計 9 名）以上の出席を得たので、委員長開会を宣す直ちに議事に入り小原幹事より申請書 9 件（注・船橋、会議事項では 4 件のはずであるが 9 件となっている、この違いの意味は不明）についてそれぞれ所要事項の説明あり出席委員慎重審査の結果満場一致で優生手術を行なうことの適当であることを認め何れも適と決定申請者並びに本人にこの旨通知することし、…優生手術実施方法を左の通り決定した。

以上から、4 人の申請文書があり、4 人の医師（産婦人科 2 人、婦人科 1 人、外科 1 人）が手術担当医に決められた。質疑時間は、50 分だった。ただし、審議結果には、「小原幹事より申請書 9 件についてそれぞれ所要事項の説明あり」とあるから、9 人分の説明がなされたことになるが、議事録の会議事項では「■外 3 件」とあるから 4 件と推定できる。9 人分なのか、4 人分なのかは、不明である。

6・1・3　優生手術の委託

資料 33・昭和 29 年 6 月 16 日発議「優生手術の委託について（伺）」（第 825 号、「決裁済 29.6.25 宮城県」「発 29.6.25 済」）を分析する。資料 1・6 月 16 日付「優生手術の委託について（伺）」には「昭和 29 年 5 月 31 日審査した別記名の者優生手術を…別記指定医師に対し…実施を委託したい…」（下線は船橋）とある。ここから 5 月 31 日の第 1 回優生保護審査会の結果に対応した文書であることがわかる。別記（一）を表 6・1・3－1 に記した。

表 6・1・3－1　指定医師と被手術者一覧

	指定医師名	仝上住所	被手術者名	仝上住所	委託金額
1 に該当					14481
2 に該当					7772
3 に該当					14481
4 に該当					14481

「所要金額」は 51215 円で、「委託料」として「議決額　705700 円、予算配当額　176425 円（167425 を線で消してある)、支出済額　0 円、差引残額　176425 円（167425 を線で消してある)」とある。

表 6・1・3－1 から次のことがわかる

・手術担当の指定医師は 4 名で、4 病院で実施する。被手術者は 4（委託金額から推測して男 1、女 3）名で、住所から判断すると 2 か所の「病院・施設」の入院者と「在宅者」2 人とわかる。

「案の 2」として「別記指定医師あて」で「優生手術の委託について（通知)」があり「委託金額」は「別記（一）の基準金額をそれぞれ記入する」とある。

「別記㈡」として「優生手術委託料請求書様式」がある。

「請書様式」として「請書」のひな形がある。

6・2　7 月 19 日の優生保護審査会について

第 2 回優生保護審査会にかかわる資料は、5 文書（表 6・2－1）である。資料 38 と資料 55 は、中身をみると基本的に同じ資料である。

表 6・2－1　第 2 回優生保護審査会関係資料一覧

5	37	昭和 29 年 7 月 15 日	昭和 29 年度第 2 回優生保護審査会開催について	16~16
6	38		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	17~32
22	54	昭和 29 年 7 月 19 日	昭和 29 年度第 2 回優生保護審査会議事録	137~139
23	55		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	140~154
4	36	昭和 29 年 7 月 22 日	優生手術の委託について（起案）	13~15

6・2・1　優生手術の申請

第 2 回優生保護審査会にかかわる資料 37・昭和 29 年 7 月 15 日付「昭和 29 年度第 2 回優生保護審査会開催について」を分析する。資料 37 は昭和 29 年 7 月 15 日付で、宮城県優生保護審査委員長から各委員宛で「昭和 29 年度第 2 回優生保護審査会開催について（通知)」で、第 2 回の優生保護審査会の案内が出されている。

・日時　昭和 29 年 7 月 19 日　午後 1 時

・場所　県衛生部長室

・議題　申請書□件の適否決定について　＊申請書の件数は不明である。

表 6・2・1－1　審査対象者にかかわる資料の有無一覧

対象者	優生手術申請書	健康診断書	遺伝調査書
1	有り	有り	有り
2	有り	有り	有り
3	有り	有り	有り

4	有り	有り	有り
5	有り	有り	有り
6	有り	有り	有り
7	有り	有り	有り
8	有り	有り	有り
9	有り	有り	有り
10	有り	有り※1	有り※1
11	有り	有り	有り
12	有り	有り	有り

※1　資料 55 の「健康診断書」と「遺伝調査書」はない。

表 6・2・1－2　優生手術申請者の実態

	優生手術申請書					健康診断書		遺伝調査書	
	居住地	性	申請医師 診療科目	付記	日付	年齢	日付	血族中遺伝病 にかかった者	日付
1	病院・施設	女	精神科	有※1	6.29	43 才	6.29	有	6.29
2	病院・施設	女	精神科	有※2	7.3	29 才	7.3	空欄	7.3
3	病院・施設	女	精神科	有※3	7.3	18 才	7.3	有	7.3
4	病院・施設	男	精神科	有	7.9	37 才※4	7.9	「不明」と記載	7.9
5	病院・施設	男	精神科	有	7.9	29 才※5	7.9	「不明」と記載	7.9
6	病院・施設	男	精神科	有	7.9	40 才※6	7.9	「不明」と記載	7.9
7	病院・施設	男	精神科	有	7.9	29 才	7.9	空欄※7	7.9
8	在宅者	女	精神科	有※8	7.10	21 才※9	7.9	空欄※10	7.10
9	在宅者	女	精神科	有※11	7.10	22 才※12	7.10	有	7.10
10	在宅者	男	精神科	有※13	7.10	28 才※14	7.10	「不詳」と記載	7.10
11	在宅者	男	精神科	有※15	7.10	24 才※16	7.10	「不詳」と記載	7.10
12	在宅者	女	精神科	有※17	7.10	31 才※18	7.10	「不明」と記載	7.10

※1　「優生手術は■月中に施行したい。場所は■で■が手術者たるを希望す」と記載あり。

※2　「場所は■で■が手術者たるを希望す」と記載あり。

※3　「場所は■で■が手術者たるを希望す」と記載あり。

※4「遺伝調査書」の「備考」に「未婚」と記載あり。

※5「遺伝調査書」の「備考」に「未婚」と記載あり。**「優生手術申請書」の欄外に手書きで「再調」との記載あり。資料 55 の「優生手術申請書」の欄外に手書きで「保留　遺伝□□（不明）調査のこと」との記載あり。**

※6「遺伝調査書」の「備考」に「未婚」と記載あり。

※7「遺伝調査書」の「血族中遺伝にかかった者」の「備考」が黒塗り。資料 55 には「■は■を呈しある□□（2 字不明）遺伝性充分なり」と記載。

※8「術者として左記者を御指定願います」と記載あり。**「申請者」の「備考」欄に手書きで「再調」との記載あり。**

※9「遺伝調査書」の「備考」に「未婚」と記載あり。

※10「血族中遺伝にかかった者」の「氏名」「年令」は空欄、「続柄」「病名」は黒塗り。No55 の資料で「備考」に「病名は不詳」と記載あり。
※11「術者として左記者を御指定願います」と記載あり。
※12「遺伝調査書」の「備考」に「未婚」と記載あり。
※13「術者として左記者を御指定願います」と記載あり。
※14「遺伝調査書」の「備考」に「未婚」と記載あり。
※15「術者として左記者を御指定願います」と記載あり。
※16「遺伝調査書」の「備考」に「未婚」と記載あり。
※17「術者として左記者を御指定願います」と記載あり。
※18「遺伝調査書」の「備考」に「未婚」と記載あり。

６・２・２　優生保護審査会議事録

「昭和 29 年度第 2 回優生保護審査会議事録」（資料 54）がある。中身は次の通り。

・会議招集年月日　昭和 29 年 7 月 19 日
・会議場所　宮城県衛生部長室
・会議事項　1. 別紙■外 11 件の優生手術申請書の適否決定について
・出席委員　委員　伊吹皎三、同　石橋俊実、同　三笠義孝、同　豊島勝夫
　同　大野正太郎、同　正宗千香子
　※昭和 35 年 1 月 17 日現在の「宮城県優生保護審査会委員名簿」によれば石橋俊実は東北大教授で昭和 35 年時の委員長、伊吹皎三は行政機の職員、とある。
・欠席委員　委員　早坂冬男、同　古賀良彦、同　篠田糺
・出席幹事・書記　幹事　小原幸作、同　今野久作、書記　島貫茂、同　箱崎博
・開会　午後 1 時 10 分、閉会 2 時 5 分
・優生保護法…規定による委員総数 2 分の 1（※注、出席委員 6 名、欠席委員 3 名、計 9 名）以上の出席を得たので、委員長開会を宣す直ちに議事に入り小原幹事より申請書 12 件についてそれぞれ所要事項の説明あり出席委員慎重審査の結果■■（遺伝調査書につき再調査することとし次回まで保留）他 11 件は何れも優生手術を行なうことが適当であることを認め適と決定申請者並びに本人にこの旨通知することとし、…優生手術実施指定医を左記の通り決定した。
・3 人の医師が、それぞれ 3 人、3 人、5 人の手術担当医に指定決定された。質疑時間は、55 分だった。

以上から、12 人が申請されて、1 人が「遺伝調査書につき再調査することとし次回まで保留」とされた。どのような点で再調査になったのかは不明である。

６・２・３　優生手術の委託

資料 36・昭和 29 年 7 月 22 日発議「優生手術の委託について（伺）」（第 976 号、「決裁済 29.8.6 宮城県」「発 29.8.6 済」）の分析をする。資料 36・7 月 22 日付「優生手術の委託につ

いて（伺）」には「昭和 29 年 7 月 19 日に審査した別記名の優生手術を…別記指定医師に対し…実施をしたい…」（下線は船橋）とある。ここから 7 月 19 日の第 2 回優生保護審査会の結果に対応した文書であることがわかる。別記（一）を表 6・2・3－1 に記した。

表 6・2・3－1　指定医師と被手術者の一覧

	指定医師名	仝上住所	被手術者名	仝上住所	委託金額
					14481
審査 30.5,x 受付	〃	〃		〃	14481
	〃	〃		〃	14481
	外科				7772
	〃	〃		〃	7772
	〃	〃		〃	7772
審査 30.5,x					14481
審査 30.2,x	〃	〃		〃	14481
審査 30. x ,x	〃	〃		〃	7772
審査 30.x,x	〃	〃		〃	7772
審査 30.x,x	〃	〃		〃	14481
	計				125746

「所要金額」は 125746 円で、「委託料」として「議決額　705700 円、予算配当額　376425 円、支出済額　0 円、差引残額　376425 円とある。

表 6・2・3－1 から次のことがわかる

・手術担当の指定医師は 3 名で、3 病院で実施する。被手術者は 11 名で、住所から判断すると 3 か所の「病院・施設」の入院者と思われるが、「表 6・2・1－2　優生手術申請者の実態」と矛盾がある。表 6・2・1－2 では、在宅者が 5 人いる、と思われる。違いの理由はわからない。

「案の 2」として「別紙指定医あて」で「優生手術の委託について（通知）」があり「委託金額」は「別記（一）の基準金額をそれぞれ記入す」とある。

6・2・4　「再調査」となった対象者の検討

第 2 回優生保護審査会には、12 人（男 6 人、女 6 人）の申請書が提出された。審査会の議事録を見ると「■■（遺伝調査書につき再調査することとし次回まで保留）」とされ、他 11 件が「適」とされている。この 1 件（仮に X とする）はだれなのか。表表 6・2・1－2 の注を見ると、2 人が浮かび上がってくる。

一人目は、No5（男、29 歳）である。注に、「優生手術申請書」の欄外に手書きで「再調」との記載あり。資料 55 の「優生手術申請書」の欄外に手書きで「保留　遺伝□□（不明）調査のこと」との記載あり、とある。

5	病院・施設	男	精神科	有	7.9	29 才※5	7.9	「不明」と記載	7.9

※5「遺伝調査書」の「備考」に「未婚」と記載あり。**「優生手術申請書」の欄外に手書きで「再調」との記載あり。資料 55 の「優生手術申請書」の欄外に手書きで「保留　遺伝□□（不明）調査のこと」との記載あり。**

二人目は、No8（女、21 歳）である。注に、「申請者」の「備考」欄に手書きで「再調」との記載あり、とある。

8	在宅者	女	精神科	有※8	7.10	21 才※9	7.9	空欄※10	7.10

※8「術者として左記者を御指定願います」と記載あり。**「申請者」の「備考」欄に手書きで「再調」との記載あり。**

No5（男）と No8（女）の二人のうち、どちらかが審査会で「再調査」になったと思われる。どちらかを確定する。

「適」とされた対象者を指定医師に委託する通知を見ると、表 6・2・3－1 の通り 11 人が対象となっている。そして内訳は男 5 人、女 6 人となっている。申請は男 6 人、女 6 人であるから、男が 1 人減っている。従って、「再調査」は No5（男）ということになる。

No5 は、29 歳の男性で、未婚、「病院・施設」に入所中で、「本人の血族中遺伝にかかった者」は「不明」となっている。この「不明」となっている点が、「再調査」につながったと思われるが、No2 も「空欄」、No4 と No6 も「不明」、No10 と No11 と No12 も「不詳」となっている。どうして No5 だけが、取り出されて「遺伝調査書につき再調査すること」になったのかは伺い知れない。ただ、一定の審議がされたであろうことが伺える。

６・３　8 月 30 日の優生保護審査会について

第 3 回優生保護審査会にかかわる資料は、表 6・3－1 の通りで、6 文書ある。資料 40 と資料 57 は基本的に同一のものである・

表 6・3－1　第 3 回優生保護審査会関係資料一覧

8	40		昭和 29 年度第 3 回優生保護審査会開催について	36~36
9	41		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	37~50
25	57	昭和 29 年 8 月 25 日	昭和 29 年度第 3 回優生保護審査会開催について	158~158
26	58		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	159~172
24	56	昭和 29 年 8 月 30 日	昭和 29 年度第 3 回優生保護審査会議事録	155~157
7	39	昭和 29 年 8 月 30 日	優生手術の委託について（起案）	33~35

６・３・１　優生手術の申請

「昭和 29 年度第 3 回優生保護審査会開催について」（資料 40・資料 57）を分析する。昭和 29 年 8 月 25 日付で、宮城県優生保護審査委員長から各委員宛で「昭和 29 年度第 3 回優生保護審査会開催について」（資料 40）で、第 3 回の優生保護審査会の案内が出されている。

・日時　昭和 29 年 8 月 30 日　午後 1 時

・場所　宮城県衛生部長室

・議題　優生申請書■外６件の適否決定について

表６・３・１－１　審査対象者にかかわる資料の有無一覧

対象者	優生手術申請書	健康診断書	遺伝調査書
1	有り	有り	有り
2	有り	有り	有り
3	有り	有り	有り
4	有り	有り	有り
5	有り	有り	有り
6	有り	有り	有り
7	有り	有り	有り
8	有り	有り	有り
9	有り	有り	有り
10	有り	有り※1	有り※1
11	有り	有り	有り

表６・３・１－２　優生手術申請者の実態一覧

	優生手術申請書					健康診断書		遺伝調査書	
	居住地	性	申請医師 診療科目	付記	日付	年齢	日付	血族中遺伝病 にかかった者	日付
1	病院・施設	女	精神科	有※1	7.23	22才	7.23	空欄	7.23
2	病院・施設	男	精神科	有※2	7.23	37才	7.23	空欄※3	7.23
3	病院・施設	男	精神科	有※4	7.23	34才	72.3	空欄※5	7.23
4	病院・施設	男	精神科	有※6	7.23	23才	7.23	空欄	7.23
5	病院・施設	女	精神科	有※7	8.18	19才	8.18	空欄	8.18
6	病院・施設	女	産婦人科	有※8	7.22	18才	7.23	有、２人分	7.23
7	病院・施設	男	精神科	有※9	7.23	24才	7.23	空欄※15	7.23
8	在宅者	女	産婦人科	有※10	8.12	21才	8.7	空欄	8.7
9	病院・施設	男	精神科	有※11、12	8.18	28才	8.18	空欄	8.18
10	病院・施設	女	精神科	有※13	8.18	32才	8.18	有	8.18
11	在宅者	男	産科婦人科	有※14	8.19	41才	8.19	空欄	8.19

※1「優生手術は■月中に施行したい。場所は■で■が手術者たるを希望す」と記載あり。

※2「優生手術は■月中に施行したい。場所は■で■が手術者たるを希望する」と記載あり。

※3「備考」に「血族中に■があったらしいが詳細には不明である」記載あり。

※4「優生手術は■月中に施行したい。場所は■で■が手術者たるを希望する」と記載あり。

※5「備考」に「実母が■であったらしいが詳細は不明です」と記載あり。

※6「優生手術は■月中に施行したい。場所は■で■が手術者たるを希望す」と記載あり。

※7「附記」欄は黒塗り。

※8「附記」欄は黒塗り。
※9「優生手術は■月中に施行したい。場所は■で■が手術者たるを希望する」と記載あり。
※10「附記」欄は黒塗り。
※11 資料 41 の「附記」欄は「なし」だが、資料 58 は「有」（黒塗り）になっている。
※12「優生手術申請書」の欄外に手書きで「再審査」と記載あり。
※13 「附記」欄は黒塗り。
※14 資料 41 の「附記」欄は空欄だが、資料 58 は黒塗りになっている。
※15 資料 58 の「備考」に「兄弟にも■があるらしいが詳細は不明です」と記載あり。資料 41 の「備考」は黒塗り。

表 6・3・1－3　遺伝調査書の「血族中遺伝病にかっかた者」の欄の記載事項の比較

	審査会申請用		審議会議事録添付	
	記載日	記載内容	記載日	記載内容
1, 女, 22才	7.23	空欄	7. 23	空欄
2, 男, 37才	7.23	空欄、血族中に■があったらしいが詳細には不明である。	7. 23	空欄、血族中に■があったらしいが詳細には不明である。
3, 男, 34才	7.23	実母が■であったらしいが詳細には不明です	7.23	実母が■であったらしいが詳細には不明です
4, 男, 23 才	7.23	空欄	7.23	空欄
5, 女, 19 才	8.18	空欄	8.18	空欄
6, 女, 18才	7.23	有、2人分の記載	7.23	黒塗り、2 人分の記載
7, 男, 24 才	7.23	空欄、「備考」が黒塗り。	7.23	空欄で、「備考」は「兄弟にも■があるらしいが詳細には不明です」
8, 女, 21才	8.7	空欄	8.7	空欄
9, 男, 28 才	8.18	空欄	8.18	空欄
10, 女, 32 才	8.18	「氏名」「続柄」「病名」が黒塗り。	8.18	「氏名」「続柄」「病名」が黒塗り。
11, 男, 41 才	8.19	空欄	8.19	空欄

各優生保護審査会委員にあてた「昭和 29 年度第 3 回優生保護審査会開催について」（昭和 29 年 8 月 25 日付）では、「優生手術申請書■外 6 件」とあったが、「議事録」（次項参照）では「■外 10 件の優生手術申請書」とあり、「申請書」は 11 件分揃っている。開催通知を出した後、審査会（8 月 30 日）までに、4 件増えたと思われる。申請期日から見れば、最も 8 月 30 日に近い 4 人（8 月 18 日付の 5・9・10 番、8 月 19 日付の 11 番）が増えた可能性がある。

表 6・3・1－4　開催通知後に増えた対象者

5, 女, 19 才	8.18	空欄	8.18	空欄
9, 男, 28 才	8.18	空欄	8.18	空欄
10, 女, 32 才	8.18	「氏名」「続柄」「病名」が黒塗り。	8.18	「氏名」「続柄」「病名」が黒塗り。
11, 男, 41 才	8.19	空欄	8.19	空欄

6・3・2　優生保護審査会議事録

昭和 29 年 8 月 30 日付「昭和 29 年度第 3 回優生保護審査会議事録」（資料 25）がある。中身は次の通り。

・会議招集年月日　昭和 29 年 8 月 30 日
・会議場所　宮城県衛生部長室
・会議事項　1. 別紙■外 10 件の優生手術申請書の適否決定について
・出席委員　委員　伊吹皎三、同　石橋俊実、同　三笠義孝、同　古賀良彦
　同　豊島勝夫、同　大野正太郎、同　篠田糺、同　正宗千香子
　※昭和 35 年 1 月 17 日現在の「宮城県優生保護審査会委員名簿」によれば石橋俊実は東北大教授で昭和 35 年時の委員長、伊吹皎三は行政機関の職員、とある。
・欠席委員　委員　早坂冬雄（ママ　前回は雄が男と表記）
・出席幹事書記　幹事　今野久作、書記　島貫茂、同　阿部鐵三郎
　※本議事録は、書記阿部鐵三郎の作成による。
・開会　午後 1 時 10 分、閉会 2 時 5 分
・優生保護法…規定による委員総数 2 分の 1（※注、出席委員 8 名、欠席委員 1 名、計 9 名）以上の出席を得たので、委員長開会を宣す直ちに議事に入り今野幹事より申請書 11 件についてそれぞれ所要事項の説明あり出席委員慎重審査の結果満場一致で優生手術を行なうことが適当であることを認め何れも適と決定申請者並びに本人にこの旨通知することとし、…優生手術実施指定医を左記の通り決定した。
　＊幹事が申請書の説明をしていて、実質的な作業は幹事（県行政）が担っていた。
・5 人の医師が、それぞれ 5 人、2 人、2 人、2 人の手術担当医として指定決定された。質疑時間は、55 分だった。

以上から、11 人が申請されて、5 人の医師が優生手術指定医師として指定されたことがわかった。

6・3・3　優生手術の委託

資料 39・昭和 29 年 8 月 30 日発議「優生手術の委託について（伺）」（第 1139 号、「決裁済 29.9.17 宮城県」「発 29.9.17 済」）の分析をする。

8 月 30 日付「優生手術の委託について（伺）」には「昭和 29 年 8 月 30 日に審査した別記名の優生手術を…別記指定医師に対し…実施をしたい…」とある。ここから 8 月 30 日の第 3 回優生保護審査会の結果に対応した文書であることがわかる。別記（一）を表 6・3・3－1 に記した。

表 6・3・3－1　指定医師と被手術者一覧

		指定医師名	仝上住所	被手術者名	仝上住所	委託金額
	1					14481
	2	〃	〃		〃	7772
	3	〃	〃		〃	7772
	4	〃	〃		〃	7772
	5	〃	〃		〃	7772
審査	6					14481
	7					14481
	8	〃	〃			7772
審査 30.	9					7772
審査 30.2.1	10		〃		〃	14481
審査 30	11	〃	〃		〃	14481
		計				119037

「所要金額」は 119037 円で、「委託料」として「予算配当額　176425 円、支出済額　0 円、差引残額　176425 円」とある。

表 6・3・3－1 から次のことがわかる

・手術担当の指定医師は 5 名で、4 病院で実施する。被手術者は 11 名だった。

「案の 2」として「別紙指定医あて」で「優生手術の委託について（通知)」があり「委託金額」は「別記（一）の基準金額をそれぞれ記入する」とある。

6・4　11 月 1 日の優生保護審査会について

第 4 回の優生保護審査会にかかわる資料は以下の通り、6 文書である。

表 6・4－ 1　第 4 回優生保護審査会に関する資料一覧

11	43	昭和 29 年 10 月 25 日	昭和 29 年度第 4 回優生保護審査会開催について	56~56
12	44		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	57~66
28	60	昭和 29 年 10 月 25 日	昭和 29 年度第 4 回優生保護審査会開催について	176~176
29	61		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	177~186
27	59	昭和 29 年 11 月 1 日	昭和 29 年度第 4 回優生保護審査会議事録	173~175
10	42	昭和 29 年 11 月 4 日	優生手術の委託について（伺）（起案）	51~55

6・4・1　優生手術の申請

資料 43・昭和 29 年 10 月 25 日付「昭和 29 年度第 4 回優生保護審査会開催について」を分析する。資料 43 と資料 60 は、基本的に同一のもの。ページ数から見て、資料 60 は、「昭和 29 年度第 4 回優生保護審査会議事録」の補足資料と思われる。

資料 43 は、昭和 29 年 10 月 25 日付で、宮城県優生保護審査委員長から各委員宛で「昭和 29 年度第 4 回優生保護審査会開催について」の開催通知で、第 4 回の優生保護審査会の案内が出されている。

・日時　昭和 29 年 11 月 1 日　午後 1 時

・場所　県衛生部長室

・議題　優生手術申請書■外 7 件の適否決定について

表 6・4・1－1　審査対象者にかかわる資料の有無一覧

対象者	優生手術申請書	健康診断書	遺伝調査書
1	有り	有り	有り
2	有り	有り	有り、別紙調査書有
3	有り	有り	有り
4	有り	有り	有り
5	有り	有り	有り
6	有り	有り	有り
7	有り	有り	有り
8	有り	有り	有り

表 6・4・1－2　優生手術申請者の実態一覧

	優生手術申請書					健康診断書		遺伝調査書	
	居住地	性	申請医師 診療科目	付記	日付	年齢	日付	血族中遺伝病 にかかった者	日付
1	病院・施設	男	精神科	有※1	10.13	29 才※2	10.13	空欄	10.13
2	病院・施設	女	精神科	有※3	10.19	29 才※4	10.19	空欄※5	10.19
3	病院・施設	男	精神科	有※6	10.13	20 才※7	10.13	空欄	10.13
4	病院・施設	男	精神科	有※8	10.5	26 才※9	10.5	空欄※10	7.23
5	病院・施設	女	精神科	有	10.20	12 才	10.20	有、2 人分	10.20
6	病院・施設	男	精神科	有	10.20	14 才	10.20	有、1 人分	10.20
7	病院・施設	男	精神科	有	10.20	13 才	10.20	不明	10.20
8	病院・施設	女	精神科	有	10.20	13 才	10.20	有、1 名分	10.20

※1「優生手術は■月中に施行したい。場所は■で■が手術者たるを希望す」と記載あり。

※2　「遺伝調査書」に手書きで「未婚」と記載あり。

※3「優生手術は■月中に施行したい。場所は■で■が手術者たるを希望す」と記載あり。

※4　「遺伝調査書」に「未婚」と記載あり。

※5「遺伝調査書」の外に「被申請者■■に対する遺伝調査書」が「阿部主事調査」として別紙が添付されている。「阿部主事」とは、優生保護審査会の書記　阿部鐵三郎と思われる。

一　家族構成（戸籍上）

戸主　■■　■才

母　　■■　■才

次女　■■　■才
長男　■■　■才　■勤務
次男　■■　■才　■

二　遺伝関係

（黒塗り）

三　その他参考事項

本人（「被申請者」を線で消して鉛筆書き）の優生手術実施を■■している。

（黒塗り）

※6「遺伝調査書」の外に「被申請者■■に対する遺伝調査書」が「阿部主事調査」として別紙が添付されている。

※7「遺伝調査書」に手書きで「未婚」と記載あり。

※8「希望場所■」と記載あり。

※9「遺伝調査書」に手書きで「未婚」と記載あり。

※10　資料 61 には不明と記載。

６・４・２　優生保護審査会の議事録

昭和 29 年 11 月 1 日付「昭和 29 年度第 4 回優生保護審査会議事録」（資料 27）について分析する。中身は次の通り。

・会議招集年月日　昭和 29 年 11 月 1 日

・会議場所　宮城県衛生部長室

・会議事項　1. 別紙■外 7 件の優生手術申請書の適否決定について

・出席委員　委員　伊吹皎三、同　石橋俊実、同　三笠義孝、同　豊島勝夫
同　篠田糺、同　正宗千香子

※昭和 35 年 1 月 17 日現在の「宮城県優生保護審査会委員名簿」によれば　石橋俊実は東北大教授で昭和 35 年時の委員長、伊吹皎三は行政機関の職員、とある。

・欠席委員　委員　早坂冬雄、同　古賀良彦、同　大野正太郎、

・出席幹事書記　幹事　小原幸作、今野久作、書記　島貫茂、同　阿部鐵三郎

・開会　午後 1 時 10 分、閉会 2 時 15 分

・優生保護法…規定による委員総数 2 分の 1（※注、出席委員 6 名、欠席委員 3 名、計 9 名）以上の出席を得たので、委員長開会を宣す直ちに議事に入り小原幹事より申請書 8 件についてそれぞれ所要事項の説明あり出席委員慎重審査の結果満場一致で優生手術を行なうことが適当であることを認め何れも適と決定申請者並びに本人にこの旨通知することとし、…優生手術実施指定医を左記の通り決定した。

＊申請書の説明は、幹事（行政職員）が担っている。

・3 人の医師が、それぞれ 3 人、1 人、4 人の手術担当医として指定決定された。質疑時間は、65 分だった。

以上から、8 人が申請されて、3 人の医師が優生手術指定医師として指定されたことが

わかった。

６・４・３　優生手術の委託

資料 42・昭和 29 年 11 月 4 日発議「優生手術の委託について（伺）」（第 1343 号、「決裁済 29.11.11 宮城県」「発 29.11.12 済」）の分析をする。

11 月 4 日付「優生手術の委託について（伺）」には「昭和 29 年 11 月 1 日に審査した別記名の者優生手術を行なうことが適当であると決定されたので…指定医師に対し…優生手術の実施を別案により委託してよろしいか…」（下線は船橋）とある。ここから 11 月 1 日の第 4 回優生保護審査会の結果に対応した文書であることがわかる。別記（一）を表 6・4・3－1 に記した。

表 6・4・3－1　指定医師と被手術者者の一覧

	指定医師名	仝上住所	被手術者名	仝上住所	基準委託金額
審査 30.					7772
審査	〃			〃	14481
審査 30.2	〃			〃	7772
審査					7772
審査					7772
審査	〃	〃		〃	7772
審査	〃	〃		〃	14481
審査	〃	〃		〃	14481
	計				82303

「所要金額」は未記載で、「委託料」として「議決額」705700 円、「予算配当額　541000 円、支出済額　110022 円、差引残額　430978 円」とある。

表 6・4・3－1 から次のことがわかる

・手術担当の指定医師は 3 名で、被手術者は 8 名である。被手術者の内、3 人は同じ「病院・施設」、4 人は同じ「病院・施設」で、書類の日付の同一日と書き方の同一性から判断すると 1（29 歳），2（29 歳），3（20 歳）が同一「病院・施設」、5（12 歳）・6（14 歳）・7（13 歳）・8（13 歳）が同一「病院・施設」であると推測できる。5・6・7・8 は何れも 15 歳以下であるから児童施設であると分かる。従って、その児童施設は精神薄弱児施設宮城県立亀亭園（宮城県立、昭和 25 年 6 月設立））か宮城県立修養学園（教護院、仙台市長町、明治 41 年設立）と思われる。

表 6・4・3－2　第 4 回　優生手術申請者の実態一覧

1	病院・施設	男	精神科	有※1	10.13	29 才※2	10.13	空欄	10.13
2	病院・施設	女	精神科	有※3	10.19	29 才※4	10.19	空欄※5	10.19

3	病院・施設	男	精神科	有※6	10.13	20 才※7	10.13	空欄	10.13
5	病院・施設	女	精神科	有	10.20	12 才	10.20	有、2 人分	10.20
6	病院・施設	男	精神科	有	10.20	14 才	10.20	有、1 人分	10.20
7	病院・施設	男	精神科	有	10.20	13 才	10.20	不明	10.20
8	病院・施設	女	精神科	有	10.20	13 才	10.20	有、1 名分	10.20

「第二案」として「仙台南保健所／中央保健所あて」で「優生手術の委託について（通知)」があり「優生保護法…の規定により審査された左記名の優生手術の実施を左記医師に委託したから通知する」とある。これは、保健所が優生手術の実施とかかわっていたことを示している。

6・5　12 月 23 日の優生保護審査会について

第 5 回の優生保護審査会にかかわる資料は以下の通り、5 文書である。

表 6・5－1　第 5 回優生保護審査会にかかわる資料一覧

13	45	昭和 29 年 12 月 13 日	優生手術の委託について（起案）	67~70
14	46	昭和 29 年 12 月 15 日	昭和 29 年度第 5 回優生保護審査会開催について	71~71
15	47		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	72~83
31	63	昭和 29 年 12 月 15 日	昭和 29 年度第 5 回優生保護審査会開催について	190~190
32	64		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	191~202
30	62	昭和 29 年 12 月 23 日	昭和 29 年度第 5 回優生保護審査会議事録	187~189

6・5・1　優生手術の申請

昭和 29 年 12 月 15 日付「昭和 29 年度第 5 回優生保護審査会開催について」を分析する。資料 46 と資料 63 は基本的に同一のものである。ページ数の順から見て、資料 63 は、「昭和 29 年度第 5 回優生保護審査会議事録」（資料 62）の補足資料と思われる。

昭和 29 年 12 月 15 日付で、宮城県優生保護審査会と宮城県優生保護審査委員長の連名で、各委員宛で「昭和 29 年度第 5 回優生保護審査会開催について」（資料 46）で、第 5 回の優生保護審査会の案内が出されている。

・日時　昭和 29 年 12 月 23 日　午後 3 時 30 分
・場所　県衛生部長室
・議題　■外 3 件の優生手術の適否決定について

※開催通知には「■外 3 件の優生手術」（計 4 件）とあるが、表 5・2 の通り審査対象者の資料は 5 人分あり、1 人増えている。

表 6・5・1－1　審査対象者にかかわる資料の有無一覧

対象者	優生手術申請書	健康診断書	遺伝調査書
1	有り	有り	有り

2	有り	有り	有り、別紙調査書有
3	有り	有り	有り
4	有り	有り	有り
5	有り	有り	有り

表 6・5・1－2　優生手術者の実態一覧

	優生手術申請書					健康診断書		遺伝調査書	
	居住地	性	申請医師 診療科目	付記	日付	年齢	日付	血族中遺伝病 にかかった者	日付
1	病院・施設	男	精神科※1	有※2	11.23	21 才※3	11.22	空欄	11.22
2	病院・施設	女	精神科※1	有※2	12.9	19 才※3	12.9	空欄	12.9
3	病院・施設	男	精神科※1	有※2	11.27	26 才	11.27	空欄	11.27
4	病院・施設	女	精神科※1	有※2	11.30	32 才※9	11.30	空欄	11.30
5	在宅者	女	産婦人科	なし	12.7	42 才	12.7	有、1 人分	12.7

※1「申請者」の「備考」に「申請者は■■長であります」と記載あり。

※2「優生手術は■月中に施行したい。場所は■で■が手術者たるを希望す」と記載あり。

※3「遺伝調査書」に手書きで「未婚」と記載あり。

６・５・２　優生保護審査会の議事録

資料 62・昭和 29 年 12 月 23 日付「昭和 29 年度第 5 回優生保護審査会議事録」がある。中身は次の通り。

・会議招集年月日　昭和 29 年 12 月 23 日　午後 3 時 30 分」

・会議場所　宮城県衛生部長室

・会議事項　1. 別紙■外 4 件の優生手術申請書の適否決定について

・出席委員　委員　伊吹皎三、同　石橋俊実、同　古賀良彦、同　豊島勝夫
同　大野正太郎、同　正宗千香子、同　三笠義孝、同　篠田糺、
※昭和 35 年 1 月 17 日現在の「宮城県優生保護審査会委員名簿」によれ　ば石橋俊実は東北大教授で昭和 35 年時の委員長、伊吹皎三は行政機関の職員、とある。

・欠席委員　委員　早坂冬雄

・出席幹事書記　幹事　小原幸作、今野久作、氏家時忠、野家美夫、書記　阿部鐵三郎

・開会　午後 3 時 30 分

・優生保護法…規定による委員総数 2 分の 1（※注、出席委員 8 名、欠席委員 1 名、計 9 名）以上の出席を得たので、委員長開会を宣す直ちに議事に入り小原幹事より申請書 5 件についてそれぞれ所要事項の説明あり出席委員慎重審査の結果満場一致で優生手術を行なうことが適当であることを認め何れも適と決定申請者並びに本人にこの旨通知することとし、…優生手術実施指定医を左記の通り決定した。
＊幹事（行政職員）が、申請書の説明をしている。

・3 人の医師が、それぞれ 3 人、1 人、1 人の手術担当医として指定決定された。

以上から、5 人が申請されて、3 人の医師が優生手術指定医師として指定されたことがわかった。

６・５・３　優生手術の委託

資料 45・昭和 29 年 12 月 13 日発議「優生手術の委託について（伺)」(第 42 号、「決裁済 x .1.13」「発 30.1.17 済」）の分析をする。

１２月 13 日付「優生手術の委託について（伺)」には「昭和 29 年 12 月 23 日に審査した別記名の者優生手術を…別記指定医師に対し…手術を委託したい…」とある。ここから 12 月 23 日の第 5 回優生保護審査会の結果に対応した文書であることがわかる。別記（一）を表 6・5・3－1 に記した。

表 6・5・3－1　指定医師と被手術者の一覧

		指定医師名	仝上住所	被手術者名	仝上住所	基準委託金額
審査	1					7772
審査 30.5	2	〃	〃		〃	7772
審査	3	〃	〃		〃	14481
審査	4				〃	14481
審査	5					14481
		計				58987

「所要予定金額」は 66759 円で、「委託料」として「議決額」705700 円、「予算配当額 541425 円、支出済額　110022 円、差引残額　431403 円」とある。

表 6・5・3－1 から次のことがわかる

・手術担当の指定医師は 3 名で、被手術者は 5 名（男 2、女 3）である。3 人の医師は、それぞれ 3 人、1 人、1 人が被手術者であった。被手術者の 4 人は同じ「病院・施設」の居住者であった。

６・６　1955（昭和 30）年 3 月 15 日の優生保護審査会について

第 6 回の優生保護審査課にかかわり資料は、以下の通り 6 文書である。

表 6・6－１　第 6 回優生保護審査会（昭和 30 年 3 月 15 日）にかかわる資料一覧

17	49	昭和 30 年 3 月 11 日	昭和 29 年度第 6 回優生保護審査会開催について	88~88
18	50		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	89~126
34	66	昭和 30 年 3 月 11 日	昭和 29 年度第 6 回優生保護審査会開催について	207~207
35	67		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	208~245
33	65	昭和 30 年 3 月 15 日	昭和 29 年度第 6 回優生保護審査会議事録	203~206
16	48	昭和 30 年 3 月 16 日	優生手術の委託について（起案）	84~87

６・６・１　優生手術の申請

資料 49・昭和 30 年 3 月 11 日付「昭和 29 年度第 46 回優生保護審査会開催について」を分析する。資料 49 と資料 66 は、基本的に同一のものである。ページ数の順から見て、資料 66 は、「昭和 29 年度第 6 回優生保護審査会議事録」（資料 65）の補足資料と思われる。

昭和 30 年 3 月 11 日付で、宮城県優生保護審査委員長から各委員宛で「昭和 29 年度第 6 回優生保護審査会開催について」（資料 49）で、第 6 回の優生保護審査会の案内が出されている。中身は次の通りである。

・日時　昭和 30 年 3 月 15 日　午後 1 時
・場所　宮城県県衛生部長室
・議題　優生手術申請書 25 件の適否決定について

表 6・6・1－1　審査対象者にかかわる資料の有無一覧

対象者	優生手術申請書	健康診断書	遺伝調査書
1	有り	有り	有り
2	有り	有り	有り
3	有り	有り	有り
4	有り	有り	有り
5	有り	有り	有り
6	有り	有り	有り
7	有り	有り	有り
8	有り	有り	有り
9	有り	有り	有り
10	有り	有り	有り
11	有り	有り	有り
12	有り	有り	有り
13	有り	有り	有り
14	有り	有り	有り
15	有り	有り	有り
16	有り	有り	有り
17	有り	有り	有り
18	有り	有り	有り
19	有り	有り	有り
20	有り	有り	有り
21	有り	有り	有り
22	有り	有り	有り
23	有り	有り	有り

24	有り	有り	有り
25	有り、資料 67 にはなし	有り、資料 67 にはなし	有り、資料 67 にはなし

表６・６・１－２　第６回優生保護審査会申請者一覧

	優生手術申請書					健康診断書		遺伝調査書	
	居住地	性	申請医師診療科目	付記	日付	年齢	日付	血族中遺伝病にかかった者	日付
1	在宅者	男	精神科	有※1	2.18	32 才		有、１人分※2	2.18
2	病院・施設	男	神経精神科	なし	1.6	18 才	1.6	不詳	1.6
3	在宅者	男	精神科	有※3	2.18	44 才	2.18	不詳	2.18
4	在宅者	女	精神科	有※4	2.18	22 才	2.18	空欄	2.18
5	病院・施設	女	精神科	有※5	12.10	24 才	12.10	空欄	12.10
6	病院・施設	女	神経科	有※6	12.10	28 才	12.10	空欄	12.10
7	病院・施設	女	神経科	有※7	12.10	18 才	12.10	空欄	12.10
8	病院・施設	女	神経科	有※8	12.10	28 才	12.10	空案	12.10
9	病院・施設	男	精神科	なし	2.10	32 才	2.10	不詳	2.10
10	病院・施設	男	精神科	なし	2.9	22 才	2.9	有、２人分	2.9
11	病院・施設	女	精神科	なし	2.5	30 才	2.5	空欄	2.5
12	病院・施設	女	神経精神科	なし	2.17	33 才	2.17	特に認められない	2.17
13	病院・施設	女	精神科	有※9	2.5	33 才※10	2.5	不詳※11	2.5
14	病院・施設	女	精神科	有※12	2.28	32 才※13	2.28	不詳※14	2.28
15	病院・施設	男	精神科	有※15	2.5	30 才	2.5	不詳※16	2.5
16	病院・施設	男	精神科	なし	3.10	39 才	2.10	空欄	2.10
17	病院・施設	男	精神科	なし	2.10	30 才	2.10	空欄※17	2.10
18	病院・施設	男	精神科	有	3.7	12 才	3.7	有、１人分	3.7
19	病院・施設	女	精神科	有	3.7	12 才	3.7	有、２人分	3.7
20	病院・施設	女	精神科	有	3.7	14 才	3.7	有、４人分	3.7
21	病院・施設	男	精神科	有	3.7	13 才	3.7	有、３人分	3.7
22	病院・施設	女	精神科	有※18	2.18	30 才	2.18	不詳	2.18
23	在宅者	女	精神科	有※19	2.18	32 才	2.18	有、１人分	2.18
24	在宅者	男	神経精神科	なし	2.10	18 才	2.10	特に認めず	2.10
25	在宅者	男	精神科	有※20	2.18	21 才※21	2.18	不詳	2.18

※1「術者として左記医師を指定願います。／■■」と記載あり。

※2「本人の血族中遺伝病にかかった者」の「氏名」は空欄だが、「年齢」が黒塗りで起債があり、「続柄」「病名」も黒塗り、「備考」に「アダリン　病名不詳」との記載があるので、「有」と判断した。

※3「術者として左記医師を指定願います。／■■」と記載あり。

※4「術者として左記医師を指定ねがいます。／■■」と記載あり。

※5「手術は■■で施行することを希望する」と記載あり。

※6「手術は■■で施行することを希望する」と記載あり。

※7「手術は■■で施行することを希望する」と記載あり。
※8「手術は■■で施行することを希望する」と記載あり。
※9「優生手術は■月中に施行したい。場所は■で■が手術者たるを希望す」と記載あり。
※10「遺伝調査書」に「既婚」と記載あり。
※11「遺伝調査書」の「備考」に「子女　一子（男）健康同胞 5 人中 1 名は肺炎で■■1 名は■■3 名は健康」と記載あり。
※12「優生手術は■月中に施行したい。場所は■で■が手術者たるを希望す」と記載あり。
※13「遺伝調査書」に「既婚」と記載あり。
※14「遺伝調査書」の「備考」に「子孫。二子（男女）を有し何れも健康同胞 3 人（女）何れも健康」と記載あり。
※15「優生手術は■月中に施行したい。場所は■で■が手術者たるを希望す」と記載あり。
※16「遺伝調査書」の「備考」に「既婚。子女 1 子（女）健康　同胞 8 人何れも健康」と記載あり。
※17「本人の血族中遺伝病にかかった者」の「病名」「備考」が黒塗り。
※18「術者として左記医師を御指定願います。／■■」と記載あり。
※19「術者として左記医師を御指定願います。／■■」と記載あり。
※20「術者として左記医師を御指定願います。／■■」と記載あり。
※21「遺伝調査書」には 31 歳とある。
※22　25 の資料は、資料 67 には綴じられていない。

６・６・２　優生保護審査会の議事録

資料 65・昭和 30 年 3 月 15 日付「昭和 29 年度第 6 回優生保護審査会議事録」の分析をする。中身は次の通り。

・会議招集年月日　昭和 30 年 3 月 15 日
・会議場所　宮城県衛生部長室
・会議事項　1. 別紙■三、外 24 件の優生手術申請書の適否決定
・出席委員　委員　伊吹皎三、同　石橋俊実、同　古賀良彦、同　豊島勝夫
同　正宗千香子、同　篠田糺　（注、大野正太郎が抜けている）
※昭和 35 年 1 月 17 日現在の「宮城県優生保護審査会委員名簿」によれば　石橋俊実は東北大教授で昭和 35 年時の委員長、伊吹皎三は行政機関の職員、とある。
・欠席委員　委員　早坂冬雄、同　三笠義孝
・出席幹事書記　幹事　小原幸作、今野久作、書記　阿部鐵三郎
・開会　午後 1 時 10 分、閉会 2 時 50 分
・優生保護法…規定による委員総数 2 分の 1 以上の出席を得たので、委員長開会を宣す直ちに議事に入り小原幹事より申請書 25 件についてそれぞれ所要事項の説明あり出席委員慎重審査の結果満場一致で優生手術を行なうことが適当であることを認め何れも適と決定申請者並びに本人にこの旨通知することとし、…優生手術実施指定医を左記の通り決定した。
＊申請書の説明は、幹事（行政職員）が担った。
・7 人の医師が、それぞれ 3 人（外科）、2 人（婦人科）、3 人（外科）、4 人、6 人、3 人、

4 人（計 25 人）の手術担当医として指定決定された。質疑時間は、100 分だった。

以上から、25 人が申請されて、7 人の医師が優生手術指定医師として指定されたことがわかった。

６・６・３　優生手術の委託

資料 48・昭和 30 年 3 月 16 日発議「優生手術の委託について（伺）」（第 307 号、「決裁済 30.3.18 宮城県」「発 30.3.24 済」）の分析をする。

3 月 16 日付「優生手術の委託について（伺）」には「昭和 30 年 3 月 15 日に審査した別記名の優生手術を…別記指定医師に対し…実施を委託したい…」（下線は船橋）とある。ここから 3 月 15 日の第 6 回優生保護審査会の結果に対応した文書であることがわかる。別記（一）を表 6・6・3－1 に記した。

表 6・6・3－1　指定医師と被手術者一覧

	指定医師名	仝上住所	被手術者名	仝上住所	基準委託金額
査審 30.5. 17	外科・A		A・1		7772
査審 30.5. 17	〃	〃	A・2	〃	7772
査審 30.5. 17	〃	〃	A・3	〃	7772
査審 30.5. 17	産婦人科・B		B・1	〃	14481
査審 30.5. 17	〃		B・2	〃	14481
査審 30.5. 17	外科・C		C・1		7772
査審 30.5. 17	〃	〃	C・2	〃	7772
査審 30.5. 17	〃	〃	C・3	〃	7772
査審 30.5. 17	D		D・1		7772
査審 30.5. 17	〃	〃	D・2	〃	7772
査審 30.5. 17	〃	〃	D・3	〃	14481
査審 30.5. 17	〃	〃	D・4	〃	14481
査審 30.5. 17	E		E・1		7772
査審 30.5. 17	〃	〃	E・2	〃	7772
査審 30.5. 17	〃	〃	E・3	〃	7772
査審 30.5. 17	〃	〃	E・4	〃	14481
査審 30.5. 17	〃	〃	E・5	〃	14481
査審 30.5. 17	F		F・1		14481
.9	〃	〃	F・2	〃	14481
査審 30.5. 17	〃	〃	F・3	〃	7772
査審 30.5. 17	G		G・1		14481
査審 30.5. 17	〃	〃	G・2	〃	14481
査審 30.5. 17	〃	〃	G・3	〃	14481

査審 30.5. 17	〃	〃	G・4	〃	14481
	計				276517

「所要金額」は未記載で、「委託料」として「予算配当額　705700 円、支出済額　216263 円、差引残額　489437 円とある。

表６・6・3－1 から次のことがわかる

・手術担当の指定医師は 7 名で、被手術者は 25 名である。被手術者のＡ群の 3 人は男性、Ｂ群の 2 人は女性で、Ａ群・１～Ｂ群・2 の 5 人（男 3、女 2）は同一住所であるから「病院・施設」入所者と判断できる。外科Ｃが担当する被手術者Ｃ群・1～3 の 3 人は男で、同一住所なので、同一「病院・施設」である。医師Ｄが担当するのは 4 人（Ｄ群・1～4）で男 2 人、女 2 人で、同一住所の「病院・施設」である。医師Ｅの担当する 5 人（男 2 人、女 3 人）は、同一住所であるから同じ「病院・施設」である。医師Ｆの担当する被手術者は 3 人（男 1、女 2）は、同一住所であるから同じ「病院・施設」である。医師Ｇの担当する被手術者の 4 人は全員女性で、同一住所だから同じ「病院・施設」である。

ただし、表６・6・1－2 から 5 人の在宅者がいるはずなので、矛盾がある。

「第二案」として「別紙指定医師あて」で「優生手術の委託について（通知)」があり「優生保護法…の規定により審査された左記名の優生手術を…委託する…」とある。

６・７　1954（昭和 39）年度の優生手術の実態

表 6・7－1　1954 年度優生保護審査会

	氏名	5/31	7/19	8/25	11/1	12/23	3/15	回数
行政機関の職員	伊吹皎三	○	○	○	○	○	○	6
東北大教授	石橋俊実	○	○	○	○	○	○	6
	三笠義孝	○	○	○	○	○	×	5
宮城県医師会長、東北大学	古賀良彦	○	×	○	×	○	○	4
	豊島勝夫	○	○	○	○	○	○	6
	大野正太郎	○	○	○	×	○	不明	4
地域婦人団体連絡協議会役員 57 年 4 月現在、52 年設立	正宗千香子	○	○	○	○	○	○	6
宮城県副知事（53～55）	早坂冬男	×	×	×	×	×	×	0
東北大学医師会会長 54・55	篠田糺	×	×	○	○	○	○	4
	計	7	6	8	6	8	6	

表 6・7－2　1954 年度優生保護審査会申請者一覧

		居住地	性	申請医師診療科目	年齢	遺伝
	第 1 回優生保護審査会 5 月 31 日					
1	1	在宅者	女	産婦人科	27 才※1	有

2	2	病院・施設	男	精神科	28 才※2	空欄
3	3	在宅者	女	精神科	31 才	「不詳」と記載※3
4	4	病院・施設	女	精神科	24 才※4	空欄
	第 2 回優生保護審査会 7 月 19 日					
5	1	病院・施設	女	精神科	43 才	有
6	2	病院・施設	女	精神科	29 才	空欄
7	3	病院・施設	女	精神科	18 才	有
8	4	病院・施設	男	精神科	37 才※4	「不明」と記載
9	5	病院・施設	男	精神科	29 才※5	「不明」と記載
10	6	病院・施設	男	精神科	40 才※6	「不明」と記載
11	7	病院・施設	男	精神科	29 才	空欄※7
12	8	在宅者	女	精神科	21 才※9	空欄※10
13	9	在宅者	女	精神科	22 才※12	有
14	10	在宅者	男	精神科	28 才※14	「不詳」と記載
15	11	在宅者	男	精神科	24 才※16	「不詳」と記載
16	12	在宅者	女	精神科	31 才※18	「不明」と記載
	第 3 回優生保護審査会 8 月 25 日					
17	1	病院・施設	女	精神科	22 才	空欄
18	2	病院・施設	男	精神科	37 才	空欄※3
19	3	病院・施設	男	精神科	34 才	空欄※5
20	4	病院・施設	男	精神科	23 才	空欄
21	5	病院・施設	女	精神科	19 才	空欄
22	6	病院・施設	女	産婦人科	18 才	有、2 人分
23	7	病院・施設	男	精神科	24 才	空欄※7
24	8	在宅者	女	産婦人科	21 才	空欄
25	9	病院・施設	男	精神科	28 才	空欄
26	10	病院・施設	女	精神科	32 才	有
27	11	在宅者	男	産科婦人科	41 才	空欄
	第 4 回優生保護審査会 11 月 1 日					
28	1	病院・施設	男	精神科	29 才※2	空欄
29	2	病院・施設	女	精神科	29 才※4	空欄※5
30	3	病院・施設	男	精神科	20 才※7	空欄
31	4	病院・施設	男	精神科	26 才※9	空欄※10
32	5	病院・施設	女	精神科	12 才	有、2 人分
33	6	病院・施設	男	精神科	14 才	有、1 人分
34	7	病院・施設	男	精神科	13 才	不明
35	8	病院・施設	女	精神科	13 才	有、1 名分
	第 5 回優生保護審査会 12 月 23 日					
36	1	病院・施設	男	精神科※1	21 才※3	空欄

37	2	病院・施設	女	精神科※1	19 才※3	空欄
38	3	病院・施設	男	精神科※1	26 才	空欄
39	4	病院・施設	女	精神科※1	32 才※9	空欄
40	5	在宅者	女	産婦人科	42 才	有、1 人分
	第 6 回優生保護審査会 3 月 15 日					
41	1	在宅者	男	精神科	32 才	有、1 人分※2
42	2	病院・施設	男	神経精神科	18 才	不詳
43	3	在宅者	男	精神科	44 才	不詳
44	4	在宅者	女	精神科	22 才	空欄
45	5	病院・施設	女	精神科	24 才	空欄
46	6	病院・施設	女	神経科	28 才	空欄
47	7	病院・施設	女	神経科	18 才	空欄
48	8	病院・施設	女	神経科	28 才	空案
49	9	病院・施設	男	精神科	32 才	不詳
50	10	病院・施設	男	精神科	22 才	有、2 人分
51	11	病院・施設	女	精神科	30 才	空欄
52	12	病院・施設	女	神経精神科	33 才	特に認められない
53	13	病院・施設	女	精神科	33 才※10	不詳※11
54	14	病院・施設	女	精神科	32 才※13	不詳※14
55	15	病院・施設	男	精神科	30 才	不詳※16
56	16	病院・施設	男	精神科	39 才	空欄
57	17	病院・施設	男	精神科	30 才	空欄※17
58	18	病院・施設	男	精神科	12 才	有、1 人分
59	19	病院・施設	女	精神科	12 才	有、2 人分
60	20	病院・施設	女	精神科	14 才	有、4 人分
61	21	病院・施設	男	精神科	13 才	有、3 人分
62	22	病院・施設	女	精神科	30 才	不詳
63	23	在宅者	女	精神科	32 才	有、1 人分
64	24	在宅者	男	神経精神科	18 才	特に認めず
65	25	在宅者	男	精神科	21 才※21	不詳

・1954 年度の優生手術者数は、65 人で、男 32 人、女 33 人でほぼ同数である。

・優生保護審査会は 6 回開催され、第 1 回審査会（5 月 31 日）は優生手術者数 4 人（男 1、女 3)、第 2 回審査会（7 月 19 日）は 12 人（男 6、女 6)、第 3 回審査会（8 月 25 日）は 11 人（男 6、女 5)、第 4 回審査会（11 月 11 日）は 8 人（男 5、女 3)、第 5 回審査会（12 月 23 日）は 5 人（男 2、女 3)、第 6 回審査会（3 月 15 日）は 25 人（男 12、女 13）で、第 6 回審査会の優生手術対象者数が多い。

・居住地別でみると、「在宅者」と推定できる者 16 人（男 7、女 9)、「病院・施設」入院・

入所者と推定できる者 49 人（男 25、女 24）で、「病院・施設」は「在宅者」約 3 倍（49／16）だった。ただし、表 6・6・1－2 と表 6・6・3－1 で「在宅者数」に矛盾が見受けられる。

・申請医師診療科目は、精神科 60 人（含神経精神科 3 人)、産婦人科 5 人（含産科婦人科 1 人）で、優生手術者の申請は精神科医師を起点にされていたことがわかる。

・優生手術者の年齢は、10 代は 15 人、20 代は 27 人、30 代は 18 人、40 代は 5 人で、20 代が多く、10 代と 20 代で 59%（37 人／63 人）を占めている。個別の年齢で見ると、18 才、28 才、29 才、32 才が 5 人で、24 才、30 才が 4 人と多かった。

表 6・7－3　1954 年度の優生手術申請者の年齢別一覧

年令	12 才	13 才	14 才	18 才	19 才	20 才	21 才	22 才	23 才	24 才
人数	3 人	3 人	2 人	5 人	2 人	1 人	4 人	4 人	1 人	4 人
年令	26 才	27 才	28 才	29 才	30 才	31 才	32 才	33 才	34 才	37 才
人数	2 人	1 人	5 人	5 人	4 人	2 人	5 人	2 人	2 人	2 人
年令	39 才	40 才	41 才	42 才	43 才	44 才				
人数	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人				

・「本人の血族中に遺伝病にかかった者」の項目の「氏名」の欄に記載がある者、すなわち遺伝病にかかった者がいる者は 17 人、「氏名」の欄が「空欄」は 30 人、「不詳」と記載された者 11 人、「不明」と記載された者 5 人、「特に認められない・特に認めず」2 人であった。すなわち遺伝の根拠とされた血族中の遺伝がわかる者は 17 人・26%（17／65）で、あいまいな者は 48 人（空欄・不詳・不明・特に認められない・特に認めず）で、74%は遺伝の立証はされていなかった。

表 6・7－4　本人の血族中に遺伝病にかかった者」の項目の「氏名」の欄に記載

記載内容	遺伝者が有り	空欄	不詳	不明	特に認められない（認めず）
人数	17 人	30 人	11 人	5 人	2 人

Ⅱ　第 2 期　1956（昭和 31）年～1961（昭和 36）年
強制優生手術者数が減少し、再び増加に向かう時期

1　1956（亀亭園の火災）～1961（愛宕診療所の開設）の特徴

表１－1
宮城県における「優生保護法」
による優生手術を受けた人数

	医師の申請によるもの	
理由 / 年	遺伝性疾患(4)	非遺伝（12）精神疾患
1947		
1948		
1949	6	-
1950	8	-
1951	18	-
1952	（40）※1	
1953	（63）※1	
1954	76	0
1955	54	0
1956	13	0
1957	34	0
1958	52	0
1959	23	0
1960	45	3
1961	50	0
1962	75	1
1963	114	0
1964	87	0
1965	128	1
1966	97	1
1967	92	0
1968	74	0
1969	78	0
1970	77	0
1971	79	1
1972	58	0

※前項の1952年度、1953年度の分析結果から

第２期は、第１期（1954〈昭和 29〉年を頂点とする）の山と第３期（1965〈昭和 40〉年を頂点とする）の山に挟まれた時期で、優生手術者数から見ると減少（1956〈昭和 31〉年・13 人）或いは停滞の時期（優生手術者数が 50 人以下）である。1956（昭和 31）年 12 月に県立亀亭園が火災となり焼失するできごとがあった。その間、亀亭園の入園者の多くは修道院に避難し、2 年 3 か月後※1（1959〈昭和 34〉年３月頃）に再開設した。また、この火災を契機に、1957（昭和 32）年２月　宮城県精神薄弱児福祉協会が結成され、新たな知的障害児施設の建設をめざした「愛の 10 万人運動」が始まった。この運動には、優生保護政策の普及も含まれていた。こうして設立されたのが、知的障害児のための小松島学園である。こうした時期を経て、1962（昭和 37）年に中央優生保護相談所附属診療所（通称　愛宕病院）という優生手術のみをする病院が開所する。

なお、1956（昭和 31）年度の開示資料はない。

※1　清水貞夫・相澤雅文「宮城県における精神薄弱児施設の誕生と分類収容－亀亭園･『愛の十万人(県民)運動』、そして小松島学園・ほたる学園－」(『特別支援教育臨床実践センター年報』第８号、2018）の中に「2 年 3 か月の間借り生活に入る」（p.49）との記載がある。

２・１　1957（昭和 32）年度の優生手術

1957（昭和 32）年 4 月 27 日付で「厚生省公衆衛生局精神衛生部長」から「各都道府県衛生部（局）長宛」文書（通知２・１－1、写真２・１－1）には，「優生手術者は前年度（注・船橋，昭和 31 年度と推定）1350 人に対し，1800 人（注，今年度）と大幅に増加」し，「遂年増加の途を辿っているとはいえ予算上の件数を下回っている実情がある」とし，「各都道府県別に実施件数を比較」するために「優生保護法第 4 条該当優生手術実施件数（昭和 31 年分)」(写真２・１－2）を添付している。それによれば，優生手術者数は宮城県 13 人に対し，近隣の青森県 4 人、岩手県 7 人、秋田県 0 人、山形県 50 人、福島県 0 人であった。全国的には、最も多かったのは北海道で 312 人、次いで岡山県 127 人、大分県 111 人、大阪府 97 人となっていた。それらの実態を「極めて不均衡」として，「優生手術対象者が存在しないということではな」いとして，「啓蒙活動」と「貴職の御努力」によって「相当程度成績を向上せしめ得る」と，優生手術の促進を求めている。

通知２・１－１

1957（昭和 32）年 4 月厚生省公衆衛生局精神衛生部長から各都道府県衛生部（局）長宛文書

（略）優生手術の実態につきましては種々御配慮を煩わしていることと存じますが，□□に御連絡致しましたとおり，本年度における優生手術交付金にかかる手術対象者は，前年度 1350 人に対し 1800 人と大幅に増加されたのでありますが，例年優生手術の実施件数は遂年増加の途を辿っているとはいえ予算上の件数を下回っている実情であります。／各府県別に実施件数を比較してみますと別紙資料のとおり極めて不均衡でありまして，これは優生手術対象者が存在しないということではなく，関係者に対する啓蒙活動と貴職の御努力により相当程度成績を向上せしめ得られるものと存ずる次第であります。／つきましては，甚だ恐縮ではありますが，本年度における優生手術の実施につきまして特段の御配慮を賜わりその実をあげられるよう御願い申し上げる次第であります。

昭和 32 年 4 月 27 日

写真２・1－1

1957（昭和 32）年 4 月厚生省公衆衛生局精神衛生部長から各都道府県衛生部（局）

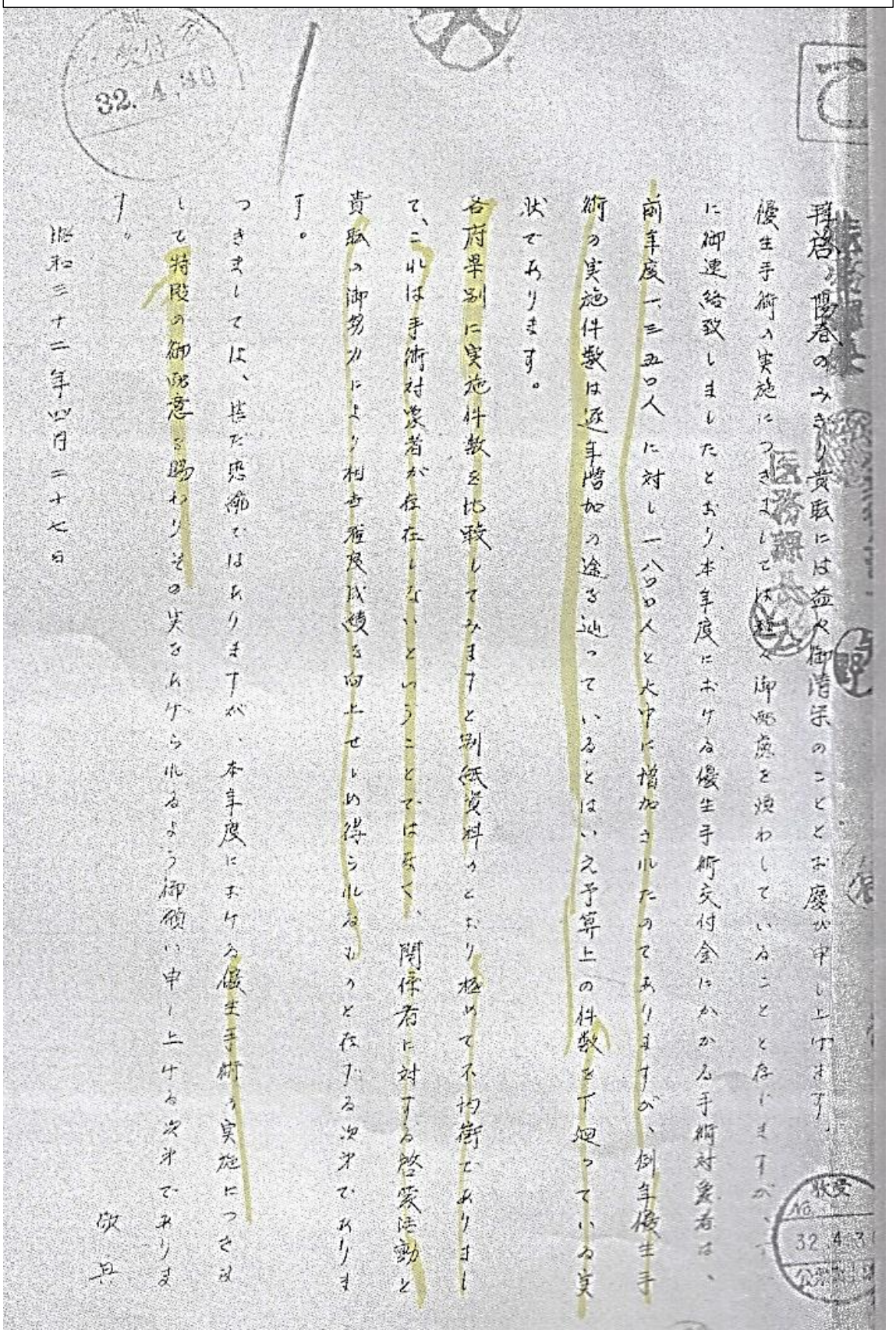

写真２・１－２
1957（昭和 32）年 4 月厚生省公衆衛生局精神衛生部長から各都道府県衛生部（局）長宛の添付資料

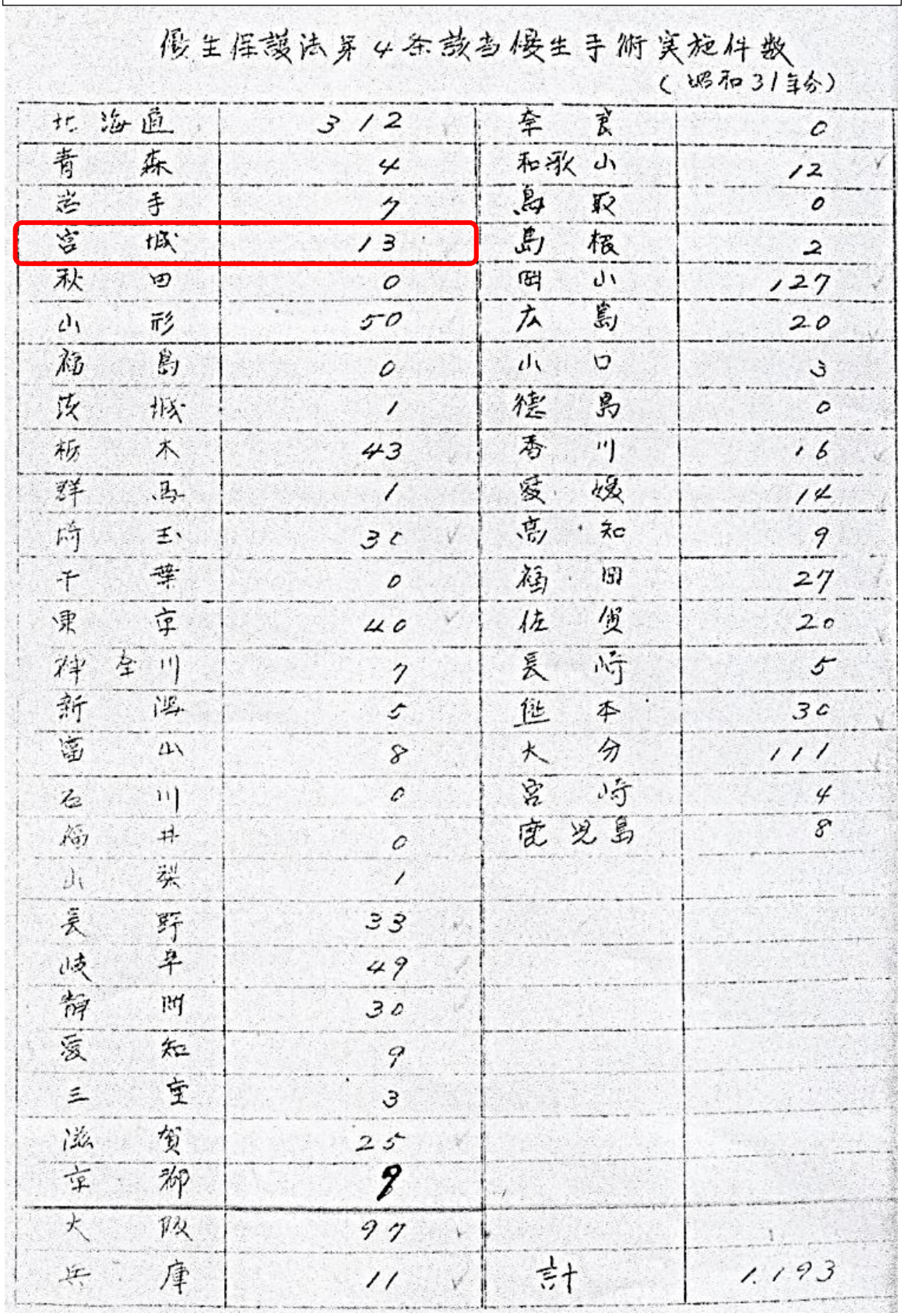

優生保護法第４条該当優生手術実施件数
（昭和31年分）

北海道	312	奈良	0
青森	4	和歌山	12
岩手	7	鳥取	0
宮城	13	島根	2
秋田	0	岡山	127
山形	50	広島	20
福島	0	山口	3
茨城	1	徳島	0
栃木	43	香川	16
群馬	1	愛媛	14
埼玉	31	高知	9
千葉	0	福岡	27
東京	40	佐賀	20
神奈川	7	長崎	5
新潟	5	熊本	30
富山	8	大分	111
石川	0	宮崎	4
福井	0	鹿児島	8
山梨	1		
長野	33		
岐阜	49		
静岡	30		
愛知	9		
三重	3		
滋賀	25		
京都	9		
大阪	97		
兵庫	11	計	1193

２・１・１　審査会にかかわる資料

1957（昭和 32）年度の優生手術にかかわる開示資料は、下記の表２・１・1－1 のとおりである。開示資料一覧を年代順に並び変え、当該年度のものを表記した。

表２・1・1－1　1957（昭和 32）年度の開示資料一覧

94	126	昭和 32 年 7 月 18 日	優生保護審査会開催について（起案）	475~476
104	136	昭和 32 年 7 月 18 日	昭和 32 年度第 1 回優生保護審査会開催について（起案）	510~512
105	137		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	513~548
95	127	昭和 32 年 7 月 23 日	優生手術の委託について（起案）	477~482
96	128	昭和 32 年 10 月 3 日	優生保護審査会開催について（起案）	483~485
106	138	昭和 32 年 10 月 3 日	昭和 32 年度第 2 回優生保護審査会開催について（起案）	549~549
107	139		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	550~570
113	145	昭和 32 年 10 月 11 日	昭和 32 年度第 2 回優生保護審査会開催について（通知）	684~684
114	146		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	685~700
112	144	昭和 32 年 10 月 14 日	昭和 32 年度第 2 回優生保護審査会会議録	681~683
97	129	昭和 32 年 10 月 17 日	優生手術の委託について（起案）	486~491
98	130	昭和 32 年 12 月 20 日	優生保護審査会開催について（起案）	492~494
108	140	昭和 32 年 12 月 20 日	優生保護審査会開催について（通知）（起案）	579~580
109	141		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	581~606
99	131	昭和 33 年 1 月 20 日	優生手術の委託について（起案）	495~498
100	132	昭和 33 年 3 月 8 日	優生保護審査会開催について（起案）	499~499
101	133	昭和 33 年 3 月　日	優生手術の委託について（起案）	500~506
110	142	昭和 33 年 3 月 10 日	優生保護審査会開催について（通知）（起案）	607~607
111	143		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	608~680
115	147	昭和 33 年 3 月 10 日	昭和 32 年度第 4 回優生保護審査会会議録	701~703
116	148	昭和 33 年 3 月 10 日	優生保護審査会開催について（通知）	704~704
117	149		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	705~743
118	150		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	744~783

２・１・２　7 月 22 日の優生保護審査会について

第 1 回優生保護審査会にかかわる資料は、以下の通り、4 文書である。

表２・1・2－1　第 1 回優生保護審査会関係資料一覧

94	126	昭和 32 年 7 月 18 日	優生保護審査会開催について（起案）	475~476
104	136	昭和 32 年 7 月 18 日	昭和 32 年度第 1 回優生保護審査会開催について	510~512

			（起案）	
105	137		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	513~548
95	127	昭和 32 年 7 月 23 日	優生手術の委託について（起案）	477~482

資料 126・昭和 32 年 7 月 18 日付「優生保護審査会開催について（起案)」、資料 136・昭和 32 年 7 月 18 日付「昭和 32 年度第 1 回優生保護審査会開催について（起案)」の分析をする。昭和 32 年 7 月 18 日付で優生保護審査会開催にかかわる 2 枚の起案である。資料 126 の「優生保護審査会開催について（起案)」には、「優生保護法…別紙の通り申請があったので来る 7 月□日審査会（注、22 日と推定）を…開催したい…。なお、この際出席した委員に対する委員報酬を支給並びに茶菓を給与したい…」とあり、次のように計上されている。

1 会議召集月日　昭和 32 年 7 月 22 日午後 1 時より

2 場所　宮城県衛生部長室

3 議題　優生保護法第 4 条による優生手術申請■■外 10 件に対する適否決定について

※実際には 15 名の審査を実施している。

4 委員、幹事

委員　石橋俊実、伊吹皎三、大野正太郎、小幡倹介、松川金七、荘司圧九郎
阿部哲男、五十嵐とまを、九島勝司

幹事　小原幸作、氏家俊郎、野家美夫、泉□□（2 字読みとれない）

※1953（昭和 28）年度と比較すると、委員として石橋俊実、伊吹皎三、大野正太郎の 3 委員は継続していて、他の 6 委員（小幡倹介、松川金七、荘司庄九郎、阿部哲男、五十嵐とまを、九島勝司）は新規である。1960（昭和 35）年 1 月 17 日現在の「宮城県優生保護審査会委員名簿」によれば石橋俊実は東北大教授で 1960（昭和 35）年時の委員長、伊吹皎三は行政機関の職員、松川金七は学識経験者、荘司庄九郎は学識経験者、阿部哲男は県医師会長、五十嵐とまをは県助産婦会長、九島勝司は東北大教授とある。1953（昭和 28）年度の委員であった三笠義孝、古賀良彦、豊島勝夫、正宗千香子が、はずれている。同様に幹事は、小原幸作は継続しているが、他の 3 人（氏家俊郎、野家美夫、泉□□）は新規である。

5 経費

・報酬　4,000 円　部外委員 8 人　1 人 1 回 500 円

・食糧費　400 円　茶菓代　1 人 30 円×13 人　　計　4400 円

6 支出科目

表 2・1・2－2　1957（昭和 32）年度の優生保護審査会委員

役職等	氏名	選出区分
委員長　東北大教授	石橋俊実	医師代表
委員　東北大教授	九島勝司	医師□□
委員　県医師会長	阿部哲男	医師□□

委員	大野正太郎、小幡倹介	裁判官
委員		検察官
委員	松川金七	学識経験者
委員	荘司庄九郎	学識経験者
委員　県助産婦会長	五十嵐とまを	学識経験者
委員	伊吹皎三	行政機関の職員

※ただし 1960（昭和 35）年 1 月 17 日現在

資料 136・昭和 32 年 7 月 18 日付「昭和 32 年度第 1 回優生保護審査会開催について（起案)」には、第 1 回優生保護審査会の日程の他に、次の内容が記されている。

「案の 2」として宮城県優生保護審査会から優生手術申請者及び被手術者あてで「優生手術申請書の受理について（通知)」がある。そこには、「昭和 32 年　月　日付で申請あった　　殿の優生手術申請書を本会で受理し昭和 32 年 7 月　日午後 1 時から宮城県衛生部長室で審査することになりました…。なお…規定により申請者優生手術を愛くべきもの及びその配偶者親権者、後見人又は保佐人は審査に対して事実又は意見を述べることができるので念のため申添えます」とある。「なお…規定により申請者優生手術を愛くべきもの及びその配偶者親権者、後見人又は保佐人は審査に対して事実又は意見を述べることができるので念のため申添えます」と、これまでにはない文言が挿入されている。続いて資料 137 に 11 人の申請書等の書類がある。

表 2・1・2−3　審査対象者にかかわる資料の有無一覧

対象者	優生手術申請書	健康診断書	遺伝調査書
1	有り	有り	有り
2	有り	有り	有り
3	有り	有り、別紙有	有り
4	有り	有り	有り
5	有り	有り	有り
6	有り	有り	有り
7	有り	有り、別紙有	有り
8	有り	有り	有り
9	有り	有り	有り
10	有り	有り	有り
11	有り	有り	有り
12	有り	有り	有り
13	有り	有り	有り
14	有り	有り	有り
15	有り、保健所から別紙申請書	有り	有り、知事あて意見書

表２・１・２−４　第１回優生保護審査会への申請者一覧

	優生手術申請書					健康診断書		遺伝調査書	
	居住地	性	申請医師診療科目	付記	日付	年齢	日付	血族中遺伝病にかかった者	日付
1	病院・施設	男	神経精神科	なし	4.11	22 才	4.11	有、１人分	4.11
2	病院・施設	男	神経精神科	なし	5.11	20 才	5.11	有、２人分	5.11
3	病院・施設	男	神経精神科	なし	4.20	15 才	4.20	有、１人分※1	4.20
4	病院・施設	女	精神科※2	有※3	3.18	23 才	3.18	詳細不明※4	3.18
5	病院・施設	男	精神科※2	有※3	5.18	21 才	5.18	遺伝病にかかった者を認めず※5	5.18
6	病院・施設	男	精神科※2	有※3	3.18	22 才	3.18	遺伝病罹患者をみない※6	3.18
7	病院・施設	女	神経精神科	なし	4.1	16 才	4.1	有、１人分※1	4.1
8	病院・施設	女	神経精神科	なし	6.20	12 才	6.20	有、１人分※1	6.20
9	病院・施設	男	精神科※2	有※3	5.18	23 才		特に認めず	5.18
10	在宅者	女	産婦人科	ない	4.10	18 才	4.10	有、１人分	4.10
11	在宅者	女	外科、産婦人科、神経科	なし	4.22	31 才	4.22	有、２人分	4.22
12	病院・施設	女	神経科	なし	4.30	25 才	4.30	なし※7	4.30
13	病院・施設	女	神経科	なし	4.30	30 才	4.30	有、２人分	4.30
14	病院・施設	女	神経科	なし	4.30	15 才	4.30	なし※8	4.30
15	在宅者	女	産婦人科※10	有※9	7.11	36 才	7.11	有、２人分	7.11

※1「優生手術申請書」の「□条の規定により優生手術を行なう」が記載なし。

※2「申請者」の「備考」欄に「申請者は■■長であります」と記載。

※3「優生手術は■月中に施行したい。場所は■■で■■が手術者たることを希望す。」と記載。

※4「遺伝調査書」に「母の同胞に■■があったらしい。詳細不明。」と記載あり。

※5「遺伝調査書」に「調査し得た範囲に血族中遺伝病にかかった者を認めず」と記載。

※6「遺伝調査書」に「調査の範囲内には遺伝病罹患者を見ない。」の記載。

※7「遺伝調査書」の「備考」に「■■中に１名■■あり」と記載。ただし、氏名・年齢・続柄・病名は記載なし。

※8「遺伝調査書」の「備考」に「■■1 名■■あり」と記載。ただし、氏名・年齢・続柄・病名は記載なし。

※9「至急手術の要あり、■■」の記載。

※10「備考」に「診療所開設指定医」と記載。

優生手術者 No15 について

15	在宅者	女	産婦人科	有※9	7.11	36 才	7.11	有、２人分	7.11

No15 は、36 歳の女性（在宅者）で産婦人科から申請されている。宮城県岩沼保健所長

から宮城県優生保護審査会会長あてで「優生手術方について申請」（岩沼保予第 301 号、昭和 32 年 7 月 18 日）がでている。そこには「…先の者から手術方の申請があったので（注　岩沼保健所で）調査の結果手術することが必要と認められますので、…御審議下さる様…」とある。また、差出人は特定できないが、宮城県知事大沼康宛てに「意見書」がある。そこには、以下のようにある。

「■■今後もかかる悪質の子孫を出産させることは公益上甚だ芳しからざるものと思考せられるにより早急に中絶及び優生手術を行なう事が適当と認められる」（昭和 32 年 7 月 11 日）

これらの文面から、No15（女、36 歳）は、「中絶及び優生手術」をされたと思われる。また、保健所（長）からの申請で、かつ保健所で調査したことが伺える。

２・１・３　優生手術の委託

資料 127・昭和 32 年 7 月 23 日付「優生手術の委託について（起案)」の分析をする。

7 月 23 日付「優生手術の委託について（伺)」には「昭和 32 年 7 月 22 日審査した別記名の者優生手術を…別記医師に対し…実施を委託したい…」（下線は船橋）とある。ここから 7 月 22 日の第 1 回優生保護審査会の結果に対応した文書であることがわかる。別記(一)を表 2・1・3－1 に記した。

表 2・1・3－ 1　指定医師と被手術者の一覧

		指定医師名	仝上住所	被手術者名	仝上現住所	基本委託金額
審査	①					7772
印再発行 32.12.5	②	〃	〃			7772
審査 33.	③					7772
審査 . .28	④	〃	〃		〃	14481
審査 . .25	⑤	〃	〃			14481
審査	⑥					14481
審査 . .28	⑦	〃	〃		〃	7772
審査	⑧	〃	〃		〃	7772
審査 . .28	⑨	〃	〃		〃	7772
審査 32.	⑩					14481
審査 . .28	⑪					14481
審査. .25	⑫					14481
審査	⑬					14481
審査	⑭	〃	〃		〃	14481
審査	⑮					14481
審査		計		15 名		176961

「所要金額」は 176961 円で、「委託料」として予算配当額　700000 円 (1800000 を線で消してある)、支出済額　400000 円(879883 を線で消してある)、差引残額　300000 円 (920117 を線で消してある)」とある。

表 2・1・3－1 から次のことがわかる

・手術担当の指定医師は 8 名で、被手術者は 15 名だった。15 名を、住所から同一住所なのは 2 名が 2 組、4 名が 1 組である。ただし、住所の同一性は、表 2・1・3－2 と異なっている。表 2・1・3－2 では、4 名の同一住所が 1 組、3 名の同一住所が 1 組、2 名の同一住所が 1 組となっている。

表 2・1・3－2　申請医師と被手術者と指定医師

	申請医師	施設名	被手術者名	仝上住所	手術実施指定医	仝上施設名
①						
②	〃	〃			〃	
③						
④	〃	〃		〃	〃	〃
⑤	〃	〃		〃	〃	〃
⑥						
⑦	〃	〃		〃	〃	〃
⑧	〃	〃		〃	〃	〃
⑨	〃	〃		〃	〃	〃
⑩						
⑪						
⑫						
⑬						
⑭	〃	〃		〃	〃	〃
⑮						

2・2　10 月 14 日の優生保護審査会について

2・2・1　優生手術の申請

第 2 回優生保護審査会にかかわる資料は、以下の通り 7 文書である。

表 2・2・1－1　第 2 回優生保護審査課関連資料一覧

96	128	昭和 32 年 10 月 3 日	優生保護審査会開催について（起案）	483~485
106	138	昭和 32 年 10 月 3 日	昭和 32 年度第 2 回優生保護審査会開催について（起案）	549~549
107	139		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	550~570
113	145	昭和 32 年 10 月 11 日	昭和 32 年度第 2 回優生保護審査会開催について（通知）	684~684

114	146		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	685~700
112	144	昭和 32 年 10 月 14 日	昭和 32 年度第 2 回優生保護審査会会議録	681~683
97	129	昭和 32 年 10 月 17 日	優生手術の委託について（起案）	486~491

資料 128 と資料 138 及び資料 145 は、第 2 回優生保護審査会にかかわる資料である。資料 138・昭和 32 年 10 月 3 日付「昭和 32 年度第 2 回優生保護審査会開催について（起案）」は、番号順から推測して資料 144「昭和 32 年度第 2 回優生保護審査会会議録」の添付資料と思われる。

資料 128・昭和 32 年 10 月 3 日「優生保護審査会開催について（起案）」には、「優生保護法第 4 条の規定により別紙■■外 11 件の優生手術申請があったので来る 10 月 11 日午後 1 時から…審査会を開催したい…。／…出席した部外委員に対する委員報酬の支給並びに茶菓を給与したいので併せて伺います」（下線は船橋）とある。ここから第 4 条の申請で 12 件あったこと、10 月 11 日に優生保護審査会があること、この文書が委員報酬の支給等に関する起案であることがわかる。そして、審査会については、次のようにある。

・会議召集年月日　昭和 32 年 10 月 11 日
・場所　衛生部長室
・議題　優生保護法第 4 条による優生手術申請書■■外 11 件の適否審査について
・委員及び幹事

委員　石橋俊実、伊吹皎三、大野正太郎、松川金七、荘司圧九郎、小幡倹介
九島勝司、阿部哲男、五十嵐とまを

※「部外委員は 8 人」とあるから、伊吹皎三を除く 8 人が該当するだろう。

幹事　小原幸作、氏家俊郎、野家美夫、泉修治

別紙として、被申請者氏名、申請者氏名等が記載されている。

表２・２・1－2　被申請者氏名と申請者氏名の一覧

被申請者氏名	仝上住所	年令	申請者氏名	
		18		
		16		
		20	〃	
		29		
		31	〃	
		19	〃	
		25	〃	
		43	〃	
		29		
		28	〃	
		20	〃	

上記表2・2・1−2から、申請者は4名で11人の優生手術の申請（それぞれ1人、2人、5人、3人）をしていることがわかる。年齢は、18才から43才で、10代は3人、20代は6人、30代は1人、40代は1人であった。議題では「■■外11名」（計12名）となっているのに、11名分しか記載がない、後日する「会議録」には「■■外10件」と記載があるから、1件は審査会に申請されなかったのであろう。理由は不明である。

資料138・昭和32年10月3日付で、宮城県優生保護審査委員長から各委員宛で「昭和32年度第2回優生保護審査会開催について（通知）」には、第2回の優生保護審査会の案内が出されている。

・日時　昭和32年10月11日　午後1時

※資料145・昭和32年10月11日付「昭和32年度第2回優生保護審査会開催について（通知）」では、開催部は10月14日となっている。資料144・昭和32年10月14日付「昭和32年度第2回優生保護審査会会議録」に添付されたものであるから、実際の開催日は10月11日ではなく、10月14日であろう。

・場所　衛生部長室

・議題　■■外11件の優生手術申請に対する適否審査について

「案の 2」として宮城県優生保護審査会から優生手術申請者及び被手術者あてで「優生手術申請書の受理について（通知）」がある。そこには、「昭和32年　月　日付で申請あった殿の優生手術申請書を本会で受理し昭和32年10月　日午後1時から宮城県衛生部長室で審査することになりました…。なお…規定により申請者優生手術を愛くべきもの及びその配偶者親権者、後見人又は保佐人は審査に対して事実又は意見を述べることができるので念のため申添えます」とある。

優生手術に関する資料は2種類ある。1つは資料139で優生保護開催の案内文書と一緒に綴じられているもので、その点から考えて優生保護審査会開催の前提である各医師から受理した申請書関係文書である。もう一つは、資料146で優生保護審査会の議事録に綴じられている文書であり、ガリ版印刷となっているものである。それらの点から考えて、優生保護審査会当日の資料として配布されたものと思われる。そこで資料139と資料146を分析することによって、提出された資料と審議会用に作成された資料との相違を見ることができる。

まず、各医師から優生保護審査会に提出された資料139について見る。表2・2・1−3は「資料139の優生手術の審査対象者にかかわる資料の有無一覧」である。

表2・2・1−3　資料139の優生手術の審査対象者にかかわる資料の有無一覧

対象者	優生手術申請書	健康診断書	遺伝調査書
1　18才・男	有り	有り$_{1}$	有り$_{2}$
2　20才・男	有り$_{3}$　9月24日付	有り	有り

	気仙沼保健所からの申請書[4]		
3　29才・男	有り[5]	有り	有り[6]
4　28才・男	有り[7]	有り	有り[8]
5　32才・女	有り	有り	有り
	「名病第152号」の申請書[9]		
6　29才・女	有り	有り	有り、別紙あり
7　31才・女	有り	有り	有り、別紙あり
	「名病第152号」の申請書[10]		
8　19才・男	有り	有り	有り
	「■■第152号」の申請書[11]		
9　25才・女	有り	有り	有り
10　43才・女	有り	有り	有り

※1「発病後の経過」「現在の症状」の欄に「別紙」とあり、別紙が添付されている。

※2 欄外に「遺伝歴」の項目で、父・母・兄・弟・父方従兄についての記述あり（記述は黒塗り）。

※3 欄外に手書きで「一応■調査のこと」との記載あり。

※4 気仙沼保健所長から宮城県優生保護審査会殿「優生手術申請について」（気保総第573号、宮城県32.7.13　収受)。「右について医師■■より左記の者にかゝる申請がありましたのでよろしく御取計い願います」とあり3人（黒塗り、人数は3行分から推定）が記されている。

※5 紙面に「□　32.7.10 □　第573号」の丸印あり。

※6 独自な形式で「本人の血族中遺伝病にかかった者」との項目が「家族歴」と替えてある。

※7 紙面に「□32.7,xx □　第573号」との丸印あり。

※8 独自な形式で「本人の血族中遺伝病にかかった者」との項目が「家族歴」と替えてある。

※9 昭和32年8月14日付、■■から優生保護審査会殿で「優生保護法第4条による優生手術申請について」（下線は船橋、名病第152号、割印あり：※9・10・11同型）

「このことについて左記二名分申請いたします。

記

■■

■■　　未婚（手書き）

病歴再調のうえ調査書添付のこと（手書き）

■■」

※10■■から優生保護審査会殿で「優生保護法第■条による優生手術申請について」（名病第152号、割印あり：※9・10・11同型）

「このことについて左記一名分別紙の通り申請いたします。

記

■■　」

※11 昭和32年9月10日付で、■■から優生保護審査会殿で「優生手術申請について」（名病第152号、割印あり：※9・10・11同型）

「このことについて左記の者二名を別紙の通り申請いたします。

記

■■

■■

丸印あり（「宮城県 32.9.10 収受」）　」

表２・２・１－４　資料 146 の優生手術の審査対象者にかかわる資料の有無一覧

表２・３の No		優生手術申請書	健康診断書	遺伝調査書
1	18 才・男	有り	有り	有り、別記「家族歴」
2	20 才・男	有り、９月 24 日付	有り	有り
6	29 才・女	有り	有り	有り
7	31 才・女	有り	有り	有り
5	32 才・女	有り	有り	有り
10	43 才・女	有り	有り	有り
8	19 才・男	有り	有り	有り
9	25 才・女	有り	有り	有り
新規 1	20 才・男	有り、７月８日付	有り	有り、別記「家族歴」
3	29 才・男	有り	有り	有り、別記「家族歴」
4	28 才・男	有り	有り	有り、別記「家族歴」

※1　資料２・３にはなかった申請書。審議段階で加わった。

表２・２・１－５　資料 139 による優生手術者の実態一覧

	優生手術申請書					健康診断書		遺伝調査書	
	居住地	性	申請医師 診療科目	付記	日付	年齢	日付	血族中遺伝病 にかかった者	日付
1	在宅者	男	神経精神科	なし※1	9.1	18 才	9.1※2	有※3	9.1
2	病院・施設	男	精神科※4	有※5	9.24	20 才	9.24	不詳※6	9.24
3	病院・施設	男	神経科※7	なし	7.8	29 才	7.8	家族歴※8	7.8
4	病院・施設	男	神経科※9	なし	7.8	28 才	7.8	家族歴※10	7.8
5	在宅者	女	精神科	なし	9.10	32 才	9.10	不詳※11	9.10
6	病院・施設	女	精神科 神経科	なし※12	8.13	29 才※13	8.13	有、1 名分※14	8.13
7	病院・施設	女	精神科 神経科※15	なし	8.12	31 才※16	8.12	有、1 名分※17	8.12
8	病院・施設	男	精神科 神経科※18	なし	8.20	19 才	8.20	有、3 人分※19	8.20
9	病院・施設	女	精神科 神経科※20	なし	9.9	25 才	9.9	不詳※21	9.9
10	病院・施設	女	精神科 神経科※22	なし	9.9	43 才	9.9	特別なことは 認められない	9.9

※1「付記」が未記載。加えて「優生保護法第□条の規定により」の□が未記載。

※2「健康診断書」の「発病後の経過」「現在の症状」の欄に「別紙」とあり、別紙が添付されている。

※3「血族中遺伝にかかった者」の「氏名」「年齢」「続柄」は黒塗り。「病名」「備考」は空欄。別記で「遺伝歴」に家族について記載あり。
※4「精神科■■」と記載。「備考」に「申請者は■■長であります」と記載あり。
※5「優生手術は■月中に施行したい。場所は■で■が手術者たることを希望す」と記載あり。「優生手術申請書」の欄外に、「一応■■調査のこと」と鉛筆書きあり。
※6「遺伝調査書」の「備考」に「未婚」と記載あり。
※7 宮城県氣仙沼保健所の罫紙を使用。丸印（「32.7.10 付　第 573 号」）あり。
※8「本人の血族中遺伝病にかかった者」の欄がなく、「家族歴」（黒塗り）が記されている。
※9「優生手術申請書」に丸印（「32.7□ 付 第 573□」）あり。
※10「本人の血族中遺伝病にかかった者」の欄がなく、「家族歴」が記されている。
「■■が 30 年前に■■に罹患したと言うが詳細は不明。両親健在なるも何れも■■であり■■■■■。兄弟 3 人中第 1 子にして第 3 子が■■で■■し第 2 子健在するが精神状態は不明」
※11「遺伝調査書」の「血族中遺伝にかかった者」に「調査すれども不詳である」と記載。「備考」に「未婚」と記載。
※12「備考」に「手術施行は■■を希望します」と記載あり。
※13「健康診断書」の「発病後の経過」と線で結んで「結婚の状況子供の健康状態」との鉛筆書き有り。
※14 宮城県の罫紙に「結婚年月日」と 4 人の子供の年齢及び「健康」との記載あり。
※15「備考」に「手術施行は■■を希望します」と記載あり。
※16「健康診断書」の欄外に「結婚の有ム」との鉛筆書きあり。
※17「遺伝調査書」の欄外に「未婚」との鉛筆書きあり。別記で「結婚年月日」と子供（2 人）の年齢と「健康」との記載あり。
※18「備考」に「■■医師より■■に於て手術を行いたい」との記載あり。
※19「氏名」欄に 3 人の記載あり、3 名とも「病名」は「■■（病名不詳)」と記載、1 人は「死亡」、2 人は「■■（病院名不詳)」の記載あり。「備考」に「独身」との記載あり。
※20「備考」に「手術医は■■を希望します」との記載あり。丸印（「宮城県 32.9.10 収受」）あり。
※21「備考」に「(本人は未婚)」との記載あり。
※22「備考」に「手術実施■■を希望します」との記載あり。

表 2・2・1−6　資料 146 による優生手術者の実態一覧（ただし、前表の順に合わせた）

	優生手術申請書					健康診断書		遺伝調査書	
	居住地	性	申請医師 診療科目	付記	日付	年齢	日付	血族中遺伝病 にかかった者	日付
1	在宅者	男	神経精神科	なし	9.1	18 才	9.1	有※1	9.1
2	病院・施設	男	精神科	有※2	9.24	20 才	9.24	不詳※3	9.24
3	病院・施設	男	神経科	なし	7.8	29 才	7.8	空欄※13	7.8
4	病院・施設	男	神経科	なし	7.8	28 才	7.8	空欄※14	7.8
*	病院・施設	男	神経科	なし	7.8	20 才	7.8	空欄	7.8
5	在宅者	女	精神科	なし	9.10	32 才	9.10	有※6	9.10
6	病院・施設	女	精神科 神経科※4	なし	8.13	29 才	8.13	有、1 名分	8.13

7	病院・施設	女	精神科 神経科※5	なし	8.13	31 才	8.13	有、1 名分	8.13
8	病院・施設	男	精神科 神経科※8	なし	8.20	19 才	8.20	有、3 人分※9	8.20
9	病院・施設	女	精神科 神経科※10	なし※13	9.9	26 才※15	9.9	不詳	9.9
10	病院・施設	女	精神科 神経科※7	なし	9.9	43 才	9.9	特別なことは認められない	9.9

※1「遺伝調査書」の「病名」は「不詳」と鉛筆書きがあり。欄外に「遺伝歴」父・母・兄・弟についての記載あり。

※2「優生手術は■月中に施行したい。場所は■で■が手術者たることを希望す」と記載あり。

※3「遺伝調査書」の「備考」に「未婚」と記載あり。

※4「備考」に「■■を希望します」との記載あり。

※5「備考」に「手術施行は■■を希望します」との記載あり。

※6「氏名」欄が黒塗り、「年齢」「続柄」「備考」は空白。「備考」欄に「未婚」と記載あり。

※7「備考」に「手術実施医は■■を希望します」との記載あり。

※8「備考」に「■■医師により当院に於て手術を行ないたい」との記載あり。

※9「本院の血族中遺伝病にかかった者」の欄に 3 名の「氏名」「年齢」「続柄」が記され（黒塗り)、「病名」は「■■（病名不詳)」となっている。「備考」に「独身」との記載あり。

※10「備考」に「手術医は■■を希望します」との記載あり。

※11「優生手術申請書」の欄外に、鉛筆書きで「保留」と記載あり。

※12「遺伝調査書」に「家族歴」（黒塗り）を別記。

※13「遺伝調査書」に「家族歴」（黒塗り）を別記。

※14「遺伝調査書」に「家族歴」（黒塗り）を別記。

※15「遺伝調査書」の「手術を愛くべき者」の「氏名」「年令」には「25 才」とある。

以上、表 2・2・1−3 から 2・2・1−6 までで、次のことがわかる。

1）「名病第 152 号」の文書で 3 回申請があり、「名病」病院から宮城県優生保護審査会に申請していた。「名病」とは、宮城県立名取病院と推定できる（詳細は項目「補　『名病』について」で後述する)。

2）気仙沼保健所長から宮城県優生保護審査会殿「優生手術申請について」(気保総第 573 号、宮城県　32.7.13　収受）があり、「右について医師■■より左記の者にかゝる申請がありましたのでよろしく御取計い願います」との文書の存在から、宮城県にあっては各医師から保健所に優生手術の申請がされ、保健所から宮城県優生保護審査会へ申請するルートがあったと思われる。

3）申請段階では、10 人の申請であったが、優生保護審査会の審議段階では 11 人と 1 人増えている。ただし、加わった 1 人の申請日は 7 月 8 日付となっているので、「加わった」と言うより。「手違いで加えなかった」可能性もある。

4）No5 の「女・32 才」は、申請書の「本人の血族中遺伝病にかかった者」の欄には「調

査すれども不詳である」と記載されていたが、審議会の資料には同欄（「本人の血族中遺伝病にかかった者」）の欄が黒塗りになっており、該当者がいたと思われる記載になっている。

２・２・２　優生保護審査会議事録

資料 144・昭和 32 年 10 月 14 日付「昭和 32 年度第 2 回優生保護審査会議事録」の中身は次の通り。

・会議招集年月日　昭和 32 年 10 月 14 日　午後 1 時より

※案内では 10 月 11 日となっていたが、実際は 10 月 14 日に開催されたことがわかる。

・会議場所　宮城県衛生部長室

・会議事項　■外 10 件の優生手術申請に対する適否決定について

※案内では「■外 11 件」とあったが、実際は「■外 10 件」だった。

・出席委員　石橋俊実、伊吹皎三、九島勝司、荘司庄九郎、松川金七、五十嵐とまを

※欠席委員は 3 名（阿部哲男、大野正太郎、小幡倹介）であった。

※1960（昭和 35）年 1 月 17 日現在の「宮城県優生保護審査会委員名簿」によれば石橋俊実は東北大教授で 1960（昭和 35）年時の委員長、伊吹皎三は行政機関の職員、とある。

表 2・2・2－1　1957（昭和 32）年 10 月 14 日の優生保護審査会の出席委員

役職等（ただし昭和 35 年 1 月 17 日現在）	氏名	選出区分
委員長　東北大教授	石橋俊実	医師代表
委員　東北大教授	九島勝司	医師□□
委員　県医師会長	阿部哲男	医師□□
委員	大野正太郎、小幡倹介	裁判官
委員		検察官
委員	松川金七	学識経験者
委員	荘司庄九郎	学識経験者
委員　県助産婦会長	五十嵐とまを	学識経験者
委員	伊吹皎三	行政機関の職員

注、青字：欠席と推定

・出席幹事　幹事　小原幸作、泉修治

・開会　午後 1 時 10 分

・優生保護法…規定による委員総数 2 分の 1（※注、出席委員 6 名、計 9 名）以上の出席を得たので、委員長開会を宣す直ちに議事に入り小原幹事より申請書 11 件についてそれぞれ所要事項の説明あり出席委員慎重審査の結果■■の遺伝調査が不備のため再調の上次回に再審査のこととして保留し他は何れも優生手術を行なうことが適当であると決定申請者並

びに本人にこの旨通知することとし、…優生手術実施指定医を左記の通り決定した（下線は船橋)。

＊幹事（行政職員）が申請書の説明をしている。

・5 人の手術実施医師が、それぞれ 1 人、2 人、1 人、5 人、1 人の手術担当に指定された。

以上から、11 人が申請されて、1 人が「遺伝調査が不備のため再調の上次回に再審査のこととして保留」とされた。この 1 人は、議事録に添付された「優生手術申請書」を見ると男（20 歳）の申請書の欄外に「保留」と書いて○で囲まれていて「遺伝の状況再調査」とあるから該当すると考えられる。「遺伝調査書」の「血族中遺伝病にかかった者」の欄が、空欄になっていて、欄外に「家族歴」が書かれている（黒塗り)。ちなみに No3・4 も「空欄」で、欄外に「家族歴」として記載がある（黒塗り)。また、No2 の「不詳」、No9 の「不詳」、No10 の「特別なことは認められない」でも「適当」と判断されている。

表 2・2・2－2　保留となった申請者の実態

	優生手術申請書					健康診断書		遺伝調査書	
	居住地	性	申請医師 診療科目	付記	日付	年齢	日付	血族中遺伝病 にかかった者	日付
＊	病院・施設	男	神経科	なし	7.8	20 才	7.8	空欄	7.8

2・2・3　優生手術の委託

優生手術の委託が次のようにされている。

表 2・2・3－1　優生手術の委託にかかわる資料

97	129	昭和 32 年 10 月 17 日	優生手術の委託について（起案）	486~491

資料 129・昭和 32 年 10 月 17 日発議「優生手術の委託について（伺)」（第 2275 号）の分析をする。10 月 17 日付「優生手術の委託について（伺)」には「10 月 14 日に審査した別記名の優生手術を…実施を委託したい…」（下線は船橋）とある。ここから 10 月 14 日の第 2 回優生保護審査会の結果に対応した文書であることがわかる。別記（一）を表 2・2・3－2 に記した。ただし、「16 才」「14481 円」は二重線で消されている。その意味はわからないが、申請書には「16 才、女」の該当はない。

表 2・2・3－2　指定医師と被手術者の一覧

	指定医師名	仝上住所	被手術者名	仝上住所	委託金額
審査 33.4.25			20 才・男		7772
		印	~~16 才・女~~	〃	~~14481~~
審査 33.4.25			29 才・男		7772
審査 33.4.25	〃	〃	28 才・男	〃	7772

審査 33.4.25			32 才・女		14481
審査 33.4.25			29 才・女		14481
審査 33.4.25	〃	〃	31 才・女	〃	14481
審査 33.4.25	〃	〃	19 才・男	〃	7772
審査 33.4.25	〃	〃	25 才・女	〃	14481
審査 33.4.25	〃	〃	43 才・女	〃	14481
審査 33.4.25			18 才・男		7772
	計				125746

表 2・2・3－３　申請医師と被手術者と手術実施指定医師の一覧

	申請医師	施設名	被手術者名	仝上住所	手術実施指定医	仝上施設名	決定事項
①							
②	〃	〃		〃	〃	〃	〃
③							〃
④	〃	〃		〃	〃	〃	〃
⑤							〃
⑥							〃
⑦	〃	〃		〃	〃	〃	〃
⑧	〃	〃		〃	〃	〃	〃
⑨	〃	〃		〃	〃	〃	〃
⑩	〃	〃		〃	〃	〃	〃
⑪							〃

「所要金額」は 117974 円で、予算配当額　700000 円、支出済額　400000 円、残額 300000 円とある。

表 2・10 から次のことがわかる

別記１（表 2・2・3－2）は「優生手術委託料」だから、優生手術指定医師が基準となる表である、別記２（表 2・2・3－３）は「審査の結果」であるから、申請医師が基準となる表である。これらから、申請医師は 5 名（5 病院）で、被手術者数はそれぞれ 2 名（ただし 1 名は該当しなかった)、2 名、1 名、5 名、1 名の申請であった。手術担当の指定医師は 5 名で、それぞれ 1 名（男)、2 名（男)、1 名（女)、5 名（男 1・女 4)、1 名（男）の人数の手術の担当だった。

２・３　12 月 24 日の優生保護審査会について

２・３・１　審査会にかかわる資料

第 3 回の優生保護審査会にかかわる資料は、以下の 4 文書である。

表２・３・１－１　第３回優生保護審査会関連資料一覧

98	130	昭和 32 年 12 月 20 日	優生保護審査会開催について（起案）	492~494
108	140	昭和 32 年 12 月 20 日	優生保護審査会開催について（通知）（起案）	579~580
109	141		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	581~606
99	131	昭和 33 年 1 月 20 日	優生手術の委託について（起案）	495~498

２・３・２　優生手術の申請

資料 130・昭和 32 年 12 月 20 日付「優生保護審査会開催について」（資料 130 と資料 140 は同一のものである）の分析をする。昭和 32 年 12 月 20 日付で、「優生保護審査会開催について（伺い）」には、「来る 12 月 24 日右審査会を…開催したい」（下線は船橋）とあり、下記のとおり記されている。また、宮城県優生保護審査委員長から各委員宛で「優生保護審査会開催について（通知）」（資料 140）で、第 3 回（推定）の優生保護審査会の案内が出されている。

・日時　昭和 32 年 12 月 24 日　午後 1 時
・場所　県衛生部長室
・議題　■■■■（複数人記載と推定）外 8 件の優生手術申請に対する適否審査
・委員幹事
　委員　石橋俊実、伊吹皎三、大野正太郎、小幡倹介、松川金七、荘司庄九郎、
　　阿部哲男、五十嵐とまを、西宮弘、九島勝司　10 人
　　※「部外委員 8 人」とあるから、伊吹皎三（衛生部長）と西宮弘（1956〈昭和 31〉年 10 月から副知事）が行政からの委員。
　幹事　小原幸作、氏家俊郎、野家美夫、泉修治　4 人
・申請者　3 人（1 人は 8 人申請、2 人は各 1 人ずつ）

表２・３・２－１　第３回優生保護審査会の委員一覧

役職等（ただし昭和 35 年 1 月 17 日現在）	氏名	選出区分
委員長　東北大教授	石橋俊実	医師代表
委員　東北大教授	九島勝司	医師□□
委員　県医師会長	阿部哲男	医師□□
委員	大野正太郎、小幡倹介	裁判官
委員		検察官
委員	松川金七	学識経験者
委員	荘司庄九郎	学識経験者
委員　県助産婦会長	五十嵐とまを	学識経験者
委員	伊吹皎三	行政機関の職員、衛生部長
委員	西宮弘	副知事

表 2・3・2−2　審査対象者にかかわる資料の有無一覧（資料 141）

対象者	優生手術申請書	健康診断書	遺伝調査書
	昭和 32 年 10 月 5 日付「■第 152 号」の申請書あり [1]		
1	有り	有り	有り
2	有り	有り	有り
3	有り	有り	有り
4	有り	有り	有り
	昭和 32 年 10 月 12 日付「■第 152 号」の申請書あり、入院患者 3 名申請 [2]		
5	有り	有り	有り
6	有り	有り	有り
7	有り	有り	有り
	昭和 32 年 12 月 18 日付「■第 152 号」の申請書あり [3]		
8	有り	有り	有り
9	有り	有り、別紙 [4]	有り
10	有り	有り	有り

※1　昭和 32 年 10 月 5 日付■■から優生保護審査会殿「優生手術申請について」（■第 152 号、割印あり）

このことについて左記患者申請致します。

記

■■■■

■■■■

■■■■

■■■■　※4 行分（4 人分と推定）

「手術

施行者

再調のこと　●」

※ 2「昭和 32 年 10 月 12 日付■■から優生保護審査会殿「優生手術申請について」（■第 152 号、割印あり）

このことについて左記入院患者三名申請します。（下線は船橋）

記

■■■■

■■■■

■■■■　※3 行分（3 人）　丸印（「宮城県 32.10.16 収受」）あり。」

※ 3「昭和 32 年 12 月 18 日付■■から優生保護審査会殿「優生手術申請について」（■第 152 号、割印あり）

このことについて左記の者を別紙の通り申請します。

記

■■■■　」

※4 別紙に「健康診断書附記」が添付されている。

◎※１，２，３の割印は、同一のものである。割印は、発送する機関（※2 に「入院患者」とあるから病院と特定できる）が、送付の証として、起案文書と送付文書にまたがって押印したものである。以上から、同一病院から 10 月 5 日・4 名、10 月 12 日・3 名、12 月 18 日・1 名が優生手術の申請がされたことがわかる。なお、この割印が、第 2 回優生保護審査会時に申請された「昭和 32 年 8 月 14 日付、名病第 152 号、割印あり」と「期日不明、名病第 152 号、割印あり」と「昭和 32 年 9 月 10 日付、名病第 152 号、割印あり」の割印が同型であることから、同一病院（名病）であることがわかる。

表 2・3・2−3　第 3 回優生保護審査会の優生手術者の実態一覧

	優生手術申請書					健康診断書		遺伝調査書	
	居住地	性	申請医師診療科目	付記	日付	年齢	日付	血族中遺伝病にかかった者	日付
1	病院・施設	女	精神科神経科	「独身」と記載※1	10.1	25 才	10.1	有、1 人分	10.1
2	病院・施設	女	精神科神経科	「未婚」と記載※1	10.3	22 才	10.3	不詳	10.3
3	病院・施設	女	精神科神経科	「独身」と記載※1	10.1	37 才	10.1	有、1 名分	10.1
4	病院・施設	女※2	精神科神経科	なし※3	10.1	18 才	10.1	有、1 名分	10.1
5	病院・施設	女	精神科神経科	有※1	10.9	29 才	10.9	有、1 名分	10.9
6	病院・施設	女	精神科神経科	「未婚」と記載※1	10.10	26 才	10.10	有、1 人分	10.10
7	病院・施設	女	精神科神経科	「未婚」と記載※1	10.10	25 才	10.10	不詳	10.10
8	病院・施設※4	男	精神科神経科	有※4・5	12.16	33 才	12.16	有、1 名分※6	12.16
9	在宅者	女	外科産婦人科神経科	なし	10.23	26 才※7	10.23	有、1 名分、「その他不詳」	10.23
10	病院・施設	女	精神科■■※8	有※9	12.20	30 才※10	12.20	不詳	12.20

※1「申請者」の「備考」に「手術医は■を希望します」と記載。

※2「女」の下に「(未婚)」との記載。

※3「備考」に「手術医は■を希望■■」と記載。

※4「現住所」は空白であるが、「附記」に「現在当院に入院中であるが、出来るだけ早く行いたい」との記載から、「入院中」(「病院・施設」) と判断した。

※5「申請者」の「備考」に「■■に於て行いたい」と記載。
※6「備考」に「病名は不明■■専門医にはかからなかった」との記載あり。
※7 別紙に「健康診断書附記」との添付あり。
※8「備考」に「申請者は■■長であります」
※9「優生手術は■月中に施行したい。場所は■で■が手術者たるを希望す」と記載あり。
※10「遺伝調査書」の「備考」に「既婚、二児あり」と記載。

２・３・３　優生手術の委託

表２・３・３－１　優生手術の委託に関する資料

99	131	昭和 33 年 1 月 20 日	優生手術の委託について（起案）	495~498

資料 131・昭和 33 年 1 月 20 日発議「優生手術の委託について（伺）」（第 351 号、「決裁済 33.2.1 宮城県」）の分析をする。

昭和 33 年 1 月 20 日付「優生手術の委託について（伺）」には「12 月 24 日に審査した別記名の優生手術を…実施を委託したい…」（下線は船橋）とある。ここから 12 月 24 日の第 3 回（推定）優生保護審査会の結果に対応した文書であることがわかる。別記（一）を表２・３・３－２に記した。

表２・３・３－２　指定医師と被手術者一覧

	指定医師名	仝上住所	被手術者名	仝上住所	基本委託金額
			22 才		14481
~~印~~	〃	〃	25 才		14481
印審査 33.4.25	〃	〃	37 才		14481
審査 33.4.25	〃	〃	18 才		14481
審査 33.4.25	〃	〃	29 才		14481
審査 33.4.25	〃	〃	26 才		14481
審査 33.4.25	〃	〃	25 才		14481
印		〃	33 才		7772
審査 33.4.25			29 才		14481
審査 33.4.25			30 才		14481

「所要金額」は 138101 円で、予算配当額　700000 円、支出済額　400000 円、残額　300000 円、既定予算額 1081010 とある。

表２・３・３－３　申請医師と被手術者と手術実施指定医一覧

	申請医師	施設名	被手術者名	仝上住所	手術実施指定医	仝上施設名	決定事項
			22 才				優生手術を行なうことが適当である
	〃	〃	25 才			〃	〃

	〃	〃	37 才			〃	〃
	〃	〃	18 才			〃	〃
	〃	〃	29 才			〃	〃
	〃	〃	26 才			〃	〃
	〃	〃	25 才			〃	〃
		〃	33 才			〃	〃
			29 才				〃
			30 才				〃

上記の 2 つの表から次のことがわかる

・申請医師は 4 人で、それぞれ 7 人、1 人、1 人、1 人を申請している。手術担当の指定医師は 4 名で、3 病院で実施する。1 病院は 8 名実施する。被手術者は 10 名（男 1、女 9)。年齢は、18 才から 37 才で、10 代は 1 人、20 代は 6 人、30 代は 3 人である。

2・4　1958（昭和 33）年 3 月 10 日の優生保護審査会について

2・4・1　審査会にかかわる資料

第 4 回の優生保護審査会にかかわる資料は、以下の 7 文書である。

表 2・4・1－1　第 4 回優生保護審査会関係資料一覧

100	132	昭和 33 年 3 月 8 日	優生保護審査会開催について（起案）	499~499
110	142	昭和 33 年 3 月 10 日	優生保護審査会開催について（通知）（起案）	607~607
111	143		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	608~680
116	148	昭和 33 年 3 月 10 日	優生保護審査会開催について（通知）	704~704
117	149		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	705~743
115	147	昭和 33 年 3 月 10 日	昭和 32 年度第 4 回優生保護審査会会議録	701~703
101	133	昭和 33 年 3 月　日	優生手術の委託について（起案）	500~506

2・4・2　優生手術の申請

1957（昭和 32）年度第 4 回優生保護審査会開催にかかわる資料 132、資料 142、資料 148 は、基本的に同一のものである。ページの順から見て、資料 148 は、資料 147「昭和 32 年度第 4 回優生保護審査会議事録」の資料と思われる。

資料 132 の「昭和 33 年 3 月 8 日　優生保護審査会開催について（起案)」は、「審査会を左記により開催いたしたいがよろしいですか／なお出席部外者に対する委員報酬の支給並びに茶菓を供したいので併せて伺います」とあるように、優生保護審査会の開催とそれに伴う委員の報酬等に関する承諾にかかわるものである。それによれば、開催は以下のとおりである。

・会議招集年月日　昭和 33 年 3 月 10 日　午後 1 時

・場所　県衛生部長室

・議題　■■29 件の優生手術申請に対する適否審査について

・委員・幹事

委員　西宮弘、石橋俊実、伊吹皎三、九島勝司、大野正太郎、~~小幡倹介~~□石彦仙、松川金七、荘司庄九郎、阿部哲男、五十嵐とまを、　10 人

※「部外委員 8 人」とあるから、伊吹皎三（衛生部長）と西宮弘（1956〈昭和 31〉年 10 月から副知事）が行政からの委員。小幡倹介が線で消され、□石彦仙が新たに記載されている。

幹事　小原幸作、氏家俊郎、野家美夫、泉修治　4 人

表 2・4・2－1　優生保護審査委員

役職等（ただし昭和 35 年 1 月 17 日現在）	氏名	選出区分
委員長　東北大教授	石橋俊実	医師代表
委員　東北大教授	九島勝司	医師□□
委員　県医師会長	阿部哲男	医師□□
委員	大野正太郎、~~小幡倹介~~	裁判官
委員	□石彦仙	検察官
委員	松川金七	学識経験者
委員	荘司庄九郎	学識経験者
委員　県助産婦会長	五十嵐とまを	学識経験者
委員	伊吹皎三	行政機関の職員
委員	西宮弘	

第 3 回優生保護審査課の開催通知の資料が 2 種類（資料 142 と資料 148）ある。資料ナンバーから見て、資料 142 は審査会案内時のもので、資料 148 は審査会の議事録（資料 147）の添付資料と思われる。

表 2・4・2－2　優生保護審査会の開催通知（2 種類）

110	142	昭和 33 年 3 月 10 日	優生保護審査会開催について（通知）（起案）	607~607
111	143		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	608~680
116	148	昭和 33 年 3 月 10 日	優生保護審査会開催について（通知）	704~704
117	149		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	705~743
115	147	昭和 33 年 3 月 10 日	昭和 32 年度第 4 回優生保護審査会会議録	701~703

まず、昭和 33 年 3 月 10 日付「優生保護審査会開催について（通知）(起案)」から検討する。宮城県優生保護審査委員長から各委員宛で、第 4 回の優生保護審査会の案内が出されている。

・日時　昭和 33 年 3 月 10 日　午後 1 時

・場所　県衛生部長室
・議題　■■■■外 29 件の優生手術申請に対する適否審査について
「案の二」として「優生手術申請者及被手術者あて」で「優生手術申請書の受理について（通知）」が起案されている。
「昭和 33 年　月　日付で申請のあった　　殿の優生手術申請書を本会で受理し、昭和 33 年 3 月 10 日午後 1 時から県衛生部長室で審査をすることとなりましたから通知します。／なお、法第 8 条の規定により申請者、優生手術を愛くべきもの及びその配偶者、親権者、後見人又は保佐人は審査に対して事実又は意見を述べることができるので、念のため申添えます。」

次に昭和 33 年 3 月 10 日付「昭和 32 年度第 4 回優生保護審査会会議録」に添付されていた昭和 33 年 3 月 10 日付「優生保護審査会開催について（通知）」を検討する。この通知の期日は、ガリ版で印刷されていた「三月二十二日」の「~~二十二~~日」（線で消す）として「十日」に替えている。また、日時も「昭和三十三年三月二十五日　午後一時から」を、「三月~~二十五~~日」（線で消す）として「三月十日」と替えている。そして議題は、「■■外 25 件の優生手術申請者に対する適否審査について」となっている。開催前の通知では、「外 29 件」となっていたが、「外 25 件」に替わっている。日付の変更が何を意味するのかは、不明である。
・日時　昭和 33 年 3 月 25 日　午後 1 時から
・場所　宮城県衛生部長室
・議題　■■外 25 件の優生手術申請者に対する適否審査について

写真２・４・２－１

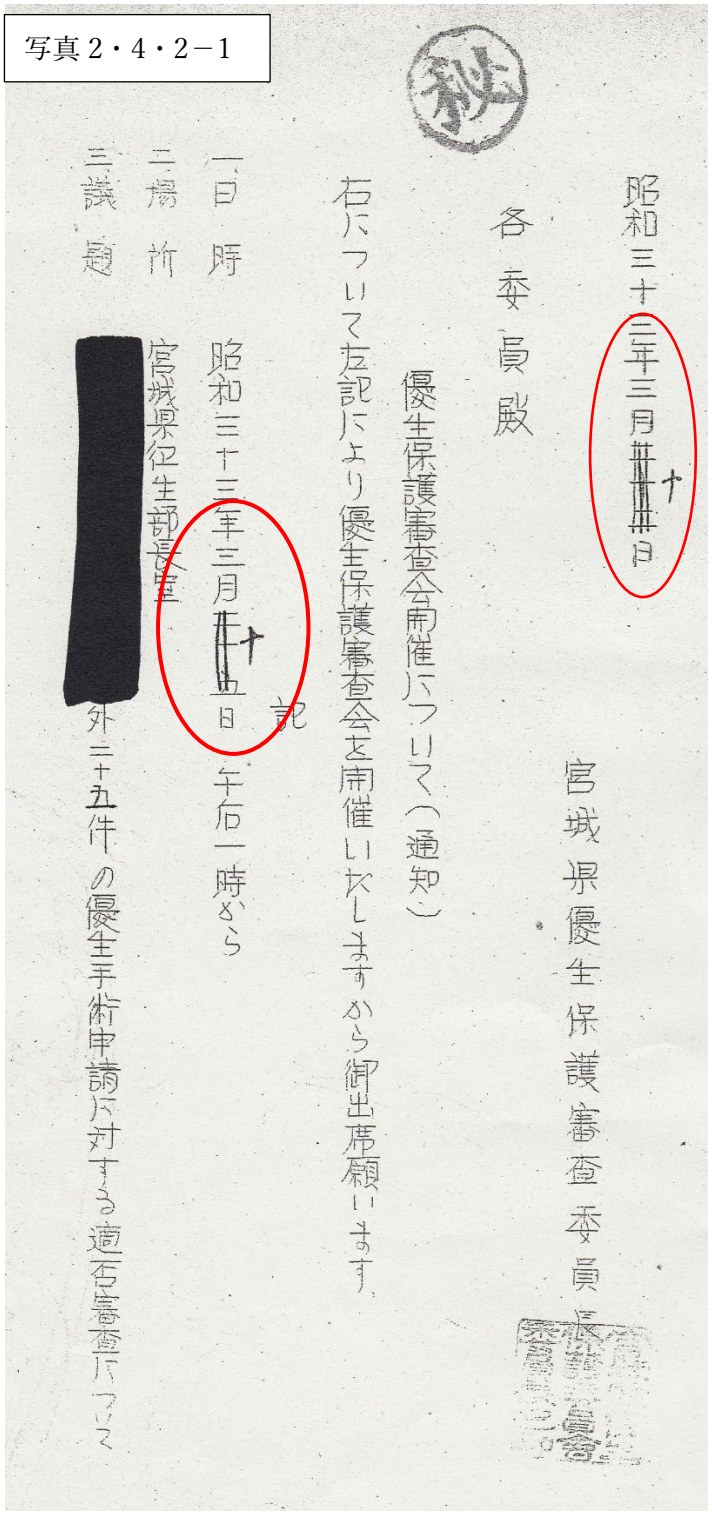

昭和三十三年三月十日

各委員殿

宮城県優生保護審査委員長

優生保護審査会開催について（通知）

右について左記により優生保護審査会を開催いたしますから御出席願います

記

一、日時　昭和三十三年三月十五日　午后一時から

二、場所　宮城県衛生部長室

三、議題　[redacted]　外二十九件の優生手術申請に対する適否審査について

２・４・３　優生手術者の実態

資料 143（審査会の開催前のための資料）から、資料の有無の一覧を作成する。

表２・４・３－１　審査対象者にかかわる資料の有無一覧

対象者	優生手術申請書	健康診断書	遺伝調査書
1	有り	有り、別紙$_1$	有り、別紙$_2$
2	有り	有り	有り

3	有り	有り	有り
4	有り	有り	有り
5	有り	有り	有り
6	有り	有り	有り
7	有り	有り	有り
8	有り	有り、別紙[3]	有り、別紙[4]
9	有り	有り	有り
10	有り	有り	有り
11	有り	有り	有り
12	有り	有り	有り
13	有り	有り	有り
	昭和 33 年 2 月 5 日付「優生手術申請について」(■第 51 号、丸印 宮城県　2.7 , 割印あり：「名病」と同型、宮城県の罫紙を使用)[5]		
14	有り	有り	有り
15	有り	有り	有り
16	有り	有り	有り
17	有り	有り	有り
	昭和 33 年 2 月 20 日付「優生手術申請について」(■第 51 号、割印あり：「名病」と同型、宮城県の罫紙を使用)[6]		
18	有り	有り	有り
	昭和 33 年 3 月 10 日付「優生手術について」(■第 51 号、割印あり、宮城県の罫紙を使用)[7]		
19	有り	有り	有り
20	有り	有り	有り
21	有り	有り	有り
22	有り	有り	有り
23	有り	有り	有り
24	有り	有り	有り
	昭和 33 年 1 月 24 日付「優生保護申請書の進達について」(■第 107 号、宮城県■■の罫紙を使用)[8]		
25	有り	有り、診断書[9]	有り、同意書、意見書[10]
	昭和 33 年 1 月 30 日付築館保健所長から宮城県衛生部長殿「優生手術の申請について」(築保総第 76 号)[11]		
26	有り[12]	有り	有り

※1 別紙に「発病後の経過」「現在の症状」の記載あり。

※2 別紙に「遺伝歴」で父母兄（4 人）姉（3 人）の記載あり。

※3 別紙に「発病後の経過」「現在の症状」の記載あり。

※4 別紙に「遺伝歴」(黒塗り）の記載あり。

※5■■から優生保護審査会殿で、昭和 33 年 2 月 5 日付「優生手術申請について」(■第 51 号)、割印あり：「名病」と同型、宮城県の罫紙を使用。

優生保護審査会殿

優生手術申請について

右について三名の分別紙の通り申請します

●　　丸印（「宮城県 2.7」）あり」

＊No14.15.16 は 2 月 5 日付申請で、2 月 7 日に宮城県が収受の印を押している。

※6■■から優生保護審査会殿で、昭和 33 年 2 月 20 日付「優生手術申請について」（■第 51 号）、割印あり：「名病」と同型、宮城県の罫紙を使用。

優生保護審査会殿

優生手術申請について

このことについて左記入院患者を別紙の通り申請いたします

記

■■■■　」

＊No18 は、2 月 18 日付の申請書である。

※7■■から優生保護審査会殿で、昭和 33 年 3 月 10 日付「優生手術について」（■第 51 号）、割印あり：「名病」と異なる型だが、これまでは下半分の押印に対し、今回は上半分の押印で、上と下を合わせると「契」になるので、同一病院の可能性あり、宮城県の罫紙を使用。

優生保護審査会殿

優生手術について

右について左記の者を別紙の通り申請します

記

■■■■

■■■■

■■■■

■■■■

四名　」

＊No19，20，21，22 が同一日（3 月 10 日付）の申請書であり、「医師　　■■」の表記も同一のことから「四名」は、これに該当すると思われる。

※8 宮城県■■から岩沼保健所長殿、昭和 33 年 1 月 24 日付「優生保護申請書の進達について」（■第 107 号、宮城県■■の罫紙を使用）。

岩沼保健所長殿

優生保護手術申請書の進達について

左記の者の右優生保護手術申請書を進達■■ますからよろしく御取計らい願います

記

■■■■

丸印（「宮城県 33.2.7 収受」）あり。丸印（「昭和 33 年 1 月 25 日 受付 予第 24 号 宮城県岩沼□□」）あり。　」

＊「進達」とは、下級の行政機関から上級の行政機関に対し、一定の事項を通知し、または一定の書類を届けることである。

＊No25 の健康診断書が 1 月 16 日（申請書、遺伝調査書は 1 月□日で、日にちは未記載）で、宮城県が

2 月 7 日に収受している。

※9 昭和 32 年 12 月 23 日付「診断書」あり。

※10 唱和 33 年 1 月　日付「同意書」があるが全体に／で消去している。1 月 23 日付宮城県知事大沼康宛ての「意見書」（罫紙には「宮城県名取郡名取町」との記載）がある。

※11 築館保健所長（所長の角印あり）から宮城県衛生部長殿、「優生手術の申請につて」（築保総第 76 号）

宮城県衛生部長殿

優生手術の申請について

右について別紙申請書を揃え進達致します。

記

別紙　　丸印（「宮城県　□□　□受　」

＊No26 が該当すると思われる。宮城県の収受は 2 月 7 日印となっている。なお申請書の期日は未記載だが、健康診断書と遺伝調査書の期日は 1 月 27 日となっている。

※12　丸印（「宮城県 33.2.8 収受」）あり。丸印（「□築館□　第 76 号 受 □□」）あり。

表 2・4・3－2　資料 143 の優生手術者の実態一覧

注　前表 2・3・4－1 と次表 2・4・3－3 の No を残し、資料の掲載順に表記した。

	優生手術申請書					健康診断書		遺伝調査書	
	居住地	性	申請医師診療科目	付記	日付	年齢	日付	血族中遺伝病にかかった者	日付
24	在宅者	男	神経精神科	なし 1	1.10	17 才	1.10	有、1 名分 2	1.10
19	病院・施設	男	精神科■■	有 3	1.23	27 才	1.23	不詳 4	1.23
20	病院・施設	男	精神科■■	有 5	2.10	26 才	2.10	有、2 人分、不詳 6	2.10
18	病院・施設	男	精神科■■	有 7	1.23	19 才	1.23	不明 8	1.23
21	病院・施設	男	精神科■■	有 9	3.18	44 才	3.18	不詳 10	3.18
22	病院・施設	女	精神科■■	有 11	3.18	29 才	3.18	不詳 12	3.18
23	病院・施設	女	精神科■■	有 13	3.18	30 才	3.18	不詳 14	3.18
	病院・施設	女	神経精神科	不明 15	3.17	15 才	3.17	有、1 人分 16	
13	病院・施設	女	精神科神経科	有 17	3.10 18	35 才	3.10 18	不明	3.10 18
14	病院・施設	女	精神科神経科	有 19	3.10 20	20 才	3.10 20	不明	3.10 20
15	在宅者	男	精神科	なし 21	2.27	22 才	2.27	有、1 名分 22	2.27
16	病院・施設	女	精神科　神経科	有 23	3.10 24	17 才	3.10 24	不明	3.■ 24
17	病院・施設	女	精神科　神経科	有 25	3.10 26	33 才	3.10 26	有 27	3.■ 26
3	病院・施設	女	精神科　神経科	なし 28	2.5	30 才 29	2.6	有、1 人分 30	2.6

4	病院・施設	女	精神科　神経科	なし [31]	2.5	21 才 [32]	2.5	有、1 人分 [33]	2.5
5	病院・施設	女	精神科　神経科	なし [34]	2.5	19 才 [35]	2.5	有、1 人分 [36]	2.5
2	病院・施設	男	精神科　神経科	なし [37]	2.3	20 才 [38]	2.3	有、1 人分 [39]	2.3
1	病院・施設	女	精神科　神経科	なし [40]	2.18	11 才 [41]	2.18	有、2 人分 [42]	2.18
9	病院・施設	女	精神科　神経科	有 [43]	3.10	33 才	3.10	空欄 [44]	3.10
12	病院・施設	女	精神科　神経科	有 [45]	3.10	28 才	3.10	有、5 人分 [46]	3.10
11	病院・施設	女	精神科　神経科	有 [47]	3.10	21 才 [48]	3.10	有、1 人分 [49]	3.10
10	病院・施設	女	精神科　神経科	有 [50]	3.10	26 才 [51]	3.10	空欄 [52]	3.10
8	病院・施設	男	精神科　神経科	なし [53]	2.4	25 才	2.4	不明 [54]	2.4
25	病院・施設	男	神経精神科	なし [55]	1.8	36 才	1.8	有、2 人分	1.8
7	在宅者	女	黒塗り	なし [56]	1.□	32 才	1.16	有、1 人分 [57]	1.
6	在宅者	女	産婦人科	なし [58]	未記載	28 才	1.27	有、1 人分	1.27

※1「優生手術申請書」の欄外に鉛筆書きで「可」の記載あり。

※2 別紙に「発病後の経過」「現在の症状」「家族歴」（父・母・兄 4 人・姉 3 人）の記載あり。「本人の血族中遺伝病にかかった者」から線を引いて、欄外に「調査」との鉛筆書き有り。

※3「優生手術は■月中に施行したい。場所は■で■が手術者たることを希望す」と記載あり。「備考」に「申請者は■■長であります」と記載。欄外に手書きで「可」と記載あり。

※4「遺伝調査書」に「未婚」と記載あり。

※5「優生手術は■月中に施行したい。場所は■で■が手術者たることを希望す」と記載あり。「備考」に「申請者は■■長であります」と記載。欄外に手書きで「可」と記載あり。

※6「遺伝病にかかった者」として 3 人分の記載あり。うち 1 人は「氏名」「年齢」は「不詳」で「続柄」「病名」は黒塗り。「備考」に「未婚」との記載あり。

※7「優生手術は■月中に施行したい。場所は■で■が手術者たることを希望す」と記載あり。「備考」に「申請者は■■長であります」と記載。欄外に手書きで「可」と記載あり。

※8「備考」「未婚」と記載あり。

※9「優生手術は■月中に施行したい。場所は■で■が手術者たることを希望す」と記載あり。「備考」に「申請者は■■長であります」と記載。欄外に手書きで「可」と記載あり。

※10「遺伝調査書」に「既婚、子供 2 人」と記載。

※11「優生手術は■月中に施行したい。場所は■で■が手術者たることを希望す」と記載あり。「備考」に「申請者は■■長であります」と記載。欄外に手書きで「可」と記載あり。

※12「遺伝調査書」に「既婚■■子供 1 人」と記載。

※13「優生手術は■月中に施行したい。場所は■で■が手術者たることを希望す」と記載あり。「備考」に「申請者は■■長であります」と記載。欄外に手書きで「可」と記載あり。
※14「遺伝調査書」に「既婚■別」と記載。
※15「附記」欄の存在が不明。欄外に「可」と記載あり。
※16 別記で「遺伝歴」「発病後の経過」「現在の症状」の記載あり（黒塗り）。
※17「附記」に「■■未婚」と記載あり。「備考」に「手術は当■■を希望します」と記載あり。
※18 日付を書き換えて 3 月 10 日にしている。申請書は黒塗りで 10 を書き込む。遺伝調査書は、十八日を消して十日と書き換えで訂正印を押している。健康診断書は 3 月 20 日、18 日を二重線で消して 3 月 10 日としている。
※19「附記」に「未婚■■」と記載あり。「備考」に「手術は当■■を希望します」と記載あり。手書きで「遺伝性が明□□」「再調」と手書きで記載あり。
※20 日付を書き換えて 3 月 10 日にしている。申請書と健康診断書は 3 月 20 日、18 日を二重線で消して 3 月 10 日として訂正印を押している。遺伝調査書は、黒塗りで十日と書き換えている。
※21「備考」欄に「■■に於て手術を行いたい」との記載あり。「優生手術申請書」の欄外に「遺伝性とすれば可」と手書きあり。
※22「備考」欄にガリ版刷りで「未婚　既婚　子　人（健康状態）」とあり、「未婚」に○がついている。
※23「附記」に「未婚■■」と記載あり。「備考」に「手術は当■■を希望します」と記載あり。
※24 日付を書き換えて 3 月 10 日にしている。申請書と健康診断書は 3 月 20 日、18 日を二重線で消して 3 月 10 日として訂正印を押している。遺伝調査書は、黒塗り。
※25「備考」に「手術は当■■を希望します」と記載。「優生手術申請書」の欄外に、手書きで「可」と記載あり。
※26 日付を書き換えて 3 月 10 日にしている。申請書と健康診断書は 3 月 20 日、18 日を二重線で消して 3 月 10 日として訂正印を押している。遺伝調査書は、黒塗り。
※27「備考」欄にガリ版刷りで「未婚　既婚　子　人（健康状態）」とあり、「未婚」に○がついている。「本人の血族中遺伝病にかかった者」に「■■は若い頃■■に罹患したことがあるがその他不明」との記載あり。
※28「備考」に「手術医は■■を希望します」との記載あり。「優生手術申請書」に丸印（「宮城県 32.2.7 収受」）との記載あり。
※29「健康診断書」の欄外に、手書きで「可」との記載あり。
※30「遺伝調査書」の「本人の血族中遺伝病にかかった者」の氏名は■■、年令は「35」との記載あり。また「優生手術を愛くべきもの」の「本人」は「既婚　子 1 人（健康状態）□■□健」（□は読みとれない文字）との記載あり。
※31「備考」に「手術医は■■を希望します」との記載あり。「優生手術申請書」に丸印（「宮城県 32.2.7 収受」）との記載あり。
※32「健康診断書」の欄外に、手書きで「可」との記載あり。
※33「備考」欄にガリ版刷りで「未婚　既婚　子　人（健康状態）」とあり、「未婚」に○がついている。
※34「備考」に「手術医は■■を希望します」との記載あり。「優生手術申請書」に丸印（「宮城県 32.2.7 収受」）との記載あり。
※35「健康診断書」の欄外に、手書きで「可」との記載あり。
※36「備考」欄にガリ版刷りで「未婚　既婚　子　人（健康状態）」とあり、「未婚」に○がついている。
※37「備考」欄に「当院に於いて手術を希望する」との記載あり。

※38「健康診断書」の欄外に、手書きで「可」との記載あり。
※39「備考」欄にガリ版刷りで「未婚　既婚　子　人（健康状態）」とあり、「未婚」に○がついている。
※40「備考」欄に「手術は当■■を希望します」との記載あり。
※41「健康診断書」の欄外に、手書きで「可」との記載あり。
※42「備考」欄にガリ版刷りで「未婚　既婚　子　人（健康状態）」とあり、「未婚」に○がついている。
※43「附記」欄に「■■二子（1（♀）　2（♂）■■健あり）」との記載あり。「備考」に「手術は当■■を希望しますとの記載あり。欄外に「可」との手書きあり。
※44「遺伝調査書」の「本人の血族中遺伝病にかかった者」欄に「家族中には精神病に罹患した者はないという」との記載あり。また「優生手術を愛くべきもの」の「本人」は「既婚　子2人（健康状態）1♀■　2♂■」との記載あり。
※45「備考」欄に「手術は当■■を希望します」との記載あり。欄外に「可」との手書きあり。
※46「優生手術を愛くべきもの」の「本人」は「既婚　子1人（健康状態）人口流産（昨6月）」との記載あり。
※47「備考」欄に「手術は当病院を希望す」との記載あり。
※48「健康診断書」の欄外に、手書きで「可」との記載あり。
※49「優生手術を愛くべきもの」の「本人」は「未婚」に○が付けられている。
※50「附記」に「未婚」との記載あり。「備考」に「手術は当■■を希望します」と記載あり。
※51「健康診断書」の欄外に、手書きで「可」との記載あり。
※52「優生手術を愛くべきもの」の「本人」は「未婚」に○が付けられている。「本人の血族中遺伝病にかかった者」欄に「家族中には精神病に罹患した者はないという」との記載あり。
※53「備考」欄に「当病院に於て手術を行いたい」との記載あり。欄外に手書きで「可」との記載あり。
※54「優生手術を愛くべきもの」の「本人」は「未婚」に○が付けられている。
※55 欄外に手書きで「可」との記載あり。
※56「申請者」の「住所」欄に「■■外科」との記載あり。欄外に手書きで「可」との記載あり。丸印（「宮城県 33.2.7 収受」）あり。
※57「同意書」（ただし前面に／が書かれている）、「診断書（昭和32年12月23日付）」「意見書（昭和33年1月23日付）」が添付されている。
※58 欄外に手書きで「可」との記載あり。丸印2つ（「宮城県 33.2.8 収受」、「□□築館保健所 第76号 □□」）

表2・4・3−3　資料144（会議録に添付された資料）の優生手術者の実態一覧

※各項目の中身の記載は、ガリ版刷りで印刷されている。会議で使用するために作られたと推定できる。

	優生手術申請書					健康診断書		遺伝調査書	
	居住地	性	申請医師診療科目	付記	日付	年齢	日付	血族中遺伝病にかかった者	日付
1	病院・施設	女	精神科神経科	なし	2.18	11才	2.18	有、2人分	2.18
2	病院・施設	男	精神科神経科	なし	2.3	20才	2.3	有、1人分	2.3
3	病院・施設	女	精神科	なし	2.	30才	2.6	有、1人分	2.6

			神経科						
4	病院・施設	女	精神科 神経科	なし	2.5	21 才	2.5	有、1 人分※1	2.5
5	病院・施設	女	精 神 科 神経科	なし	2.5	19 才	2.5	有、1 人分※2	2.5
6	在宅者	女	産婦人科	なし	1.27	28 才	1.27	有、1 人分	1.27
7	在宅者	女	空欄	なし	1.	32 才	1.	有、1 人分	1.
8	病院・施設	男	神 経 精 神 科	なし	2.4	25 才	2.4	不明※3	2.4
9	病院・施設	女	精 神 科 神経科	有	3.10	33 才	3.10	空欄※3	3.10
10	病院・施設	女	精 神 科 神経科	なし	3.10	26 才	3.10	空欄※4	3, 10
11	病院・施設	女	精 神 科 神経科	有	3.10	21 才	3.10	有、1 人分※5	3.10
12	病院・施設	女	精 神 科 神経科	有	3.10	28 才	3.10	有、5 人分※6	3.10
13	病院・施設	女	精 神 科 神経科	有	3.18※7	35 才	3.18※7	不明※8	3.18※7
14	病院・施設	女	精 神 科 神経科	有	3.18※9	20 才	3.18※9	不明	3.18※9
15	在宅者	男	精神科	なし	2.27	22 才	2.27	有、1 名分※10	2.27
16	病院・施設	女	精神科 神経科	有※11	3.18※12	17 才	3.18※12	不明※13	3.18※12
17	病院・施設	女	精 神 科 神 経科	有	3.18※14	33 才	3.18※14	有※15	3.18※14
18	病院・施設	男	精神科	有※16	1.23	19 才	1.23	不詳※17	1.23
19	病院・施設	男	精神科	有※18	1.23	27 才	1.23	不詳※19	なし
20	病院・施設	男	精神科	有※20	2.10	26 才	2.10	有※21	2.10
21	病院・施設	男	精神科	有※22	3.18※23	44 才	3.18※23	不詳※24	3.18※23
22	病院・施設	女	精神科	有※25	3.18※26	29 才	3.18※26	不詳※27	3.18※26
23	病院・施設	女	精神科	有※28	3.18※29	30 才	3.18※29	不詳※30	3.18※29
24	在宅者	男	神 経 精 神 科	なし	1.10	17 才	1.10	有、1 名分※31	1.10
25	病院・施設	男	神 経 精 神 科	なし	2.5	36 才	1.8	有、2 人分	1.8

※1「遺伝調査書」に「未婚」と記載あり。

※2「遺伝調査書」に「未婚」と記載あり。

※3「遺伝調査書」に「既婚」と記載あり。「遺伝調査書」の「備考」が黒塗り。

※4「遺伝調査書」に「未婚」と記載あり。「遺伝調査書」の「備考」が黒塗り。

※5「遺伝調査書」に「未婚」と記載あり。
※6「遺伝調査書」に「既婚」と記載あり。
※7 審査会は 3 月 10 日なのに、3 月 18 日付の申請書がなぜ綴じられているのか不明。
※8「遺伝調査書」に「未婚」と記載あり。
※9 審査会は 3 月 10 日なのに、3 月 18 日付の申請書がなぜ綴じられているのか不明。
※10「遺伝調査書」に「未婚」と記載あり。
※11「附記」に「未婚■■」との記載あり。
※12 審査会は 3 月 10 日なのに、3 月 18 日付の申請書がなぜ綴じられているのか不明。
※13「遺伝調査書」に「未婚」と記載あり。
※14「■■は若い頃■■に罹患したことがあるがその他不明」と記載。「遺伝調査書」に「未婚」と記載あり。
※15 審査会は 3 月 10 日なのに、3 月 18 日付の申請書がなぜ綴じられているのか不明。
※16「優生手術は■月中に施行したい。場所は■で■が手術者たることを希望します」と記載あり。
※17「遺伝調査書」に「未婚」と記載あり。
※18「優生手術は■月中に施行したい。場所は■■が手術者たることを希望す」と記載あり。
※19「遺伝調査書」に「未婚」と記載あり。
※20「優生手術は■月中に施行したい。場所は■で■が手術者たることを希望す」と記載あり。
※21「本人の血族中遺伝病にかかった者」の欄に 3 人分記載され、2 人は氏名・年齢等書かれているが、1 人は「不詳」との記載。「遺伝調査書」に「未婚」と記載あり。
※22「優生手術は■月中に施行したい。場所は■で■が手術者たることを希望す」と記載あり。
※23 審査会は 3 月 10 日なのに、3 月 18 日付の申請書がなぜ綴じられているのか不明。
※24「遺伝調査書」に「既婚、子供 2 人」と記載。
※25「優生手術は■月中に施行したい。場所は■で■が手術者たることを希望す」と記載あり。
※26 審査会は 3 月 10 日なのに、3 月 18 日付の申請書がなぜ綴じられているのか不明。
※27「遺伝調査書」に「既婚■■子供 1 人」と記載。
※28「優生手術は■月中に施行したい。場所は■で■が手術者たることを希望す」と記載あり。
※29 審査会は 3 月 10 日なのに、3 月 18 日付の申請書がなぜ綴じられているのか不明。
※30「遺伝調査書」に「既婚■■」と記載。
※31 欄外に「家族歴」（父、母、姉 3 人、兄 4 人）記載あり。

2・4・4　一つの矛盾

表 2・4・4－1　会議録に添付された資料（上段：資料 144）と申請時の資料（下段・青字：資料）の比較

	優生手術申請書					健康診断書		遺伝調査書	
	居住地	性	申請医師診療科目	付記	日付	年齢	日付	血族中遺伝病にかかった者	日付
1	病院・施設	女	精神科神経科	なし	2.18	11 才	2.18	有、2 人分	2.18
1	病院・施設	女	精神科神経科	なし[40]	2.18	11 才[41]	2.18	有、2 人分[42]	2.18

2	病院・施設	男	精　神　科 神経科	なし	2.3	20 才	2.3	有、1 人分	2.3
2	病院・施設	男	精　神　科 神経科	なし [37]	2.3	20 才 [38]	2.3	有、1 人分 [39]	2.3
3	病院・施設	女	精　神　科 神経科	なし	2.	30 才	2.6	有、1 人分	2.6
3	病院・施設	女	精　神　科 神経科	なし [28]	2.5	30 才 [29]	2.6	有、1 人分 [30]	2.6
4	病院・施設	女	精神科　神 経科	なし	2.5	21 才	2.5	有、1 人分※1	2.5
4	病院・施設	女	精　神　科 神経科	なし [31]	2.5	21 才 [32]	2.5	有、1 人分 [33]	2.5
5	病院・施設	女	精　神　科 神経科	なし	2.5	19 才	2.5	有、1 人分※2	2.5
5	病院・施設	女	精　神　科 神経科	なし [34]	2.5	19 才 [35]	2.5	有、1 人分 [36]	2.5
6	在宅者	女	産婦人科	なし	1.27	28 才	1.27	有、1 人分	1.27
6	在宅者	女	産婦人科	なし [58]	未記載	28 才	1.27	有、1 人分	1.27
7	在宅者	女	空欄	なし	1.	32 才	1.	有、1 人分	1.
7	在宅者	女	黒塗り	なし [56]	1.□	32 才	1.16	有、1 人分 [57]	1.
8	病院・施設	男	神 経 精 神 科	なし	2.4	25 才	2.4	不明※3	2.4
8	病院・施設	男	精　神　科 神経科	なし [53]	2.4	25 才	2.4	不明 [54]	2.4
9	病院・施設	女	精　神　科 神経科	有	3.10	33 才	3.10	空欄※3	3.10
9	病院・施設	女	精　神　科 神経科	有 [43]	3.10	33 才	3.10	空欄 [44]	3.10
10	病院・施設	女	精　神　科 神経科	なし	3.10	26 才	3.10	空欄※4	3.10
10	病院・施設	女	精　神　科 神経科	有 [50]	3.10	26 才 [51]	3.10	空欄 [52]	3.10
11	病院・施設	女	精　神　科 神経科	有	3.10	21 才	3.10	有、1 人分※5	3.10
11	病院・施設	女	精　神　科 神経科	有 [47]	3.10	21 才 [48]	3.10	有、1 人分 [49]	3.10
12	病院・施設	女	精　神　科 神経科	有	3.10	28 才	3.10	有、5 人分※6	3.10
12	病院・施設	女	精　神　科	有 [45]	3.10	28 才	3.10	有、5 人分 [46]	3.10

			神経科						
13	病院・施設	女	精神科神経科	有	3.18※7	35才	3.18※7	不明※8	3.18※7
13	病院・施設	女	精神科神経科	有 17	3.10 18	35才	3.10 18	不明	3.10 18
14	病院・施設	女	精神科神経科	有	3.18※9	20才	3.18※9	不明	3.18※9
14	病院・施設	女	精神科神経科	有 19	3.10 20	20才	3.10 20	不明	3.10 20
15	在宅者	男	精神科	なし	2.27	22才	2.27	有、1名分※10	2.27
15	在宅者	男	精神科	なし 21	2.27	22才	2.27	有、1名分 22	2.27
16	病院・施設	女	精神科神経科	有※11	3.18※12	17才	3.18※12	不明※13	3.18※12
16	病院・施設	女	精神科神経科	有 23	3.10 24	17才	3.10 24	不明	3.■ 24
17	病院・施設	女	精神科神経科	有	3.18※14	33才	3.18※14	有※15	3.18※14
17	病院・施設	女	精神科神経科	有 25	3.10 26	33才	3.10 26	有 27	3.■ 26
18	病院・施設	男	精神科	有※16	1.23	19才	1.23	不詳※17	1.23
18	病院・施設	男	精神科■■	有 7	1.23	19才	1.23	不明 8	1.23
19	病院・施設	男	精神科	有※18	1.23	27才	1.23	不詳※19	なし
19	病院・施設	男	精神科■■	有 3	1.23	27才	1.23	不詳 4	1.23
20	病院・施設	男	精神科	有※20	2.10	26才	2.10	有※21	2.10
20	病院・施設	男	精神科■■	有 5	2.10	26才	2.10	有、2人分、不詳 6	2.10
21	病院・施設	男	精神科	有※22	3.18※23	44才	3.18※23	不詳※24	3.18※23
21	病院・施設	男	精神科■■	有 9	3.18	44才	3.18	不詳 10	3.18
22	病院・施設	女	精神科	有※25	3.18※26	29才	3.18※26	不詳※27	3.18※26
22	病院・施設	女	精神科■■	有 11	3.18	29才	3.18	不詳 12	3.18
23	病院・施設	女	精神科	有※28	3.18※29	30才	3.18※29	不詳※30	3.18※29
23	病院・施設	女	精神科■■	有 13	3.18	30才	3.18	不詳 14	3.18
24	在宅者	男	神経精神科	なし	1.10	17才	1.10	有、1名分※31	1.10

24	在宅者	男	神経精神科	なし[1]	1.10	17才	1.10	有、1名分[2]	1.10
25	病院・施設	男	神経精神科	なし	2.5	36才	1.8	有、2人分	1.8
25	病院・施設	男	神経精神科	なし[55]	1.8	36才	1.8	有、2人分	1.8
26	なし								
26	病院・施設	女	神経精神科	不明[15]	3.17	15才	3.17	有、1人分[16]	

3月10日の優生保護審査会について、以下の矛盾がある。

上記表2・4・4－1は、下段に優生手術者の申請を受け付けた時点の申請書と上段に優生保護審査会の審議録に綴られていた申請書（青字）である。上段の申請書（審議録に綴じられていた）は申請文もガリ版印刷のため、審議会用に準備されたものと推定できる。それらを比べると以下のような矛盾が浮き彫りになる。

①第4回の優生保護審査会は、3月10日の開催である。3月18日付の申請書が、No13、14、16、17、21、22、23の7事例ある。また、3月17日付の申請書（ただし、上段＜申請を受けた時点の申請書のみ＞）がある。これらは「優生手術申請書」「健康診断書」「遺伝調査書」とも3月18日付であり、3月10日に審議することは困難である。

表2・4・4－2　優生保護審査会開催と会議録資料

116	148	昭和33年3月10日	優生保護審査会開催について（通知）	704~704
117	149		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	705~743
115	147	昭和33年3月10日	昭和32年度第4回優生保護審査会会議録	701~703
101	133	昭和33年3月　日	優生手術の委託について（起案）	500~506

・資料148の昭和33年3月10日付「優生保護審査会開催について（通知）」は、資料番号順から考え、資料147「昭和32年度第4回優生保護審査会会議録」にかかわり綴じられた資料であることがわかる。資料148の起案の日付は、「3月22日」（ガリ版刷り）が2重線で消され「3月10日」（手書き）になっていて、審査会の開催日も「3月25日」（ガリ版刷り）が2重線で消され「3月10日」（手書き）となっている。これは、3月25日に優生保護審査会の開催を想定し、一度3月22日付で起案をしたが、3月10日付起案、3月10日の審査会へと変更したことになる。なお、「会議録」は3月10日付で提出されている。

・上記にかかわり、指定医に通知する「優生手術の委託について（起案）」（第729号）の起案日は、3月□日と、日にちが空白である。ただ「決裁済　33.3.31 宮城県」との押印があるから、3月31日以降に送付されている。

・資料111と資料117の「優生手術申請書」「健康診断書」「遺伝調査書」の日付で3月10

日以降に着目すると、No13，14，16、17 に申請時（下段・青字）と会議時（上段）違いがみられ、申請時には「20 日と、その脇に 18 日と書き、両方を二重線で消して 10 日に変更」（写真 2・4・4－1）している。資料 117 の資料は、同じ形式に整っていることを踏まえると、医師から申請された資料 111 を、審査会用に矛盾のない様に整理して、3 月 18 日としたのが審査会時用（資料 117）としたと推定できる。つまり、3 月 20 付けで出されたものを 3 月 10 日と書き換えて提出し、それがさらに審査会時には、3 月 18 日と書き換えて提出されたことになる。

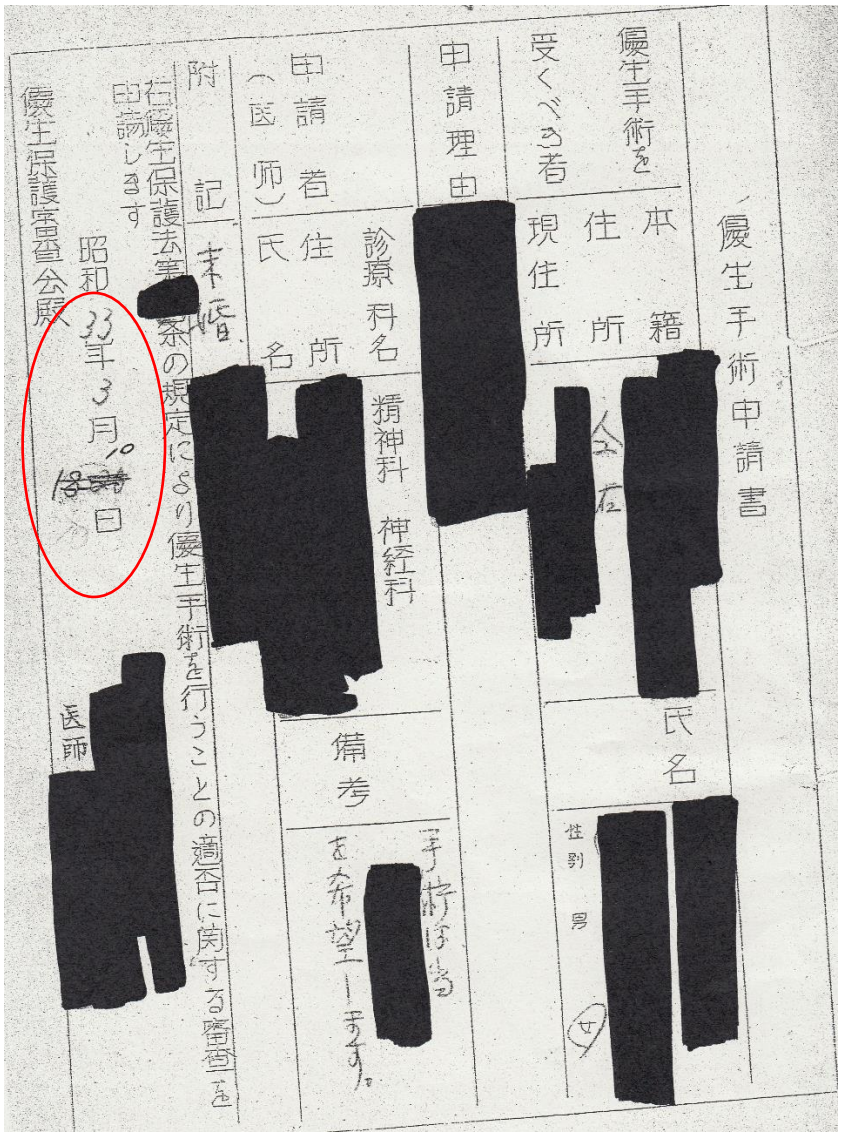

写真 2・4・4－1

・No21，22，23 については、申請時（下段・青字）と会議時（上段）ともに「3 月 18 日」となっている。従って「3 月 18 日」の申請となり、3 月 10 日の審査会時には、提出できない（間に合わない）こととなる。

以上を総合すると、No13，14，16，17．21，22，23 については、審査会には図られていない可能性、諮ったとしても書面上での会議、あるいは審査会が 3 月 10 日ではなかった（例えば 3 月 18 日）可能性がある。

表２・４・４－３　申請日が３月 10 日以降の事例について

	優生手術申請書					健康診断書		遺伝調査書	
	居住地	性	申請医師診療科目	付記	日付	年齢	日付	血族中遺伝病にかかった者	日付
13 No149	病院・施設	女	精神科 神経科	有	3.18 ※4	35 才※1	3.18	不明	3.18
No143	黒塗り 10 日に変更					20 日、18 日を二重線で 10 日に変更		18 日を二重線で 10 日変更	
14 No149	病院・施設	女	精神科 神経科	有	3.18 ※4	20 才	3.18	不明	3.18
No143	20 日、18 日を二重線で 10 日に変更					20 日、18 日を二重線で 10 日に変更		黒塗り 10 日に変更	
16 No149	病院・施設	女	精神科 神経科	未婚、有	3.18 ※4	17 才※1	3.18	不明	3.18
No143	20 日、18 日を二重線で 10 日に変更					20 日、18 日を二重線で 10 日に変更		日にちを黒塗り	
17 No149	病院・施設	女	精神科 神経科	有	3.18 ※4	33 才※1	3.18	有※5	3.18
No143	20 日、18 日を二重線で 10 日に変更					20 日、18 日を二重線で 10 日に変更		黒塗り 10 日に変更	
21	病院・施設	男	精神科	有	3.18	44 才	3.18	不詳	3.18
22	病院・施設	女	精神科 神経科	有	3.18	29 才	3.18	不詳	3.18
23	病院・施設	女	精神科 神経科	有	3.18	30 才	3.18	不詳	3.18

・以上から、推定されることは、No13、14、16、17、21、22、23 の 7 事例については、3 月 10 日過ぎに受け付け、3 月 25 日の優生保護審査会の開催が予定されたが、結果として 3 月 10 の審査会で済として「適」とし、指定医への通知を 3 月 31 日以降に発送したと、考えられなくもない。

表２・４・４－４　審査会議事録関連資料

115	147	昭和 33 年 3 月 10 日	昭和 32 年度第 4 回優生保護審査会会議録	701~703
101	133	昭和 33 年 3 月　日	優生手術の委託について（起案）	500~506

２・４・５　優生保護審査会議事録

昭和 33 年 3 月 10 日※1 付「昭和 32 年度第 4 回優生保護審査会議録」（資料 147）がある。中身は次の通り。

※1「三月二十二日」（ガリ版刷り）を「三月十日」（十は手書き）に書き換えている。

・会議招集年月日　昭和 33 年 3 月 10 日※2

※2「三月二十五日」（ガリ版刷り）を「三月十日」（十は手書き）に書き換えている。

・会議場所　宮城県衛生部長室

・会議事項　■■■■外 25 件の優生手術申請に対する適否決定について

・出席委員　委員　石橋俊実、伊吹代美、庄司荘九郎、西宮弘、阿部哲夫
五十嵐とまを　計 6 人

・優生保護法…規定による委員総数 2 分の 1（注、出席委員 6 名）以上の出席を確認したので、午後 2 時 0 分委員長開会を宣し直ちに議事に入り小原幹事より申請書 26 件につき夫々所要事項の説明あり慎重審査の結果満場一致で決定申請者並びに本人に対しこの旨通知する…優生手術実施医師を…指定した。

・8 人の医師が、それぞれ 7 人、1 人、1 人、1 人、6 人、7 人、2 人、1 人（計 26）の手術担当医として指定決定された。

２・４・６　優生手術の委託

101	133	昭和 33 年 3 月　日	優生手術の委託について（起案）	500~506

昭和 33 年 3 月□日（日にちは空欄）発議「優生手術の委託について（伺）」（第 729 号、「決裁済 33.3.31 宮城県」）資料 133 の分析

「優生手術の委託について（伺）」には「3 月 10 日審査した別記名の優生手術…実施を委託したい…」とある。ここから 3 月 10 日の第 4 回優生保護審査会の結果に対応した文書であることがわかる。別記（一）を表 2・4－6－1 に記した。なお、「第二案」の「別記指定医師あて」の「優生手術の委託について（通知）」には、丸印（発 33.4.1 済）がある。

表 2・4・6－1　指定医師と被手術者一覧（指定医師が基準）

	指定医師名	仝上住所	被手術者名	仝上住所	基準委託金額
審査 33.4.25					14481
審査 33.4.25	〃	〃			7772
審査 33.4.25	〃	〃			14481
審査 33.4.25	〃	〃			14481
審査 33.4.25	〃	〃			14481
審査 33.4.25					14481
審査 33. 12.					14481

審査 33. 12.					7772
審査 33.4.25	〃	〃			14481
審査 33.4.25	〃	〃			14481
審査 33.4.25	〃	〃			14481
審査 33.4.25	〃	〃			14481
審査 33.4.25					14481
審査 33.4.25	〃	〃			14481
審査 33.4.25	〃	〃			7772
審査 33.4.25	〃	〃			14481
審査 33.4.25	〃	〃			14481
審査 33.4.25				予定	7772
審査 33.4.25	〃	〃			7772
審査 33.4.25	〃	〃			7772
審査 33.4.25	〃	〃			7772
審査 33.4.25	〃	〃			14481
審査 33.4.25	〃	〃			14481
審査 33.4.25					7772
審査 33.12.10					7772
審査 33.4.25					14481

指定医師は 9 人で、それぞれ 5 人、1 人、1 人、5 人、5 人、6 人、1 人、1 人、1 人（計 26 人）であった。

表 2・4・6－2　申請医師と被手術者と手術実施医師一覧

	申請医師	施設名	被手術者名	仝上住所	手術実施指定医	仝上施設名	決定事項
①							優生手術を受けることが適当である
②	〃	〃			〃	〃	〃
③	〃	〃			〃	〃	〃
④	〃	〃			〃	〃	〃
⑤	〃	〃			〃	〃	〃
⑥							〃
⑦							〃
⑧							〃
⑨	〃	〃			〃	〃	〃
⑩	〃	〃			〃	〃	〃
⑪	〃	〃			〃	〃	〃
⑫	〃	〃			〃	〃	〃
⑬							〃

⑭	〃	〃			〃	〃	〃
⑮	〃	〃			〃	〃	〃
⑯	〃	〃			〃	〃	〃
⑰	〃	〃			〃	〃	〃
⑱				予定			〃
⑲	〃	〃			〃	〃	〃
⑳	〃	〃			〃	〃	〃
㉑	〃	〃			〃	〃	〃
㉒	〃	〃			〃	〃	〃
㉓	〃	〃			〃	〃	〃
㉔							〃
㉕	〃	〃			〃	〃	〃
㉖							〃

申請医師は 8 人で、それぞれ 5 人、1 人、1 人、5 人、5 人、6 人、2 人、1 人（計 26 人）を申請した。起案文書「別記指定医師宛て」の「優生手術の委託について（通知)」には、丸印が押され「発 33.4.1 済」とある。4 月 1 日付で、発送されたことがわかる。

「所要経費」は 316125 円で、「委託料」として「予算配当額　1081010 円、支出済額 486556 円、残額　594454 円とある。

２・４・７　指定医師の変更

表 2・4・7－1 の 2 つの資料（資料 134、資料 135）は、1958（昭和 33）年 10 月のもので、期日から見ると 1957（昭和 32）年度ではなく 1958（昭和 33）年度のものであるが、中身をみると 1957（昭和 32）年度の優生保護審査会に関するものなので、ここで検討する。

表 2・4・7－1　優生手術実施医師の指定替に係る資料

102	134	昭和 33 年 10 月 3 日	優生手術の委託について（通知）（起案）	507~507
103	135	昭和 33 年 10 月 3 日	優生手術実施医師の指定替について（伺）（起案）	508~509

優生手術の指定医師の変更について、10 月 3 日付で 2 つの文書、「優生手術の委託について（通知）（起案)」（資料 134）と「優生手術実施医師の指定替について（伺）（起案)」（資料 135）がある。それによれば、「昭和 33 年 3 月 31 日付公第 729 号（注、前述の項目に一致）ですでに通知したところ…指定医師を変更する旨連絡」（下線は船橋、1957〈昭和 32〉年度内のものである）あったとのこと。「旧指定医師　■■精神科　■■」から「新指定医師　■■外科　■■」へ変更とのこと。「新指定医師　■■外科　■■」に係る「優生手術の委託について（通知)」の宛先が「東北大学附属病院　武藤外科（注、東北大第一外科　武藤完雄教授、のことか）間島進」となっているので、これに該当すると考えられる。委託患者の住所・

氏名は黒塗りだが、1 名分と推測できる。

2・5　1957（昭和 32）年度の優生手術の実態

表 2・5－1　1957（昭和 32）年度優生手術委託料　　単位は円

	所要金額	委託料			既定予算額
		予算配当額	支出済額	差引残額	
第 1 回	176961	700000	400000	300000	
第 2 回	117974	700000	400000	300000	
第 3 回	138101	700000	400000	300000	1081010
第 4 回	316125	1081010	486556	594454	

第 1 回審査会（7 月 22 日）は、「所要金額」は 176961 円で、「委託料」として予算配当額　700000 円（1800000 を線で消してある）、支出済額　400000 円(879883 を線で消してある)、差引残額　300000 円（920117 を線で消してある)」とある。

第 2 回審査会（10 月 14 日）は、「所要金額」は 117974 円で、予算配当額　700000 円、支出済額　400000 円、残額　300000 円とある。

第 3 回審査会（12 月 24 日）は、「所要金額」は 138101 円で、予算配当額　700000 円、支出済額　400000 円、残額　300000 円、既定予算額 1081010 とある。

第 4 回審査会（3／10）は、「所要経費」は 316125 円で、「委託料」として「予算配当額 1081010 円、支出済額　486556 円、残額　594454 円とある。

第 4 回の「所要経費」は 1 回、第 2 回、第 3 回の 2 倍となっている。「委託料」の「予算配当額」「支出済額」も増えている。

表 2・5－2　1957（昭和 32）年度の優生保護審査会　○は出席者

選出区分	役職等※1	氏名	7／22	10／14	12／24	3／10
医師代表	委員長東北大教授	石橋俊実		○		○
医師□□	委員東北大教授	九島勝司		○		
医師□□	委員県医師会長	阿部哲男				○
裁判官	委員	大野正太郎				
検察官	委員	小幡倹介				□石□仙※3
学識経験者	委員	松川金七		○		
学識経験者	委員	荘司庄九郎		○		○
学識経験者	委員県助産婦会長	五十嵐とまを		○		○
行政機関の	委員・衛生部長	伊吹皎三		○		○
職員	委員・副知事	西宮弘	＼	＼	※2	○

※1　昭和 35 年 1 月 17 日現在

※2　12 月 24 日の第 3 回優生保護審査会の委員に副知事の西宮弘も加わっている。昭和 32 年 12 月 20

日「伺　優生保護審査会開催について」の「委員幹事」に名前を連ねている。1956 年 10 月新たに宮城県知事に就任した大沼康の副知事に任命される。1959 年 3 月、大沼の急逝を受けて知事選に立候補したが、落選。出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia)』
https://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%A5%BF%E5%AE%AE%E5%BC%98

※3　昭和 33 年 3 月 8 日「伺　優生保護審査会開催について」の「委員幹事」で、「~~小幡倹介~~□石□仙」と記載あり。小幡倹介から□石□仙に替わったと思われる。

1957（昭和 32）年度の優生保護審査委員は、石橋俊実、九島勝司、阿部哲男、大野正太郎、小幡倹介、松川金七、荘司庄九郎、五十嵐とまを、伊吹皎三の 9 人で、その内小幡倹介は 1958（昭和 33）3 月 10 日の第 4 回優生保護審査会時には、□石□仙に交替した。また、副知事の西宮弘が第 3 回と第 4 回の優生保護審査会の開催通知に委員として名前を連ねていた。

表 2・5－3　1957（昭和 32）年度の優生保護審査会審査一覧表

		居住地	性	申請医師診療科目	年齢	遺伝病
		第 1 回優生保護審査会　7 月 22 日				
1	1	病院・施設	男	神経精神科	22 才	有、1 人分
2	2	病院・施設	男	神経精神科	20 才	有、2 人分
3	3	病院・施設	男	神経精神科	15 才	有、1 人分
4	4	病院・施設	女	精神科	23 才	詳細不明
5	5	病院・施設	男	精神科	21 才	認めず
6	6	病院・施設	男	精神科	22 才	患者をみない
7	7	病院・施設	女	神経精神科	16 才	有、1 人分
8	8	病院・施設	女	神経精神科	12 才	有、1 人分
9	9	病院・施設	男	精神科	23 才	特に認めず
10	10	在宅者	女	産婦人科	18 才	有、1 人分
11	11	在宅者	女	外科、産婦人科、神経科	31 才	有、2 人分
12	12	病院・施設	女	神経科	25 才	なし
13	13	病院・施設	女	神経科	30 才	有、2 人分
14	14	病院・施設	女	神経科	15 才	なし
15	15	在宅者	女	産婦人科	36 才	有、2 人分
		第 2 回優生保護審査会　10 月 14 日				
16	1	在宅者	男	神経精神科	18 才	有
17	2	病院・施設	男	精神科※4	20 才	不詳
18	3	病院・施設	男	神経科	29 才	空欄
19	4	病院・施設	男	神経科	28 才	空欄
20		病院・施設	男	神経科	20 才保留	空欄
21	5	在宅者	女	精神科	32 才	不詳
22	6	病院・施設	女	精神科神経科	29 才	有、1 名分

23	7	病院・施設	女	精神科神経科	31 才	有、1 名分
24	8	病院・施設	男	精神科神経科	19 才	有、3 人分
25	9	病院・施設	女	精神科神経科	25 才	不詳
26	10	病院・施設	女	精神科神経科	43 才	認められない
		第 3 回優生保護審査会　12 月 24 日				
27	1	病院・施設	女	精神科神経科	25 才	あり、1 人分
28	2	病院・施設	女	精神科神経科	22 才	不詳
29	3	病院・施設	女	精神科神経科	37 才	有、1 名分
30	4	病院・施設	女	精神科神経科	18 才	有、1 名分
31	5	病院・施設	女	精神科神経科	29 才	有、1 名分
32	6	病院・施設	女	精神科神経科	26 才	有、1 人分
33	7	病院・施設	女	精神科神経科	25 才	不詳
34	8	病院・施設	男	精神科神経科	33 才	有、1 名分
35	9	在宅者	女	外科産婦人科神経科	26 才	有、1 名分、
36	10	病院・施設	女	精神科	30 才	不詳
		第 4 回優生保護審査会　3 月 10 日				
37	1	病院・施設	女	精神科神経科	11 才	有、2 人分
38	2	病院・施設	男	精神科神経科	20 才	有、1 人分
39	3	病院・施設	女	精神科神経科	30 才	有、1 人分
40	4	病院・施設	女	精神科神経科	21 才	有、1 人分
41	5	病院・施設	女	精神科神経科	19 才	有、1 人分
42	6	在宅者	女	産婦人科	28 才	有、1 人分
43	7	在宅者	女	空欄	32 才	有、1 人分
44	8	病院・施設	男	神経精神科	25 才	不明
45	9	病院・施設	女	精神科神経科	33 才	空欄
46	10	病院・施設	女	精神科神経科	26 才	空欄
47	11	病院・施設	女	精神科神経科	21 才	有、1 人分
48	12	病院・施設	女	精神科神経科	28 才	有、5 人分
49	13	病院・施設	女	精神科神経科	35 才	不明
50	14	病院・施設	女	精神科神経科	20 才	不明
51	15	在宅者	男	精神科	22 才	有、1 名分
52	16	病院・施設	女	精神科神経科	17 才	不明
53	17	病院・施設	女	精神科神経科	33 才	有
54	18	病院・施設	男	精神科	19 才	不明
55	19	病院・施設	男	精神科	27 才	不詳
56	20	病院・施設	男	精神科	26 才	有、2 人分、不詳
57	21	病院・施設	男	精神科	44 才	不詳
58	22	病院・施設	女	精神科神経科	29 才	不詳
59	23	病院・施設	女	精神科神経科	30 才	不詳

60	24	在宅者	男	神経精神科	17 才	有、1 名分
61	25	病院・施設	男	神経精神科	36 才	有、2 人分

① 1957（昭和 32）年度の優生保護審査会は 4 回開催（7/22, 8/18, 10/14, 12/24, 3/10）されている。対象者は 61 人(男 22・女 39)で，うち 1 人は「保留」（男、20 歳）となり外 60 人は「適」と判断された。男性（21 人）より女性（39 人）が多い。また時期的には年度末（第 4 回・3 月 10 日）の優生保護審査会の対象者が相対的に多い（25 人)。1953（昭和 28）年度と 1957（昭和 32）年度を比較すると，1957（昭和 32）年度は優生保護審査会の回数は減ったが，対象者数はほぼ同数（1953〈昭和 28〉年度 63 人、1957〈昭和 32〉年度 61 人）である。

② 居住地(在家庭，施設入所・精神科病院入院)を検討する。「優生手術申請書」の「優生手術を受くべき者」の住所と現住所が同一であれば在宅者と推定できる。また「現住所」の「記載上の注意」に「病院にいる者については，その病院名及び所在地を記入する等現に本人のいる場所を記入すること」とあるから，現住所のみ異なる場合は「病院入院か施設入所」者と判断できる。結果,「病院・施設」50 人,「在宅者」10 人で,「病院・施設」が 83%(50/60 人)を占めた。1953（昭和 28）年度は「病院・施設」が 68%であったから「病院・施設」占める割合が 1957（昭和 32）年度の方が増えている。

③ 申請医師は,「精神科」12 人,「神経精神科」9 人、「精神科神経科」28 人※1、「神経科」5 人、「産婦人科」3 人,「外科、産婦人科、神経科」2 人、「不明」1 人で，90%(54/60 人)が精神科神経科関係医師だった。

※ただし No22～26 は「精神科」と記された資料もある。

④ 審査対象者の年齢は 11 才から 44 才で，10 代は 13 人，20 代は 30 人，30 代は 15 人、40 代は 2 人だった。20 代が優生手術対象者の 50%(30/60)を占めている。年齢別では 25 才は 5 人，20 歳・22 才・26 才・29 才・30 才は 4 人だった。

10 代：13 人（11 才・1 人、12 才・1 人、15 才・2 人、16 才・1 人、17 才・2 人、18 才・3 人、19 才・3 人）

20 代:30 人（20 才・4 人、21 才・3 人、22 才・4 人、23 才・2 人、25 才・5 人、26 才・4 人、27 才・1 人、28 才・3 人、29 才・4 人）

30 代：15 人（30 才・4 人、31 才・2 人、32 才・2 人、33 才・3 人、35 才・1 人、36 才・2 人、37 才・1 人）

40 代:2 人（43 才・1 人、44 才・1 人）

⑤ 法 4 条の適用に関する「遺伝調査書」の「血族中遺伝病にかかった者」は,「氏名」「年齢」「続柄」「病名」「備考」の様式である。「氏名」に記載がある（有と表記）のは 34 人で,「空欄」4 人・「不詳」10 人・「なし」（含「認めず」「みない」）6 人・「不明」5 人と計 2

6人だった。宮城県の調査結果※2で「昭和32年」の申請者は63人（男22人、女41人）で全員「第4条」での申請になっており、12条の適用者はいない。審査結果は、「適」が61人（男21人、女40人)、「否」が1人（男1人)、「不明」1人（女1人）となっている。ここから「血族中遺伝病にかかった者」が,「空欄」・「不詳」・「なし」「認めず」「みない」・「不明」という遺伝性が極めて曖昧な人たちも法4条で手術が「適」とされていた事になる。

※2 「別紙2 〔調査2〕優生手術関連の件数、個人が特定できる情報の調査（国様式2－1の概要)」『保健福祉員会配布資料 平成30年7月2日 保健福祉部』による。

⑥ 優生保護審査会で「保留」となった対象者が1人（No20）いる。

20		病院・施設	男	神経科	20才保留	空欄

第2回優生保護審査会（対象者11人：男7人、女4人）の中の1人が「遺伝調査が不備のため再調の上次回に再審査のこととして保留」とされた。No20は、「遺伝調査書」の「血族中遺伝病にかかった者」の欄が、空欄になっている。他にも「空欄」の申請者はいるが、当該者（No20）のみが「保留」となっている。他の「空欄」との違いが判らないため、どうしてNo20だけが「再調査」になったのかの理由はわからない。

⑦優生保護法裁判の原告の北三郎さん（1943＜昭和18＞年生まれ）は、仙台にある教護院・修養学園に入園し、歩いて愛宕橋の愛宕病院（婦人科、後の宮城県中央優生保護相談所附属診療所）に連れて行かれ（修養学園と愛宕病院は歩いて行ける距離にあった)、14 才の時（注、1957〈昭和32〉年と推定できる）に、優生手術を受けさせられた。1か月後、先輩の話で、それが不妊手術だと知った、という。この1957（昭和32）年度に当たる。

－「原告の北三郎さんの思い」より

⑧1958（昭和33）年3月10日に開催された（とされる）第4回優生保護審査会時の申請書に、3月10日以降の申請日が記されているものが8名分（3月18日付7人、3月17日付1人）ある。期日で見る限り、3月10日の審査会に諮られたのかどうか疑問が残る。3月10日の会議は、副知事も参加した会議である。

3 1958（昭和33）年度の優生手術

1958（昭和33）年度の優生手術にかかわる開示資料は、下記の表のとおりである。開示資料一覧を年代順に並び変え、当該年度のものを表記した。

表3－1 1958（昭和33）年度の開示資料一覧

118	150		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	744~783
102	134	昭和33年10月3日	優生手術の委託について（通知）（起案）	507~507
103	135	昭和33年10月3日	優生手術実施医師の指定替について（伺）（起案）	508~509
119	151	昭和33年12月28日	昭和33年度第3回優生保護審査会会議録	784~787

120	152		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	788~803
121	153	昭和 34 年 3 月 4 日	会議録	804~805
122	154		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	806~839

※上記の資料中、下記の資料の分析は、前項の 1957（昭和 32）年度の項目で紹介したので、本項では取り扱わない。

102	134	昭和 33 年 10 月 3 日	優生手術の委託について（通知）（起案）	507~507
103	135	昭和 33 年 10 月 3 日	優生手術実施医師の指定替について（伺）（起案）	508~509

３・１　優生手術の申請

資料 150「優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書」の記載日を見ると、1958（昭和 33）年 3 月から 9 月までの優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書である。資料 151 が 1958 (昭和 33) 年 12 月 28 日付「昭和 33 年度第 3 回優生保護審査会会議録」とあるから、3 月から 9 月までの資料は、第 1 回、第 2 回の審査会に提出されたものと推定できる。

表３・1－1　審査対象者にかかわる資料の有無一覧

＊本資料はガリ版刷りで印刷されたものであることから考えて、優生保護審査会時に配布された資料だと思われる。

対象者	優生手術申請書	健康診断書	遺伝調査書
1	有り	有り	有り
2	有り	有り	有り
3	有り	有り	有り
4	有り	有り	有り
5	有り	有り	有り
6	有り	有り	有り
7	有り	有り	有り
8	有り	有り	有り
9	有り	有り	有り
10	有り	有り	有り
11	有り	有り	有り
12	有り	有り	有り
13	有り	有り	有り
14	有り	有り	有り
15	有り	有り	有り
16	有り	有り	有り
17	有り	有り	有り
18	有り	有り	有り
19	有り	有り	有り

20	有り	有り	有り
21	有り	有り	有り
22	有り	有り	有り
23	有り	有り	有り
24	有り	有り	有り
25	有り	有り	有り
26	有り	有り	有り
27	有り	有り	有り
28	有り	有り	有り
29	有り	有り	有り

表３・1－2　優生手術者一覧

	優生手術申請書					健康診断書		遺伝調査書	
	居住地	性	申請医師診療科目	付記	日付	年齢	日付	血族中遺伝病にかかった者	日付
1	病院・施設	女	精神科	有	33. .	13 才	33. .	有、1 人分	33. .
2	病院・施設	女	精神科	有	4.10	12 才	4.10	有、1 人分	4.10
3	病院・施設	男	精神科	有	4.10	18 才	4.10	有、1 人分	4.10
4	病院・施設	男	精神科	有	4.10	18 才	4.10	有、1 人分	4.10
5	在宅者	男	神経精神科	なし	5.15	29 才	5.15	不詳※1	5.15
6	病院・施設	男	精神科 神経科	なし	33. .	27 才	33. .	一切不明※2	3. .
7	病院・施設	女	精神科 神経科	有※3	5.15	33 才	5.15	心当りがない※4	5.15
8	病院・施設	女	精神科 神経科	なし	5.15	28 才	5.15	有、1 人分※5	5.15
9	病院・施設	女	精神科 神経科	有	5.15	31 才	5.15	有、1 人分※6	5.15
10	病院・施設	女	精神科 神経科	有	5.15	35 才	5.15	有、1 人分	5.15
11	病院・施設	女	精神科 神経科	有	5.15	39 才	5.15	有、2 人分	5.15
12	病院・施設	女	精神科 神経科	有	5.15	41 才	5.15	有、1 人分	5.15
13	病院・施設	女	精神科 神経科	有	5.19	44 才	5.19	有	5.19
14	病院・施設	女	精神科 神経科	有	5.19	28 才	5.19	心当りはないが詳しくは判らない※7	5.19

15	在宅者	女	精神科 神経科	なし	5.21	30 才	5.21	有、4 人分	5.21
16	病院・施設	女	精神科神経科	有※8	5.19	19 才	5.19	有、3 人分※9	5.19
17	病院・施設	女	精神科 神経科	有※10	6.24	34 才	6, 24	有、1 人分※11	6.24
18	病院・施設	女	精神科 神経科	有	6.24	29 才	6.24	有※12	6.24
19	在宅者	男	内科　小児科	有※13	7.5	15 才	7.4	有、4 人分	7.4
20	在宅者	男	内科　小児科	有※14	7.5	10 才	7.5	有、3 人分	7.5
21	在宅者	女	産婦人科	なし	7.8	24 才	7.8	有、2 人分	7.8
22	病院・施設	女	精神科 神経科	有※15	空白	26 才	空白	有、1 人分	空白
23	病院・施設	女	精神科 神経科	なし	空白	32 才	空白	詳細は不明※16	空白
24	病院・施設	女	精神科 神経科	なし	8.3	21 才	33..	有、1 人分	33.
25	病院・施設	男	精神科 神経科	なし	8.15	40 才	8.15	空欄※17	8.15
26	在宅者	女	神経精神科	なし	8.11	13 才	8.11	有※18	8.11
27	在宅者	女	神経精神科	なし	8.13	14 才	8.13	有、1 人分	8.13
28	在宅者	男	精経(ママ) 精神科	なし	8.15	12 才	8.15	有、1 人分※19	8.15
29	病院・施設	男	神経精神科	なし	9.25	17 才	9.25	有、1 人分※20	9.25

※1　「遺伝調査書」の欄外に「附記　本患者の場合は、遺伝調査書にもみられる通り遺伝の事実は認められないが、その成員に後天性と断定し得る事実もまた認められず、これまでの経過から推察するに■■と思料される」との記載。

※2「患者の近親者に精神症に罹患せる者の有無は一切不明である」（下線は船橋）と記載。「備考」に「未婚」と記載あり。

※3「附記」に「未婚」との記載あり。

※4「血族中精神病に罹患した者については心当りがないと云う」（下線は船橋）と記載。

※5「遺伝調査書」に「未婚■才の時私生児出生（父不詳）現在■才男子あり健在」との記載。

※6「遺伝調査書」に「既婚」と記載。

※7「血族中特に精神病に罹患した者の心当りはないが詳しくは判らない」と記載。

※8「附記」にい「未婚■■■■」との記載あり。

※9「遺伝調査書」の「備考」に「未婚」との記載あり。
※10「附記」に「■才より発病、独身■■」と記載あり。
※11「遺伝調査書」の「備考」に「未婚」と記載。
※12「遺伝調査書」の「備考」に「未婚」と記載。
※13「昭和 33 年■月下旬から■月中旬中に実施したい。■■で実施したい」と記載。
※14「昭和 33 年■月下旬から■月中旬中に実施したい。■■で実施したい」と記載。
※15「附記」に「■才結婚、二児健在外に■■」と記載あり。
※16「本人の近親の者の遺伝性精神神経疾患罹患の有無の詳細は不明である」（下線は船橋）と記載。
※17「備考」欄に「特に該当する患者は認められない」と記載。
※18 別記で「遺伝歴」として「父、母、次兄、次姉」についての記載あり。
※19 別記で「遺伝歴」として「父、母、兄、姉・4 人、妹、弟」についての記載あり。
※20 別記で「遺伝歴」として「父、母、長男、次男、三男、四男（本人）、長女、五男」についての記載あり。

3・2　12 月 28 日の優生保護審査会について

3・2・1　優生保護審査会議事録

資料 151･昭和 33 年 12 月 28 日付「昭和 33 年度第 3 回優生保護審査会議事録」があり、この綴りの中に審査の対象となった人たちの「優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書」資料 152 がある。最初にこの資料から、下記の対象者一覧表を作成した。

表 3・2・1－1　第 3 回優生保護審査会関係資料一覧

119	151	昭和 33 年 12 月 28 日	昭和 33 年度第 3 回優生保護審査会会議録	784~787
120	152		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	788~803
121	153	昭和 34 年 3 月 4 日	会議録	804~805
122	154		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	806~839

表 3・2・1－2　審査対象者にかかわる資料の有無一覧

対象者	優生手術申請書	健康診断書	遺伝調査書	整理番号
1	有り	有り	有り	昭和 33 年度第 30 号 [1]
2	有り	有り	有り	昭和 33 年度第 31 号
3	有り	有り	有り	昭和 33 年度第 32 号
4	有り	有り	有り	昭和 33 年度第 33 号
5	有り	有り	有り	昭和 33 年度第 34 号
6	有り	有り	有り	昭和 33 年度第 35 号
7	有り	有り	有り	昭和 33 年度第 36 号
8	有り	有り	有り	昭和 33 年度第 37 号

※1　第 30 号とあるが、これは前項の優生手術者数が 29 人であるから、連続していると思われる。

表３・２・１－３　優生手術申請者の実態一覧

	優生手術申請書					健康診断書		遺伝調査書	
	居住地	性	申請医師 診療科目	付記	日付	年齢	日付	血族中遺伝病にかかった者	日付
1	病院・施設	男	精神科	なし	9.25	21 才	9.25	有※１	9.25
2	病院・施設	男	精神科	なし	9.25	29 才	9.25	有※2	9.25
3	病院・施設	男	精神科	なし	9.25	23 才	9.25	不詳※3	9.25
4	病院・施設	男	精神科 神経科	なし	9.3	29 才	9.3	発見出来ない※4	9.3
5	病院・施設	女	空白	有※5	10.9	37 才	10.9	有	10.9
6	病院・施設	男	空白	有	11.10	36 才	11.10	有	11.10
7	在宅者	女	産婦人科	なし	10.27	14 才	10.27	有	10.27
8	在宅者	女	産婦人科	なし	11.26	16 才	11.25	有、１人分※6	11.25

※1「遺伝調査書」に「本人」は「未婚」と記載。
※2「遺伝調査書」に「本人」は「未婚」と記載。
※3「遺伝調査書」に「本人」は「未婚」と記載。
※4「本人の血族中遺伝病にかかった者」の欄に「特に該当する者を発見出来ない」（下線は船橋）との記載。「本人」は「未婚」との記載。
※5「時期成るべく早期、場所■■」と記載。
※6「遺伝調査書」に「本人」「備考」に「未婚」と記載。

審査会にかかわる中身は次の通り。

・会議招集年月日　昭和 33 年 12 月 28 日（金）　午後 3 時より
・会議場所　宮城県衛生部長室
・会議事項　■外 7 件（S 33 第 30 号～第 37 号）の優生手術申請に対する適否審査について
・出席委員幹事
　委員　石橋俊実、伊吹皎三、板垣市太郎、荘司庄九郎、松川金七、五十嵐とまを
　　阿部哲男　計 7 人　※板垣市太郎が新規、裁判官だと思われる。
　幹事　小原幸作
　　※1960（昭和 35）年 1 月 17 日現在の「宮城県優生保護審査会委員名簿」によれば石橋俊実は東北大教授で 1960（昭和 35）年時の委員長、伊吹皎三は行政機関の職員、とある。

表３・２・１－４　優生保護審査会委員一覧

役職等（ただし昭和 35 年 1 月 17 日現在）	氏名	選出区分
委員長　東北大教授	石橋俊実	医師代表
委員　東北大教授	九島勝司※1	医師□□

委員　県医師会長	阿部哲男	医師□□
委員	板垣市太郎※2	裁判官
委員	□石□仙	検察官
委員	松川金七	学識経験者
委員	荘司庄九郎	学識経験者
委員　県助産婦会長	五十嵐とまを	学識経験者
委員	伊吹皎三	行政機関の職員

※1　青字は欠席と推定できる。

※2　板垣市太郎は新規なので、大野正太郎と変更になった思われる。

・優生保護法…規定による委員総数 2 分の 1（注、出席委員 7 名、計 9 名）以上の出席を得たので、午後 3 時 10 分委員長開会を宣じ直ちに議事に入り、小原幹事より申請 8 件につき所要事項の説明あり、慎重審議の結果 8 件何れも優生手術を行なうことが適当であることと満場一致で決定申請者並びに本人に対しこの旨通知することとし、…優生手術実施医師を左記の通り指定した。

・5 人の手術実施医師が、それぞれ 3 人、1 人、2 人、1 人、1 人の手術担当医に指定された。

以上から、8 人が申請されて、8 人が「適」とされた。

3・3　1959（昭和 34）年 3 月 4 日の優生保護審査会について

3・3・1　優生保護審査会議事録

表 3・3・1－1　第 4 回優生保護審査会関係資料

121	153	昭和 34 年 3 月 4 日	会議録	804~805
122	154		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	806~839

資料 153・昭和 34 年 3 月 4 日付「会議録」があり、この綴りの中に審査の対象となった人たちの「優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書」（資料 154）がある。この資料から、下記の対象者一覧表を作成した。

表 3・3・1－2　審査対象者にかかわる資料の有無一覧

対象者	優生手術申請書	健康診断書	遺伝調査書	審査番号
1	有り	有り	有り、追記あり	昭和 33 年度第 38 号
2	有り	有り	有り、追記あり	昭和 33 年度第 39 号
3	有り	有り	有り、追記あり	昭和 33 年度第 40 号
4	有り	有り	有り	昭和 33 年度第 41 号
5	有り	有り	有り	昭和 33 年度第 42 号
6	有り	有り	有り	昭和 33 年度第 43 号
7	有り	有り	有り	昭和 33 年度第 44 号

8	有り	有り	有り	昭和 33 年度第 45 号
9	有り	有り	有り。追記あり	昭和 33 年度第 46 号
10	有り	有り	有り、追記あり	昭和 33 年度第 47 号
11	有り	有り	有り、追記あり	昭和 33 年度第 48 号
12	有り	有り	有り。追記あり	昭和 33 年度第 49 号
13	有り	有り	有り	昭和 33 年度第 50 号
14	有り	有り	有り	□□（読み取れず）
15	有り	有り	有り	昭和 33 年度第 52 号
16	有り	有り	有り	昭和 33 年度第 53 号
17	有り	有り	有り	昭和 33 年度第 54 号
18	有り	有り	有り	昭和 33 年度第 55 号
19	有り	有り	有り	昭和 33 年度第 56 号

注　会議録では対象者は 8 人となっているので、8 人分を黄色で染めた。

表 3・3・1−3　優生手術申請者の実態一覧

	優生手術申請書					健康診断書		遺伝調査書	
	居住地	性	申請医師診療科目	附記	日付	年齢	日付	血族中遺伝病にかかった者	日付
1	在宅者	女	神経精神科※1	なし	1.16	17 才	1.16	有、1 名分※2	1.16
2	在宅者	男	神経精神科	なし※3	2.10	16 才	2.10	有、1 名分※4	2.10
3	病院・施設	男	神経精神科	なし※5	2.10	10 才	2.10	有、1 名分※6	2.10
4	病院・施設	女	精神科神経科	なし※7	1.16	24 才	1.16	詳細不明※8	1.16
5	病院・施設	女	精神科神経科	なし	1.17	37 才	1.17	詳細不明	1.17
6	病院・施設	男	精神科	なし	2.10	24 才	2.10	有	2.10
7	在宅者	女	内科小児科	なし※9	2.25	13 才	2.25	有、4 人分	2.25
8	在宅者	女	内科小児科	有※10	2.25	11 才	2.25	有、4 人分	2.25
9	在宅者	女	神経精神科	有	3.	17 才	34.	有、1 人分※11	34.
10	在宅者	女	神経精神科	なし	3.	14 才	3.	有※12	3.
11	在宅者	女	神経精神科	なし※13	3.	16 才	3.	有※14	3.
12	在宅者	男	神経精神	なし※15	3.	14 才	3.	有※16	3.

			科						
13	病院・施設	女	精神科	有※17	3.17	21 才	3.17	空欄※18	3.17
14	病院・施設	男	精神科	有※19	3.17	28 才	3.17	不詳※20	3.17
15	病院・施設	女	精神科	有※21	3.	38 才	3.17	不詳	3.17
16	病院・施設	男	精神科	有※22	3.	19 才	3.	空欄※23	3.17
17	病院・施設	女	精神科	有※24	3.	20 才	3.	空欄	3.
18	在宅者	女	産婦人科	なし※25	3.	29 才	3.	有、2 人分	3.
19	病院・施設	女	精神科	有※26	3.19	30 才	3.19	有、1 人分	3.19

※1 欄外に「決定せず」「決定せず、次回・再申請の予定」との鉛筆書きあり。
※2 欄外に「遺伝歴」として「父、母、弟 3 人」の追記あり。
※3「備考」に「■■にて手術を受けたい」との記載あり。
※4 欄外に「遺伝歴」として「父、母、兄 1 人、弟 2 人、母方叔父」の追記あり。
※5 欄外に、手書きで「可　但し両親についても手術を求めること」との記載あり。
※6 欄外に、手書きで「両親の手術を求めること」との記載あり。別記として「遺伝歴」として「母、弟 2 人」の記載あり。
※7 欄外に、手書きで「可」との記載あり。
※8「備考」に「本人」「未婚」との記載あり。
※9 欄外に、手書きで「可」との記載あり。
※10「昭和 34 年■月■日から■月■日までに実施したい」と記載あり。
※11 欄外に「遺伝歴」として「父、母、弟 3 人」の記載あり。
※12 欄外に「遺伝歴」として「父、母、姉、弟」の記載あり。
※13「備考」に「■■にて手術を受けたい」との記載あり。
※14 欄外に「遺伝歴」として「父、母、姉」の記載あり。
※15「備考」に「■■にて手術を受けたい」との記載あり。
※16 欄外に「遺伝歴」として「父親、母親」の記載あり。
※17「優生手術は□月中に施行したい。場所は■■で■■が手術者たることを希望す」と記載あり。
※18「備考」に「同胞、血族に■■あるらしいが詳細不明」と記載あり。「本人」は「未婚」との記載あり。
※19「優生手術は■月中に施行したい。場所は■■で■■が手術者たることを希望す」と記載あり。
※20「備考」に「未婚」との記載あり。
※21「優生手術は■月中に施行したい。場所は■■で■■が手術者たることを希望す」と記載あり。「備考」に「申請者は■■長であります」との記載あり。
※22「優生手術は■月中に施行したい。場所は■■で■■が手術者たることを希望す」と記載あり。「備考」に「申請者は■■長であり」との記載あり。
※23「備考」で「本人」は「未婚」との記載あり。
※24「■■に手術を委託する」との記載あり。欄外に、手書きで「再調」「姉」との記載あり。
※25「申請者」の「備考」に「手術術式は卵管圧座結索法の予定」との記載あり。
※26「■■に施術を委託する」の記載あり。

「議事録」に書かれた審査会にかかわる中身は次の通り。

・会議招集年月日　昭和 34 年 3 月 4 日（水）　午後 3 時より
・会議場所　宮城県衛生部長室
・会議事項　■外 7 件（S 33 第 38 号～第 45 号）※の優生手術申請に対する適否審査について　※表 4・2、表 4・3 の No 1 ～ 8 までである。
・出席委員幹事
委員　石橋俊実、伊吹皎三、松川金七、、阿部哲男、九島勝司　計 5 人
欠席委員　板垣市太郎、荘司庄九郎、五十嵐とまを、□本□□（読めない）
幹事　小原幸作
※1960（昭和 35）年 1 月 17 日現在の「宮城県優生保護審査会委員名簿」によれば石橋俊実は東北大教授で 1960（昭和 35）年時の委員長、伊吹皎三は行政機関の職員、とある。

表 3・3・1－4　優生保護審査会委員一覧

役職等（ただし昭和 35 年 1 月 17 日現在）	氏名	選出区分
委員長　東北大教授	石橋俊実	医師代表
委員　東北大教授	九島勝司	医師□□
委員　県医師会長	阿部哲男	医師□□
委員　仙台高等裁判所	板垣市太郎	裁判官
委員	□本□□※	検察官
委員	松川金七	学識経験者
委員	荘司庄九郎	学識経験者
委員　県助産婦会長	五十嵐とまを	学識経験者
委員	伊吹皎三	行政機関の職員

※大野正太郎、小幡倹介が消えて、板垣市太郎と□本□□となっている。
※青字は欠席者。

・優生保護法…規定による委員総数 2 分の 1（注、出席委員 5 名、計 9 名）以上の出席を得たので、午後 3 時 20 分委員長開会を宣じ、直ちに議事に入り、小原幹事より申請 8 件につき夫々所要事項の説明あり、慎重審議の結果■■にかかる申請 1 件をのぞいてはいづれも優生手術を行なうことが適当であることを満場一致で決定申請者並びに本人に対しこの旨通知することとし、…優生手術実施医師を左記の通り決定した。尚■■については再審査の必要あるにつき適否決定をしなかった。
注　下線、波線は船橋。
・手術実施医師として「■■」との記載があり、被手術者として 2 名の記載が伺える。

「申請 1 件をのぞいて」とあり、8 件の内 1 件が「不適」だった。その 1 件は、欄外の記述に「決定せず」「決定せず、次回・再申請の予定」との鉛筆書きある、No 1 と思われる。

表３・３・１－５　「不適」と推測される No1 の事例

	優生手術申請書					健康診断書		遺伝調査書	
	居住地	性	申請医師診療科目	附記	日付	年齢	日付	血族中遺伝病にかかった者	日付
1	在宅者	女	神経精神科※1	なし	1.16	17 才	1.16	有、1 名分※2	1.16

※1 欄外に「決定せず」「決定せず、次回・再申請の予定」との鉛筆書きあり。
※2 欄外に「遺伝歴」として「父、母、弟３人」の追記あり。

３・３・２　一つの矛盾

会議録を見ると「会議事項　■外７件（S 33 第 38 号～第 45 号）の優生手術申請に対する適否審査について」とあるから、S 33 第 38 号～第 45 号、つまり No１～８の８人が審査会の対象であったことがわかる。すると No９～19 は、どのような扱いなのであろうか。気になることを列挙する。

① 欄外に記載された審査番号が「昭和 33 年度第□号」として、昭和 33 年度に位置付け、No8 からの連続番号になっている。

② 記載日に着目すると、審査会の開催日が３月４日であるのに、「申請書」「健康診断書」「遺伝調査書」の記載日が３月 17 日（No13，14，15）、３月 19 日（No19）と、開催日より後の期日があること。

③ 記載日に着目すると、No8 以降、日付を記載していないのものがあること。No9，10，11，12，16，17，18 である。

④ No19 は整理番号が「昭和 33 年度第 56 号」となっており、宮城県が公表した資料※の昭和 33 年の申請数 54 人と近似している。

※平成 30 年７月２日付「旧優生保護法に関連した資料等の保管状況等調査結果の概要について」の「調査２　優生手術関連の件数、個人が特定できる情報調査（国様式２－１の概要）」より

以上から、No９～19 については、少なくとも審査会は開催されていない、ただし昭和 33 年度の手術対象者として処理されている、それらを踏まえると、審査会の開催なしで「適」とされたと推測できるのではないか。そしてこれと同様なことは、前年度（1957〈昭和 32〉年度）にもみられた。

３・４　1958（昭和 33）年度の優生手術の実態

表３・４－１　1958（昭和 33）年度の優生保護審査会の開催一覧

選出区分	役職等※1	氏名	第１回	第２回	12／28	3／4
医師代表	委員長東北大教授	石橋俊実			○	○
医師□□	委員東北大教授	九島勝司			欠	○
医師□□	委員県医師会長	阿部哲男			○	○

裁判官	委員仙台高等裁判所	板垣市太郎			○	欠
検察官	委員	□本□□	不明	不明	欠	欠
学識経験者	委員宮城県精神障害者救護会理事長国見台病院	松川金七			○	○
学識経験者	委員県会議員	荘司庄九郎			○	欠
学識経験者	委員県助産婦会長	五十嵐とまを			○	欠
行政機関の職員	委員	伊吹皎三			○	○

※1 ただし 1960（昭和 35）年 1 月 17 日現在

表 3・4－2　1958（昭和 33）年度の優生手術者実態の一覧

		居住地	性	申請医師	年齢	血族中遺伝病にかかった者
		（第 1 回・2 回優生保護審査会）				
1	1	病院・施設	女	精神科	13 才	有、1 人分
2	2	病院・施設	女	精神科	12 才	有、1 人分
3	3	病院・施設	男	精神科	18 才	有、1 人分
4	4	病院・施設	男	精神科	18 才	有、1 人分
5	5	在宅者	男	神経精神科	29 才	不詳
6	6	病院・施設	男	精神科神経科	27 才	一切不明
7	7	病院・施設	女	精神科神経科	33 才	心当りがない
8	8	病院・施設	女	精神科神経科	28 才	有、1 人分
9	9	病院・施設	女	精神科神経科	31 才	有、1 人分
10	10	病院・施設	女	精神科神経科	35 才	有、1 人分
11	11	病院・施設	女	精神科神経科	39 才	有、2 人分
12	12	病院・施設	女	精神科神経科	41 才	有、1 人分
13	13	病院・施設	女	精神科神経科	44 才	有
14	14	病院・施設	女	精神科神経科	28 才	心当りはないが詳しくは判らない
15	15	在宅者	女	精神科神経科	30 才	有、4 人分
16	16	病院・施設	女	精神科神経科	19 才	有、3 人分
17	17	病院・施設	女	精神科神経科	34 才	有、1 人分
18	18	病院・施設	女	精神科神経科	29 才	有
19	19	在宅者	男	内科小児科	15 才	有、4 人分
20	20	在宅者	男	内科小児科	10 才	有、3 人分
21	21	在宅者	女	産婦人科	24 才	有、2 人分
22	22	病院・施設	女	精神科神経科	26 才	有、1 人分
23	23	病院・施設	女	精神科神経科	32 才	詳細は不明
24	24	病院・施設	女	精神科神経科	21 才	有、1 人分
25	25	病院・施設	男	精神科神経科	40 才	空欄
26	26	在宅者	女	神経精神科	13 才	有

27	27	在宅者	女	神経精神科	14 才	有、1 人分
28	28	在宅者	男	精経（ママ）精神科	12 才	有、1 人分
29	29	病院・施設	男	神経精神科	17 才	有、1 人分
		第 3 回優生保護審査会　12 月 28 日				
30	1	病院・施設	男	精神科	21 才	有
31	2	病院・施設	男	精神科	29 才	有
32	3	病院・施設	男	精神科	23 才	不詳
33	4	病院・施設	男	精神科神経科	29 才	発見できない
34	5	病院・施設	女	空白	37 才	有
35	6	病院・施設	男	空白	36 才	有
36	7	在宅者	女	産婦人科	14 才	有
37	8	在宅者	女	産婦人科	16 才	有、1 人分
		第 4 回優生保護審査会　3 月 4 日				
38	1	在宅者	女	神経精神科	17 才	有、1 名分
39	2	在宅者	男	神経精神科	16 才	有、1 名分
40	3	病院・施設	男	神経精神科	10 才	有、1 名分
41	4	病院・施設	女	精神科神経科	24 才	詳細不明
42	5	病院・施設	女	精神科神経科	37 才	詳細不明
43	6	病院・施設	男	精神科	24 才	有
44	7	在宅者	女	内科小児科	13 才	有、4 人分
45	8	在宅者	女	内科小児科	11 才	有、4 人分
46	9	在宅者	女	神経精神科	17 才	有、1 人分
47	10	在宅者	女	神経精神科	14 才	有
48	11	在宅者	女	神経精神科	16 才	有
49	12	在宅者	男	神経精神科	14 才	有
50	13	病院・施設	女	精神科	21 才	空欄
51	14	病院・施設	男	精神科	28 才	不詳
52	15	病院・施設	女	精神科	38 才	不詳
53	16	病院・施設	男	精神科	19 才	空欄
54	17	病院・施設	女	精神科	20 才	空欄
55	18	在宅者	女	産婦人科	29 才	有、2 人分
56	19	病院・施設	女	精神科	30 才	有、1 人分

① 1958（昭和 33）年度の優生保護審査会は 4 回開催（第 1 回・2 回の開催日は不明，第 3 回・12/28，第 4 回・3/4）されている。対象者は 56 人(男 20・女 36)だった。男性（20 人）より女性（36 人）が多かった。

② 居住地(在家庭，施設入所・精神科病院入院)を検討する。「優生手術申請書」の「優生手術を受くべき者」の住所と現住所が同一であれば在宅者と推定できる。また「現住所」の「記載上の注意」に「病院にいる者については，その病院名及び所在地を記入する等

現に本人のいる場所を記入すること」とあるから，現住所のみ異なる場合は「病院入院か施設入所」者と判断できる。結果，「病院・施設」37 人，「在宅者」19 人で，「病院・施設」が 63%(37/59 人)を占めた。

③　申請医師は，「精神科」14 人，「神経精神科」12 人（含精経精神科)、「精神科神経科」20 人、「産婦人科」4 人，「内科小児科」4 人、「空白」2 人で，82%(46/56 人)が精神科神経科関係医師だった。

④　審査対象者の年齢は 10 才から 44 才で，10 代は 23 人，20 代は 15 人，30 代は 13 人、40 代は 3 人だった。年齢別では 29 才は 5 人，14 歳は 4 人だった。

10 代：23 人（39%：23／59 人）

10 才 2 人、11 才 1 人、12 才 2 人、13 才 3 人、14 才 4 人、15 才 1 人、16 才 3 人、17 才 3 人、18 才 2 人、19 才 2 人　計 23 人

20 代：15 人

20 才 1 人、21 才 3 人、23 才 1 人、24 才 3 人、26 才 1 人、27 才 1 人、28 才 3 人、29 才 5 人

30 代：13 人

30 才 2 人、31 才 1 人、32 才 1 人、33 才 1 人、34 才 1 人、35 才 1 人、36 才 1 人、37 才 2 人、38 才 1 人、39 才 1 人

40 代:3 人

40 才、41 才、44 才

⑤　法 4 条の適用に関する「遺伝調査書」の「血族中遺伝病にかかった者」は，「氏名」「年齢」「続柄」「病名」「備考」の様式である。「氏名」に記載がある（有と表記）のは 41 人で，「空欄」4 人・「不詳」4 人・「不明」(「一切不明」「詳細不明」）4 人、「心当たりがない」2 人、「発見できない」1 人と計 5 6 人だった。宮城県の調査結果※で「昭和 3 3 年」の申請者は 54 人（男 21 人、女 33 人）で全員「第 4 条」での申請になっており、12 条の適用者はいない。審査結果は、「適」が 15 人（男 8 人、女 7 人)、「否」が 1 人（女 1 人)、「不明」38 人（男 13 人、女 25 人）となっている。ここから「血族中遺伝病にかかった者」が，「空欄」・「不詳」・「なし」「認めず」「みない」・「不明」「という遺伝性が極めて曖昧な人たちも法 4 条で申請されていたことがわかる。

⑥　会議録の検討（「一つの矛盾」の項参照）により、審査会にかけられていない人たち（11 事例）の申請書の存在があった。

※　「別紙 2　〔調査 2〕優生手術関連の件数、個人が特定できる情報の調査（国様式 2－1 の概要)」『保健福祉員会配布資料　平成 30 年 7 月 2 日　保健福祉部』による。

4　1959（昭和 34）年度の優生手術

４・１　分析資料の位置付け

1959（昭和 34）年度の優生手術にかかわる開示資料は、下記の表 4・1－1 のとおり、4 文書である。開示資料一覧を年代順に並び変え、当該年度のものを表記した。

表 4・1－1　1959（昭和 34）年度の開示資料一覧

158	191	昭和 34 年 8 月 19 日	優生手術申請書の受理について（通知）、優生手術適否決定通知書	985~987
159	192	昭和 34 年 9 月 8 日	優生手術の適否決定並びに優生手術実施医師指定について	988~989
160	193	昭和 34 年 9 月 8 日	優生手術の委託について（通知）	990~991
181	236	昭和 35 年 1 月 17 日	宮城県優生保護審査会委員等名簿（S 35.1.17 現在）	1176~1176

上記の 1959（昭和 34）年度の文書資料 191、資料 192、資料 193 が、綴じられているのは 1960（昭和 35）年度の一連の文書綴りの中である。前後を見ると次の表 4・1－2 ようである。なぜ、1960（昭和 35）年の中に綴じられているのかについて、各文書の中身を検討する中で明らかにする。

表 4・1－2　1960（昭和 35）年度の開示資料一覧

155	188	昭和 35 年 8 月 8 日	優生保護審査会開催について（伺）（起案）	980~981
156	189	昭和 35 年 8 月 23 日	優生手術の委託について（起案）	982~982
157	190	昭和 35 年 8 月 18 日	優生手術の委託について（起案）	983~984
158	191	昭和 34 年 8 月 19 日	優生手術申請書の受理について（通知）、優生手術適否決定通知書	985~987
159	192	昭和 34 年 9 月 8 日	優生手術の適否決定並びに優生手術実施医師指定について	988~989
160	193	昭和 34 年 9 月 8 日	優生手術の委託について（通知）	990~991
161	194	昭和 35 年 8 月 8 日	理由書	992~992
162	195	昭和　年 8 月 30 日	優生手術の適否決定並びに優生手術実施医師指定について（通知）（起案）	993~996
163	196	昭和 35 年 9 月 26 日	請書	997~1000
164	197		優生手術委託料請求書、注射処置内訳書	1001~1010
165	198	昭和 35 年 9 月 1 日	請書	1011~1014
166	199	昭和 35 年 9 月 15 日	優生手術の実施について（通知）	1015~1017
167	200	昭和 35 年 10 月 21 日	優生保護審査会開催について（起案）	1018~1019

４・２　優生手術実施医師の再指定

まず、昭和 34 年付けの資料 191・192・193 の位置付けを探る。

表 4・2－1　審査会関連資料

157	190	昭和 35 年 8 月 18 日	優生手術の委託について（起案）	983~984
158	191	昭和 34 年 8 月 19 日	優生手術申請書の受理について（通知）、優生手術適否決定通知書	985~987
159	192	昭和 34 年 9 月 8 日	優生手術の適否決定並びに優生手術実施医師指定について	988~989
160	193	昭和 34 年 9 月 8 日	優生手術の委託について（通知）	990~991
161	194	昭和 35 年 8 月 8 日	理由書	992~992

資料 190 の昭和 35 年 8 月 18 日付「優生手術の委託について（起案）」には、8 月 18 日とあるが、実際には 8 月 16 日と記載されている。公衆衛生課発議、主事　阿部幸男、「伺優生手術の委託について」（第 1496 号、決済済 35.8.26 発 35.8.26 済）となっている。

「優生保護法第■条第 1 項により■■にかかる優生手術の可否について昭和 34 年 8 月 24 日審査し同法第 10 条によりその実施を■■長に委託しましたが今般別紙理由書を添え委託を取消されたい旨申し出たので当該優生手術の実施を新たに■■に委託してはいかがですか。本案御決済の上は次案により関係者に通知します。」（下線は船橋）

「第 2 案」（35 年 8 月 26 日付）の「知事」から「■■長あて」の「優生手術の委託について」には「…審査された■■にかかる優生手術を下記により委託するから 10 日以内に別紙請書を提出願います」とある。

「第 3 案」（35 年 8 月 28 日付）の「部長」から「申請者／被手術者あて」の「優生手術実施指定医師の再指定について」には、「…今般新たに決定されたので通知します」とある。

優生手術を実施する施設及び医師名

■■■■■■

被手術者名　　■■■

■■■■■■

■■■

以上の文面から、次のことがわかる。

①■■にかかる優生手術の可否について昭和 34 年 8 月 24 日に優生保護審査会が開催された。

②■■にかかる優生手術の実施を■■長に委託した。

③■■長から委託を取り消したいとの申し出があった。

④取り消しの理由書が添えられている。

⑤新たに■■に委託したい。

⑥次案により関係者に通知する。

そして、「第 2 案」として「35 年 8 月 26 日」付で「知事」から「■■長あて」で「優生

手術の委託について」がある。「…審査された■■にかかる優生手術を…委託するから」とある。この「第2案」は上記の⑤の文書にあたると思われる。そして「第3案」として「35年8月26日」付で「部長」から「申請者／被手術者あて」（ここに割り印がある、注　発送した証）で「優生手術実施指定医師の再指定について」がある。「今般下記のとおり新たに決定されたので通知します」とあり「優生手術を実施する施設及び医師名　■■」「被手術者名　■■」とある。ここから「第3案」は⑥の文書である。

資料191の昭和34年8月19日付「優生手術申請書の受理について（通知）」（宮城県優生保護審査会から■■殿にあてた）を見る。

「昭和34年　月　日付で申請のあった貴殿の優生手術申請書を本会で受理し、昭和34年8月24日午後1時から宮城県衛生部長室で審査することになりましたから通知します。／なほ法第8条の規定により申請者、優生手術を愛くべきもの及びその配偶者、親権者,後見人又は補佐人は審査に対して事実又は意見を述べることが出来るので念のため申添えます。」（下線は船橋）

この内容から②の文書であり、参考として添えられたものであると思われる。その文書②に添付されたものとして「優生手術適否決定通知書」（昭和34年9月7日付、女、「適」）と「優生手術実施医師指定通知書」（昭和34年9月7日、女、24才）がある。そして資料192の昭和34年9月8日付「優生手術の適否決定並びに優生手術実施医師指定について」（公第1434号、宮城県衛生部長から■■殿あて、割印あり）があり、これは昭和34年9月に優生手術実施医師に送付されていた文書である。

「五　委託患者の住所氏名　住所■■　氏名■■」と「請書」のひな形がある。これらは、⑤⑥にかかわる文書である。

資料193の昭和34年9月8日付「優生手術の委託について（通知）」（公第1434号、宮城県知事　三浦義男から■■殿、割印あり、宮城県35.8.x収受）は、前述の②にかかわる文書である。「宮城県35.8.x収受」とあるから■■から③にかかわり発送された文書と思われる。

991頁（資料160・昭和34年9月8日「優生手術の委託について（通知）」990~991）に作成年月日は不明だが、課長・係長・係員の押印のある文書で「次の事項をご調査願います」があり、そこに「別添付せん記載事項」として「貴園で手術できなかった理由を附□文書をもって返戻して下さい」とある。「注意　この附せんは取離さないこと　この書を書き改めたときはこの書を□んのまま同時に返して下さい」とある。③にかかわり、出した「附せん」と思われる。

資料194の昭和35年8月8日付「理由書」（宮城県衛生部公衆衛生課御中、宮城県35.8.11収受）があり、「患者住所氏名年令及び性別」として「■■25才、女」とあり、「右患者の優生手術許可書は患者退院後に到着したものであり　再三　手術のための来院を請求するも応ぜず　貴課からの強制手術の旨を連絡したところ患者宅の近くの■■を希望して来たものである」とある。ここに「優生手術許可書は患者退院後に到着した」ことにより優生手

術ができなかったこと、及び手術実施医師の変更が必要だった（患者宅の近くの■■を希望）ことの理由が記されている。

以上を、時間軸を主にしてまとめ直して見る。

1959（昭和 34）年 8 月 24 日に優生保護審査会が開催され、24 才の女性が優生手術の対象者となり、優生手術適否決定通知書と優生手術実施医師指定通知書が送付されるとともに、優生手術実施医師に委託書が送付された。ところが「優生手術許可書は患者退院後に到着した」ため「再三　手術のための来院を請求するも応ぜず　貴課からの強制手術の旨を連絡したところ患者宅の近くの■■を希望して来た」（1960〈昭和 35〉年 8 月 8 日、理由書より）ことにより、指定医を取り消したい旨申し出があり、その申し出を受けて、優生手術実施指定医師の再指定（1960〈昭和 35〉年 8 月 26 日）が行われた。

4・3　優生保護審査会の委員（1960 年 1 月現在）

181	236	昭和 35 年 1 月 17 日	宮城県優生保護審査会委員等名簿（S 35.1.17 現在）	1176~1176

資料 236・昭和 35 年 1 月 17 日付「宮城県優生保護審査会委員等名簿（S 35.1.17 現在）」がある。名簿によれば、1960（昭和 35）年 1 月 17 日現在の宮城県優生保護審査会委員等の名簿は以下の通りである。

表 4・3－1　1960（昭和 35）年 1 月現在の優生保護審査会の委員一覧

役職	職業	氏名	選任区分
委員長	東北大教授	石橋俊実	医師代表
委員	東北大教授	九島勝司	医師代表
委員	県医師会長	阿部哲男	医師代表
委員	地方裁判所長	板垣市太郎	裁判官
委員	地方検察庁検事正	稲葉厚	検察官
委員		松川金七※1	学識経験者
委員		荘司庄九郎※2	学識経験者 後任　西村恂次
委員	県助産会長	五十嵐とまを	学識経験者
委員	※	重村誠夫※3	行政機関の職員
委員	※	伊吹皎三※4	行政機関の職員

※1 松川金七は 1957（昭和 32）年 4 月現在で宮城県精神障害者救護会理事長（1957〈昭和 32〉年 4 月 15 日現在の「宮城県精神薄弱児福祉協会役員名簿」による）。－医療ガバナンス学会「Vol.0710 オール宮城で「優生手術の徹底」、NHK・河北新報の幹部も顧問に」より http://medg.jp/mt/?p=8239 最終確認 2023 年 6 月 9 日

※2 荘司庄九郎は 1963（昭和 38）年 5 月から名取市長となる。

※3 重村誠夫は 1964（昭和 39）年当時副知事。

※4 伊吹皎三は 1962（昭和 37）年当時衛生部長。1962（昭和 37）年 10 月 4 日の宮城県議会で、次の

ように答えている。

「一方優生手術が、先ほどのお話しのように非常に重大化して参りました。県内で年間大体百名近くの優生手術が行なわれますが、このうちの八割くらいが愛宕診療所で行なわれております。私らは今後ともこの優生問題に重点を置きまして、同病院の機能も発揮させ、またそれに対するいろいろな措置も講じまして、十分使命を果たしたいと、このように考えておりますので、何分よろしく御了承願いたいと思います」(1962 年 10 月 4 日、下線は船橋)

－宮城県議会議事録、1962 年 9 月定例会(第 103 回)10 月 4 日、93 頁。出典：「会議録の検索・閲覧」、宮城県議会ウェブページ(2018 年 8 月 26 日取得、http://www.kaigiroku.net/kensaku/cgi-bin/WWWframeNittei.exe?USR=mygmygk&PWD=&A=frameNittei&XM=000100000000000&L=1&S=7&Y=%8f%ba%98%6137%94%4e&B=255&T=0&T0=70&O=1&P1=&P2=&P3=&P=1&K=103&N=627&W1=%8f%5c%95%aa%8e%67%96%bd%82%f0%89%ca%82%bd%82%b5%82%bd%82%a2&W2=&W3=&W4=)。

1960（昭和 35）年 1 月現在、宮城県優生保護審査会は、委員長・東北大教授の石橋俊実（医師代表)、委員には東北大教授の九島勝司（医師代表)、県医師会長の阿部哲男（医師代表)、地方裁判所長の板垣市太郎（裁判官)、地方検察庁検事正の稲葉厚（検察官)、学識経験者として松川金七と荘司庄九郎、県助産会長の五十嵐とまを（学識経験者)、行政機関の職員として副知事の重村誠夫と衛生部長の伊吹皎三、の 10 人で構成されていた。

なお、松川金七は 1957（昭和 32）年 4 月現在で宮城県精神障害者救護会理事長である。また、荘司庄九郎は 1963（昭和 38）年 5 月から名取市長となっている。その後の記録を見ると、荘司庄九郎の後任に西村恂次がなっている。裁判官と検察官の異動により、期間は短い傾向が伺える。伊吹皎三は 1962（昭和 37）年当時衛生部長で、196（昭和 37）2 年 10 月 4 日の宮城県議会で、次のように答えている。

「一方優生手術が、先ほどのお話しのように非常に重大化して参りました。県内で年間大体百名近くの優生手術が行なわれますが、このうちの八割くらいが愛宕診療所で行なわれております。私らは今後ともこの優生問題に重点を置きまして、同病院の機能も発揮させ、またそれに対するいろいろな措置も講じまして、十分使命を果たしたいと、このように考えておりますので、何分よろしく御了承願いたいと思います」(1962 年 10 月 4 日、下線は船橋）出典は表 4・3－1 の注を参照。

5　1960（昭和 35）年度の優生手術

5・1　審査会にかかわる資料

1960（昭和 35）年度の優生手術にかかわる開示資料は、下記の表のとおりである。開示資料一覧を年代順に並び変え、当該年度のものを表記した。

表５・１－１　1958（昭和 33）年度の開示資料一覧

149	182	昭和 35 年 4 月 6 日	優生保護審査会の開催について（起案）	959~959
150	183	昭和 35 年 4 月 20 日	優生手術の委託について（起案）	960~963
151	184	昭和 35 年 4 月 30 日	請書	964~968
152	185	昭和 35 年　月　日	優生保護審査会開催（起案）	969~970
153	186	昭和 35 年 6 月 28 日	優生手術の委託について（起案）	971~975
154	187	昭和 35 年 7 月 12 日	請書	976~979
155	188	昭和 35 年 8 月 8 日	優生保護審査会開催について（伺）（起案）	980~981
161	194	昭和 35 年 8 月 8 日	理由書	992~992
157	190	昭和 35 年 8 月 18 日	優生手術の委託について（起案）	983~984
156	189	昭和 35 年 8 月 23 日	優生手術の委託について（起案）	982~982
162	195	昭和　年 8 月 30 日	優生手術の適否決定並びに優生手術実施医師指定について（通知）（起案）	993~996
165	198	昭和 35 年 9 月 1 日	請書	1011~1014
166	199	昭和 35 年 9 月 15 日	優生手術の実施について（通知）	1015~1017
163	196	昭和 35 年 9 月 26 日	請書	997~1000
164	197		優生手術委託料請求書、注射処置内訳書	1001~1010
167	200	昭和 35 年 10 月 21 日	優生保護審査会開催について（起案）	1018~1019
168	201	昭和 35 年 11 月 12 日	優生手術の委託について（起案）	1020~1022
169	202	昭和 35 年 12 月 16 日	請書	1023~1025
170	203	昭和 36 年 2 月 7 日	優生保護審査会開催について（起案）	1026~1026
171	204	昭和 36 年 2 月 16 日	優生手術の委託について（起案）	1027~1032
172	205	昭和 36 年 3 月 2 日	請書	1033~1035
174	207	昭和 36 年 3 月 20 日	優生保護審査会開催について（起案）	1037~1037
173	206	昭和 36 年 3 月 22 日	優生手術の連絡について	1036~1036
175	208	昭和 36 年 3 月 29 日	優生手術の委託について（起案）	1038~1042
176	209	昭和 36 年 4 月 27 日	請書	1043~1044
177	210		優生手術委託料請求書、注射処置内訳書	1045~1052
178	211	昭和 36 年 4 月 30 日	請書	1053~1054

※上記中、下記の資料の分析は、昭和 34 年度の項目で紹介したので、本項では取り扱わない。

161	194	昭和 35 年 8 月 8 日	理由書	992~992
157	190	昭和 35 年 8 月 18 日	優生手術の委託について（起案）	983~984

５・２　４月 12 日の優生保護審査会について

表５・２－１　優生保護審査会（4 月 12 日開催）関係資料一覧

149	182	昭和 35 年 4 月 6 日	優生保護審査会の開催について（起案）	959~959

150	183	昭和 35 年 4 月 20 日	優生手術の委託について（起案）	960~963
151	184	昭和 35 年 4 月 30 日	請書	964~968

資料 182・昭和 35 年 4 月 6 日付「優生保護審査会の開催について（起案)」を分析する。そこには、次のようにある。

1 招集期日　昭和 35 年 4 月 12 日（火）午後 1 時より

2 場所　県庁衛生部長室

3 議題　■■外□名の優生手術申請に対する適否審査について

4 委員、幹事

委員　石橋俊実、伊吹皎三、九島勝司、板垣市太郎、松川金七
阿部哲男、五十嵐とまを、稲葉厚、重村誠夫、西村恂次

幹事　茂庭秀高、中村信夫（注　公衆衛生課課長補佐）

表 5・2－2　1960（昭和 35）年度の優生保護審査会委員（ただし 4 月 12 日現在）

注、ただし 1960(昭和 35)年 1 月 17 日現在を参考に作成した

役職等	選出区分	氏名	
委員長　東北大教授	医師代表	石橋俊実	
委員　東北大教授	医師□□	九島勝司	
委員　県医師会長	医師□□	阿部哲男	
委員	裁判官	板垣市太郎	
委員	検察官	稲葉厚	
委員	学識経験者	松川金七	
委員	学識経験者、県議員	西村恂次	
委員　県助産婦会長	学識経験者	五十嵐とまを※1	
委員	行政機関の職員	伊吹皎三	
委員	副知事	重村誠夫	

※1　五十嵐とまをについて『助産婦雑誌』3 巻 4 号（1953 年 4 月発行）に「インタビュー　宮誠県助産婦部会長　五十嵐とまをさんを訪ねて」として紹介されている。

「宮城県の助産婦都会は，会長五十嵐とまをさん，副会長に相沢志づさん，阿部やちのさんのお 2 人，書記に丹野ちかさんなど品格にみちた幹部の方々の協力と指導で，全国稀にみる 3 人の和を得た強力な組織ができ，約 8 百の会員をかためておられます。幹部の人人の古くからの献身的の努力がこの会をゆるぎないものにしていますが，とりわけ五十嵐さんはその支柱として，古く戦前の時代から今日までずつと長く会長として活動されているばかりでなく，土地の人の信望を集めて，五十嵐さんの名は仙台で誰知らないものはありません。」

5 経費　優生保護費

・報酬　4,000 円　部外委員 8 人分　1 人 1 回 500 円

※委員は 10 人だが、2 人は行政機関の職員であることがわかる。

・食糧費　3.00 円　茶菓代　1 人 30 円×10 人
6 支出科目　（略）

5・2・1　優生手術の委託

資料 183・昭和 35 年 4 月 20 日付「優生手術の委託について（起案)」の分析をする。

4 月 20 日付「優生手術の委託について（伺)」(第 693 号、決済済 35.4.28 宮城県）には「4 月 12 日審査した別記名の者優生手術を…実施を委託してよろしいか…」とある。ここから 4 月 12 日の第 1 回優生保護審査会の結果に対応した文書であることがわかる。別記（一）を表 5・2・1－1 に記した。

・「支出科目」として予算配当額　300000 円、予算残額 300000 円
・所要経費　男 1 人当り　5284 円　5 人　26420 円
　　女 1 人当り 10385 円　6 人　62310 円　計 88730 円
＊ここから優生手術者（対象者）は、男 5 人、女 6 人の計 11 人であることがわかる。

「案の 2　優生手術の委託について」として「35 年 4 月 28 日」付で「知事名」から「別記指定医師あて」(発　4.28 済）の案がある。そこには「…審査された別記名（注　表 5・2・1－1）の優生手術を下記の条件により委託しますから十日以内に請書を提出願います」（下線は船橋）とあり、請書が綴じられている。

「案の 3　優生手術の適否決定並びに優生手術実施医師指定について」として「35 年 4 月 28 日」付で「部長名」から「別記優生手術申請者及び被手術者あて」(発 35.4.28 済）がある。そこには「昭和 35 年 4 月 12 日優生保護審査会において審査の結果別紙（2）のとおり決定されたので通知する」（下線は船橋）とある。

表 5・2・1－1　指定医師・被手術者一覧

	施設 指定医師名	住所	被手術者名	住所	
①		割印			
②	〃	〃			審査
③		割印			審査
④	〃	〃	割印		審査 16
⑤	〃	〃			審査 35
⑥	割印				審査 11.25
⑦					審査 35
⑧	〃	〃			
⑨	割印				
⑩	頁変更部分		割印		

⑪			割印		

表 5・2・1－2　申請施設名と被手術者名と指定医師一覧

	申請施設名	被手術者名	住所	指定医師名
①				
②	割印			〃
③				
④	〃　割印			〃
⑤	〃			〃
⑥				
⑦				
⑧	〃　割印			〃
⑨				
⑩				
⑪				

上記 2 つの表から次のことがわかる

・申請施設は 5 カ所で、それぞれ 1 名、 1 名、 3 名、 1 名、5 名を申請している。

・手術担当の指定医師は 7 名で、被手術者は 11 名である。それぞれの手術担当の人数は、2 名、3 名、1 名、2 名、1 名、1 名、1 名である。

・「審査」の押印があるので、少なくとも 6 人は、優生手術の実施が済んだ証であると思われる。一人は、11 月 25 日の審査である。

資料 184・昭和 35 年 4 月 30 日付「請書」がある。「昭和 35 年 4 月 28 日付公第 693 号をもって通知された優生保護法に基く優生手術患者委託につき通知された条件をもってお請します」との「請書」5 通ある。5 通は、前述の施設 5 カ所に該当すると思われる。5 カ所の内 1 か所は「愛診」とあるから愛宕診療所であろう。

1 通目は、昭和 35 年 4 月 30 日付

2 通目は、昭和 35 年 5 月 1 日付（宮城県 35.5. 9 収受）

3 通目は、昭和 35 年 5 月 2 日付（愛診第 107 号、割印あり）

4 通目は、昭和 35 年 5 月 7 日付（宮城県 35.5.11 収受）

5 通目は、昭和 35 年 5 月 7 日付（宮城県 35.5.11 収受）

5 ・ 3　6 月 23 日の優生保護審査会について

表 5・3－1　6 月 23 日の優生保護審査会関係資料一覧

152	185	昭和 35 年　月　日	優生保護審査会開催（起案）	969~970
153	186	昭和 35 年 6 月 28 日	優生手術の委託について（起案）	971~975

154	187	昭和 35 年 7 月 12 日	請書	976~979

資料 185・昭和 35 年付け（月日は不明）「優生保護審査会開催（起案）」がある。「…優生手術申請に対する審査会を…開催いたしたく…。…出席部外委員に対する委員報酬の支給並びに茶菓を供したい…」とある。

・会議召集月日　昭和 35 年 6 月 23 日　午後 1 時より
・場所　県衛生部長室
・議題　■■外 20 名の優生手術申請に対する適否審査について
・委員幹事
　委員　石橋俊実、九島勝司、松川金七、阿部哲男、西村恂次、板垣市太郎、稲葉厚、伊吹皎三、~~五十嵐とまを~~相澤□□、重村誠夫
　幹事　茂庭秀高、中村信夫（注　公衆衛生課課長補佐）
・経費　報酬 4000 円　1 人当 500 円　部外委員 8 名
　食糧費 300 円　1 人当 30 円×10 人分

表 5・3－2　1960（昭和 35）年度の優生保護審査会委員（ただし 4 月 12 日現在）
注、ただし 1960（昭和 35）年 1 月 17 日現在を参考に作成した

役職等	選出区分	氏名　4 月 12 日	氏名　6 月 23 日
委員長　東北大教授	医師代表	石橋俊実	石橋俊実
委員　東北大教授	医師□□	九島勝司	九島勝司
委員　県医師会長	医師□□	阿部哲男	阿部哲男
委員	裁判官	板垣市太郎	板垣市太郎
委員	検察官	稲葉厚	稲葉厚
委員	学識経験者	松川金七	松川金七
委員	学識経験者、県議員	西村恂次	西村恂次
委員　県助産婦会長	学識経験者	五十嵐とまを	相澤□□
委員	行政機関の職員	伊吹皎三	伊吹皎三
委員	副知事	重村誠夫	重村誠夫

4 月 12 日の優生保護審査会時は、五十嵐とまをが委員であったが、6 月 23 日の審査会では相澤□□に変更されている。

5・3・1　優生手術の委託

資料 186・昭和 35 年 6 月 28 日発議「優生手術の委託について（伺）」（第 1140 号、35.7.7 宮城県）には「6 月 23 日審査した別記名の優生手術を…委託てよとしいか」（下線は船橋）とある。ここから 6 月 23 日の第 2 回優生保護審査会の結果に対応した文書であることがわかる。別記（一）を表 5・3・1－1 にした。

「支出科目」は「予算配当額　300000 円、予算残額　300000 円」、「所要経費」は「男 1 人当り　5284 円　3 人　15852 円､女 1 人当り　10385 円　22 人　228470 円　計 244322 円」とあるから、対象者は男 3 人、女 22 人で計 25 人であったことがわかる。

「案の 2」（□年 7 月 11 日付）として「知事名」から「別記指定医師あて」に「優生手術の委託について」の起案がり、「…下記の条件により委託しますから 10 日以内に請書を提出願います」とある。綴りには「請書」が綴じられている。

表 5・3・1－1　手術実施指定医師名と被手術者名一覧

		手術実施指定医師名	住所	被手術者名	住所
1					
2	審査				
3					
4		〃	〃		
5	審査	〃	〃		
6		〃	〃		
7		〃	〃		
8	審査	〃	〃		
9		〃	〃		
10	審査	〃	〃		
11	審査 38.2.24	〃	〃		
12	審査	〃	〃		
13	審査	〃	〃		
14	審査 ..18	〃	〃		
15	審査 . .18	〃	〃		
16	審査 . . 8	〃	〃		
17	審査 35.2.24	〃	〃		
18	審査	〃	〃		
19	審査	〃	〃		
20	審査　.12.8	〃	〃		
21	審査	頁変更			
22	審査				
23	審査	〃	〃		
24		〃	〃		
25	審査	〃	〃		

「案の 3」として「□年 7 月 11 日」付「部長名」から「別記優生手術申請者及び被手術者あて」で「優生手術の適否決定並びに優生手術実施医師指定について（通知)」があり、文中に「昭和 35 年 6 月 23 日優生保護審査会において審査の結果」（下線は船橋）決定さ

れたとある。

表５・３・１－２　申請者並びに施設名と被手術者名

	申請者並びに施設名	被手術者名	住所	決定内容
1				優生手術を行なうことが適当である
2				〃
3				〃
4	〃			〃
5	〃			〃
6	〃			〃
7	〃			〃
8	〃			〃
9	〃			〃
10	〃			〃
11	〃			〃
12	〃			〃
13	〃			〃
14	〃			〃
15	〃			〃
16	〃			〃
17	〃			〃
18	〃			〃
19	〃			〃
20	〃			〃
21	頁変更			〃
22				〃
23	〃			〃
24	〃　審査 ..17			〃
25	〃			〃
				係員を派遣し再調査の上次回審査
				〃

「案の４」があるが、全文に×がある。参考のために中身を記す。

『案の４

年　　月　　日

古川保健所長あて

部　　長　　名

優生手術申請理由について

昭和 35 年 5 月 9 日古保予第 182 号で進達あった下記名の申請理由は遺伝性と思考されるので、すみやかに訂正し再申請するよう指導願います。

記

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

（申請書添付）

」

取り消されているが、「案の 4」と表 5・3・1－2 の「係員を派遣し再調査の上次回審査」（2 名分）を見ると、優生保護審査会が 4 条の申請、審査への積極的にかかわっていたことがわかる。

資料 187 の「請書」の一覧を以下の表 5・3・1－3　に作成した。

表 5・3・1－3　請書（資料 187）

	通知番号 昭和 35 年	文書の日付	収受（宮城県）	備考
1	7 月 11 日付 公第 1140 号	昭和 35 年 7 月 12 日	35.7.14	
2	7 月 11 日付 公第 1140 号	昭和 35 年 7 月 12 日	35.7.16	割印、愛診第 178 号
3	7 月 11 日付 公第 1140 号	昭和 35 年 7 月 23 日		医師名に「院長■■」と記載
4	7 月 11 日付 公第 1140 号	昭和 35 年 7 月 14 日		医師名に「院長■■」と記載

以上から次のことがわかる

別記 1 表 5・3・1－1 は優生手術指定医師が基準となる表である、別記 2 表 5・3・1－2 は優生手術申請医師が基準となる。また「請書」は 4 枚（4 人御医師）である。これらを総合して、申請医師は 4 名（4 カ所※）で、申請者数はそれぞれ 1 名、1 名、19 名、4 名であった。

※黄色枠で覆った個所は 5 カ所だが、1 か所はページ変更のため、それまでのものを書き改めたと推定した。

手術担当の指定医師は 4 名で、それぞれ 1 名、1 名、19 名、4 名だった。「請書」は 4 枚あり、請書 3 と請書 4 は、記載形式が同一なので、同一医師・病院の可能性がある。また、1 医師・病院のみ、19 名と優生手術を指定されている。これにかかわって、1962（昭和 37）年 10 月 4 日の宮城県議会で、宮城県衛生部長の伊吹皎三が「一方優生手術が、先ほどのお話のように非常に重大化しております。県内で年間大体百名近くの優生手術が行なわれま

すが、このうちの八割くらいが愛宕診療所で行なわれております。」（下線は船橋）と発言していることを踏まえると、「請書」の２は、「愛診」とあるから「愛宕診療所」であり、19 名の手術を指定されていたと推定できる。

５・４　８月 16 日の優生保護審査会について

５・４・１　審査会にかかわる資料

第 3 回優生保護審査会にかかわる資料は、以下の通りである。

表 5・4・1－1　第 3 回優生保護審査会関係資料一覧

155	188	昭和 35 年 8 月 8 日	優生保護審査会開催について（伺）（起案）	980~981
161	194	昭和 35 年 8 月 8 日	理由書	992~992
157	190	昭和 35 年 8 月 18 日	優生手術の委託について（起案）	983~984
156	189	昭和 35 年 8 月 23 日	優生手術の委託について（起案）	982~982
162	195	昭和　年 8 月 30 日	優生手術の適否決定並びに優生手術実施医師指定について（通知）（起案）	993~996
165	198	昭和 35 年 9 月 1 日	請書	1011~1014

※下記の資料については、昭和 34 年度の項目で紹介済み。

161	194	昭和 35 年 8 月 8 日	理由書	992~992
157	190	昭和 35 年 8 月 18 日	優生手術の委託について（起案）	983~984

５・４・２　優生手術の申請

資料 188・昭和 35 年 8 月 8 日発議「優生保護審査会開催について（伺）（起案）」には以下の通りある。

・会議召集月日　昭和 35 年 8 月 16 日　午後 4 時
・場所　衛生部長室
・議題　■■■■外 17 件の優生手術申請に対する適否審査について
・委員幹事
　委員　石橋俊実、九島勝司、松川金七、欠・阿部哲男、西村恂次、欠・板垣市太郎
　　欠・稲葉厚、伊吹皎三、相澤志つ、重村誠夫
　　※10 人の委員のうち、3 人（阿部哲男、板垣市太郎、稲葉厚）は欠席だった　ことがわかる。6 月 23 日段階では、不鮮明だった「相澤□□」が「相澤志つ」とわかる。
　幹事　茂庭秀高、中村信夫（注、公衆衛生課課長補佐）
・経費　報酬 4000 円　部外委員 8 名　1 人当 500 円
　　食糧費 300 円　1 人当り 30 円×10 人＝300 円
・予算　食糧費 1200 円、報酬 19000 円

表 5・4・2－1　1960（昭和 35）年度の優生保護審査会委員（ただし 8 月 16 日現在）

注、ただし役職・選出区分は 1960（昭和 35）年 1 月 17 日現在を参考に作成した

役職等	選出区分	4／12	6／23	8／16
委員長　東北大教授	医師代表	石橋俊実	左同	左同・出席
委員　東北大教授	医師□□	九島勝司	左同	左同・出席
委員　県医師会長	医師□□	阿部哲男	左同	左同・欠席
委員	裁判官	板垣市太郎	左同	左同・欠席
委員	検察官	稲葉厚	左同	左同・欠席
委員	学識経験者	松川金七	左同	左同・出席
委員	学識経験者、県議員	西村恂次	左同	左同・出席
委員　県助産婦会長	学識経験者	五十嵐とまを	相澤□□	相澤志つ・出席
委員	行政機関の職員	伊吹皎三	左同	左同・出席
委員	副知事	重村誠夫	左同	左同・出席

5・4・3　優生手術の委託

資料 189・昭和 35 年 8 月 23 日発議「優生手術の委託について（伺）」（第 1504 号、「決裁済 35.8.29」）の分析をする。8 月 23 日付「優生手術の委託について（伺）」には「8 月 16 日審査した別記名の優生手術を…委託してよろしいか」（下線は船橋）とある。ここから 8 月 16 日の第 3 回（推定）優生保護審査会の結果に対応した文書であることがわかる。

支出科目　保健衛生費、公衆衛生費、優生保護費、委託料　配当残　600000 円

所要経費　男 1 人当り 5284 円、6 人、31704 円

女 1 人当り 10385 円、13 人、135005 円　計 166709 円

「案の 2」（発 35.8.30 済、□年 8 月 30 日付）の「知事名」から「別記指定医師あて」の「優生手術の委託について」には「…優生手術を…委託しますから 10 日以内に請書を提出願います」とある。

「案の 3」は「□年 8 月 30 日」付、「部長名」から「別記優生手術申請者及び被手術者あて」で「優生手術の適否決定並びに優生手術実施医師指定について（通知）」とある。そこには「昭和 35 年 8 月 16 日優生保護審査会において審査の結果下記のとおり決定された」（下線は船橋）とある。

表 5・4・3－1　手術実施指定医師名と被手術者名一覧

	手術実施指定医師名	住所	被手術者名	住所	
1					審査
2					審査
3					審査 25
4					
5					

6	〃	〃			審査 25
7	〃	〃			審査　11.25
8	〃	〃			審査
9					
10	〃	〃			
11	〃	〃			
12	〃	〃 審査			
13	〃	〃 審査 35			
14	〃	〃 審査 36.4			
15	〃	〃 審査 35			
16	〃	〃			
17	〃	〃 審査 35.12			
18	〃	〃			
19					審査　11.25

表５・４・３－２　申請者と被手術者

	申請者並びに施設名	被手術者名	住所	決定内容
1	割印	割印		優生手術を行なうことが適当である
2				〃
3				〃
4				〃
5				〃
6	〃			〃
7	〃			〃
8	〃			〃
9				〃
10	〃			〃
11	改頁※	割印		優生手術を行なうことが適当である
12	〃			〃
13	〃			〃
14	〃			〃
15	〃			〃
16	〃			〃
17	〃			〃
18	〃			〃
19		割印		〃

※ページが変わっているので、９を再掲載している可能性もある。

表５・４・３−３　請書

	通知番号 昭和 35 年	文書の日付	収受 （宮城県）	備考
1	8 月 30 日付 公第 1504 号	昭和 35 年 9 月 26 日		医師名に「医（旧漢字）師■■」と記載
2	8 月 26 日付 公第 1496 号	昭和 35 年 8 月 29 日	35.8.31	
3	8 月 30 日付 公第 1504 号	昭和 35 年 9 月 5 日※1	35.9.6	かがみ文あり、「名病第 580 号、昭和 35 年 9 月 5 日付」。医師名に「院長■■」と記載
4	8 月 30 日付 公第 1504 号	昭和 35 年 9 月 1 日		医師名に「医師　■■」とあり
5	8 月 30 日付 公第 1504 号	昭和 35 年 9 月 9 日	宮城県 35.9.10 収受	
6	8 月 30 日付 公第 1504 号	昭和 35 年 9 月 1 日		割印
7	8 月 30 日付 公第 1504 号	昭和 35 年 9 月 5 日		

表５・４・３−４　優生手術委託料請求書　各医師から宮城県知事三浦義男宛て

	文書の日付 昭和 35 年	年齢	性別	手術方式	
1	9 月 5 日	20 才	男	輪精管結索術	3602 円、別紙あり、医師名に「院長■■」と記載
2	9 月 5 日	25 才	女	輪卵管結索術	7291 円、別紙あり、医師名に「院長■■」と記載
3	9 月 5 日	26 才	女	輪卵管結索術	7291 円. 別紙あり、医師名に「院長■■」と記載
4	9 月 5 日	36 才	女	輪卵管結索術	7291 円. 別紙あり、医師名に「院長■■」と記載
5	9 月 5 日	20 才	女	輪卵管結索術	7291 円. 別紙あり、医師名に「院長■■」と記載

※「院長■■」との形式が同じことから同一医師からの申請と思われる。

以上から申請者は 7 人でそれぞれ、1 人、1 人、1 人、1 人、4 人、10 人、1 人の優生手術対象者を申請している。優生手術指定医師は 7 人で、1 人、1 人、1 人、1 人、4 人、10 人、1 人の手術をそれぞれ担当する。申請者と指定医師数、そして被優生手術者数が同一の理由は不明である。「請書」が 7 人の医師からあり、1 つは「名病」（名取病院、後述する）と判断できる。また、「優生手術委託料請求書」が 9 月 5 日付で 5 人分ある。

補　「名病」について

前項の「名病」とは、宮城県立名取病院と推定できる。精神衛生法に基づく病院として 1954（昭和 29）年度より 4 か年計画で施行し、1957（昭和 32）年 6 月に一部完成（140 床）し、1958（昭和 33）年に全館完成した、宮城県立の精神科病院である。1960（昭和 35）年度現在で 333 人の在院者、1964（昭和 39）年で 391 人、内訳は精神病 78%（305／391）、てんかん 4%（17 人）、精神薄弱 6%（19 人）だった。

補表 1　名取病院の年度末在院患者数

	1959	1960	1961	1962	1963	1964
年度末在院数	332	333	365	381	394	391

補表 2　名取病院の 1964（昭和 39）年度の年度末来院患者の病類

病名	精神病	そううつ病	てんかん	梅毒性精神病	精神神経症	精神病質	精神薄弱	その他
計 391 人	305	7	17	22	2	2	19	17

なお、名取病院の他に宮城県内には精神科病院は次の 19 病院があった（ただし、1965〈昭和 40〉年 3 月末現在）。

・国立千代病院（国）、東北大学医学部附属病院（国）、宮城県立名取病院（県）、東北会病院（社団）、春日療養園（社団）、国見台病院（財団）、移川病院（社団）、安田病院（財団）、日和山病院（社団）、東北労災病院（公法）、光ヶ丘保養院（社団）、緑ヶ丘病院（私）、三峯病院（社団）、古川緑ヶ丘病院（社団）、小松島病院（財団）、小島病院（財団）、石越病院（私）、仙南中央病院（社団）、伊原津病院（私）

＊以上は、宮城県衛生部医務薬務課『衛生統計年報』昭和 39 年版、昭和 40 年版による。

5・5　優生手術の実施の確認について

表 5・5－1　優生手術実施の確認に関する資料

166	199	昭和 35 年 9 月 15 日	優生手術の実施について（通知）	1015~1017
163	196	昭和 35 年 9 月 26 日	請書	997~1000
164	197		優生手術委託料請求書、注射処置内訳書	1001~1010

資料 199・昭和 35 年 9 月 15 日発議「優生手術の実施について（通知）」（■■部長から別記病院長あて、第 1679 号、発 35.9.28 済）に「□月□日付公第□□号をもって（別記名）にかかる優生手術の実施を委託しましたが優生保護法の規定する趣旨からも出来るだけ早急に実施するようお願いします。なお既に実施済である場合は…優生手術報告書の写しを添えてすみやかに医療費の請求をするとともに、未実施のものには実施期日を報告するよう併せてお願いします」と、優生手術の「出来るだけ早急な実施」と「報告」を求めていた。

表 5・5－2　別記名：優生手術未実施者の一覧

		指定施設医師名	被手術者名	住所	注（船橋）
		昭和 35 年 4 月 28 日付　公第 693 号分			693 号分は、当時 11 人指定 ※未実施 5 名／11 人
1	1				
2	2				
3	3				
4	4				
5	5	〃			
		昭和 35 年 7 月 11 日付　公第 1140 号分			1140 号分は、当時 25 人指定 ※未実施 24 名／25 人
6	1				
7	2				
8	3	〃			
9	4	〃			
10	5	〃			
11	6	〃			
12	7	〃			
13	8	〃			
14	9	〃			
15	10	〃			
16	11	〃			
17	12	〃			
18	13	〃			
19	14	〃			
20	15	〃			
21	16	改頁			
22	17	〃			
23	18	〃			
24	19	〃			
25	20	〃			
26	21				
27	22	〃			
28	23	〃			

29	24	〃			
		昭和35年8月30日付　公第1504号			1504号分は、当時19人指定※未実施19人／19人
30	1				
31	2				
32	3				
33	4				
34	5	〃			
35	6	〃			
36	7	〃			
37	8	〃			
38	9				
39	10	〃			
40	11	〃			
41	12	〃			
42	13	改頁			
43	14	〃			
44	15	〃			
45	16	〃			
46	17	〃			
47	18	〃			
48	19				
		昭和34年6月19日付公第951号分			951号の資料はないので、当時の指定数は不明である。
49	1				
50	2	〃			
51	3				
52	4	〃			
		昭和34年9月7日付公第1434号分			1434号分の「別記名」の資料はない。
53	1				
54	2	〃			
55	3	〃			
56	4				
57	5				
		昭和35年2月25日付　公第313号分			313号の資料はない。
58	1				
59	2				
60	3				
61	4				
62	5				

手書きで「59名分」と記載

※手書きで「59 名分」との記載があるが、船橋が写した上記の表では 62 人である、不一致の理由は不明である。

上記の資料から次のことがわかる。

・優生手術の委託日は、優生保護審査会に連動している。そこから優生保護審査会の開催日を推定すると、1959（昭和 34）年 6 月 19 日（公第 951 号分)、1959（昭和 34）年 9 月 7 日（公第 1434 号分)、1960（昭和 35）年 2 月 25 日（公第 313 号分)、1960（昭和 35）年 4 月 12 日（1960〈昭和 35〉年 4 月 28 日付公第 693 号分)、1960（昭和 35）年 6 月 23 日（1960〈昭和 35〉年 7 月 11 日付公第 1140 号分)、1960（昭和 35）年 8 月 16 日（1960〈昭和 35〉年 8 月 30 日付公第 1504 号）に開催したことが推定できる。また、1959（昭和 34）年度の資料がないために優生保護審査会の開催について不明であったが、少なくとも 1959（昭和 34）年 6 月 19 日以前、1959（昭和 34）年 9 月 7 日以前、1960（昭和 35）年 2 月 25 日以前に開催されたことが推定できる。

・未実施数を表 5・5－3 にした。1 年 3 カ月が過ぎても実施してない手術対象者が 4 名いた。手術実施指定の通知が届いてから 2 カ月程度では実施率は少ない（4%）が 5 カ月を過ぎると指定された者の約半分（55%）が優生手術を受けている、ことがわかる。

表 5・5－3　優生手術未実施者数

昭和 35 年 9 月 15 日現在から見て	指定通知送付日	未実施	指定された人数	実施率
1 年 3 カ月前	昭和 34 年 6 月 19 日	4 人	不明	
1 年前	昭和 34 年 9 月 7 日	5 人	不明	
7 カ月前	昭和 35 年 2 月 25 日	5 人	不明	
5 カ月前	昭和 35 年 4 月 28 日	5 人	11 人	55%
2 カ月前	昭和 35 年 7 月 11 日	24 人	25 人	4%
1 か月前	昭和 35 年 8 月 30 日	19 人	19 人	0%

5・6　11 月 11 日の優生保護審査会について

5・6・1　優生手術の申請

11 月 11 日開催の優生保護審査会に関する資料は以下の通りである。

表 5・6・1－1　優生保護審査会（11 月 11 日）の関連資料一覧開催

167	200	昭和 35 年 10 月 21 日	優生保護審査会開催について（起案）	1018~1019
168	201	昭和 35 年 11 月 12 日	優生手術の委託について（起案）	1020~1022
169	202	昭和 35 年 12 月 16 日	請書	1023~1025

資料 200・昭和 35 年 10 月 21 日発議「優生保護審査会開催について（起案)」には、以

下のようにある。

・会議召集期日　昭和 35 年 11 月 11 日　※10 月 31 日が線で消されている。
午後 2 時 0 分より

・場所　衛生部長室

・議題　■■■■外 26 件の優生手術申請に対する適否審査について

・委員幹事

委員　石橋俊実、伊吹皎三、九島勝司、松川金七、阿部哲男、西村恂次、板垣市太郎、稲葉厚、相澤静子、重村誠夫　~~伊吹皎三~~　10 人

※「相澤志つ」が「相澤静子」と明記されている。

幹事　茂庭秀高(公衆衛生課長)、中村信夫

・経費　報酬 4000 円　1 人当 500 円×8 人分＝4000 円部外委員
食糧費 300 円　1 人当り 30 円×10 人分＝300 円
メモ配当残　報酬 86500 円、食糧費 1500 円

表 5・6・1－2　1960（昭和 35）年度の優生保護審査会委員（ただし 11 月 11 日現在）

注、ただし役職・選出区分は 1960（昭和 35）年 1 月 17 日現在を参考に作成した

役職等	選出区分	4／12	6／23	8／16	11／11
委員長　東北大教授	医師代表	石橋俊実	左同	左同・出席	左同
委員　東北大教授	医師□□	九島勝司	左同	左同・出席	左同
委員　県医師会長	医師□□	阿部哲男	左同	左同・欠席	左同
委員	裁判官	板垣市太郎	左同	左同・欠席	左同
委員	検察官	稲葉厚	左同	左同・欠席	左同
委員	学識経験者	松川金七	左同	左同・出席	左同
委員	学識経験者、県議員	西村恂次	左同	左同・出席	左同
委員 県助産婦会長	学識経験者	五十嵐とまを	相澤□□	相澤志つ・出席	相澤静子※
委員	行政機関の職員	伊吹皎三	左同	左同・出席	
委員	副知事	重村誠夫	左同	左同・出席	

＊「静子」と記載

5・6・2　優生手術の委託

昭和 35 年 11 月 12 日発議「優生手術の委託について（伺）」（第 2045 号、「決裁済 35.11.25 宮城県」、「発 35.11.29 済」）の分析をする。

11 月 12 日付「優生手術の委託について（伺）」には「11 月 11 日審査した別記名の優生手術…実施を委託してよろしいですか…」（下線は船橋）とある。ここから 11 月 11 日の第 4 回優生保護審査会の結果に対応した文書であることがわかる。

・支出科目　配当残 959041 円(やや不鮮明)

・所要経費　男 1 人当り　5284 円×4 人　21136 円

女 1 人当り　10385 円×23 人　238855 円　計 259995 円

「案の 2」として「知事名」から「別記指定医師あて」で「35 年 11 月 29 日付」で「優生手術の委託について」がある。そこには「…優生手術を委託しますから…10 日以内に請書を提出願います」とある。

表 5・6・2－1　別記（一）手術実施指定医師名と被手術者名の一覧（指定医師が基準）

		手術実施指定医師名	住所	被手術者名	住所
1	割印				
2					
3		〃	〃		審査
4		〃	〃		〃審査 36,
5		〃	〃		
6		〃	〃		
7		〃	〃		
8		〃	〃		
9	割印				
10		〃	〃		
11		〃	〃審査		
12		〃	〃		
13		〃	〃		
14					
15		〃	〃		
16		〃	〃審査 36.4.1		
17		〃	〃		
18		〃	〃		
19		〃	〃		
20		〃	〃		
21	※改頁				
22		〃	〃		
23		〃	〃		
24		〃	審査 36.4.17		
25	割印	〃			
26					
27					

※ページの変わり目なので、14 の再掲の可能性がある。

指定医師は 7 人（再掲だとすると 6 人）で、それぞれ人、1 人、7 人、5 人、7 人、5 人、1 人、1 人（計 27 人）であった。再掲だとすると 6 人で、1 人、7 人、5 人、12 人、1 人、

1 人である。

「案の 3」として、「部長名」から「別記優生手術申請者及び被手術者あて」に「優生手術の適否決定並びに優生手術実施医師指定について（通知)」があり、「…昭和 35 年 11 月 11 日優生保護審査会において審査の結果…決定されたので通知する」とある。

表 5・6・2－2　申請者並びに施設名、被手術者の一覧（申請医師基準）

	申請者並びに施設名	被手術者名	住所	決定内容
1				優生手術を行なうことが適当である
2				〃
3				〃
4	〃			〃
5	〃			〃
6	〃			〃
7	〃			〃
8	〃			〃
9	〃			〃
10	〃			〃
11	〃			〃
12				〃
13	〃			〃
14	〃			〃
15	〃			〃
16	〃			〃
17				〃
18	〃			〃
19	〃			〃
20	〃			〃
21	〃			〃
22	改頁※			優生手術を行なうことが適当である
23	〃			〃
24	〃			〃
25	〃			〃
26				〃
27				〃

以上 27 名

※22 はページの変わり目なので、再掲の可能性がある、

申請者は 8 人（あるいは 7 人）で、それぞれ 1 人、1 人、9 人、5 人、5 人、4 人、1 人、

1 人（計 27 人）だった。再掲の場合は、申請者は 7 人で、1 人、1 人、9 人、5 人、9 人、1 人、1 人である。

「請書」が 3 人の医師から出ている。

表 5・6・2−3　請書

	通知番号 昭和 35 年	文書の日付	収受 （宮城県）	備考
1	11 月 28 日付 公第 2045 号	昭和 35 年 12 月 16 日	35.12,23	
2	11 月 28 日付 公第 2045 号	昭和 35 年 12 月 1 日	35.12.6	割印、医師氏名に「医師■■」とあり。
3	11 月 28 日付 公第 2045 号	昭和 35 年 12 月 5 日		

5・7　1961（昭和 36）年 2 月 15 日の優生保護審査会について

5・7・1　優生手術の申請

1961（昭和 36）年 2 月 15 日の第 5 回優生保護法審査会にかかわる資料は以下の通り。

表 5・7・1−1　第 5 回優生保護審査会に関する資料一覧

170	203	昭和 36 年 2 月 7 日	優生保護審査会開催について（起案）	1026~1026
171	204	昭和 36 年 2 月 16 日	優生手術の委託について（起案）	1027~1032
172	205	昭和 36 年 3 月 2 日	請書	1033~1035

資料 203 の昭和 36 年 2 月 7 日発議「優生保護審査会開催について（伺）（起案）」（公衆衛生課母子衛生係阿部主事起案）には以下の通りある。

・会議招集年月日　昭和 36 年 2 月 15 日　午後 2 時から
・場所　衛生部長室
・議題　■■■■外□件の優生手術申請に対する適否審査について
・委員幹事
　委員　石橋俊実、伊吹皎三、九島勝司、松川金七、阿部哲男、西村恂次、
　　板垣市太郎、稲葉厚、相澤静子（静が二重線で消されて志づと記載）、重村誠夫

表 5・7・1−2　1960（昭和 35）年度の優生保護審査会委員（ただし昭和 36 年 2 月 16 日現在）
注、ただし役職・選出区分は昭和 35 年 1 月 17 日現在を参考に作成した

役職等	4／12	6／23	8／16	11／11	36. 2／16

委員長　東北大教授	石橋俊実	左同	左同・出席	左同	左同
委員　東北大教授	九島勝司	左同	左同・出席	左同	左同
委員　県医師会長	阿部哲男	左同	左同・欠席	左同	左同
委員	板垣市太郎	左同	左同・欠席	左同	左同
委員	稲葉厚	左同	左同・欠席	左同	左同
委員	松川金七	左同	左同・出席	左同	左同
委員	西村恂次	左同	左同・出席	左同	左同
委員 県助産婦会長	五十嵐とまを	相澤□□	相澤志つ・出席	相澤静子	相沢志づ子※
委員	伊吹皎三	左同	左同・出席	左同	左同
委員	重村誠夫	左同	左同・出席	左同	左同

※相沢静子の「静」が二重線で消されて、「志づ」に変更されている。『助産婦雑誌』3 巻 4 号（1953 年 4 月発行）の「インタビュー　宮誠県助産婦部会長　五十嵐とまをさんを訪ねて」に、下記のように「相沢志づ」とある。

「宮城県の助産婦都会は，会長五十嵐とまをさん，副会長に相沢志づさん，阿部やちのさんのお 2 人，書記に丹野ちかさんなど品格にみちた幹部の方々の協力と指導で，全国稀にみる 3 人の和を得た強力な組織ができ，約 8 百の会員をかためておられます。」

幹事　茂庭秀高

・経費　報酬 4000 円　1 人当 500 円×8 人分＝4000 円　部外委員

食糧費 300 円　1 人当 30 円×10 人分＝300 円

・予算　報酬　配当残 14000 円、食糧費　配当残 600 円

5・7・2　優生手術の委託

資料 204・昭和 36 年 2 月 16 日発議「優生手術の委託について（伺）」（第 414 号、「決裁済 36.2.27」「発 36.3.1 済」）の分析をする。

2 月 16 日付「優生手術の委託について（伺）」には「2 月 15 日審査した別記名の優生手術を…委託してよろしいか」（下線は船橋）とある。ここから 2 月 15 日の第 5 回（これまでの順序から推定）優生保護審査会の結果に対応した文書であることがわかる。

委託料　配当残　583946 円

所要経費　男 1 人当り 5284 円、3 人、15852 円

女 1 人当り 10385 円、9 人、93465 円　計 109317 円

ここから審査会の申請者は、男 3 人、女 9 人、計 12 人であったことがわかる。

「案の 2」は「36 年 3 月 1 日」付、「知事」から「別記指定医師あて」で「優生手術の委託について」で「…審査された別記の者に対する優生手術を下記条件により委託しますから御承諾の場合は、別途請書を 10 日以内に提出願います」とある。

「案の 3」は「36 年 3 月 1 日」付、「部長名」から「別記優生手術申請者及び被手術者あて」で「優生手術の適否決定並びに優生手術実施医師指定について（通知）」とある。そこ

には「昭和 36 年 2 月 15 日優生保護審査会において審査の結果下記のとおり決定された」（下線は船橋）とある。

表 5・7・2－1　手術実施指定医師と被手術者一覧

	手術実施指定医師名	住所	被手術者名	住所
1				
2				
3				
4	〃	〃 審査 17		
5	〃	〃		
6	〃	〃		〃
7	〃	〃		
8	〃	〃		
9	〃	〃		〃
10	〃	〃 審査 17		
11	〃	〃		
12	〃	〃		

表 5・7・2－1 から手術実施指定医師は 3 人で、それぞれ 1 名、1 名、10 人の手術を担当したことがわかる。

表 5・7・2－2　申請者並びに施設名と被手術者一覧

申請者並びに施設名	被手術者名	住所	決定内容
			優生手術を行なうことが適当である
			〃
			〃
			〃
			〃
〃		〃	〃
〃			〃
〃			〃
〃		〃	〃
〃			〃
改頁※	割印		優生手術を行なうことが適当である
〃		〃	〃

※ページの変わり目のため、再掲そしている可能性がある。

申請者は 6 人（あるいは 5 人）で、それぞれ 1 人、1 人、1 人、1 人、6 人、2 人の申請だった。改頁で再掲ならば 5 人で、それぞれ 1 人、1 人、1 人、1 人、8

人の申請だった。

「請書」は 3 人の医師からあった。手術実施指定医は 3 人で、3 人分の「請書」がある。

表 5・7・2－3　医師からの請書の一覧

	通知番号 昭和 36 年	文書の日付	収受 （宮城県）	備考
1	2 月 15 日付 公第 414 号	昭和 36 年 3 月 2 日	メモ 3.11 受	
2	3 月 1 日付 公第 414 号	昭和 36 年 3 月 2 日	36.3.13	
3	3 月 1 日付 公第 414 号	昭和 36 年 3 月 2 日	36.3.6	割印あり

５・７・３　優生手術の確認

表 5・7・3－1　優生手術の事務連絡

173	206	昭和 36 年 3 月 22 日	優生手術の連絡について	1036~1036

資料 206・昭和 36 年 3 月 22 日付「優生手術の連絡について」を見る。資料 206・昭和 36 年 3 月 22 日付で「築舘保健所□藤母子係」から「公衆衛生課母子係」宛で「事務連絡」として「優生手術の連絡について」(宮城県 36.3.24 収受）の文書がある。「栗駒町四の宮の優生手術の件について問い合わせありましたが回答いたします」とあり「35 年 10 月 26 日入院　10 月 27 日手術　11 月 4 日　□□中　退院したそうです」とある。

ここから、①「築舘保健所」に「公衆衛生課母子係」から「栗駒町四の宮の優生手術の件について」問い合わせがあった。②問い合わせへの回答を、「策舘保健所」から「公衆衛生課母子係」に送った。③回答の内容は、「35 年 10 月 26 日入院　10 月 27 日手術　11 月 4 日　□□中　退院」とのこと。④以上から、公衆衛生課母子係から優生手術の実施結果について問い合わせをしていたことがわかる。

５・８　3 月 27 日の優生保護審査会について

昭和 36 年 3 月 27 日に開催された優生保護審査会の資料は、以下の通り。

表 5・8－1　優生保護審査会（3 月 37 日）関係資料一覧

174	207	昭和 36 年 3 月 20 日	優生保護審査会開催について（起案）	1037~1037
175	208	昭和 36 年 3 月 29 日	優生手術の委託について（起案）	1038~1042
176	209	昭和 36 年 4 月 27 日	請書	1043~1044

177	210		優生手術委託料請求書、注射処置内訳書	1045~1052
178	211	昭和 36 年 4 月 30 日	請書	1053~1054

5・8・1　優生手術の申請

資料 207・昭和 36 年 3 月 20 日発議「優生保護審査会開催について（起案）」（昭和 36 年 3 月 25 日の印あり、公衆衛生課阿部主事起案）には、以下のようにある。

・会議招集年月日　昭和 36 年 3 月 27 日　午後 2 時より

・場所　衛生部長室

・議題　■■■■外 9 名の優生手術申請に対する適否審査について

・委員幹事

委員　石橋俊実、伊吹皎三、九嶋勝司、松川金七、阿部哲男、西村恂次、板垣市太郎、稲葉厚、相沢志づ、重村誠夫　10 人

表 5・8・1－1　1960（昭和 35）年度の優生保護審査会委員

（ただし 1961〈昭和 36〉年 3 月 27 日現在）

注、ただし役職・選出区分は 1960（昭和 35）年 1 月 17 日現在を参考に作成した

役職	4／12	6／23	8／16	11／11	36. 2／16	3／27
委員長	石橋俊実	左同	左同・出席	左同	左同	左同
委員	九島勝司	左同	左同・出席	左同	左同	九嶋勝司※
委員	阿部哲男	左同	左同・欠席	左同	左同	左同
委員	板垣市太郎	左同	左同・欠席	左同	左同	左同
委員	稲葉厚	左同	左同・欠席	左同	左同	左同
委員	松川金七	左同	左同・出席	左同	左同	左同
委員	西村恂次	左同	左同・出席	左同	左同	左同
委員	五十嵐とまを	相澤□□	相澤志つ・出席	相澤静子	相沢志づ子	相沢志づ
委員	伊吹皎三	左同	左同・出席	左同	左同	左同
委員	重村誠夫	左同	左同・出席	左同	左同	左同

※「九島」がの「島」が「嶋」となっている。

幹事　茂庭秀高、浦山文武□（1 字不明）

・経費　報酬 4000 円　1 人当 500 円×8 人分＝4000 円部外委員

食糧費 300 円　1 人当り 30 円×10 人分＝300 円

5・8・2　優生手術の委託

昭和 36 年 3 月 29 日発議「優生手術の委託について（伺）」（第 677 号、「決裁済 36.4.13 宮城県」、「発 36.4.20 済」、公衆衛生課の母子衛生係阿部主事起案）の分析をする。

3 月 29 日付「優生手術の委託について（伺）」には「3 月 27 日審査した別記名の優生手

術…実施を委託してよろしいですか…」（下線は船橋）とある。ここから 3 月 27 日の第 6 回優生保護審査会の結果に対応した文書であることがわかる。

・支出科目　配当残 341497 円

・所要経費　女 1 人当り　10385 円×11 人　114235 円　計 259995 円

「案の 2」として「知事名」から「別記指定医師あて」で「36 年 4 月 19 日付」で「優生手術の委託について」がある。そこには「優生手術を…委託しますから御承諾の場合は、別添請書を 10 日以内に提出願います」ある。

「案の 3」として「部長名」から「別記優生手術申請者及び被手術者あて」で「36 年 4 月 19 日付」で「優生手術の適否決定並びに優生手術実施医師指定について（通知)」がある。そこには「昭和 36 年 3 月 27 日優生保護審査会において審査の結果…決定された」（下線は船橋）とある。「別記優生手術申請者及び被手術者あて」について「第 2 案と同じ」とある。それは、第 2 案は表 5・8・2－1 であるから、手術実施医師と手術申請者が同一ということであろうか。

表 5・8・2－1　手術実施指定医師と被手術者一覧

	手術実施指定医師	住所	被手術者名	住所
1	割印			
2	〃	〃審査36.8.16		
3	〃	〃審査36.8.16		
4	割印	印		
5	〃	〃		
6	〃	〃審査 36.8.		
7	〃	〃審査 36.8		
8	〃	〃審査 3 .		
9	〃	〃審査36.8.16		
10	割印			
11	〃	〃　.2,16 受付		

指定医師は 3 人で、それぞれ被手術者の人数は、3 人、6 人、2 人（計 11 人）であった。3 人の指定医師からの「請書」が 3 通ある。

表 5・8・2－2　「請書」一覧

	通知番号 昭和 36 年	文書の日付	収受 （宮城県）	備考
1	4 月 19 日付 公第 677 号	昭和 36 年 4 月 27 日	36.4.28 収受 割印	医師名に「院長■■」と記載。かがみ文※1
2	4 月 19 日付	昭和 36 年 4 月 20 日	36.4.24 収受	■■愛宕診療所 36.4.19

	公第 677 号			第□□号（未記入）
3	4 月 19 日付 公第 677 号	昭和 36 年 4 月 27 日		住所に「■■産婦人科」と記載。

※ 1 かがみ文（■■第 126 号、昭和 36 年 4 月 27 日付）宮城県知事　三浦義男殿、「優生手術の委託請書について」（宮城県 36.4.28 収受）あり。「4 月 19 日付、公第 677 号をもって通知されました、下記患者の委託について別紙の通り請書を提出」とあり、次のように記されている。ここから 3 人分の氏名と推定できる。

記

■■■■　　■■■■

■■■■

3 通の優生手術委託料請求書がある。文書の日付、医師名の記載（「院長■■」とある）から同一医師からの「優生医手術委託料請求書」と思われる。「請書」に添付されたと思われる。

表 5・8・2－3　優生手術委託料請求書　各医師から宮城県知事三浦義男宛て

	文書の日付 昭和 36 年	年齢	性別	手術方式	備　　考
1	4 月 27 日	35 才	女	輪卵管結索術	7291 円、内訳別紙あり、医師名に「院長■■」と記載
2	4 月 27 日	24 才	女	輪卵管結索術	7291 円、内訳別紙あり、医師名に「院長■■」と記載
3	4 月 27 日	23 才	女	輪卵管結索術	7291 円. 内訳別紙あり、医師名に「院長■■」と記載

5・9　1960（昭和 35）年度の優生手術の実態

5・9・1　優生保護審査会と「請書」について

表 5・9・1－1　1960（昭和 35）年度の優生保護審査会委員の一覧

役職	4／12	6／23	8／16	11／11	36. 2／16	36.3.27
委員長	石橋俊実	左同	左同	左同	左同	左同
委員	九島勝司	左同	左同	左同	左同	九嶋勝司※
委員	阿部哲男	左同	左同・欠席	左同	左同	左同
委員	板垣市太郎	左同	左同・欠席	左同	左同	左同
委員	稲葉厚	左同	左同・欠席	左同	左同	左同
委員	松川金七	左同	左同	左同	左同	左同
委員	西村恂次	左同	左同	左同	左同	左同
委員	五十嵐とまを	相澤□□	相澤志つ	相澤静子	相沢志づ子	相沢志づ

委員	伊吹皎三	左同	左同	左同	左同	左同
委員	重村誠夫	左同	左同	左同	左同	左同
委託数	男 5、女 6	男 3、女 22	男 6、女 13	男 4、女 23	男 3、女 9	男 0、女 11

※「九島」がの「島」が「嶋」となっている。

優生保護審査委員は、委員長・石橋俊実、委員には九島勝司、松川金七、欠阿部哲男、西村恂次、欠板垣市太郎、欠稲葉厚、伊吹皎三、五十嵐とまをは 4 月の審査会までで 6 月の審査会からは相澤志つ（ただし当初は氏名に間違いが見られた）、重村誠夫の 10 人だった。重村誠夫は副知事で、伊吹皎三は衛生部長だった。10 人から 2 名を抜いた部外委員は 8 人だった。審査会後の優生手術の委託数は、4 月 12 日（第 1 回）は 11 人（男 5 人、女 6 人）、6 月 23 日（第 2 回）は 25 人（男 3 人、女 22 人）、8 月 16 日（第 3 回）は 19 人（男 6 人、女 13 人）、11 月 11 日（第 4 回）は 27 人（男 4 人、女 23 人）、1961（昭和 36）年 2 月 16 日（第 5 回）は 12 人（男 3 人、女 9 人）、3 月 27 日（第 6 回）は 11 人（男 0 人、女 11 人）で、合計 105 人で、男 21 人、女 84 人で女性は男性の 4 倍の人数だった。

表 5・9・1－2　優生手術委託料請求書　医師から宮城県知事三浦義男宛て

	文書の日付	年齢	性	手術方式	
1	35 年 9 月 5 日	20 才	男	輪精管結索術	3602 円、別紙あり、医師名に「院長■■」と記載
2		25 才	女	輪卵管結索術	7291 円、別紙あり、医師名に「院長■■」と記載
3		26 才	女	輪卵管結索術	7291 円. 別紙あり、医師名に「院長■■」と記載
4		36 才	女	輪卵管結索術	7291 円. 別紙あり、医師名に「院長■■」と記載
5		20 才	女	輪卵管結索術	7291 円. 別紙あり、医師名に「院長■■」と記載
1	36 年 4 月 27 日	35 才	女	輪卵管結索術	7291 円、別紙あり、医師名に「院長■■」と記載
2		24 才	女	輪卵管結索術	7291 円、別紙あり、医師名に「院長■■」と記載
3		23 才	女	輪卵管結索術	7291 円. 別紙あり、医師名に「院長■■」と記載

5・9・2　1960(昭和 35)年度の優生手術の実態

①　1960 年度の優生保護審査会は 6 回開催（4/12、6/23、8/16、11/11、2/15、3/27）さ

れている。委託数は第 1 回が 11 人（男 5、女 6)、第 2 回が 25 人（男 3、女 22)、第 3 回が 19 人（男 6、女 13)、第 4 回が 27 人（男 4、女 23)、第 5 回が 12 人（男 3、女 9)、第 6 回 11 人（男 0、女 11）で、委託数の総数は 105 人（男 21 人、女 84 人）で、男性（21 人）より女性（84 人）が 4 倍多かった。

② 宮城県衛生部長から 1959（昭和 34）年 6 月から 1960（昭和 35）年 8 月までに優生手術の実施を依頼した指定病院長あてに、「出来るだけ早急に実施するようお願い」の通知（昭和 35 年 9 月 15 日発議「優生手術の実施について（通知)」〈■■部長から別記病院長あて、発 35.9.28 済〉）を出して、優生手術の実施を促していた。

また、昭和 36 年 3 月 22 日付で「築舘保健所□藤母子係」から「公衆衛生課母子係」宛で「事務連絡」として「優生手術の連絡について」（宮城県 36.3.24 収受）の文書があり、「栗駒町四の宮の優生手術の件について問い合わせありましたが回答いたします」として、「35 年 10 月 26 日入院　10 月 27 日手術　11 月 4 日　□□中　退院したそうです」と報告していた。ここから公衆衛生課（母子係）から優生手術の実施結果について保健所に問い合わせをしていたことがわかる。公衆衛生課－保健所－被手術者の流れがあった点で、公衆衛生課の意向を保健所が中継して、優生手術が実施されていたことがわかる。

さらに、起案文（バツ印があり止めている）であるが、部長から「古川保健所長」あての「優生手術申請理由について」には「昭和 35 年 5 月 9 日古保予第 182 号で進達あった下記名の申請理由は遺伝性と思考されるので、すみやかに訂正し再申請するよう指導願います」との資料があった。これは宮城県衛生部が申請者への申請理由を遺伝性として再申請を速やかにするように保健所長に指導を依頼する中身である。この文書には×が全体に付けられて、発信されていないが、宮城県衛生部として優生手術を推奨していたことが伺える。

以上、この時期、行政側（宮城県衛生部）が積極的に優生手術を促していたことが、通知文等からわかる。

③ 予算を見ると、4 月の時点で「予算配当額 300000 円、予算残額 300000 円」で、8 月の時点で委託料の「配当残 600000 円」、11 月の時点で「配当残 959041 円」(やや不鮮明)、2 月の時点で委託料「配当残　583946 円」、3 月の時点で支出科目「配当残 341497 円」とある。8 月、11 月時期に予算が増えている、これは何を意味しているのか、検討課題である。

④ 各医師から宮城県知事三浦義男宛てに提出された「優生手術委託料請求書」から、次のことが言える。1960（昭和 35）年 9 月と 1961（昭和 36）年 4 月付の「優生手術委託料請求書」が 8 人分（9 月・5 人、4 月・3 人）あり、性別は男 1 人、女 7 人で、20 才から 36 才まで（6 人は 20 代)、手術の方式は男は「輪精管結索術」、女は「輪卵管結索術」だった。医師名の記載は、いずれも「院長■■」とあり、同一医師の申請書の可能性もある。8 人の「優生手術委託料請~~求~~書」を見ると、「求」の文字が二重線で消され「優生手術委託料請書」（付点は船橋）となっていて、いずれにも「入院料」「手術実施年月日」の記載がない。その

意味するところは、「請書」に付けられた「見積もり」的性格であると思われる。

表 5・9・2−1　「請書」の優生手術対象者

	文書の日付・昭和	年齢	性	手術方式	
1	35 年 9 月 5 日	20 才	男	輸精管結索術	3602 円、別紙あり、医師名に「院長■■」と記載
2		25 才	女	輸卵管結索術	7291 円、別紙あり、医師名に「院長■■」と記載
3		26 才	女	輸卵管結索術	7291 円. 別紙あり、医師名に「院長■■」と記載
4		36 才	女	輸卵管結索術	7291 円. 別紙あり、医師名に「院長■■」と記載
5		20 才	女	輸卵管結索術	7291 円. 別紙あり、医師名に「院長■■」と記載
1	36 年 4 月 27 日	35 才	女	輸卵管結索術	7291 円、別紙あり、医師名に「院長■■」と記載
2		24 才	女	輸卵管結索術	7291 円、別紙あり、医師名に「院長■■」と記載
3		23 才	女	輸卵管結索術	7291 円. 別紙あり、医師名に「院長■■」と記載

Ⅴ　第 3 期　1961 年度～1972 年度
優生手術者数が全国 1 位の時期

1　宮城県の強制優生手術者数が全国１位を続ける時期

1961（昭和 36）年から 1973（昭和 48）年までの宮城県の強制優生手術者数の全国順位表を作成した（表 1－1）。表 1－1 から 1963（昭和 48）年から 1972（昭和 47）年の 10 年間、宮城県が全国トップ（1962 年〈昭和 37〉と 1973〈昭和 48〉年は第 2 位）となっていることがわかる。

表１－１　宮城県の強制優生者数の全国順位　県名の下の数値は人数

	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973
1位	北海道 251人	北海道 102	宮城 114	宮城 87	宮城 129	宮城 98	宮城 92	宮城 74	宮城 78	宮城 77	宮城 80	宮城 58	静岡 25
2位	岡山 74	宮城 76	北海道 81	北海道 83	北海道 49	福島 38	宮崎 44	北海道 28	山口 26	福島 29	北海道 26	北海道 31	宮城 20
3位	熊本 61	滋賀 48	静岡 49	神奈川 44	神奈川 37	岩手 30	大分 30	奈良 27	兵庫 25	北海道 25	静岡 20	静岡 24	福島 19
4位	宮城 50	岡山 45	長野 43	大分 35	岩手 34	神奈川 24	山口 25	福島・山口 26	北海道 20	富山 23			

注　各年度の『衛生年報』等から船橋が作成

1963（昭和 38）年度から 1972（昭和 47）年度まで、強制優生手術者数全国トップを維持し続けた背景には、①中央優生保護相談所附属診療所（通称　愛宕診療所）の存在と、②愛の 10 万人運動があった。愛の 10 万人運動の 4 つの目標のうちの一つに、優生思想の普及が含まれていた。

この時期、1962（昭和 37）年に私立のいずみ養護学校（学校法人明和学園が運営）が設立されている。いずみ養護学校は、全国でも珍しい知的障害のある女子のみの私立養護学校で、高等部と専攻科（1969〈昭和 44〉年設置）がある。創設者である田山彦六夫妻は学校法人明和学園明和女学院を運営する傍ら、仙台市にあった知的障害児施設宮城県亀亭園で衣料補修などのボランティア活動を行っていた。ところが 1956 年（昭和 31 年）に亀亭園は火災で焼失した。知的障害児の保護者からなる「仙台市手をつなぐ親の会」が明和学園に障害児の指導を依頼した。こうして 1958 年（昭和 33 年）にいずみ学園が、中学卒業

年齢の生徒のための職業補導施設として創設された。1962 年（昭和 37 年）2 月に私立養護学校（女子高等部）として認可され、4 月にいずみ養護学校として開校した。1969（昭和 44）年 4 月には専攻科が設置された。

補　中央優生保護相談所

1965（昭和 40）年 10 月現在の宮城県の衛生部の機構※は、右図（図補―1）である。「衛生部－公衆衛生課－中央優生保護相談所（並列で優生保護相談所〔各保健所内〕）－中央優生保護相談所附属診療所」との系列になっている。

「公衆衛生課」の事務分掌として、次のようにある。

「2. 優生保護及び受胎調節の普及に関すること。

3. 優生保護相談所に関すること。」

また、「保健所」の「総務部」の事務分掌として、「6. 優生保護及び精神病者看護に関すること」とある。ただ、保健所の「6.」に関しては、1966（昭和 41）年には削除されている。

図補―1　衛生部の機構－優生手術関係

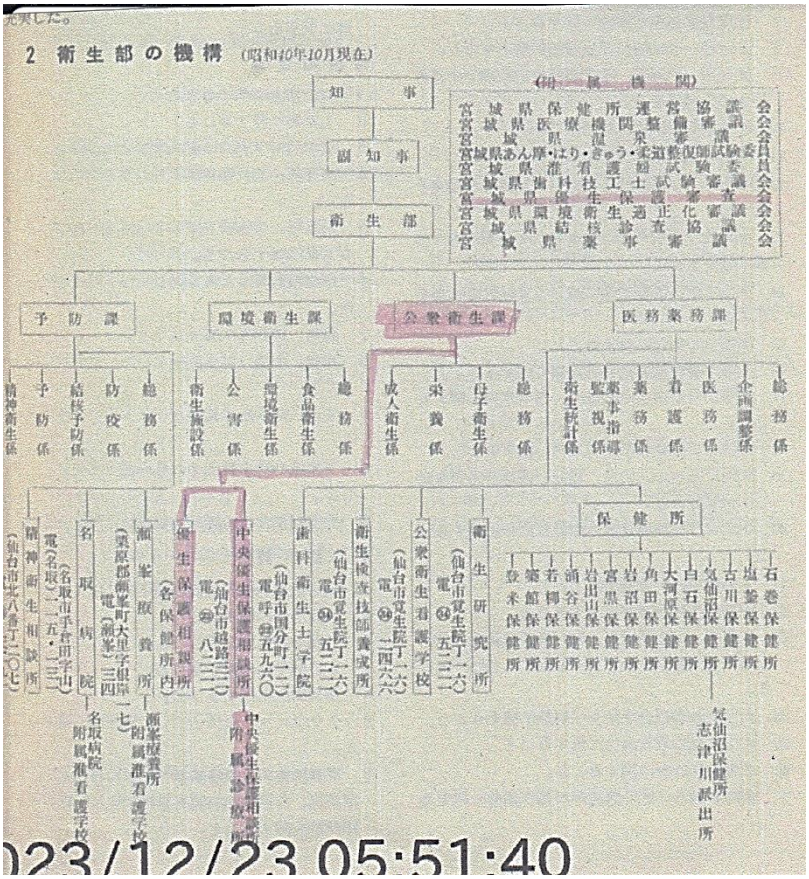

※宮城県衛生部医務薬務課『昭和 39 年　衛生統計年報』（1966 年 3 月）。

『昭和 39 年　衛生統計年報』には中央優生保護相談所および同附属診療所の活動について、以下のようにある。

「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護するため優生保護法…第 21 条の規定に基づく相談所および同診療所を昭和 37 年 5 月（所在地仙台市越路 32 番地）に設置した…」

中央優生保護相談所附属診療所は、1962（昭和 37）年 5 月に設置され、入所数は以下の表補―1 のとおりだった。附属診療所は、優生手術のみをする診療所であることを考えると、1962（昭和 37）年度・76 人、1963（昭和 38）年度・97 人、1964（昭和 39）年度・95 人、1965（昭和 40）年度・100 人に近い人数の優生手術がされたと考えられる。

宮城県が公表したデータによると、手術を受けた人数は、1962（昭和 37）年度・不明、1963（昭和 38）年度・14 人、1964（昭和 39）年度・39 人、1965（昭和 40）年度・93 人、

1966（昭和 41）年度・79 人となっている。しかし宮城県の『衛生統計年報』（昭和 39 年版、昭和 40 年版）では、1965（昭和 40）年（注、年度ではない）の優生手術者数は 51 人（第 4 条)、1966（昭和 41）年は 81 人（第 4 条 81 人）となっている。この数値（優生手術者数）の違いの理由は不明である。

＊「参考資料　優生手術の件数（昭和 27 年度～昭和 61 年度)」『旧優生保護法に関連した資料等の保管状況等調査結果の概要について』(保健福祉委員会配布資料、平成 30 年 7 月 2 日、保健福祉部)。

＊宮城県衛生部医務薬務課『衛生統計年報』昭和 39 年版、昭和 40 年版。

表補－1　附属診療所入所者数等の推移

	入所数	退所数	入所延日数
1962 年度	76	76	630
1963 年度	97	97	719
1964 年度	95	95	747
1965 年度	100	100	835

2　1961（昭和 36）年度の優生手術

2・1　審査会にかかわる資料

1961（昭和 36）年度の優生手術にかかわる開示資料は、下記の表のとおりである。開示資料一覧を年代順に並び変え、当該年度のものを表記した。

表 2・1－1　1961（昭和 36）年度の開示資料一覧

123	155	昭和 36 年 5 月 29 日	優生保護審査会開催について（起案）	~~840~840~~ 909～909※
124	156	昭和 36 年 6 月 7 日	優生手術の適否決定並びに委託について（起案）	841~847
127	159	昭和 36 年 6 月 19 日	請書	870~870
125	157	昭和 36 年 6 月 24 日	優生手術の委託請書について	848~849
126	158		優生手術委託料請書、注射処置内訳書	850~869
128	160	昭和 36 年 7 月 5 日	優生手術実施に伴う入院期間について（報告）（起案）	871~874
129	161	昭和 36 年 8 月 21 日	優生保護審査会の開催について（起案）	875~875
130	162	昭和 36 年 8 月 29 日	優生手術の適否決定並びに委託について（起案）	876~885
131	163	昭和 36 年 9 月 18 日	請書	886~890
132	164		優生手術委託料請書、注射処置内訳書	891~897
182	252	昭和 36 年 10 月 18 日	『こうみょう　研究集録』第 1 集	1265~1353
137	169	昭和 36 年 11 月 20 日	優生保護審査会の開催について（起案）	910~910
142	174	昭和 36 年 12 月 2 日	優生手術の適否決定並びに委託について（起案）	927~936
139	171	昭和 36 年 12 月日	昭和 35 年度優生手術実施に伴う注射料について（起案）	917~919
140	172		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	920~921

138	170	昭和 36 年 12 月 19 日	請書	911~916
135	167	昭和 36 年 12 月 21 日	優生手術実施について（通知）（起案）	904~905
136	168		優生手術実施について（回答）	906~909
134	166	昭和 37 年 1 月 17 日	優生手術について（報告）	903~903
133	165	昭和 37 年 1 月 24 日	優生手術実施報告について	898~902
144	176	昭和 37 年 2 月 20 日	優生保護審査会の開催について（起案）	947~947
141	173	昭和 37 年 2 月 23 日	優生手術申請の受理並びに審査会開催について（通知）（起案）	922~926
143	175	昭和 37 年 3 月 2 日	優生手術の適否決定並びに委託について（起案）	937~946
145	177	昭和 37 年 3 月 16 日	請書	948~950
146	178	昭和 37 年 3 月 25 日	優生保護法指定医業務を行う場所の異動に伴う優生手術の委託医の変更について	951~951
147	179	昭和 37 年 3 月　日	請書	952~952
148	180	昭和 37 年 4 月 20 日	優生手術実施指定医師の変更について（起案）	953~957
148	181	昭和 37 年 5 月 10 日	請書	958~958

※開示資料には「840～840」とあるが、原資料を確認すると 910 頁の「昭和 36 年 11 月 20 日優生保護審査会の開催について（起案)」の前ページに位置していたので 909 頁と変更した。

2・2　1961（昭和 36）年 6 月の優生保護審査会について

1961（昭和 36）年の 6 月 6 日かに開催された優生保護審査会の資料は、表 2・２－1 のとおりである。

表 2・2－1　優生保護審査会（6 月 6 日）関連資料

123	155	昭和 36 年 5 月 29 日	優生保護審査会開催について（起案）	840~840
124	156	昭和 36 年 6 月 7 日	優生手術の適否決定並びに委託について（起案）	841~847
127	159	昭和 36 年 6 月 19 日	請書	870~870
125	157	昭和 36 年 6 月 24 日	優生手術の委託請書について	848~849
126	158		優生手術委託料請書、注射処置内訳書	850~869
128	160	昭和 36 年 7 月 5 日	優生手術実施に伴う入院期間について（報告）（起案）	871~874

２・２　6 月 6 日の優生保護法審査会について

２・２・１　優生手術の申請

資料 155 の昭和 36 年 5 月 29 日付「優生保護審査会開催について（起案)」(公衆衛生課母子衛生係起案）のについて分析する。

昭和 36 年 5 月 25 日発議で「優生保護審査会開催について（起案)」がある。そこに次のようにある。

１会議招集月日　昭和 36 年 6 月 6 日午後 2 時より

２場所　衛生部長室

3 議題　■■外 24 名の優生手術申請に対する適否審査について

4 委員　石橋俊実、重村誠夫、伊吹皎三、松川金七、阿部哲男、板垣市太郎、稲葉厚
九島勝司、西村恂次、相澤志づ

幹事　茂庭秀高、浦山斌沼

表 2・2・1－1　1961（昭和 36）年度の優生保護審査会委員（ただし 6 月 6 日現在）

役職等	選出区分	氏名　6 月 6 日
委員長　東北大教授	医師代表	石橋俊実
委員　東北大教授	医師□□	九島勝司
委員　県医師会長	医師□□	阿部哲男
委員	裁判官	板垣市太郎
委員	検察官	稲葉厚
委員	学識経験者	松川金七
委員	学識経験者、県議員	西村恂次
委員　県助産婦会長	学識経験者	相沢志づ
委員	行政機関の職員	伊吹皎三
委員	副知事	重村誠夫

注、ただし役職・選出区分は、1960（昭和 35）年 1 月 17 日現在を参考に作成した

5 経費　報酬　4000 円　1 人当り 500 円×8 人分＝4000 円　部外委員
食糧費　300 円　1 人当り 30 円×10 人分＝300 円

2・2・2　優生手術の委託

資料 156・昭和 36 年 6 月 7 日付「優生手術の適否決定並びに委託について（起案）」の分析をする。公衆衛生母子衛生係阿部主事からの、6 月 7 日付「優生手術の適否決定並びに委託について（伺）」（第 1224 号、決裁済 36.6.16 宮城県、発 36.6.17 済）には「6 月 6 日審査した別記名の優生手術を適当と認められ…これを委託してよろしいですか」（下線は船橋）とある。ここから 6 月 6 日の第 1 回優生保護審査会の結果に対応した文書であることがわかる。

所要経費　男 1 人当り 5415 円　5 人　27075 円
女 1 人当り 10325 円　20 人　206500 円　合計 233575 円

「案の 2」として 36 年 6 月 17 日付「優生手術の委託について」（知事から別記指定医師あて）がある。別記名を表 2・2・2－1 に記した。

表 2・2・2－1　手術実施指定医師と被手術者一覧

	手術実施指定医師	住所	被手術者名	住所	内容事項

①	割印	割印	割印	割印	優生手術を行なうことが適当である
②	〃	〃査 12.15	押印		〃
③	〃	〃	押印		〃
④	〃	〃	押印		〃
⑤	〃	〃			〃
⑥	〃	〃			〃
⑦	〃	〃			〃
⑧	〃	〃			〃
⑨	〃	〃審査 37.12.14	押印		〃
⑩	〃	〃			〃
⑪	〃	〃			〃
⑫	〃	〃			〃
⑬	〃	〃			〃
⑭	〃	〃			〃
⑮					〃
⑯	押印				〃
⑰	〃	〃			〃
⑱	〃	〃			〃
⑲	〃	〃			〃
⑳	〃	〃			〃
㉑	改頁※	印	押印		〃
㉒	〃	〃	押印		〃
㉓	〃	〃受付	押印		〃
㉔	〃	〃受付			〃
	保留 1 件				
㉕					

※ここからページが変わるため、再掲の可能性がある。

表 2・2・2－1 から次のことがわかる

・手術担当の指定医師は 4 名（㉑が再掲なら 3 名）で、被手術者は 24 名、それぞれ、14 名、1 名、5 名、4 名（再掲なら 14 名、1 名、9 名）を担当した。1 名は保留となった。同様に「案の 3」として部長名で「別記優生手術申請者及び被手術者あて」に「優生手術の適否決定並びに優生手術実施医師指定について（通知）」（36 年 6 月 17 日付）が起案されている。起案で添付されている「優生手術適否決定通知書」には「優生保護法第 4 条の規定により」と「4 条」（遺伝性）との文言が入っている。

2・2・3　請書について

表 2・2・3－1　1961（昭和 36）年 6 月 19 日付「請書」について

127	159	昭和 36 年 6 月 19 日	請書	870~870
125	157	昭和 36 年 6 月 24 日	優生手術の委託請書について	848~849
126	158		優生手術委託料請書、注射処置内訳書	850~869

昭和 36 年 6 月 19 日付「請書」（割印あり、資料 159）がある。そこには「昭和 36 年 6 月 17 日付公第 1224 号をもって通知された（船橋注：6 月 6 日・第 1 回優生保護審査会で審査され委託の通知）優生保護法に基づく優生手術患者委託につき通知された条件をもってお請けします」と、「医師　■■」から「宮城県知事　三浦義男宛て」に出されている。

もう一つ資料 157・昭和 36 年 6 月 24 日付「優生手術の委託請書について」（割印、■第 264 号、公衆衛生課 36.6.25 収受、宮城県 36.6.26 収受）がある。そこには「6 月 17 日付公第 1224 号をもって通知された」「患者の委託」について「請書を提出」とあり、「医師名■■」から「宮城県知事　三浦義男宛て」である。そして添付してある「優生手術委託料請~~未~~書」（請求書ではなく請書としてある、だから実施日は未記載）が、10 人分ある。文書の日付と「院長■■」との記載から同一医師のものと思われる。10 人は、いずれも女性で、20 歳から 35 歳までで、20 歳代は 8 人、30 代は 2 人で、手術方式は「輪卵管結索術」である。

表 2・2・3－2　請書

	通知番号 昭和 36 年	文書の日付	収受 （宮城県）	備考
1	6 月 17 日付 公第 1224 号	昭和 36 年 6 月 19 日		割印
2	6 月 17 日付 公第 1224 号	昭和 36 年 6 月 24 日	公衆衛生課 36.6.25、宮城県 36.6.26	割印、■第 264 号

表 2・2・3－4　優生手術委託料請~~未~~書

（請求書ではなく請書としてある、だから実施日は未記載）

	文書の日付 昭和 36 年	年齢	性別	手術方式	備考
1	6 月 24 日	20 才	女	輪卵管結索術	7291 円、別紙あり、医師名に「院長■■」と記載、実施日は未記載
2	6 月 24 日	25 才	女	輪卵管結索術	7291 円、別紙あり、医師名に「院長■■」と記載、実施日は未記載
3	6 月 24 日	35 才	女	輪卵管結索術	7291 円. 別紙あり、医師名に「院長■■」と記載、実施日は未記載
4	6 月 24 日	30 才	女	輪卵管結索術	7291 円. 別紙あり、医師名に「院

					長■■」と記載、実施日は未記載
5	6 月 24 日	23 才	女	輪卵管結索術	7291 円. 別紙あり、医師名に「院長■■」と記載、実施日は未記載
6	6 月 24 日	24 才	女	輪卵管結索術	7291 円. 別紙あり、医師名に「院長■■」と記載、実施日は未記載
7	6 月 24 日	23 才	女	輪卵管結索術	7291 円. 別紙あり、医師名に「院長■■」と記載、実施日は未記載
8	6 月 24 日	25 才	女	輪卵管結索術	7291 円. 別紙あり、医師名に「院長■■」と記載、実施日は未記載
9	6 月 24 日	29 才	女	輪卵管結索術	7291 円. 別紙あり、医師名に「院長■■」と記載、実施日は未記載
10	6 月 24 日	25 才	女	輪卵管結索術	7291 円. 別紙あり、医師名に「院長■■」と記載、実施日は未記載

注、各医師から宮城県知事三浦義男宛て　資料 158 より作成

2・3　入院期間への厚生省からの問い合わせへの回答

128	160	昭和 36 年 7 月 5 日	優生手術実施に伴う入院期間について（報告）（起案）	871~874

資料 160 の昭和 36 年 7 月 5 日付「優生手術実施に伴う入院期間について（報告）（起案)」（公衆衛生課母子衛生係阿部主事起案）について見る。

公衆衛生課母子衛生係阿部主事の起案で、公衆衛生課長から厚生省公衆衛生局精神衛生課長あての、昭和 36 年 7 月 5 日発議、発送昭和 36 年 7 月 7 日付の「優生手術実施に伴う入院期間について（報告）（起案)」がある。ここには「さきに事務連絡のあった、このことについて。別途理由書のとおり報告します」とあり、「理由書」のところに押印（割印か）がある。ここから、この文書は、厚生省公衆衛生局精神衛生課長から「優生手術実施に伴う入院期間について」の事務連絡があり、それに対する回答（理由書）との位置づけであることがわかる。そして「寫（注、写の旧字体)」の押印がある文書がある。「写」の意味は、厚生省公衆衛生課にあてた文書に、添えたものであることを示す。それは、昭和 36 年 6 月 19 日付で■■第 363 号、■■から宮城県公衆衛生課御中で、「入院期間について」との表題で、「優生手術の■■殿の入院期間について照会ありましたので、主治医の経過概略及び理由書を別紙により送付します」とある。この文書は、宮城県公衆衛生課から■■（注、優生手術実施病院）に「入院期間の■■殿の入院期間について」照会があったので、「主治医に経過概略」を書いてもらい、その経過概略を、宮城県公衆衛生課長あてに回答したものである。経過概略には、次のようにある

■■殿　両側精管切断術

経過概略及び理由

昭和■■

〃　〃　■■　※以下同様に黒塗り（非開示）

病状経過報告　「寫」（写）の押印あり

昭和 36 年 6 月 15 日

宮城県知事　三浦義男殿

■■（所属病院名と推定）

医師　■■

一患者　■■

一病名　■■

一病状並びに経過

■■

■左右精管切断術■■

■■

医師■■

以上から、「両側精管切断術」をした男性の入院期間が長かった点から、厚生省公衆衛生課から宮城県に問い合わせがあり、宮城県から手術実施病院に照会して、手術担当医が「経過概略及び理由」と「病状経過報告」を記した内容であることがわかる。なお、優生手術の術式は，優生保護法施行規則 1 条によって，男性は「精管切除結さつ法」又は「精管離断変位法」，女性は，「卵管圧ざ結さつ法」又は「卵管間質部けい状切除法」によると規定されていた。これらの術式は，精管や卵管を結紮，あるいは切断及び結紮することにより，生殖を不能とする方法である。

2・4　8月２８日の優生保護審査会について

8 月 28 日の優生保護審査会に係る資料は、表 2・4－1 のとおりである。

表２・4－1　優生保護審査会資料一覧

129	161	昭和 36 年 8 月 21 日	優生保護審査会の開催について（起案）	875~875
130	162	昭和 36 年 8 月 29 日	優生手術の適否決定並びに委託について（起案）	876~885
131	163	昭和 36 年 9 月 18 日	請書	886~890
132	164		優生手術委託料請書、注射処置内訳書	891~897

2・4・1　優生手術の申請

資料 1 61・昭和 36 年 8 月 21 日発議「優生保護審査会開催について（起案）」（公衆衛生課母子係）で、優生保護審査会の案内が出されている。

・会議招集期日　昭和 36 年 8 月 28 日（月）　午後 1 時
・場所　衛生部長室
・議題　■■外 30 名の優生手術申請に対する適否審査
・委員　石橋俊実、松川金七、阿部哲男、~~板垣~~高原太郎、稲葉厚、西村恂次、相澤志づ、重村誠夫、伊吹皎三
・幹事　茂庭秀高、浦山斌沼
・経費　報酬　3500 円　1 人当り 500 円×7 人分＝3500 円　部外委員
　　食糧費　300 円　1 人当り 30 円×10 人分＝300 円

表 2・4・1－1　1961（昭和 36）年度の優生保護審査会委員（ただし 6 月 6 日現在）

役職等	選出区分	氏名　6 月 6 日	氏名　8 月 28 日
委員長　東北大教授	医師代表	石橋俊実	石橋俊実
委員　東北大教授	医師□□	九島勝司	－
委員　県医師会長	医師□□	阿部哲男	阿部哲男
委員	裁判官	板垣市太郎	~~板垣~~高原太郎
委員	検察官	稲葉厚	稲葉厚
委員	学識経験者	松川金七	松川金七
委員	学識経験者、県議員	西村恂次	西村恂次
委員　県助産婦会長	学識経験者	相沢志づ	相澤志づ
委員	行政機関の職員	伊吹皎三	伊吹皎三
委員	副知事	重村誠夫	重村誠夫

注、ただし役職・選出区分は、1960（昭和 35）年 1 月 17 日現在を参考に作成した

「案の 2」として「知事名」から「別記指定医師あて」で「36 年 9 月 15 日」付で 36 年 9 月 15 日付「優生手術の委託について」（発 36.9.15 済）が出ている。そこには「審査された別記の者に対する優生手術を…委託しますから御承諾の場合は別添請書を 10 日以内に提出願います」とある。

表 2・4・1－2　申請医師と手術実施医師と被手術者一覧

		申請医師名押印	仝住所	手術実施指定医師　押印	仝住所	被手術者押印	住所	内容事項
①								優生手術を行なうことが適当である
②		〃	〃	〃	〃審査			〃
③		〃	〃	〃	〃審査			〃
④		〃	〃	〃	〃			〃
⑤		〃	〃	〃	〃			〃

⑥		〃	〃	〃	〃			〃
⑦		〃	〃	〃	〃			〃
⑧		〃	〃	〃	〃			〃
⑨		〃	〃	〃	〃			〃
⑩		〃	〃	〃	〃			〃
⑪		〃	〃	〃	〃			〃
⑫		〃	〃	〃	〃審査			〃
⑬		〃	〃	〃	〃			〃
⑭		〃	〃	〃	〃			〃
⑮		〃押印	〃	〃押印	〃			〃
⑰								〃
⑰		〃	〃	〃	〃審査			〃
⑱		〃	〃	〃	〃審査			〃
⑲		〃押印	〃	〃	〃審査			〃
⑳								〃
㉑		改頁※						〃
㉒		〃	〃	〃	〃			〃
㉓		〃	〃	〃	〃			〃
㉔		〃	〃	〃	〃			〃
㉕		〃	〃	〃	〃			〃
㉖		〃	〃	〃	〃			〃
㉗		〃	〃	〃	〃			〃
㉘		〃	〃	〃	〃			〃
㉙		〃押印	〃	〃押印	〃			〃
㉚								〃
㉛		〃	〃	〃	〃			〃
㉜		〃押印	〃	〃押印	〃			〃
㉝								〃　33.10.7 決定済
㉞		〃	〃	〃	〃			〃
㉟								〃
㊱		〃押印	〃	〃	〃			〃
㊲								〃
㊳								〃

※ページの変わり目なので、再掲の可能性がある。

上記表から申請医師は 9 人（再掲なら 8 人）で、それぞれ 15 人、4 人、1 人、9 人、3 人、2 人、2 人、1 人、1 人の申請があったことを示している。再掲なら 15 人、4 人、10 人、3 人、2 人、2 人、1 人、1 人である。

「案の 3」として「部長名」で「別記優生手術申請者及び被手術者あて」で「優生手術の適否決定並びに優生手術実施医師指定について（通知)」(発 36. . 済）がある。そこには、「昭和 36 年 8 月 28 日優生保護審査会において審査の結果、別途のとおり決定並びに指定されたので通知しました」(下線は船橋）とあり、「申請者、被手術者あて」の「優生手術実施医師指定通知書」「優生手術適否決定通知書」「請書」「優生手術委託料請求書」「優生手術旅費請求書」の様式がある。そしていくつかの請書がある。請書の一覧を作成した。

表２・４・１－３　請書の一覧

	通知番号 昭和 36 年	文書の日付	収受 (宮城県)	備考
1	9 月 15 日付 公第 1916 号	昭和 36 年 9 月 18 日		押印
2	9 月 15 日付 公第 1916 号	昭和 36 年 9 月 16 日		「理事長医師」と記載
(3)	9 月 15 日付 公第 1916 号	昭和　　年　月　日		全文手書き（他はガリ版印刷)、医師名と住所は黒塗り
4	9 月 15 日付 公第 1916 号	昭和 37 年 1 月 25 日※		「院長」と記載
5	9 月 15 日付 公第 1916 号	昭和 36 年 9 月 21 日		「院長」と記載

※通知文書が 9 月 15 日付であるから、4 か月後に請書を出している。

請書の No 5 については次のかがみ文がある。「■■長■■」から「宮城県知事殿」宛で「優生手術の委託請書について」(■■第 406 号、昭和 36 年 9 月 21 日、割印あり、公衆衛生課 36.9.26 収受、宮城県 36.9.26 収受）があり、3 行分（3 名分と推測）の記載がある。そして「優生手術委託料請~~未~~書」(求を消している）がある。それが「宮城県立名取病院」の罫紙に記されている。県立名取病院は精神科病院である。「優生手術委託料請~~未~~書」の「請求書」の「求」を消して「請書」としている。

表２・４・１－４　優生手術委託料請~~未~~書一覧から優生手術者

	文書の日付 昭和 36 年	年齢	性別	手術方式	備考
1	9 月 20 日	15 才	女	輪卵管結索術	7993 円、別紙あり、医師名に「院長■■」と記載、実施日は未記載
2	9 月 20 日	24 才	女	輪卵管結索術	7993 円、別紙あり、医師名に「院

					長■■」と記載、実施日は未記載
3	9 月 20 日	24 才	女	輪卵管結索術	7993 円. 別紙あり、医師名に「院長■■」と記載、実施日は未記載

2・5　11 月 28 日の優生保護審査会について

2・5・1　審査会にかかわる資料

11 月 28 日の優生保護審査会に係る資料は、以下の表のとおりである。

表 2・5・1－1　優生保護審査会(11 月 28 日)資料

137	169	昭和 36 年 11 月 20 日	優生保護審査会の開催について（起案）	911～911
142	174	昭和 36 年 12 月 2 日	優生手術の適否決定並びに委託について（起案）	927~936
139	171	昭和 36 年 12 月日	昭和 35 年度優生手術実施に伴う注射料について（起案）	917~919
140	172		優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書	920~921
138	170	昭和 36 年 12 月 19 日	請書	911~916
135	167	昭和 36 年 12 月 21 日	優生手術実施について（通知）（起案）	904~905
136	168		優生手術実施について（回答）	906~909
134	166	昭和 37 年 1 月 17 日	優生手術について（報告）	903~903
133	165	昭和 37 年 1 月 24 日	優生手術実施報告について	898~902

資料 169・昭和 36 年 11 月 20 日発議「優生保護審査会開催について」(公衆衛生課母子衛生係阿部主事起案)で、優生保護審査会の案内が出されている。

・会議招集期日　昭和 36 年 11 月 28 日（火）　午後 1 時
・場所　衛生部長室
・議題　■■外 20 名の優生手術申請に対する適否審査
・委員　石橋俊実、松川金七、阿部哲男、高原太郎、西村恂次、稲葉厚、伊吹皎三
　　相澤志づ、重村誠夫
・幹事　茂庭秀高、浦山斌沼
・経費　報酬　3500 円　1 人当り 500 円×7 人分＝3500 円　部外委員
　　食糧費　300 円　1 人当り 30 円×10 人分＝300 円

表 2・5・1－2　1961（昭和 36）年度の優生保護審査会委員（ただし 6 月 6 日現在）

役職等	選出区分	6/ 6	8/28	11/28
委員長　東北大教授	医師代表	石橋俊実	石橋俊実	石橋俊実
委員　東北大教授	医師□□	九島勝司	－	－
委員　県医師会長	医師□□	阿部哲男	阿部哲男	阿部哲男
委員	裁判官	板垣市太郎	~~板垣~~高原太郎	高原太郎

委員	検察官	稲葉厚	稲葉厚	稲葉厚
委員	学識経験者	松川金七	松川金七	松川金七
委員	学識経験者、県議員	西村恂次	西村恂次	西村恂次
委員　県助産婦会長	学識経験者	相沢志づ	相澤志づ	相澤志づ
委員	行政機関の職員	伊吹皎三	伊吹皎三	伊吹皎三
委員	副知事	重村誠夫	重村誠夫	重村誠夫

注、ただし役職・選出区分は、1960（昭和 35）年 1 月 17 日現在を参考に作成した

2・5・2　優生手術の委託

資料 174 の昭和 36 年 12 月 2 日発議「優生手術の適否決定並びに委託について（伺）（起案）」（第 2472 号、決済済 36.12.11 宮城県、発 36.12.18 済、公衆衛生課母子衛生係阿部主事起案）には、「11 月 28 日審査した別記名の優生手術を行なうことが適当と認められたので…委託してよろしいか」（下線は船橋）とある。

所要経費　男一人当り　5415 円　男 9 名　48735 円

女一人当り　10325 円　女 17 名　17525 円　計 224260 円

※男 9 名、女 17 名で計 26 名となっている。開催の通知では 21 名だったので、通知発送後に増えたものと思われる。

「案の 2」として、「別記指定医師あて」で「優生手術の委託について」がある。そこには「…審査された別記の者に対する優生手術を…委託しますから、御承諾の場合は別添請書を 10 日以内に提出願います」とある。

表 2・5・2－1　申請医師と手術実施指定医師と被手術者の一覧

	申請医師名 押印	仝住所	手術実施指定医師　押印	仝住所	被手術者押印	住所	内容事項
①							優生手術を行なうことが適当である※1
②							〃
③							〃
④	〃	〃					〃
⑤	〃	〃	〃	〃審査37.4.25			〃
⑥							〃
⑦							〃
⑧	〃	〃	〃	〃審査37.4.25			〃
⑨	〃	〃	〃	〃審査			〃
⑩	〃	〃	〃	〃審査 4.25			〃
⑪	〃	〃	〃	〃審査 4.25			〃
⑫	〃	〃	〃	〃審査			〃
⑬	〃	〃	〃	〃審査37.4.25			〃

⑭	〃	〃	〃	〃			〃
⑮	〃	〃	〃	〃審査			〃
⑯	〃	〃	〃	〃審査37.4.25		〃	〃
⑰	〃	〃	〃	〃			〃
⑱	〃	〃	〃	〃審査.4.25			〃
⑲	〃	〃	〃	〃			〃
⑳	改頁※						〃
㉑	〃	〃	〃	〃審査.4.25	割印		〃
㉒	〃	〃	〃	〃審査37.4.25	割印		〃
㉓	〃	〃	〃	〃審査37.4.25	割印		〃
㉔	〃	〃	〃	〃審査37.4.25	割印	〃	〃
㉕	〃	〃	〃	〃審査37.4.25	割印	〃	〃
㉖	〃	〃	〃	〃審査	割印		〃

※1「体の具合が悪く当分手術が出来ない」「36.12.22■■」と手書きで記載あり。さらに別紙で「医師■■」から「36.12.22」付で「■■について」との文書がある。中身は次の通り。

「■■に入院中、■■長の診断により非常に精神状態が悪い、したがって優生手術は当分の間出来そうにない。(そのことについては、本日電話で連絡済みとのことで)■■長の意見により期日が決定されますので、請書を御送付申し上げ実施は遅れることをご連絡いたします。」

以上、「精神状態が悪いため」、「請書」は出すが、「実施は遅れる」との中身である。

※2 ページの変わり目なので、再掲の可能性がある。

上記の表から 6 人（再掲なら 5 人）の医師からそれぞれ 1 人、1 人、3 人、1 人、13 人、7 人の申請があったことがわかる。再掲なら 1 人、1 人、3 人、1 人、20 人である。

「案の 3」として「部長名」で「別記優生手術申請者及び被手術者あて」で「優生手術の適否決定並びに優生手術実施医師指定について（通知）」がある。そこには、「昭和 36 年 11 月 28 日優生保護審査会において審査の結果、別途のとおり決定並びに指定されたので通知しました」（下線は船橋）とあり、「申請者、被手術者あて」の「優生手術適否決定通知書」「優生手術実施医師指定通知書」「請書」「優生手術委託料請求書」「優生手術旅費請求書」の見本がある。そしていくつかの請書がある。

表 2・5・2−2　請書一覧

	通知番号 昭和 36 年	文書の日付	収受 （宮城県）	備考
1	12 月 16 日付 公第 2472 号	昭和 36 年 12 月 19 日		割印
2	12 月 16 日付 公第 2472 号	昭和 36 年 12 月 20 日		
3	12 月 16 日付	昭和 36 年 12 月 25		

	公第 2472 号	日		
4	12 月 16 日付 公第 2472 号	昭和 36 年 12 月 26 日		
5	12 月 16 日付 公第 2472 号	昭和 36 年 12 月 20 日		

一人分の申請書の書類（優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書）がある。中身は、次の表のとおりである。「優生手術申請書」の欄外に手書きで「保留　再発したら再申請をします　押印」とある。

表２・５・２−３　「保留」者の申請書

	優生手術申請書					健康診断書		遺伝調査書	
	居住地	性	申請医師 診療科目	付記	日付	年齢	日付	血族中遺伝病 にかかった者	日付
1	病院・施設	女	精神科	なし	10.28※1	30 才	10.28	有	10.28

※1　「公衆衛生課 .10.31 収受」とある。

補　優生手術実施に伴う注射料の問合せ

139	171	昭和 36 年 12 月日	昭和 35 年度優生手術実施に伴う注射料について(起案)	917~919

資料 171 の昭和 36 年 12 月 8 日発議「昭和 35 年度優生手術実施に伴う注射料について（起案)」の分析をする。昭和 36 年 11 月 16 日付、厚生省公衆衛生局精神衛生課から「宮城県衛生主管部優生保護主管課御中」宛で「昭和 35 年度優生手術費事業実績報告書の提出について」との「事務連絡」が来ている。

「…昭和 36 年 6 月 6 日公第 1095 号で提出がありましたが、仝個人別表及明細書中次の点について御回答下さい。／■■の注射料（6093 円）が一般の平均より高額であるが、この理由及び内訳を提出願いたいこと」

それを受けて、昭和 36 年 12 月 8 日発議で、「課長名」で「厚生省公衆衛生局精神衛生課長あて」で、12 月 8 日発送の「昭和 35 年度優生手術実施に伴う注射料について（起案)」がある。そこには「さきに照会あった■■の注射料につき別途のとおり報告します」とある。別途には「患者氏名■■」「注射料の明細　詳細に記載　合計 6093 円」「病状経過　黒塗り」があり、「以上／■■院長」とある。

２・６　優生手術の実施の確認

優生手術の実施の確認に関する資料が以下のとおりある。

表２・６−１　優生手術の実施の確認に関する資料

135	167	昭和 36 年 12 月 21 日	優生手術実施について（通知）（起案）	904~905
136	168		優生手術実施について（回答）	906~909
134	166	昭和 37 年 1 月 17 日	優生手術について（報告）	903~903
133	165	昭和 37 年 1 月 24 日	優生手術実施報告について	898~902

資料 167 は、昭和 36 年 12 月 21 日発議、「部長名」で「関係病院長あて」で 12 月 25 日付「優生手術実施について（通知）（起案)」（第 2539 号、発 36.12.25 済、宮城県 36.12.22 決裁済、公衆衛生課母子衛生係阿部主事起案）がある。

「…さきに公第　　号をもって、下記名の優生手術の実施を貴院に委託しましたが、まだ医療費の請求がありませんので、手術実施済みの場合は、優生手術実施報告書の写しを添え至急請求されるようお願いいたします。／なお、手術未実施で今後手術を実施する予定の場合、又はなんらかの理由で手術を出来かねる場合は、それぞれ別紙様式により 1 月 8 日までに公衆衛生課あて、お知らせ願います。」

表２・6－2　手術実施確認のための一覧

		手術実施指定医師名	被手術者名
		昭和 35 年 4 月 28 日付公第 693 号	
1	1	割印	
2	2		
		昭和 35 年 8 月 30 日付公第 1504 号	
3	1	割印	
		昭和 35 年 11 月 29 日付公第 2045 号	
4	1		
5	2	〃	
6	3	〃	
7	4	〃	
		昭和 36 年 4 月 19 日付公第 677 号	
8	1	割印	
9	2	〃	
		昭和 36 年 6 月 17 日付公第 1224 号①	
10	1	割印	
		昭和 36 年 9 月 15 日付公第 1916 号①	
11	1	割印	
12	2	〃	
13	3	〃	

14	4	〃割印	
15	5		
16※	6		
17	7		
18		昭和 36 年 6 月 17 日付公第 1224 号②	
19	2		
20	3	〃	
21	4	〃	
22		昭和 36 年 9 月 15 日付公第 1916 号②	
23	8	〃	
24	9	〃	
25	10	〃	
26	11	〃	
27	12	〃	
28	13	〃	
29	14	〃	
30	15	〃	
31	16	〃	
32	17	〃	
33	18	〃	
34	19	〃	
		昭和 36 年 6 月 17 日付公第 1224 号③	
35	5	〃	
36	6	〃	
		昭和 36 年 9 月 15 日付公第 1916 号③	
37	20		
38	21	〃	
39	22	〃	
40	23	〃	
41	24	〃	
42	25	〃	
43	26	〃	

※変わり目なので再掲の可能性もある。

この続きで、下記の別紙様式によって、3 通の「別紙様式」がある。

表２・６－３　別紙様式

被手術者名	住所	手術予定月日	手術を出来ないときはその理由

表２・６－４　別紙様式　■■理事長医師■■の提出文書　２人分

被手術者名	住所	手術予定月日	手術を出来ないときはその理由

表２・６－５　別紙様式　■■から１名分

被手術者名	住所	手術予定月日	手術を出来ないときはその理由

表２・６－６には、かがみ文がついている。「■■院■■」（注　宮城県立名取病院の罫紙）から「宮城県衛生部長殿」あて（割印、■■第 264 号、昭和 36 年 12 月 28 日付、公衆衛生課 3 .1.5 付、宮城県）「優生手術の実施について（回答）」で、「12 月 23 日付公第 2539 号を以て通知のありましたこのことについて別紙の通り回答いたします」とあり、「記」として「理由」等記載があるが黒塗り。

表２・６－６　別紙様式

被手術者名	住所	手術予定月日	手術を出来ないときはその理由

■■から宮城県衛生部長殿（■第 4 号、37 年 1 月 24 日）の「優生手術実施報告について」に「本月 5 日付（注、昭和 37 年 1 月 5 日）ご来□（1 字不明）に係る標記の件、別添調書のとおりにつき報告します」とある。

表２・６－７　別紙様式

被手術者名	住所	手術予定月日	手術を出来ないときはその理由

以上、1961（昭和 36）年度（1960〈昭和 35〉年度から）にあっては、優生手術の委託後に、請書、あるいは請求書がでていない該当者を明らかにして、再度手術を促すとともに、手術を出来ない理由を明らかにさせるなど、優生手術の徹底に向けた取り組みがされている。

表 2・6－8　昭和 36 年度優生手術実施報告書　■■

A

	施（ママ）術月日	氏名	生年月日	住所	備考
1					
2			〃	〃	
3					
4					
5			〃		
6			〃	〃	
7			〃	〃	〃
8			〃	〃	〃
9			〃	〃	〃
10			〃		〃
11			〃		〃
12			〃		〃

B

1					〃
2			〃		〃
3			〃		〃
4				〃	〃
5					
6			〃		〃
7			〃		〃
8					〃
9					〃
10			〃		〃

11			〃		〃
12			〃		〃
13			〃		〃
14			〃		〃

26 名

C

1					
2			〃		
3			〃		〃
4			〃	〃	〃
5			〃	〃	〃
6			〃		〃
7			〃		〃
8			〃		〃

計　48 名

D

1					〃
2			〃		〃
3			〃		〃
4			〃		
5			〃		〃
6			〃		〃
7			〃		〃
8				〃	〃
9				〃	〃
10					〃
11			〃		〃
12			〃		〃
13			〃		〃
14					〃

欄外に「26 名」と「48 名」との数値が記されている。26 名の数値は、A＋B 又はB＋Dでなる。48 名には、A＋B＋C＋Dでなる。

■■第□号（注　□は空白)、昭和 37 年 1 月 17 日付、■■から宮城県立衛生部長殿「優

生手術について（報告）」（宮城県　37.1.17　収受）として「貴公第 2539 号による優生保護者■■に関する件別紙の通り報告いたします」とある。手書きで「申請者に依頼すること」とある。

写真２・６－１　手術未実施者の確認１

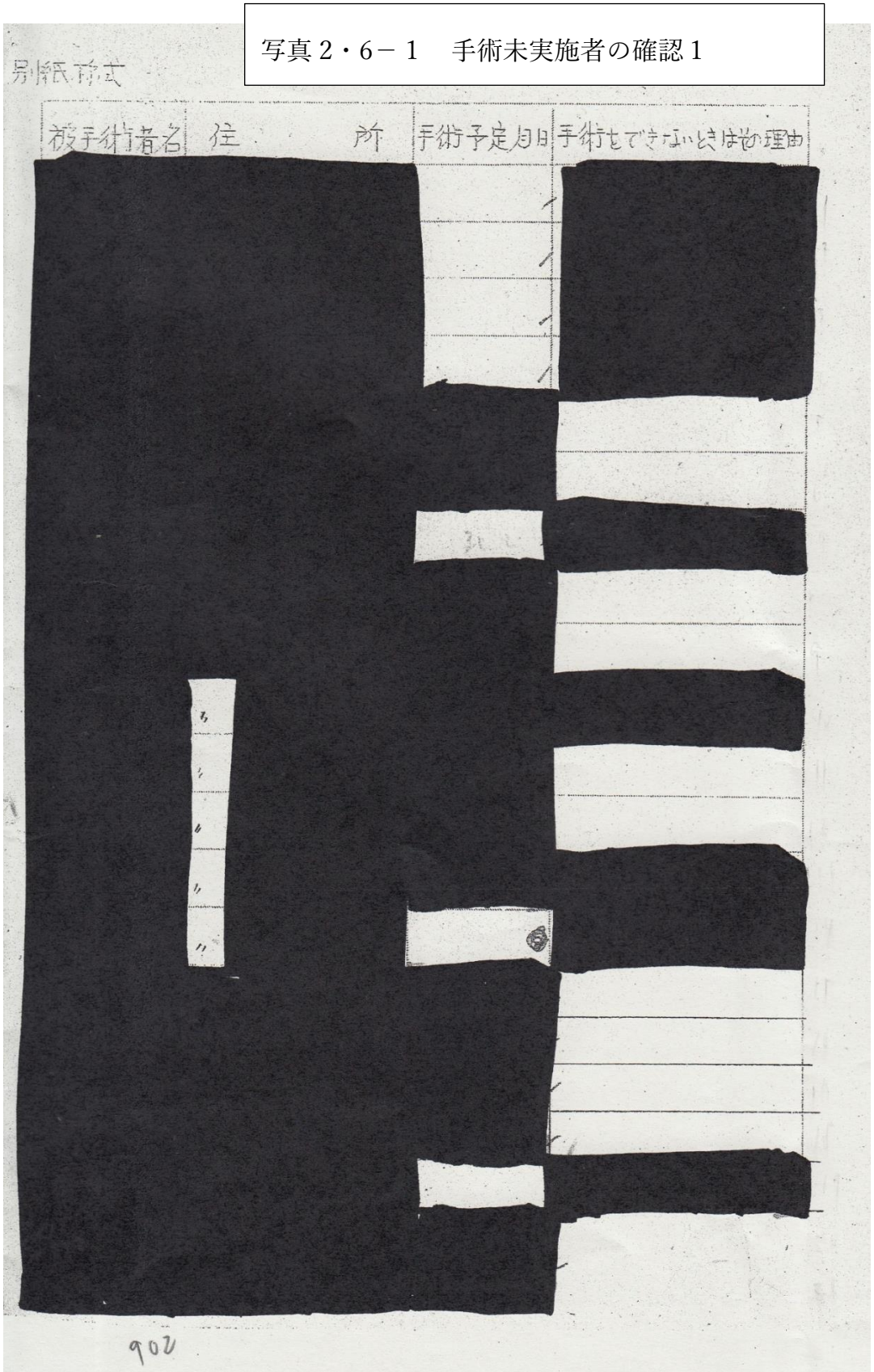

写真２・6―２　手術未実施者の確認２

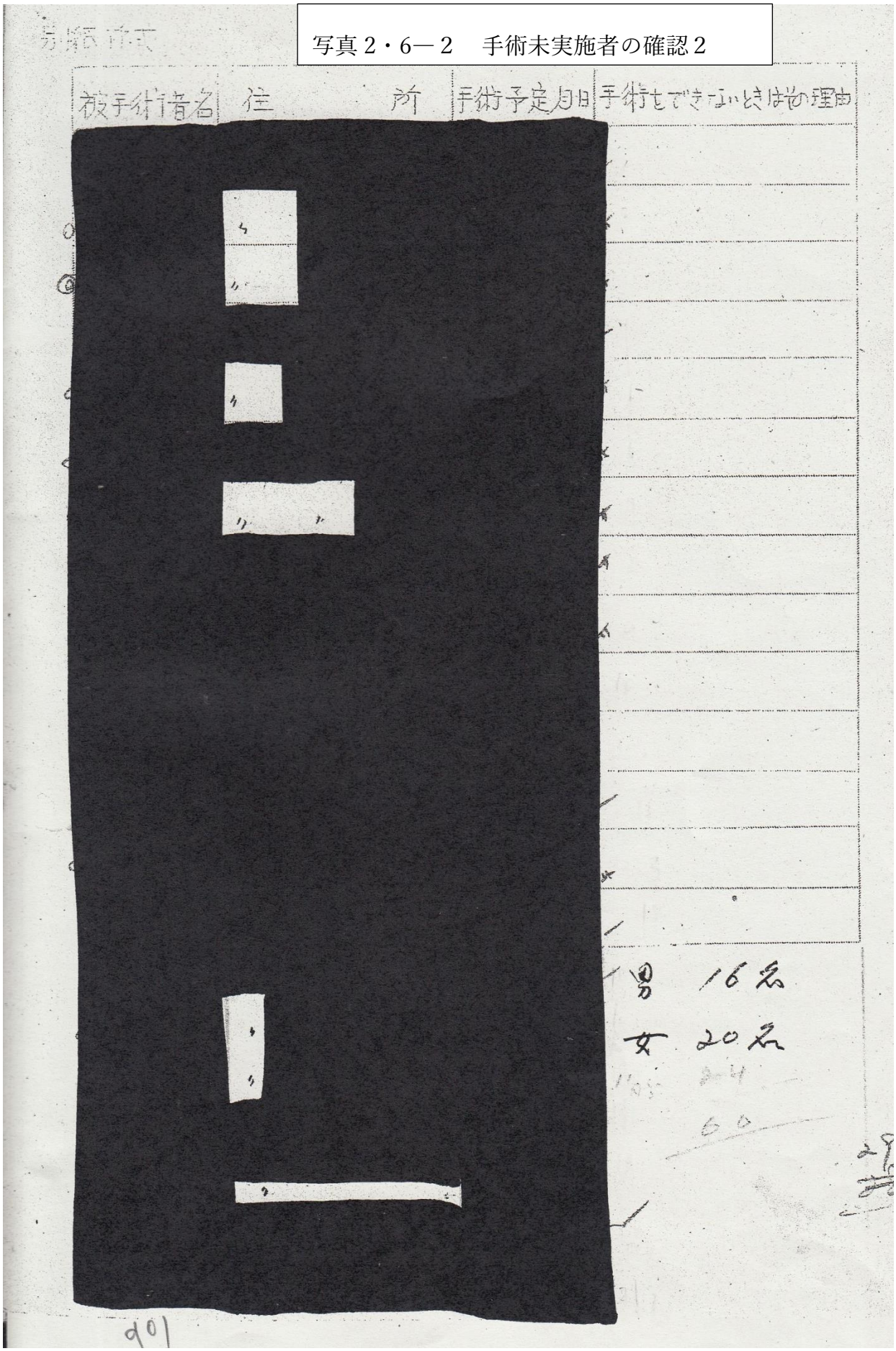

2・7　1962（昭和 37）年 3 月 1 日の優生保護審査会について

2・7・1　審査会にかかわる資料

1962（昭和 37）年 3 月 1 日の優生保護関連資料は、以下のとおりである。

表 2・7・1－1　優生保護関連資料

144	176	昭和 37 年 2 月 20 日	優生保護審査会の開催について（起案）	947~947
141	173	昭和 37 年 k 2 月 23 日	優生手術申請の受理並びに審査会開催について（通知）（起案）	922~926
143	175	昭和 37 年 3 月 2 日	優生手術の適否決定並びに委託について（起案）	937~946
145	177	昭和 37 年 3 月 16 日	請書	948~950
146	178	昭和 37 年 3 月 25 日	優生保護法指定医業務を行う場所の異動に伴う優生手術の委託医の変更について	951~951
147	179	昭和 37 年 3 月　日	請書	952~952
148	180	昭和 37 年 4 月 20 日	優生手術実施指定医師の変更について（起案）	953~957
148	181	昭和 37 年 5 月 10 日	請書	958~958

2・7・2　優生手術の申請

資料 176 の昭和 37 年 2 月 20 日発議「優生保護審査会の開催について（起案）」には「優生手術に対する審査会を…開催してよろしいか」とあり、次のように記載がある。

1　会議招集期日　昭和 37 年 3 月 1 日（木）午後 1 時

2　場所　衛生部長室

3　議題　■■外 13 名の優生手術申請に対する適否審査について

4　委員

委員　石橋俊実、松川金七、阿部哲男、高原太郎、（稲葉厚）、西村恂次、相澤志づ、伊吹皎三、

※副知事　重村誠夫の名前が消えている。稲葉厚に（　）がついている。その意味は不明。

・幹事　茂庭秀高、浦山斌沼

・経費　報酬　3500 円　部外委員　1 人当り 500 円×7 人分＝3500 円

※部外委員 7 人分とあるから、「稲葉厚」と行政職員の伊吹皎三の分が、抜けていると思われる。稲葉厚は欠席あるいは退任なのかは不明である。

食糧費　300 円　1 人当り 30 円×10 人分＝300 円

表 2・7・2－1　1961（昭和 36）年度の優生保護審査会委員

（ただし 1962〈昭和 37〉年 3 月 1 日現在）

役職等	6/ 6	8/28	11/28	37.3/1
委員長　東北大教授	石橋俊実	石橋俊実	石橋俊実	石橋俊実
委員　東北大教授	九島勝司	－	－	－
委員　県医師会長	阿部哲男	阿部哲男	阿部哲男	阿部哲男

委員	板垣市太郎	~~板垣~~高原太郎	高原太郎	高原太郎
委員	稲葉厚	稲葉厚	稲葉厚	（稲葉厚）
委員	松川金七	松川金七	松川金七	松川金七
委員	西村恂次	西村恂次	西村恂次	西村恂次
委員　県助産婦会長	相沢志づ	相澤志づ	相澤志づ	相澤志づ
委員	伊吹皎三	伊吹皎三	伊吹皎三	伊吹皎三
委員	重村誠夫	重村誠夫	重村誠夫	－

２・7・3　請書について

3 月 2 日の審査会の委託にかかわる請書がある。

表２・7・3－１　請書一覧

	通知番号 昭和 37 年	文書の日付	収受（宮城県）	備考
1	3 月 14 日付 公第 440 号	昭和 37 年 3 月 16 日	37.3.17	
2	3 月 14 日付 公第 440 号	昭和 37 年 3 月 16 日	公衆衛生課 収受	
3	3 月 14 日付 公第 440 号	昭和 37 年 3 月 17 日	37.3.27	
4	3 月 14 日付 公第 440 号	昭和 37 年 3 月　日		※1

※1　日付から見て、この請書にかかわると思われる書類がある。

表２・7・3－1 の No4 にかかわる優生手術医の変更に係る資料（下記）がある。

昭和37年3月25日　※「宮城県37.3.28収受」

■■

宮城県知事　三浦義男殿

優生保護法指定医業務を行う場所の異動に伴う優生手術の委託医の変更について

3月14日付公第440号による委託医師■■は、昭和■年■月■日退職し、後任医師■■指定医師として勤務中ですので同請書医員氏名を■■とし、本人がこれを請けた事を報告致します

注、メモ書きで「3 月 14 日付通牒が之が静音（？）が延引いたしました。理由として■■あてなので、本人が転居先■■郵送の上再回送を受け（3 月 23 日）患者と連絡等で■■手術予定となりましたので■■宜しくお願い申し上げます」とある。

どこに位置づけられるか、不明だが、手書きの「手術場所変更について　本人■■」（下記）がある。

院長　■■氏
本人の生年月日
　■■生
手術場所変更について　本人■■
優生保護法に依る手術場所を左記の通り変更いたしたいので甚だ勝手乍らお願い申上げます。
記
手術の希望する場所
■■
■■
産婦人科

２・７・４　指定医師の変更について

昭和 37 年 4 月 20 日発議の「優生手術実施指定医の変更について（伺)」(第 720 号、決裁済 37.4.23 宮城県、発 37.4.26 済、公衆衛生課母子衛生係阿部主事）には、「被手術者■■殿の保護者から手術委託医を…変更されたい旨申し出がありましたので手術医を変更してよろしいですか」、そして「決裁のうえは、それぞれ通知してよろしいですか」とあり、「新指定医師　■■」「前指定医師　■■」が記されている。

「案の 2」として、「37 年 4 月 23 日」付で「知事名」から「■■長あて」(この部分に割印あり、発送した証）で「優生手術の委託について」があり「…審査された別記名の者に対する優生手術を…委託しますから御承諾の場合は別添請書を 10 日以内に提出願います」とある。

別記名

手術実施指定医師	住所	被手術者	住所

「案の 3」として、「37 年 4 月 23 日」付で、「部長名」から「■■あて」で「優生手術実施指定医の変更について」(通知）があり、「先に依頼した■■殿の優生手術を都合により下記医師に変更しましたので通知します」とある。

「案の 4」として、「部長名」から「大河原保健所長あて」(割印あり。発送した証）で「優生手術実施指定医師の変更について（通知)」があり、「さきに、昭和 37 年 4 月 17 日付け大保予発第 241 号をもって提出ありました■■殿の優生手術を下記医師に指定したので通知します」とある。

そして、「大保予発第 241 号」の通知は以下の通り。

大保予発第 241 号　注、割印あり、宮城県 37.4.20 収受
昭和 37 年 4 月 17 日

宮城県衛生部長殿

宮城県大河原保健所長（押印）

優生手術実施医師指定変更について

このことについて下記保護者から別紙理由により指定医師の変更願の提出があった…」

保護者からの変更願は次の通り。

「優生手術実施医師指定変更願（宮城県大河原保健所 大予第 241 号 昭和 37 年 4 月 18 日）

■■■■

保護者　■■

優生保護審査委員殿

私の娘■■優生手術申請中の處許可になり■■にて実施の御通知頂きましたが、本人を仙台市までつれ出すのが中々困難にて、又、左記診療所に 3 回も入院したことがありますので同診療所にて実施するよう御許可頂き度くお願い申し上げます」

そして宮城県知事　三浦義男殿宛て「請書」がついている。

表 2・7・4－1　請書

	通知番号 昭和 37 年	文書の日付	収受（宮城県）	備考
1	4 月 23 日付 公第 720 号	昭和 37 年 5 月 10 日		

2・8　1961(昭和 36)年度の優生手術の実態

①　1961 年度の優生保護審査会は 4 回開催（6/6，8/28，11 /28，3/1）されている。審査委員は、6 月は 10 人で、石橋俊実・重村誠夫・伊吹皎三・松川金七・阿部哲男・板垣市太郎（8 月から高原太郎）・稲葉厚・九島勝司・西村恂次・相澤志づ、だった。8 月には、審査委員の九島勝司が抜けている。また、板垣市太郎は、高原太郎に名字の変更をしている。行政を除いた委員は、第 1 回は 8 名、2・3・4 回は 7 名だった。

表 2・8－1　1961 年度の優生保護審査会開催日と優生保護審査会委員

役職等	6/ 6	8/28	11/28	37.3/1
委員長　東北大教授	石橋俊実	石橋俊実	石橋俊実	石橋俊実
委員　東北大教授	九島勝司	－	－	－
委員　県医師会長	阿部哲男	阿部哲男	阿部哲男	阿部哲男
委員	板垣市太郎	~~板垣~~高原太郎	高原太郎	高原太郎
委員	稲葉厚	稲葉厚	稲葉厚	（稲葉厚）

委員	松川金七	松川金七	松川金七	松川金七
委員	西村恂次	西村恂次	西村恂次	西村恂次
委員　県助産婦会長	相沢志づ	相澤志づ	相澤志づ	相澤志づ
委員	伊吹皎三	伊吹皎三	伊吹皎三	伊吹皎三
委員	重村誠夫	重村誠夫	重村誠夫	－

開催の起案（当日変更の可能性もある）によれば、第 1 回（6/6・25 名)、第 2 回（8/28・31 名)、第 3 回（11/28・21 名)、第 4 回（3/1・14 名）で対象者は計 91 名だった。ただし、委託書段階では第 1 回は 25 名（増加無し)、第 2 回は 38 名（7 名増)、第 3 回は 26 名（男 9 名、女 17 名、5 名増)、第 4 回は委託書がないため不明、と委託段階で増えている。

申請書の書類（優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書）があるのは一人分のみである。中身は、次の表２・8－2 のとおりである。居住地は「病院・施設」で、30 歳の女性で、申請医師は「精神科」で、「遺伝調査書」には「血族中遺伝病にかかった者」の欄に記載がある（有と表記）が、「優生手術申請書」の欄外に手書きで「保留　再発したら再申請をします押印」とある。他の「優生手術申請書」は資料としてない。

表２・8－2　1961 年度の申請者の書類

	優生手術申請書					健康診断書		遺伝調査書	
	居住地	性	申請医師 診療科目	付記	日付	年齢	日付	血族中遺伝病 にかかった者	日付
1	病院・施設	女	精神科	なし	10.28※1	30 才	10.28	有	10.28

②　優生手術実施医師の指定を受けて、医師からの「請書」が、17 通分ないしは 16 通分ある。それと「優生手術委託料請~~未~~書」がある。「求」の字を消して、「請求書」ではなく「請書」としてある。受けた段階での予想額を記載したと思われる。そのような性格から、実施日は未記載となっている。この「優生手術委託料請~~未~~書」が、13 人分（男 0 人、女 13 人）あり、全員女性で手術術式は「輪卵管結索術」である。年齢は 15 才から 35 才で、10 代は 1 人、20 代は 10 人、30 代は 2 人だった。「優生手術委託料請~~未~~書」の 13 人全員が、医師名に「院長■■」と記載があった。同一医師から提出された可能性がある。

表２・8－3　請書一覧

		通知番号 昭和 36 年	文書の日付	収受（宮城県）	備考
1	1	6 月 17 日付 公第 1224 号	昭和 36 年 6 月 19 日		割印
2	2	6 月 17 日付 公第 1224 号	昭和 36 年 6 月 24 日	公衆衛生課 36.6.25、宮城県	割印、■第 264 号

				36.6.26	
3	1	9 月 15 日付 公第 1916 号	昭和 36 年 9 月 18 日		押印
4	2	9 月 15 日付 公第 1916 号	昭和 36 年 9 月 16 日		「理事長医師」と記載
5	3	9 月 15 日付 公第 1916 号	昭和 37 年 1 月 25 日		「院長」と記載
(6)	(4)	9 月 15 日付 公第 1916 号	昭和　　年 月　日		全文手書き(他はガリ版印刷)、医師名と住所は黒塗り
7	5	9 月 15 日付 公第 1916 号	昭和 36 年 9 月 21 日		「院長」と記載
8	1	12 月 16 日付 公第 2472 号	昭和 36 年 12 月 19 日		割印
9	2	12 月 16 日付 公第 2472 号	昭和 36 年 12 月 20 日		
10	3	12 月 16 日付 公第 2472 号	昭和 36 年 12 月 25 日		
11	4	12 月 16 日付 公第 2472 号	昭和 36 年 12 月 26 日		
12	5	12 月 16 日付 公第 2472 号	昭和 36 年 12 月 20 日		
13	1	3 月 14 日付 公第 440 号	昭和 37 年 3 月 16 日		「宮城県 37.3.17 収受」
14	2	3 月 14 日付 公第 440 号	昭和 37 年 3 月 16 日		「公衆衛生課　収受」
15	3	3 月 14 日付 公第 440 号	昭和 37 年 3 月 17 日		「宮城県 37.3.27 収受」
16	4	3 月 14 日付 公第 440 号	昭和 37 年 3 月 26 日		
17	1	4 月 23 日付 公第 720 号	昭和 37 年 5 月 10 日		

表２・8－4　優生手術委託料請~~未~~書

		文書日付	年齢	性	手術方式	備考

		昭和36年				
1	1	6月24日	20才	女	輪精管結索術	7291円、別紙あり、医師名に「院長■■」と記載、実施日は未記載
2	2	6月24日	25才	女	輪卵管結索術	7291円、別紙あり、医師名に「院長■■」と記載、実施日は未記載
3	3	6月24日	35才	女	輪卵管結索術	7291円. 別紙あり、医師名に「院長■■」と記載、実施日は未記載
4	4	6月24日	30才	女	輪卵管結索術	7291円. 別紙あり、医師名に「院長■■」と記載、実施日は未記載
5	5	6月24日	23才	女	輪卵管結索術	7291円. 別紙あり、医師名に「院長■■」と記載、実施日は未記載
6	6	6月24日	24才	女	輪卵管結索術	7291円. 別紙あり、医師名に「院長■■」と記載、実施日は未記載
7	7	6月24日	23才	女	輪卵管結索術	7291円. 別紙あり、医師名に「院長■■」と記載、実施日は未記載
8	8	6月24日	25才	女	輪卵管結索術	7291円. 別紙あり、医師名に「院長■■」と記載、実施日は未記載
9	9	6月24日	29才	女	輪卵管結索術	7291円. 別紙あり、医師名に「院長■■」と記載、実施日は未記載
10	10	6月24日	25才	女	輪卵管結索術	7291円. 別紙あり、医師名に「院長■■」と記載、実施日は未記載
11	1	9月20日	15才	女	輪卵管結索術	7993円、別紙あり、医師名に「院長■■」と記載、実施日は未記載
12	2	9月20日	24才	女	輪卵管結索術	7993円、別紙あり、医師名に「院長■■」と記載、実施日は未記載
13	3	9月20日	24才	女	輪卵管結索術	7291円. 別紙あり、医師名に「院長■■」と記載、実施日は未記載

※請求書ではなく、「求」を消して「請書」としてあり、実施日は未記載。各医　師から宮城県知事三浦義男宛て

③1961（昭和36）年度で注目されるのは、これまで委託した医師で実施報告がされていない医師に、再度、優生手術実施を促している取り組みをしていることである。1961（昭和36）年12月25日付「優生手術実施について（通知）（起案）」には「…下記名の優生手術の実施を貴院に委託しましたが、まだ医療費の請求がありませんので、手術実施済みの場合は、優生手術実施報告書の写しを添え至急請求されるようお願いいたします。／なお、

手術未実施で今後手術を実施する予定の場合、又はなんらかの理由で手術を出来かねる場合は、それぞれ別紙様式により 1 月 8 日までに公衆衛生課あて、お知らせ願います」と、1960（昭和 35）年 4 月 28 日付の指定した分から確認している。その確認に応じて、「手術を出来ないときはその理由」や「優生手術実施指定医の変更」の文書がある。

これにかかわって、1962（昭和 37）年 12 月 8 日付で、厚生省公衆衛生局長から各都道府県知事殿宛で「優生保護法による優生手術について」（衛発第 1076 号の 2）が出されている。岐阜県知事からの照会に対し応えたもので、岐阜県知事の照会文は以下の通りである。

「優生保護法第 4 条の規定により優生手術の申請があったので県優生保護審査会において優生手術を行うことが適当と決定し…通知したが異議申し立てなく二週間を経過したので手術の実施について確認したところ手術は受けておらず再三手術を実施するよう指導していたのであるが最近に至り本人及び親族がこの手術を拒み、このため中央優生保護審査会に対し再審査を申請する期間を経過したが、この場合どのように取り扱うべきか。なお、優生手術を行なうことが適当と決定された場合には、いつまでに手術を実施しなければならないか。又強制的に手術を行なうとすれば法的にはどうか併せて御教示願いたい。」

この照会に対して厚生省公衆衛生局長は、「再審査を申請できる期間（2 週間）を経過すれば…決定は確定、再審査の申請をすることはできないものであるから本件については極力実施の指導に努められたい」と回答している。また「法の目的を達成するためには…決定が確定した後できるだけ速やかに実施することが望ましい」と 回答している。そして、強制の方法等については、1953（昭和 28）年 6 月 12 日付厚生事務次官通達「優生保護法の施行について」の記第 1 の三の 4（厚生省発衛第 150 号）のよられたい、としている。その上で「強制優生手術実施の手段について」（1949 年 10 月 11 日法務府法意－発第 62 号厚生省公衆衛生局長あて法制意見第一局長回答）を送付し、「参考 にされたい」としている。「強制優生手術実施の手段について」では、4 条の場合には「本人が手術を受けることを拒否した場合においても、手術を強行することができると解しなければならない」としていたのである。

＊以上、岐阜県知事の照会文と厚生省の回答文は、厚生労働省のホームページ、「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」の「【厚生労働省の保管する資料について】」の「２．地方自治体からの疑義照会及び回答」の資料「②の 50」（P.104）「②の 53」（PP.108-110）「②の 54」（PP.111-115）に掲載されている。最終閲覧は 2023 年 12 月 3 日。
https://www.mhlw.go.jp/content/11925000/000350155.pdf

3　1963（昭和 38）年度から 1986（昭和 61）年度の分析

3・1　先行研究－「調査報告書」の紹介

第 3 期（1961〈昭和 36〉年から 1973〈昭和 48〉年まで）の中の 1963（昭和 38）年から 1972（昭和 47）年の 10 年間は、宮城県の強制優生手術者数が全国トップであった。中

央優生保護相談所附属診療所は、優生手術を専門とする附属診療所（通称　愛宕診療所）で、設置期間は 1962（昭和 37）年から 1972（昭和 47）年である。

第 3 期を含む 1963（昭和 38）年度から 1986（昭和 61）年度までの資料として「優生手術個人別明細書」があり（ただし、1962〈昭和 37〉年度の資料はない）「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律第 21 条に基づく調査報告書」（2023〈令和 5〉年 6 月）の「第 2 編 優生手術の実施状況等」「第 4 章 地方自治体に対する調査」「Ⅲ 提供された資料の整理・分析」「2 手術台帳等の集計（一部地域）」の中の「宮城県（昭和 38 年度～61 年度）の項に整理されている。ここでは、報告書を先行研究として、まず紹介する。

■宮城県（昭和 38 年度～61 年度）

宮城県から提供された昭和 38 年度から 61 年度まで [102] の「優生手術個人別明細書」には、被申請者 843 名分の氏名、年齢、疾患名、手術実施病院名、手術術式、手術年月日、入院日数、手術料、入院料、注射料、処置料等の情報が記載されていた。これらについて項目別に集計を行った。

資料の年代別 [103] では、昭和 38～39 年度が 53 件（6.3%）、昭和 40～49 年度が 770 件（91.3%）、昭和 50～59 年度が 19 件（2.3%）、昭和 60～61 年度が 1 件（0.1%）であった。

男女別 [104] では、男性が 290 件（34.4%）、女性が 492 件（58.4%）、不明が 61 件（7.2%）であった。

年齢階級別では、10 歳未満が 1 件（0.1%）、10～19 歳が 428 件（50.8%）、20～29 歳が 228 件（27.0%）、30～39 歳が 156 件（18.5%）、40～49 歳が 21 件（2.5%）、50～59 歳が 4 件（0.5%）、不明が 5 件（0.6%）であった。

病名別 [105] では、精神病・精神病質が 56 件（6.6%）、精神薄弱（知的障害）が 728 件（86.4%）、身体疾患等が 10 件（1.2%）、重複が 35 件（4.2%）、その他が 1 件（0.1%）、不明が 13 件（1.5%）であった。

男女別･年齢階級別では､男女とも 10～19 歳が最も多く､男性の場合は 178 件(61.4%)、女性の場合は 232 件（47.2%）であった。〔表 66 参照〕

注　船橋：注の番号は原文のまま

102 提供された資料には、昭和 55、57、58、59、60 年度の優生手術個人別明細書がなく、元々存在しないのか欠損なのかは不明である。なお、厚生省の優生保護統計によれば、宮城県の第 4 条及び第 12 条の規定に基づく優生手術件数は、55、59、60 年は各 0 件、57 年は 1 件、58 年は 3 件である。また、優生手術個人別明細書と併せて「委託料請求一覧表」、「扶助費一覧表」、「被手術者名簿」が提供された年度があり、これらに掲載されていた情報も必要に応じて集計に使用した。

103 原則として、資料の綴りの表紙に記載されている年度に基づいている。例えば、「昭和 41 年度」と綴りの表紙に記載されている場合、「昭和 40～49 年度」に分類した。

104 優生手術個人別明細書に性別の記載がないもので、術式から性別が明らかであるものについては、

その性別を用いて集計を行った。例えば、術式に「卵管結紮」と記載されていたものは「女性」に分類し集計を行った。

105 前掲注(95)・(96)。「その他」1 件は法別表（本編 3 頁）に記載のない「慢性腎炎」1 件。

表 66 男女別・年齢階級別 優生手術個人別明細書記載者数（宮城県）

船橋注：表の番号（66）は、原文のまま

	10歳未満	10～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	不明	合計
男性	0 (0.0%)	178 (61.4%)	73 (25.2%)	30 (10.3%)	6 (2.1%)	3 (1.0%)	0 (0.0%)	290 (100.0%)
女性	1 (0.2%)	232 (47.2%)	135 (27.4%)	111 (22.6%)	12 (2.4%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	492 (100.0%)
不明	0 (0.0%)	18 (29.5%)	20 (32.8%)	15 (24.6%)	3 (4.9%)	1 (1.6%)	4 (6.6%)	61 (100.0%)
合計	1 (0.1%)	428 (50.8%)	228 (27.0%)	156 (18.5%)	21 (2.5%)	4 (0.5%)	5 (0.6%)	843 (100.0%)

（注）優生手術個人別明細書に性別の記載がないもので、術式から性別が明らかであるものについては、その性別を用いて集計を行った。

男女別・病名別では、男女ともに精神薄弱（知的障害）が最も多く、男性の場合は 257 件（88.6%）、女性の場合は 417 件（84.8%）であった。〔表 67 参照〕

表 67 男女別・病名別 優生手術個人別明細書記載者数（宮城県）

	精神病・ 精神病質	精神薄弱 （知的障害）	身体疾患等	重複	その他	不明	合計
男性	11 (3.8%)	257 (88.6%)	2 (0.7%)	9 (3.1%)	0 (0.0%)	11 (3.8%)	290 (100.0%)
女性	41 (8.3%)	417 (84.8%)	8 (1.6%)	24 (4.9%)	0 (0.0%)	2 (0.4%)	492 (100.0%)
不明	4 (6.6%)	54 (88.5%)	0 (0.0%)	2 (3.3%)	1 (1.6%)	0 (0.0%)	61 (100.0%)
合計	56 (6.6%)	728 (86.4%)	10 (1.2%)	35 (4.2%)	1 (0.1%)	13 (1.5%)	843 (100.0%)

（注 1）表 62 の（注 1）に同じ。

（注 2）表 62 の（注 2）に同じ。

（注 3）表 66 の（注）に同じ。

（注 4）「その他」1 件は法別表（本編 3 頁）に記載のない「慢性腎炎」1 件。

年齢階級別・病名別では、10～59 歳の各階級において精神薄弱（知的障害）が 7 割超を占め、 最も多かった。〔表 68 参照〕

表 68 年齢階級別・病名別 被審査者数（宮城県）

	精神病・精神病質	精神薄弱（知的障害）	身体疾患等	重複	その他	不明	合計
10 歳未満	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)
10～19 歳	5 (1.2%)	390 (91.1%)	1 (0.2%)	26 (6.1%)	0 (0.0%)	6 (1.4%)	428 (100.0%)
20～29 歳	19 (8.3%)	193 (84.6%)	5 (2.2%)	7 (3.1%)	0 (0.0%)	4 (1.8%)	228 (100.0%)
30～39 歳	28 (17.9%)	121 (77.6%)	4 (2.6%)	0 (0.0%)	1 (0.6%)	2 (1.3%)	156 (100.0%)
40～49 歳	3 (14.3%)	17 (81.0%)	0 (0.0%)	1 (4.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	21 (100.0%)
50～59 歳	0 (0.0%)	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (100.0%)
不明	1 (20.0%)	3 (60.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (20.0%)	5 (100.0%)
合計	56 (6.6%)	728 (86.4%)	10 (1.2%)	35 (4.2%)	1 (0.1%)	13 (1.5%)	843 (100.0%)

（注 1）表 62 の（注 1）に同じ。
（注 2）表 62 の（注 2）に同じ。
（注 3）「その他」1 件は法別表（本編 3 頁）に記載のない「慢性腎炎」1 件。

3・2 調査報告書からわかること

前項の統計結果を前提に、以下考えたい。

愛宕診療所が機能していた 1962（昭和 37）年から 1972（昭和 47）年までを考慮すると、資料は 1963（昭和 38）～1969（昭和 39）年度が 53 件（6.3%）、1965（昭和 40）～1974（昭和 49）年度が 770 件（91.3%）で 823 件となり全体の資料の 98%（823／843）に当たる。その意味では、愛宕診療所開設時期の結果を反映していると考えられる。そう考えるとこの時期、年齢では、19 歳以下で優生手術対象者の半数を超え（10 歳未満 1 件・0.1%、10～19 歳 428 件・50.8%）、その 9 割近く（86.4%）が「精神薄弱（知的障害）」であったことがわかる。

精神薄弱児収容施設の宮城県立亀亭園は、1950（昭和 25）年 6 月開設した。近隣には教護院である修養学園、愛宕診療所（1962〈昭和 37〉年設置）がある。その亀亭園は 1956（昭和 31）年 12 月に全焼し、一部児童を親元に戻し、38 名を教護院・修養学園と園長官舎に収容した。亀亭園の再建のために 1957（昭和 32）年 2 月に宮城県精神薄弱児福祉協会が設立され、それを契機に取り組まれたのが、「愛の十万人（県民）運動」である。この「愛の十万人（県民）運動」を基盤にして 1960（昭和 35）年 4 月に精神薄弱児施設小松島

学園（定員 80 名）が設立された。そして小松島学園に通う「経度」精神薄弱児のために小松島学園に隣接して「県立光明養護学校」が開校（1961〈昭和 36〉年）された。1959（昭和 34）年には精神薄弱児通園施設・仙台市なかよし学園（収容定員 30 名）が開所している。また、1964（昭和 39）年には宮城県北部に精神薄弱児入所施設「県立ほたる学園」（収容定員 95 名）が新設された。他に私立いずみ学園（明和学園いずみ養護学校の前身、いずみ養護学校は高等部にプラス専攻科を設置）があった。また、肢体不自由児対象には、1960（昭和 35）年に県立肢体不自由児療護施設「整肢拓桃園」開設（収容定員 100 名）された。障害ではないが、亀亭園の隣に教護院・修養学園（1907〈明治 40〉年開設、収容定員 70 名）があった。養護施設は、仙台基督教教育児院（1906〈明治 39〉年設立、収容定員 180 名）、光ヶ丘天使園（1948〈昭和 23〉年設立、収容定員 120 名）、仙台天使園（1948〈昭和 23〉年設立、収容定員 60 名）、小百合園（1949〈昭和 24〉年設立、収容定員 70 人）、旭ヶ丘学園（1949〈昭和 24〉年設立、収容定員 50 名）があった。

※各施設の開設時期と収容定員は、厚生省児童局監修『児童福祉施設一覧（保育所を除く）　昭和 38 年 7 月 1 日現在による』1963 年 9 月発行に基づく。

教護院であった修養学園でも優生手術が行われていたことを、優生裁判原告の北三郎（仮名）が、13 歳ごろ修養学園に入園し、1957（昭和 32）年 14 歳の時に優生手術（愛宕産婦人科病院）されたと、報告している。

「14 歳の時に施設の先生に愛宕産婦人科病院に連れて行かれ、手術、手術を受けさせられました。何のための手術なのか説明は全くなく、医者に聞くと悪い所を取ると言われただけでした。後から学園を卒業する先輩が、子供ができないような手術をしていると話してくれました。」。「高校に行かせる金はないと，中学終わったら店で働けと言われ，父親に高校だけはでたいと父親に何度もせがみました。でもだめでした。／そのころから反抗期になり、居場所もなくなり、荒れていたため、修養学園と言う施設にいく事になりました。／修養学園のとなり、亀亭園と言う施設がありました。その施設は,障害の子供達の施設です。／その施設からパイプカット、優生手術が行われていたのです。／男子が 7 、8 人、女子が 7 、8 人と、施設の障害者が教えてくれました。俺も手術したと言っておりました。／何の説明もなく、なんのために手術したのか、子供が作れない手術だとはわからないまま受けていたのです。／修養学園の施設は五つの寮があります。光寮,泉寮,睦寮、栄寮、女子寮、一つの寮に 10 人か 12 人ぐらいおりました。／約 50 人ぐらいおりました。とくに目立つのは栄寮でした。栄寮には、2 つの監禁室がありました。言う事を聞かなかったり、暴れたり、悪い事をしたりすると、監禁室に入れられたりします。／修養学園の施設は障害者ではありません。親がいない子、親が育てられない子、非行少年がいる施設です。」

「何の説明もなく施設の担任の先生と愛宕産婦人科病院につれてかれ、待合室に知らな

い人と先生ははなしをしておりました。看護婦さんに呼ばれ手術されました。下の睾丸の所脱脂綿でおおわれて歩ける事はできませんでした。先生といっしょにタクシーで施設に帰りました。私の他に 3 人手術され、女子一人手術されました。手術して 10 日ほどいたかった。光寮から泉寮にうつり、先輩から手術の事をおしえてもらいました。／それまでパイプカットなどしりませんでした。／光寮にいた 2 人に話をしました。先生にうらぎられた。 3 人でしばらくなきくづれました。先輩から口止めされているので、抗議する事はできませんでした。」

—「東京地裁をめぐる運動経過と北さんの文集一覧」より

最終確認は、2023 年 10 月 7 日：http://www.arsvi.com/2020/20200613yk.htm。

2018（平成 30）年 2 月 12 日、毎日新聞記事では「強制不妊手術　宮城県議要求で急増…60 年代　行政と連携」と題して、「…宮城県が 62 年、旧社会党系県議の求めに応じる形で手術件数を急増させたことが、県議会議事録で判明した。…当時は国だけでなく、県と議会側にも強制手術を推進する意向が広がっていたことが明らかになった。」と述べている。

4　1963（昭和 38）年度～1986（昭和 61）年度の優生手術個人別明細書

次項以降、年度ごとに、細かく分析する。そのための資料は、1963 年度の「昭和 38 年度優生手術個人別明細書」から 1979 年度の「昭和 54 年度優生手術個人別明細書」に加え、「昭和 56 年度優生手術個人別台帳」と「昭和 61 年度優生手術個人別台帳」である。

表 4－1　優生手術個人別台帳等一覧

番号	年月日	文書名	ページ数
232	19631111	昭和 38 年度優生手術個人別明細書	1171~1172
231	19641111	昭和 39 年度優生手術個人別明細書	1165~1170
230	19651111	昭和 40 年度優生手術個人別明細書	1157~1164
229	19661111	昭和 41 年度優生手術個人別明細書	1148~1156
228	19671111	昭和 42 年度優生手術個人別明細書	1134~1147
227	19681111	昭和 43 年度優生手術個人別明細書	1123~1133
226	19691111	昭和 44 年度優生手術個人別明細書	1117~1122
225	19701111	昭和 45 年度優生手術個人別明細書	1110~1106
224	19711111	昭和 46 年度優生手術個人別明細書	1102~1109
221	19721111	昭和 47 年度優生手術個人別明細書	1085~1092
222	19721111	昭和 47 年度被手術者名簿	1093~1099
223	19721111	特定個人に係る電話帳	1100~1101
220	19731111	昭和 48 年度優生手術個人別明細書	1078~1084
219	19741111	昭和 49 年度優生手術個人別支出明細書	1072~1077

218	19751111	昭和 50 年度優生手術個人別明細書	1069~1071
217	19761111	昭和 51 年度優生手術個人別明細書	1067~1068
216	19771111	昭和 52 年度優生手術個人別明細書	1065~1066
215	19781111	昭和 53 年度優生手術個人別明細書	1062~1064
214	19791111	昭和 54 年度優生手術個人別明細書	1059~1061
213	19811111	昭和 56 年度優生手術個人別台帳	1057~1058
212	19861111	昭和 61 年度優生手術個人別台帳	1055~1056

以下、各年度の「優生手術個人別明細書」の分析を進めるが、個人別明細書の形式は以下のとおりである。それらの項目の内、必要な項目について記載して表を作成した。

表 4－2　個人別明細書の形式

氏名	年令	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	手術料	入院料	注射料	処置料	小計	患者		付添人		小計	合計	備考
												旅費	日当	旅費	日当			
	37			マドレーネル氏法	40.■	10	3931	6213	4366	792	5302　15261		360		360	720	15981	付添人■■
記載	記載	記載	記載	記載	記載	記載	未記載	未記載	未記載	未記載	未記載	○×で記載	未記載	○×で記載	未記載	未記載	未記載	記載

注　「記載」は表作成に生かした項目、「未記載」は掲載しなかった項目、「○×で記載」は記入されていた場合は○、いなかった場合は×とした。

上記の表は、例えば次のような表として表した。

表 4－3　個人別明細書の例

通番	年度	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費	備考
17	1964	1	37	女			マドレーネル氏法	1965■	10	×	×	※1

※1　患者と付添人の旅費はないが、いずれも日当はあり。備考に「付添人■■」と記載。

4・1　1963（昭和 38）年度の優生手術個人別明細書の分析

次の資料から下記の表 4・1－1 を作成した。表 4・1－1 から、1963（昭和 38）年度の優生手術個人別明細書の分析をする。

番号	年月日	文書名	ページ数
232	19631111	昭和 38 年度優生手術個人別明細書	1171~1172

表 4・1－1　公衆衛生課「昭和 38 年度　優生手術個人別明細書」

注 1　空欄は記入なし、黒塗りは非開示個所

注 2　「患者旅費」「付添人旅費」の○は支出している、×は記入なし（支出していない）の意味

注 1、注 2 は、以後の表も同様である。

通番	年度	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費	備考
1	1963	1	27									
2	1963	2	29		〃	〃						
3	1963	3	37		〃	〃						
4	1963	4	9		〃	〃						
5	1963	5	31		〃	〃						
6	1963	6	37		〃	〃						
7	1963	7	28		〃	〃						
8	1963	8	12	女			マドレーネル氏法	1965■	7	×	×	
9	1963	9	17		〃							
10	1963	10	27		〃	〃						
11	1963	11	17			〃						
12	1963	12	33	女		〃	マドレーネル氏法	1965■	10	○	○	
13	1963	13	23									
14	1963	14	13		〃	〃						
15	1963	15	29		〃	〃						
16	1963	16	14		〃	〃						

※通番 8（No8）の手術料は 5400 円、通番 12（No12）の手術料は 3931 円。

・1963（昭和 38）年度の優生手術個人別明細書は 16 人分あり、性別の記載はなく男女は不明である。確実に手術を受けているのは、手術実施日の記載がある通番 8（No8）・12 歳と通番 12（No12）・33 才の 2 人で、手術術式（マドレーネル氏法）から二人は女性である。通番 8（No8）には、患者旅費と付添人旅費がないから、手術実施病院と入院施設が同一の可能性がある。手術年月日は、共に 2 年後の 1965 年となっている。

16 人の年齢幅は 9 歳から 37 歳で、10 歳未満 1 人、10 歳代 5 人、20 歳代 6 人、30 歳代 4 人である。手術実施病院は 4 病院あり、それぞれ 7 人、1 人、4 人、4 人の手術の指定を

受けている。通番 1（No 1）から通番 7（No 7）は同一疾患名で同一病院が指定されている。

・優生保護法裁判にかかわるが、宮城県の原告の飯塚淳子さん（仮名）は 1963（昭和 38）年 1 月（16 歳） 更生相談所で「精神薄弱者、優生手術の必要を認められる」との判定を受ける。その後、宮城県中央優生保護相談所附属診療所にて、優生手術を受けている。1963（昭和 38）年 1 月と言えば、1962（昭和 37）年度にあたるが、もし 4 月以降に審査を受けていれば、この年度（1963〈昭和 38〉年度）に該当する。

4・2　1964（昭和 39）年度の優生手術個人別明細書の分析

次の資料から下記の表を 4・2－1 作成した。表か 4・2－1 ら、1963（昭和 38）年度の優生手術個人別明細書の分析をする。

番号	年月日	文書名	ページ数
231	19641111	昭和 39 年度優生手術個人別明細書	1165~1170

表 4・2－1　公衆衛生課「昭和 39 年度　優生手術個人別明細書」

通番	年度	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費	備考
17	1964	1	37	女			マドレーネル氏法	1965■	10	×	×	※1
18	1964	2	31		〃	〃						
19	1964	3	28			〃						
20	1964	4	26			〃						
21	1964	5	13		〃	〃						
22	1964	6	32		〃	〃						
23	1964	7	20		〃	〃						
24	1964	8	33			〃						
25	1964	9	12			〃						
26	1964	10	20	女	〃		マドレーネル氏法	1965■	8	○	○	
27	1964	11	29	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965■	10	○	×	
28	1964	12	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965■	10	○	×	
29	1964	13	15		〃	〃						
30	1964	14	20	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965■	10	○	○	
31	1964	15	11	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965■	10	○	○	
32	1964	16	24	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965■	10	○	×	
33	1964	17	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965■	10	○	×	
34	1964	18	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965■	10	○	○	
35	1964	19	15		〃	〃						
36	1964	20	15	女	※2		マドレーネル氏法	1965■	10	○	○	

37	1964	21	28	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965■	10	○	×	
38	1964	22	33	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965■	11	○	○	
39	1964	23	21	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965■	10	○	×	
40	1964	24	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965■	10	○	○	
41	1964	25	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965■	10	○	○	
42	1964	26	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○	
43	1964	27	29	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965■	10	○	×	
44	1964	28	40		〃	〃						
45	1964	29	21	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965■	10	○	×	
46	1964	30	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965■	10	○	○	
47	1964	31	19	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965■	10	×	×	
48	1964	32	30	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965■	10	×	×	※1
49	1964	33	15	男			精管結紮切除術	1965■	5	○	○	
50	1964	34	25	男	〃	〃	精管結紮切除術	1965■	5	○	×	
51	1964	35	35	男	〃	〃	精管結紮切除術	1965■	5	○	○	
52	1964	36	15		〃	〃						
53	1964	37	22	男	〃	〃	精管結紮切除術	1965■	5	○	○	※1
54	1964	38	16	男	※2		精管結紮切除術	1965■	5	○	○	
55	1964	39	37		〃	〃						
56	1964	40	17	男	〃	〃	精管結紮切除術	1965■	5	○	○	

※1　備考に「付添人■■」と記載。

※2　ページの変わり目なので再掲の可能性あり。

・1964（昭和 39）年度の優生手術個人別明細書は 40 人分ある。性別の記載はなく男女は不明だが、記載形式（No 1 から No32 まで女、No33 から No40 まで男）と手術術式から判断して、女 32 人、男 8 人と推定できる。40 人の内、手術実施日の記載があり確実に手術を受けていると判断できるのは、26 人（女 20 人、男 6 人）で、女はマドレーネル氏法（手術料 3931 円、入院日数：8 日・1 人、10 日 19 人)、男は精管結索切除術（手術料 2268 円、入院日数:5 日 6 人）だった。

・No 1 、No31、No32 には、患者旅費と付添人旅費がないから、手術実施病院と入院施設が同一の可能性がある。手術が確定できる 26 人はいずれも判定（1964〈昭和 39〉年度）から 1 年後の 1965（昭和 40）年に手術を受けている。No25 と No26 は、1965（昭和 40）年の同一日に同一病院で手術を受けている。

表 4・2−2　同一日に手術の事例

通番	年度	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費	備考

41	1964	25	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965■	10	○	○	
42	1964	26	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○	

・40 人の年齢幅は 11 歳から 40 歳で、10 歳代 18 人、20 歳代 13 人、30 歳代 8 人、40 歳代 1 人で、10 歳代で 45%（18 人／40 人）を占めている。手術実施病院数は、黒塗りの為確定できないが、5 病院以内の数（再掲を考えると 3 病院）となる。1 病院で 13 人（再掲なら 23 人）の手術の指定を受けている病院がある。

以下分析する力がないが、委託料と扶助料の資料を掲載しておく。

表 4・2－3　委託料と扶助料

1964委託料の請求						
請求月日	手術実施指定医師	患者名	[redacted]	その他	予算額 1231000	残
[redacted]			142837円		計142837	1088168
				700	143537	1087463
			150046		293583	937417
			133827		427410	803590
				12712	440122	790878
〃	〃			5450	445572	785428
			135825		581397	649603
	〃		142893		724290	506710
	〃		120704		844994	386006
	〃		74272		919266	311734
				2328	921594	309406
				11072	932666	298334
				27851	960517	270483
			87686		1048203	182797
	〃		81729		1129932	101068
	〃		82574		1212506	18494
				14034	1226540	4460
計			1152393	74147		

1964扶助費　114000円								
			累計	残				
[redacted]		11268	11268	102732			男	女
[redacted]		14304	25572	88428		手	2226	3931
[redacted]		9654	35226	78774		入	2315	5470
[redacted]		17070	52296	61704		注	787	4120
[redacted]		13182	65478	48522		処	407	847
[redacted]		7416	72894	41106			5735	14368
〃	[redacted]	5214	78108	35892				
[redacted]	[redacted]	1200	79308	34692				
	[redacted]	13512	92820	21180				
	[redacted]	24342	117162	-3162				
	[redacted]	10872	128034	-14034				

４・３　1965（昭和 40）年度の優生手術個人別明細書の分析

次の資料から下記の表４・３－１を作成した。表４・３－１　から、1965（昭和 40）年度の優生手術個人別明細書の分析をする。

番号	年月日	文書名	ページ数
230	19651111	昭和 40 年度優生手術個人別明細書	1157~1164

表４・３－１　1965（昭和 40）年度　優生手術個人別明細書

57	1965	1	27	女	[redacted]		マドレーネル氏法	1965	10	○	○	第1回
58	1965	2	18	女		〃	マドレーネル氏法	1965	10	○	○	第1回
59	1965	3	40	女		〃	マドレーネル氏法	1965	10	○	○	第1回
60	1965	4	14	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10	○		第1回
61	1965	5	21	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10	○	○	第1回
62	1965	6	19	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10	○		第1回
63	1965	7	28	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10	○	○	第1回
64	1965	8	12	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10	○	○	第1回
65	1965	9	25	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10	○	○	第1回
66	1965	10	30	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10	○		第1回　同
67	1965	11	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10	○		第1回　同
68	1965		~~14~~	~~女~~	[redacted]		~~マドレーネル氏法~~	~~1965~~	~~7~~			1963年度
69	1965	12	28	女			マドレーネル氏法	1965	10			第1回
70	1965	13	20	男			精管結紮切除術	1965	5	○	○	第1回
71	1965	14	39		〃	〃						第1回
72	1965	15	19		〃	〃						第1回
73	1965	16	10	男	〃	〃	精管結紮切除術	1965	6	○		第1回
74	1965	17	32	男	〃	〃	精管結紮切除術	1965	5	○		第1回
75	1965	18	21	男	[redacted]		精管切断術	1965	5	○		第1回
76	1965	19	22	男	〃	〃	精管切断術	1965	5	○		第1回
77	1965	20	17	男	〃	〃	精管切断術	1965	5	○		第1回
78	1965	21	23	男	〃	〃	精管切断術	1965	5	○		第1回
79	1965	22	22	男	〃	〃	精管切断術	1965	5	○		第1回
80	1965	23	16	男	〃	[redacted]	精管切断術	1965	0			第1回
81	1965	24	40	男	[redacted]		精管切断術	1965	4			第1回
82	1965	25	22	男			精管切断術	1965	5	○		第1回
83	1965	26	17	男			精管切断術	1965	5	○		第2回
84	1965	27	25		〃	〃						第2回
85	1965	28	21	男	〃	〃	精管切断術	1965	5	○		第2回
86	1965	29	34	男	〃	〃	精管切断術	1965	5	○		第2回
87	1965	30	23	男	〃	〃	精管切断術	1965	5	○		第2回
88	1965	31	26		[redacted]	〃						第2回
89	1965	32	11	男		〃	精管切断術	1965	5			第2回
90	1965	33	22	男	〃	〃	精管切断術	1965	5	○		第2回
91	1965	34	21	男	〃	〃	精管切断術	1965	5	○		第2回
92	1965	35	33	男	〃	〃	精管切断術	1965	5	○		第2回
93	1965	36	14	男	[redacted]		精管切断術	1965	5	○	○	第2回
94	1965	37	21	男	〃	〃	精管切断術	1965	5	○	○	第2回
95	1965	38	18	男	〃	〃	精管切断術	1965	5	○	○	第2回
96	1965	39	20	男	〃	〃	精管切断術	1965	5	○		第2回
97	1965	40	13	男			精管切断術	1965				第2回
98	1965	41	10	男			精管切断術	1965	5			第2回
99	1965	42	18	女			マドレーネル氏法	1965	10	○		第2回
100	1965	43	26	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10	○		第2回
101	1965	44	19	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10	○		第2回
102	1965	45	21	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10	○		第2回
103	1965	46	14	女	[redacted]		マドレーネル氏法	1965	12			第2回
104	1965	47	13	女			マドレーネル氏法	1965	10			第2回
105	1965	48	10	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10			第2回
106	1965	49	29	女	[redacted]	〃	マドレーネル氏法	1965	10	○	○	第2回
107	1965	50	13	女		〃	マドレーネル氏法	1965	10			第2回、同

108	1965	51	39	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10	○	○	第2回、
109	1965	52	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10	○	○	第2回
110	1965	53	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10	○		第2回
111	1965	54	12	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10			第2回
112	1965	55	16	女	[redacted]		マドレーネル氏法	1965	10			第2回
113	1965	56	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10	○	○	第2回
114	1965	57	16		[redacted]							第3回
115	1965	58	22	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10	○	○	第3回
116	1965	59	14	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10	○	○	第3回
117	1965	60	12		〃	〃						第3回
118	1965	61	14		〃	〃						第3回
119	1965	62	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10	○	○	第3回
120	1965	63	33		〃	〃						第3回
121	1965	64	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10	○	○	第3回
122	1965	65	14		〃	〃						第3回
123	1965	66	16		〃	〃						第3回
124	1965	67	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10	○	○	第3回
125	1965	68	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10	○	○	第3回
126	1965	69	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10	○	○	第3回
127	1965	70	13		〃	〃						第3回
128	1965	71	28	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10	○	○	第3回
129	1965	72	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10	○	○	第3回
130	1965	73	20	女	[redacted]		マドレーネル氏法	1965	10	○	○	第3回
131	1965	74	14		〃	〃						第3回
132	1965	75	36	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10	○	○	第3回
133	1965	76	32		〃	〃						第3回
134	1965	77	15		〃	〃						第3回
135	1965	78	13		〃	〃						第3回
136	1965	79	12		〃	〃						第3回
137	1965	80	11		〃	〃						第3回
138	1965	81	28	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10	○	○	第3回
139	1965	82	25		[redacted]							第3回
140	1965	83	14		〃	〃						第3回
141	1965	84	14	男	〃	〃	精管結紮	1965	5	○	○	第3回
142	1965	85	24		〃	〃						第3回
143	1965	86	17	男	〃	〃	精管結紮	1965	5	○	○	第3回
144	1965	87	20	男	〃	〃	精管結紮	1966	6	○	○	第3回
145	1965	88	14	男	〃	〃	精管結紮	1965	6	○	○	第3回
146	1965	89	16		〃	〃						第3回
147	1965	90	17	男	〃	〃	精管結紮	1965	5	○	○	第3回
148	1965	91	29	男	[redacted]		精管結紮	1965	5	○	○	第3回
149	1965	92	23		〃	〃						第3回
150	1965	93	12	男	〃	〃	精管結紮	1965	6	○	○	第3回
151	1965	94	14	男	〃	〃	精管結紮	1965	5	○	○	第3回
152	1965	95	34		[redacted]							第4回
153	1965	96	20		〃	〃						第4回
154	1965	97	15		〃	〃						第4回
155	1965	98	13		〃	〃						第4回
156	1965	99	21		〃	〃						第4回
157	1965	100	28		〃	〃						第4回

158	1965	101	31		〃	〃						第4回
159	1965	102	15		〃	〃						第4回
160	1965	103	22		〃	〃						第4回
161	1965	104	23		〃	〃						第4回
162	1965	105	28		〃	〃						第4回
163	1965	106	19		〃	〃						第4回
164	1965	107	12		〃	〃						第4回
165	1965	108	27		〃	〃						第4回
166	1965	109	19		[redacted]							第4回
167	1965	110	33		〃	〃						第4回
168	1965	111	21		〃	〃						第4回
169	1965	112	15		〃	〃						第4回
170	1965	113	16		〃	〃						第4回
171	1965	114	31		〃	〃						第4回
172	1965	115	11		〃	〃						第4回
173	1965	116	11		〃	〃						第4回
174	1965	117	43		〃	〃						第4回
175	1965	118	23		〃	〃						第4回
176	1965	119	18		〃	〃						第4回
177	1965	120	16		〃	〃						第4回
178	1965	121	15		〃	〃						第4回
179	1965	122	38		〃	〃						第4回
180	1965	123	30		〃	〃						第4回
181	1965	124	38		〃	〃						第4回
182	1965	125	15		〃	〃						第4回
183	1965	126	17		〃	〃						第4回
184	1965	127	14		〃	〃						第4回

注　備考欄の「同」は、手術が同一日であることを示した。

・1965（昭和 40）年度は 127 人、審査会はメモ書きに第 1 回、第 2 回、第 3 回、第 4 回と記されていることから、4 回開催されたことがわかる。それぞれの人数は第 1 回 25 人、第 2 回 31 人、第 3 回 38 人、第 4 回 33 人である。性別の記載はなく男女は不明だが、手術実施日があり手術術式から確定できる者だけで、男 33 人、女 40 人、未確定 55 人である。手術実施日が 1965（昭和 40）年の者が 67 人、1966（昭和 41）年の者が 6 人だった。女はマドレーネル氏法で、手術料 3931 円、入院日数は 10 日が 38 人だった。ただし、No46 は 12 日だった。男は精管結索切除術（精管結索、精管結索切断術、精管切断術）32 人で入院日数は 5 日 26 人、4 日 1 人、6 日 4 人、No23 は入院日数 0 日だった。手術料 2268 円だった。ただし、No23 と 24 は 700 円だった。No50 の 13 才・女と No51 の 39 才・女は、同一病院で同一日に手術（マドレーネル氏法）を受けている。

No 12、23、24、32、40、41、46、47、48、50、54 には、患者旅費と付添人旅費がないから、手術実施病院と入院施設が同一の可能性がある。

127 人の年齢幅は 10 歳から 43 歳で、10 歳代 68 人、20 歳代 40 人、30 歳代 16 人、40 歳代 3 人で、10 歳代で 54%（68 人／127 人）を占めている。手術実施病院数は、黒塗りのため確定できないが、5 病院以内の数（再掲を考えると 3 病院）となる。1 病院で 16 人

（再掲なら 25 人）の手術の指定を受けている病院がある。
・No86 の 17 才・男の「備考」には「付添人　職親の■■」とあります。職親が付添ってきました。

補足　職親制度と優生手術

上の資料（写真）は、雑誌『青少年問題』1968（昭和 43）年 4 月号である。ここに、「心身障害者を雇用して」との対談があり、O株式会社の社長が語っている。O会社は、墨田区職業安定所と連絡を密にして、1961（昭和 36）年より障害者児を毎年受けいれて、今や従業員の過半数を占めていて、身障者 65 名、精薄者 70 名が働いている。「差別も偏見も乗り越え、彼らを一人前の人間として雇用し、精薄者、身障者を職場で生かす」とある。対談記事の中に「優生手術は必要か」があり、その中に、気になる一文を見つけた。

「結婚については遺伝の問題がありまして、精薄同士から生まれる子どもは、必ず精薄なのです。だから事前に優生手術することが大切です。田舎の施設から来る子どもは、完全に優生手術を受けてきていますが、･･･」（下線は船橋）

「田舎の施設から来る子どもは、完全に優生手術を受けてきています」とある。この文から、①田舎の施設では優生手術がされていた、②施設から職親へ行く時に優生手術がされていた、③それらが常態化（完全にとある）していた、事実が伺える。戦後の県立筑波

学園の歴史をみると、退所者－児童施設のため 18 歳で退所－に、「職親委託」と記された人たちがいた。例えば、1954（昭和 29）年度に「15 歳」の在籍者を見ると、次のようにある。

表　補 1　 15 歳在籍者の状況

性	入所時年齢	IQ	診断	入所理由	退所状況	在園期間	退所年齢
男	12 才 3 月	73	脳梅毒（父） 生来性精薄	環境不遇	職親委託	4 年 1 月	16 才
男	12 才 3 月	60	生来性精薄	環境不遇	職親委託	4 年 3 月	16 才

注　茨城県立筑波学園『創立 20 周年誌』の在園者一覧から作成、表記は、原文のまま。

また、優生保護法裁判で原告の I さん（女、仙台市在住）は、「わたしは、子どものときに知的障害があるといわれて、施設に入れられました。そこから、職親のところに行かされて。そこでひどい差別を受けました･･･16 歳のとき、職親に連れられて外出して、川べりのベンチでおにぎりをひとつ、食べました。そのあと診療所に連れて行かれ、優生手術をされました」語っている。職親と優生手術の関係の解明は、今後の課題である。

4・4　中央優生保護相談所附属病院（通称　愛宕病院）について

宮城県中央優生保護相談所附属診療所の概要が、『昭和 40 年衛生統計年報』（宮城県衛生部編集、1967 年発行）に載っている（利光恵子氏の論稿による）。この診療所は、優生手術のみをする診療所だから、入所人数はほぼそのまま優生手術者数とみて良い。下記表より、附属診療所（通称愛宕診療所）では、1962（昭和 37）年度で 76 人、1963（昭和 38）年度 97 人、1964（昭和 39）年度で 95 人、1965（昭和 40）年度で 100 人の優生手術をしていることとなる。1965（昭和 40）年度の優生手術個人別明細書を見ると、その人数は 127 人となっている。従って仮に機械的に考えれば、優生手術者の 79%（100 人／127 人）が愛宕診療所で実施されたこととなる。

表 4・4－1　愛宕診療所の入所者数

入院者数 / 年度	附属診療所関係	
	入所人数	入院延日数
1962（昭和 37）年度	76	630
1963（昭和 38）年度	97	719
1964（昭和 39）年度	95	747
1965（昭和 40）年度	100	835

・中央優生保護相談所長で附属診療所（愛宕診療所）の所長の長瀬秀雄医師は、1964（昭和 39）年 11 月 5 日から 6 日に開催された第 9 回家族計画普及全国大会で、次のように発言している。

「宮城県における家族計画普及事業は、特に人口資質の向上の問題についても取り組んでおります。その対策として…、人口資質の劣悪化を防ぐため精薄者を主な対象とした優生手術を強力に進めております…この実践機関として、昭和 37 年 5 月、県立中央優生保護相談所同附属診療所が設置され、保健所併設の優生保護相談所、福祉事務所、市町村、地区組織と提携して事業を進めております」

（長瀬秀雄、1964、「宮城県における家族計画事業」『第 9 回家族計画普及全国大会資料』、船橋は未見）

・宮城県議会では、1962（昭和 37 年）年 10 月 4 日の定例議会で、次のように県議が質問している。

「優生保護診療所の仕事を、宮城県には優生保護を受ける人は二万人もあるといいますが、そういう大へんな仕事があるのでありますが、現在のようなわずかな人で、本当にこの優生保護施設の仕事ができるかどうか」（斎藤荘次郎、1962 年 10 月 3 日）(*1)

「社会を明るくするためにも、民族素質の劣悪化防止の立場からも、優生保護法の立法の趣旨から考えましても、愛宕診療所を形だけ整えるというだけではなしに、これを強化していただきたいのでございます。一体宮城県内における遺伝性の精神病患者、白痴、そういった優生保護の対象となるものは最低で県内人口の一・五％から二％であると専門家は申しておりますから、二万四千人から三万六千人くらいいるのでございます。ところが診療所で今手術をする者は年間に七十名でございます。ですから、十年間かかつて七百人、五十年間かかつて三千五百名しかできないのでございます」（高橋富士男、1962 年 10 月 4 日）(*2)

こうした県議からの一般質問に対して、宮城県衛生部長の伊吹皎三は、次のように応えている。なお、宮城県衛生部長は、優生穂審査会の委員でもある。

「一方優生手術が、先ほどのお話しのように非常に重大化して参りました。県内で年間大体百名近くの優生手術が行なわれますが、このうちの八割くらいが愛宕診療所で行なわれております。私らは今後ともこの優生問題に重点を置きまして、同病院の機能も発揮させ、またそれに対するいろいろな措置も講じまして、十分使命を果たしたいと、このように考えておりますので、何分よろしく御了承願いたいと思います」（1962 年 10 月 4 日）(*3)　（下線は船橋）

*1 宮城県議会議事録、1962 年 9 月定例会（第 103 回）10 月 3 日、37 頁。出典：「会議録の検索・閲覧」、宮城県議会ウェブページ（2018 年 8 月 26 日取得、http://www.kaigiroku.net/kensaku/cgi-bin/WWWframeNittei.exe?USR=mygmygk&PWD=&A=frameNittei&XM=000100000000000&L=1&S=7&Y=%8f%ba%98%6137%94%4e&B=255&T=0&T0=70&O=1&P1=&P2=&P3=&P=1&K=103&N=626&W1=%97%44%90%b6%95%db%8c%ec%90%66%97%c3%8f%8a%82%cc%8e%64%8e%96%82%f0%81%41%8b%7b%8f%e9%8c%a7%82%c9%82%cd%97%44%90%b6%95%db%8c%e

c%82%f0%8e%f3%82%af%82%e9%90%6c%82%cd%93%f1%96%9c%90%6c%82%e0%82%a0%82%e9%82%c6%82%a2%82%a2%82%dc%82%b7%82%aa%81%41%82%bb%82%a4%82%a2%82%a4%91%e5%82%d6%82%f1%82%c8%8e%64%8e%96%82%aa%82%a0%82%e9%82%cc%82%c5%82%a0%82%e8%82%dc%82%b7%82%aa%81%41%8c%bb%8d%dd%82%cc&W2=&W3=&W4=)。無所属で当選。県議会での会派名は「明生」。出典：宮城県選挙管理員会への取材、2018 年 8 月 27 日、電話で。

*2 宮城県議会議事録、1962 年 9 月定例会(第 103 回)10 月 4 日、85 頁。出典：「会議録の検索・閲覧」、宮城県議会ウェブページ(2018 年 8 月 26 日取得、http://www.kaigiroku.net/kensaku/cgi-bin/WWWframeNittei.exe?USR=mygmygk&PWD=&A=frameNittei&XM=000100000000000&L=1&S=7&Y=%8f%ba%98%6137%94%4e&B=255&T=0&T0=70&O=1&P1=&P2=&P3=&P=1&K=103&N=627&W1=%8e%d0%89%ef%82%f0%96%be%82%e9%82%ad%82%b7%82%e9%82%bd%82%df%82%c9%82%e0%81%41%96%af%91%b0%91%66%8e%bf%82%cc%97%f2%88%ab%89%bb%96%68%8e%7e%82%cc%97%a7%8f%ea%82%a9%82%e7%82%e0%81%41%97%44%90%b6%95%db%8c%ec%96%40%82%cc%97%a7%96%40%82%cc%8e%ef%8e%7c%82%a9%82%e7%8d%6c%82%a6%82%dc%82%b5%82%c4%82%e0%81%41%88%a4%93%86%90%66%97%c3%8f%8a%82%f0%8c%60%82%be%82%af%90%ae%82%a6%82%e9%82%c6%82%a2&W2=&W3=&W4=）。社会党公認候補として当選、県議会での会派名は「社会」。出典：宮城県宮城県選挙管理委員会への取材、2018 年 8 月 27 日、電話で。

*3 宮城県議会議事録、1962 年 9 月定例会(第 103 回)10 月 4 日、93 頁。出典：「会議録の検索・閲覧」、宮城県議会ウェブページ(2018 年 8 月 26 日取得、http://www.kaigiroku.net/kensaku/cgi-bin/WWWframeNittei.exe?USR=mygmygk&PWD=&A=frameNittei&XM=000100000000000&L=1&S=7&Y=%8f%ba%98%6137%94%4e&B=255&T=0&T0=70&O=1&P1=&P2=&P3=&P=1&K=103&N=627&W1=%8f%5c%95%aa%8e%67%96%bd%82%f0%89%ca%82%bd%82%b5%82%bd%82%a2&W2=&W3=&W4=)。

以上、宮城県議会でのやり取りは、「強制不妊　宮城県が与えた『使命』　連載レポート(23)」（下記ＵＲＬ）による。最終確認 2023 年 12 月 30 日。
https://tansajp.org/investigativejournal/2437/

宮城県議会議員の質問に答弁した当時の県衛生部長は「年間 100 人近くの優生手術のうち、８割くらいは愛宕診療所で行われている。今後とも優生問題に重点を置き、病院機能を充実させ、十分使命を果たしたい」と手術の推進を答弁した。この衛生部長の伊吹皎三は優生保護審査会の委員でもあった。

この愛宕診療所は、仙台市にあった性病治療を担う愛宕病院が改編された施設で、1972（昭和 47）年に閉所された。県議の要請後、同診療所で優生手術が集中実施されたとみられ、1962（昭和 37）年の 76 人が翌 63（昭和 38）年に 114 人と急増し、65（昭和 40）年は最多の 129 人に上がった。

4・5　1966（昭和 41）年度の優生手術個人別明細書の分析

次の資料から下記の表４・5－1 を作成した。表４・5－1 から、1965（昭和 40）年度の優生手術個人別明細書の分析をする。

番号	年月日	文書名	ページ数
229	19661111	昭和 41 年度優生手術個人別明細書	1148~1156

表４・5－1　1966（昭和 41）年度　優生手術個人別明細書

	通し番号	年度	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費
4.27	185	1966	1	13	男			精管結紮術	1966■	5	○	○
	186	1966	2	15	男	〃	〃	精管結紮術	1966■	5	○	○
	187	1966	3	13	男	〃	〃	精管結紮術	1966■	5	○	○
	188	1966	4	33	男	〃	〃	精管結紮術	1966■	5	○	○
	189	1966	5	30	男	〃	〃	精管結紮術	1966■	5	○	○
	190	1966	6	25	男	〃	〃	精管結紮術	1966■	6	○	○
	191	1966	7	22	男	〃	〃	精管結紮術	1966■	6	○	○
	192	1966	8	16	男	〃	〃	精管結紮術	1966■	1		
	193	1966	9	15	男	〃	〃	精管結紮術	1966■	1		
5.24	194	1966	10	15	男	〃	〃	精管結紮術	1966■	5	○	
	195	1966	11	28	男	〃	〃	精管結紮術	1966■	5	○	
	196	1966	12	28	男	〃	〃	精管結紮術	1966■	5	○	
	197	1966	13	33	男	〃	〃	精管結紮術	1966■	5	○	
	198	1966	14	22	男	〃	〃	精管結紮術	1966■	5	○	
6.27	199	1966	15	18	男	〃	〃	精管結紮術	1966■	5	○	
	200	1966	16	24	男	〃	〃	精管結紮術	〃	5	○	
	201	1966	17	19	男	〃	〃	精管結紮術	〃	5	○	
	202	1966	18	15	男	〃	〃	精管結紮術	1966■	6	○	
	203	1966	19	16	男	〃	〃	精管結紮術	〃	6	○	
8.11	204	1966	20	17	男	〃	〃	精管結紮術	1966■	5	○	○
	205	1966	21	15	男	〃	〃	精管結紮術	〃	5		
	206	1966	22	16	男	〃	〃	精管結紮術	〃	5	○	
	207	1966	23	16	男	改頁		精管結紮術	1966■	5	○	
	208	1966	24	25	男	〃	〃	精管結紮術	〃	6	○	○
	209	1966	25	26	男	〃	〃	精管結紮術	1966■	6	○	○
	210	1966	26	19	男	〃	〃	精管結紮術	〃	6	○	○

	211	1966	27	21	男	〃	〃	精管結紮術	〃	6	○	○
8.11	212	1966	28	13	男	〃	〃	精管結紮術	1966■	5	○	
	213	1966	29	16	男	〃	〃	精管結紮術	〃	5	○	
	214	1966	30	29	男	〃	〃	精管結紮術	〃	5	○	○
	215	1966	31	22	男	〃	〃	精管結紮術	〃	5	○	○
	216	1966	32	18	男	〃	〃	精管結紮術	〃	7	○	○
9.13	217	1966	33	15	男	〃	〃	精管結紮術	1966■	5	○	○
	218	1966	34	17	男	〃	〃	精管結紮術	〃	6		
	219	1966	35	12	男	〃	〃	精管結紮術	1966■	5	○	○
11.3	220	1966	36	18	男	〃	〃	精管結紮術	1966■	5	○	
	221	1966	37	18	男	〃	〃	精管結紮術	1966■	5	○	
	224	1966	38	23	男	〃	〃	精管結紮術	〃	5	○	
	225	1966	39	18	男	〃	〃	精管結紮術	〃	5	○	
11.30	226	1966	40	15	男	〃	〃	精管結紮術	1966■	5		
	227	1966	41	16	男	〃	〃	精管結紮術	〃	5		
	228	1966	42	14	男	〃	〃	精管結紮術	〃	5		
12.	229	1966	43	18	男	〃	〃	精管結紮術	1966■	6	○	
	230	1966	44	21	男	〃	〃	精管結紮術	1966■	5	○	
	231	1966	45	31	男		改頁	精管結紮除	1966■	5	○	○
	232	1966	46	13	男		〃	精管結紮除	1966■	4		
	233	1966	47	16	男		〃	精管結紮除	〃	4		
	234	1966	48	16	男		〃	精管結紮除	〃	4		
4.27	235	1966	49	15	女	改頁		マドレーネル氏法	1966■	10		
	236	1966	50	30	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966■	10	○	○
	237	1966	51	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966■	10	○	○
	238	1966	52	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
	239	1966	53	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966■	10	○	○
	240	1966	54	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
	241	1966	55	38	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966■	10	○	○
5.24	242	1966	56	12	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966■	10	○	○
	243	1966	57	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966■	10	○	○
	244	1966	58	11	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966■	10	○	○
	245	1966	59	14	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966■	10	○	○
	246	1966	60	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966■	10	○	○
6.27	247	1966	61	14	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966■	10	○	
	248	1966	62	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966■	10	○	
	249	1966	63	23	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966■	10	○	
	250	1966	64	26	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10		

	251	1966	65	26	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	
	252	1966	66	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	
8.11	253	1966	67	30	女	改頁		マドレーネル氏法	1966■	10	○	○
	254	1966	68	30	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10		
	255	1966	69	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966■	10	○	○
	256	1966	70	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966■	10	○	○
	257	1966	71	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
	258	1966	72	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966■	10	○	○
8.20	259	1966	73	28	女	〃		マドレーネル氏法	1966■	10		
9.13	260	1966	74	17	女	〃		マドレーネル氏法	1966■	10	○	○
	261	1966	75	41	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10		
	262	1966	76	36	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
	263	1966	77	42	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
	264	1966	78	36	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966■	10	○	○
	265	1966	79	32	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	
	266	1966	80	32	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
	267	1966	81	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
9.30	268	1966	82	41	女	〃		マドレーネル氏法	1966■	10		
11.	269	1966	83	30	女	〃		マドレーネル氏法	1966■	10		
	270	1966	84	28	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966■	10	○	○
	271	1966	85	19	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
	272	1966	86	14	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
	273	1966	87	22	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966■	10		
11.30	274	1966	88	26	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966■	10	○	○
	275	1966	89	24	女	〃	改頁	マドレーネル氏法	1966■	10	○	○
	276	1966	90	25	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10		
	277	1966	91	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966■	10		
	278	1966	92	11	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10		
	279	1966	93	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10		
11.14	280	1966	94	31	女			腹式術	1966■	8		
11.14	281	1966	95	33	女			腹式卵管結索術	1966■	14		
11.	282	1966	96	46	女	〃		マドレーネル法卵管圧圧挫結索法	1966■			
12.	283	1966	97	20	女	〃		マドレーネル氏法	1966■	10	○	○
	284	1966	98	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
	285	1966	99	20		〃	〃	※手術せず帰宅せり		2		
	286	1966	100	41	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967■	10	○	○
	287	1966	101	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10		
	288	1966	102	37	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967■	10	○	○

	289	1966	103	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967■	10	○	○
	290	1966	104	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967■	11	○	○
	291	1966	105	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967■	11		
	292	1966	106	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	11		
	293	1966	107	28	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967■	10	○	○
	294	1966	108	14	女	〃	〃	中止	1967■	2		

・1966（昭和 41）年度は「優生手術個人別明細書」に掲載されたのは 108 人分である。
・「個人別明細書」の欄外に、男性の欄には 4／27、5／24、6／27、8／11、9／13、11／3、11／30、12／とあり、女性の欄にも同様に、4／27、5／24、6／27、8／11、8／20（男性にはない)、9／13、9／30（男性にはない)、11／（男性は 11／3)、11／30、11／14（男性にはない)、11／（男性にない)、12／とある。審査会に関係する期日かと思われる。4／27（男女あり)、5／24（男女あり)、6／27（男女あり)、8／11（男女あり)、8／20（女性のみあり)、9／13（男女あり)、9／30（女性のみあり)、11／3（女性は 11／)、11／30（男女あり)、12／（男女あり)、「男女あり」の期日が優生保護審査会の期日かどうか、確定はできない。
・性別の記載はなく（項目がない）男女は不明だが、男性（手術術式から判断）を記したページの「計」として、「計 48 名」とあり、女性を記したページの「計」として「60 名」とあり、表の 108 人と一致する。
・手術実施日が 1966（昭和 41）年の者が 98 人、1967（昭和 42）年の者が 9 人、手術しなかった者 2 名だった。女はマドレーネル氏法で、入院日数は 10 日が 52 人だった。ただし、No95 は腹式卵管結索術で 14 日だった。男は精管結索術（含精管結索除）48 人で入院日数は 5 日 32 人、4 日 3 人、1 日が 2 人、6 日 10 人、7 日が 1 人だった。2 人（No8 と 9）は入院日数が 1 日だった。
・手術しなかった 2 人について見る。No99 の 20 才で入院を 2 日間しているが「手術せず帰宅せり」と「備考」に記載がある。もう一人の No108 の 14 才は、入院 2 日で「全麻料 454」とあり「中止」とあるから、麻酔のみで中止したと思われる。
・患者旅費と付添人旅費がない 25 人（空欄）は、手術実施病院と入院施設が同一の可能性がある。
・108 人の年齢幅は 11 歳から 46 歳で、10 歳代 62 人、20 歳代 25 人、30 歳代 16 人、40 歳代 5 人で、10 歳代で 57%（62 人／108 人）を占めている。
・手術実施病院で、何人の手術をしているかを見ると、1 病院で 22 人（再掲なら 72 人）の手術の指定を受けている病院がある。
・同一病院で同一日に手術が実施されたのは、以下のとおりである。多い人数となっている。

【男】	【女】
No15～17 の 3 人：18 才、24 才、19 才 No18・19 の 2 人：15 才、16 才 No20～22 の 3 人：17 才、15 才、16 才 No23・24 の 2 人：16 才、25 才 No28～32 の 5 人：13 才、16 才、29 才、22 才、18 才 No33・34 の 2 人：15 才、17 才 No37～39 の 3 人：18 才、23 才、18 才 No40～42 の 3 人：15 才、16 才、14 才 No46～48 の 3 人：13 才、16 才、16 才 計 26 人 10 代:21 人、20 代：5 人	No51・52 の 2 人：13 才、15 才 No53・54 の 2 人：13 才、13 才 No63～66 の 4 人：23 才、26 才、26 才,18 才 No67・68 の 2 人：30 才、30 才 No70・71 の 2 人：13 才、17 才 No74～77 の 4 人：17 才、41 才、31 才,42 才 No78～81 の 4 人：36 才、32 才、32 才,16 才 No84～86 の 3 人：28 才、19 才、14 才 No89・90 の 2 人：24 才、25 才 No91～93 の 3 人：13 才、11 才、13 才 No97・98 の 2 人：20 才、16 才 No100・101 の 2 人：41 才、13 才 No105・106 の 2 人：18 才、28 才 計 34 人 10 代：17 人　20 代：8 人、30 代：6 人 40 代：3 人

・「委託料請求」と「扶助料請求」の資料もあるが、紹介は割愛する。ただ、「扶助料請求」のメモに「68950←患者分　102 名分」との記載がある。

4・6　1967（昭和 42）年度の優生手術個人別明細書の分析

次の資料から下記の表 4・6－1 を作成した。表 4・6－1 から、1967（昭和 42）年度の優生手術個人別明細書の分析をする。「昭和 42 年度優生手術個人別明細書」は、2 種類の資料がある。表 4・6－1 は、「別紙（3）　昭和 42 年度優生手術費交付金個人別支出明細書」に基づいて表を作成し、もう 1 種類と併せて、必要事項（太線を加えた、注）を補足した。

番号	年月日	文書名	ページ数
228	19671111	昭和 42 年度優生手術個人別明細書	1134~1147

表 4・6－1　1967（昭和 47）年度優生手術個人別明細書

通し番号	年度	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費
295	1967	1	24	男			精管結紮切除	1967■	5	○	○
296	1967	2	25	男	〃	〃	精管結紮切除	〃	5	○	○
297	1967	3	16	男	〃	〃	精管結紮切除	〃	5	○	○
298	1967	4	14	男	〃	〃	精管結紮切除	〃	5	○	○

299	1967	5	15	男	〃	〃	精管結紮切除	1967■	6	○	
300	1967	6	17	男	〃	〃	精管結紮切除	1967■	6	○	○
301	1967	7	23	男	〃	〃	精管結紮切除	〃	6	○	○
302	1967	8	26	男	〃	〃	精管結紮切除	〃	6	○	○
303	1967	9	18	男	〃	〃	精管結紮切除	〃	6	○	○
304	1967	10	19	男	〃	〃	精管結紮切除	1967■	5	○	○
305	1967	11	17	男	〃	〃	精管結紮切除	1967■	5		
306	1967	12	17	男	〃	〃	精管結紮切除	1967■	5		
307	1967	13	30	男		〃	精管結紮切除	1967■	6	○	○
308	1967	14	15	男		〃	精管結紮切除	1967■	5	○	○
309	1967	15	16	男	〃	〃	精管結紮切除	〃	5	○	
310	1967	16	20	男	〃	〃	精管結紮切除	〃	5	○	
311	1967	17	33	男	〃	〃	精管結紮切除	〃	5	○	○
312	1967	18	21	男			精管切断術（両側）	1967■	5		
313	1967	19	35	男		〃	両側精管切断術	1967■	5		
314	1967	20	10	男	改頁		精管結紮切除	1967■	5		
315	1967	21	11	男	〃	〃	精管結紮切除	〃	5		
316	1967	22	10	男	〃	〃	精管結紮切除	〃	5		
317	1967	23	11	男	〃	〃	精管結紮切除	〃	5		
318	1967	24	32	男	改頁		精管結紮切除	1967■	2		
319	1967	25	22	男	〃	〃	精管結紮切除	〃	2		
320	1967	26	25	男	〃	〃	精管結紮切除	〃	5		
321	1967	27	15	男	〃	〃	精管結紮切除	〃	5		
322	1967	28	15	男	〃	〃	精管結紮切除	1967■	6		
323	1967	29	14	男	〃	〃	精管結紮切除	〃	6		
324	1967	30	14	男	〃	〃	精管結紮切除	1967■	5	○	○
325	1967	31	23	男	改頁		精管結紮切除	1967■	5		
326	1967	32	17	男	〃	〃	精管結紮切除	〃	5		
327	1967	33	16	男	〃	〃	精管結紮切除	〃	5		
328	1967	34	21	男	〃	〃	精管結紮切除	〃	5	○	○
329	1967	35	18	男	改頁		精管結紮切除	1967■	8	○	○
330	1967	36	17	男	〃	〃	精管結紮切除	〃	5	○	○
331	1967	37	20	男		〃	精管結紮切除	〃	5	○	○
332	1967	38	30	男		〃	精管結紮切除	〃	5		
333	1967	39	15	女	改頁		マドレーネル氏法	1967■	10	○	○
334	1967	40	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
335	1967	41	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
336	1967	42	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967■	10	○	

337	1967	43	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	
338	1967	44	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	
339	1967	45	34	女			マドレーネル氏法※1	1967■	12		
340	1967	46	18	女			マドレーネル氏法	1967■	10	○	○
341	1967	47	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
342	1967	48	19	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
343	1967	49	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967■	10	○	○
344	1967	50	14	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	
345	1967	51	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	
346	1967	52	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	
347	1967	53	28	女	改頁		マドレーネル氏法	1967■	10	○	○
348	1967	54	19	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
349	1967	55	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967■	10	○	○
350	1967	56	17	女	改頁		マドレーネル氏法	1967■	10	○	○
351	1967	57	17	女	改頁		マドレーネル氏法	1967■	10	○	
352	1967	58	18	女	〃		マドレーネル氏法	〃	10	○	
353	1967	59	18	女	〃		マドレーネル氏法	〃	10	○	
354	1967	60	20	女	〃		マドレーネル氏法	1967■	10	○	○
355	1967	61	30	女			マドレーネル氏法	〃	10		
356	1967	62	39	女			マドレーネル氏法	〃	10	○	○
357	1967	63	24	女	改頁		マドレーネル氏法 腹式卵管挫結索法	1967■			
358	1967	64	15	女	改頁		マドレーネル氏法	1967■	10	○	○
359	1967	65	12	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
360	1967	66	11	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10		
361	1967	67	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967■	10		
362	1967	68	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10		
363	1967	69	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
364	1967	70	12	女	改頁		マドレーネル氏法	1967■	10		
365	1967	71	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10		
366	1967	72	22	女		〃	マドレーネル氏法	1967■	10	○	○
367	1967	73	32	女		〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
368	1967	74	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	12		
369	1967	75	32	女	〃	改頁	腹式マドレーネル氏法	1967■	4		
370	1967	76	38	女	改頁		腹式卵管結紮術	1967■	10		
371	1967	77	15	女	改頁		両側卵管結紮術	1967■			
372	1967	78	31	女	改頁		マドレーネル氏法	1967■	10	○	○
373	1967	79	33	女	改頁	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○

374	1967	80	29	女		〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
375	1967	81	18	女	改頁		マドレーネル氏法	1967■	12		
376	1967	82	31	女	改頁		マドレーネル氏法	1967■	10	○	○
377	1967	83	32	女		〃	マドレーネル氏法	1967■	10		
378	1967	84	13	女		〃	マドレーネル氏法	〃	10		
379	1967	85	27	女		〃	マドレーネル氏法	1967■	10	○	○
380	1967	86	33	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
381	1967	87	35	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10		
382	1967	88	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968■	10		
383	1967	89	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968■	10		
384	1967	90	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968■	10		

注、太線ごとに人数と累計を出しているが、太線の意味は、不明である。
※1　他資料では「腹式マドレーネル氏手術」と記載されている。

・1967（昭和 42）年度の「優生手術個人別明細書」へ記載されているのは 90 人分で、男性 38 人、女性 52 人だった。手術実施日が 1967（昭和 42）年の者が 87 人、1968（昭和 43）年の者が 3 人だった。
・女はマドレーネル氏法が多く 50 人、他に腹式卵管結紮術、両側卵管結紮術などがいた。女性の入院日数は 10 日が 46 人、12 日 3 人、4 日が 1 人（No.75）いた。男性は精管結索術が 36 人でほとんどだが、精管切断術（両側）が 2 人いた。入院日数は 5 日 27 人、6 日 8 人、2 日が 2 人（No24・25)、8 日 1 人だった。
・患者旅費と付添人旅費に記載がないのが 37 人いた。手術実施病院と入院施設が同一の可能性がある。
・90 人の年齢幅は 10 歳から 39 歳で、10 歳代 56 人、20 歳代 17 人、30 歳代 17 人で、10 歳代で 62%（56 人／90 人）を占めている。
・手術実施病院で、何人の手術をしているかを見ると、1 病院で 19 人の手術の指定を受けている病院がある。
・同一日、同一病院で手術を受けたのは 22 グループ（4 人が同一日:8 グループ、3 人が同一日：10 グループ、2 人が同一日：4 グループ、計 70 人）ある。

4・7　1968（昭和 43）年度の優生手術個人別明細書の分析

資料 227 には「昭和 43 年度優生手術個人別明細書」と「別表（3）昭和 43 年度優生手術費交付金個人別支出明細書」の 2 種類がある。前者を基にしながら後者を補足して、表 4・7－1 を作成した。表 4・7－1 から、1968（昭和 43）年度の優生手術個人別明細書の分析をする。

表 4・7－1　1968（昭和 43）年度の優生手術関係資料

番号	年月日	文書名	ページ数
227	19681111	昭和 43 年度優生手術個人別明細書	1123~1133

表 4・7－2　1968（昭和 48）年度優生手術個人別明細書

通し番号	年度	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費
385	1968	1	16	男			精管結紮切除	1968■	1		
386	1968	2	15	男	〃	〃	精管結紮切除	〃	1		
387	1968	3	16	男	〃	〃	精管結紮切除	〃	1		
388	1968	4	16	男	〃	〃	精管結紮切除	1968■	5	○	
389	1968	5	16	男	〃	〃	精管結紮切除	〃	5	○	
390	1968	6	18	男	〃	〃	精管結紮切除	〃	5	○	○
391	1968	7	18	男	〃	〃	精管結紮切除	〃	5	○	○
392	1968	8	16	男	〃	〃	精管結紮切除	〃	6	○	○
393	1968	9	15	男	〃	〃	精管結紮切除	1968■	5	○	
394	1968	10	14	男	〃	〃	精管結紮切除	1968■	5	○	
395	1968	11	13	男	〃	〃	精管結紮切除	1968■	5	○	
396	1968	12	15	男	〃	〃	精管結紮切除	1968■	5	○	
397	1968	13	20	男		〃	精管結紮切除	1968■	5	○	○
398	1968	14	23	男	〃	〃	精管結紮切除	1968■	5	○	○
399	1968	15	18	男	〃	〃	精管結紮切除	1968■	5	○	○
400	1968	16	17	男			両側精管切断	1968■	6		
401	1968	17	19	男	〃		精管結紮切除	1968■	5	○	○
402	1968	18	13	男	〃	〃	精管結紮切除	〃	5	○	○
403	1968	19	20	男	〃	〃	精管結紮切除	〃	5	○	○
404	1968	20	18	男	〃	〃	精管結紮切除	〃	6	○	○
405	1968	21	14	男	〃	〃	精管結紮切除	1968■	5	○	
406	1968	22	15	男	〃	〃	精管結紮切除	1968	5	○	
407	1968	23	16	男	改頁		精管結紮切除	1968■	5	○	
408	1968	24	16	男	〃	〃	精管結紮切除	〃	5	○	○
409	1968	25	14	男	〃	〃	精管結紮切除	〃	5	○	
410	1968	26	26	男	〃	〃	精管結紮切除	1968■	5	○	
411	1968	27	19	男	〃	〃	精管結紮切除	1968■	5	○	○
412	1968	28	33	男	〃	〃	精管結紮切除	1968■	5	○	○
413	1968	29	14	男	〃	〃	精管結紮切除	1968■	5	○	○
414	1968	30	34	男		〃	精管結紮切除	1968■	5	○	○

415	1968	31	19	男		〃	精管結紮切除	1968■	5	○	○
416	1968	32	16	男		〃	精管結紮切除	1968■	5	○	○
417	1968	33	21	男		〃	精管結紮切除	1968■			
418	1968	34	23	男		〃					
419	1968	35	21	女	改頁		腹式卵管圧座結紮術	1968■	7		
420	1968	36	37	女	〃		卵管結紮	1968■			
421	1968	37	15	女	〃		卵管結紮	1968■	13		
422	1968	38	17	女	〃		マドレーネル氏法	1968■	10		
423	1968	39	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968■	10		
424	1968	40	19	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
425	1968	41	39	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
426	1968	42	19	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
427	1968	43	35	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968■	10	○	○
428	1968	44	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
429	1968	45	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
430	1968	46	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968■	10	○	○
431	1968	47	11	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968■	10	○	○
432	1968	48	18	女		〃	マドレーネル氏法	1968■	10	○	○
433	1968	49	20	女		〃	マドレーネル氏法	1968■	10	○	○
434	1968	50	17	女		〃	マドレーネル氏法	1968■	10	○	○
435	1968	51	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968■	10	○	○
436	1968	52	40	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968■	10	○	○
437	1968	53	34	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968■	10	○	○
438	1968	54	32	女		〃	マドレーネル氏法	1968■	10		
439	1968	55	28	女		〃	マドレーネル氏法	1968■	10		
440	1968	56	24	女	〃		卵管結紮	1968■	10		
441	1968	57	26	女	改頁		腹式卵管結紮術	1968■	16		
442	1968	58	35	女			腹式卵管結紮術	1968■	10		
443	1968	59	32	女			腹式卵管結紮術	1968■	10		
444	1968	60	42	女		〃	マドレーネル氏法	1968■	10		
445	1968	61	20	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
446	1968	62	37	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968■	10	○	○
447	1968	63	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
448	1968	64	30	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
449	1968	65	34	女			卵管圧座結紮法	1968■	14		
450	1968	66	15	女			マドレーネル氏法	1968■	9		
451	1968	67	12	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	9		
452	1968	68	14	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968■	9		

453	1968	69	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968■	10	○	○
454	1968	70	20	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968■	10	○	○
455	1968	71	37	女	〃		腹式卵管結紮術	1968■	14		
456	1968	72	19	女	〃		マドレーネル氏法	1968■	8	○	○
457	1968	73	21	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968■	8	○	
458	1968	74	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968■	8	○	
459	1968	75	20	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968■	9	○	○
460	1968	76	19	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968■	9	○	○
461	1968	77	12	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968■	9		
462	1968	78	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968■	9	○	○
463	1968	79	11	女		改頁	マドレーネル氏法	1968■	9	○	○
464	1968	80	27	女		〃	マドレーネル氏法	1968■		○	○
465	1968	81	32	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃		○	○
466	1968	82	34	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968■		○	○
467	1968	83	31	女		〃	マドレーネル氏法	〃		○	○
468	1968	84	24	女		〃	マドレーネル氏法	〃		○	○

・1968（昭和 43）年度は 84 人、男性 34 人、女性 50 人だった。手術実施日が 1968（昭和 43）年の者が 83 人、No.34 は手術病院の記載（〃とある）はあったが、手術術式・実施日・入院日数は未記入だった。1969（昭和 44）年 1 月～3 月に手術をした者はいなかったことになる。手術の術式は、女はマドレーネル氏法が多く 41 人、マドレーネル氏法と同じ術式と思われるが、腹式卵管圧座結紮術（1 人）、卵管結紮（3 人）、腹式卵管結紮術（4 人）、卵管圧座結紮法（1 人）いた。入院日数は 10 日が 28 人、9 日 8 人、8 日 3 人、14 日 2 人、7 日が 1 人、13 日 1 人、16 日が 1 人いた。空白は、6 人だった。男は精管結索切除 32 人でほとんどだが、両側精管切断 1 人いた。No34 の術式は空白だった。ただし、「手術料 4080、入院料 3650、注射料 853、処置料 376、小計 8959」との記載があるから、優生手術は受けている。

通し番号	年度	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費
418	1968	34	23	男		〃					

男性の入院日数は 5 日 26 人、6 日 3 人、1 日が 3 人（No1・2・3）だった。No34 は空白だった。患者旅費と付添人旅費がない 24 人は、手術実施病院と入院施設が同一の可能性がある。84 人の年齢幅は 11 歳から 42 歳で、10 歳代 49 人、20 歳代 17 人、30 歳代 16 人、40 歳代 2 人で、10 歳代で 58%（49 人／84 人）を占めている。手術実施病院で、何人の手

術をしているかを見ると、1 病院で 18 人の手術の指定を受けている病院がある。
・同一日に同一病院で手術をしているのは、11 グループあり、同一日が 2 人は 3 グループ、同一日が 3 人なのは 5 グループ、同一日が 4 人なのは 2 グループ、同一日が 5 人なのは 1 グルーで、計 34 人だった。

4・8　1969（昭和 44）年度の優生手術個人別明細書の分析

資料 226「昭和 44 年度優生手術個人別明細書」の分析をするが、この資料には表紙がない。ページ数をみると 1117～1122 とあり、6 ページ分となるが、5 頁分しかないので、表紙のページがコピー時に抜け落ちたと思われる。資料 226「昭和 44 年度優生手術個人別明細書」から表 4・8－1 を作成した。

番号	年月日	文書名	ページ数
226	19691111	昭和 44 年度優生手術個人別明細書	1117~1122

表 4・8－1　1969（昭和 44）年度の優生手術個人別明細書

通し番号	年度	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費
469	1969	1	22	女			卵管結紮術	項目がない	13		
470	1969	2	31	女	〃		マドレーネル氏法		13		
471	1969	3	21	女	〃		腹式卵管圧座結紮術		12		
472	1969	4	29	女	〃	〃	腹式卵管圧座結紮術		13		
473	1969	5	32	女	〃	〃	腹式卵管圧座結紮術		10		
474	1969	6	29	女			腹式卵管圧座結紮術		16		
475	1969	7	37	女			マドレーネル氏法		12		
476	1969	8	29	女	〃	〃	マドレーネル氏法		12		
477	1969	9	12	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10		
478	1969	10	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10		
479	1969	11	23	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	○
480	1969	12	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法		12		
481	1969	13	20	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	○
482	1969	14	30	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	○
483	1969	15	34	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	○
484	1969	16	21	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	○
485	1969	17	14	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	○
486	1969	18	14	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	○
487	1969	19	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10		

488	1969	20	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10		
489	1969	21	11	女	〃		※手術料なし		2		
490	1969	22	32	女	改頁		マドレーネル氏法		10	○	○
491	1969	23	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10		
492	1969	24	33	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	○
493	1969	25	25	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	○
494	1969	26	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	○
495	1969	27	20	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	○
496	1969	28	38	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	○
497	1969	29	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	○
498	1969	30	36	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	○
499	1969	31	27	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	○
500	1969	32	20	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	○
501	1969	33	21	女	〃	〃	※手術料なし		2	○	○
502	1969	34	21	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	○
503	1969	35	23	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10		
504	1969	36	20	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10		
505	1969	37	34	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10		
506	1969	38	33	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	○
507	1969	39	22	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10		
508	1969	40	33	女		〃	マドレーネル氏法		10	○	○
509	1969	41	38	女		〃	マドレーネル氏法		10	○	○
510	1969	42	27	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	
511	1969	43	25	女	改頁		マドレーネル氏法		10	○	○
512	1969	44	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	○
513	1969	45	17	女	〃	〃	※手術料なし		2		
514	1969	46	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	○
515	1969	47	21	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	○
516	1969	48	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	○
517	1969	49	26	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	○
518	1969	50	35	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10		
519	1969	51	14	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	○
520	1969	52	27	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	○
521	1969	53	36	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	○
522	1969	54	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	○
523	1969	55	27	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	○
524	1969	56	28	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	○
525	1969	57	12	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	

526	1969	58	14	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	
527	1969	59	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	
528	1969	60	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	
529	1969	61	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10	○	
530	1969	62	17	男	〃		精管切断術		4		
531	1969	63	15	男	〃		精管結紮術		5	○	○
532	1969	64	20	男	改頁		精管結紮術		5		
533	1969	65	31	男	〃	〃	精管切断術		5		
534	1969	66	15	男	〃	〃	精管結紮術		1		
535	1969	67	14	男	〃	〃	精管結紮術		1		
536	1969	68	11	男	〃	〃	精管切断術		1		
537	1969	69	21	男	〃	〃	精管結紮術		5	○	○
538	1969	70	14	男	〃	〃	精管結紮術		5	○	○
539	1969	71	32	男	〃	〃	精管切断術		5	○	○
540	1969	72	32	男		〃	精管結紮術		5		
541	1969	73	16	男		〃	精管結紮術		5	○	○
542	1969	74	16	男	〃	〃	精管切断術		5	○	○
543	1969	75	17	男	〃	〃	精管結紮術		5	○	○
544	1969	76	14	男	〃	〃	精管結紮術		5		
545	1969	77	14	男	〃	〃	精管切断術		5		
546	1969	78	15	男	〃	〃	精管結紮術		5		
547	1969	79	17	男	〃	〃	精管結紮術		5		
548	1969	80	22	男	〃	〃	精管切断術		5	○	
549	1969	81	17	男	〃	〃	精管結紮術		5	○	
550	1969	82	23	男	〃	〃	精管結紮術		5		
551	1969	83	41	男	〃	〃	精管切断術		5	○	○
552	1969	84	19	男	改頁		精管結紮術		3	○	○
553	1969	85	15	男	〃	〃	精管結紮術		5	○	
554	1969	86	14	男	〃	〃	精管切断術		5	○	
555	1969	87	14	男	〃	〃	精管結紮術		5	○	
556	1969	88	14	男	〃	〃	精管結紮術		5	○	

注１　「※手術料なし」は、「手術術式」の欄が空欄、「手術料」欄も空欄だった。

注２　手術実施日の記載はない。

・1969（昭和 44）年度の優生手術交付金個人別支出明細書（資料名は書かれていないが、手術実施日の項目がないことから前例に従い当該資料と判断）は 88 人分あり、うち男性は 27 人、女性は 61 人で、女性が 69%（61／88）だった。手術の術式は、女はマドレーネル氏法が多く 54 人、マドレーネル氏法と同じ術式と思われるが、腹式卵管圧座結紮術（3 人）、卵管

結紮術（1 人）だった。

・手術術式が空白で、手術料がないことから、何らかの理由で入院はしたが「手術をしなかった」と思われるのが、No21（11 歳、女）・33（21 歳・女）・45（17 歳、女）で、いずれも入院日数は 2 日間であった。

表 4・8－2　手術術式が空白な事例

通し番号	年度	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費
489	1969	21	11	女	〃		※手術料なし		2		
501	1969	33	21	女	〃	〃	※手術料なし		2	○	○
513	1969	45	17	女	〃	〃	※手術料なし		2		

・入院日数で見ると、女性は 10 日が 50 人、12 日 4 人、13 日 3 人、16 日 1 人（No5）、2 日が 3 人だった。No5 は、32 歳の女性で、手術術式は腹式卵管圧座結紮術で、入院日数は 16 日と長かった。入院日数 10 日の人と比べると入院料（1.9 倍）と注射料(4.8 倍)と処置料（1.9 倍）が高くなり、総額では 2 倍となっている。

表 4・8－3　入院日数が 16 日の事例

通し番号	年度	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費
474	1969	6	29	女			腹式卵管圧座結紮術		16		

表 4・8－4　No6 の入院料等

No	年令	手術術式	入院日数	手術料	入院料	注射料	処置料	小計
5	32	腹式卵管圧座結紮術	10	7080	7070	3102	1405	18657
6	29	腹式卵管圧座結紮術	16	7080	13620	14748	2667	38115

・男は精管結索切術 18 人、精管切断術 9 人いた。男性の入院日数は 5 日 22 人、4 日 1 人、3 日 1 人、1 日が 3 人（No66・67・68）だった。No66 は 15 歳、No67 は 14 歳、No68 は 11 歳で、いずれも未成年だった。未成年であることといずれも患者と付添人の旅費の記載がない点から手術実施病院に近い「児童の収容施設」である可能性がある。

・患者旅費と付添人旅費がない 33 人は、手術実施病院と入院施設が同一の可能性がある。

・88 人の年齢幅は 11 歳から 41 歳で、10 歳代 41 人、20 歳代 28 人、30 歳代 18 人、40 歳

代 1 人で、10 歳代で 47%（41 人／88 人）を占めている。
・手術実施病院で、何人の手術をしているかを見ると、1 病院で 21 人（改頁なら 40 人）の手術の指定を受けている病院がある。

4・9　1970（昭和 45）年度の優生手術個人別明細書の分析

資料 225 の「昭和 45 年度優生手術個人別明細書」から表 4・9－1 を作成し、分析をする。

番号	年月日	文書名	ページ数
225	19701111	昭和 45 年度優生手術個人別明細書	1110~1106

表 4・9－1　1970 年度の優生手術個人別明細書の一覧

通し番号	年度	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費
557	1970	1	32	女			マドレーネル氏法	1969■	10		
558	1970	2	14	女		〃	マドレーネル氏法	1970■	10	○	○
559	1970	3	21	女		〃	マドレーネル氏法	1970■	10	○	○
560	1970	4	20	女		〃	マドレーネル氏法	1970■	10	○	○
561	1970	5	20	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970■	10	○	○
562	1970	6	33	女		〃	マドレーネル氏法	1970■	10	○	○
563	1970	7	15	女		〃	マドレーネル氏法	1970■	10	○	○
564	1970	8	32	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970■	10	○	○
565	1970	9	28	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970■	10	○	○
566	1970	10	27	女		〃	マドレーネル氏法	1970■	10	○	○
567	1970	11	17	女		〃	マドレーネル氏法	1970■	10	○	○
568	1970	12	34	女	〃		マドレーネル氏法	1970■			
569	1970	13	22	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970■			
570	1970	14	35	女	〃		マドレーネル氏法	1970■	10	○	○
571	1970	15	37	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970■	10	○	○
572	1970	16	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970■	10	○	○
573	1970	17	20	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970■	10	○	○
574	1970	18	26	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970■	10	○	○
575	1970	19	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970■	10	○	○
576	1970	20	13	女	改頁		マドレーネル氏法	1970■	10		
577	1970	21	14	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970■	10		
578	1970	22	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970■	10		
579	1970	23	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970■	10		

580	1970	24	29	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970■	10	○	○
581	1970	25	22	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970■	10	○	○
582	1970	26	21	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970■	10	○	○
583	1970	27	39	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970■	10	○	○
584	1970	28	19	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970■	10	○	○
585	1970	29	19	女		手術せず	手術せず			○	○
586	1970	30	28	女	〃		マドレーネル氏法	1970■	10		
587	1970	31	21	女	〃		マドレーネル氏法	1970■	7		
588	1970	32	17	女	〃		マドレーネル氏法？	1970■	10	○	○
589	1970	33	38	女		〃	マドレーネル氏法？	1970■	10	○	○
590	1970	34	26	女		〃	マドレーネル氏法？	1970■	10		
591	1970	35	21	女		〃	マドレーネル氏法	1970■	10	○	○
592	1970	36	17	女	〃	〃（不明）	マドレーネル氏法	1970■	10	○	○
593	1970	37	15	女	〃	〃（不明）	マドレーネル氏法	1970■	10		
594	1970	38	22	女		〃（不明）	マドレーネル氏法	1970■	10	○	○
595	1970	39	18	女	改頁		マドレーネル氏法	1970■	10	○	○
596	1970	40	11	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970■	10		
597	1970	41	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970■	10		
598	1970	42	23	女			マドレーネル氏法	1970■	9		
599	1970	43	22	女			マドレーネル氏法	1970■	10		
600	1970	44	34	女			マドレーネル氏法	1970■	18		
601	1970	45	34	女	〃		マドレーネル氏法	1970■	9		
602	1970	46	22	女	〃		マドレーネル氏法	1971■	10	○	○
603	1970	47	38	女		〃	マドレーネル氏法	1971■	10	○	○
604	1970	48	23	女		〃	マドレーネル氏法	1971■	10	○	○
605	1970	49	34	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971■	11	○	○
606	1970	50	29	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971■	10	○	○
519	1970	51	25	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971■	10	○	○
607	1970	52	10	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970■	10		
608	1970	53	10	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970■	10		
609	1970	54	10	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970■	10	○	○
610	1970	55	10	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970■	10	○	○
611	1970	56	10	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970■	10	○	○
612	1970	57	~~10~~	~~女~~	~~〃~~	~~〃~~	~~マドレーネル氏法~~	~~1971■~~	~~10~~	~~○~~	~~○~~
613	1970	58	41	女	改頁		マドレーネル氏法	1971■	10	○	○
614	1970	59	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971■	10	○	○
615	1970	60	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971■	10	○	○
616	1970	61	19	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971■	10	○	○

617	1970	62	34	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971■	10	○	○
618	1970	63	23	男			精管結紮切除	1970■	5	○	○
619	1970	64	28	男		〃	精管結紮切除	1970■	5	○	○
620	1970	65	22	男	〃	〃	精管結紮切除	1970■	5	○	○
621	1970	66	21	男	〃	〃	精管結紮切除	1970■	5	○	○
622	1970	67	19	男		〃	精管結紮切除	1970■	5	○	○
623	1970	68	21	男		〃	精管結紮切除	1970■	5	○	○
624	1970	69	15	男	〃	〃	精管結紮切除	1970■	5	○	○
625	1970	70	14	男	〃	〃	精管結紮切除	1970■	5		
626	1970	71	15	男	〃	〃	精管結紮切除	1970■	5	○	
627	1970	72	31	男	〃		精管結紮切除	1970■	0		
628	1970	73	16	男	〃		精管結紮切除	1970■	1		
629	1970	74	17	男	〃	〃	精管結紮切除	1970■	2		
630	1970	75	16	男	〃	〃	精管結紮切除	1970■	1		
631	1970	76	31	男			精管結紮切除	1970■	0		
632	1970	77	51	男			精管結紮切除	1970■	5	○	○
633	1970	78	29	男		〃	精管結紮切除	1970■	5		
634	1970	79	20	男			精管結紮切除	1970■	2		
635	1970	80	17	男	〃		精管結紮切除	1970■	5	○	○
636	1970	81	24	男	〃	〃	精管結紮切除	1970■	5	○	○
637	1970	82	17	男	改頁		精管結紮切除	1970■	5	○	○
638	1970	83	19	男	〃	〃	精管結紮切除	1970■	6	○	○
639	1970	84	16	男	〃	〃	精管結紮切除	1970■	5	○	○
640	1970	85	16	男	〃		精管結紮切除	1970■	3		
641	1970	86	24	男	〃		精管結紮切除	1971■	5	○	○
642	1970	87	18	男		〃	精管結紮切除	1971■	5		
643	1970	88	15	男		〃	精管結紮切除	1971■	5	○	○
644	1970	89	12	男	〃	〃	精管結紮切除	1970■	5		
645	1970	90	11	男	〃	〃	精管結紮切除	1970■	5	○	○
646	1970	91	13	男	〃	〃	精管結紮切除	1970■	5		
647	1970	92	18	男	〃	〃	精管結紮切除	1970■	5	○	○
648	1970	93	14	男	〃	〃	精管結紮切除	1971■	5	○	○
649	1970	94	18	男	〃	〃	精管結紮切除	1971■	5	○	○
650	1970	95	14	男	〃	〃	精管結紮切除	1971■		○	○

・1970（昭和 45）年度の「優生手術個人別明細書」は 95 人分あり、男性 33 人、女性 62 人で女性が 65%（62／95）だった。なお、No57 は、線で消されているが、「優生手術個人別明細書」を確認すると「手術料」「入院料」等が書き直されて記載されている。この点か

ら、1 名分として加えた。

表 4 ・9－2　No57 について

通し番号	年度	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費
612	1970	57	~~10~~	~~女~~	~~〃~~	~~〃~~	~~マドレーネル氏法~~	~~1971■~~	~~10~~	~~○~~	~~○~~

表 4・9－3　No57 の手術料等

No	手術料	入院料	注射料	処置料	小計	患者		附添人		小計	合計
						旅費	日当	旅費	日当		
57	7080	13800	3061	1191	25132						25132
	~~7080~~	~~9303~~	~~4573~~	~~1260~~	~~22213~~	~~390~~	~~360~~	~~780~~	~~360~~	~~1890~~	~~24103~~

・手術実施日を見ると、1970（昭和 45）年に優生手術を実施した者が 87 人、1969（昭和 39）年に実施した者が 1 人、1971（昭和 46）年（1 月～3 月）にした者が 6 人だった。空白が 1 人いた。

・手術の術式は、女はマドレーネル氏法が多く 61 人だった。「手術せず」との記載が、No29 にあった。No29 は、19 歳の女性で、入院はしていない（入院日数が空白）、手術もしていない（手術料空白）、しかし病院には行ったことが、入院料、処置料、患者と付添人の旅費・日当が支出されていることからわかる。総合すると、手術のために病院に行ったが、何らかの理由で取りやめて帰ってきたと思われる。

表 4・9－4　No29 について

通し番号	年度	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費
585	1970	29	19	女		手術せず				○	○

表 4・9－5　No29 の手術料・入院料等について

No	手術料	入院料	注射料	処置料	小計	患者		附添人		小計	合計
						旅費	日当	旅費	日当		
29		1920		90	2010	1660	360	3320	360	5700	7710

・女性の入院日数で見ると、10 日が 54 人、11 日 1 人、9 日 2 人、7 日 1 人、18 日 1 人（No44・34 歳の女性）いた。空白は、3 人（「手術せず」も含む）いた。

表 4・9－6　No44 について

通し番号	年度	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費
600	1970	44	34	女			マドレーネル氏法	1970■	18		

空白の 3 人は、No12（34 才・女性）・13（22 才・女性）・29（19 歳・女性）である。No12（34 才・女性）・13（22 才・女性）は、入院料はなしだが、手術料（7080)、注射料（No12・3380、No13・4350)、処置料（No12・120、No13・240）と記載されており、小計で No12 は 10580、No13 は 11670 と記載されている。この点から、入院料はとられていないが、手術は受けていることがわかる。No29 については、前述したとおりである。

表 4・9－7　「入院日数」の空白者について

通し番号	年度	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費
568	1970	12	34	女	〃		マドレーネル氏法	1970■			
569	1970	13	22	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970■			
585	1970	29	19	女		手術せず	手術せず			○	○

・男は全員が精管結索切術で 33 人だった。入院日数は 5 日 24 人、6 日 1 人、3 日 1 人、2 日 2 人、1 日が 2 人（No73・75)、0 日 2 人（No72・76）だった。空白も 1 人いた。
・男性で入院日数「0 日」の 2 人は、No72（31 才・男）と No76（31 才・男）で、入院料は空白だが、手術料（4080)、注射料（No72・3389、No76・2787)、処置料（No72・408、No76・1044）との記載があり、小計で No72・7877、No76・7911 とあり、入院はしていないが手術は受けたことがわかる。
・男性で入院日数が空白だったのは、No95 の 14 歳の男性である。入院日数は空白だが、「優生手術個人別明細書」には「手術実施病院名」「手術術式」「手術料」「入院料」等の記載がある。従って、手術は受けている。

通し番号	年度	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費
650	1970	95	14	男	〃	〃	精管結紮切除	1971■		○	○

・患者旅費と付添人旅費がない 31 人は、手術実施病院と入院施設が同一の可能性がある。
・95 人の年齢幅は 10 歳から 51 歳で、10 歳代 47 人、20 歳代 31 人、30 歳代 15 人、40 歳代 1 人、50 歳代 1 人(No77、男)で、10 歳代で 49%（47 人／95 人）を占めている。

表 4・9－8　50 歳代の優生手術対象者

通し番号	年度	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費
632	1970	77	51	男			精管結紮切除	1970■	5	○	○

・10 歳の対象者が 6 人いて、No52～57 の連続番号のいずれも女性だった。

表 4・9－10　　10 歳の対象者（連番号）

通し番号	年度	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費
607	1970	52	10	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970■	10		
608	1970	53	10	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970■	10		
609	1970	54	10	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970■	10	○	○
610	1970	55	10	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970■	10	○	○
611	1970	56	10	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970■	10	○	○
612	1970	57	~~10~~	~~女~~	~~〃~~	~~〃~~	~~マドレーネル氏法~~	~~1971■~~	~~10~~	~~○~~	~~○~~

・手術実施病院で、何人の手術をしているかを見ると、1 病院で 11 人（改頁なら 16 人）の手術の指定を受けている病院がある。

4・10　1971（昭和 46）年度の優生手術個人別明細書の分析

1971（昭和 46）年度にかかわる資料 224「昭和 46 年度優生手術個人別明細書」から表 10・1 を作成した。この表 10・1 から 1971（昭和 46）年度の優生手術個人別明細書の分析をする。

番号	年月日	文書名	ページ数
224	19711111	昭和 46 年度優生手術個人別明細書	1102~1109

表 4・10－1　1971（昭和 46）年度優生手術個人別明細書

通し番号	年度	件数	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費
651	1971		1	19	男			精管結紮切除	1971■	5	○	○
652	1971		2	26	男	〃	〃	精管結紮切除	1971■	5	○	○
653	1971		3	11	男		〃	精管結紮切除	1971■	5	○	○
655	1971		4	18	男		〃	精管結紮切除	1971■	5	○	○
656	1971		5	25	男	〃	〃	精管結紮切除	1971■	5	○	○
657	1971		6	19	男	〃	〃	精管結紮切除	1971■	5	○	○
658	1971		7	17	男	〃	〃	精管結紮切除	1971■	1		
659	1971		8	14	男	〃	〃	精管結紮切除	1971■	1		
660	1971		9	16	男	〃	〃	精管結紮切除	1971■	1		
661	1971		10	16	男	〃	〃	精管結紮切除	1971■	1		
662	1971	12 件	11	31	男	〃	〃	精管結紮切除	1971■	5		
663	1971		12	30	男	〃	〃	精管結紮切除	1971■	5		
664	1971		13	15	男		〃	精管結紮切除	1971■	5	○	○
665	1971		14	12	男	〃	〃	精管結紮切除	1971■	5	○	
666	1971		15	14	男	〃	〃	精管結紮切除	1971■	5	○	
667	1971	4 件	16	15	男	〃	〃	精管結紮切除	1971■	8	○	○
668	1971		17	37	男	改頁		精管結紮切除	1971■	5		○
669	1971		18	18	男	〃	〃	精管結紮切除	1971■	5	○	○
670	1971		19	18	男	〃	〃	精管結紮切除	1971■	5	○	
671	1971		20	16	男	〃	〃	精管結紮切除	1971■	5	○	
672	1971	5 件	21	17	男	〃	〃	精管結紮切除	1971■	6	○	○
673	1971		22	16	男			精管結紮切除	1972■	1		
674	1971		23	15	男		〃	精管結紮切除	1972■	1		
675	1971	3 件	24	21	男		〃	精管結紮切除	1972■	1	○	○
676	1971		25	20	男			精管結紮切除	1972■	5	○	○
677	1971		26	16	男		〃	精管結紮切除	〃	5	○	○
678	1971		27	25	男		〃	精管結紮切除	〃	5	○	○
679	1971	4 件	28	33	男		〃	精管結紮切除	1972■	5	○	○
680	1971		29	33	女	改頁		卵管結紮術	1970■	13		
681	1971	8 月	30	20	女			マドレーネル氏法	1971■	16		
682	1971	・	31	16	女			マドレーネル氏法	1971■	10		
683	1971	23	32	22	女		〃	マドレーネル氏法	1971■	10	○	○
684	1971	件	33	37	女		〃	マドレーネル氏法	1971■	10	○	○

685	1971		34	31	女		〃	マドレーネル氏法	1971■	9	○	○
686	1971		35	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971■	10	○	○
687	1971		36	21	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971■	10	○	○
688	1971		37	24	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971■	10	○	○
689	1971		38	24	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971■	10	○	○
690	1971		39	12	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971■	10		
691	1971		40	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971■	10		
692	1971		41	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971■	10		
693	1971		42	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971■	10		
694	1971		43	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971■	10	○	○
695	1971		44	21	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971■	10	○	○
697	1971		45	30	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971■	10	○	○
698	1971		46	23	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971■	10		
699	1971		47	34	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971■	10	○	○
700	1971		48	14	女	改頁		マドレーネル氏法	1971■	10	○	○
701	1971		49	19	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971■	10	○	○
702	1971		50	33	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971■	10	○	○
703	1971		51	36	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971■	12	○	○
704	1971		52	23	女			マドレーネル氏法	1971■	10	○	○
705	1971		53	42	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
706	1971	10	54	33	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
707	1971	月	55	42	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971■	10	○	○
708	1971	・	56	19	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
709	1971	6件	57	21	女		〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
710	1971		58	15	女		〃	マドレーネル氏法	1971■	10		
711	1971		59	10	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10		
712	1971		60	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971■	10	○	○
713	1971		61	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971■	10	○	
714	1971	5件	62	15	女		〃	マドレーネル氏法	1971■	10	○	
715	1971		63	23	女			卵管結紮術	1971■	19	○	
716	1971		64	16	女			マドレーネル氏法	1971■	10	○	○
717	1971		65	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971■	10	○	
718	1971	4件	66	23	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971■	10	○	○
719	1971		67	15	女			マドレーネル氏法	1972■	10		
720	1971		68	14	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972■	10		
721	1971		69	12	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972■	10		
722	1971	4件	70	15	女		〃	マドレーネル氏法	1972■	10		
723	1971	2件	71	13	女			マドレーネル氏法	1972■	8		

724	1971		72	17	女			マドレーネル氏法	1972■	12		
725	1971		73	15	女	改頁		マドレーネル氏法	1972■	9	○	○
726	1971		74	28	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	9	○	○
727	1971		75	28	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	9	○	○
728	1971		76	14	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972■	9		
729	1971		77	35	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	9	○	○
730	1971		78	30	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	9	○	○
731	1971	7 件	79	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972■	9	○	○

注「件数」が記載され、表は区切られているが、区切っている基準は不明である。女性の区切り方を見ると、「8 月」「10 月」との記載があり、月ごとに区切っているのかもしれない。

・1971（昭和 46）年度の「優生手術個人別明細書」には 79 人分があり、男性 28 人、女性 51 人で女性が 65%（51／79）だった。手術実施日を見ると、1971（昭和 46）年内に優生手術を実施した者が 58 人、1970（昭和 45）年内に実施した者が 1 人、1972（昭和 47）年の 1 月～3 月内にした者が 20 人だった。

・1970（昭和 45）年（1970〈昭和 45〉年 1 月から 12 月）に手術している No.29（33 才、女、手術術式は卵管結紮術、13 日入院）がどうして 1971（昭和 46）年度（1971〈昭和 46〉年 4 月から 1972〈昭和 47〉年 3 月）の優生手術個人別明細書に掲載されているのかは不明である。

表 4 ・10－2　No29 について

通し番号	年度	件数	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費
680	1971		29	33	女	改頁		卵管結紮術	1970■	13		

・女性の手術の術式は、女はマドレーネル氏法が多く 49 人、卵管結紮術が 2 人だった。入院日数で見ると 10 日が 37 人、12 日 2 人、9 日 8 人、8 日 1 人、13 日 1 人、16 日 1 人、19 日 1 人（No63、女、23 歳、卵管結紮術）いた。入院日数 16 日は、20 歳の女性で、手術術式はマドレーネル氏法だった。No29 と No30 と No63 のみ、「薬価料」の記載があり、No29 は 1008、No30 は 3139、No63 は 1950 と記載されている。

表 4・10－3　入院日数が長い 2 人ついて

通し番号	年度	件数	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費

681	1971		30	20	女			マドレーネル氏法	1971■	16		
715	1971		63	23	女			卵管結紮術	1971■	19	○	

・男は全員が精管結索切術で 28 人だった。入院日数は 5 日 19 人、6 日 1 人、8 日 1 人、1 日 7 人（No 7、8、9、10、22、23、24）だった。
・入院日数が 1 日だった 7 人は、No 7（男・17 才)、8（男・14 才)、9（男・16 才)、10（男・16 才)、22（男・16 才)、23（男・15 才)、24（男・21 歳）だった。年齢で見ると、10 歳代（14 才～17 才）が 6 人、20 歳代（21 才）が 1 人で、10 歳代の 6 人（No 7、8、9、10、22、23）は「患者」「付添人」の「旅費」がなく「日当」のみ記載されている。ここからこの 6 人は、手術をし「1 日」入院し、そこには「旅費」が必要ない付添人がいたこととなる。すなわち、手術実施病院と距離的に近い（旅費を必要としない）入所の児童施設であった可能性がある。No23 の 21 歳の男性は、「患者」「付添人」に「旅費」「日当」が支払われているから、前者の 6 人とは居住地が異なることがわかり、手術実施病院から離れた住まいとなる。

表 4・10－4　「入院日数」が「1 日」の者

通し番号	年度	件数	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費
658	1971		7	17	男	〃	〃	精管結紮切除	1971■	1		
659	1971		8	14	男	〃	〃	精管結紮切除	1971■	1		
660	1971		9	16	男	〃	〃	精管結紮切除	1971■	1		
661	1971		10	16	男	〃	〃	精管結紮切除	1971■	1		
673	1971	3	22	16	男			精管結紮切除	1972■	1		
674	1971	件	23	15	男		〃	精管結紮切除	1972■	1		
675	1971		24	21	男		〃	精管結紮切除	1972■	1	○	○

・患者旅費と付添人旅費がない 25 人は、手術実施病院と入院施設が同一の可能性がある。
・79 人の年齢幅は 10 歳から 42 歳で、10 歳代 45 人、20 歳代 18 人、30 歳代 14 人、40 歳代 2 人で、10 歳代で 57%（45 人／79 人）を占めている。
・手術実施病院で、何人の手術をしているかを見ると、1 病院で 17 人（改頁なら 21 人）の手術の指定を受けている病院がある。
・件数の項目は、優生手術個人別明細書の小計ごとの数値である、8 月などの月は、欄外に書かれていたものである。男女別に小計の区切りを見ると、男は 5 グループ、女は 6 グループになる。8 月、10 月とあるから、審査会の期日に関係するのか、支払の期日に関係するのか、不明である。

・同一日に同一病院で手術を受けているのは、表で見る限り 6 グループあり、その内 3 人が同一日なのは 5 グループ（15 人)、2 人が同一日なのは 1 グループ（2 人）の計 17 人である。

4・11　1972（昭和 47）年度の優生手術

4・11・1　優生手術個人別明細書の分析

1972（昭和 47）年度にかかわる資料は 3 文書、資料 221「昭和 47 年度優生手術個人別明細書」、資料 222「昭和 47 年度被手術者名簿」、資料 223「特定個人に係る電話箋」がある。資料 223「特定個人に係る電話箋」は、電話があった中身のメモである。本項では、まず資料 221「昭和 47 年度優生手術個人別明細書」から表 4・11・1－2 を作成し、この表 4・11・1－2 から 1972（昭和 47）年度の優生手術個人別明細書の分析をする。その後、資料 222「昭和 47 年度被手術者名簿」へと進むこととする。

表 4・11・１－1　1972（昭和 47）年度にかかわる資料

番号	年月日	文書名	ページ数
221	19721111	昭和 47 年度優生手術個人別明細書	1085~1092
222	19721111	昭和 47 年度被手術者名簿	1093~1099
223	19721111	特定個人に係る電話箋※	1100~1101

※電話があった中身のメモ

表 4・11・１－2　1972（昭和 47）年度の優生手術個人別明細書

通し番号	年度	件数	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費
732	1972	/26・2 件	1	14	男			精管結紮切除	1972■			
733	1972		2	15	男	〃	〃	精管結紮切除	1972■			
734	1972	9/2・4 件	3	13	男	〃	〃	精管結紮切除	1972■	5	○	○
735	1972		4	12	男	〃	〃	精管結紮切除	1972■	5	○	○
736	1972		5	15	男	〃	〃	精管結紮切除	1972■	5	○	○
737	1972		6	15	男	〃	〃	精管結紮切除	1972■	5	○	○
738	1972	9/25・4 件	7	19	男	〃	〃	精管結紮切除	1972■	5	○	○
739	1972		8	24	男		〃	精管結紮切除	〃	5	○	○
740	1972		9	20	男		〃	精管結紮切除	〃	5	○	○
741	1972		10	50	男	〃	〃			5	○	○
742	1972	/24・	11	16	男		〃	精管結紮切除	1972■	5	○	○
743	1972		12	37	男	〃	〃	精管結紮切除	1972■	5		

744	1972		13	50	男	〃	〃	精管結紮切除	〃			
745	1972		14	39	男	〃		精管結紮切除	1972■	7		
746	1972		15	11	男	〃		精管結紮切除	1973■			
748	1972		16	13	男	〃	〃	精管結紮切除	1973■			
749	1972		17	23	男	〃	〃	精管結紮切除	1972■			
750	1972		18	23	男	改頁		精管結紮術	1972■			
751	1972		19	13	男	〃	〃	精管結紮術	1973■			
752	1972		20	15	男	〃	〃	精管結紮術	1973■			
753	1972		21	14	男	〃	〃	精管結紮術	1973■			
754	1972		22	33	男	〃		精管結紮術	1973■			
755	1972	6/26・3件	23	17	女			マドレーネル氏法	1972■	10	○	○
756	1972		24	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972■	10	○	○
757	1972		25	14	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972■	10	○	○
758	1972		26	35	女	〃		マドレーネル氏法	1972■	12		
759	1972	7/2・3件	27	32	女	〃			1972■	10	○	○
760	1972		28	17	女	〃	〃		1972■	10		
761	1972		29	10	女	〃	〃		1972■	10		
762	1972	9/2・2件	30	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972■	10	○	○
763	1972		31	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972■	10	○	○
764	1972	9/25・5件	32	32	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972■	10	○	○
765	1972		33	21	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
766	1972		34	24	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
767	1972		35	33	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972■	10	○	○
768	1972		36	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	〃	10	○	○
769	1972		37	31	女	〃		マドレーネル氏法	1972■	10	○	○
770	1972	1/24・6件	38	11	女	改頁		マドレーネル氏法	1972■	10		
771	1972		39	16	女		〃	マドレーネル氏法	1972■	10	○	○
772	1972		40	38	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972■	10	○	○
773	1972		41	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972■	10	○	○
774	1972		42	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972■	10	○	○
775	1972		43	21	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972■	10	○	○
776	1972	12/24	44	21	女	〃		マドレーネル氏法	1972■	10		
777	1972		45	32	女			マドレーネル氏法	1972■	13		
778	1972		46	3-	女		〃	マドレーネル氏法	〃	10		
779	1972		47	36	女	〃		マドレーネル氏法	1972■	9		
780	1972	8件	48	27	女			マドレーネル氏法	1972■	11	○	○
781	1972		49	16	女			マドレーネル氏法	1972■	13		
782	1972		50	20	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972■	12		

783	1972		51	25	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972■	8		
784	1972		52	12	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972■	13		
785	1972		53	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972■	9		
786	1972		54	33	女		〃	マドレーネル氏法	1972■	8		
787	1972		55	31	女			マドレーネル氏法	1972■			
788	1972	6件	56	34	女	改頁		マドレーネル氏法	1973■	9		
789	1972		57	34	女		〃	マドレーネル氏法	1972■	11	○	○
790	1972		58	33	女		〃	マドレーネル氏法	1972■	11	○	○
791	1972		59	43	女			マドレーネル氏法	1973■	10		
792	1972		60	29	女			マドレーネル氏法	1973■	10	○	○
793	1972		61	33	女			マドレーネル氏法	1973■	8		
794	1972	2件	62	14	男			精管結紮切除術	1972■	1		
795	1972		63	15	男		〃	精管結紮切除術	〃	1		
796	1972	3件	64	17	女			マドレーネル氏法	1972■	10		
797	1972		65	16	女		〃	マドレーネル氏法	1972■	10		
798	1972		66	14	女		〃	マドレーネル氏法	〃	10		

1972年、宮城県の優生手術件数、事由別ー『昭和47年　優生保護統計報告』より

総数	当事者の同意によるもの						医師の申請によるもの		
	総数	当事者遺伝	近親遺伝	らい	母性の生命危険	母体の健康低下	総数	遺伝性疾患	非遺伝性精神疾患
517	459	7	ー	ー	316	136	58	58	ー

優生手術の性別・年齢別件数　1972年

	手術を受けた人数			最低年齢		最高年齢		年齢別（男）					年齢別（女）				
	計	男	女	男	女	男	女	0~9	10~19	20~29	30~39	40~	0~9	10~19	20~29	30~39	40~
1972	61	22	39	11	10	50	45		13	4	3	2		15	8	15	1

宮城県が保有する個人が特定できる記録から（宮城県保健福祉委員会配布資料18. 7. 2）
直接には利光恵子氏の資料から

	優生保護統計	遺伝性精神薄弱	遺伝性精薄・てんかん	てんかん	精神分裂病	その他身体障害など
1972	58	53	1		3	4

・1972（昭和 47）年度の「優生手術個人別明細書」への記載者は 66 人分あり、男性 24 人、女性 42 人で、女性が 64%（42／66）だった。

・手術実施日を見ると、1972（昭和 47）年に優生手術を実施した者が 5 6 人、197 3（昭和 48）年の 1 月～3 月にした者が 10 人だった。『昭和 47 年　優生保護統計報告』（上記）から「医師の申請によるもの」の「非遺伝性精神疾患」はなし（ー と表記、12 条）で、58 人全員が「遺伝性疾患」（4 条）とある。宮城県保健福祉委員会配布資料の「宮城県が有す

る個人が特定できる記録から」「優生手術を受けた人数」は 61 人とある。微妙な差（58 人と 61 人）の理由は不明である。

・女性の手術の術式は、女はマドレーネル氏法が多く 39 人、空白が 3 人だった。3 人は、No27（32 才・女），28（17 才・女），29（10 才・女）で疾患名は同一で、同一病院で手術を受け、入院日数も同じである。「優生手術個人別明細書」を見ると 3 人とも「手術料」は同じ 12890 であり、No30 もまた同一疾患、同一病院で 10 日間の入院で「手術料」は同じ 12890 である。No30 の手術術式は「マドレーネル氏法」であることから考えると No27（32 才・女），28（17 才・女），29（10 才・女）の 3 人も「マドレーネル氏法」と推定できる。

表 4・11・1－3　「手術術式」に記載がない事例

通し番号	年度	件数	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費
759	1972	7/2・3件	27	32	女	〃			1972■	10	○	○
760	1972		28	17	女	〃	〃		1972■	10		
761	1972		29	10	女	〃	〃		1972■	10		

・女性の入院日数で見ると 10 日が 27 人、11 日 3 人、12 日 2 人、13 日 3 人、9 日 3 人、8 日 3 人、空白が 1 人だった。

・「入院日数」が「空白」なのは、No55 の 31 才の女性である。「疾患名」「手術実施病院名」は黒塗りであるから、記載はされている。手術術式は「マドレーネル氏法」とある。「優生手術個人別明細書」のよると、「手術料」は 12000 と記載があるが、「入院料」「注射料」「薬価料」「処置料」の記載はない。また、「患者」「付添人」の「旅費」「日当」の記載もない。ここから、No55（31 才・女性）は、手術はしたが、入院はしていないと推定できる。

表 4・11・1－4　「入院日数」が「空白」の事例

通し番号	年度	件数	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費
787	1972		55	31	女			マドレーネル氏法	1972■			

・男性の術式は精管結索術・精管結索切除・精管結索切除術で 23 人、空白が 1 人だった。空白の一人は、No10 の 50 才の男性で、「手術年月日」も空白だが、「疾患名」と「手術実施病院名」の記載はある。「入院日数」は 5 日とあり、「手術料」「入院料」「注射料」の記

載があり、「患者」「付添人」の「旅費」「日当」の記載もある。ここから、No10（50 才・男性）は、「手術術式」「手術年月日」は不明だが、手術を受けていると推測できる。

表 4・11・1－5　男性で術式が空白だった事例

通し番号	年度	件数	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費
741	1972		10	50	男	〃	〃			5	○	○

・男性の入院日数は 5 日 10 人、7 日 1 人、1 日 2 人（No 62.63）、空白が 11 人だった。11 人は、No1（14 才・男）、2（15 才・男）、13（50 才・男）、15（11 才・男）、16（13 才・男）、17（23 才・男）、18（23 才・男）、19（13 才・男）、20（15 才・男）、21（14 才・男）、22（33 才・男）である。その内、No1（14 才・男）、2（15 才・男）は「手術料」「入院料」に記載がある。その他の 13（50 才・男）、15（11 才・男）、16（13 才・男）、17（23 才・男）、18（23 才・男）、19（13 才・男）、20（15 才・男）、21（14 才・男）、22（33 才・男）は、「手術料」の記載はあるが、「入院料」の記載はない。この点から考えて、No1（14 才・男）、2（15 才・男）は入院したが、その他の 9 人は入院をしていないと思われる。

表 4 ・11・1－6　男性で「入院日数」が「空白」だった事例

通し番号	年度	件数	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費
732	1972	/26・2 件	1	14	男			精管結紮切除	1972■			
733	1972		2	15	男	〃	〃	精管結紮切除	1972■			
744	1972		13	50	男	〃	〃	精管結紮切除	1972■			
746	1972		15	11	男	〃		精管結紮切除	1973■			
748	1972		16	13	男	〃	〃	精管結紮切除	1973■			
749	1972		17	23	男	〃	〃	精管結紮切除	1972■			
750	1972		18	23	男	改頁		精管結紮術	1972■			
751	1972		19	13	男	〃	〃	精管結紮術	1973■			
752	1972		20	15	男	〃	〃	精管結紮術	1973■			
753	1972		21	14	男	〃	〃	精管結紮術	1973■			
754	1972		22	33	男	〃		精管結紮術	1973■			

・患者旅費と付添人旅費の記載がないのが 36 にいた。

・66 人の年齢幅は 10 歳から 50 歳で、10 歳代 33 人、20 歳代 12 人、30 歳代 18 人、40 歳代 1 人、50 歳代 2 人で、10 歳代で 50%（33 人／66 人）を占めている。
・手術実施病院で、何人の手術をしているかを見ると、1 病院で 13 人の手術の指定を受けている病院がある。
・「件数」の項目は、優生手術個人別明細書の小計ごとの数値である、月日は、欄外に書かれていたものである。男女別に小計の区切りがあるが、審査会の期日に関係するのか、支払の期日に関係するのか、不明である。

4・11・2　優生保護審査会

資料「昭和 47 年度被手術者名簿」から表 4・11・2－1 を作成した。「昭和 47 年度被手術者名簿」は、優生保護審査会ごとに審査対象者が記載されている。「優生手術個人別明細書」は、その年度に優生手術をした人の支出の明細が記載されているのに対し、「昭和 47 年度被手術者名簿」は、当該年度の優生保護審査会ごとの対象となった者について記載されている。従って、「昭和 47 年度被手術者名簿」の記載者でも、当該年度に手術を受けていなければ「優生手術個人別明細書」には記載されないこととなる。

表 4・11・2－1　1972（昭和 47）年度被手術者名簿

注　@は記載されているが、読み取れないことを示す。

審査会開催期	通し番号	番号	被手術者名	年令	被手術者住所	申請理由	手術者名	手術者住所	申請者名	申請者住所	審査結果	手術実施月日	欄外
1972.06.30	1	1		18							適	47.■■	
	2	2		15		〃	〃	〃	〃	〃	適	47.■■	
	3	3		20			〃	〃	〃	〃	適	47.■■	
	4	4		49			〃	〃	〃	〃	適	47.■■	
	5	5		31		〃	〃	〃	〃	〃	適	47.■■	
	6	6		49		〃	〃	〃	〃	〃	適	47.■■	
	7	7		20		〃	〃	〃			適	47.■■	
	8	8		16		〃	〃	〃			適	47.■■	
	9	9		31		〃			〃	〃	適	47.■■	
	10	10		31		〃			〃	〃	適	47.■■	
	11	11		31		〃	〃	〃	〃	〃	適 否		○と記載
	12	12		@		〃	〃	〃	〃	〃	適	47.■■	
	13	13		@			〃	〃	〃	〃	適	47.■■	
	14	14		24			〃	〃	〃	〃	適	47.■■	48.2.9指定医師変更
	15	15		@		〃	〃	〃	〃	〃	適	47.■■	
	16	16		@		〃	〃	〃	〃	〃	適	47.■■	

	17	17		@		〃	〃	〃	〃	〃	適否		○と記載
	18	18		@		〃	〃	〃	〃	〃	適	47.■■	
	19	19		@		〃	〃	〃	〃	〃	適	47.■■	
	20	20		@		〃	〃	〃	〃	〃	適否		○と記載
	21	21		23		〃	〃	〃			適否		○と記載
	22	22		38		改頁					適	47.■■	
	23	23		23			〃	〃	〃	〃	適	47.■■	
	24	24		33			〃	〃			適	47.■■	
	25	25		@			〃	〃			適 否		
	26	26		@							適	47.■■	
1972.11.10	27	1		23		改頁					適	47.■■	
	28	2		39		〃			〃	〃	適	47.■■	
	29	3		23		〃			〃	〃	適	47.■■	
	30	4		38		〃			〃	〃	適	〃	
	31	5		36					〃	〃1	適	48.■■	
	32	6		32					〃	〃	適	47.■■	
	33	7		33					〃	〃	適	47.■■	
	34	8		@					〃	〃	適	48.■■	
	35	9		@		〃			〃	〃	適	〃	
	36	10		20		〃			〃	〃	適	47.■■	
	37	11		35		〃			〃	〃	適	47.■■	
	38	12		36		〃			〃	〃	適	47.■■	
	39	13		@		〃			〃	〃	適	47.■■	
	40	14		15		〃	〃	〃	〃	〃	適	47.■■	
	41	15		32			〃	〃	〃	〃	適	47.■■	
	42	16		14			〃	〃	〃	〃	適	47.■■	
	43	17		@		〃	〃	〃	〃	〃	適	47.■■	
	44	18		27					〃	〃	適	47.■■	
	45	19		34					〃	〃	適	47.■■	
	46	20		13		〃	〃	〃			適	48.■■	
	47	21		@		〃	〃	〃	〃	〃	適	48.■■	
	48	22		24							適否		
	49	23		@							適否		
	50	24		14		〃			〃	〃	適否		
	51	25		28					〃	〃	適否	48.■■	
1973.02.0	52	1	男	17							適	48.■■	
	53	2	男	11					〃	〃	適	48.■■	
	54	3	男	13			〃	〃	〃	〃	適	48.■■	

	55	4	男	33		〃			〃	〃	適	48.■■	
	56	5	男	13		〃			〃	〃	適	〃	
	57	6	男	19		〃			〃	〃	適	48.■■	
	58	7	男	16					〃	〃	適	48.■■	
	59	8	女	11		〃			〃	〃	適	48.■■	
	60	9	女	36			〃	〃	〃	〃	適	48.■■	
	61	10	女	15			〃	〃	〃	〃	適	48.■■	
	62	11	女	32			〃	〃	〃	〃	適	48.■■	
	63	12	女	43					〃	〃	適		48年済
	64	13	女	29		〃			〃	〃	適	48.■■	
	65	14	女	15		〃			〃	〃	適	48.■■	
	66	15	女	32		〃			〃	〃	適	48.■■	
	67	16	男	43							適	48.■■	
	68	17	女	16							適	48.■■	追加分
	69	18	男	19		〃	〃	〃	〃	〃	適	48.■■	追加分
	70	19	女	14		〃	〃	〃	〃	〃	適	〃	追加分

注 1　No31 は、「申請者住所」欄に「48.10.23■■から連絡、現在■■入院のため手術保留」との記載あり。

注 2　最後尾の欄外に「←明細書確認　㊞」との記載あり。

表 4・11・2−2　指定医師変更一覧

船橋注：／は原資料の項目にない欄

被手術者名	被手術者住所	申請理由	性別	年令	審査会決定年月日	指定医師名	変更申請医師名	住所	変更申請理由	審査結果
1			／	／	1968.06.21				1.■■　2.■■	／
2		〃	／	／	1972.06.30	〃			優生保護相談所附■診療所が閉鎖により	／
3		〃	／	／	1968.03.08	〃			〃	／
4		／	女	23	1966.07.08※7					48.■■
5		／	女	27	1970.03.20※8	〃			〃	52.■■
6		／	女	24	1972.06.30※9	〃			〃	48.■■

注　1・2・3 は、昭和 47 年 11 月 10 日決定分。4・5・6 は昭和 48 年 2 月 9 日決定分。

注　※7・8・9 は、「手術許可年月日」と記載。審査会決定年月日と同一と推定。

表 4・11・2－3　優生手術の問い合わせ

氏名　■■■■　　16才
住所　■■■■
診断名　■■■■
診断医　■■■■
審査状況　S 48.2.9　　法　■■
手術日　S 48 ■■
手術場所　■■
上記■■の件について婦人相談所■課長から優生手術について問い合わせがあった。
[redacted]
の問い合わせがあったので、そのことについてS 48年当時の記録がないため教えてもらいた。　S 54.10.16 telあり
[redacted]

1973（昭和 48）年に 16 才である女性を手掛かりとすると、下記に該当すると思われる。

表 4・11・2－3　16 才の事例

通し番号	番号	被手術者名	年令	被手術者住所	申請理由	手術者名	手術者住所	申請者名	申請者住所	審査結果	手術実施月日	欄外
68	17	女	16							適	48.■■	追加分

・「1972 年度被手術者名簿」によれば、1972（昭和 47）年度の優生保護審査会は 3 回開催され、期日は 6 月 30 日、11 月 10 日、2 月 9 日で、第 1 回（6 月 30 日）は 26 人が審査会にかけられて（2 人〈No.14 と No25〉は二重線で消されている）、第 2 回（11 月 10 日）は 25 人、第 3 回（2 月 9 日）は 19 人が、優生保護審査会の対象となっている。合計で 70 人（うち 2 人は消去）になっている。

・優生保護審査会に諮られた 68 人の内、61 人の 90%（61／68）は「手術年月日」に記載があり、優生手術を実施したことがわかる。実施率は 90%だった。

・「表 4・11・2－2　指定医師変更一覧」から 6 人の指定医師が変更されていることがわかる。また、表中の「審査会決定年月日」（手術許可年月日）の記載から、優生保護審査会が 1966（昭和 41）年 7 月 8 日、1968（昭和 43）年 3 月 8 日、1968（昭和 43）年 6 月 21 日、

1970（昭和 45）年 3 月 20 日、1972（昭和 47）年 6 月 30 日に開催されていたことがわかる。また、審査会の期日から優生手術実施日までの期間を見ると、1966（昭和 41）年 7 月決定で 1973 年（48.■■）に優生手術の実施で約 7 年後、1970（昭和 45）年 3 月決定で 1977 年（52.■■）に優生手術の実施で約 7 年後、1972（昭和 47）年 6 月決定で 1973 年（48.■■）に優生手術の実施で約 1 年後の実施されている。決定から 7 年を過ぎても、「決定」を実施させたこととなる。

・「表 4・11・2－2　指定医師変更一覧」の 2 名の変更申請理由に、「優生保護相談所附属（■は属と推定）診療所の閉鎖により」とある。この附属診療所とは、1962（昭和 37）年 6 月 5 日に中央優生保護相談所に設置された附属診療所で、通称愛宕診療所と呼ばれた。その愛宕診療所が廃止されるのが 1972（昭和 47）年 10 月である。

・愛宕病院は、1950（昭和 25）年に宮城県が性病科、皮膚泌尿器科、婦人科として開設し、1954（昭和 29）年には優生保護相談所を附設している。そして、1962（昭和 37）年 6 月に宮城県中央優生保護相談所附属診療所として再編している。廃止となるのは 1972（昭和 47）年 10 月である。開設者は宮城県知事で、管轄は仙台市南保健所（当時）、診療科目は産婦人科・泌尿器科で、「優生保護法第 4 条と 12 条による手術のみ、一般外来は行わない」ものであった。管理者は、長瀬秀雄医師で、スタッフ（開設当時）は医師 1 人、看護婦 2 人、助産婦 1 人だった。建物は、木造モルタル厚型スレート平屋建てで、病室は 2 室、7 床だったが、1964（昭和 39）年に手術室および準備室の改造工事（在来診療室を手術室及び準備室に改造）をしている（「宮城県中央優生保護相談所附属診療所開設許可書」、「宮城県中央優生保護相談所手術室及び準備室改造工事関係書類綴り」、但し船橋は未見）。

・「表 4・11・2－3　優生手術の問合せ」から、1979（昭和 54）年 10 月 16 日に婦人相談所課長から優生手術について電話で問い合わせがあったことがわかる。詳細は黒塗りで不明だが、16 歳の対象者が、1973（昭和 48 年）年 2 月 9 日の優生保護審査会を経て 1973（昭和 48）年中に優生手術を実施されていたことがわかる。

・優生保護法裁判の原告の佐藤由美さん（仮名）は、1972 年 12 月 2 日、15 才（中学 3 年生）の時に、「遺伝性精神薄弱」の診断名によって、強制不妊手術を実施された。手術は地元の公立病院で行われ、9 日間入院したと言う。佐藤さんは、知的障害があるが、家事などはできる。自宅を離れて養護学校の寄宿舎を利用し、養護学校専攻科を卒業後、グループホームに入所した。専攻科があるのは当時としては、いずみ養護学校の専攻科と推測できる。いずみ養護学校は 1962（昭和 37）年に設立した学校で、専攻科は 1969（昭和 44）年に設置されている。申請理由には「遺伝性精神薄弱」との記載であったが、知的障害は生後 1 年後位に行われた手術時の麻酔による後遺症でるとのこと。2017（平成 29）年 8 月に開示した療育手帳交付に関する資料には、成育歴に「遺伝負因無し」とあり、療育手帳には「生後受けた口蓋破裂の手術の麻酔治療の後遺症である」との記載があった。遺伝性ではないのに「遺伝性精神薄弱」として強制不妊手術を受けていることとなる。

VI　第 4 期　1973（昭和 48）～1996 年（平成年）
優生手術者数が減少から 0 になる時期

1　『衛生年報』に見る優生手術者数の変化

表１・１　宮城県における優生手術者数の推移

	当事者の同意によるもの(3)					医師の申請によるもの		総計
理由 年	当事者 遺伝①	近親 遺伝②	ハンセ ン病③	母体の 生命危機④	母体の 健康低下⑤	遺伝性 疾患(4)	非遺伝（12） 精神疾患	
1965	2	3	0	577	378	128	1	1089
1966	2	2	1	543	277	97	1	923
1967	5	2	7	504	220	92	0	830
1968	10	1	0	509	224	74	0	818
1969	7	2	2	469	225	78	0	783
1970	5	0	0	388	189	77	0	659
1971	6	1	0	368	204	79	1	659
1972	7	0	0	316	136	58	0	517
1973	28	1	0	186	74	2	18	309
1974	5	0	0	189	85	4	16	299
1975	6	0	0	183	103	1	6	299
1976	7	0	0	196	69	1	0	273
1977	10	0	0	159	87	0	2	258
1978	2	0	0	171	55	1	0	229
1979	3	2	0	139	58	0	1	203
1980	3	0	0	140	74	0	0	217
1981	0	1	0	119	88	1	1	210
1982	2	0	0	91	103	1	0	197
1983	3	0	0	94	124	3	0	224
1984	1	0	0	107	115	0	0	223
1985	0	0	0	100	81	0	0	181
1986	1	0	0	130	128	0	0	259
1987	1	0	0	99	116	0	0	216
1988	3	0	0	110	102	0	0	215
1989	1	1	0	93	124	0	0	219
1990	0	0	0	110	98	0	0	208
1991	1	0	0	112	77	0	0	190
1992	0	0	0	89	91	0	0	180
1993	1	0	0	81	85	0	0	167
1994	1	0	0	59	103	0	0	163
1995	0	0	0	52	112	0	0	164
1996	1	0	0	44	104	0	0	149
計	206	65	61	15874	10054	1352	51	27663

『衛生年報』によると「表 1・1　宮城県における優生手術者数の推移」のとおり、1973（昭和 48）年の強制優生手術者数は、法第 4 条（遺伝性）2 人、第 12 条（非遺伝性）18 人、同様に 1974（昭和 49）年は法第 4 条 4 人、第 12 条 16 人、1975 年は第 4 条は 1 人、第 12 条は 6 人となっている。1972（昭和 47）年まで遺伝性を根拠になされていた手術が、非遺伝性（第 12 条）を根拠にされるように変化し、かつその人数も減少している。

このように『衛生年報』では、第 4 条対象者の減少と 12 条の対象者の出現、そして強制優生手術者数の減少期と位置付けられるが、以下各年度ごとに資料に基づいて見るように、優生手術費個人別台帳に記された人数とは、大きな差がある。

1973（昭和 48）年度を見ると、4 月から 12 月の 1973（昭和 48）年を見ても 26 人が対象になっている。ただし、4 条か 12 条かは不明である。「優生手術費個人別台帳」に掲載されて手術費等の金額が記されているということは、補助の対象として第 4 条だった可能性もある。同様に 1974（昭和 49）年度見ると 1974（昭和 49）年 4 月から 12 月では 15 人、1975（昭和 50）年度は手術実施期日の記載がなく年度の特定はできないが、8 人が手術を受けている。

また、宮城県の発表資料（下記）を見ると、1973（昭和 48）年度は、手術を受けた人数は 33 人（男 9 人、女 24 人）で、疾患名は「遺伝性精神薄弱」23 人、「遺伝性精薄・てんかん」4 人、「てんかん」2 人、「精神分裂病」2 人、「その他身体障害等」2 人となっている。これは、後述するが 1973（昭和 48）年度の「個人別優生手術台帳」の数値と一致している。

参考資料

優生手術の件数（昭和27年度～昭和61年度）

（単位：人，年齢のみ歳）

	手術を受けた人数			年齢別（男）					年齢別（女）					最低年齢／歳	最高年齢／歳	疾患名					
	計	男	女	0～19	20～29	30～39	40～	不明	0～19	20～29	30～39	40～	不明			①遺伝性精神薄弱	②遺伝性精薄・てんかん	③てんかん	④精神分裂病	⑤その他身体障害等	未記入
S27年度	0	0	0																		
S28年度	8	6	2	4				2	1				1	12	18	2				3	3
S29年度	0	0	0																		
S32年度	0	0	0																		
S33年度	0	0	0																		
S35年度	26	6	20	2	2			2	7	6	6		1	9	39						26
S36年度	45	12	33	9	1	2			9	19	5			12	38						45
小計	79	24	55	15	3	2	0	4	17	25	11	0	2	－	－	2	0	0	0	3	74
S38年度	14	4	10	2	2				3	3	4			12	37	13				1	
S39年度	39	8	31	4	3	1			13	11	6	1		11	40	37			2		
S40年度	93	46	47	19	20	6	1		27	12	6	2		10	43	88	2		3		
S41年度	107	48	59	31	12	5			31	11	12	5		11	46	101				1	5
S42年度	90	38	52	22	11	5			34	6	12			10	39	78		3	8	1	
S43年度	84	34	50	25	6	3			22	12	14	2		11	42	79			3	2	
S44年度	88	27	61	19	4	3	1		22	24	15			11	41	85			3		
S45年度	94	33	61	21	9	2	1		24	22	13	1	1	10	51	79	1	4	6	3	1
S46年度	79	28	51	19	5	4			26	13	10	2		10	42	59	6	2	4		8
S47年度	61	22	39	13	4	3	2		15	7	16	1		10	50	53	1		3	4	
S48年度	33	9	24	6	2		1		9	9	6			11	43	23	4	2	2	2	
S49年度	22	4	18	2	1	1			8	7	3			9	38	12	6	2	2		
S50年度	8	3	5		1		2		1	3	1			14	44	4	1	1	2		
S51年度	1															1					
S52年度	1															1					
S53年度	5	1	4	1					4					14	19	3	2				
S54年度	1																1				
S56年度	1																	1			
S61年度	0																				
小計	821	305	512	184	80	33	8	0	239	140	118	14	1	－	－	716	24	15	38	14	14
合計	900	329	567	199	83	35	8	4	256	165	129	14	3	－	－	718	24	15	38	17	88

※手術を受けた人数が「1人」の年度については，本人の特定につながるおそれがあるため，性別，年齢は記載していない。よって，各区分の合計にも含めていない。

ではなぜ、この数値が『衛生年報』では、記載上の年度（4月から翌年3月）と年（1月から12月）の違いはあっても、法第4条（遺伝性）2人、第12条（非遺伝性）18人と、

大きく異なる数値になるのであろうか。

同様 1974（昭和 49）年度も矛盾がある。『衛生年報』では、強制優生手術をされた人数は 20 人で、うち遺伝性疾患 4 人、非遺伝性疾患 16 人となっている。しかし、宮城県の資料（上記）では、1974（昭和 49）年度の強制優生手術者数は 22 人（男 4 人、女 18 人）で、「遺伝性精神薄弱」12 人、「遺伝性精薄・てんかん」6 人、「てんかん」2 人、「精神分裂病」2 人となっている。

1975（昭和 50）年度も同様に矛盾がある。衛生年報では、「遺伝性疾患」1 人、「非遺伝性精神疾患」6 人とあるが、宮城県の資料では、「遺伝性精神薄弱」4 人、「遺伝性精薄・てんかん」1 人、「てんかん」1 人、「精神分裂病」2 人となっている。

1976（昭和 51）年度は一致する。『衛生年報』では、強制優生手術者数は 1 人で、「遺伝性疾患」1 人、宮城県の資料でも同様に「遺伝性精神薄弱」1 人となっている。

いずれにせよ「優生手術者数が減少から 0 になる時期」として特徴づけたが、衛生年報と個人別台帳との人数の差は、何を意味しているのかの解明は、今後の課題である。

2　遺伝性への疑義

1973（昭和 48）年 9 月 29 日に開催された日本医師会主催の「昭和 48 年度家族計画・優生保護法指導者講習会」（会場　日本医師会館講堂）に講師として登壇した厚生省の公衆衛生局長加倉井駿一は、遺伝性の疾患を列挙した別表について次のように述べている。

「それからまた別表の疾患については再検討の必要があるのではないかと考えております。たとえば精神病、躁うつ病、てんかんにつきまして、遺伝性のものかいなかについて医学的な統一的見解が現在のところまだ確立いたしておらないわけでございまして、それぞれの精神病について遺伝性かどうかという臨床的な認定は非常に困難ではないかと考えております。また、遺伝性の精神薄弱についても同様でございまして、顕著な遺伝性の精神病質については、精神病質そのものの定義について学界でいろいろな意見がございまして、非常に難しい問題ではないかと思っております。／以上の条文に関係いたします 47 年の手術件数は、当事者の同意によるもので当事者遺伝が 80 件、近親遺伝が 19 件、医師の申請によるもので遺伝性疾患が 184 件、非遺伝性精神疾患が 53 件となっており、非常にいま申上げたような件数が少ないために表立った問題とはなっておらないわけでございますけれども、やはり私どもの立場といたしまして、学問的には非常に問題があるところではないかというふうに考えておりまして、今後やはり学界の先生方のいろいろな御批判をいただかねばならない点ではなかろうかと考えております。」

＊加倉井駿一「優生保護法の適正なる運営」『日本医師会雑誌』1974、72（1）、p.22－28。当該研修会は、1972 年から日本医師会で始めたとある。

「別表」の遺伝性について「遺伝性のものかいなかについて医学的な統一的見解が現在のところまだ確立いたしておら」ず、「遺伝性かどうかという臨床的な認定は非常に困難」

としている。その上で、遺伝性に基づく優生手術について 1972（昭和 47）年の件数を上げて、「件数が少ないために表立った問題とはなっておらない」が「学問的に非常に問題があり」、「再検討の必要がある」とのべていた。

また続けて次のようにも述べている。

「…優生保護法の第 1 条に『不良な子孫』という表現がございますが、この表現につきましては身体障害者の方々から差別しているというご意見があったわけでございまして、この点今後取り扱いにつきまして検討を要する点ではないかと考えております。」

この「身体障害者の方々から差別しているというご意見」とは、1972（昭和 47）年 5 月の優生保護法の改正時に、いわゆる胎児条項問題について、全国青い芝の会（障害者団体）が、優生保護法撤廃運動を起こしていることを指すと思われる。

なお「優生保護法指定医研修会資料」（主催　厚生省主催、協力　日本母性保護医協会）が厚生省ホームページに掲載*されている。

*「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」の「【厚生労働省の保管する資料について】」の「6．その他の資料」の「（2）」に所収。最終確認　2023 年 11 月 18 日
https://www.mhlw.go.jp/content/11925000/000350196.pdf

3　1973（昭和 48）年度の優生手術

3・1　優生手術個人別明細書

資料 220「昭和 48 年度優生手術個人別明細書」から表 3・1 を作成した。この表 3・1 に基づいて、昭和 48 年度優生手の実態を分析する。

番号	年月日	文書名	ページ数
220	19731111	昭和 48 年度優生手術個人別明細書	1078~1084

表 3・1－1　1973（昭和 48）年度の「優生手術個人別明細書」

通し番号	年度	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費
799	1973	1	20	男			精管切除結紮法	1973■			
800	1973	2	43	男		〃	精管切除結紮法	1973■			
801	1973	3	17	男		〃	精管切除結紮法	1973■			
802	1973	4	17	男			精管切除結紮法	1973■	3		
803	1973	5	19	男	〃	〃	精管切除結紮法	1973■	4		
804	1973	6	17	男			精管切除結紮法	1973■			
805	1973	7	22	男		〃	精管切除結紮法	1973■			
806	1973	8	12	男		〃	精管切除結紮法	1974■			
807	1973	9	12	男		〃	精管切除結紮法	1974■			

808	1973	10	36	女			マドレーネル氏法	1973■	12		
809	1973	11	23	女		〃	マドレーネル氏法	1973■	13		
810	1973	12	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1973■	10		
811	1973	13	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1973■	16		
812	1973	14	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1973■	12		
813	1973	15	11	女		〃	マドレーネル氏法	1973■	10		
814	1973	16	27	女			マドレーネル氏法	1973■	8		
815	1973	17	29	女			マドレーネル氏法	1973■	8		
816	1973	18	21	女	〃		マドレーネル氏法	1973■	12		
817	1973	19	17	女			マドレーネル氏法	1973■	10		
818	1973	20	28	女			マドレーネル氏法	1973■	11	○	○
819	1973	21	13	女	〃		マドレーネル氏法	1973■	13		
820	1973	22	36	女			マドレーネル氏法	1973■	15	○	○
821	1973	23	33	女			マドレーネル氏法	1973■	13		
822	1973	24	24	女			マドレーネル氏法	1973■	7	○	○
823	1973	25	29	女	〃		マドレーネル氏法	1973■	13		
824	1973	26	34	女	〃		マドレーネル氏法	1974■	7	○	○
825	1973	27	25	女	〃		マドレーネル氏法	1973■	11		
826	1973	28	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1974■	9		
827	1973	29	32	女	〃	〃		1973■	13		
828	1973	30	25	女	改頁		マドレーネル氏法	1973■	13		
829	1973	31	38	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1974■	16		
830	1973	32	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1974■	12		
831	1973	33	11	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1974■	12		

・1973（昭和 48）年度の「優生手術個人別明細書」には 33 人分が記載され、男性 9 人、女性 24 人で、女性が 73%（24／33）だった。手術実施日を見ると、1973（昭和 48）年に優生手術を実施した者が 2 6 人、1974（昭和 49）年 1 月～3 月にした者が 7 人だった。

・手術の術式は、女はマドレーネル氏法が多く 23 人、空白が 1 人だった。空白の一人は、No29 の 32 歳の女性だった。「疾患名」「手術実施病院」「手術年月日」「入院日数」も記載されている。「入院日数」は 13 日長かった。「手術料」は 26830 で、他のマドレーネル氏法の「手術料」と比べる（No28 は 14230）と高くなっている。

表 3・1－2　術式が「空白」の事例

通し番号	年度	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅
827	1973	29	32	女	〃	〃		1973■	13		

・入院日数で見ると 10 日が 3 人、11 日 2 人、12 日 5 人、13 日 6 人、15 日 1 人、9 日 1 人、8 日 2 人、7 日 2 人だった。

通し番号	年度	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費
820	1973	22	36	女			マドレーネル氏法	1973■	15	○	○

・男は精管切除結索法で全員（9 人）だった。入院日数は 4 日 1 人、3 日 1 人、空白が 7 人だった。空白の 7 人（No1、2、3、6、7、8、9）は、「手術料」の記載及び「手術年月日」の記載があった。
・患者旅費と付添人旅費の記載がないのが 29 人いた。
・33 人の年齢幅は 11 歳から 43 歳で、10 歳代 15 人、20 歳代 11 人、30 歳代 6 人、40 歳代 1 人で、10 歳代で 45%（15 人／337 人）と、50%を切った。
・手術実施病院で、何人の手術をしているかを見ると、1 病院で 6 人の手術の指定を受けている病院がある。

3・2　優生保護審査会

「昭和 48 年度　優生手術個人別明細書」には、優生保護審査会の審査対象者の名簿も綴じられている。そこから「表 3・2－1　1973（昭和 48）年度の各優生保護審査会開催状況」を作成した。

表 3・2－1　1973（昭和 48）年度の各優生保護審査会開催状況

船橋注：／は原資料に項目がないことを示す。

審査会開催期日	通し番号	番号	被手術者名	年令	性別	被手術者住所	申請理由	手術者名	手術者住所	申請者名	申請者住所	審査結果	手術実施月日	欄外
1973.07.13	1	1										適		48.11.10指定医師変更
	2	2						〃	〃			適		48.11.10指定医師変更
	3	3										適		
	4	4										適	48.■■	
	5	5								〃	〃	適	48.■■	
	6	6								〃	〃	適		S 54年1/20江島談 ■に入所中
	7	7					〃			〃	〃	適		48.11.10指定医師変更
	8	8								〃	〃	適		

	9	9								〃	〃	適		48.11.10指定医師変更
	10	10					〃	〃	〃	〃	〃	適		48.11.10指定医師変更
	11	11						〃	〃	〃	〃	適		48.11.10指定医師変更
	12	12						〃	〃	〃	〃	適		48.11.10指定医師変更
	13	13					〃			〃	〃	適	48.■■	
	14	14					〃			〃	〃	適		48.11.10指定医師変更
	15	15					〃			〃	〃	適	48.■■	
	16	16					〃			〃	〃	適	48.■■	
1973.11.10	17	1		19	男							適	49.■■	
	18	2		19	男	〃	〃	〃	〃	〃	〃	適	50.■■	
	19	3		10	女		〃	〃	〃	〃	〃	適	49.■■	
	20	4		30	女					〃	〃	適	49.■■	
	21	5		38	女					〃	〃	適	49.■■	
	22	6		33	女					〃	〃	適	48.■■	
	23	7		17	男							適	48.■■	
1974.03.04	24	1		30	女							適		
	25	2		28	女		〃			〃	〃		49.■■	
	26	3		34	女		〃			〃	〃		49.■■	
	27	4		14	男					〃	〃		49.■■	
	28	5		17	男	〃	〃	〃	〃	〃	〃		49.■■	
	29	6		25	女		〃	〃	〃	〃	〃		49.■■	
	30	7		13	女		〃	〃	〃	〃	〃		49.■■	
	31	8		13	女			〃	〃				49.■■	
	32	9		12	女	〃	〃	〃	〃	〃	〃		49.■■	
	33	10		13	女	〃	〃	〃	〃	〃	〃		49.■■	
	34	11		12	女	〃		〃	〃	〃	〃		49.■■	
	35	12		15	女	〃	〃	〃	〃	〃	〃	適		s54 1/17 注射、おそれて困■
	36	13		13	女	〃	〃	〃	〃	〃	〃		49.■■	
	37	14		38	男			〃	〃				49.■■	
	■■者に対する優生手術の申請（優生保護法第■条対象者）													
	38	15[1]		28	男							保留	49■決定（適）	

注1　No15のみ別に表記されていた。12条対象かも知れない。

表 3・2－2　指定医師変更（昭和 48 年 11 月 10 日審査会決定分）

	被手術者				審査会における決定			変更理由	手術者		
番号	氏名	性別	年令	住所	申請理由	決定年月日	指定医師氏名		氏名	住所	審査結果
1		女	29			1970.11.27		優生保護相談所附属診療所の閉鎖による			48.■■
2		女	16			1973.07.13		昭和48年■月■日指定医師死亡による			適
3		女	16			1973.07.13	〃	〃	〃	〃	49.■■
4		女	16		〃	1973.07.13	〃	〃	〃	〃	49.■■
5		女	25		〃	1973.07.13	〃	〃	〃	〃	48.■■
6		男	11			1973.07.13	〃	〃	〃	〃	49.■■
7		男	11			1973.07.13	〃	〃	〃	〃	49.■■
8		男	23		〃	1973.07.13	〃	〃	〃	〃	48.■■
9		女	24		〃	1973.07.13	〃	〃			48.■■

・「表 3・2－1　1973（昭和 48）年度の各優生保護審査会開催状況」によれば、1973（昭和 48）年度の優生保護審査会は 3 回開催されていて、期日は 7 月 13 日、11 月 10 日、1974（昭和 49）年 3 月 4 日で、第 1 回（7 月 13 日）は 16 人が審査会にかけられて、第 2 回（11 月 10 日）は 7 人、第 3 回（3 月 4 日）は 15 人が審査会の対象となっている。合計で 38 人になる。ただし、第 1 回審査時の 8 人（No.1・2・7・9・10・11・12・14）は、第 2 回審査会時（11 月 10 日）に指定医師変更をしている。理由は、「昭和 48 年■月■日指定医師死亡による」ためである。

・「表 3・2－2　指定医師変更（昭和 48 年 11 月 10 日審査会決定分）」から 9 人の指定医師変更がされていることがわかる。また、表の「審査会決定年月日」（手術許可年月日）の記載から、優生保護審査会が 1970（昭和 45）年 11 月 27 日、1973（昭和 48）年 7 月 13 日に開催されたことがわかる。また、審査会の期日から優生手術実施日までの期間は、1970（昭和 45）年 11 月決定で 1973 年（48.■■）に優生手術を実施しているから約 3 年後、1973（昭和 48）年 7 月決定の内、No.3・4・5・6・7 は 1974 年（49.■■）に優生手術を実施しているから 1 年後、No.8・9 は 1973 年（48.■■）だから決定した年内に優生手術を実施している。

・「表 3・2－2　指定医師変更（昭和 48 年 11 月 10 日審査会決定分）」の変更理由に、No.1 は「優生保護相談所附属診療所の閉鎖による」、No.2～9 は「昭和 48 年■月■日指定医師死亡による」とある。この附属診療所とは、1962（昭和 37）年 6 月 5 日に中央優生保護相談所に設置された附属診療所で、「優生保護法第 4 条と 12 条による手術のみ、一般外来

は行わない」、通称愛宕診療所と呼ばれたものである。その愛宕診療所が廃止されるのが1972（昭和47）年10月である。

4　1974（昭和49）年度の優生手術

4・1　優生手術個人別明細書

番号	年月日	文書名	ページ数
219	19741111	昭和49年度優生手術個人別支出明細書	1072~1077

資料219「昭和49年度優生手術個人別支出明細書」から表4・1－1を作成し、「優生手術個人別支出明細書」を分析する。

表4・1－1　1974（昭和49）年度の「優生手術個人別支出明細書」

通し番号	年度	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費
832	1974	1	18	男			精管切除結紮術	1974■	8	○	○
833	1974	2	15	男	〃	〃	精管切除結紮術	1974■	9		
834	1974	3	38	男		〃	精管切除結紮術	1974■	－		
835	1974	4	20	男	〃	〃	精管切除結紮術	1974■	2	○	○
836	1974	5	26	女			マドレーネル氏法	1974■	10		
837	1974	6	14	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1974■	11		
838	1974	7	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1974■	9	○	○
839	1974	8	9	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1974■	9	亀亭園	○
840	1974	9	10	女		〃	マドレーネル氏法	1974■	10	〃	○
841	1974	10	12	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1974■	10	〃	○
842	1974	11	28	女	〃		マドレーネル氏法	1974■	16		
843	1974	12	31	女			マドレーネル氏法	1974■	8	○	○
844	1974	13	14	女			マドレーネル氏法	1974■	22	亀亭園	○
945	1974	14	22	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1975■	11	○	○
846	1974	15	20	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1975■	10	○	○
847	1974	16	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1975■	10	○	○
848	1974	17	28	女		〃	マドレーネル氏法	1975■	10		
849	1974	18	27	女			マドレーネル氏法	1974■	9	○	○
850	1974	19	32	女			マドレーネル氏法	1975■	13		
851	1974	20	16	女	〃		マドレーネル氏法	1974■	10	市内	○
852	1974	21	22	女	〃		マドレーネル氏法	1975■	8	○	○
853	1974	22	34	女		〃	マドレーネル氏法	1975■	8	○	○

注　亀亭園・市内は薄く手書きの文字で記載されている。

・1974（昭和 49）年度は「優生手術個人別明細書」の記載者は 22 人で、うち男性は 4 人、女性は 18 人だった。女性が 82%（18／22）を占めた。
・手術実施日を見ると、1974（昭和 49）年に優生手術を実施した者が 15 人、1975（昭和 50）年 1 月～3 月にした者が 7 人だった。
・手術の術式は、女性は全員がマドレーネル氏法（18 人）だった。
・女性の入院日数を見ると 10 日が 7 人、9 日 3 人、8 日 3 人 11 日 2 人、13 日 1 人、16 日 1 人、22 日 1 人だった。22 日の 1 人は、No.13 で 14 才の女性で、「患者」「旅費」欄に手書きで「亀亭園」と記載があるから、県立精神薄弱児施設亀亭園の在園者と思われる。

表 4・1－2　「入院日数」が 22 日の事例

通し番号	年度	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費
844	1974	13	14	女			マドレーネル氏法	1974■	22	亀亭園	○

・男性の術式は精管切除結紮法で全員（4 人）だった。入院日数は 9 日 1 人、8 日 1 人、2 日 1 人、0 日 1 人（0 は－と記されている）だった。0 日は、No3 の 38 才の男性で、「疾患名」「手術実施病院名」の記載があり、手術術式は「精管切除結紮術」（手術年月日は 1974■）とあり、「入院料」「処置料」は「－」（なし）とあるが、「手術料」「注射料」「薬価料」には相当額が記載されている。なお患者・付添人の旅費と日当の記載はない。ここから No3（38 歳・男）は当該病院の入院患者である可能性がある。

表 4・1－3　「入院日数」が 0 日の事例

通し番号	年度	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費
834	1974	3	38	男		〃	精管切除結紮術	1974■	－		

・手書きで薄くだが、No8（9 才・女）、No9（10 才・女）、No10（12・女）、No.13（14 才・女）の 4 人の「患者」「旅費」の項目に「亀亭園」と県立精神薄弱児施設の名称が書き込まれていた。亀亭園の在園者と推測できる。4 人とも「患者」の「旅費」の欄に「亀亭園」とあり、「患者」の「日当」と「付添人」の「旅費」「日当」の欄には金額の記載がある。患者（亀亭園の在園者）の旅費は、亀亭園から出て、その他は支払われたということだろうか。
・患者旅費と付添人旅費の記載がないのが 7 人いた。旅費や付き添いがいらない点で、入所病院と手術実施病院が同一病院の可能性がある。7 人は、No2（15 才・男）、No3（38

才・男)、No5（26 才・女)、No6（14 才・女)、No11（28 才・女)、No17（28 才・女)、No19（32 才・女）である。

表 4・1－4　患者旅費と付添人旅費の記載がない事例

通し番号	年度	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費
833	1974	2	15	男	〃	〃	精管切除結紮術	1974■	9		
834	1974	3	38	男		〃	精管切除結紮術	1974■	－		
836	1974	5	26	女			マドレーネル氏法	1974■	10		
837	1974	6	14	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1974■	11		
842	1974	11	28	女	〃		マドレーネル氏法	1974■	16		
848	1974	17	28	女		〃	マドレーネル氏法	1975■	10		
850	1974	19	32	女			マドレーネル氏法	1975■	13		

・22 人の年齢幅は 9 歳から 38 歳で、9 歳 1 人、10 歳代 9 人、20 歳代 8 人、30 歳代 4 人で、10 歳以下と 10 歳代で 45%（10 人／22 人）と 50%を切った。9 歳の対象者は、女性で亀亭園の在園者と思われる。

表 4・1－5　年齢が 9 才の事例

通し番号	年度	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費
839	1974	8	9	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1974■	9	亀亭園	○

・手術実施病院で、何人の手術をしているかを見ると、1 病院で 6 人の手術の指定を受けている病院がある。

4・2　優生保護審査会

表 4・2－1　1974（昭和 49）年度被手術者名簿（優生保護審査会ごと）

審査会開催	通し番号	番号	被手術者名	年令	性別	被手術者現住所	申請理由	手術者名	手術者住所	申請者名	申請者住所	審査結果	手術実施月日	欄外
1974.07.27	1	1		16	女								49.■■	
	2	2		26	男		〃	〃	〃	〃	〃	保留		49.12.14決定（適）※1
	3	3		29	男							適		※2

1974.12.14	4	1		22	女								50.■■	
	5	2		20	女	〃	〃	〃	〃	〃	〃		50.■■	
	6	3		16	女	〃	〃	〃	〃	〃	〃		50.■■	
	7	4		13	女			〃	〃	〃	〃	適		「済」と鉛筆で記載
	8	5		~~34~~	~~女~~					〃	〃	~~保留~~		50■決定（適）
	9	6		32	女								50.■■	
	10	7		28	女								50.■■	
	11	8		27	女								49.■■	
	12	9		26	男								適	s 50～□手術実施済■調査
1975.03.01	13	1		22	女								50.■■	
	14	2		34	女			〃	〃	〃	〃		50.■■	

※1　No.2 と No.12 は同一人物と推定できる。No. 2 は 7 月 27 日の審査会では、保留となり、「49.12.14 決定（適）」とあるように、12 月 14 日の審査会で「適」となった。

※2　1・2 の表と別な表に表記されている。4 条と区別して 12 条該当と推定できる。1973 年度の 1973 年 4 月 8 日の審査会時に提出された「男、28 才」の審査結果「保留」が「49■■決定（適）」とあることを考えると、当該 No. 3 は「男、28 才」に該当する（29 才は 1 つ年を取った）と考えられる。

表 4・2－2　優生手術個人別明細書と審査会決定者の関係

注　審査会決定者は黄色で示した。

通し番号	年度	No	年令	性	備考	通し番号	年度	No	年令	性	備考
832	1974	1	18	男		843	1974	12	31	女	
833	1974	2	15	男		844	1974	13	14	女	
834	1974	3	38	男		945	1974	14	22	女	49. 12. 14 審査会決定分
835	1974	4	20	男		846	1974	15	20	女	49. 12. 14 審査会決定分
836	1974	5	26	女		847	1974	16	16	女	49. 12. 14 審査会決定分
837	1974	6	14	女		848	1974	17	28	女	49. 12. 14 審査会決定分
838	1974	7	13	女	49. 12. 14 審査会決定分	849	1974	18	27	女	49. 12. 14 審査会決定分
839	1974	8	9	女		850	1974	19	32	女	49. 12. 14 審査会決定分
840	1974	9	10	女		851	1974	20	16	女	49. 7. 27 審査会決定分
841	1974	10	12	女		852	1974	21	22	女	50. 3. 1 審査会決定分
842	1974	11	28	女		853	1974	22	34	女	50. 3. 1 審査会決定分

注 1　49.7.27 審査会決定分の男・26 才の記載なし。二重線で消去され「49.12.14 決定（適）」と記載あり。注 4 と同一人物と推定できる。

注 2　49.7.27 審査会決定分の男・29 才の記載なし。審査日は同一日だが、3 人の内、当該男・29 才は分けて表記されている。2 人は 4 条扱いで、男・29 才は 12 条扱いなのかもしれない。それがゆえ

に、「優生手術個人別明細書」に表記されないのか。
注 3　49.12.14 審査会決定分の女・34 才の記載なし。二重線で消去され「50■決定（適)」との記載あり。
注 4　49.12.14 審査会決定分の男・26 才の記載なし。注 1 と同一人物。審査結果は「適」とあり、欄外に「S 50～□手術実施済■調査」とある。

・「表 4・2－1　1974（昭和 49）年度被手術者名簿（優生保護審査会ごと)」によれば、1974（昭和 49）年度の優生保護審査会は 3 回開催され、期日は 7 月 27 日、12 月 4 日、1975 年 3 月 1 日で、第 1 回（7 月 27 日）は 3 人が審査会にかけられて、第 2 回（12 月 4 日）は 9 人、第 3 回（3 月 1 日）は 2 人が審査会の対象となっている。合計で 13 人になる。ただし、第 1 回審査会では 1 人が、第 2 回審査会では 1 人が、二重線で消去されている。
・「表 4・2－1　1974（昭和 49）年度被手術者名簿（優生保護審査会ごと)」の No.2（26 歳・男）と No.12（26 歳・男）は同一人物と推定できる。No. 2（26 歳・男）は 7 月 27 日の審査会では、「保留」となり、「49.12.14 決定（適)」とあるように、12 月 14 日の審査会で「適」となった。ただし 12 月 14 日の審査会の欄外に「S 50～□手術実施済■調査」とあるから、すでに手術が実施されていたと思われる。
・「表 4・2－1　1974（昭和 49）年度被手術者名簿（優生保護審査会ごと)」の No. 3（29 才・男）は、No.1・2 の表とは区別して、表記されている（写真 4・2・1－1)。4 条と区別して 12 条該当と推定できる。12 条の場合、優生手術の費用は個人負担だから、「1974（昭和 49）年度の「優生手術個人別支出明細書」には掲載されないのか、あるいは未実施のため記載されないのかもしれない。

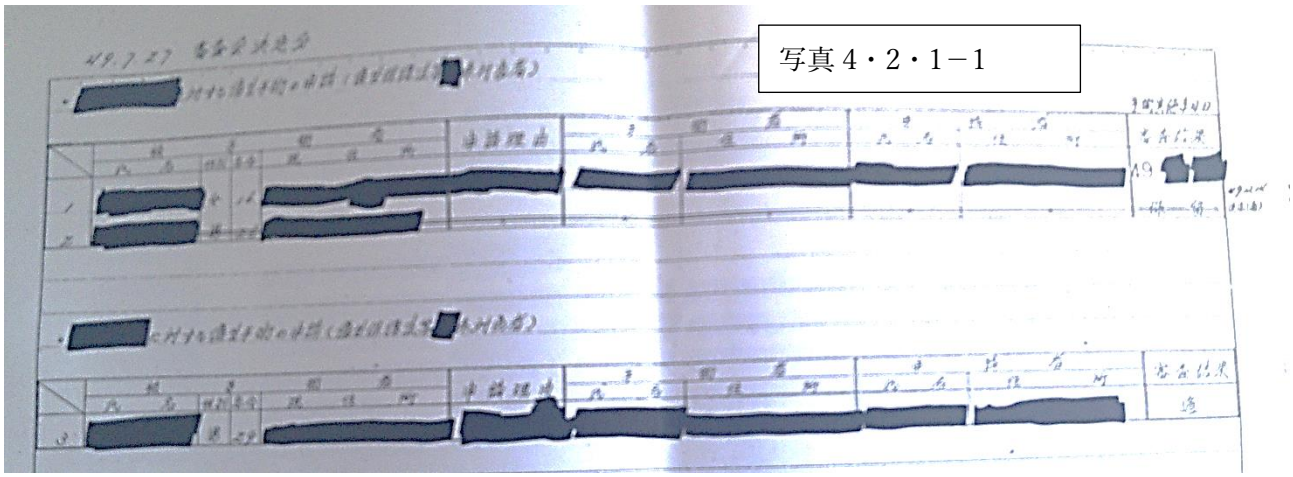

写真 4・2・1－1

・「表 4・2－1　1974（昭和 49）年度被手術者名簿（優生保護審査会ごと)」の No. 8（34 才、女）は「保留」が二重線で消されて「50■決定（適)」と記されている。これは、審査を 1975 年（昭和 50 年）3 月 1 日時に再審査し、「適」とされた No.14（女 34 歳）であることを意味している。
・「表 4・2－2　優生手術個人別明細書と審査会決定者の関係」は、優生手術個人別明細書に記された人と 3 回の審査会の名簿との関係を表記したもので、黄色が審査会に掲載され

た人である。これを見ると、優生手術個人別明細書の後半部分に審査会の氏名が集まっている。その点を踏まえると、前半部分は前年度（以前）の審査会の対象者（適とされた者）が手術を実施したことにより掲載されているのかと思われる。

5　1975（昭和 50）年度の優生手術

5・1　優生手術個人別明細書

資料 218「昭和 50 年度優生手術個人別支出明細書」から表 5・1－1 を作成し、「優生手術個人別支出明細書」を分析する。

番号	年月日	文書名	ページ数
218	19751111	昭和 50 年度優生手術個人別明細書	1069~1071

表 5・1－1　1975（昭和 50）年度優生手術個人別支出明細書

通し番号	年度	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数	患者旅費	付添人旅費
854	1975	1	27	女			卵管圧座結紮術		10	○	○
855	1975	2	27	女			卵管圧座結紮術		15	○	○
856	1975	3	28	女			卵管圧座結紮術		8		
857	1975	4	14	女			卵管圧座結紮術		13		
858	1975	5	36	女			卵管圧座結紮術		8	○	○
859	1975	6	43	男	〃		精管切断術		10		
860	1975	7	44	男		〃	精管切断術		8	○	○
861	1975	8	27	男		〃	精管切断術		ー		

・1975（昭和 50）年度は 8 人、男性 3 人、女性 5 人で女性が 63%（5／8）だった。これまでの年度より、ずいぶんと人数が減っている。

・手術の術式は、女は全員が卵管圧座結索術（5 人）だった。入院日数で見ると 10 日が 1 人、13 日 1 人、15 日 1 人、8 日 2 人だった。男は精管切断術で全員（3 人）だった。入院日数は 10 日 1 人、 8 日 1 人、0 日（－と表記）1 人だった。

・患者旅費と付添人旅費の記載がないのが 4 人いた。旅費や付き添い人がいらない点で、入所病院と手術実施病院が同一病院の可能性がある。

・9 人の年齢幅は 14 歳から 44 歳で、10 歳代 1 人、20 歳代 4 人、30 歳代 1 人、40 歳代 2 人で、10 歳代は 13%（1 人／8 人）と減少した。

・手術実施病院で、何人の手術をしているかを見ると、1 病院で 3 人の手術の指定を受けている病院がある。以前と比べると 1 病院の手術数が減っている。

5・2　優生保護審査会

表 5・2－1　1975（昭和 50）年度の優生保護審査会

審査会開催期日	通し番号	番号	被手術者名	年令	性別	被手術者現住所	申請理由	手術者名	手術者住所	申請者名	申請者住所	審査結果	手術実施月日	欄外
1975.08.30	1	1		28	女							適	50.■■	優生保護法第■条該当
	2	2		27	女							適	50.■■	〃
	3	3		27	女							適	50.■■	〃
1976.02.28	4	1		43	男							適	51.■■	優生保護法第■条該当
	5	2		36	女		〃			〃	〃	適	51.■■	〃
	6	3		44	男					〃	〃	適	51.■■	〃
	7	4		25	女							適		優生保護法第■条該当[1]

注 1　通し番号 7 は、1976（昭和 51）年 2 月 28 日の審査会で審査された No.1～3 と区別して「優生保護法第■条該当」記載があることと、上記の優生手術費個人別明細書に「25 歳、女」がないことを考慮すると第 12 条扱いと思われる。

・「表 5・2－1　1975（昭和 50）年度優生保護審査会」によれば、1975（昭和 50）年度の優生保護審査会は 2 回開催され、期日は 8 月 30 日、2 月 27 日で、第 1 回（8 月 30 日）は 3 人が審査会にかけられて、第 2 回（2 月 27 日）は 4 人で、合計で 7 人になる。

・審査会にかけられていて、個人別明細書にないのは、1976（昭和 51）年 2 月 28 日の「女、25 才」である。当該女性（通し番号 7）は、1976（昭和 51）年 2 月 28 日の審査会で審査された No.1～3 と区別して「優生保護法第■条該当」記載があることから法第 12 条該当者と思われる。また、「手術実施年月日」が未記載であるから、手術未実施のため個人別明細書には記載されなかったと思われる。

・個人別明細書に掲載されていて、審査会に諮られていないのは、No.４（女、１４才）と No.８（男、２７才）である。前年度の審査会で諮られたと思われる。

6　1976（昭和 51）年度～1986（昭和 61）の優生手術個人別台帳

1975（昭和 50）年度から 1986（昭和 61）年度までの「優生手術個人別明細書」「優生手術個人別台帳」（表 6・1）に基づいて、優生手術の実態を明らかにする。

表 6－1　1976 年度～1986 年度の優生手術関係資料

番号	年月日	文書名	ページ数
217	19761111	昭和 51 年度優生手術個人別明細書	1067~1068
216	19771111	昭和 52 年度優生手術個人別明細書	1065~1066

215	19781111	昭和 53 年度優生手術個人別明細書	1062~1064
214	19791111	昭和 54 年度優生手術個人別明細書	1059~1061
213	19811111	昭和 56 年度優生手術個人別台帳	1057~1058
212	19861111	昭和 61 年度優生手術個人別台帳	1055~1056

6・1　1976（昭和 51）年度の優生手術

表 6・1－1　1976 年度の優生手術個人別明細

通番	年度	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	入院日数	患者旅費	付添人旅費
862	1976	1						―		

注 1「昭和 51 年度優生手術費支払関係、同国庫補助金関係綴により 54 年 3 月作成」とある。
注 2 表紙に「今年度審査会開催せず」との記載あり。

1976（昭和 51）年度は、「今年度審査会開催せず」（「昭和 51 年度　優生手術個人別明細書　公衆衛生課」の表紙に記載）とある。表 6・1 より、「優生手術個人別明細書」の一覧には、1 人該当者がいる。手術年月日や入院日数等は不明であるが、「優生手術医療費」として「手術料　9700 円」「注射料　500 円」「処置料（含薬価）　7880 円」「小計 18080 円」とある。「手術料　9700 円」との額から男性であると推測でき、入院はしていないが手術はしていることがわかる。また、「患者」「付添人」の「運賃」「日当」に記載がないから、手術実施病院の入院患者かも知れない。さらに、「今年度審査会開催せず」とあるから、前年度の審査会で「適」となった対象者だと思われる。

6・2　1977（昭和 52）年度の優生手術

資料 216「昭和 52 年度優生手術個人別明細書」から、表 6・2－1　1977 年度の優生手術個人別明細書を作成した。明細書の欄外に「昭和 52 年度優生手術支払関係綴により、54 年 3 月作成」との記載がある。又表紙には、「今年度審査会開催せず」との記載がある。

表 6・2－1　1977 年度の優生手術個人別明細書

通番	年度	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	入院日数	患者旅費	付添人旅費
863	1977	1						11		

注、昭和 52 年度優生手術費支払関係、同国庫補助金関係綴により 54 年 3 月作成とある。

1977（昭和 52）年度は、「今年度審査会開催せず」（「昭和 52 年度　優生手術個人別明細書　公衆衛生課」の表紙に記載）とある。表 6・2－1 より、1 人該当者がいる。入院日数は 11 日で、

「優生手術医療費」として「手術料（含麻酔）20180 円」「入院料　31620 円」「注射料　36240 円」「処置料（含薬価検査）　27090 円」「小計 115130 円」とある。「手術料　20180 円」との額から女性であると推測できる。また、1977（昭和 52）年度及び 1976（昭和 51）年度は審査会は開催されていなかいら、それ以前の審査会で「適」とされた対象者の手術にかかわると思われる。なお、患者・付添人の「運賃」「日当」の記載がないから、手術実施病院の入院患者の可能性がある。

6・3　1978（昭和 53）年度の優生手術

資料 215「昭和 53 年度優生手術個人別明細書」綴りには、「昭和 53 年度優生手術費交付金個人別明細書」と優生保護審査会（1 回開催）の名簿が綴じられている。「昭和 53 年度優生手術費交付金個人別明細書」から「表 6・3・1－1」を作成した。

6・3・1　優生手術個人別明細書

表 6・3・1－1　1978（昭和 53）年度優生手術費交付金個人別明細書

通番	年度	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	入院日数	患者旅費	付添人旅費	備考
864	1978	1	19	男			精管切断術	6		○	54.1.22 審査会分
865	1978	2	16	女	〃	〃	卵管結紮術	6		○	〃
866	1978	3	15	女	〃	〃	卵管結紮術	6		○	〃
867	1978	4	18	女		〃	卵管結紮術	6		○	〃
868	1978	5	14	女	〃	〃	卵管結紮術	13		○	〃

1978（昭和 53）年度の優生手術費交付金個人別明細書には、5 人分が記載され、男は 1 名で No1（19 才・男）、女は 4 名で、No2（16 才・女），3（15 才・女），4（18 才・女），5（14 才・女）だった。5 人は、同一病院で優生手術を受けている。入院日数は、6 日・4 人、13 日・1 人だった。いずれも患者の「運賃」「日当」はないが、付添人の「運賃」「日当」の支出がある。また、「54.1.22 審査会分」との記載が、No 1 ～6 まで記載があるから、1979（昭和 54）年 1 月 22 日の優生保護審査会で審査された人たちであることがわかる。

6・3・2　優生保護審査会

表 6・3・2－1　1978（昭和 53）年度の優生保護審査会

審査会開催期日	通し番号	被手術者名	年令	性別	被手術者現住所	申請理由	手術者名	手術者住所	申請者名	申請者住所	審査結果	手術実施月日

1979.01.22	1	16	女							適	54.■■	優生保護法第■条該当
	2	15	女	〃	〃	〃	〃	〃	〃	適	54.■■	〃
	3	19	男	〃	〃	〃	〃	〃	〃	適	54.■■	〃
	4	18	女	〃		〃	〃	〃	〃	適	54.■■	〃
	5	14	女	〃		〃	〃	〃	〃	適	54.■■	〃
	6	30	女							適		優生保護法第■条該当者

注1　通し番号 6 は、1979（昭和 54）年 1 月 22 日の審査会で審査された No.1～5 と区別して「優生保護法第■条該当」との記載があることと、上記の優生手術費個人別明細書に「30 歳、女」がないことを考慮すると第 12 条扱いと思われる。

1978（昭和 53）年度の優生保護審査会は 1979（昭和 54）年 1 月 22 日に開催され、優生手術対象者の第 4 条（推定）の対象者は 5 人、第 12 条（推定）の対象者は 1 人だった。推定の理由は、通し番号 6 は、1979（昭和 54）年 1 月 22 日の審査会で審査された No.1～5 と区別して「優生保護法第■条該当」との記載があることと、優生手術費個人別明細書に「30 歳、女」がないことを考慮すると第 12 条扱いと思われる。

6 人の内訳は、男 1 人、女 5 人だった。法第 4 条の対象者の年齢は全員 10 代だった。男女では、男性は 1 人、女性は 5 人だった。優生手術の術式は、女は卵管結索術、男は精管切断術だった。法第 4 条の 5 人については、1979（昭和 54）年に手術が実施されている。

番号	年月日	文書名	ページ数
219	19741111	昭和 49 年度優生手術個人別支出明細書	1072~1077
218	19751111	昭和 50 年度優生手術個人別明細書	1069~1071
217	19761111	昭和 51 年度優生手術個人別明細書	1067~1068
216	19771111	昭和 52 年度優生手術個人別明細書	1065~1066
215	19781111	昭和 53 年度優生手術個人別明細書	1062~1064
214	19791111	昭和 54 年度優生手術個人別明細書	1059~1061
213	19811111	昭和 56 年度優生手術個人別台帳	1057~1058
212	19861111	昭和 61 年度優生手術個人別台帳	1055~1056

6・4　1979（昭和 54）年度の優生手術

資料 214「昭和 54 年度優生手術個人別明細書」の「昭和 54 年度優生手術費交付金個人別支出明細書」から表 6・4－1 を作成した。それによると No 1 は、「性」「手術術式」の黒塗りのため男女は特定ができない。入院日数は 11 日で、付添人がいた。「優生手術医療費」として「手術料　16860 円」「入院料（含初診料）　40810 円」「注射料（含薬価料）　9170 円」「処置料　1800 円」「小計 68640 円」とある。優生手術費の交付金を支出していることから、法第 4 条の該当であると推定できる。

表６・４－１　1979（昭和 54）年度優生手術個人別明細書

通番	年度	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	入院日数	患者旅費	付添人旅費
869	1979	1						11		○

表６・４－２　1979（昭和 54）年度の優生保護審査会

審査会開催期日	通し番号	被手術者名	年令	性別	被手術者現住所	申請理由	手術者名	手術者住所	申請者名	申請者住所	審査結果	手術実施月日
1979.12.14	1										適	優生保護法第■条該当 55.■■

1979（昭和 54）年度は、優生保護審査会は 1 回、1979（昭和 54）年 12 月 14 日に開催された。表６・４－2 より、1 人該当者がいた。手術は 1980（昭和 55）年に実施（ただし月日は不明）した。この 1 人が、表６・４－1 と同一人物の可能性もある。同一人物ならば、表６・４－1 は「昭和 54 年度」の支出明細書であるから、昭和 55 年 1 月から 3 月末までに手術が実施されたことになる。

1980（昭和 55）年度の資料はない。

６・５　1981（昭和 56）年度の優生手術

資料 213「昭和 56 年度優生手術個人別台帳」には優生保護審査会の記録がある。それを、表 ６・５－1 に示した。1981（昭和 56）年度は、優生保護審査会は 1 回、1981（昭和 56）年 11 月 9 日に開催された。表６・５－1 より、1 人該当者がいて「適」となった。手術年月日は不明である。法第 4 条か 12 条かは不明である。

1982 年から 1985 年の資料はない。

表６・５－１　1981 年度の優生保護審査会

審査会開催期日	通し番号	被手術者				該当条例	申請理由	申請者		審査結果	手術者		手術実施年月日
		氏名	性別	年令	住所			氏名	住所		氏名	住所	
1981.11.09	1									適			

６・６　1986（昭和 61）年度の優生手術

資料 212「昭和 61 年度優生手術個人別台帳」には 1986（昭和 61）年度の優生保護審査会の記録が載っている。そこから表 6・6－1 を作成した。

1986（昭和 61）年度は、優生保護審査会は 2 回開催され、期日は 1986（昭和 61）年 10 月 3 日と 11 月 11 日に開催された。表 6・6－1 より、10 月 3 日の対象者と 11 月 11 日の対象者は、名前、性別、年令、住所等が同じであることから、同一人物であると言える。すなわち、10 月 3 日に「保留」となったので、11 月 11 日に再審査をして、今度は「否」となったことになる。これが第 4 条なのか、12 条なのかは判断できない。

優生手術個人別台帳の資料はこの年度までで、欄外に「平成 8 年 9 月 25 日優生保護法の改正による優生保護審査会の廃止」と記載されている。

表 6・6－1　1986（昭和 61）年度の優生保護審査会

審査会開催期日	通し番号	被手術者				該当条例	申請理由	申請者		審査結果	手術者		手術実施年月日
		氏名	性別	年令	住所			氏名	住所		氏名	住所	
S 61.10.3	1					条				保留			
S 61.11.11	2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	否			

注　欄外に「平成 8 年 9 月 25 日優生保護法の改正による優生保護審査会の廃止。」との記載あり。

Ⅶ　資料

「優生手術個人別台帳一覧－1963年度～1981年度－」

1963（昭和38）年度から1981（昭和56）年度までの優生手術個人別台帳の記載の一覧を掲載する。

表1　優生手術個人別台帳一覧（1963〈昭和38〉年度～1981〈昭和56〉年度）

通番	年度	No	年令	性	疾患名	手術実施病院名	手術術式	手術年月日	入院日数
1	1963	1	27						
2	1963	2	29		〃	〃			
3	1963	3	37		〃	〃			
4	1963	4	9		〃	〃			
5	1963	5	31		〃	〃			
6	1963	6	37		〃	〃			
7	1963	7	28		〃	〃			
8	1963	8	12	女			マドレーネル氏法	1965	7
9	1963	9	17		〃				
10	1963	10	27		〃	〃			
11	1963	11	17			〃			
12	1963	12	33	女		〃	マドレーネル氏法	1965	10
13	1963	13	23						
14	1963	14	13		〃	〃			
15	1963	15	29		〃	〃			
16	1963	16	14		〃	〃			
17	1964	1	37	女			マドレーネル氏法	1965	10
18	1964	2	31		〃	〃			
19	1964	3	28			〃			
20	1964	4	26			〃			
21	1964	5	13		〃	〃			
22	1964	6	32		〃	〃			
23	1964	7	20		〃	〃			
24	1964	8	33			〃			
25	1964	9	12			〃			
26	1964	10	20	女	〃		マドレーネル氏法	1965	8
27	1964	11	29	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
28	1964	12	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
29	1964	13	15		〃	〃			
30	1964	14	20	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
31	1964	15	11	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
32	1964	16	24	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
33	1964	17	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10

34	1964	18	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
35	1964	19	15		〃	〃			
36	1964	20	15	女	改頁		マドレーネル氏法	1965	10
37	1964	21	28	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
38	1964	22	33	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	11
39	1964	23	21	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
40	1964	24	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
41	1964	25	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
42	1964	26	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
43	1964	27	29	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
44	1964	28	40		〃	〃			
45	1964	29	21	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
46	1964	30	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
47	1964	31	19	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
48	1964	32	30	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
49	1964	33	15	男			精管結紮切除術	1965	5
50	1964	34	25	男	〃	〃	精管結紮切除術	1965	5
51	1964	35	35	男	〃	〃	精管結紮切除術	1965	5
52	1964	36	15		〃	〃			
53	1964	37	22	男	〃	〃	精管結紮切除術	1965	5
54	1964	38	16	男	改頁		精管結紮切除術	1965	5
55	1964	39	37		〃	〃			
56	1964	40	17	男	〃	〃	精管結紮切除術	1965	5
57	1965	1	27	女			マドレーネル氏法	1965	10
58	1965	2	18	女		〃	マドレーネル氏法	1965	10
59	1965	3	40	女		〃	マドレーネル氏法	1965	10
60	1965	4	14	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
61	1965	5	21	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
62	1965	6	19	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
63	1965	7	28	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
64	1965	8	12	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
65	1965	9	25	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
66	1965	10	30	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
67	1965	11	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
68	1965		14	女			マドレーネル氏法	1965	7
69	1965	12	28	女			マドレーネル氏法	1965	10
70	1965	13	20	男			精管結紮切除術	1965	5
71	1965	14	39		〃	〃			

72	1965	15	19		〃	〃			
73	1965	16	10	男	〃	〃	精管結紮切除術	1965	6
74	1965	17	32	男	〃	〃	精管結紮切除術	1965	5
75	1965	18	21	男			精管切断術	1965	5
76	1965	19	22	男	〃	〃	精管切断術	1965	5
77	1965	20	17	男	〃	〃	精管切断術	1965	5
78	1965	21	23	男	〃	〃	精管切断術	1965	5
79	1965	22	22	男	〃	〃	精管切断術	1965	5
80	1965	23	16	男	〃		精管切断術	1965	0
81	1965	24	40	男			精管切断術	1965	4
82	1965	25	22	男			精管切断術	1965	5
83	1965	26	17	男			精管切断術	1965	5
84	1965	27	25		〃	〃			
85	1965	28	21	男	〃	〃	精管切断術	1965	5
86	1965	29	34	男	〃	〃	精管切断術	1965	5
87	1965	30	23	男	〃	〃	精管切断術	1965	5
88	1965	31	26			〃			
89	1965	32	11	男		〃	精管切断術	1965	5
90	1965	33	22	男	〃	〃	精管切断術	1965	5
91	1965	34	21	男	〃	〃	精管切断術	1965	5
92	1965	35	33	男	〃	〃	精管切断術	1965	5
93	1965	36	14	男			精管切断術	1965	5
94	1965	37	21	男	〃	〃	精管切断術	1965	5
95	1965	38	18	男	〃	〃	精管切断術	1965	5
96	1965	39	20	男	〃	〃	精管切断術	1965	5
97	1965	40	13	男			精管切断術	1965	
98	1965	41	10	男			精管切断術	1965	5
99	1965	42	18	女			マドレーネル氏法	1965	10
100	1965	43	26	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
101	1965	44	19	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
102	1965	45	21	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
103	1965	46	14	女			マドレーネル氏法	1965	12
104	1965	47	13	女			マドレーネル氏法	1965	10
105	1965	48	10	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
106	1965	49	29	女		〃	マドレーネル氏法	1965	10
107	1965	50	13	女		〃	マドレーネル氏法	1965	10
108	1965	51	39	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
109	1965	52	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10

110	1965	53	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
111	1965	54	12	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
112	1965	55	16	女			マドレーネル氏法	1965	10
113	1965	56	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
114	1965	57	16						
115	1965	58	22	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
116	1965	59	14	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
117	1965	60	12		〃	〃			
118	1965	61	14		〃	〃			
119	1965	62	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
120	1965	63	33		〃	〃			
121	1965	64	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
122	1965	65	14		〃	〃			
123	1965	66	16		〃	〃			
124	1965	67	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
125	1965	68	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
126	1965	69	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
127	1965	70	13		〃	〃			
128	1965	71	28	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
129	1965	72	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
130	1965	73	20	女			マドレーネル氏法	1965	10
131	1965	74	14		〃	〃			
132	1965	75	36	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
133	1965	76	32		〃	〃			
134	1965	77	15		〃	〃			
135	1965	78	13		〃	〃			
136	1965	79	12		〃	〃			
137	1965	80	11		〃	〃			
138	1965	81	28	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1965	10
139	1965	82	25						
140	1965	83	14		〃	〃			
141	1965	84	14	男	〃	〃	精管結紮	1965	5
142	1965	85	24		〃	〃			
143	1965	86	17	男	〃	〃	精管結紮	1965	5
144	1965	87	20	男	〃	〃	精管結紮	1966	6
145	1965	88	14	男	〃	〃	精管結紮	1965	6
146	1965	89	16		〃	〃			
147	1965	90	17	男	〃	〃	精管結紮	1965	5

148	1965	91	29	男			精管結紮	1965	5
149	1965	92	23		〃	〃			
150	1965	93	12	男	〃	〃	精管結紮	1965	6
151	1965	94	14	男	〃	〃	精管結紮	1965	5
152	1965	95	34						
153	1965	96	20		〃	〃			
154	1965	97	15		〃	〃			
155	1965	98	13		〃	〃			
156	1965	99	21		〃	〃			
157	1965	100	28		〃	〃			
158	1965	101	31		〃	〃			
159	1965	102	15		〃	〃			
160	1965	103	22		〃	〃			
161	1965	104	23		〃	〃			
162	1965	105	28		〃	〃			
163	1965	106	19		〃	〃			
164	1965	107	12		〃	〃			
165	1965	108	27		〃	〃			
166	1965	109	19						
167	1965	110	33		〃	〃			
168	1965	111	21		〃	〃			
169	1965	112	15		〃	〃			
170	1965	113	16		〃	〃			
171	1965	114	31		〃	〃			
172	1965	115	11		〃	〃			
173	1965	116	11		〃	〃			
174	1965	117	43		〃	〃			
175	1965	118	23		〃	〃			
176	1965	119	18		〃	〃			
177	1965	120	16		〃	〃			
178	1965	121	15		〃	〃			
179	1965	122	38		〃	〃			
180	1965	123	30		〃	〃			
181	1965	124	38		〃	〃			
182	1965	125	15		〃	〃			
183	1965	126	17		〃	〃			
184	1965	127	14		〃	〃			
185	1966	1	13	男			精管結紮術	1966■	5

186	1966	2	15	男	〃	〃	精管結紮術	1966	5
187	1966	3	13	男	〃	〃	精管結紮術	1966	5
188	1966	4	33	男	〃	〃	精管結紮術	1966	5
189	1966	5	30	男	〃	〃	精管結紮術	1966	5
190	1966	6	25	男	〃	〃	精管結紮術	1966	6
191	1966	7	22	男	〃	〃	精管結紮術	1966	6
192	1966	8	16	男	〃	〃	精管結紮術	1966	1
193	1966	9	15	男	〃	〃	精管結紮術	1966	1
194	1966	10	15	男	〃	〃	精管結紮術	1966	5
195	1966	11	28	男	〃	〃	精管結紮術	1966	5
196	1966	12	28	男	〃	〃	精管結紮術	1966	5
197	1966	13	33	男	〃	〃	精管結紮術	1966	5
198	1966	14	22	男	〃	〃	精管結紮術	1966	5
199	1966	15	18	男	〃	〃	精管結紮術	1966	5
200	1966	16	24	男	〃	〃	精管結紮術	1966	5
201	1966	17	19	男	〃	〃	精管結紮術	1966	5
202	1966	18	15	男	〃	〃	精管結紮術	1966	6
203	1966	19	16	男	〃	〃	精管結紮術	1966	6
204	1966	20	17	男	〃	〃	精管結紮術	1966	5
205	1966	21	15	男	〃	〃	精管結紮術	1966	5
206	1966	22	16	男	〃	〃	精管結紮術	1966	5
207	1966	23	16	男	改頁		精管結紮術	1966	5
208	1966	24	25	男	〃	〃	精管結紮術	1966	6
209	1966	25	26	男	〃	〃	精管結紮術	1966	6
210	1966	26	19	男	〃	〃	精管結紮術	1966	6
211	1966	27	21	男	〃	〃	精管結紮術	1966	6
212	1966	28	13	男	〃	〃	精管結紮術	1966	5
213	1966	29	16	男	〃	〃	精管結紮術	1966	5
214	1966	30	29	男	〃	〃	精管結紮術	1966	5
215	1966	31	22	男	〃	〃	精管結紮術	1966	5
216	1966	32	18	男	〃	〃	精管結紮術	1966	7
217	1966	33	15	男	〃	〃	精管結紮術	1966	5
218	1966	34	17	男	〃	〃	精管結紮術	1966	6
219	1966	35	12	男	〃	〃	精管結紮術	1966	5
220	1966	36	18	男	〃	〃	精管結紮術	1966	5
221	1966	37	18	男	〃	〃	精管結紮術	1966	5
224	1966	38	23	男	〃	〃	精管結紮術	1966	5
225	1966	39	18	男	〃	〃	精管結紮術	1966	5

226	1966	40	15	男	〃	〃	精管結紮術	1966	5
227	1966	41	16	男	〃	〃	精管結紮術	1966	5
228	1966	42	14	男	〃	〃	精管結紮術	1966	5
229	1966	43	18	男	〃	〃	精管結紮術	1966	6
230	1966	44	21	男	〃	〃	精管結紮術	1966	5
231	1966	45	31	男		改頁	精管結紮除	1966	5
232	1966	46	13	男		〃	精管結紮除	1966	4
233	1966	47	16	男		〃	精管結紮除	1966	4
234	1966	48	16	男		〃	精管結紮除	1966	4
235	1966	49	15	女	改頁		マドレーネル氏法	1966	10
236	1966	50	30	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
237	1966	51	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
238	1966	52	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
239	1966	53	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
240	1966	54	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
241	1966	55	38	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
242	1966	56	12	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
243	1966	57	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
244	1966	58	11	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
245	1966	59	14	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
246	1966	60	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
247	1966	61	14	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
248	1966	62	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
249	1966	63	23	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
250	1966	64	26	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
251	1966	65	26	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
252	1966	66	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
253	1966	67	30	女	改頁		マドレーネル氏法	1966	10
254	1966	68	30	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
255	1966	69	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
256	1966	70	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
257	1966	71	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
258	1966	72	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
259	1966	73	28	女	〃		マドレーネル氏法	1966	10
260	1966	74	17	女	〃		マドレーネル氏法	1966	10
261	1966	75	41	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
262	1966	76	36	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
263	1966	77	42	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10

264	1966	78	36	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
265	1966	79	32	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
266	1966	80	32	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
267	1966	81	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
268	1966	82	41	女	〃		マドレーネル氏法	1966	10
269	1966	83	30	女	〃		マドレーネル氏法	1966	10
270	1966	84	28	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
271	1966	85	19	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
272	1966	86	14	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
273	1966	87	22	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
274	1966	88	26	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
275	1966	89	24	女	〃	改頁	マドレーネル氏法	1966	10
276	1966	90	25	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
277	1966	91	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
278	1966	92	11	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
279	1966	93	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
280	1966	94	31	女			腹式術	1966	8
281	1966	95	33	女			腹式卵管結索術	1966	14
282	1966	96	46	女	〃		マドレーネル法卵管圧挫結索法	1966	
283	1966	97	20	女	〃		マドレーネル氏法	1966	10
284	1966	98	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1966	10
285	1966	99	20		〃	〃			2
286	1966	100	41	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967	10
287	1966	101	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967	10
288	1966	102	37	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967	10
289	1966	103	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967	10
290	1966	104	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967	11
291	1966	105	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967	11
292	1966	106	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967	11
293	1966	107	28	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967	10
294	1966	108	14	女	〃	〃	中止	1967	2
295	1967	1	24	男			精管結紮切除	1967	5
296	1967	2	25	男	〃	〃	精管結紮切除	1967	5
297	1967	3	16	男	〃	〃	精管結紮切除	1967	5
298	1967	4	14	男	〃	〃	精管結紮切除	1967	5
299	1967	5	15	男	〃	〃	精管結紮切除	1967	6
300	1967	6	17	男	〃	〃	精管結紮切除	1967	6
301	1967	7	23	男	〃	〃	精管結紮切除	1967	6

302	1967	8	26	男	〃	〃	精管結紮切除	1967	6
303	1967	9	18	男	〃	〃	精管結紮切除	1967	6
304	1967	10	19	男	〃	〃	精管結紮切除	1967	5
305	1967	11	17	男	〃	〃	精管結紮切除	1967	5
306	1967	12	17	男	〃	〃	精管結紮切除	1967	5
307	1967	13	30	男		〃	精管結紮切除	1967	6
308	1967	14	15	男		〃	精管結紮切除	1967	5
309	1967	15	16	男	〃	〃	精管結紮切除	1967	5
310	1967	16	20	男	〃	〃	精管結紮切除	1967	5
311	1967	17	33	男	〃	〃	精管結紮切除	1967	5
312	1967	18	21	男			精管切断術（両側）	1967	5
313	1967	19	35	男		〃	両側精管切断術	1967	5
314	1967	20	10	男	改頁		精管結紮切除	1967	5
315	1967	21	11	男	〃	〃	精管結紮切除	1967	5
316	1967	22	10	男	〃	〃	精管結紮切除	1967	5
317	1967	23	11	男	〃	〃	精管結紮切除	1967	5
318	1967	24	32	男	改頁		精管結紮切除	1967	2
319	1967	25	22	男	〃	〃	精管結紮切除	1967	2
320	1967	26	25	男	〃	〃	精管結紮切除	1967	5
321	1967	27	15	男	〃	〃	精管結紮切除	1967	5
322	1967	28	15	男	〃	〃	精管結紮切除	1967	6
323	1967	29	14	男	〃	〃	精管結紮切除	1967	6
324	1967	30	14	男	〃	〃	精管結紮切除	1967	5
325	1967	31	23	男	改頁		精管結紮切除	1967	5
326	1967	32	17	男	〃	〃	精管結紮切除	1967	5
327	1967	33	16	男	〃	〃	精管結紮切除	1967	5
328	1967	34	21	男	〃	〃	精管結紮切除	1967	5
329	1967	35	18	男	改頁		精管結紮切除	1967	8
330	1967	36	17	男	〃	〃	精管結紮切除	1967	5
331	1967	37	20	男		〃	精管結紮切除	1967	5
332	1967	38	30	男		〃	精管結紮切除	1967	5
333	1967	39	15	女	改頁		マドレーネル氏法	1967	10
334	1967	40	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967	10
335	1967	41	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967	10
336	1967	42	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967	10
337	1967	43	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967	10
338	1967	44	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967	10
339	1967	45	34	女			マドレーネル氏法	1967	12

340	1967	46	18	女			マドレーネル氏法	1967	10
341	1967	47	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967	10
342	1967	48	19	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967	10
343	1967	49	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967	10
344	1967	50	14	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967	10
345	1967	51	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967	10
346	1967	52	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967	10
347	1967	53	28	女	改頁		マドレーネル氏法	1967	10
348	1967	54	19	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967	10
349	1967	55	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967	10
350	1967	56	17	女	改頁		マドレーネル氏法	1967	10
351	1967	57	17	女		〃	マドレーネル氏法	1967	10
352	1967	58	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967	10
353	1967	59	18	女			マドレーネル氏法	1967	10
354	1967	60	20	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967	10
355	1967	61	30	女		〃	マドレーネル氏法	1967	10
356	1967	62	39	女		〃	マドレーネル氏法	1967	10
357	1967	63	24	女	改頁		マドレーネル氏法 腹式卵管結索法	1967	
358	1967	64	15	女	改頁		マドレーネル氏法	1967	10
359	1967	65	12	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967	10
360	1967	66	11	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967	10
361	1967	67	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967	10
362	1967	68	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967	10
363	1967	69	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967	10
364	1967	70	12	女	改頁		マドレーネル氏法	1967	10
365	1967	71	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967	10
366	1967	72	22	女		〃	マドレーネル氏法	1967	10
367	1967	73	32	女		〃	マドレーネル氏法	1967	10
368	1967	74	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967	12
369	1967	75	32	女	〃	改頁	腹式マドレーネル氏法	1967	4
370	1967	76	38	女	改頁		腹式卵管結紮術	1967	10
371	1967	77	15	女	改頁		両側卵管結紮術	1967	
372	1967	78	31	女	改頁		マドレーネル氏法	1967	10
373	1967	79	33	女	改頁	〃	マドレーネル氏法	1967	10
374	1967	80	29	女		〃	マドレーネル氏法	1967	10
375	1967	81	18	女	改頁		マドレーネル氏法	1967	12
376	1967	82	31	女	改頁		マドレーネル氏法	1967	10
377	1967	83	32	女		〃	マドレーネル氏法	1967	10

378	1967	84	13	女		〃	マドレーネル氏法	1967	10
379	1967	85	27	女		〃	マドレーネル氏法	1967	10
380	1967	86	33	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967	10
381	1967	87	35	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1967	10
382	1967	88	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968	10
383	1967	89	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968	10
384	1967	90	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968	10
385	1968	1	16	男			精管結紮切除	1968	1
386	1968	2	15	男	〃	〃	精管結紮切除	1968	1
387	1968	3	16	男	〃	〃	精管結紮切除	1968	1
388	1968	4	16	男	〃	〃	精管結紮切除	1968	5
389	1968	5	16	男	〃	〃	精管結紮切除	1968	5
390	1968	6	18	男	〃	〃	精管結紮切除	1968	5
391	1968	7	18	男	〃	〃	精管結紮切除	1968	5
392	1968	8	16	男	〃	〃	精管結紮切除	1968	6
393	1968	9	15	男	〃	〃	精管結紮切除	1968	5
394	1968	10	14	男	〃	〃	精管結紮切除	1968	5
395	1968	11	13	男	〃	〃	精管結紮切除	1968	5
396	1968	12	15	男	〃	〃	精管結紮切除	1968	5
397	1968	13	20	男		〃	精管結紮切除	1968	5
398	1968	14	23	男	〃	〃	精管結紮切除	1968	5
399	1968	15	18	男	〃	〃	精管結紮切除	1968	5
400	1968	16	17	男			両側精管切断	1968	6
401	1968	17	19	男	〃		精管結紮切除	1968	5
402	1968	18	13	男	〃	〃	精管結紮切除	1968	5
403	1968	19	20	男	〃	〃	精管結紮切除	1968	5
404	1968	20	18	男	〃	〃	精管結紮切除	1968	6
405	1968	21	14	男	〃	〃	精管結紮切除	1968	5
406	1968	22	15	男	〃	〃	精管結紮切除	1968	5
407	1968	23	16	男	改頁		精管結紮切除	1968	5
408	1968	24	16	男	〃	〃	精管結紮切除	1968	5
409	1968	25	14	男	〃	〃	精管結紮切除	1968	5
410	1968	26	26	男	〃	〃	精管結紮切除	1968	5
411	1968	27	19	男	〃	〃	精管結紮切除	1968	5
412	1968	28	33	男	〃	〃	精管結紮切除	1968	5
413	1968	29	14	男	〃	〃	精管結紮切除	1968	5
414	1968	30	34	男		〃	精管結紮切除	1968	5
415	1968	31	19	男		〃	精管結紮切除	1968	5

416	1968	32	16	男		〃	精管結紮切除	1968	5
417	1968	33	21	男		〃	精管結紮切除	1968■	
418	1968	34	23	男		〃			
419	1968	35	21	女	改頁		腹式卵管圧座結紮術	1968	7
420	1968	36	37	女	〃		卵管結紮	1968	
421	1968	37	15	女	〃		卵管結紮	1968	13
422	1968	38	17	女	〃		マドレーネル氏法	1968	10
423	1968	39	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968	10
424	1968	40	19	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968	10
425	1968	41	39	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968	10
426	1968	42	19	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968	10
427	1968	43	35	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968	10
428	1968	44	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968	10
429	1968	45	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968	10
430	1968	46	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968	10
431	1968	47	11	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968	10
432	1968	48	18	女		〃	マドレーネル氏法	1968	10
433	1968	49	20	女		〃	マドレーネル氏法	1968	10
434	1968	50	17	女		〃	マドレーネル氏法	1968	10
435	1968	51	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968	10
436	1968	52	40	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968	10
437	1968	53	34	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968	10
438	1968	54	32	女		〃	マドレーネル氏法	1968	10
439	1968	55	28	女		〃	マドレーネル氏法	1968	10
440	1968	56	24	女	〃		卵管結紮	1968	10
441	1968	57	26	女	改頁		腹式卵管結紮術	1968	16
442	1968	58	35	女			腹式卵管結紮術	1968	10
443	1968	59	32	女			腹式卵管結紮術	1968	10
444	1968	60	42	女		〃	マドレーネル氏法	1968	10
445	1968	61	20	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968	10
446	1968	62	37	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968	10
447	1968	63	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968	10
448	1968	64	30	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968	10
449	1968	65	34	女			卵管圧座結紮法	1968	14
450	1968	66	15	女			マドレーネル氏法	1968	9
451	1968	67	12	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968	9
452	1968	68	14	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968	9
453	1968	69	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968	10

454	1968	70	20	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968	10
455	1968	71	37	女	〃		腹式卵管結紮術	1968	14
456	1968	72	19	女	〃		マドレーネル氏法	1968	8
457	1968	73	21	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968	8
458	1968	74	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968	8
459	1968	75	20	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968	9
460	1968	76	19	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968	9
461	1968	77	12	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968	9
462	1968	78	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968	9
463	1968	79	11	女		改頁	マドレーネル氏法	1968	9
464	1968	80	27	女		〃	マドレーネル氏法	1968	
465	1968	81	32	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968	
466	1968	82	34	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1968	
467	1968	83	31	女		〃	マドレーネル氏法	1968	
468	1968	84	24	女		〃	マドレーネル氏法	1968	
469	1969	1	22	女			卵管結紮術		13
470	1969	2	31	女	〃		マドレーネル氏法		13
471	1969	3	21	女	〃		腹式卵管圧座結紮術		12
472	1969	4	29	女	〃	〃	腹式卵管圧座結紮術		10
473	1969	5	32	女	〃	〃	腹式卵管圧座結紮術		16
474	1969	6	29	女			腹式卵管圧座結紮術		12
475	1969	7	37	女			マドレーネル氏法		12
476	1969	8	29	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
477	1969	9	12	女	〃		マドレーネル氏法		10
478	1969	10	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
479	1969	11	23	女	〃	〃	マドレーネル氏法		12
480	1969	12	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
481	1969	13	20	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
482	1969	14	30	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
483	1969	15	34	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
484	1969	16	21	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
485	1969	17	14	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
486	1969	18	14	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
487	1969	19	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
488	1969	20	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
489	1969	21	11	女	〃	〃			2
490	1969	22	32	女	改頁		マドレーネル氏法		10
491	1969	23	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10

492	1969	24	33	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
493	1969	25	25	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
494	1969	26	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
495	1969	27	20	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
496	1969	28	38	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
497	1969	29	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
498	1969	30	36	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
499	1969	31	27	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
500	1969	32	20	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
501	1969	33	21	女	〃	〃	※手術料なし		2
502	1969	34	21	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
503	1969	35	23	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
504	1969	36	20	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
505	1969	37	34	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
506	1969	38	33	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
507	1969	39	22	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
508	1969	40	33	女		〃	マドレーネル氏法		10
509	1969	41	38	女		〃	マドレーネル氏法		10
510	1969	42	27	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
511	1969	43	25	女	改頁		マドレーネル氏法		10
512	1969	44	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
513	1969	45	17	女	〃	〃	※手術料なし		2
514	1969	46	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
515	1969	47	21	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
516	1969	48	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
517	1969	49	26	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
518	1969	50	35	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
519	1969	51	14	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
520	1969	52	27	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
521	1969	53	36	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
522	1969	54	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
523	1969	55	27	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
524	1969	56	28	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
525	1969	57	12	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
526	1969	58	14	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
527	1969	59	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
528	1969	60	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10
529	1969	61	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法		10

530	1969	62	17	男	〃		精管切断術		4
531	1969	63	15	男	〃		精管結紮術		5
532	1969	64	20	男	改頁		精管結紮術		5
533	1969	65	31	男	〃	〃	精管切断術		5
534	1969	66	15	男	〃	〃	精管結紮術		1
535	1969	67	14	男	〃	〃	精管結紮術		1
536	1969	68	11	男	〃	〃	精管切断術		1
537	1969	69	21	男	〃	〃	精管結紮術		5
538	1969	70	14	男	〃	〃	精管結紮術		5
539	1969	71	32	男	〃	〃	精管切断術		5
540	1969	72	32	男		〃	精管結紮術		5
541	1969	73	16	男		〃	精管結紮術		5
542	1969	74	16	男	〃	〃	精管切断術		5
543	1969	75	17	男	〃	〃	精管結紮術		5
544	1969	76	14	男	〃	〃	精管結紮術		5
545	1969	77	14	男	〃	〃	精管切断術		5
546	1969	78	15	男	〃	〃	精管結紮術		5
547	1969	79	17	男	〃	〃	精管結紮術		5
548	1969	80	22	男	〃	〃	精管切断術		5
549	1969	81	17	男	〃	〃	精管結紮術		5
550	1969	82	23	男	〃	〃	精管結紮術		5
551	1969	83	41	男	〃	〃	精管切断術		5
552	1969	84	19	男	改頁		精管結紮術		3
553	1969	85	15	男	〃	〃	精管結紮術		5
554	1969	86	14	男	〃	〃	精管切断術		5
555	1969	87	14	男	〃	〃	精管結紮術		5
556	1969	88	14	男	〃	〃	精管結紮術		5
557	1970	1	32	女			マドレーネル氏法	1969	10
558	1970	2	14	女		〃	マドレーネル氏法	1970	10
559	1970	3	21	女		〃	マドレーネル氏法	1970	10
560	1970	4	20	女		〃	マドレーネル氏法	1970	10
561	1970	5	20	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970	10
562	1970	6	33	女		〃	マドレーネル氏法	1970	10
563	1970	7	15	女		〃	マドレーネル氏法	1970	10
564	1970	8	32	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970	10
565	1970	9	28	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970	10
566	1970	10	27	女		〃	マドレーネル氏法	1970	10
567	1970	11	17	女		〃	マドレーネル氏法	1970	10

568	1970	12	34	女	〃		マドレーネル氏法	1970	
569	1970	13	22	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970	
570	1970	14	35	女	〃		マドレーネル氏法	1970	10
571	1970	15	37	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970	10
572	1970	16	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970	10
573	1970	17	20	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970	10
574	1970	18	26	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970	10
575	1970	19	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970	10
576	1970	20	13	女	改頁		マドレーネル氏法	1970	10
577	1970	21	14	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970	10
578	1970	22	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970	10
579	1970	23	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970	10
580	1970	24	29	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970	10
581	1970	25	22	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970	10
582	1970	26	21	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970	10
583	1970	27	39	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970	10
584	1970	28	19	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970	10
585	1970	29	19	女		手術せず	手術せず		
586	1970	30	28	女	〃		マドレーネル氏法	1970	10
587	1970	31	21	女	〃		マドレーネル氏法	1970	10
588	1970	32	17	女	〃		マドレーネル氏法	1970	10
589	1970	33	38	女		〃	マドレーネル氏法	1970	10
590	1970	34	26	女		〃	マドレーネル氏法	1970	10
591	1970	35	21	女		〃	マドレーネル氏法	1970	10
592	1970	36	17	女	〃	〃・不明	マドレーネル氏法	1970	10
593	1970	37	15	女	〃	〃・不明	マドレーネル氏法	1970	10
594	1970	38	22	女		〃・不明	マドレーネル氏法	1970	10
595	1970	39	18	女	改頁		マドレーネル氏法	1970	10
596	1970	40	11	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970	10
597	1970	41	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970	10
598	1970	42	23	女			マドレーネル氏法	1970	9
599	1970	43	22	女			マドレーネル氏法	1970	10
600	1970	44	34	女			マドレーネル氏法	1970	18
601	1970	45	34	女	〃		マドレーネル氏法	1970	9
602	1970	46	22	女	〃		マドレーネル氏法	1970	10
603	1970	47	38	女		〃	マドレーネル氏法	1970	10
604	1970	48	23	女		〃	マドレーネル氏法	1970	10
605	1970	49	34	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970	11

606	1970	50	29	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970	10
519	1970	51	25	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970	10
607	1970	52	10	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970	10
608	1970	53	10	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970	10
609	1970	54	10	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970	10
610	1970	55	10	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970	10
611	1970	56	10	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970	10
612	1970	57	~~10~~	~~女~~	~~〃~~	~~〃~~	~~マドレーネル氏法~~	~~1970~~	~~10~~
613	1970	58	41	女	改頁		マドレーネル氏法	1970	10
614	1970	59	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970	10
615	1970	60	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970	10
616	1970	61	19	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970	10
617	1970	62	34	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1970	10
618	1970	63	23	男			精管結紮切除	1970	5
619	1970	64	28	男		〃	精管結紮切除	1970	5
620	1970	65	22	男	〃	〃	精管結紮切除	1970	5
621	1970	66	21	男	〃	〃	精管結紮切除	1970	5
622	1970	67	19	男		〃	精管結紮切除	1970	5
623	1970	68	21	男		〃	精管結紮切除	1970	5
624	1970	69	15	男	〃	〃	精管結紮切除	1970	5
625	1970	70	14	男	〃	〃	精管結紮切除	1970	5
626	1970	71	15	男	〃	〃	精管結紮切除	1970	5
627	1970	72	31	男	〃		精管結紮切除	1970	0
628	1970	73	16	男	〃		精管結紮切除	1970	1
629	1970	74	17	男	〃	〃	精管結紮切除	1970	2
630	1970	75	16	男	〃	〃	精管結紮切除	1970	1
631	1970	76	31	男			精管結紮切除	1970	0
632	1970	77	51	男			精管結紮切除	1970	5
633	1970	78	29	男		〃	精管結紮切除	1970	5
634	1970	79	20	男			精管結紮切除	1970	2
635	1970	80	17	男	〃		精管結紮切除	1970	5
636	1970	81	24	男	〃	〃	精管結紮切除	1970	5
637	1970	82	17	男	改頁		精管結紮切除	1970	5
638	1970	83	19	男	〃	〃	精管結紮切除	1970	6
639	1970	84	16	男	〃	〃	精管結紮切除	1970	5
640	1970	85	16	男	〃		精管結紮切除	1970	3
641	1970	86	24	男	〃		精管結紮切除	1971	5
642	1970	87	18	男		〃	精管結紮切除	1971	5

643	1970	88	15	男		〃	精管結紮切除	1971	5
644	1970	89	12	男	〃	〃	精管結紮切除	1970	5
645	1970	90	11	男	〃	〃	精管結紮切除	1970	5
646	1970	91	13	男	〃	〃	精管結紮切除	1970	5
647	1970	92	18	男	〃	〃	精管結紮切除	1970	5
648	1970	93	14	男	〃	〃	精管結紮切除	1971	5
649	1970	94	18	男	〃	〃	精管結紮切除	1971	5
650	1970	95	14	男	〃	〃	精管結紮切除	1971	
651	1971	1	19	男			精管結紮切除	1971	5
652	1971	2	26	男	〃	〃	精管結紮切除	1971	5
653	1971	3	11	男		〃	精管結紮切除	1971	5
655	1971	4	18	男		〃	精管結紮切除	1971	5
656	1971	5	25	男	〃	〃	精管結紮切除	1971	5
657	1971	6	19	男	〃	〃	精管結紮切除	1971	5
658	1971	7	17	男	〃	〃	精管結紮切除	1971	1
659	1971	8	14	男	〃	〃	精管結紮切除	1971	1
660	1971	9	16	男	〃	〃	精管結紮切除	1971	1
661	1971	10	16	男	〃	〃	精管結紮切除	1971	1
662	1971	11	31	男	〃	〃	精管結紮切除	1971	5
663	1971	12	30	男	〃	〃	精管結紮切除	1971	5
664	1971	13	15	男		〃	精管結紮切除	1971	5
665	1971	14	12	男	〃	〃	精管結紮切除	1971	5
666	1971	15	14	男	〃	〃	精管結紮切除	1971	5
667	1971	16	15	男	〃	〃	精管結紮切除	1971	8
668	1971	17	37	男	改頁		精管結紮切除	1971	5
669	1971	18	18	男	〃	〃	精管結紮切除	1971	5
670	1971	19	18	男	〃	〃	精管結紮切除	1971	5
671	1971	20	16	男	〃	〃	精管結紮切除	1971	5
672	1971	21	17	男	〃	〃	精管結紮切除	1971	6
673	1971	22	16	男			精管結紮切除	1972	1
674	1971	23	15	男		〃	精管結紮切除	1972	1
675	1971	24	21	男		〃	精管結紮切除	1972	1
676	1971	25	20	男			精管結紮切除	1972	5
677	1971	26	16	男		〃	精管結紮切除	1972	5
678	1971	27	25	男		〃	精管結紮切除	1972	5
679	1971	28	33	男		〃	精管結紮切除	1972	5
680	1971	29	33	女	改頁		卵管結紮術	1970	13
681	1971	30	20	女	〃		マドレーネル氏法	1971	16

682	1971	31	16	女			マドレーネル氏法	1971	10
683	1971	32	22	女		〃	マドレーネル氏法	1971	10
684	1971	33	37	女		〃	マドレーネル氏法	1971	10
685	1971	34	31	女		〃	マドレーネル氏法	1971	9
686	1971	35	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971	10
687	1971	36	21	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971	10
688	1971	37	24	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971	10
689	1971	38	24	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971	10
690	1971	39	12	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971	10
691	1971	40	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971	10
692	1971	41	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971	10
693	1971	42	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971	10
694	1971	43	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971	10
695	1971	44	21	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971	10
697	1971	45	30	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971	10
698	1971	46	23	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971	10
699	1971	47	34	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971	10
700	1971	48	14	女	改頁		マドレーネル氏法	1971	10
701	1971	49	19	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971	10
702	1971	50	33	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971	10
703	1971	51	36	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971	12
704	1971	52	23	女			マドレーネル氏法	1971	10
705	1971	53	42	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971	10
706	1971	54	33	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971	10
707	1971	55	42	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971	10
708	1971	56	19	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971	10
709	1971	57	21	女		〃	マドレーネル氏法	1971	10
710	1971	58	15	女		〃	マドレーネル氏法	1971	10
711	1971	59	10	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971	10
712	1971	60	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971	10
713	1971	61	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971	10
714	1971	62	15	女		〃	マドレーネル氏法	1971	10
715	1971	63	23	女			卵管結紮術	1971	19
716	1971	64	16	女			マドレーネル氏法	1971	10
717	1971	65	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971	10
718	1971	66	23	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1971	10
719	1971	67	15	女			マドレーネル氏法	1972	10
720	1971	68	14	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972	10

721	1971	69	12	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972	10
722	1971	70	15	女		〃	マドレーネル氏法	1972	10
723	1971	71	13	女			マドレーネル氏法	1972	8
724	1971	72	17	女			マドレーネル氏法	1972	12
725	1971	73	15	女	改頁		マドレーネル氏法	1971	9
726	1971	74	28	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972	9
727	1971	75	28	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972	9
728	1971	76	14	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972	9
729	1971	77	35	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972	9
730	1971	78	30	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972	9
731	1971	79	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972	9
732	1972	1	14	男			精管結紮切除	1972	
733	1972	2	15	男	〃	〃	精管結紮切除	1972	
734	1972	3	13	男	〃	〃	精管結紮切除	1972	5
735	1972	4	12	男	〃	〃	精管結紮切除	1972	5
736	1972	5	15	男	〃	〃	精管結紮切除	1972	5
737	1972	6	15	男	〃	〃	精管結紮切除	1972	5
738	1972	7	19	男	〃	〃	精管結紮切除	1972	5
739	1972	8	24	男		〃	精管結紮切除	1972	5
740	1972	9	20	男		〃	精管結紮切除	1972	5
741	1972	10	50	男	〃	〃		1972	5
742	1972	11	16	男		〃	精管結紮切除	1972	5
743	1972	12	37	男	〃	〃	精管結紮切除	1972	5
744	1972	13	50	男	〃	〃	精管結紮切除	1972	
745	1972	14	39	男	〃		精管結紮切除	1972	7
746	1972	15	11	男	〃		精管結紮切除	1973	
748	1972	16	13	男	〃	〃	精管結紮切除	1973	
749	1972	17	23	男	〃	〃	精管結紮切除	1972	
750	1972	18	23	男	改頁		精管結紮術	1972	
751	1972	19	13	男	〃	〃	精管結紮術	1973	
752	1972	20	15	男	〃	〃	精管結紮術	1973	
753	1972	21	14	男	〃	〃	精管結紮術	1973	
754	1972	22	33	男	〃		精管結紮術	1973	
755	1972	23	17	女			マドレーネル氏法	1972	10
756	1972	24	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972	10
757	1972	25	14	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972	10
758	1972	26	35	女	〃		マドレーネル氏法	1972	12
759	1972	27	32	女	〃			1972	10

760	1972	28	17	女	〃	〃		1972	10
761	1972	29	10	女	〃	〃		1972	10
762	1972	30	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972	10
763	1972	31	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972	10
764	1972	32	32	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972	10
765	1972	33	21	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972	10
766	1972	34	24	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972	10
767	1972	35	33	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972	10
768	1972	36	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972	10
769	1972	37	31	女	〃		マドレーネル氏法	1972	10
770	1972	38	11	女	改頁		マドレーネル氏法	1972	10
771	1972	39	16	女		〃	マドレーネル氏法	1972	10
772	1972	40	38	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972	10
773	1972	41	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972	10
774	1972	42	18	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972	10
775	1972	43	21	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972	10
776	1972	44	21	女	〃		マドレーネル氏法	1972	10
777	1972	45	32	女			マドレーネル氏法	1972	13
778	1972	46	3-	女		〃	マドレーネル氏法	1972	10
779	1972	47	36	女	〃		マドレーネル氏法	1972	9
780	1972	48	27	女			マドレーネル氏法	1972	11
781	1972	49	16	女			マドレーネル氏法	1972	13
782	1972	50	20	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972	12
783	1972	51	25	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972	8
784	1972	52	12	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972	13
785	1972	53	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1972	9
786	1972	54	33	女		〃	マドレーネル氏法	1972	8
787	1972	55	31	女			マドレーネル氏法	1972	
788	1972	56	34	女	改頁		マドレーネル氏法	1973	9
789	1972	57	34	女		〃	マドレーネル氏法	1972	11
790	1972	58	33	女		〃	マドレーネル氏法	1972	11
791	1972	59	43	女			マドレーネル氏法	1973	10
792	1972	60	29	女			マドレーネル氏法	1973	10
793	1972	61	33	女			マドレーネル氏法	1973	8
794	1972	62	14	男			精管結紮切除術	1972	1
795	1972	63	15	男		〃	精管結紮切除術	1972	1
796	1972	64	17	女			マドレーネル氏法	1972	10
797	1972	65	16	女		〃	マドレーネル氏法	1972	10

798	1972	66	14	女		〃	マドレーネル氏法	1972	10
799	1973	1	20	男			精管切除結紮法	1973	
800	1973	2	43	男		〃	精管切除結紮法	1973	
801	1973	3	17	男		〃	精管切除結紮法	1973	
802	1973	4	17	男			精管切除結紮法	1973	3
803	1973	5	19	男	〃	〃	精管切除結紮法	1973	4
804	1973	6	17	男			精管切除結紮法	1973	
805	1973	7	22	男		〃	精管切除結紮法	1973	
806	1973	8	12	男		〃	精管切除結紮法	1974	
807	1973	9	12	男		〃	精管切除結紮法	1974	
808	1973	10	36	女			マドレーネル氏法	1973	12
809	1973	11	23	女		〃	マドレーネル氏法	1973	13
810	1973	12	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1973	10
811	1973	13	15	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1973	16
812	1973	14	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1973	12
813	1973	15	11	女		〃	マドレーネル氏法	1973	10
814	1973	16	27	女			マドレーネル氏法	1973	8
815	1973	17	29	女			マドレーネル氏法	1973	8
816	1973	18	21	女	〃		マドレーネル氏法	1973	12
817	1973	19	17	女			マドレーネル氏法	1973	10
818	1973	20	28	女			マドレーネル氏法	1973	11
819	1973	21	13	女	〃		マドレーネル氏法	1973	13
820	1973	22	36	女			マドレーネル氏法	1973	15
821	1973	23	33	女			マドレーネル氏法	1973	13
822	1973	24	24	女			マドレーネル氏法	1973	7
823	1973	25	29	女	〃		マドレーネル氏法	1973	13
824	1973	26	34	女	〃		マドレーネル氏法	1974	7
825	1973	27	25	女	〃		マドレーネル氏法	1973	11
826	1973	28	17	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1974	9
827	1973	29	32	女	〃	〃		1973	13
828	1973	30	25	女	改頁		マドレーネル氏法	1973	13
829	1973	31	38	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1974	16
830	1973	32	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1974	12
831	1973	33	11	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1974	12
832	1974	1	18	男			精管切除結紮術	1974	8
833	1974	2	15	男	〃	〃	精管切除結紮術	1974	9
834	1974	3	38	男		〃	精管切除結紮術	1974	0
835	1974	4	20	男	〃	〃	精管切除結紮術	1974	2

836	1974	5	26	女			マドレーネル氏法	1974	10
837	1974	6	14	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1974	11
838	1974	7	13	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1974	9
839	1974	8	9	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1974	9
840	1974	9	10	女		〃	マドレーネル氏法	1974	10
841	1974	10	12	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1974	10
842	1974	11	28	女	〃		マドレーネル氏法	1974	16
843	1974	12	31	女			マドレーネル氏法	1974	8
844	1974	13	14	女			マドレーネル氏法	1974	22
945	1974	14	22	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1975	11
846	1974	15	20	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1975	10
847	1974	16	16	女	〃	〃	マドレーネル氏法	1975	10
848	1974	17	28	女		〃	マドレーネル氏法	1975	10
849	1974	18	27	女			マドレーネル氏法	1974	9
850	1974	19	32	女			マドレーネル氏法	1975	13
851	1974	20	16	女	〃		マドレーネル氏法	1974	10
852	1974	21	22	女	〃		マドレーネル氏法	1975	8
853	1974	22	34	女		〃	マドレーネル氏法	1975	8
854	1975	1	27	女			卵管圧座結紮術		10
855	1975	2	27	女			卵管圧座結紮術		15
856	1975	3	28	女			卵管圧座結紮術		8
857	1975	4	14	女			卵管圧座結紮術		13
858	1975	5	36	女			卵管圧座結紮術		8
859	1975	6	43	男	〃		精管切断術		10
860	1975	7	44	男		〃	精管切断術		8
861	1975	8	27	男		〃	精管切断術		―
862	1976	1							―
863	1977	1							11
864	1978	1	19	男			精管切断術		6
865	1978	2	16	女	〃	〃	卵管結紮術		6
866	1978	3	15	女	〃	〃	卵管結紮術		6
867	1978	4	18	女		〃	卵管結紮術		6
868	1978	5	14	女	〃	〃	卵管結紮術		13
869	1979	1							11

参考資料

優生手術の件数（昭和27年度～昭和61年度）

（単位：人，年齢のみ歳）

	手術を受けた人数			年齢別（男）					年齢別（女）					最低年齢／歳	最高年齢／歳	疾患名					
	計	男	女	0～19	20～29	30～39	40～	不明	0～19	20～29	30～39	40～	不明			①遺伝性精神薄弱	②遺伝性精薄・てんかん	③てんかん	④精神分裂病	⑤その他身体障害等	未記入
S27年度	0	0	0																		
S28年度	8	6	2	4				2	1				1	12	18	2				3	3
S29年度	0	0	0																		
S32年度	0	0	0																		
S33年度	0	0	0																		
S35年度	26	6	20	2	2			2	7	6	6		1	9	39						26
S36年度	45	12	33	9	1	2			9	19	5			12	38						45
小計	79	24	55	15	3	2	0	4	17	25	11	0	2	－	－	2	0	0	0	3	74
S38年度	14	4	10	2	2				3	3	4			12	37	13				1	
S39年度	39	8	31	4	3	1			13	11	6	1		11	40	37			2		
S40年度	93	46	47	19	20	6	1		27	12	6	2		10	43	88	2		3		
S41年度	107	48	59	31	12	5			31	11	12	5		11	46	101				1	5
S42年度	90	38	52	22	11	5			34	6	12			10	39	78		3	8	1	
S43年度	84	34	50	25	6	3			22	12	14	2		11	42	79			3	2	
S44年度	88	27	61	19	4	3	1		22	24	15			11	41	85			3		
S45年度	94	33	61	21	9	2	1		24	22	13	1	1	10	51	79	1	4	6	3	1
S46年度	79	28	51	19	5	4			26	13	10	2		10	42	59	6	2	4		8
S47年度	61	22	39	13	4	3	2		15	7	16	1		10	50	53	1		3	4	
S48年度	33	9	24	6	2		1		9	9	6			11	43	23	4	2	2	2	
S49年度	22	4	18	2	1	1			8	7	3			9	38	12	6	2	2		
S50年度	8	3	5		1		2		1	3	1			14	44	4	1	1	2		
S51年度	1															1					
S52年度	1															1					
S53年度	5	1	4	1					4					14	19	3	2				
S54年度	1																1				
S56年度	1																	1			
S61年度	0																				
小計	821	305	512	184	80	33	8	0	239	140	118	14	1	－	－	716	24	15	38	14	14
合計	900	329	567	199	83	35	8	4	256	165	129	14	3	－	－	718	24	15	38	17	88

※手術を受けた人数が「1人」の年度については，本人の特定につながるおそれがあるため，性別，年齢は記載していない。よって，各区分の合計にも含めていない。

10

－「旧優生保護法に関連した資料等の保管状況等調査結果の概要について」宮城県保健福祉部・保健福祉委員会配布資料、平成 30 年 7 月 2 日－

上記「優生手術の件数」の内、疾患名に着目すると、遺伝性と冠した「遺伝性精神薄弱」718 人、「遺伝性てんかん」24 人で、「遺伝性…」で 742 人となり、全体 900 人の 82%（742／900）と非常に多い。宮城県にあっては、「遺伝性」と疾患名に冠することによって法第 4 条での手術を可能にしていたと思われる。

Ⅷ　優生保護審査会

1　優生保護審査会

優生保護審査会に関する資料は、以下の資料に加え、1960（昭和 35）年以前は関係資料で、優生保護審査委員が明記されているものについては、それを使用した。

表 1－1　宮城県優生保護審査会委員名簿一覧

236	19600117	宮城県優生保護審査会委員等名簿（S 35.1.17 現在）	1176~1176
237	19750331	宮城県優生保護審査会名簿（S 50.3.31 現在）	1177~1177
238	19760401	宮城県優生保護審査会委員等名簿（S 51.4.1 現在）	1178~1178
239	19800700	優生保護審査会委員名簿（昭和 55 年 9 月～昭和 57 年 8 月）	1179~1179
240	19820900	優生保護審査会委員名簿（昭和 57 年 9 月～昭和 59 年 8 月）	1180~1180
241	19840900	優生保護審査会委員名簿（昭和 59 年 9 月～昭和 61 年 8 月）	1181~1181
242	19860900	優生保護審査会委員名簿（昭和 61 年 9 月～昭和 63 年 8 月）	1182~1182
243	19880900	優生保護審査会委員名簿（昭和 63 年 9 月～昭和 65 年 8 月）	1183~1183
244	19900901	優生保護審査会委員名簿（平成 2 年 9 月～平成 4 年 8 月）平成 2 年 9 月現在	1184~1184
245	11910528	優生保護審査会委員名簿（平成 2 年 9 月～平成 4 年 8 月）平成 3 年 5 月現在	1185~1185
246	11920901	優生保護審査会委員名簿（平成 4 年 9 月～平成 6 年 8 月）平成 4 年 9 月現在	1186~1186
247	11940401	優生保護審査会委員名簿（平成 4 年 9 月～平成 6 年 8 月）平成 6 年 4 月現在	1187~1187
248	11940900	優生保護審査会委員名簿（平成 6 年 9 月～平成 8 年 8 月）	1188~1188
249	11960600	優生保護審査会委員名簿（平成 6 年 9 月～平成 8 年 8 月）平成 8 年 6 月	1189~1189

2　優生保護審査会の構成員

優生保護審査委員について、厚生省が定めた標準を見てみよう。1953（昭和 28）年 6 月 12 日付、厚生事務次官から各都道府県知事宛の「優生保護法の施行について」（厚生省発衛第 150 号、厚生省ＨＰに掲載）では「第 3　優生保護審査会について」として、「都道府県優生保護審査会の委員の人選について」の「標準」を示している。それによれば「委員　副知事、衛生主管部（局）長、地方裁判所判事、地方検察庁検事又は都道府県国家地方警察隊長、医科大学教授（精神科又は内科）又は病院医長（精神科又は内科）、都道府県医師会長、開業医師、民間有識者、民生委員」と示されている。「審査会の委員の定数 10 人中 5 人は公務員の中から、他の 5 人は民間からそれぞれ任命するよう取り計らわれたい」とある。そして「審査の方法」では、「審査は、実際に各委員が審査会に出席して行うべきものであって、書類の持ち回りによって行うことは適当でない」とされた。「審査の内容が形式的にならないよう十分注意されたい」とあった。

宮城県の優生保護審査会の構成、ただし 1960（昭和 35）年度を見てみよう。委員は、医師から東北大学医学部精神科教授（委員長）、東北大学医学部産婦人科教授、裁判官から地方裁判所長、検察官から地方検察庁検事正、学識経験者から県医師会長、県議会議員、県助産婦会長、民生委員、行政庁官吏から副知事、県衛生部長の計 9 人*が担っていた。

＊利光恵子「旧優生保護法の運用実態と優生手術の様相―1950～60 年代の公文書から」から引用・作成

次に、優生保護審査会委員名簿並びに優生保護審査会の議事録を参考にして、知りうる範囲で優生保護審査会委員の一覧表を作成した。その一覧表から委員の一覧を示すと次の通りである。

優生保護審査会委員一覧　青字は女性と推定
1 石橋俊実、2 篠田糺、3 早坂冬男、4 大野正太郎、5 三笠義孝、6 古賀良彦、
7 豊島勝夫、8 正宗千香子、9 伊吹皎三、10 九島勝司、11 荘司圧九郎、12 小幡倹介、
13 阿部哲男、14 松川金七、15 五十嵐とまを、16 板垣市太郎（高原太郎）、
17 安本孝正、18 西村恂次、19 稲葉厚、20 相澤志づ、21 重村誠夫、
・・・1974 年以降
23 安達寿雄、24 石井厚、25 森康、26 伊藤政子、27 菅野修、28 遠藤友子、
29 茂庭秀高、30 佐藤紀夫、31 大熊輝雄、32 鈴木雅洲、33 木村国芳、34 井野場明子、
35 亀卦川守、36 見沢修己、37 沖直子、38 野窪光子、39 高野昭、40 村上敏子、
41 沖津貞夫、42 遠藤康、43 矢嶋聰、44 餅道夫、45 渡辺登、46 伊田八洲雄、
47 齋藤清六、48 山口和光、49 中沢幸男、50 鎌田千恵子、51 加藤修司、52 及川いさ子、
53 鈴木昇、54 小島建彦、55 今野隆吉、56 村井三郎、57 三上良喜、58 齋藤清實、
59 椎名正樹、60 菊地潤、61 石橋信勝、62 守屋克彦、63 岸秀光、64 安田恒人、
65 菊地滋子、66 西郡光明、67 遊佐美由紀

・1954 年（昭和 29）から 1996（平成 8）年までの優生保護審査委員は、わかる範囲で総勢 66 人で、その内女性は 13 人（名前から推定した）で 20%（13 人／66 人）だった。
・No1 から 21 までの 22 人は 1954（昭和 29）年から 1961（昭和 36）年までの委員名で、No23 から 6 6 までの 44 人は 1974(昭和 49)年以降（1996 年まで）で実質的に優生手術の対象者が減少し、あるいは 0 となる時期の委員である。
・1973（昭和 48）年の優生保護審査会で審査されたのは 33 人、1974（昭和 49）年は 22 人、1975（昭和 50）年は 8 人、1976（昭和 51）年は優生保護審査会の開催はなかった（ただ 1 人が優生手術費交付の対象となっている）点からみると、宮城県の場合は 1975（昭和 50）年が優生手術に対する転換点であったことが伺える。この転換の時期の優生保護審査会の委員は以下の通りである。

1975（昭和 50）年 3 月 31 現在（任期 1974 年 4 月 1 日～1976 年 3 月 31 日）

委員長　松川金七　宮城県医師会長

委　員　安達寿雄　東北大学医学部助教授

委　員　石井厚　東北大学医学部助教授

委　員　森康　宮城県議会議員

委　員　伊藤政子　仙台家庭裁判所判事

委　員　菅野修　仙台市民生委員

委　員　遠藤友子　日本助産婦会宮城県支部長

委　員　茂庭秀高　宮城県衛生部長

・1986（昭和 61）年度の優生保護審査会は 2 回開催され、1986（昭和 61）年 10 月 3 日と 11 月 11 日に開催されているが、対象者は同一人物で、10 月 3 日に「保留」となり、11 月 11 日に再審査された結果「否」となっている。審査会の委員は、遠藤康（宮城県精神保健協会長)、矢嶋聰（東北大学教授・医学部産婦人科)、餅道夫（宮城県議会議員)、井野場明子（仙台家庭裁判所判事)、渡辺登（仙台地方検察庁検事)、沖津貞夫（宮城県医師会会長)、－（仙台市民生児童委員会長)、野窪光子（日本助産婦会宮城県支部長)、伊田八洲雄（宮城県保健環境部長）の 9 人であった。ただし出席状況は不明である。

・どのような人が優生保護審査会の委員になっていたかを見る。1960 年 1 月 17 日現在の構成を見ると、以下の通りである。

委員長　医師代表　石橋俊実　東北大教授

委　員　医師代表　九島勝司　東北大教授

委　員　医師代表　阿部哲男　県医師会長

委　員　裁判官（地方裁判所長）　板垣市太郎　仙台高等裁判所

委　員　検察官　稲葉厚　地方検察庁検事正

委　員　学識経験者　荘司庄九郎　県会議員

委　員　学識経験者　松川金七　宮城県精神障害者救護会理事長・国見台病院

委　員　学識経験者　五十嵐とまを　県助産婦会長

委　員　行政機関の職員　伊吹皎三　衛生部長

委　員　行政機関の職員　重村誠夫　副知事

委員は委員長を含め 10 人で構成され、大きくは医師代表（3 人)、裁判官（1 人)、検察官（1 人)、学識経験者（3 人)、行政機関の職員（2 人）で構成されていた。より具体的には、委員長は医師代表の東北大教授、委員は医師代表として東北大教授と県医師会長、裁判官（地方裁判所長）として仙台高等裁判所、検察官として地方検察庁検事正、学識経験者として県会議員、宮城県精神障害者救護会理事長（国見台病院)、県助産婦会長、行政機関の職員として衛生部長と副知事がなっていた。特に、副知事（ただし実際の審査会には出席できていない）がなっていることと、県会議員がなっていることが宮城県の特

徴である。宮城県では、1962（昭和 37）年 10 月 4 日の宮城県議会定例会で「民族素質の劣悪化防止の立場からも、優生保護法の立法の趣旨から考えても、愛宕診療所（中央優生保護相談所付属診療所）を形だけ整えるというだけでなしに、これを強化してほしい」と要請し、「県内で優生手術の対象者が 2 万 4000〜3 万 6000 人くらいいるが、愛宕診療所で手術をする者は年間 70 人だ」と指摘し、「50 年かかって（対象者の）10 分の 1 しかやれない。このやり方では、（障害者は）増えるとも決して減少はしない」と述べている。答弁した県衛生部長は「年間 100 人近くの優生手術のうち、8 割くらいは愛宕診療所で行われている。今後とも優生問題に重点を置き、病院機能を充実させ、十分使命を果たしたい」と手術の推進を約束している。答弁した県衛生部長は、優生保護審査会の委員であった。こうした県議会の動きと、優生保護審査会に県議会議員が入っていたことにはつながりがあるのかもしれない。

・1960（昭和 35）年の優生保護審査会の委員の構成について述べたが、それ以後の委員の構成で特徴的なことを記す。仙台高等裁判所から仙台家庭裁判所判事に替わっている。仙台市民生委員が加わっている、東北大学の精神神経科から宮城県精神保健協会会長に替わっている。

・委員長が特定できる範囲で見ると、1960（昭和 35）年 1 月〜1961（昭和 36）年 5 月は医師代表の東北大教授、1974（昭和 49）年 4 月から 1976（昭和 51）年 3 月は宮城県医師会長である。

・委員には行政機関から担当部が入っているが、衛生部長（1954〈昭和 29〉年〜1982〈昭和 62〉年 3 月）、保健環境部長（1982〈昭和 62〉年〜1993〈平成 5〉年 3 月）、保健福祉部長（1993 年〈平成 5〉〜1996 年〈平成 8〉）の流れが、優生保護法の具体化の施策を担った行政の部署と推測できる。

表２　宮城県優生保護審査会委員一覧表

注　○：委員長　確認できたもののみ。（　）は名前は確認できるが職業等は不明を意味する。

1954.5.31 1955.3.15 1956・不明	石・実	篠・糺	早・男	大・郎	（三・孝）	古・彦	（豊・夫）	正・子	伊・三	※１西・弘・副知事	9人
1957.7.22 1957.12.14※1					小・介						
1958.3.10※2 1958.12.28 :西・弘は消える 1959.3.4※3		九・司	荘・郎	板・郎	※2石・仙 ※3安・正	阿・男	松・七	五・を			10人
1960.1.17 1960.4.12※4 1960.6.23※5 1961.6.6 1961.8.8 1961.11.28 1962.3.1	○石・実・医師代表　東北大教授	九・司・医師代表東北大教授	荘・郎・県会議員 学識経験者 ※4西・次	板・郎・仙台高等裁判所　裁判官・地方裁判所長　61年8月に高・郎	稲・厚・検察官　地方検察庁検事正	阿・男・医師代表　県医師会長	松・七・宮城県精神障害者救護会理事長　国見台病院・学識経験者	五・を　学識経験者・県助産婦会長 ※5・6月　相・づ	伊・三・衛生部長　行政機関の職員	重・夫・副知事　行政機関の職員	10人 9人
	不　明										

1975.3.31 1974.4.1 ～1976.3.31	安・雄 東北大学医学部助教授	石・厚 東北大学医学部助教授	森康 宮城県議会議員	伊・子 仙台家庭裁判所判事	なし	○75年松・七 宮城県医師会長	菅・修 仙台市民生委員	遠・子　日本助産婦会宮城県支部長	茂・高 宮城県衛生部長	8人
1978.9							78年9月佐・夫 仙台市民生委員			
1980.7.21	大・雄 東北大学教授・精神神経科	鈴・洲 東北大学教授・産婦人科	木・芳 宮城県議会議員	井・子 仙台家庭裁判所判事	なし	亀・守 宮城県医師会会長			見・己 宮城県衛生部長	8人
1982.9.1 ～1984.8.31			沖・子 宮城県議会議員					80年9月野・子　日本助産婦会宮城県支部長	高・昭 保健環境部長	8人
1984.9.1 ～1986.8.31			村・子 宮城県議会議員		なし	83年8月沖・夫 宮城県医師会会長			不明	8人
1986.9.1 ～1988.8.31	86年9月遠・康 宮城県精神衛生協会長	86年9月矢・聰 東北大学教授・医学部産婦人科	87年6月餅・夫 宮城県議会議員		渡・登 仙台地方検察庁検事		仙台市民生児童委員会長		86年4月伊・雄 宮城県保健環境部長	9人

1988.9.1 ~1990.8.31			齋・六 仙台家庭裁判所判事	山・光 仙台地方検察庁検事		及・子・民生委員 仙台市民生委員児童委員協議会副会長		曖昧・92・9 椎・樹	9人
1990年 9月1日 担当課 公衆衛生課 1990.9.1 ~1992.8.31			鎌・子 仙台家庭裁判所判事	加・司、仙台地方検察庁検事					9人
1991.5.28 担当課 公衆衛生課 1990.9.1 ~1992.8.31			中・男 宮城県議会議員						9人
1992.9.1 現在 担当課 公衆衛生課 1992.9.1 ~1994.8.31			91年5月鈴・昇92年8月 宮城県議会議員	91年5月小・彦92年8月 仙台家庭裁判所判事	村・郎 仙台地方検察庁検事				9人
1994.4.1 現在 担当課 健康対策課 1992.9.1 ~1994.8.31			92年9月今・吉 宮城県議会議員	92年12月齋・實94年8月 仙台家庭裁判所判事				椎・樹 宮城県保健福祉部長	9人
			93年7月三・喜94年8月 宮城県議会議員						9人

1994.9.1 ~1996.8.31	菊・潤、 宮城県精神保健協会長		95年5月石・勝 宮城県議会議員	守・彦仙台家庭裁判所判事	岸・光仙台地方検察庁検事	安・人宮城県医師会会長	菊・子 仙台市民生委員児童委員協議会副会長		95年4月西・明宮城県保健福祉部長	9人
			96年6月遊・紀 宮城県議会議員							9人

IX　補足資料（論文等）

1　優生保護法下における去勢手術をめぐって

船橋秀彦(福祉型専攻科シャンティつくば)

KEY WORDS: 優生保護法　優生手術　去勢手術

※本稿は発表のためにまとめたが、未発表だった原稿である。

はじめに―研究の目的と方法

優生保護法（1948 年成立，1996 年廃止）は「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」目的で，遺伝性疾患（第 4 条）や「遺伝性以外の精神病，精神薄弱」（第 12 条）者を「強制優生手術」の対象とした。優生手術の術式は，優生保護法施行規則 1 条によって，男性は「精管切除結さつ法」又は「精管離断変位法」，女性は，「卵管圧ざ結さつ法」又は「卵管間質部けい状切除法」によると規定されていた。これらの術式は，精管や卵管を結紮，あるいは切断及び結紮することにより，生殖を不能とする方法である。本稿では，優生保護法下の法外の術式である去勢（子宮摘出，睾丸摘出）の実態を明らかにする。歴史的用語として「精神薄弱」等も使用する。

1　法外による去勢手術（子宮摘出，睾丸摘出）の事例

1951 年 10 月に開催された全国精神薄弱児施設幹部職員相互研究会の議事録[1)]に，次の記述がある。

「私の取り扱ったケースを申し上げると刑務所に性欲の強い累犯者がいたが遺伝性が証明されなかった。しかし同法の『著しい性欲異常のある者』の条項を引用して両睾丸を摘出した。」（下線は船橋，以下同様）

また脳性マヒ者が著した歌集『癒ゆるなき身の』(1961)[2)] に，子宮摘出が詠われている。

メンスなくする手術受けよとわれに勧むる　看護婦の口調やや軽々し

女などに生まれし故と哀しみつつ　子宮摘出の手術受け居り

以上，睾丸摘出，子宮摘出の事実があったことが伺える。

2　医療行為として認められた去勢（睾丸摘出）

平田（2019）は，優生保護法下に鳥取県と千葉県で起きた去勢（睾丸摘出）事件を示した。結論的には刑事告訴されずに，医療行為として去勢が認められている。1954 年 6 月に鳥取県で「精神薄弱」者の断種事件が起きた。両親に殴るけるの凶暴性を発揮するので，実母が大学医学部付属病院神経科医師に相談したところ，手術すれば良くなると言われた。鼻の手術をすると病院に連れて行かれ，手術をしたところ知らぬまに去勢されていることに驚いた「精神薄弱」者が，警察書に伝え法務局支局に訴えた。鳥取県は事件について厚生省に問い合わせた。厚生省から「精神障害者の去勢手術に対する優生保護法の解釈につ

いて」（昭和 29 年 9 月 28 日付）との見解が出た。「正当な理由がある場合には，法に違反しない」とし，「医学上その種の治療として当該手術（注，去勢）が効果あるものと通例認められている場合」とした。鳥取の事件は，大学長の鑑定「精神病治療のための去勢手術は学説上も認められている」を踏まえ不起訴処分となった。翌 1955 年 8 月に千葉県の療護園で「精神薄弱」児の断種（去勢）事件が起きた。この事件は千葉署から千葉地検に送られたが，曖昧決着となった。

3　優生手術交付金と去勢（睾丸摘除，卵巣摘出）

船橋（2022）は，1963（昭和 38）年度の神奈川県の優生手術費明細書の分析から，法外の術式である去勢で補助費が支払われた事例[3)]を示した。

【事例 1・男】〇病院から申請された「優生手術明細書」（10 月〇日付）によると，手術対象者（男）は昭和生まれ，手術日は 9 月で，入院期間は 9 日間。術式は「低位脊椎麻酔に依る摘除術」，経過は「9 月〇日睾丸摘除術施行，以後経過良好にて 9 月〇日退院す」とあり，明細書に「診療内容審査済」と押印がある（注，〇は特定を避けた標記）。

10 月〇日付で保護義務者から知事宛てに「優生手術明細書」を添付して「優生手術補助金申請書」が提出され，県で「収受」（第 1887 号）し，「優生手術費補助金の執行支出伺」が決裁され，11 月〇日付で県知事から保護義務者宛てに通知（県指令 38 予第 1887 号）され，「優生保護法施行令第 1 条並びに神奈川県優生手術費補助規則にもとづき金 2100 円也を交付」された。

【事例 2・女】O病院から申請された「優生手術明細書」（昭和 39 年 1 月〇日付）によると，手術対象者（女）は，昭和生まれ，手術日は 12 月〇日で，入院期間は 9 日間。術式は「両側卵巣摘出術（腹式）」で，経過に「38.12.〇入院，12.〇両側卵巣摘出術（腹式）を施行，経過良好にて 12 月〇日退院」とある。「診療内容」の「手術料」欄に「両側卵巣摘出術（腹式），低位脊椎脊麻酔」とあり，明細書に「診療内容審査済」と押印がある。

1 月〇日付で県知事宛てに保護義務者（母）から「優生手術明細書」を添付の上，「優生手術補助金申請書」が提出され，県で「収受」（第 186 号）し，「優生手術費補助金の執行支出伺」（39 予第 186 号）が決裁の上，県知事から保護義務者宛てに通知（県指令 39 予第 186 号）され，「優生保護法施行令第 1 条並びに神奈川県優生手術費補助規則にもとづき金 4217 円也を交付」された。

このように地方自治体が「睾丸摘除」「卵巣摘出術」に交付金を支払った事例が認められた。

まとめ　優生保護法下，法で認められていなかったが去勢（睾丸摘出，子宮摘出）の事例があった。知的障害者本人が知らない間に去勢され，警察署と法務局支局に訴えたが「治療」として事件化しなかった事例があった。また，優生保護法下の「強制優生手術」でも

法外の「睾丸摘除」や「卵巣摘出」の事例が認められた。以上，優生保護法下の去勢手術の容認の有り様の一端を示した。

注

1)「全国精神薄弱児施設幹部職員相互研究会議事録」『児童』8，P.105，日本少年教護協会，1952。

2）歌集『癒ゆるなき身の』1961，東雲叢書・第 2 巻，直接には新井裕樹氏の紹介による。

3)同事例については，利光恵子が報告している。その検証に位置づく。

参考文献

平田勝政「優生保護法と障害者の人権－1950 年代の断種（去勢）事件の検討－」『長崎大学教育学部教育実践研究紀要』第 18 号別冊，2019.3。

船橋秀彦「優生保護法（優生思想）の地域浸透に関する研究―神奈川県―」，pp.123-126,2021.11。全国障害者問題研究会茨城支部の HP に掲載。最終確認は 2023.4.10。
http://kareido-on-web.la.coocan.jp/ibashouken/yusei_kanagawa.pdf

FUNABASHI hidehiko

2　優生保護法の地域実態に関する研究

―宮城県・1953 年度の強制優生手術の実態―

船橋秀彦(福祉型専攻科シャンティつくば)

Key Words: 優生保護法　宮城県　強制優生手術対象者

※本稿は、2023 年 10 月 28 日～29 日に開催された日本特別ニーズ教育学会の自由研究発表（発表日は 2023 年 10 月 28 日）で報告したものである。

1　研究の目的・方法

1948（昭和 23）年に優生保護法が成立(1996 年廃止)する。法の目的に「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」とある。本稿では，宮城県への行政文書公開請求手続き 1）を経て開示された資料に基づき，1953（昭和 28）年度の優生手術の実態を明らかにする。1953 年度の関係資料数は 38 資料(昭和 28 年 7 月 17 日付～昭和 29 年 3 月 21 日付まで)あり,「優生保護審査会開催」「優生手術申請書」「健康診断書」「遺伝調査書」「優生手術の委託」「請書」「優生手術委託料請求書」である。多くは非開示(黒塗り)だが，開示部分から 1953（昭和 28）年度の優生保護審査会の対象者を表 1 にした。本報告では,「精神薄弱」など歴史的用語として使用する。

2　1953(昭和 28)年度の優生手術の実態

① 1953 年度の優生保護審査会は 10 回開催され, 7 月以降は毎月開催（7/18, 8/18, 9/21, 10/21，11/17，12/17，1/28・2/26，3/25）されている。対象者は 63 人(男 33・女 30, 含第 2・3 回審査会)で，男が女より少し多く，年度末（2 月・11 人，3 月・14 人)が相対的に多い。「都道府県優生保護審査会開催状況」2)には 1951 年度の宮城県の優生保護審査会の開催は 23 回で全国最多で審査対象者 45 人は北海道 141 人，大阪 123 人に次ぐ人数だった。1951 年度と 1953 年度を比較すると，1953 年度は優生保護審査会の回数は減ったが，対象者数は増えている。

② 居住地(在家庭，施設入所・精神科病院入院)を検討する。「優生手術申請書」の「優生手術を受くべき者」の住所と現住所が同一であれば在宅者と推定できる。また「現住所」の「記載上の注意」に「病院にいる者については，その病院名及び所在地を記入する等現に本人のいる場所を記入すること」とあるから，現住所のみ異なる場合は「病院入院か施設入所」者と判断できる。結果,「病院・施設」38 人,「在宅者」17 人,「不明」1 人で,「病院・施設」が 68%(38/56 人)を占めた。

③ 申請医師は,「精神科」43 人,「精神科内科」6 人,「産科婦人科」4 人,「産婦人科」2 人,「内科」1 人で，88%(49/56 人)が精神科関係医師だった。

④ 審査対象者の年齢は 12 才から 36 才で，10 代は 20 人，20 代は 22 人，30 代は 14 人だった。20 代と 10 代で，優生手術対象者の 75%(42/56)を占めている。年齢別では 12 才・22 才は 5 人，18 才・19 才・23 才・24 才・30 才は 4 人だった。

⑤　法 4 条の適用に関する「遺伝調査書」の「血族中遺伝病にかかった者」は,「氏名」「年齢」「続柄」「病名」「備考」の様式である。「氏名」に記載がある（表 1 では「有」と表記）のは 19 人で,「空欄」13 人・「不詳」17 人・「なし」2 人・「不明」1 人と計 33 人だった。宮城県の調査結果 3)で「昭和 28 年」の「第 4 条」での申請数及び「適」と決定された者は 63 人(男 33，女 30)とあり，12 条の適用者はいない。ここから「血族中遺伝病にかかった者」が,「空欄」「不詳」「なし」「不明」という遺伝性が極めて曖昧な 33 人も法 4 条で手術されていた事になる。

⑥　第 9 回審査会対象者の No37(男，24 才)と No38(女，30 才)は,「血族中遺伝病にかかった者」が「不詳」とあるが,「優生手術申請書」には「優生保護法第 4 条の規定により優生手術を行なうことの適否に関する審査を申請」と，4 条で申請されている。このように宮城県の優生保護審査会では，遺伝性の立証が曖昧な者にも第 4 条(遺伝性)を適用させていた。

⑦　1953(昭和 28)年付の「優生手術委託料請求書」が 8 枚(第 3 回の審査会の 3 人，No3・4・5・6・7 の 5 人)ある。宮城県の調査結果「優生手術の件数」4）は 1953(昭和 28)年は 8 件で，男女別(男 6，女 2)，年齢(最低 12 才～最高 18 歳)は、請求書と合致する。「優生手術の件数」には「疾患名」の欄があり,「遺伝性精神薄弱」2 人,「その他身体障害等」3 人,「未記入」3 人とある。No3・6 は「遺伝性・有」で「遺伝性精神薄弱」2 人に合致する。No4・5・7 は「遺伝調査書」に「病名」があるので「不明」には該当せず,「その他身体障害等」にあたる。結果，No4・5・7 は,「血族中に遺伝病にかかった者」が「空欄」(No4・5),「不明」(No7)でも，病名「その他身体障害等」(個別名は不明)として 4 条の適用で強制優生手術をされていたと推測できる。

表 1　1953（昭和 28）年度宮城県優生保護審査会の強制優生手術者対象一覧（船橋作成）

表 1　1953（昭和 28）年度宮城県優生保護審査会の強制優生手術者対象一覧（船橋作成）

No		居住地	性	申請医師	年齢	遺伝
第 1 回　不明						
（第 2 回）7 月 18 日　4 人（男 3、女 1）						
（第 3 回）8 月 18 日　3 人（男 1、女 2）						
第 4 回　9 月 21 日						
1	1	在宅	女	産婦人科	28 才	有
2	2	在宅	女	精神科	27 才	有
3	3	病・施	男	精神科	14 才	有
4	4	病・施	男	精神科	12 才	空欄
5	5	病・施	男	精神科	13 才	空欄
6	6	病・施	女	精神科	12 才	有
7	7	病・施	男	精神科	18 才	不明
第 5 回　10 月 21 日						
8	1	病・施	女	精神科	22 才	不詳
9	2	病・施	女	精神科	31 才	不詳
10	3	病・施	女	精神科	28 才	不詳
11	4	病・施	女	精神科	30 才	有
12	5	病・施	男	精神科	36 才	有
第 6 回　11 月 17 日						
13	1	在宅	女	産科婦人科	18 才	有
14	2	在宅	女	産科婦人科	22 才	有
15	3	病・施	男	精神科	19 才	なし
16	4	在宅	女	産科婦人科	24 才	有
第 7 回　12 月 17 日						
17	1	病・施	女	精神科	30 才	有
18	2	病・施	男	精神科	17 才	有
19	3	病・施	男	精神科	17 才	△[1]
20	4	病・施	男	精神科	12 才	有
21	5	病・施	男	精神科	12 才	有
22	6	病・施	女	精神科	24 才	空欄[2]
23	7	病・施	女	精神科	19 才	空欄[3]
24	8	病・施	女	精神科	22 才	なし
25	9	病・施	男	精神科	29 才	有

No		居住地	性	申請医師	年齢	遺伝
第 8 回・昭和 29 年 1 月 28 日						
26	1	在宅	女	産科婦人科	17 才	有
27	2	病・施	男	精神科	32 才	空欄[4]
28	3	病・施	男	精神科	34 才	空欄[5]
29	4	病・施	男	精　神科	23 才	空欄[6]
30	5	病・施	女	精神科	36 才	空欄
31	6	在宅	女	精神科	26 才	空欄
第 9 回・2 月 26 日						
32	1	病・施	男	精神科	24 才	不詳
33	2	病・施	女	精神科	29 才	不詳
34	3	在宅	女	産婦人科	18 才	有
35	4	病・施	男	精神科	23 才	不詳
36	5	病・施	男	精神科	26 才	不詳
37	6	在宅	男	精神科	24 才	不詳[7]
38	7	在宅	女	精神科	30 才	不詳[8]
39	8	在宅	男	精神科	23 才	不詳
40	9	在宅	女	精神科	34 才	空欄[9]
41	10	在宅	女	精神科内科	23 才	不詳
42	11	不明[10]	男	精神科内科	36 才[10]	不詳
第 10 回・3 月 25 日						
43	1	病・施	男	内科	15 才	有
44	2	病・施	女	精神科	19 才	空欄[11]
45	3	病・施	女	精神科	31 才	不詳
46	4	病・施	女	精神科	25 才	不詳
47	5	病・施	男	精神科	31 才	空欄[11]
48	6	病・施	男	精神科	32 才	不詳
49	7	病・施	男	精神科	12 才	空欄[11]
50	8	病・施	男	精神科	14 才	有
51	9	在宅	女	精神科内科	18 才	△[12]
52	10	在宅	男	精神科内科	30 才	不詳
53	11	病・施	男	精神科内科	19 才	不詳
54	12	在宅	女	精神科内科	21 才	△[12]
55	13	病・施	男	精神科	22 才	有
56	14	在宅	男	精神科	22 才	不詳

表の注
1「氏名」は「不明」とあり，「続柄」「病名」に 2 人分黒塗り。
2 備考欄に「■なり■に■があったらしいが詳細は不明なり」と記載。
3 備考欄に「■にも■にも■があったらしいが詳細には不明である」と記載。
4 備考に「■の同胞二名が■であったというが詳細は不明である」と記載。
5 備考が黒塗り
6 備考に「母系従兄（氏名不詳）に軍隊■となり入院中に死亡したものがあると言う」と記載。
7 4 条で手術と確認できる記載あり。
8 4 条で手術と確認できる記載あり。
9 備考に「■に強度の■にて死亡せるものありというも詳細不明」と記載。
10 本籍，住所，現住所とも「不明」と記載。年齢は「推定」とある。
11「備考」が黒塗り。
12「氏名」「年齢」は空欄，「続柄」「病名」は黒塗り。

参考文献

1）宮城県へ行政文書公開請求(2023 年 1 月)。

2）　公衆衛生局庶務課「昭和 28 年 2 月　都道府県衛生部長会議資料」厚生労働省ホームページ。

3)「旧優生保護法に関連した資料等の保管状況等調査結果の概要について」(平成 30 年 7 月 2 日，保健福祉部)の「調査 2　優生手術関連の件数，個人が特定できる情報の調査」及び「優生手術の件数(昭和 27 年度～昭和 61 年度)」(宮城県ホームページより)

(FUNABASHI Hidehiko)

終りに

私（船橋）は、2023（令和 5）年 1 月 5 日、旧優生保護法に関する行政文書※1の開示を宮城県に求めた。宮城県から「行政文書の開示をするかどうかの決定をする期間を延長した」との「決定期間延長通知書」（1 月 19 日）が届き、実際に資料が手元に届いたのは 4 月であった。届いた行政文書は 1471 頁分あった。それらの文書を、時間を見つけては一つ一つ見て、文字通りコツコツと分析・解釈し続けて、やっと一つの区切りをつけられたのが今日（2024〈令和 6〉年 1 月 14 日）である。1 年間かかってしまったが、本冊子（茨障研ホームページに掲載という形）にまとめることができた。不十分な内容であるが、皆さんに見ていただき、ご批判頂ければ喜びです。

この 1 年の間に、優生保護法裁判にかかわる動きの変化もあった。一つは、2023（令和 5 ）年 6 月 19 日に衆参両院の厚生労働委員長から衆参両院議長に優生保護法にかかわる調査報告書「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成 31 年法律第 14 号）第 21 条に基づく調査報告書』として、報告されたことである。この報告は「旧優生保護法の制定・改正の経緯、社会的背景、優生手術の実施状況等に関して調査」をしたもので、3 編構成で、第 1 編「旧優生保護法の立法過程」、第 2 編「優生手術の実施状況等」、第 3 編「諸外国における優生学・優生運動の歴史と断種等施策」と 1400 頁に及ぶものである。特に筆者（船橋）の進める優生保護法の地域浸透（法の運用実態）の解明との問題意識からは、第 2 編「優生手術の実施状況等」に注目したい。国の機関の保有資料の調査、地方自治体に対する調査、医療機関、福祉施設に対する調査、障害者関連団体に対する調査、優生手術を受けた当事者等に対する調査、旧優生保護法一時金支給請求書等の調査をしたもので、優生手術の事実を明らかにしている点で価値がある。特に筆者（船橋）としては、旧優生保護法に基づく優生手術の他に「法定外手術等」についても事実をとり上げている点を評価したい。ただ、残念なことが 2 つある。1 つは、統計上の強制優生手術（法第 4 条・12 条）者数からみると各都道府県にばらつきがあり、その点で地域間格差がある点を踏まえるなら、事例の出所の都道府県名が明らかにされていないことである。2 つは、優生手術については、本人の同意の有無等に基づいて 3 類型、すなわち第 3 条（遺伝性疾患等・らい疾患・母体保護)、第 4 条（遺伝性疾患)、第 12 条（非遺伝性疾患）と法定外手術等と、優生手術を広くとらえながら、それらの関係構造、なぜ法定外手術が容認・実施されていたか、あるいは優生手術の実施の仕組み（行政の役割、保健所の役割、福祉施設の役割等）が、事実の抽出のみに重きが置かれ、十分に解明されていない点である。その点では、報告書の域を出ていないと思えます、検証まで進めて欲しかった。

※1　開示を求めた行政文書の内容は「旧優生保護法に関する資料の内、優生手術関係、優生保護審査会関係、優生保護相談所関係　他。ただし、統計資料（「衛生年報」）、国の法律を除く」として、請求した。

もう一つの動きは、優生保護法裁判の方です。裁判では「除斥期間」が争点となり、原告被害者の勝訴が、大阪高裁の 1922（令和 4）年 2 月判決、東京高裁の 1922（令和 4）年 3 月判決、札幌高裁の 1923（令和 5）年 3 月判決、大阪高裁の 1923（令和 5）年 3 月判決と続いたが、1923（令和 6）年 6 月の仙台高裁の判決では、除斥期間が適用され、原告が敗訴となっている。「20 年の除斥期間を過ぎてから裁判を提起したので、権利が消滅する」と捉えるか、「除斥期間での権利の消滅」を認めなかった 4 高裁の判決のように「除斥期間で権利が消滅することは『著しく正義に反する』」と捉えるのか、この二つの判断の岐路に立っている。そして 2024（令和 6）年 1 月現在、これら 5 件の裁判は、最高裁大法廷でまとめて審理され、そこで審判がされる状況下にある。ただ、最高裁の大法廷で審理されるからといって、安心できるものではない。東日本大震災時の国の責任を問う裁判で、2022（令和 4）年 6 月 17 日、最高裁判所は、福島第一原発事故の被害者が提起した生業訴訟、群馬訴訟、千葉訴訟、愛媛訴訟の 4 訴訟において、国が規制権限を行使しなかったことについて、国の責任を認めないとの判決を言い渡しているからである。決して、裁判官にすべてをゆだねる状況ではないのである。署名等により社会的関心の高さを司法関係者に知らせていく必要がある。

筆者としては、除斥期間を説く司法関係者（裁判官）に、次の二つの歴史的事実を示したい。一つは、各都道府県の優生保護審査会に各地方裁判所の裁判官等や検察官等、司法関係者が加わっていたことである。その点で　優生保護法の運用の一端を司法関係者も担っていたのである。二つは、被害者が訴えてもまともにとり上げなかった事実である。1954（昭和 29）年の鳥取県で「精神薄弱者」が断種され、法務局倉吉支局に訴え出たことがある。最終的に不起訴処分となった。また 1955（昭和 30）年の千葉県で「精神薄弱者」の断種事件が千葉署から千葉地検に送られたことがある。結果は、担当巡査部長が「問題があまりに大きくなったため、慎重に捜査をせねばと連日夜を徹しての取り調べを続け、遂に神経衰弱気味にな」り、「曖昧決着」となった。こうした人権侵害事件の不起訴処分や曖昧決着が、法定外手術への「歯止めをかける好機を逸して逆に促進」させたのではないかと思える。その点でも、司法関係者は今日の優生保護法問題（法廷外手術を含む強制不妊手術）の一端に責任があるといえるのではないか。除斥期間というが、訴えてもまともに取り扱ってくれなかったという司法の側の問題こそ、裁かれねばならない。そこに、優生保護法問題の歴史的事実がある。この点に、裁判所は真摯に学ぶべきです。

＊1954（昭和 29）年の鳥取県の事件、1955（昭和 30）年の千葉県の事件については、平田勝政氏の研究に詳しい。

平田勝政「優生保護法と障害者の人権－1950 年代の断種（去勢）事件の検討―」（長崎大学教育学部実践研究所紀要　第 18 号　別冊、2019 年 3 月）

最後になりますが、私の拙い歴史研究は、優生保護法裁判、特に今年出される大法廷での判決の原告勝利に少しでも貢献したいとの思いで取り組んできました。

裁判の勝利を願います。

2023（令和 6）年 1 月 14 日

優生保護法（優生思想）の地域浸透に関する研究―宮城県―

発行日　2023 年 1 月

責任者　船橋秀彦

発行者　全国障害者問題研究会茨城支部

〒309-1626　茨城県笠間市下市毛 414